日本随筆大成

第三期
第十一巻

日本随筆大成第三期第十一巻

収載書目

翁草 上巻

宮内省御用掛 文學博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官 文學博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成　第三期第十一卷

凡例

一、本集卷十一、卷十二、卷十三には、翁草（前編後編二百卷）を收めたり。

一、本書は、神澤貞幹の編述にして、皇室、公卿、武將、豐太閤、德川氏及其一族、諸大名及旗本與力、諸士、戰爭、赤穗義士、社寺、儒醫、和歌連俳、謠曲淨曲及相撲、書籍文章碑文及書道、繪畫及彫刻、圍碁及茶道、女儀、商賈及金穀、孝悌、地理、祥災、處刑人、風俗、外交及貿易、裁判、雜の二十六部門に分ち、歷史、法制、文學、宗教、風俗等、諸般に涉り、諸書を收錄し、且足利末季より寬政年間に至る傳說を評論し、又自己の見聞せる事實をも記述したる大編の隨筆なり。故池邊義象氏の說に『傳ふる處に依れば、本書明和年中に、既に百卷を脫稿し、（世に之を前編と唱ふ）後また百卷を編成したるを、天明戊申の大火に、その半を失ひ、その後更に編述して、遂に百卷を草し、（世に之を後編と唱ふ）合せて二百卷となせりと云ふ。この他塵泥と題せるもの、四十二卷あり。全編を通覽するに、或は目錄を附したるあり、附せざるあり、符箋して本文を補へるあり、朱字にて書入れたるあり、蓋し未定稿の儘に世に寫し傳へしものならむ』と云はれたり。

本書の版本は、嘉永四年に、池田東籬校訂の翁草五巻あり、（初帙のみ）また近藤瓶城編の存採叢書中に僅に一冊あり。明治三十八年に池邊義象氏數種の寫本を考訂して完本を出版したり。本書はこの完本に據るところ多し。

著者神澤貞幹は、本姓は入江氏、名は與兵衛、貞幹と稱し、杜口、可々齋、靜座等の號あり、又其凋菴といふ。

少より俳諧を好み、初め吟花堂曉山に從ひ、後に半時菴淡々の門に入り出藍の譽あり、少にして神澤彌十郎貞宜の養子となり、京都町奉行與力の職を襲ぐ、然れども、幾くもなく職を辭し、世を退きて專ら編著に從事せり。豫て「辭世とは即ちまよひたゞ死なん」の句を詠じ、寛政七年乙卯（二四五五）二月十一日歿す。享年八十六歳なり。

昭和六年一月三十日

翁草叙

聖人詩書禮易之外、繼之造春秋、以勸懲補翼民心、春秋之外、固有國史、國史之裂、復有稗官、雖不及國史論世品人、順逆抑揚、稱爲文章爾雅、而其事必信、淑慝益明、則苟以勸懲補翼民心者、安輕而棄蔑之哉、本邦亦傚作史、亦有稗官、師人神澤貞幹著翁草一編、開卷觀之、亦稗官之流、而百四五十年來世說口碑所傳、採摭無遺、稽考悉備、其出于當時雜筆、或詢諸古老、或探諸秘錄、前世、則裔孫、當今則鄉貫、必問而究之、郢書燕說正其謬解、周鼠鄭璞辨其異評、抉膜讀等慈之碑、薰胸得忠憲之諭、其勤亦苦矣、假使其心專乎傳事情、乃能激義膽、稗名教功尚未可闕而已、與彼喜語怪力、貴戲笑、徒貪俚兒一拍掌而止者、相去不遠耶、世讀之道聽塗說、時誇其多、曰是自勝場、則買櫝還珠、非所以叙焉而作者之所歎也、

安永五年丙申正月

魯堂撰

みじか夜のあくるまもなほ長月の曉まつ心地なんして、老の寢覺のいとつれなきまゝに、つらつらいにしへをおもひつゞくれば、のどけき御代こそはかりなけれ、かくうつり行くものゝ春秋の間に、名ある人の言葉、あるは世のめづらかなるさまなんどを、古人のふみにつゞり置ぬるを、せちにひろひものし、なほはたそれかれの翁の物がたれるかこ耳に殘りしをも、もろともに藻汐艸かきあつめつゝ、聞くといふ緣によりて、これを翁ぐさとよぶ、

明和九のとしうの花月

六十三叟

可々主人漫書

翁草　巻之一

故諺記

〇板倉周防守牛込時樂軒を喩す

一牛込時樂軒の語りしは、吾等忠左衛門たりし時、御目付被仰付、其の砌板倉周防守へ、吹聽に參りしに、折節在宿にて對面有し時、某申す樣、不調法の拙者へ、御目付被仰付、難有奉存候、仍て御吹聽に參り候由申ければ、重宗聞れ、一段目出度事に候、御自分の不調法を必ず御隱し有間敷候、若し不調法を銹られ候へば、下に立候役人に迷惑する者多きものに候、御自分の不調法に、立て勤られ候へば、御上には御人多く候間、御役御免遊ばされ、其の器に當りたる者を被仰付候事故、必ず其心得有べき事の由被申候に付、忝き御意見に候、此の御言葉を、我等守りに掛け相勤可申と申ければ周防守又云く、是れ我が言に非らず、亡父伊賀守が申たる事にて候、序ながら語て聞せ可申候、以前御上洛の節、京都にて亡父へ上意有しは、其方事も年寄候儘、代りの役人を被遣度思召せども、未だ思召當られたる御人も無之候故、不被遣候間、其方儀も、代り役人に可成者を見立候へとの仰なり、其の時伊賀守申上げゝるは、悴周防守など見事可相勤者と奉存候間、可被遣候と申上げ候へば、尤に候上にも内々は左樣に思召るゝとの上意にてありし由、某事其頃は未だ御小性にて御側に相勤る處に、翌年不圖被仰出候は、其方事伊賀守代りに可被遣間、上京いたし見習ひ可申由上意に付、奉畏由御請申上登りしに京着の日、伊賀守座を改め、左右に役人を置き、帳目錄を並べ立て、對座へ某を招じ、江戸表の御機嫌を伺ひ、扨帳目錄を引渡して今日より所司代職を可相勤由申に付、某も興覺めて、私儀

只今迄御側勤居、世間を不存、諸事不案內と申し、其の上上意にも、先づ參て一兩年も見習ひ候へとの御事に候へば、其の通りに仕度と申けるに、伊賀守申けるは、御目黑き殿樣の可勤者と思召せばこそ遣はされたれ、假令ば親子にても目顏違ふ故に、見違へる人もなし、是と同前なり然れば我等に隨ひ居ては、其の間は我等ごとく可成候へ共、離るゝ時は、其方の料簡より外はなし、某に隨身しては、いつ迄も詮なし、此の故に引渡すなり、隨分其方の不調法をあらはして勤むべし、もし不調法を隱す心あらば、畿內は申に不及西國迄の難儀に及ぶべければ、少も鍔るべからず、不調法は上にも御存候へば、大勢の御人の內より、其の器に當れるを、何時にても御取替有べければ、不調法は少も耻ならず、是非今日より相勤べしと申すに付、此の上畏候と請合候へば、兼て町家を調置き、伊賀守は其の日に彼所へ引移り、其町の名主年寄方へ打廻り、關東より所司代被登候に付、御役義引渡し御町へ引移候、仍て今日より御仕置の事不存候間、萬事御指圖可受と申廻り、其の後は京の名ある町人の類を集め、碁を打て殘生を樂れけるが、常に其の者共へ申さるゝは、今度の所司代嚴敷ぞ我等をあしらひ候樣に心得ば、大に迷惑すべしと示されて、町に二三年も隱居せらるゝ故、下にて我等批判を申さゞりしなり、其の間に某も役を仕習ひたるなり、其の節伊賀守言葉尤と存候故、今御自分へも申すなりと被語しとかや、

〇板倉伊賀守の智德

一其の後防州へ時樂軒參られ、四方山の咄の序に、御手前樣には、尊父伊賀守殿と、智德被劣候樣思召候哉と被申ければ、重宗答に、碁にたとへば、井目も違ひ可申候、其の故は伊賀守御役勤せし時は、京都の町人の妻子を、無遠慮、勝手へ立入らせ候に付、其の者の夫或は子供親族類、公事に出る時は斯樣々々の譯にて公事に出候儘、我親族に御勝せ被下候へと袖にすがりて願へば、心得たるぞ勝すべし抔と挨拶しける故、其の者ども悅びて、公事濟を待ち、勝手へ出で其の樣子を伺へば、去れば、其

方が夫に勝せ度思ひつれ共、僻事故負たり、汝が子を勝せ度思ひて、斯言へかしと思へども、空氣者にて、左様には不言して負たるぞなどゝ挨拶しける、御前様の左様の思召に候へば、無是非と、少しも恨る氣色なかりしなり、是我不及所なりと被語しとぞ

○本多正信鷹匠たりし間の話及び其の評論

一周防守物語に、家康公伏見被成御座時、關東より飛脚到來して、江戸に於て、御城下夜に入候へば、御旗本の壯士ども致辻切候故、日暮ては往還留り、諸人及難儀候由申來るを聞召し、伊賀守へ上意に江戸城下の沙汰聞たるべし、是は其方日外物語せし鷹匠何某を遣し候はゞ、辻切を止めて可來者なるが唯今何方にか居候やと御尋の時、伊賀守申上けるは、いかにも其の者は左様の器量の者にて候、夫故見立候て、先年勤め奉り候へ共、御氣短にて、御抱不被成、殘念之旨申上れば、寔に其の時に御抱不被成は御誤なり、此の後御取立被成可召仕候、居所は不存候哉と御尋に付、私方に居候事も可有之候、其の思召に候はゞ呼寄可申候哉と申上れば、早々呼出候へとの御意にて被召出、御懇の御意の上にて、扨江戸に於て、爾々の事有り、鎭て可參由被仰付、彼者畏て罷下、江戸にて老中を廻り、御意の趣相達義有之候、御旗本十六以上の男子、御目見致たるも、不致も、其の支配の頭召れ、可致登城御觸有之様に申達、伊賀守よりの添狀相渡候に付、翌日御旗本不殘登城の時、件の鷹匠上座へ直り申けるは御意には何れも御留主に被差置候事は、御用心向御用に可立ものと思召候處、如何致して腰秡候哉、急度申譯可仕、此の段某承參候樣被仰付、罷下候間、否哉御答可被申上由相述ければ、年寄中もいかなる事ぞと被存體に相見え、各目と目を見合る處に、大久保彥左衛門申けるは、殿樣には何事を御聞なされ、左樣の事を被仰哉、合點不參由申候、其の時かの使云く、御意には御用心向と思召て、武勇の者どもを差置れ候處、夜々溢れ者、江戸中を徘徊し、辻切を致候故に、夜は往還留り候樣に被及聞召候、然るに一人も打留たると申す義不達御聽故、左候へば、溢れ者に恐れ、夜は門戸を鎖

からみ罷在る物にて可有と思召に就て、右御不審のよし申達ければ、何も目と目を見合せる計にて、物を申者も無處に、彦左衛門罷出、何れも斯様の所へ、うつゝも心付不申、油斷仕候、此の御意を蒙る上は、今宵より若き者に心懸させ、左様の溢れ者は、急度打留め可申候、何れも奉誤候段、何分可然御請賴存候、各存寄無之哉と滿座へ向申ければ、各一統同様の御請申上、退出して、其夜より人々心懸ける程に、今迄辻切に出たる輩も、倶に停る役人と成て、忽ち辻切相止み、靜謐に成たるよし、此の鷹匠は後に本多佐渡守正信と號して、名高き良佐と成られぬと云々、

私曰、此の條不審、本多佐渡守は、家忠日記、三河後風土記、其の外正記錄を閲るに、始彌八郎と號し、本多平八抔と、同姓の家系分明なり、然るを世諺に、鷹匠より御取立と申傳へ、岩淵夜話、其の外の書にも、其の趣を記し候條如何、扨本文に神君伏見御在城の折とあり、然らば御治世前の事成べし、其の頃は板倉伊賀守いまだ四郎左衛門とて、御旗本小祿の士なり、板倉立身は遙後の事にて、而も一說には、正信吹擧を以て、大名に御取立と云ふ、此の本文と頗る齟齬す、按ずるに如世說、佐渡守元は御鷹匠たるを御取立有りて、斷絕せし本多の家を正信に嗣せられ、再興有しにや

〇本多正信加增を辭す

一秀吉公の御時、右正信四萬石にて御仕置被致、殊外御用ひ被成、又三萬石御加增仰出されしに、正信云、某元御鷹匠にて輕き身成しを、斯様に御取立被召仕候へば、只今の祿過分に候、此の上御加增拜領仕候へば、冥加に盡候間、辭せられければ、重て上意に、左様にては身上成兼可申候、是非加增を可受旨被仰けるに、正信の云、某義重く召仕被下れ候へば、天下の諸大名より、金銀財寶を送候故、御恩にて乏敷事聊も無御座候よし被申上、終に御請無之、扨小き壺一、御前へ被致持參、御覽被遊候へと申上らる、御前御取上被遊、是は誰が送りたるぞと御尋有ければ、黑田よと被申上、上意御羨敷よし御戲被遊たるよし、

○本多正信嫡子を戒む

一佐渡守、嫡子上野介へ被申けるは、某死後必ず其方へ三萬石、御加增有べし、右の高某へ被下候御加增なれば、御請申上然るべし、十萬石共被不ば必ず御請無用なり、もし御受を申なば、冥加に盡べきぞと、申遺されしに、十五萬石迄の御加增を請け、父の遺旨に違はれし故か、又の御代にて不慮のなん有て、身上果られしとぞ、

○酒井雅樂頭の諷諫

一酒井雅樂頭政親は、御三代目の御後見にて、御崇敬の人なり、或時御前へ出られ候處に、其頃時の花たる刑部梨地の御印籠を御床に被差置たるを見られ、あれは何にてかと被申ければ、御前に、いかゞ思召候や、御赤面被遊ながら、加賀守がと計り上意なりし時、雅樂頭御小性衆に向ひ、あれを是へと被申候へ共、御前御赤面の御様子を奉見、立兼候を、御覽有りて、敢て遣し候へと上意有ければ、御小性衆、則右の品を雅樂頭前に差置く、雅樂頭取上見て、印籠にて候や、加賀守御懇意に乘じ、年若故に、物の辨へ薄く、斯樣の華美なる物を差上候と相見え候、以前大殿樣駿府御在城の節、夕御膳の御給仕に出候御小性何某が着し候袴を御覽被成、夫は何と申物ぞと御尋候へば、彼者、茶宇と申物の由申上けるに、以の外御機嫌損じ、已はにくきものかな、天下久敷亂に及び、漸く頃日靜に成り、萬民も安き樣に成りかゝる處に、名をも知らぬ程の衣類を着したる事、天下の奢を始め、亂の發を發す不屆者なり、御前を立候へと御忿甚敷、夕御膳も其の儘に不被召上候故、某ども色々御機嫌を取り、漸く夜に入り御膳を進申たる事之有候、然るに御先祖樣と違ひ、如此天下の華美なる遊道具を、御賞翫あそばされ候事、以ての外の由被申上、石に當て打ひじき捨られ候よしなり、此の雅樂頭はおとなしき人にて、嘉言善行樣々御遺訓にも見えたり、

○土井利勝松平信綱を諫む

一御三代目の御時、朝鮮人來朝登城の前、御矢倉の白土落し所を、增上寺へ成せられ候節、上覽有て、還御迄の內に、白土を付けさせ可申由、松平伊豆守信綱に仰付らる、信綱畏て外の御矢倉の戶をはづし立替させせんとせらるゝを、土井大炊頭利勝聞き、夫は豆州のよからぬ作意にて候、御大人へは成らぬ事は成らぬと知し召るゝ樣に致すが能く候、早々足代を申付られ可然也御自分は才智足りたる器量故、何時も斯樣の頓智は可出候へ共、重て又外へ此の類の事を被仰付たる時、誰も此の働は不及事に候へば、其の時其の人の不調法に相成候、然れば餘人は勤にくゝ成申べきと被申ければ、伊豆守も殆ど感心して、此の異見を、某が一生の心得に可仕よし被申けるなり、

○土井利勝の儉德

一或時大炊頭利勝居間に、一尺計りなる片糸の切れ有之を拾ひて、誰か在と呼れ候へば御次の間より大野仁兵衛と申近習の者罷出候へば、是を其方に預る、大事に致置候へと被申に付、彼者畏候とて、其の絲を請取罷立候を、次に居候若者共呵きて、あの絲屑何にか可成、大名に不似合事と笑ふ、其の後二三年も過ぎて大炊頭、彼仁兵衛を呼び、先年其方に預け置候絲切はと尋られしかば、是にて候とて、早速、巾着より取出す、利勝請取て、脇差の下緒の先の解たるを結びて、家老寺田與左衛門を呼び、是を見候へ、三年以前、仁兵衛に、唐絲の切を拾ひて預け置候へば、大切にいたし置き、唯今尋候へば巾着の內より取出し候、預け候節、外の者共は、我等を吝きとて笑ひたる者多き中に、主の言付を如斯大切に守る事奇特なる者なり、知行三百石とらせ候由可申渡候、扨亦此絲切を我等大切にせし譯を語り聞せん、抑此絲は唐土の土民が桑を取て蠶を飼ひ、絲に成し唐土の商人の手にわたり、夫より京都大阪の町人買ひ取て、江戶迄下り候物なれば、其の功勞いか計かや、左樣の辛勞にて出來候者を、少しなればとて、捨てると云事は天道の冥加恐しき也、今下ゲ緒の先をくゝれば、費るに非ずとて笑はれしなり、扨我一尺の唐絲を三百石の知行にて、買取しぞと被言しとぞ、

〇安藤帶刀人を使ふ法

大炊頭語られしは、某未だ御側に勤し時、紀州の屋形へ、初めて御成被仰出候節、上意に、此の度紀州亭へ成らせらるゝに就て、安藤帶刀諸役人へ諸事可申付候間、其の指圖の樣子を、其方毎日參て見習候へと被仰付、依て彼屋形へ參り、斯樣の上意にて參候由、帶刀へ申候へは、御尤も成る上意にて候、隨分每日可被參候と被申候故、每日罷越見習候處、諸役人、帶刀前へ出て、段々相伺に、心に叶ひたる事はうなづき、不叶事はいや惡敷と計り被申、何と差圖無之故、其の役人退て、又品を替へ料簡を伺ひ候へども、氣に入らねば、唯いや〳〵と計にて、何の差圖もなし、其の時某存るは、伺ふ筋あしく候はゞ、能樣に指圖有てこそ、御用もはかどり可申ものをと思ひ、推參ながら帶刀へ、右の愚意を申候へば、帶刀答へて、我等は頓て死申候、紀伊殿へ人を拵へて進じ申なりとの返答なれば、心得難く默して居候へば、帶刀重て云く、合點不行ば御申聞さん、總じての義を此の方より指圖して、勤さすれば、其の役人の心掛薄く、伺さへすれば埒明と心得て、物毎にはまる事なし、左樣にては一期不功にて、能き役人出來ぬものに候と被申しを、尤と思ひ、某は又帶刀分別を潤色して、御用を辨ずる由物語有しなり、大炊頭は諸役人より、伺ひ有の時、心に不叶はいかにも尤の樣に候へ共、未だ何とやらん、仕樣可有事に候とくと仲間衆へ、今一應相談ありて申聞らるべし、仲間の相談にて難決候はゞ親類衆又は御自分の家來抔へも被談候上にて可被申出と被申しとなり、

〇安藤帶刀同苗右京亮を訪ふ

一安藤帶刀直次は唯人ならず、同苗右京亮などへも、常は疎遠の樣にて、假初の參會も無りしに、或時いかゞ思はれけん、御城より右京亮へ被申越は、今晚御差合なく候はゞ、其の許へ參り語り可申由、使者にて被達、右京聞入之、珍敷事哉、何と思ひ寄如此やと、殊の外悅にて被待設、色々饗應有けるに、快く語られ、時移て暇乞し被歸たる跡に、刀を遺されたり、何れも跡にて是を見付、早速近習の

士に持せ、追懸させ乘物の際にて腰の物と申ければ、乘物の戸を明け、内より刀を出し、侍が刀を忘るゝ事や有るとて、戸をひしと立て被行ける故、彼士立歸り、爾々と申候へば、右京亮泪ぐまれ、扨は帶刀は此の度歸國の上、隱居の志にや、其の刀は某へ形見に送られたるなるべし、惜き事哉と被申しが、果して其の月の末に紀州へ歸り、其の年の內に隱居被致しとなり、

○靑山伯耆守の諫言

一靑山伯耆守は、御三代目の御守りなりしが、御上其の頃躍を御慰み被遊、御伊達を御好みにて、御髮を揚られ候時、御鏡にて御粧ひを御繕ひ被遊處へ、伯耆守參合ひ、是を見奉て、其の儘御鏡を取て、御庭へ投捨て、天下を知し召御身に、斯樣のはしたなき御擧動、是亂の元に候と、强く御諫申ければ以ての外御機嫌損じ、御前遠慮被仰付、伯耆守は、是より蟄居す、其の後諸臣の御諫重り、非を改させ玉び、御名君の御譽有し頃、彼の伯耆守の事を被思召出、往事御赦免有て召れけるに、伯州云く、御前の思召だに御改被遊候へば、某罷出るは惡敷候、唯今罷出候ては、却て御誤改りて御爲不宜とて、終に出仕せずして被終しとかや、

○井伊掃部頭の直言

一御二代目の御時、諸大名を被召、土井大炊頭を以て被仰出けるは、來年西御丸樣へ、御代御讓り可被遊間、其旨相心得候樣にとの御事なり、各目出度奉存由、御請被申上退出有しに、獨り井伊掃部頭、御請の體見えず、年若ながら思惟の樣子に見えければ、大炊頭見之、掃部頭を御白書院の方へ呼のけて、唯今の上意の趣に就て、何とぞ思召有之哉と被尋、掃部頭云く、尤も御察し通に候、右の上意は天下の亂の端と奉存候故、御請不申上候と答ふ、利勝其の意を問ふ、掃部頭云く、其の事に候、大阪御陣も未だ間もなく、江戶御城總石垣御普請并に御駿府御城普請、其の外諸方の御手傳等にて、天下の大名困窮大かたならず、然るに又候來年御隱居被遊候はゞ、右の御祝儀、將軍宣下の御能など、彌

々困窮、下を削り、民の苦みに可相成候へば、亂の端と存じ數ヶ敷奉存旨被申ければ、利勝もうなづき、則掃部頭を倡ひ、御次迄同道し、利勝は御前へ被出、掃部頭存分の趣を、委く言上せられければ是へ呼候へとの上意にて、則掃部頭御前へ被出、其の時上意に、唯今大炊頭へ申聞候趣被聞召、尤もに思召候、併此の儀は最早諸大名へ被仰出候義故、今更被成方も無御座候、以來も存寄の義は、無遠慮眞直に可申上由の仰なり、時に大炊頭は、掃部頭へ、御請の義を勸れ共、掃部頭不諾して、重て被申けるは、拙者存寄の趣、尤もには思召候へ共、最早被仰出候事故、御取不上被遊候段乍恐上意とも不奉存候、總じて上の仰に於ては、御尤に無之義を、被仰出候てだに、諸大名御請被申上候、增て御尤もの儀を被仰出候半に、誰か否と可申上、拙者申上候趣、寔に尤もと思召候はゞ、再び大名被召、其の趣仰被直候はゞ、其の時こそ、某も難有との御請は申上べけれと、大炊頭へ向て御申けるを聞召て、御前にも聊御當惑の御體を見奉り、大炊頭御申上けるは、私などは最早老衰仕り、御用にも難立候處、若き面々斯樣なる直言を申上る事、天下御長久の驗し、目出度御事に奉存候、掃部御申上候所道理に相當候間、明日諸大名を再び被爲召、掃部頭申上候趣仰被出可然哉と申上ければ、御前にも左樣に御思召由にて、明日諸大名へ可申達旨被仰出ける時、掃部頭謹で愚意御取用被下候段、難有旨涙を流し申上退出せらる、仍て翌日諸大名を被召、掃部頭御諫申上るに付、明年の御隱居被思召止の旨大炊頭を以被仰出しとなり、此の掃部頭は、子路の決斷の才是なりと世人申沙汰せしとかや、

○井伊掃部頭の智勇

一御三代目の時、萬事御政道を御先祖の御政法に御戻し被遊候間、左樣可心得よし被仰出候折柄、仙臺松平陸奥守正宗被申上ける、諸事此の度御先祖の御政に御返し可被遊の旨被仰出候由、依之御先祖より下し置れ候御書出しの寫を差上候、唯今迄は御代も替り候故、反古と存罷在候へ共、右の被仰出に就て、如此とて御證文の寫を差出す、其の義達御聞、大炊頭を被召仰けるは、陸奥守百萬石被下事有

間敷にもあらねども、是は其の節の御謀にて被下たるものなれば、是を御取上有らば、又他家よりも其の類の事を願ふべし、如何御取計有て可然やらんとの上意なり、大炊頭承り、御尤の御儀に奉存候加様の事は井伊掃部頭へ御相談可被遊、掃部頭御事未だ若年に候へ共、智勇有之者に候へば可然被召と申上るにより、則被仰出、爾々の由仰聞處に、掃部頭謹で云く、御前に於てさへ御當惑の御事を、不功の某御請仕らんも無覺束候段、被辭けれども、再往の仰に仍り、無是非御請申上、御城より直ぐに陸奥守屋舗へ參向せられ、陸奥守對面の時、掃部頭被申けるは、唯今風説を承り罷越候、今度の被仰出に付、御先祖より御頂戴の御證文被差候由、實事に候哉、虚説とは乍存、不審に存じ罷越候出被申ければ、陸奥守の云く、いかにも共の通りに候、御代も代り候へば、反古と存候へ共、今度被仰出に付、不被差置、寫し差上候由なり、掃部頭云く、御證文は御自筆に候や、奥州云く、成程御先祖の御筆にて候由を申さる、掃部不苦候はゞ卒度拜見仕度となり、仍て家臣を呼で、御證文入たる箱を取寄せ、掃部前に差置けば、掃部やがて筥を明けて取出し、押戴き拜見し、共の上にて奥州へ御申けるは、是は時の御謀にて候、加様の事は、貴殿も御存の事に候物を、誠に以て反古たるべしとて、御證文を二ツ三ツに引裂れたる勢ひ、尤も當時無双の英雄、凛々たる體に、さしもの正宗辟易し、興覺て寔に左様に候、是は生れ子に教られて、川を渡ると申物に候とて笑になり、扨種々饗應有りて、掃部頭は被歸たり、夫より直に登城し、大炊頭を以て、此の段言上有ければ、御前へ被召、御機嫌不斜、大炊頭も殆ど感心して、色々御執合被申けるとなり、

○板倉周防守職責を重んず

一板倉周防守重宗、京所司代の時關東へ下向致され逗留の内に、飛鳥井大納言に御用の事有之、老中へ被仰召出被召の時、周防守所司代職御免の願を、酒井讃岐守迄被申上、讃岐守云く、唯今何事にて、御免を願はれ候や、先々被差止可然と申され候へば、周防守云く、存寄候間、是非御申上可給由な

り、松平伊豆守も、是は如何成御事、唯々御止り候樣にと、遮て被申ければ、周防守云く、讃岐守殿には、久敷御役も御勤候へば、御合點可有、御自分などの御合體は參るまじ、若し御執次不被下は、直訴可仕との事なれば、讃岐守無是非、御前へ罷出、爾々の趣を申上處に、御笑ひ被遊、周防守を是へ呼べとの上意なり、仍て周防守御前に罷出候處に、上意に御誤被遊たり、堪忍して相勤候へと被仰其の時讃岐守周防守に向ひ、難有上意なり、御請被申候樣にと有けるに、防州難有とは不申上、御尤もなる御儀に奉存候、此の上は上意の趣奉畏候と申上退出せらる、讃州御次にて、周防守へ被申けるは、上意幷御請の趣、且つ元來の御訴訟の主意、一圓難心得候、いか樣の義に候やと被問、防州云く不肖の某式にても、禁裏守護幷西國迄の御名代を蒙り、京都に罷在候儀、今更改て不及申事に候、然るに此節幸に出府仕居候所、飛鳥井大納言を被召事、某へは不被仰付、御直に被召條、御自身京都の所司を御勤被成候と申すものに候へば、我等御役無用に相成候故、御訴訟申上候へ共、唯今の上意を承候上は、御尤もの御事なれば其段を御請に申上候なりと被答しとなり、

〇板倉周防守の證文

一牛込忠右衛門、長崎奉行被仰付、始て登候時、大阪より長崎迄の內方々より訴訟差出ける中に、周防守より出されたる證文數通有之、始め一二通出しを、忠右衛門披見候に、始終駐と證據にも成べき文法とは不見候故、周防守は、世に名ある人ながら、さすか文に疎き故、文言惡敷とのみ思ひし處に、何通出ても格の定りたるは不相見候に付、偖は何卒樣子有事と思ひて、翌年江戶へ歸候節、京都に於て防州に對面し、其の樣子を尋しに、防州云く、其の事に候、天下の事は十年二十年の間には當り障出來て、模樣替るものに候へば、我等の出したる證文にて可濟事は濟し、又可障事歟、模樣替度時には此の證文には嚴ならざる故に改る事も、成易く候其の爲に如此となり、自樂軒常に此の事を感じ入りて、長崎表の仕置も、其の意に準し被勤たるとなり、

間敷にもあらねども、是は其の節の御謀にて被下たるものなれば、是を御取上有らば、又他家よりも共の類の事を願ふべし、如何御取計有て可然やらんとの上意なり、大炊頭承り、御尤の御儀に奉存候加様の事は井伊掃部頭へ御相談可被遊、掃部頭御事未だ若年に候へ共、智勇有之者に候へば可然被召と申上るにより、則被仰出、爾々の由仰聞處に、掃部頭謹で云く、御前に於てさへ御當惑の御事を、不功の某御請仕らんも無覺束候段、被辭けれども、再往の仰に仍り、無是非御請申上、御城より直ぐに陸奥守屋舖へ參向せられ、陸奥守對面の時、掃部頭被申けるは、唯今風說を承り罷越候、今度の被仰出に付、御先祖より御頂戴の御證文被差候由、實事に候哉、虛說とは乍存、不審に存じ罷越候由被申ければ、陸奥守の云く、いかにも共の通りに候、御代も代り候へば、反古と存候へ共、今度被仰出に付、不被差置、寫し差上候由なり、掃部頭云く、御證文は御自筆に候や、奧州云く、成程御先祖の御筆にて候由を申さる、掃部不苦候はゞ卒度拜見仕度となり、仍て家臣を呼で、御證文入たる箱を取寄せ、掃部前に差置けば、掃部やがて筥を明けて取出し、押戴き拜見し、共の上にて奧州へ御申けるは、是は時の御謀にて候、加樣の事は、貴殿も御存の事に候物を、誠に以て反古たるべしとて、御證文を二ツ三ツに引裂れたる勢ひ、尤も當時無双の英雄、凛々たる體に、さしもの正宗辟易し、與覺て寔に左樣に候、是は生れ子に救られて、川を渡ると申物に候とて笑になり、扨種々饗應有りて、掃部頭は被歸たり、夫より直に登城し、大炊頭を以て、此の段言上有ければ、御前へ被召、御機嫌不斜、大炊頭も殆ど感心して、色々御執合被申けるとなり、

○板倉周防守職責を重んず

一板倉周防守重宗、京所司代の時關東へ下向致され逗留の內に、飛鳥井大納言に御用の事有之、老中へ被仰召出被召の時、周防守所司代職御免の願を、酒井讃岐守迄被申上、讃岐守云く、唯今何事にて、御免を願はれ候や、先々被差止可然と申され候へば、周防守云く、存寄候間、是非御申上可給由な

り、松平伊豆守も、是は如何成御事、唯々御止り候樣にと、達て被申ければ、周防守云く、讃岐守殿には、久敷御役も御勤候へば、御合點可有、御自分などの御合體は參るまじ、若し御執次不被下は、直訴可仕との事なれば、讃岐守無是非、御前へ罷出、爾々の趣を申上處に、御笑ひ被遊、周防守を是へ呼べとの上意なり、仍て周防守御前に罷出候處に、上意に御誤被遊たり、堪忍して相勤候へと被仰其の時讃岐守周防守に向ひ、難有上意なり、御請被申候樣にと有けるに、防州難有とは不申上、御尤もなる御儀に奉存候、此の上は上意の趣奉畏候と申上退出せらる、讃州御次にて、周防守へ被申けるは、上意幷御請の趣、且つ元來の御訴訟の主意、一圓難心得候、いか樣の義に候やと被問、防州云く不肖の某式にても、禁裏守護幷西國迄の御名代を蒙り、京都に罷在候儀、今更改て不及申事に候、然るに此節幸に出府仕居候所、飛鳥井大納言を被召事、某へは不被仰付、御直に被召條、御自身京都の所司を御勤被成候と申すものに候へば、我等御役無用に相成候故、御訴訟申上候へ共、唯今の上意を承候上は、御尤もの御事なれば其段を御請に申上候なりと被答しとなり、

○板倉周防守の證文

一牛込忠右衛門、長崎奉行被仰付、始て登候時、大阪より長崎迄の内方々より訴訟差出ける中に、周防守より出されたる證文數通有之、始め一二通出しを、忠右衛門披見候に、始終慥と證據にも成べき文法とは不見候故、周防守は、世に名ある人ながら、さすか文に疎き故、文言惡敷とのみ思ひし處に、何通出ても格の定りたるは不相見候に付、偖は何卒樣子有事と思ひて、翌年江戸へ歸候節、京都に於て防州に對面し、其の樣子を尋しに、防州云く、其の事に候、天下の事は十年二十年の間には當り障出來て、模樣替るものに候へば、我等の出したる證文にて可濟事は濟し、又可障事歟、模樣替度時には此の證文には嚴ならざる故に改る事も、成易く候其の爲に如此となり、自樂軒常に此の事を感じ入りて、長崎表の仕置も、其の意に準し被勤たるとなり、

○板倉伊賀守周防守に竹笠を贈る

一周防守重宗、未だ御小性の時明年御上洛の御供の支度を、京都父伊賀守家老の方へ申越されけるに、如何して滞りけん、秋の末迄、一色も不下候に付、立腹致され、右の返答春中より相待候へ共、今に一色も到來せず、不屈等閑の仕形に候、急度可差下由、催促せらるゝに、十月末に至り荷物一箇下りたる由披露申ければ、一箇とは少分の事なり、いか樣の物ぞと被問に、六尺四方も可有之四角成箇にて候と申す、周防守其の儘にて持參候へとて、我前へ取寄せ披かせて被見けるに、大竹の子笠一蓋計なり各あきれて居たる所に、周防守は打笑ひ下げよと被申ける、其の席に谷三助といふ儒者居合せ、御前には合點被遊たると相見え候、あの笠は何の御用に候やと尋しかば、防州云く明年御上洛の御供の支度物を、春中より京都へ申遣しけるに、伊賀守役人は、今に一色も不差下候に付、早々下し候樣に叱遣はせしが、就夫、伊賀守差圖致し遣したる物と相見えたりと被申、三助彌難心得て、再往尋ければ、はてあの笠を着て上を見るなと云事よと笑はしとぞ、親も親、子も子なりけりと、後日に三助語りしとなり、

○阿部豐後守御湯殿坊主をかこふ

一御三代目の時、御行水を被仰出、御側衆何某承て、御坊主に被申付御湯殿をひかせられけるに、未だ御間有べきと存し、御湯加減も不致、御湯曳候由申上る所に、存の外早く、御湯殿へ成せられ、御湯へ御手を入らるゝに、熱湯故御やけどを被成、大に御機嫌損じ、阿部豐後守正秋を召て、右の譯を被仰彼の坊主を御成敗に可及被仰出候に付、奉畏候申由し、御前を被立候へ共、彼の坊主全く惡意に非ず過ちの事故、御機嫌直り候はゞ、死罪迄には及間敷と被存ける御序に、先程不調法仕候坊主、いか樣に可申付との上意に候哉、存じ迷候旨被申上ければ、豐後守心底を御察し被遊、島へ遣候へとの上意にて八丈島へ流されけるが、其の後御代替りに御免にて致歸府候なり、

○阿部豐後守鶉を放つ

一豐後守正秋鶉を愛し、多く翫れしに、或時糀町に能き鶉ありしを被聞、求度思れけれ共、價法に過たる故、打捨置れしを、或人兼て豐後守の被望しを聞及て、買取て被饋ける、其の後心安き御旗本衆大勢對客の席にて、鶉の事を噺出され、加樣の事にては鶉は好かれぬとて、多く被飼置たる鶉どもを取寄、客人の前にて一羽も不殘放たれしとなり、然るに仍て豐後守に賄賂を送る人無りけるとなり、

○阿部豐後守松平伊豆守に直言す

一松平伊豆守信綱、御老中被勤ける節、阿部豐後守へ物語の序に、諸大名より音物は堅く請申さぬがよきかと存候間、其の段申合せ、向後音物無用の旨、諸家の留主居迄斷可申と存候旨、被申ければ、正秋云く、其の許へは方々より音物被送と相見え候、我等方へは、何方よりも送物無之候、去れば可斷方も無之候と被申ければ、信綱恥敷被思しとなり、

○板倉內膳正の寬量

一板倉內膳正重矩家に、故有て傳へし弓を常に居間に被置しに、內膳留主の內に、側に被召し若侍、素引して見んと思ひ、引込ければ、古き弓成故に、大鳥打の外竹はしりたり、此の者大に迷惑して、家老迄爾々の由を申ければ、夫は以の外の事なり、其の弓は御代々傳はりたる御重寶の一なり、御機嫌の程難計とて、先づ其の者は遠慮爲致、內膳被歸候節、機嫌を見合、右の段を申候へば、內膳聞て、其の者を是へ呼候へと被申ければ、定て手討にも可被致やと、其の人は勿論各堅唾を飲居るに、內膳被申けるは、居間に立置候弓引折たる由、其の方が常々奉公の眞實有故に、心の外成る忠義を成したるなり、其の故は彼弓は用心の爲、居間に置たるなり、然るに今其方が素引して折れる弓なれば、某が引ても必定折ぬべし、左すれば急難有之節、我等越度を取べし、無事の時に折れたるは我等が身の吉事なり、穴賢迷惑に思ふべからずと被申渡しにより、其の身は申すに及不、近習外樣の者共一統に

感涙を流し此の主人の爲に一命を抛ん事、露不惜と思はぬ者は無りしとなり、

○井上河内守の瞻畧

一井上河内守正利、遠州横須賀城主たりし時、在城の慰に碁を打被居しに、何方より申出るともなく、一揆起りたる由沙汰しける程に、若侍共ひしめき騷ぎける折節、同國見附の御代官秋鹿長兵衛、人數を揃へ乘出し、河内守下知を可請とて、横須賀城へ使者を以て申けるは、近郷の內より一揆起りたる由風聞仕により、御下知を可承爲に、是迄出候由なり、家老共聞之、偖こそ虛說に非ずとて、早々河內守へ其段を達するに、曾ておどろく氣色なし、碁を打ながら、何と一揆の沙汰に付、我等指圖を請んとて、城下迄被出たる歟、返事に可申遣は、一揆の沙汰に付御出の由、尤もの事に候、早々被歸、支配所百性共騷ぎ不申樣に、御鎭可有之候、參勤の節、共の元御心懸の段は、老中へ披露可致と申遣候へと云捨て、碁は止られず、家老共は殿の大樣過たる事哉、加樣の騷に油斷の事なりとて、亦前へ出て、兎角斥候を被遣可然と申ければ、誰成共見せに遣し候へと被答に仍て、家老共より淺井新四郎と云老功者に、一揆の沙汰聞屆て可參由申渡けるに、成川平之丞とて、十八九歲の若侍進出て云く、かやうの小事に老功者被參に及ぶまじ、某見て參らんと申に仍り、若輩には似合ざる所望なり、さあらば御邊可被越と差圖を請て、平之丞悅び、半道計り乘出し、高き所に上りて見れば、一揆の先手と覺えて、小旗差上たる者共、貝鐘を鳴し押來るを見て、先陣寄來ると心得、逸足を出し乘戻し、一揆の先陣近く來候と注進しける程に、彌々騷きて、河內守へ其の由を申せ共、正利見返もせす、共の若輩者めが何を見てと、猶も碁を打被居諸士心をもみ候へども、大將如此なる上は、柰何共する事なく、唯議勢のみにて、兎角する內に、其の沙汰も鎭り、夕料理すゝむる頃に成し程に、近習の者罷出御料理能き由申ければ、出し候へとて、碁を被止、扨先程の一揆は、如何と被問に、共沙汰鎭り候と申す、其の時家老共を呼び、近習の若者共の騷ぐさへ武邊不案內成事、我家の子に不似合と思ふに、

仕置をも致す共方等が、辻説に驚く事言語道斷なり、先づ案じても見よ、躍相撲などの遊びにも、場ならしをするなり、増て一揆など云もの、一時に起るものにあらず、近くて七年九年の催しならでは起らぬものぞ、其の內に我が耳に不入事有べき歟、よく考て見よ、返々もおとなしからず、以後を嗜むべしと被戒ければ、家老共各赤面して、御意至極仕り、失面目よしを申けり【割注】私曰此七年九年は餘り長々敷歟書誤なるべし」扨此の沙汰は何事より申出たるや、不審に存る旨各申ければ、正利云く是は山方にて境を論じ、鍬鎌など奪合打合等するを、近鄕よりも助打して、此の沙汰に及たる成べし聞せて見よと被申しが、果して其詞の如く成し由なり、又平之丞が見て來りし一揆の先手と覺しきは秋鹿長兵衛が參たるを見違へたるなり、

〇井上河內守の即智

一河內守、寺社奉行を被勤し時、登城被致部屋の戶を明よとて、先き立て吉田嘉兵衛と云ふ侍を差越けるに、嘉兵衛部屋鍵を落し、可明樣なく、色々尋ね居る處へ、正利被參など戶を明ぬぞと被申、嘉兵衛承り、爾々の譯を申し、一分の儀は何樣に成候ても不及是非候へども、御前へ御耻辱をかけ申段何共不能了簡と平伏候へば、河內守云く、何の迷惑なる事可有や、其の錠ぬけとて、錠を捻切せ、內へ入り、御城の鍛冶佐市と申者へ、早々錠を致し、鍵は我等同役の數程拵へて一刻も早く差越候へと被申遣、其の日の八時前に錠鍵出來して、正利の前へ、嘉兵衛持出ければ、手紙を認よとて、文言を被好、其の趣は我等家來部屋鍵を落し申故拵へ直させ候、明日より此の鍵にて御明させ有旨、同役衆へ被申越なり、其の翌日小笠原山城守、御城にて正利へ被申けるは、昨日被差越候鍵にて、御禮申事有之候、足下の御了簡にて、同役中の家來共、命ひろひを致候事忝と被申ければ、河內守、其の意を被問、山城守云く、其の家來鍵を落し候はば、慥に腹を切せ申べし、然れば足下の御了簡を手本として、重て誰の家來鍵を落し候ても、其の元の格に可致候、左候へば命の事は無子細候、返々御取計ひ

の程感じ入候よし被申しとなり、

○井上河内守の仁慈

一河内守、家中目付役の者に、毎月晦日々々家中の善惡を書付差出候樣にと被申付たり、仍て晦日每に書付を出し候處に共の書付を箱に入置、每年大晦日に封の儘被燒捨しを、長臣津川權太夫申候は、目付共差上候書付を、一度も御覽なく燒捨られ候事、如何成る御思召に御座候や、目付共承候はゞ、無本意可奉存候、一度は御覽可然やと申ければ、正利云く、目付共は共の役なれば我等が見不見には不拘なり、定て善は稀に惡は多かるべし、然りとて仕置に云付る程の事は有まじ、左程の大惡は、目付の者申迄もなく我等も耳へ不入と云事なし、かくの如んば、家來の小惡を知て不屆者と思ひて召仕はゞ、某が損に非やと被申ければ、權太夫を初め家中の士是を承傳へて、主人の仁慈を感涙しけるとなり、

○井上河內守猶子を喩す

一伊豆守信綱の嫡子甲斐守は、河內守猶子なり、此の人、每年百日の御暇にて、在所川越へ被參、或時川越より歸り、河內守方へ被參對面有しに、今度在所にていかなる慰可有之と被尋に、甲斐守云く、前々は家中の者共に武藝を勵せて慰申候へ共、此の度は何とぞ安樂にあらせたく、いろ〳〵料簡いたし候へ共、小身にて人少く、非番も稀々故不任心底候と被申ければ、正利大に褒美して、一段の存寄近頃悅入候、小身なる者は非番多くは成らぬものにて候、何程も遣ふたるが能く候、實に安樂にあらせ度由、巨細の事に不構、大罪を戒め、其の餘の事に手もつけぬ心持被爲が下にて安樂に思ふものにて候と被申ければ甲斐守、誠に至極の御教戒を蒙り候物哉と大に被悅けるとなり、

○井上河內守御城より徒步にて歸る

一御老中、寺社奉行等、御城退去は、每月八ツの時計打候を限の御定なり、或時八ツ打候て、各退出の

時、河内守迎の者未參よし、御城付の家來吉田嘉兵衛申ければ、其方召連候者はなきやと被尋故、小者一人罷在候と申す、草履やあると被尋有之と申候へば、夫れを是へと被申、件の草履をはき、嘉兵衛と同人小者と主從三人にて被歸に、其の日の大手御門の御番本多下野守なりしが、番頭の侍正利を見知て、番所に用意の乘物をもたせ、嘉兵衛迄追かけさせて、此の乘物に召れ候樣にと申遣候へば、河内守御聞能き心がけにて、是迄乘物を越候段悦入候、野州へ逢候はゞ、働の段噂可致とて乘物を返され、夫より高聲に平家の內小原御幸語つて、屋敷へ被歸しとなり、其の時、供番の者大に驚き迷惑し、家老津川權太夫迄此の段申ければ、權太夫大に腹立して、言語道斷の事、八ツ打候へば御下りと云ふ事は定りたる事なり、然るに御歸迄も屋敷を不出候段油斷の至り、定て御機嫌以の外成べし先御意迄引込候へと押込置、扨河内守前へ出て、今日の儀某迄の不調法の旨恐入て申ければ、河州被打笑、皆迷惑する歟と被申候、津川答て最も何れも恐入の段申候へば、右の者共呼出申渡べき樣は、某夜咄を好み度々出るなり、其の度每に供の者共不肖の體相見え候、今日の不調法と、夜咄の供と爲替にする間、向後夜斷の供に、不肖の體をするなと申せてと大に被笑しとなり、總て此の河内守は、歌道に心を寄せ優に潤敷、しかも勇氣たくましき人にて、孟子の氣性ありと世人感ぜし人なりとぞ、

○井上河内守旱魃を見廻はる

一或年、河內守領分旱魃にて、畠枯れ、百姓共難義のよし、代官より、家老迄訴しにより、役人を以て吟味を遂て、それ〳〵に手當して、河內守耳へ入ければ、民は國の元なり、重き事なれば、某直に不見しては如何也とて、町はづれへ被出候時、芋の莖の旱に枯たるを一株乘物に入れて、城へ被歸是にては尤も理なり、大切の百姓飢させては叶まじきぞ、其方共積たる手當の上へ、金子千兩五百石の高へ增て取らせよと被申付ける、此の事を百姓共傳聞て、城へ向て泪を流し拜まざるはなかりきとなり

○久世大和守御膳の虫を食ふ

一久世大和守、御側勤の時、御膳被召上候御側に候しけるに、御汁の内に茶蟲の有しを御覽被遊、御箸にて御挾み、大和守を被召、是々とて件の蟲を御出し被遊候故、兩手にて請け、謹で押戴き、口へ入けるを、上覽有りて、夫はとの上意有ければ、御鹽梅を見よとの上意の樣に心得なしたるを、御覽被遊、役をかばひ候と上意にて、御機嫌よかりしとなり、大和守仁心を御感じ被成たる趣なり、其の日の御膳番御料理人等、後々迄、大和守を神佛の樣に思ひしとなり、

翁草巻二

古老燭談

〇土井大炊頭江戸城等普請に付ての話

一或る老翁の物語に、土井大炊頭利勝の許へ、ある浪人參り噺の序に申けるは、當表御城其の外所々御普請止間なし、然るに大名衆御手傳の方も、又公儀直の御普請にても、大工日傭長休いたし、御普請仕候間は、僅にて候、尤も目付役、普請方役人見廻り候節は、油斷無樣に相見候へ共、その透間は、多分相休み、夫のみかは、材木などをはづし取申す事も、折々有之樣に承り候へども、强く御吟味も無之樣子に候、是等の事は如何なる義に候歟、數々の御普請の內、不苦所の分は、勝手能き町人共に請合被仰付候はば、譬は何間の間塀を何程、是より是迄の石垣を何程抔と、積を以て請取候はゝ、假令積り違ひ仕り損有之候ても、渠等が損にて、公儀の御構に成不申、また銀高拾貫目、又は日數百日懸り候所も、八貫目日數七八十日にて出來候へば、御益にも相成可申候、其の上未だそれ程不損所も、御普請被仰付、且つ又所々御橋の大破に及び、御掛け直しも可被仰付樣なるは、結句繕ひ等にて被差置候事、彼是一圓合點不參候と、申ければ、利勝の云く、成程一應の不審は尤もなり、乍去、夫は其方の全體了簡違ひなり、其の子細は、是迄の通の緩かなる御普請相止み、其方の被申候如く、町人請合に被仰付候はゞ、難義に及ぶ者多く有べし、畢竟、公儀御普請の事は、方々出來の爲計りに非ず、夫にて江戸の補ひに成る事幾許ぞや、然るを其方料簡の通の御普請に成る時は、別に江戸中へ御救金にても不被下しては叶ひ難し、其の義は甚差支有る事なり、又橋の御掛直し遲き事尤も子細有る事なり、橋と云ふものはかゝる治世ならでは、古く成らざるものなり、亂世には今日掛し橋も、翌日は切落す事度々有之、仍て御普請も今程に叮嚀に無し、當時の橋は隨分普請叮嚀にして、損すれば修復を

加へ、續くだけは掛け直さぬこそ泰平のしるし目出度事なれと被申しとぞ、

○大久保彦左衛門井伊直政を喩す

一井伊兵部少輔直政、在江戸の節病氣にて引籠られけるに、大久保彦左衛門見廻として被罷越、廣間にて取次の者へ、病氣の安否を被尋しに、其の段直政へ達しければ、病中見苦敷無禮の體なれ共、懸御目出にて居間へ招じ、對面せられけるに、彦左衛門云く、今貴公は大祿を領せられ、某は小身にて、御旗本に僅に列すといへども、前へ方を存ずれは、互に馬を並べて雌雄を諍ひし、昔の朋友の好み忘難し御見廻に參りたりと被申ければ、直政も去ればこそ、往事を存し出すとて泪を流され、扨色々饗應有りて、暫數刻に及ぶ處に、彦左衛門懷中より何歟小さき紙に包たる物を出し、是を進する故、朝夕召上らるべしとて、直政の前に差置、直政何かは知らね共、載きて開き被見れば、三四寸計の鰹節なり、直政も興覺て、其の所以を被問時に、彦左衛門云く、貴邊は今大身に乘じ、館を始め衣食の結構いはん方なし、夫故斯る御病氣も發せり、某などは朝夕鰹ぶし許り少しつゝ給べ居候故、斯様に一段と息災に候、穴賢奢を愼み可給と教喩し、退出せられしとかや、此の彦左衛門は人に勝たる氣儘の人にて、不禮過言、敢てかぞへがたしと雖も、理に於ては尤も可なりと云べし、其の比は、井伊の如き大身の面々にても、少の侈をだに兎や角と批判せしに、近世は、小身衆の近習廻り迄も、茶字の袴抔を着し、萬花奢の長じたる事法に過たりとある老翁の申しき、

○江州一つ松の小祠に付板倉周防守の裁斷

一江州滋賀の浦一ツ松の陰に小き宮あり、是山王の末社なりとて、古より叡山の唹なり、然るに近年參詣多く繁昌するに仍り、所の者申けるは、志賀に在る神社を、叡山より支配すべき道理なし、自今此の里より支配可致と云、比叡山よりは舊例を以て不聞之、公事に成て、京都所司代板倉周防守重宗の前へ出る、防州被聞、前々より叡山の支配なるを、只今何故に斯は申ぞと被問ければ、里人申候は

代々の和歌にも、志賀唐さきの一ツ松とこそは詠置れ候へ、叡山の一ツ松と申事は不承及、其陰に祝ひ初し社なれば、唐崎の宮に極り候と申す、又叡山よりは、古例の正敷事共、具に申達ければ、里人申候は、兼平の謡にも、さゝ浪や志賀から崎の一ツ松とうたひ候へば、古來の證例に候と申ければ、防州、其の謡の次の文句は如何にと有ければ、里人礒と行當りながら、七社の神輿の御幸の梢成るべしと申上る、防州聞之て、然れば山王の影向の松に相違なしとて、叡山の勝に成しとかや、

○井上河内守百姓の律義を賞す

一井上河内守正利、在國の節、鷹野に出られける時、鳥を合すとて、畠の中へ被入ければ、其の畠主見附、以ての外忿り、散々罵り呵る、正利打うなづき、早々畠より道に被出、其の前にも代官小林某と云者用有りて、田の中へ這入けるを、百姓共申候は、定て御用にては可有候へ共、随分苗損じ不申候様に、早々御道へ御出候へと、手をつき申候なり、扨正利の畠へ這入られし節、呵り候百姓を近習の者召呼申聞せ候は、唯今のは殿様なるに、其の方共の過言卒爾千萬なり、畢竟御前を見知奉らざる故なれば、此の度は格別、以來を可嗜と申渡せば、彼の者申様、假令殿様にも致せ、斯様に狼藉に田や畠へ御這入被成候ては、田地の爲御年貢の障に相成候へば、小林様より御叱を蒙り候故、向後とても御用捨申難しと云ふを、正利ほのかに聞れ、其の分に致置候へと被申、一日遊興有て被歸ける、此の代官、跡にて承り以ての外なる事故、右百姓いかゞ可申付候やと、家老まで伺ひ候處正利の云く、彼の者は律義にて、代官共の申付る所を、偏に大切に存る故なり、總じての事、最も斯く有たきものなり、向後共彌々代官共の申付る事を、一圖に大切に守り候様に致すべし、夫こそは大慶なれ、不禮過言を咎るに不及と被申ける程に、正利の量、誠に凡慮の及はざる所なりと聞く人感之ける、

○酒井讃岐守若狭入國の時百姓の言を聽く

一古老の物語に、酒井讃岐守忠勝、若狭拜領にて入國の折から、國中巡検せられけるに、何とか云ふ在

にて、百姓に向ひ、何ぞ望あらば申候へと有けるに、外の望は無御座候、日はいつも大島山の後へ入候樣になされ被下候へ、是のみ奉願由申候へば、忠勝聞れ、成程心得たるぞ、いつも大島山の後へ入樣にしてとらせんと有けるとなり、昔は是程の人律義にて何事も國主の自由に成る事とおもひける、其の氣を忠勝さとりて斯くは被申候とぞ、此大島山と云は、若狹の城より西北に當る、至て長日の時此の山の後へに日入ると云々、按るに、此の百姓の願ひ、實に日の事には有まじ、如何に其の時代の土民なりとも、日月の運行を、地頭の心に任す事とは思ふまじ、是は其の譬にして地頭の政道を長日の日脚の如く、緩かせに願置たる心歟、忠勝も流石此の心を察知して、一諾の答有しと見えたり、本文の説は如何、

○松平伊豆守大名旗本の説

一松平伊豆守信綱方へ、或浪人參り不審しけるは、諸大名衆の義、尤も其の家の由緒功を以て大祿を賜ふと云へども、させる勤方もなく、一年宛の休息有りて、在國の節は、心儘に暮され、參勤には上使を被下、又交代の砌は、拜領物被仰付候、御丁寧成る御あしらひなり又御旗本衆は國休みもなく、常勤にて、色々の御用被仰付候へ共、何も格別の御あしらひもなく、祿は少く、誠に旗本衆には、御太儀成る物に候と申す、豆州の云く、夫故誰しも、大名に成度思ふなり、大名と申は御陣の節は、一方の備を被仰付、又御治世には、諸方御普請御手傳を始め、色々御用相勤るに仍り、斯樣に平日御馳走被成置候なり、假令ば腰刀の如し、腰刀は一代に一度入る事もあり、斯樣の治世には、十人か九人迄は大方一生に一度も不用と濟事なり、然れ共隨分吟味して、至極祕藏し嗜むなり、又小刀は日夜重寶すといへども、腰刀の樣には人々不思、大名旗本の差別凡そ此の如しと被答けるとなり、

○松平伊豆守の頓智

一秀忠公御不例の節、伊豆守信綱を被召、何角御噺の砌被仰候は、御庭に有之大石共、不殘御とらせ被成

はき庭に被成度思召候へども、大石の事故、取扱ひ自由成間敷、大造に被思召旨被仰候へば、伊豆守承り、夫こそいと易き御事に候、一日の間に、はき庭に致させ可申とて、其の石の根の邊を堀せ、大石共を悉く其の所へ埋め、土を平均候へば、忽ちはき庭と成ける、公信綱の頓智感じ玉ふと云々、

○本多佐渡守の諫言

一同御代、或時御鷹野に御出被遊けるが、今日は畢竟御養生旁の出御なれば、上下打くつろぎ、支度等も可致、夫が則御慰にも相成候間、何も御前を不憚、休息候へとて、野に幕を打ち、上にも御辨當可被召上と、御小性衆御提重を持參しけるを、本多佐渡守見て、是は御慰の御成に用ひらるべき器に非ず、斯様の品に花美を被盡候ては、御供の末々迄が見習候て、侈の端と相成候、天下の政務を執らせらるゝ御身に、以ての外の御事なりとて、彼の提重を取捨られけるに、公是を尤もと思召けるにや、聊御機嫌不損して、御供の内に持參せるこり飯を差上との上意にて、則夫を被召上けるとなり、この佐渡守は、世に知處の名將にて、或時正信へ被仰しは、天下の治亂國家の盛衰、萬の存亡苦樂は、いか成所より發るぞ、工夫仕候やと御尋ねありしに、年來此の事に日夜工夫仕り、且つ見聞仕る事共、其の道理を書上候て、則一帳を被差上、公御覽有て尤も御賞翫被成ける、後に此の書を誰人歟題號して、本佐錄と稱し、世上にも間々有之由、

○松平伊豆守の即智

一或時御鷹野先にて、御擧の雲雀燒候樣被仰出ける處に、火餘り强過候て、燒く人の手へ火を吹懸、彼是隙取候内に、はや御膳を被召上とて、急ぎ候へども、急に燒け不申故、御老中迄も手々に雲雀を串に指し持居られける處へ、松平伊豆守被參、此の體を見て、則豆州も雲雀を燒れけるが、其の串に鍔を入て燒るゝ故、手元へ火を吹懸けず、外の面々は夫より前に燒かるれ共、未だ燒ず、豆州は早速燒立て被指上けるを見て、餘の老中方被申けるは、平日の勤は、豆州に迚も不及、斯様の假初の事だに

仕負たると被笑しとなり、

○松平伊豆守法華僧侶を服せしむ

一或時、何とか云ふ出家、公事を仕出し、寺社奉行へ、度々出れども、濟兼る故に、松平伊豆守の許へ參り、何とぞ早々濟候樣にと度々賴來る、ある時又參りけるに、伊豆守對面して、和僧は何宗に候やと尋ねらる、法華宗に候と答ふ、豆州の云く、法華宗は佛に向ひ、念佛を唱候や、僧の云く、不然、題目を唱へ候、豆州の云く、佛法は釋尊のはじめ給ふ物なれば、諸宗共に念佛にて、可濟事なれば、其の如く宗旨に寄ては唱る事も替るなり、天下の事も其の通りなり、寺社奉行へ出て、埒明ずとて某方へ被參は、法華宗にて念佛を唱る樣成物なりと申されければ、出家も得心して其の後は豆州へ不參となり、

○安藤對馬守酒井讃岐守に我が子の事を賴む

一安藤對馬守重信、病中に、酒井讃岐守方へ使者を以て、病中に候へ共、御目に懸り度義有之間、乍御太儀御入來願入の由口上なり、此の時忠勝は、未だ十五歲なり、兼て入魂の筋目もなければ、彼の家にては何事有之や、もし門違ひにてはなきかと云へども、さもなし、忠勝不思議に思はれけれ共、招きに應じて、對州方へ行れけるに、對州、病中故一と入見苦敷候へ共、居間へ御通り有べしとて、居間に於て對面有り唯今招請申事別儀に非ず、某事年罷寄殊に病にかゝり、餘命も久しかるまじ、某歿後には、愚息事偏に賴申候なり、此の約束を申さん爲に、申入候處、早速御入來悅入候、末々迄忰と御入魂を賴入候印にとて、腰の物など送られける、其の比忠勝は若年と云ひ殊にたど〳〵敷生れ付故、返容も駿々勝れざるに仍り、對州病氣見舞ひに被棄居一族の輩も、對州病惱に侵れ、あらぬ事を被賴よと呟き、家中の面々も、同じく不審に思ひけるに、後年讃岐守世に背き名臣に成られし時にこそ、對州の明智、凡慮の及ぶ所にあらずと、始て諸人感じけるとなり、

○由井正雪叛の事により酒井讃岐守紀州家へ赴く

一慶安の頃、正雪と云ふ賊長、紀州大納言頼宣公の密謀と稱して、徒黨を催し、事露顯の上、同類悉く被捉嚴刑に處せらる、然れ共、黨類所持する所の判物、頼宣卿の御判形に無紛に仍り、眞僞を糺され度とて、評定區々なる處に、酒井讃岐守云く、某紀州家へ行き、實否を正し候半となり、列座の面々云く、當時第一の御身にて、大切の場へ御出候事、然るべからず、餘人を可被遣と各被申しにいや／＼至て大切の事に候へは、他に讓るべきに非ずとて、則紀州家へ被參、頼宣卿へ對面有りて、爾々の趣を被述頼宣卿の云く、其の判形持參有之候やと、讃州云く、是に候とて、則被差出、つく／＼見給ひ成程印形は無相違、但し此の印色は黑し、某が印は靑し、其の證例を見せ申さんと居置れたる印形共を取寄見せらけれるに、不殘印色靑し、忠勝見屆て、此の上は何の疑ひ候べき、賊徒等御判形はよく寫取候へ共、印色迄は心付ざりけるよと、即座に件の判形共を引裂捨られければ、頼宣卿も大に安堵の色に見えけるとなり、

一說には、件の判の事は、松平伊豆守信綱被相越と有り、由井根元記杯にも、信綱參向有ければ、頼宣卿判物を見玉ひ、天下は倍々長久成べしと宣へは、信綱唯あつと答へて退出せられぬと記す、兩說可追考、

○酒井修理大夫の寛量

一酒井修理大夫忠直在國の時、折節夏の夕暮納涼の爲に、近所へ被出けるか、町家の二階窓より足を出し居るものあるを、修理大夫見付られ、近習の者を呼ひ、あの二階の窓より、足を出し居候ものは何者ぞ、尋候へと被申付に仍り、何れも初めて是を見付、早々彼家へ立越え、御目通りの不禮沙汰の限なりと叱ければ、彼者の女房出て相侘けるは、右の者は此の家の主人にて御座候が、二階へ上り風を入候とて、不圖寢入り、御通りをも不奉存、不禮の至り奉誤候餘り恐入候て、是へ得罷出不申候に付、

私御斷申上候、此の上はいか樣被仰付候ても、無是非候旨申之に仍り、先づ其の趣を申上べし、如何樣の御沙汰有らんも難計、急度愼居候樣に申渡し、早速匠作の耳へ、其段相達る所、歸城被致候て被申出けるは、彼者は家の主と有れば、我家の內にては、いか樣にも思ふ儘にする筈なり、某が通るを知らばよもさはせまじ、知らぬ事は是非もなし、某も當所の主ゆゑ、かやうに思ふ儘に、領分を廻る、其心は同じ事なりとて、曾て被咎樣子はなし、其分に相濟ければ、諸人匠作の溫和を難有かりしとなり、

古老燭談に、右の外數說有といへども、武野燭談幷に、餘錄に載る所の說は、悉く爰に略して、珍說ばかりを右にのする者なり、

〇南都寶藏院弟子鎗仕相の事

正保三丙戌年三月、南都より寶藏院弟子中村市右衞門と申者、江府へ出て、十文字鎗を指南す、此段達上聞則上覽可被遊とて安藤右京進松平、出雲守等蒙仰て中村を右京進宅へ呼寄せ、右の趣申渡、三月二十三日安藤右京進、松平出雲守、中村を召具して出仕す、午刻御白書院へ出御、堀田加賀守を以て、被仰出けるは其方鎗の義、兼て達上聞依之今日上覽可有無遠慮可仕となり、中村愼て御請申上る、扨相手は誰に被仰付と有けるに、御側衆の中より、岡田淡路守進出で、是を望む、上意には、淡路守が鎗にては、相手には不足なるべし、然れ共望の上は立合て見るべしと被仰付、淡路守則袴を帶に挾み、左の肩衣を脫ぎ、鎗をとつて向ふ、中村は手すきを懸て、十文字を以て立合ふ、相互に御前に蹲踞す、其席には御老中を始、各きら星の如く、咫尺の地もなく列座す、何れも晴ならずと云ふ事なし、其時堀田加賀守、立寄て勝負可仕旨差圖す、仍て雙方立會けるに、淡路守が、鎗尖にして中村にひらりと當る時に、今一鎗と上意有り、加賀守是を傳ふ、則又立會ふ、今度も淡路守中村を突く、爰に於て入御各平伏す、此事を世に寶藏院上覽の鎗を負たりと云ひ傳るは、非なり、斯て寶藏院は、南都に於て聞之て大に怒り、早々江戶

へ下り、御前鎗を願ひ、久々逗留しけれ共、竟に上覽はなく、其後寶藏院を被召出、黄金呉服等拜領被仰付、安藤右京進、松平出雲守を以て、御暇被下空しく歸りけるとぞ、

〇高島左近赤井彌兵衛喧嘩の事

正保三年四月八日、本所筋御成、未刻還御なり、御供の面々、段々引返る處に、小從人赤井彌兵衛儀、供奉の内より、病氣差發、漸供奉を相勤め、右相濟と相組に先達而、早々宿所に歸るに、下人も間に合ず、唯一人歸る所、松平伊豆守屋敷近處にて跡より御小性高島左近馬にて立歸けるが、先供の者共、彌兵衛が一人先へ行を、御直衆と云ふ事は不知、先を拂うて、彌兵衛を突倒す、彌兵衛怒て、狼藉者推參なりと咎む、左近も、彌兵衛が面を見知らざれば大に怒つて、あれ切て捨よと罵りければ、若黨共拔連て蒐る、彌兵衛も拔合て、忽ち一人を切捨て、一人に手を負す働に、左近馬より飛下り、十文字の鎗を取て、後より横さまに駒寄へ鎗付たり、赤井猶ひるまず、鎗を切折らんとするを、大勢立懸り、竟に赤井を切殺す、左近は、先、松平伊豆守屋敷へ入る處に、跡より小從人衆、追々引來り、斯と見るより、二十人計伊豆守の玄關に詰かかり、唯今相組赤井彌兵衛を討て、是へ駈込たる者を出さるべしとひしめく、伊豆守家人立出で、未だ伊豆守退出不仕候、唯今是へ御入候は、御小性高島左近殿にて候、慥に奉預上候上は、各御歸可被成候由申に仍て、何れも得心して立歸る、尤も銘々が姓名を記し殘置く、斯て、豆州は家來より右の爲知を聞て立歸り、先づ左近に對面して、樣子を尋るに、左近云、拙者通り懸り候先にて狼藉の擧動を仕り、其體、供をも不具、唯一人にて候故、陪臣浪人の類と存じ打捨候よし申之、再び登城して、老臣中評定の上、上聞に達する處に、左近義は、先づ伊豆守に被預、追々御詮義被可遂由被仰出、其夜亥刻に至て、老中退出す、去れば此左近事は、奥方の出頭人、壽林比丘尼の孫たる故、大奥に於ていろ〳〵御侘の御願ひあり、然れども、兎角に御沙汰もなきに仍て、素心尼、於梅の方を始として、重立候女中より、さま〴〵執しける程に、上にも取々に思召、處に、同九日、小從人頭幷に組中一統し

て、御訴訟申上けるは、今度高島左近、赤井彌兵衛喧嘩の事、奥と外様の差別有といへども、御家人に於て替る義なし、若陪臣の例に准せらるゝ時は、頗る小從人の輩、本意を失ふ處なりと頻に相願、孰れも追て御沙汰有べしとて、右の輩を差返し、此段上聞に達する處に、右願ひ尤も其理あり、左近事、幼少より御近習に召仕れ、不便に思召といへ共、法には替がたし、切腹可申付旨を、老臣へ被仰付ける、

○高島左近切腹に付島田幽也評判の事

同十日、阿部豐後守、阿部對馬守に、御目付喜多見久太郎差添、伊豆守宅に向ひ、高島左近へ切腹の義を申渡す、左近謹で鈞命承る、豐後守、對馬守、伊豆守倶に、左近幼年より御側に在て、朝夕相馴たる事なれば、各落涙に及ぶ、其後兩阿部は歸られ、久太郎は檢使として殘り留る、扨左近は行水して伊豆守書院の庭に席を設け、爰に於て潔く自刄す、介錯は御徒目付某なり、左近于時十九歳、見聞の人嘆惜せずと云ふ事なし、則死骸を乘物に入れ、寺に葬る、此左近と板倉市正とは、御小性の內にても、殊に器量勝れ、勇氣有りて賢々しき者なれば、御意に協ひ出頭しける、常に伊達を好み、三尺餘の長劒を指し、徒士若黨の男振を撰み、大道狹しと振らせける程に、世人奴左近と異名する程の伊達者成しが、無由口論にて、身を果しけるこそ薄情けれ、或時、老中、島田彈正入道幽也に逢て、左近事不慮の死殘念なる由噂有けるに、幽也答て、渠が行跡にては、此事二三年も未だ遲し、准南子に、善く游ぐ者は溺れ、善く騎る者は落る、各其好む所に依て禍をなすと云へり、されば、川立は川で果て、木樵は木で果る世說の如く、左近が如き喧嘩にて果ざらんやと被答しとぞ、

○長曾根才市の事

將軍家の鍛冶に、長曾根才市と云ふ者あり、東照宮御時、大切なる錠鎰の御用有しに、諸鍛冶其仕形を得、合點不致、御請申者無き處に、長曾根、是を工夫を凝して御請仕り、御好みの如く調達しければ上覽の上、殊の外御意に叶ひ、才智なる仕形なりとて、其名を才一と被下、代々の御用承る所に、常憲院

様御代、御用筋間違ひ有り、評定所に於て、御穿儀の上、其時の才一は御仕置と成り、其家斷絶す、此才一が拵候錠鎰は、いかなる者も、捻切る事不成、尤も相鎰致す事曾て不成なり、

○柳生但馬守猿を飼ふ事

柳生但馬守、猿を二疋被飼、常に打太刀の相手にして、劍術をせられしに、猿共至極手練して、未熟なる弟子は、毎度此猿に負しとなり、或浪人鎗を鍛練して、何卒柳生氏に立會ひ、試み度思ひ、緣を求て御門弟に成度よしを望む、則對面せられけるに、自分鎗の事を申立て、立會を願ふ、但馬守易き事ながら、先づ猿共を突てみられよと有しかば、彼士聞之、いかに柳生氏なればとて、畜生を相手にと有は、以の外なりと思ひながら、是非なく竹刀を持て立向ふに、猿は、竹具足に相應の面を懸け、小きしなへを持ち立會けるが、猿はつか／＼と鎗の柄を潜り、つと入て、何の造作もなく、件の士を打たり、彼者案に相違して、今一つと望むに、最一つの猿立替りて、迫合けるが、今度も又猿に負けぬ、彼士大に悲愧して、立ち歸り四五十日晝夜工夫を懲らし、柳生の方へ行き、但州に對面して、今一度猿に立會度と願ふ、但州其機を早く察知して、其方の工夫殊外上り候と見えたり、今度は猿は中々叶ふまじ、乍去先つ立會見玉へと、猿を出されしに、互に向ひて、未だ鎗も出さゞるに、猿大に鳴さけび逃しとなり、夫より彼士但馬守の門弟と成て、劍術の奥義を傳ふとなり、

○大猷公御放鷹石谷十藏馬士相撲の事

正保二巳酉年十月二十二日、大猷公御放鷹の爲、麻布邊へ御成、御物數十六七八御擧なり、然る所に、白銀臺を、小荷駄に乘て通る者あり、上意にあの者切て捨よと仰なり、石谷十藏御傍に在けるが、走り行て彼の男を馬より取て引落す、彼者、こは理不盡なりとて、十藏に組懸る十藏は討捨よとの仰なれ共御成と知らざる慮外なれば、助ばやと思ひ、捕て投んとすれども、强力にて投られず、終に相撲となる十藏は元來相撲の上手なり、件の男も品川の馬子にて、相撲に名を得し者なれば、大渡小渡、ひねりす

かし、外搦内がらみ、種々の手を盡しけれども、互に上手なれば、勝負不分、公方様は御鷹を小野久内に御渡被遊、御床几に腰を掛させられ、相撲を上覽遊さる、堀田加賀守、内田信濃守牧野佐渡守、久世大和守以下の御側衆、御前に伺候す、加賀守の云く、十藏は相撲の上手にて候に、勝負付ざるは、渠もしたゝか者と相見え候と申上る、上意に、十藏容易くおもひ、今はもて扱ひ兼ると見ゆと、御笑ひ被遊斯て十藏は內搦にて、頭を傾け續けざまにえひ聲を出し、漸にして打倒し引伏る、公方様出來したりと御褒美あり、夫より品川御殿へ入御、此所にて御膳を被召上、暮に及び還御なり同、二十三日右の石谷十藏を召れ、御褒美として、黄金五枚、御小袖一重拜領、愼で頂戴す、時に堀田加賀守、自分として重藏に云て曰、昨日乘打の下﨟を切捨よとの上意を承らば、誰とても早速誅すべき處に、畢竟辨もなき下﨟の事なり、御成とも知らず、乘打して通るを切殺すは、不仁なりと助たる志、尤も御機嫌に叶ひ、感し思召るゝ由、挨拶せらる、彼馬士は、閼源藏とて、力量人に勝れ、無隱相撲の上手なるよし、後日に聞えし、

○星野勘左衛門和佐大八の事

矢數の事、濫觴は淺岡平兵衛と云ふ士、慶長十一年洛の三十三間堂に於て、其弓勢を試初しより、相續いて是を勵み、試む事になりて、晝夜矢數と云ふ事始り、其道の達者、追々に先輩の通矢を射越て、是を總一と號す、世の諺には、弓の天下と呼ぶ、慶長より六十餘年を經て、寛文の頃、吉井助之丞、長屋六左衛門、杉山三右衛門、高山八右衛門、吉見臺右衛門など、其世の精兵、互に總一をいどみ諍ふ、爰に尾州の家士星野勘左衛門、寛文二年に、六千六百餘の通矢を射て總一をとる處に、同八年紀州の家士、葛西園右衛門と云ふ者、通り矢七千餘を以て總一を、紀州方へ取返す、星野聞之て、此度は國元よりは、八千の幟を染させて持參し、寛文九年五月朔日、暮前より射かけ、翌二日午刻迄に、通矢八千本を望の通り、容易く射上ぬ、猶も射るべき餘裕有れども、さのみ射越なれば、後日他士の望を失ふべし、然れ

ば弓道の衰微に似たりと、爰に止まりぬるこそ、寔に英雄の志なれ、斯て星野は矢數終て、右の届として、京都所司代町奉行へ、騎馬にて勤廻り、其馬を南頭に振向て、直ぐに島原の遊里に趣き、夜と倶に妓婦に戯れ酒を酌む、其活氣宛も平日の如し、見聞人美談せずと云ふ事なし、然してより十餘年の間は總一尾州の方に止り有しを、貞享の頃に至り、紀州家士和佐大八、頻に是を望み、稽古に身を委ねて、竟に貞享四年四月十六日、晝夜矢數を張行し、總矢一萬三千餘通、矢八千百三十三筋の榜を揚ぐ、

說に曰、此時大八郎、十八九歲、未だ角前髮の大兵にて、力衆人に越て强勢なり、然るに、當日の射掛り矢振りあしく、通り矢甚少し、斯ては願望空からんと、各堅唾を飮む所に、尾州の棧敷に星野勘左衛門見物して有しが、倩見て思ひけるは、あたら若者、何とぞ願望を遂させ、弓の總一を讓らばやと思ひ、色々工夫して、大八を招き、左の手を開かせ、小刀を以て掌內を突破り、血を留させ、其の後射させけるに、夫より忽ち拍子直りて、竟に八千餘の通り矢と成りぬ、星野が工夫、凡慮の及ぶ處に非ず、此星野永く世にあらば、また〳〵總一を射べきに、惜い哉、夫より程なく星野世を去りぬれば、其後も度々大矢數張行の人は有れども、是を射越す程の精兵なし、其比迄は、總一他家にはなく、尾州紀州の御兩家より、互に競諍ひて、是を取返し、又取返され、此勵み專ら成けるが、大八以後は、其沙汰止て、年久しく成りぬ、其後柳澤家、權勢熾ん成し頃、右家中米田新八、（後に伴內）と云者、是を望み、數度大矢數を企しか共、竟に本意を不遂、明和の今に至迄、曆數八十餘年の間、總一は紀州の御家に殘る、此和佐大八は、尤も總一を射たりといへども、其術星野とは雲泥の違ひなり、星野は其態寬優に餘裕有て、箙引には良久敷熟睡して銳氣を養ふ、諸人是を見て、斯ては時移り望を失むと、各取々に評する處に、起上りて射出す所の矢勢、疾風の如く其矢悉く、闇みの所を抜て、落矢は稀れにも無りしとかや、斯くして本文の如く、午時に至る程に射上けゝるとなん、其世の翁の語りし、是に反して、和佐が矢には、振込多く、寔の通り矢は少なかりしとぞ、是堂見の方へ、賄賂す

る故なりと惡說せり、其上、末に至る程、次第に射前をにじり出で堂檐の半ばにて、射たりとて其頃甚評判惡しとなり、實も射前を動出るは、通矢の差別大に違ふ事なれば、惡みけるも理りなり、去に仍て和佐以來射前に證據木と號して、關貫を入れ、不作法を制止す、

○越後屋八郎右衞門成立の事

昔は、上方三十六人の御代官より、御金納とて飛脚を以て、江戶へ通る、仍て道中人馬の御用繁く、驛々難義たるを見て、出目の某と云ふ者、此人馬に費を止め、公儀の御爲も宜く、亦請負居る者も、潤を得る仕形を巧出して、六十日爲替と云事を、目論見、公儀へ願ふ、此仕形は御代官より、上方にて金子を受取、六十日目に江戶へ納る事なり、尤も六十日目の遲滯有といへ共、道中人馬費なく、請負人は右日數の間に、遊び金を廻し、其間の利德又た夥し、如斯積て願ひしに、公儀御評定の間に、願主不幸にして病死す、續て相願ふ者もなく、此願空敷一旦廢れし處に、越後屋八郎右衞門と云者、此八郎右衞門事、元は勢州松坂の者にて、幼年の頃、三井三郎右衞門といふ京町人の方へ奉公に出る、三郎右衞門、江戶店へ用事有て、自身下りし時、彼童僕を召つれしに、幼年ながら唯者ならざるを、主人倩見て、是を試さんが爲に、鳥目壹貫文を、渠に渡して、是を以て、汝が存付の商をして見よと申付るに、童僕畏て、是を携て、不圖出行て、其晚に鳥目貳貫文を受、主人の前に並べて畏る、主人の云く、何を售りしや、童云く、此程御供して通り候つる日本橋は、御當地にては、殊更繁昌の所と存候故、今朝被下候鳥目にて、柄袋引はだを調へ、彼橋の中央にて、往來の人に商候處、如此に賣候よしを申す、主人も幼稚の者の働には過たりと感心して、鳥目を渠にとらせて、猶も心を付て召仕ひ試るに、商道尤賢く、拔群離倫の性質なれば、秘藏の者に思ひ、程なく元服させて、店向を勤させけるに、其器量唯ならぬに仍り、後には主人も是を恐て、いやく永く召仕ひ、番頭にも取立なば、却て害にもやならん、去ればとて、功有て科なきものを、徒らに暇とらせんも如何なりとや思ひけん、

銀五十貫目を渠にとらせ、年頃の功勞を稱美し、但し思ふ子細あれば、三ヶ津に其方店を構る事を禁止して、暇を遣すなり、此元手銀を以て、在所勢州に立歸り、相應の渡世を工夫すべしと申渡す、八郎右衛門拜謝して國に歸る、番頭以下の手代共、是を見て、是迄舊功の手代共の宿入にも、斯る銀高を賜ふ事なしと、偏執するもの多しといへ共、是非なし、斯て八郎右衛門は國に歸つて、右の銀子を樣々に調練して、年月を重て夥敷大銀となして、時節を待處に、主人三郎右衛門死去の由を聞や否や三ヶ津に店を出す、三井方より、是を咎めしに、答て云く、舊主より三ヶ津の事を被留候節、永々とは申されず、去に仍て、證文にも永々の字は無之候故、舊主一代の內は、急度相守候、死去の上は憚るに不及とて、承引せず、既に出入にならむとせしが其節和融相調ひ、夫より八郎右衛門、次第に繁昌に隨ひ、後には三井の苗字迄も讓る樣に親く成しとぞ、

三井三郎右衛門と云町人の手代成しが、此願主に少し由緒有ければ、願ひの跡を起して、再び相願ふ元來濟居たる願故に、早速八郎右衛門に仰付らる、是に仍て駿河町に店を構へ、亦京都にも店を拵て代官衆より、上納の金子を京都にて請取、夫より吳服反物を仕込、三度飛脚にて、江戶へ下し賣上て其金を以て、御役所へ上納す、如此手法にて、江戶に於て現金掛直なしと云事を、始め、外々吳服店より、格別下直に賣出せば、是迄斯樣の店はなし、殊外珍敷、次第に評判よろしく、買人日に增て多く集て、山の如くの代呂物も、暫時に賣きれば、段々いやが上に荷物を下し、手廣く商ふ故、六十日の間に、二三度も往來の利分を取り上納、聊不滯ば公儀表の首尾も宜く、次第々々に分限富裕の身と成る、因茲三ヶ津は申すに不及、諸國城下々々賑しき所には、出店を不置と云ふ事なし、吳服物に限らず、萬物を商ふ當時此子孫代々相續して、主人三郎右衛門が苗字を曜ひ、三ツ井と稱し、又越後屋と云、兄弟の家、六ツに分れ、諸國の出店誰渠が持分といふ事なく、六人か總持にして、損德共に六ツ割にして、一己の商にせず、仍て過分の利潤もなく、又家の潰るゝ程の損もなし、手代もいづれの支配といふ事なく、江戶

にては六人の番頭有りて、駿河町は申すに不及、所々の店を支配し、一向日々の商には不拘、月に六度會合を究め置て、會所へ重立候者共集り、諸店商の事を評議す、京都六人の主人は、一ヶ年何程と分量を究め、日用幷に臺所の賄相渡す、是れより餘慶渡す事を堅く禁止す、仍て旦那分六人の者共も、萬心に任せず、手代共同様に、幼少より店へ出でられ、商を見習ひ勤めて聊華奢をなす事不叶、若し其法を破るものは、たちまち押込隱居をさせて、六人の名前を除く、此六ツの名前は、八郎右衛門と云を始として、各役名の如く、八郎右衛門隱居或は死失すれば、次座八郎兵衛、三郎助等より、八郎右衛門に成り、段々跡もくり上て、名を改め、假令續きは遠く成ても、當時の八郎右衛門を總領とし、二男三男と格を定めて、篤く因む事、誠に兄弟の如し、主人分の家より、替る〳〵勤之、町家たりといへ共、視矩正しき家風故、當時に至て、聊も衰廢の色なし、

因に曰、近世大イ丸と稱する者有り、其濫觴は、伏見京町四丁目、大文字屋彥右衛門と云ふ小商人古手類を商ひて、常に洛に、往來する路傍一の橋にある瀧尾の祉に、ぬかづいて、我千人の頭とならば宮居を修補し、祭祀を慖にせんと祈誓す、頃は享保の中頃、尾陽の黃門君、華奢風流を好玉ひ、名古屋の町に、遊廓芝居等を構られ、木曾山材木の上品を以て、費を厭はず、是を營み、上み方よりあらゆる妓女役者の類を抱集め、其壯觀宛も三ヶ津の繁榮も超たり、御自身は綾羅錦繡の、えも云はれぬ麗しき廣袖に、玳瑁の笠を召れ、牛に鞍して常に遊行し玉ふ、斯る繁昌を聞傳へ、他邦の商人、吾も〳〵と此地へ入込む者少なからず、大彥、時を得たりと、僅に拾貫目の元手を以て、色々の良策を廻らす、先づ尾陽へ越んと欲するの初め、京都二條通の藥店、井筒屋九兵衛と云ふ富裕の者、尾州に店有て、常に荷物を運送す、其衛府に、丸の内に大の字の有るを所望して云く予も彼地に店を構んと欲す、恨らくは身不肖なれば、道中に於て、我を不知、庶幾は足下の衛府を我等に借せ、夫を以て諸運送滯なからしめん、井九諾して、衛府を借す、自是、萬物に丸の內大の字を用ふ、先づ萠黃地に丸

大文字の、大風呂敷を夥しく仕込、江府の諸商人へ知るべを求て、悉く配當す、能き風呂敷なれば、是を得たる者、幸にして、我商物を此風呂敷に包て、彼地の竪横を徘徊す、是迄斯る萌黄地の大風呂敷は、見馴ざれば、江府中に目立て、自ら丸大を彼地にて見知る様に成れり、是寛大の謀なり、而して先づ名古屋にて、始て大丸屋と稱する新店を構へ、諸色下直に賣出し、商の調法、又三井共風俗替りて、諸人の請宜し、日に增て店繁昌す、爰に於て、自分は京都に居をしつらひ、江都に、始めて店を設るに、兼て風呂敷に、目覺有る大丸屋なれば、古來より仕似せたる店の如く、江戸中にて彼風呂敷を、蒔散しせ置ぬれば、最初より、手の廣かる事、餘店に超え、萬人爰に群り競ふ、大阪にては、松屋といふ潰れ店を買得して、其儘松屋の家名を用ひて商之、三ヶ津名古屋に、須臾の間に、其名を發し、一の橋瀧尾社を結構に造立し、彦右衛門剃髪して、正啓と號す、右に記する如く、元來僅なる商夫ながら、性質學問を好み、學才群を出で、かゝる繁多の中にも、常に書籍を友とす、此故に商道に行ふ策、一つとして僞謀なし、悉く遠く計たる正策なり、譬ば新店の事なれば、第一人を得ん事を要として、毎年向寒の節、金子貳百兩分の古布子を拵へ、手代に爲持て、京都の端々へ廻し、困窮者の一衣を求め兼る者へ、是をあたふ、窮人悦び拜みて、其施主の名を尋るに不答、年々如此する故に自然と普く人知りて、是大丸の施行やと後にぞ沙汰しけるとかや、是慈のみに非ず、人を得るの謀なり此慈に懷きて、大丸を慕ひ、銘々が子供を、我一と彼一家に仕へさせむ事を願ふ、其他も是に准じて可知、然るに家名を京都にては大文字屋、江戸名古屋は大丸や、大阪に於ては、松屋と所毎に替事不審なり、是も正啓が方寸の中に其所以可有事歟、爰に商家の者の小功を記する事、其餘の連綿に不對揚に似たりと雖、其功の成す所は一なり、凡亂世に渠を出しなば、究て夫々の功業を立ん、治世には功を立るに品なし、武門に於ては、漸く主人に出頭して、知行を取上る迄なり、結句商家の者は、銘

々が業を楯として、思ふ儘に竪横し、天下にはびこる業も出來るなり、治世の暖簾は旗なり、群寄るは敵なり、其萬人を靡けて降す所策なり、其謀に、奇正僞の三つ有て、毀譽様々成るなり、畢竟其事は、賤しくして、其成す所は、兵道に異ならず、仍て爰に揚る者なり、

翁草　卷之三

○富士山燒の事

寶永四丁亥年十一月二十日頃より、江府中天氣曇り、寒氣甚敷、朦朧たるに、同二十三日午の刻時分、いづくともなく震動し、雷鳴頻にて、西より南へ墨を塗たる如き黑雲たなびき、雲間より夕陽移りて、物すさまじき氣色なるが、程なく黑雲一面になり、闇夜の如く、晝八ツ時より鼠色なる灰を降らす、江府の諸人魂を消て惑ふ處に、老人の申けるは、此の三十八九年以前、斯樣の事あり、是は定て信州淺間の燒る灰ならんと云、仍て諸人少しく心を直しけるに、段々晩景に至り、夜に入に隨て、彌々强く降しきり、後には黑き大夕立の如く降來て、終夜震動し、戸障子抔も響き裂け、恐しさ譬へん方なし、總て晝八ツ過より、空くらき事夜の如し、物の相色も見えねば、悉く家に燈をとぼし、往來も絕て、適々通行の人は、此の砂に觸れて目くるめき、怪我抔もせしも有とかや、諸人何の所以を不知、是なん世の滅るにやと、女童は泣さけぶ處に、翌日富士山燒候よし注進有てこそ、扨は其の砂を吹出して、如此ならんと始て人心地付たりける、砂降積る事凡七八寸、所に寄り一尺餘も積りしとぞ、事終て砂を掃除すると雖も、板屋抔は、七八年過候後迄も、風立候折には、砂を屋根より吹落し、難義いたしける由、亦翌月より春に至り、感冒咳嗽一般にはやり、家々一人も洩さず是に惱さる、其の節狂歌に、

是やこの行も歸るも風ひきてしるもしらぬも大方は咳、

前代未聞の事共なり、右の事富士郡より注進の趣、

昨二十二日晝八ツ時より、今二十三日迄の間、地震間もなく、三十度程ゆり、民家夥敷潰申候、扨二十三日晝四ツ時より富士山夥敷鳴り出で、富士郡一面に響渡り、男女絕入者多候へ共、死人は無御座

候、然處に山上より煙夥敷卷出し、山大地共に鳴渡り、富士郡中一面に烟渦卷候故、いか樣の譯共不相知、人々十方を失罷在候、晝の內は煙計相見え候處、夜に入候得者、一遍の火炎に相成候、其以後いか樣に成候哉、不奉存、先右燒出候節、不取敢爲御注進罷越候故、委細の義は、跡より追々可申上候由、

右注進の後、彌々火氣熾に成り、土砂石礫を吹飛し、近國二十里四方へ砂石を降せ申候、伊豆相模駿河は所に寄て、二丈餘も降積り、堂社民屋も埋れ、勿論田畠の荒夥敷、日を經て稍く燒け鎭ぬ、其土砂を吹出せし所、穴の口に大なる山を生ず、世俗呼て寶永山と號す、本海道の方より眺れば、右流の半腹にかの塊り山出來て瘤の如し、さばかり三國無雙の名山に、此時少き瑾の出來しこそ恨みなれ、

○京洛火幷禁裏炎上の事

百十四代東山院御宇、寶永五戊子年三月八日午の刻に、京都油小路通三條上る町西側北より二軒目、伊勢屋市兵衛と申者の方より出火、折節坤風强く、須臾の間に艮の方へ燒漫り、禁裏院中、其外御所々、一時に猛火を吹かくれば、所司代松平紀伊守以下、主上上皇を守護し奉りて、下鴨へ臨幸なし奉る處にはや下鴨河合社に飛火して、社家町も同時に燃上れば又、俄に鳳輦をうながし、上加茂へ移らせ玉ふ、前代未聞の事共なり夫より風替り北風となり、寺町の弓手馬手をまた南の方へ燒戾り翌九日申の下刻に燒留る、鎭火後、近衞殿の亭、假の御所と成る、攝家の內近衞殿類燒を免れ玉ふ故に斯の如し、昔より御所變有る時は攝家の館へ臨幸の舊式なり攝家に寢殿あるは此の謂とぞ、

上皇割(靈元帝)は院附の武家前後を警固して、大佛妙法院御門跡の御本坊へ臨幸成る、此道中長餘なれば、常に手馴ざる駕輿丁共、亦鸞を舁煩ふを見て、祇園町の者共願うて舁奉る、時今陽春にて和暖螯ひや、暑を催せば、上下共に渴の色あり、故に供奉の內より淨水を出せと呼はれば、家より隨分淸き桶に冷水を湛出しけるを、下樣の者は掬する共、上々へは召上る事なし、其御樣子を見奉りて、或家より釜

に浄水を汲んで捧る處に、早速上へも召れけるとなん、是を思ふに、桶は清しと雖も、穢に觸る事もあり、釜は他事に不用物なれば、汚無と心付ける頓智の程を傍人感じけり、扨御本坊に入せ玉へば、御門主迎奉らせ玉ひ、折柄御庭の白牡丹のやゝ綻びかゝれば、一枝折らせ玉ひ、叡覽に備へ玉へば、あやなく叡感有て、牡丹の御噺しのみにて回祿の御沙汰は一向なく、天氣殊更に常の如く穩なりしとかや、

其外御所々へも主上仙院と御一緒に行幸なりしや、寳永五年より今安永元年迄六十五年を經れば、此時の巨細を覺えたる人なし、適々老翁有ても耄年の人故尋るに分明ならず、唯云傳へ殘れるを十が一爰に拾ふ、委に至ては後人是を正せ、

堅町燒亡の分

油小路通	北は丸太町上る東側南は姉小路下る町	小川通	北は下立賣下る町南は六角通
西洞院	北は下立賣下る町南六角通	釜座通	北は下立賣下る町南は三條行當迄
新町通	北は下長者町下る南は蛸藥師通迄	衣棚通	北は下長者町南は三條行當迄
室町通	北は上長者町南蛸藥師下る町迄	兩替町通	北は丸太町行當り南は三條行當迄
烏丸通	北は上長者町南は錦小路上る町迄	車屋町	北は出水行當南は姉小路行當迄
東洞院通	北は御築地の內南錦小路下る町迄	間之町通	北は右に同南は姉小路行當
高倉通	北は右に同南錦小路下る町迄	堺町通	北南右に同
柳馬場通	右に同	富小路通	右に同
白山通	右に同	御幸町通	右に同
寺町通	北は今出川二丁上る本滿寺前南は錦小路下る町迄		
河原町通	北は荒神口南は二條下る町迄	土手町通	北は荒神口南不殘

中筋燒亡の分

塔の段の內五町寺町新地幷立本寺後升形不殘　今出川通寺町より西へ二町
元眞如堂突拔西は御築地の內東は寺町新地　石藥師通　西東右に同
上長者町通　西は室町東へ入町東は御築地の內　中長者町　西は新町東へ入半町東は
下長者町通　西は新町東は御築地迄　下立賣通　西東右に同
出水通　西は新町西へ入東は御築地の內　丸太町通　西は油小路西へ入東は河原町
椹木通　西は油小路東は河原町　夷川通　西東同
竹屋町通　西東同　押小路通　西は烏丸東は寺町
二條通　西は右に同東は河原町東へ入町　姉小路通　西は東右に同
御池通　西は油小路西へ入町東は寺町　六角通　西は西洞院西へ入町東は寺町
三條通　西は東右に同　錦小路通　西は東洞院東は寺町
蛸藥師通　西は新町東は寺町
　凡南北二十餘町東西十一町餘
一禁裏　仙洞　春宮御所　中宮御所　女院御所　大准后御所　公家衆九十五軒
一下鴨の內河合社幷社家大方燒
一町數四百十七町　家數一萬三百五十一軒
　寺數四十八ヶ寺　道場三十五ヶ寺　社數三十六社內大社之分　中御靈、下御靈、幸神、神明、御所
　八幡、
一大名屋敷二十一軒
　紀州　水戶　相馬圖書　上杉民部大輔　木下右衛門太夫　佐竹源次郎
　松平隱岐守　松平薩摩守　細川越中守　戶田采女正　津輕越中守

安藤長門守　土井周防守　井伊掃部頭　朽木監物　松平下總守
分部若狹守　石川主殿頭　松平豐後守　小笠原右近將監　加藤遠江守
右之通類燒也

一禁裏御普請御手傳被仰付面々
南部信濃守（十萬石）　安藤長門守（六萬五千石）　本田能登守（十二萬石）　有馬玄蕃頭（二十二萬石）
朽木和泉守（三萬八千石）
御普請總奉行　松平肥後守（二十三萬石）　御名代上京　秋元但馬守（五萬石）
御普請奉行　武田丹波守萩原近江守　御作事方　柳澤八郎右衛門に被仰付
此節京都諸司代　松平紀伊守（五萬石）　町奉行　安藤駿河守　中根攝津守

○綱吉公薨御の事

寶永六已丑年正月十日、將軍綱吉公薨ず、即日被仰出趣、公方樣御痲疹段々御快、昨九日御機嫌能被爲成御座候處、昨夜より俄に御差詰、御佗界被遊候、唯今迄の通、大納言樣へ、御奉公可仕の旨、御遺言の由、老中大久保加賀守被申渡候、

或老翁云、綱吉公（常憲院殿）始は文武を宗とし玉ひ、さしも良君の聞え普ねかりしに、中頃より女色を愛で玉ひ、聊御政事等閑あるに似たり、御出頭の面々多き中に、柳澤彌太郎は、僅百五十俵の小士なるが、至て御旨に協はれ御大名に御取立有て、出羽守保明と號し、武州河越城主として、八萬石を給ふ、御側御用人の隨一なりしが、次第に登庸して、松平姓をゆるされ、御諱字を賜ひ、甲州一圓十五萬石拜領にて、從四位少將松平美濃守吉保と改名し、其職老中の上に立て大老に比し、威權天下に震ふ、又一僧あり是を御歸依甚く、護持院と云る新寺を御建立有て、彼僧を置かしむ、是又大に威を振ふ、渠が勸上奉るに仍て、生類御憐の事を被仰出、就中戌の御年故犬を御寵愛有て、多く被集、其の奔走華麗耳目

其國風北條の末相摸入道の所行に似たり、萬人眉を顰む、此事は色々の密記有て、夫々委く錄すれば爰に略す、實にも遠くは唐の玄宗、近くは相摸入道宗鑑の風俗に彷彿たるが、爰に又御佗界の事に就て、秘說あり、其所以は、御養君家宣公(文昭院殿)を被廢、松平美濃守に百萬石を被下、幼君輔佐の事を被任御催し御決定有て、既に表向御披露あらんとす、御臺所是を聞召、是天下の大事なりとて、密に井伊掃部頭を被召、御密談の上、御用人横瀨何某を潜に召され、大切の御用有り、其方同役何某は筆頭なれば此御用を申付度物ながら、老人の事なり、老人にては此御用は勤るべからず、此故に汝に是を附す、汝一命に懸て可勤哉との仰なり、横瀨謹で御請申上る、其時密事を被仰含、扨定例御對面の事は、御案內も有事成るに、其儀なく其夜不意に、公の御座所へ成らせらる、折柄公の御側には、御幼君御座して、御遊興の所へ、圖らずも御臺所入らせ玉ふを御覽じて、公驚かせ玉ひ、こは如何して來り玉ふと上意あり、其時御臺所威儀を正させ玉ひ御側の人を拂はせられ、宣ひけるは唯今參る事、餘の義にも候はず、家宣公と御不和の噂事、世に噂喧しくおはしまし候、家宣公に於て、いさゝか御不孝の事なし、是には御側近き者共のさかしらもある事に候、是と申も御幼君出來させ玉ふ故に、御父子の御中も疎く成らせらるゝ樣に聞え候、是一天下の歎き、御一大事此上もなく候へば、家宣公と御隔なく、御したしみを偏に願ひ候、幼君の事に付、自らの嫉より御諫に事寄せ、斯く申などゝ思召候半歟、左樣の心は露いさゝかあらず、唯天下の御爲を思ふの一筋に候と、かきくどかせ玉ふ處に、公御氣色替らせ玉ひ、其事は女儀のいろひ玉ふ事にあらずと仰られ、一向に御許容なきを御覽じて、兼て期せられし事なれば、それ横瀨と御聲かゝると等しく、横瀨如何して紛入けん、御座近く忍び居たりしが飛出御幼君の何心なく、遊び居玉ふを引抱き奉りて、一さんに駈出す、公太く忿り玉ひ、已れ狼藉者と、御佩刀を取せ玉ふ處を、御臺所抱き留させ玉ひ、御懷劍を以て公に觸れ玉へば、御念力徹て即座に薨御御臺所も御懷劍を取直さ

せ玉ひ、直に薨御と云々、斯て横瀨は、幼君を抱取奉て、御丸の內を拔出で、馬に飛乘り、一さんに井伊の屋敷へ駈着き、門を荒らかにたゝく、掃部頭待設られし事なれば、早速門を開かせ、横瀨を請じ入れ、無比類働を賞美し、幼君を被請取、嗚呼此御臺所の御事、本朝烈女の最一共云べきか、近世細川忠興の妻室は、明智光秀が娘にて、慶長五年大阪に於て、生害の始末、能く事整ひて其功高し、され共是は亡親の汚名を雪がんとの赤心、武門に生れては、女子たり共斯あるべし、殊に干戈の動く代なれば、人の心もさもありなん、此御臺所は、攝闘の深窓に長ならせ給ひて、久敷治まれる御代に、斯る御擧動、事々物々道に協ひ、廣大の至功この上なかるべし、惜い哉烈女傳にあげんとすれば、事にさはり有て記しがたき事を、

右は或人の秘庫に此記ありとて、其人の語れるを、恐れを不顧、潛に爰に著す、猶も委に至ては、記錄を見すべしとの約ありしに、其人もはや世を去ぬればいたづらに止ぬ

私に曰、此說の如き御臺所の御諫諷を誰か斯樣に詳に承給て洩しけるにや、是は前條に述る如く、其事を奉察て書る成べし、實にも其頃の危き事は、爰に記す通違ひなかりし由なれば、思召詰られての事ならん、然れば本文に書る所も、あたらずと云へども遠からざるべし、

一出仕之覺

十六日　萬石以上　高家衆　奏者番衆　十七日　詰衆　諸番頭　諸物頭

十八日　御家門方　十九日　諸役人　寄合衆

二十日　萬石以上

右の通爲伺御機嫌登城可有之由

一御出棺御供の面々熨斗目長上下可爲着事

但し熨斗目は無地にても脇明にても上下も無地小紋可爲勝手事

一落髮の面々も御葬禮の節熨斗目長上下可爲着事
一御出棺御道筋灯燈手桶出し可申事　但し灯燈は紋有無の構無之常のを用可申事
一御道筋の家主出るに不及候事
一窓蓋可仕事
一御一七ケ日過候はゞ陪臣月代剃せ可申事　但し御目見仕候陪臣も同斷
一正月十五日於西御丸被仰付之
御法事總奉行　大久保加賀守　御法事御用　稻垣對馬守
小普請奉行　間宮播摩守　小普請方　福王市右衛門
御大工預棟梁　片山三七郎　依田壹岐
東叡山御法事御用
寺社奉行　三宅備前守　本多彈正少弼　大目附　仙石丹波守
御勘定奉行　中山出雲守　御賄方　伊藤新兵衛
奥御祐筆　本目權左衛門　跡部與一郎　表御祐筆　飯高善左衛門　岡四郎左衛門　岡本勘右衛門
儒者　人見又兵衛　御勘定組頭　櫻井七右衛門
御代官　兩宮勘兵衛　南條金右衛門　漆奉行　込山七右衛門　石井次太夫
一京大阪駿府へ御奉書持參被仰付

金二枚宛被下之　（大岡土佐守組）　內藤傳之允
（稻葉紀伊守組）　井上伊織

一正月十三日被仰付之
神田橋外　榊原式部大輔　常盤橋外　松平越中守
馬場先外　戸田采女正　外櫻田外　松平遠江守
田安外　松平伊豆守　一橋外　石川主殿守
右は自然火事等有之節御城最寄へ相詰得指圖可相勤事

一同十二日爲伺御機嫌、大、久保加賀守間部越前守迄以使者被申上

一同十三日西御丸へ總出仕

一同十四日爲伺御機嫌以使者被申上

一同十六日辻固被仰付面々　松平加賀守　藤堂和泉守　酒井雅樂頭　松平肥後守
松平伊豆守　本多吉十郎　戸田能登守
右井上筑後守屋敷前より二王門迄　阿部伊豫守　松平兵庫頭
右北は子橋より竹橋迄　青山下野守　溝口伯耆守
右一つ橋より護持院迄　此外辻固衆中　遠藤主膳　松平內膳　本多山城守　土井周防守

一御老中御本丸泊御番
十日　秋元但馬守　十一日　土屋相摸守　十二日　小笠原佐渡守
十三日　本多伯耆守　十四日　大久保加賀守　十五日　井上河内守

一上野御法事に付警固被仰付
文珠樓　土井周防守　二王門黑門　內藤紀伊守

中堂表口　松平豐前守　同裏口　松平山城守
屛風坂　酒井信濃守　車坂　松平縫殿助
清水口　北條左京　新淸水口　松平志摩守
一增上寺御法事に付警固御用被仰付
山門　靑山下野守　本堂　牧野周防守
表門　板倉甲斐守　裏門　保科兵部少輔
一增上寺御法事に付御用被仰付
松平兵庫守　池田丹波守　石川近江守　平岩若狹守　淺野與左衞門（御代官）
神尾十郎左衞門（漆奉行）
一當時御老中列次左の通
土屋相摸守　小笠原佐渡守　秋元但馬守　本多伯耆守　大久保加賀守　井上河內守
一同若年寄列
久世大和守　加藤越中守　稻垣對馬守　永井伊豆守　大久保長門守
右當月番直に御勤
一追手御門番
稻葉丹後守　松平下總守
內櫻田御門番
內藤能登守　岡部美濃守
右泊り番被仰付
一御法事御用被仰付隔日御本丸泊番被仰付

秋元但馬守　加藤越中守
一御法事總奉行　大久保加賀守
一上野火之番　近藤登之助
一同二十三日御棺供奉　松平右京太夫　松平伊賀守
右兩人供奉に付老中御供に不及候由
一御先　松平美濃守
御供　稻垣對馬守
右願に仍被仰付
一御棺御供被仰付面々（但し丸付の分落髮衆なり）
御小性衆
○黑田豐前守（御供にては無之）　○長澤壹岐守　○蒔田出雲守　○同伊豆守　○內藤山城守
○建部民部少輔　○三宅下野守　平岡和泉守　內藤日向守（兩人は落髮願御免無之）
御小納戶衆
○小濱志摩守　○曾我伊豫守　○加藤肥前守　○杉岡十兵衛　○岩間久五郎　○淺羽市左衛門
○花村三郎兵衛　○星合伊左衛門　○木原兵三郎（此次九人は落髮御免なし）　藤本筑後守
朝倉甚十郎　中山勘右衛門　美濃部彌兵衛　山下善右衛門　神保新五右衛門　本多平六郎
山田伊右衛門　高屋安右衛門
御次番
山崎岡右衛門　小川杢之允　川勝彌三郎
次番頭

蒔田大隅守　中條丹波守　早川平四郎

桐之間

曾根主膳正　押田傳左衛門　西尾長右衛門　井出八之允　川勝權之助　木下淸兵衛

森源太左衛門　同　勘十郎　中澤八右衛門　島田利兵衛

御醫師

竹田法印　養安院松庵法印

右落髮十六人御供四十五人此外は御不斷御供衆の中

一御臺樣御院號　淨光院殿　五の御丸樣　隨靑院殿

大助御方　壽光院殿　新助御方　淸心院殿

右は正月二十五日被仰出候

上野參詣の衆中日限

二月朔日　二日

御三家　松平加賀守　諸大名萬石以上幷嫡子

同三月四日

高家衆、詰衆、幷嫡子、番頭衆、奥衆

同五日　六日

布衣以上の役人、醫師

同七日　寄合衆

同八日　九日　十日　諸番頭、小役人

右は朝四ツ時より九ツ時迄

一侍從以上直垂、四品は狩衣、諸太夫は大紋、布衣の面々并法印法眼裝束、無官は上下着之可有參詣候
引馬幷胴勢は仁王門前橋の外に殘置可申候、
一仁王門黑門淸水口車坂屛風坂新淸水口より內へ國持大名たりと雖、侍四人挾筥持一人、草履取一人、
若し雨天の候は簑筥傘持可召連、此外の又者一切停止之、但し宿坊有之候面々は可爲斷次第事
一御香奠獻上の覺

白銀五十枚	六十萬石以上	同三十枚	二十五万石より五十九萬石迄
同二十枚	十五萬石より二十四万九千石迄	同十枚	十萬石より十四萬九千石迄
同五枚	四萬石より九萬九千石迄	同三枚	一萬石より四萬九千石迄
同十枚	三十萬石以上の嫡子隱居	同五枚	十萬石以上の嫡子

右一萬石以上の面々、御香奠獻上の使者、熨斗目長上下にて朝六ツ時より五ッ時迄の內のに文珠樓通り
被差越、中堂へ被爲獻上事、
一萬石以下三千石以上の面々、使者は熨斗目半上下にて、四ッ時より九ツ時迄の內、御成御門脇通被差
越、本坊へ可被爲獻上事、此外の面々の使者も、熨斗目半上下にて、九ッ時より八ツ時迄の內、御成御
門の脇通被差越、本坊へ可被爲獻上事、
右の通御參詣の翌日可被爲獻上事
一御佛殿御手傳被仰付之

新御佛殿御手傳	細川越中守	御法燈	松平右京太夫
紅葉山御佛殿	松平下總守	御佛殿總奉行	本多伯耆守

一正月二十二日上野へ御入棺列次

高挑燈　手挑燈　御徒士　御小人目附　御徒士目附

御馬御小道具　御目附　御具足　堀田源右衛門　御長刀

高挑燈　手挑燈　御徒士　御小人目附　御徒士目附　御徒士頭　御徒士頭

御香爐持之　久津見又助　池田修理　丸毛靱左衛門　出家　御位牌　大久保加賀守　御同朋頭　御小性　御同朋頭　御小性

御棺　護持院　圓珠院　東淵院　成滿院　松平右京太夫　松平伊賀守　稻垣對馬守　御側衆

御次番衆
御小納戸衆
御小性衆
土屋薩摩守
中川淡路守
一柳土佐守

御廊下番頭　桐の間衆
桐の間番頭　桐の間衆

御目附　永井十郎右衛門　本多宮内　岡部伊右衛門　倉橋監物　中根半四郎　中奥御番

曾我周防守
松平内匠頭
青山近江守
戸田播磨守
松平監物
松平隼之助

御鐙

大岡土佐守
三淵縫殿助
酒井下總守

久松忠二郎　御膳奉行　曲淵與左衛門　御徒士目附　御小人目附　御草履取　御鎗御鐵炮　御鎗御鐵炮　御目附

久留十左衛門

押徒押　御徒押　御小人徒士（此間一丁程引下り）　押御徒士

同勢　挾筥　馬鎗　終

一正月二十日御遺物被進之

御掛物龍(雪舟筆)　御茶入花瓶口茄子

日光准后様へ

御脇指(一庵正宗代金二百枚)　御茶入(宗無肩衝)

尾張中納言殿

御脇指(貞宗代金二百枚)　御茶入(唐物文殊)

紀伊中納言殿

右上使土屋相摸守

御脇指(貞宗代金百五十枚)　御茶入(大隅肩衝)

水戸中納言殿

御脇差(來國俊代金百枚)

水戸中將殿

新古今集一部(二條爲親卿筆)　御壺(山里)

八重姫君

二十一代集(公家衆寄合書)

美代姫君

伊勢物語(後奈良院宸翰)　御壺(庄司)

松姫君

右上使秋元但馬守

御脇差(來國次代金百五十枚)　松平加賀守

御脇差（行光代金七十五枚）　松平若狹守
右上使稻垣對馬守
一同日御遺物被下之
牧溪竹花　二幅對　松平美濃守　牧溪竹花　一幅　土屋相摸守
陳所翁山水　一幅　小笠原佐渡守　牧溪山水　一幅　秋元但馬守
園溪山水　一幅　本多伯耆守　獨翁墨跡　一幅　大久保加賀守
猿猴門無關　一幅　井上河內守　布袋無準畫贊　一幅　間部越中守
李龍眠人形　一幅　久世大和守　芳汝山水　一幅　稻垣對馬守
一休墨跡　一幅　加藤越中守　馬遠山水　一幅　永井伊豆守
一休墨跡　一幅　大久保長門守
一就御法事公家衆參向
勅使　菊亭內大臣　仙洞使　醍醐大納言
東宮使　小川坊城中納言　女院使　綾小路宰相
中宮使　中山宰相　大准后使　町尻三位
實命使　平松少納言　副使　少內記
右公家衆御馳走役被仰付面々
勅使　御馳走　溝口伯耆守　仙洞使　春宮使　同　大村筑後守
女院使　同　佐竹壹岐守　中宮使　同　前田釆女正
大准后使　同　織田監物
一二月十三日公家衆江戸到着

一同十六日上野參堂
一同日大納言樣被爲成上野
一今朝六ッ時、公家衆參堂に付、御馳走方の大名衆は、夜中より相詰被居處に、公家衆の宿坊恵恩院と申寺にて、中宮使御馳走人前田釆女正義、大准后使御馳走人織田監物へいか成意恨やありけん、又は當座の口論にや、即座に監物を討、自分は其場を拔出て、病氣と稱し宅へ被歸、仍て騷動不斜、其夕方釆女正は、石川主殿頭へ御預け、御吟味の處、亂心に相立候得共場所がらと申旁以不屆に付同十八日切腹被仰付らる、
一今日公家衆參堂相濟、御成も無滯濟せられ、即夜戌刻御位牌御遷座御法事相濟、御院號常憲院殿贈正一位大相國と申奉る、
一上野御法事中勤番の衆中小屋は十八日切に引拂ひ被仰出候條々、
一向後參勤の節御內證獻上物無用に可仕事、
一老中越前守若年寄へ音物の義、唯今迄表立候て遣候品の外は、內證の音丼間々の見廻として音物無用に可仕事、
一自今以後祝儀等相遣候節、馬代樽代の付、且婚姻に外、時服代は、其分限に應じ、心次第たるべく候右の外は不依何之品に、爲其代金銀にて遣しける事無用に候、向後肴代は相止何にても輕き肴用ひ可申事、
一作り重無用、丼檜重に畫具にて御紋付け、其外繪書彩色無用の事、
一願の品の儀は、月番の老中若年寄其外頭々支配々々へ、勿論可申達候、外の向より不限何事、願候義一切申達間敷事、
一老中越前守若年寄中家來へ贈物の義、親類丼由緒有之面々より相贈る儀は格別、其外より贈物等彌以

一切受納爲仕間敷事、
一給の時分御禮日等には、以前の通熨斗目の給向後着用可仕事
一與力御徒士共外前々より熨斗目着仕候分は、自今可致着用候、但し坊主與向共に組頭は着用之、平の坊主は可爲無用候、勿論同心手代等の類、輕き者は一切可爲無用候、支配々々より遂吟味、猥り無之様可仕候事、
一二月晦日、明日より上様御精進解られ候間、御臺所御料理に羽物并貝類遣ひ可申事、
一生類憐の儀、先御代思召候通、彌斷絶無之様に被思召候、然れ共右の儀に付下々迷惑仕候様に被及聞召候、向後其段入念、生類の儀に付、下々困窮不仕、御仕置も立、間違の科人も不出來様可仕候、總て御仕置御代々名目は相立時の思召に付、增減有之事に候間、奉行中遂相談、下々不及難義様申談候事肝要に候、
一町中困窮仕候由被及聞召、犬共外生類の儀に付、町中入用金等差出致難義候由に候間、向後相止候様に可相心得事、
一中野圍被相止候間、彼地の犬、夫々片付候様に、是又宜敷遂相談、下の穩に成候様被思召事、
一今度御法事に付、大赦被行候、就夫、諸家の領分百姓等に至迄、公儀へ伺候て申付候者は勿論、自分に罪科申付置候者差免し候ても、仕置に障り不申候分は、共品に寄相應に赦免、又は歸參の義も、主人心次第有免有之尤に候、共趣被存可事、
一駿府在番前々通當秋より罷越候様被仰出候事、

丑正月

翁草 卷之四

將軍宣下の事

寶永六己丑年五月朔日巳刻家宣公將軍宣下、

一御黒書院出御(御束帶)御上段御着座

御裾御太刀御劍　　　　高倉中納言衣冠

右出座於下段御目見、高家披露之、則御上段に於て御裝束御衣紋の規式、秋元但馬守相加り勤之、但馬守御取合申上退出、

土御門兵部少輔束帶

右出座御敷居外にて御目見、高家披露之、但馬守先達御敷居際迄罷出、土御門御上段へ登り、御身固の規式相勤之、但馬守御取合申上退出、

一御白書院出御、御先立

御上段御着座

尾張中納言殿　紀伊中納言殿　水戸中納言殿　水戸中將殿

右御對顏老中披露之、老中御挨拶申上、畢て退去、

松平加賀守

右御目見同人披露之、畢て退去、

松平肥後守
井伊掃部守

右御目見畢て

一大廣間出御、御先立、御上段御着座、

松平肥後守井伊掃部守西の板緣に着座

勅使　高野大納言　庭田前大納言

仙洞使　梅小路中納言　春宮使　鷲尾中納言

女院使　滋野井宰相　中宮使　外山宰相

大准后使　交野三位

右一人宛出席、中段の右に着座、束帶

一告使山科民部丞、束帶、於庭上、向御前、御昇進と二聲呼之、則退去、

一宣旨覽箱に入、副使青木左衞門、御車寄御緣通覽箱持出之時、高家品川豐前守板緣へ出向請取之、宣旨備御前、上覽の內、豐前守は下段へ退去、官務は落緣へ退去、

一宣旨の次第、征夷大將軍右近衞大將右馬寮御監淳和奬學兩院別當源氏長者　兩宣旨右一通宛上覽、御右の方に被爲置之、其後、御納戸構へ久世大和守納之、豐前守出座覽箱取之、西の御緣へ持出、安藤長門守へ相渡之、長門守請取之、砂金二包覽箱に入、南の板緣へ持出之時、官務出向覽箱請取頂戴之退去、

一宣旨覽箱に入副使青木右兵衞尉、御車寄御緣迄持來、押小路權大外記へ相渡す、大外記落緣通覽箱持出の時、高家織田能登守板緣へ出向請取之、宣旨備御前、上覽の內、能登守は下段へ退去、大外記は落緣へ退去、

一宣旨の次第、　內大臣、右近衞大將如元、隨身兵仗、牛車、　兩宣旨、

以上五通

右一通づゝ上覽、御右の方へ爲置之、其後御納戶構へ、大和守納、之能登守出座、覽箱取之、西の緣へ持出之、長門守へ相渡之、長門守請取、砂金一包覽箱に入、西の板緣へ持出之、大外記出向、覽箱請取頂戴之退去、

一勅使、院使、御退座、

一禁裏御太刀、高野大納言、庭田前大納言御前へ同列にて御持參、御頂戴畢て、高家御床に納之、

一仙洞御太刀、梅小路中納言御前へ持參、次第同前、

一東宮御太刀、鷲尾中納言御前へ持參、次第同前、

一女院黃金、滋野井宰相御前へ持參、高家御床へ納之、

一中宮黃金、外山宰相御前へ持參、同前、

一大准后黃金、交野三位御前へ持參、同前

右畢て、攝家、親王家、御門跡方、圓照寺宮、一條大政所、鷹司大政所、勾當內侍御使者、

右一人宛高家披露之、

一高野大納言、於中段、自分の御禮、太刀目錄、高家披露之、則左の方へ着座、太刀目錄奏者番引之、

一庭田梅小路鷲尾滋井外山交野各同斷、順々御座御左の方に着座、此時老中出座、御取合申上畢て退去、

一高倉前中納言、於中段、自分之御禮、太刀目錄、高家披露、不及着座退去、太刀目錄奏者番引之、

一土御門兵部少輔、太刀目錄、持參、於下段御禮、高家披露之、則退去、太刀目錄奏者番引之、

一押小路權大外記壬生官務、太刀目錄、持參、於板緣御禮、奏者番披露之則退去、太刀目錄引之、

一二條右大臣殿、近衛左大將殿、於御上段御對顏、直に右の方に御着座、御太刀目錄高家露披之、則引之、此時老中中段へ出座、御取合申上、御退去の節、中段迄御送り、

一殿上人櫻井少將、大原中務少輔、太刀目錄、持參、下段御敷居際にて御禮、高家披露之、則退去、太刀目錄奏者番引之、御禮の次第右同斷、
一二條殿近衛殿、其外公家衆、殿上の間迄御退去、
一四品以上の面々下段に出座、御目見、此時老中罷出、いづれも今日御祝祠申上の旨言上、畢て退去、
一吉田二位、并二條殿、近衛殿醫師、於板緣御目見、奏者番披露之、此節攝家親王御門跡方の使者、二條殿近衛家來、告使山科副使靑木兩人、兩傳奏家來、樂人總代、御冠師、御烏帽子師、御末廣師等、板緣に并居、獻物前に置き一同平伏、奏者番披露之、過て御襖障子閉入之、入御、
一御先立重ねて御白書院上段に御着座、尾張中納言水戶中納言紀伊中納言水戶中將御對顏、老中披露之今日の御祝祠申上、老中御取合申上畢て退去、
一松平加賀守御目見、同人披露畢退去、
一松平肥後守井伊掃部頭御目見、畢て退去、入御、
一殿上の間へ老中罷出、公家衆退出、此節板緣迄送之、
一出仕の面々退出、伺公の面々、束帶布衣素襖着、
一御小姓組五十人、御書院番五十人、素襖にて大廣間四の間に列居す、
一大番組百人、御書院番所に列居す、
一當番の御書院番、熨斗目半袴にて蘇鐵の間に列居す、
一拜領物
勅使（高野庭田）　白銀五百枚　綿三百把宛

仙洞使（梅小路）　白銀三百枚　時服二十
春宮使（鷲尾）　右同斷
女院使（滋野井）　白銀二百枚　時服十
中宮使（外山）　右同斷
大准后使（交野）　右同斷
一白銀二百枚時服十　高倉
一白銀百枚時服六　土御門
一同三十枚　官務
一勅答之次第
御白書院出御（御直垂）御先立御太刀御劒
御上段御着座
勅使兩人、仙洞使、春宮使、女院使、中宮使、大准后使
右一人宛御目見、高家披露之、下段右の方に着座、
一御前へ高野庭田被爲召、將軍宣下御任槐、且亦御祝儀被進候、御禮被仰出之、御次退去、
一梅小路鷲尾滋野井外山交野右同斷
一勅使、院使幷高倉土御門歸路の御暇被下の旨被仰出、於御次の間、老中列座、但馬守上意の趣演述之、
且又拜領物被仰付儀傳之、
高野庭田梅小路鷲尾滋野井外山交野、
右一同出席御禮、但馬守言上之、上意有之、老中伺公畢て退去、其外一同出座御禮申上る、上意有之退去相濟、御間の御襖障子開之、御敷居際に立御、御次伺公の面々、御目見畢て入御、同六月六日、將軍

宣下御禮井伊掃部頭上京、

禁裏へ

眞御太刀　延壽國吉(代金十五枚)

白銀千枚　綿五百把

仙洞へ

眞御太刀　備前助長(代金十枚)

白銀五百枚　綿三百把

春宮御所へ

眞御太刀　二字國俊(代金十枚)

白銀五百枚　綿三百把

女院御所へ

白銀二百枚　縮緬五十卷

中宮御所へ

右同斷

姫宮御方へ

白銀五十枚　綿百把

右の通進獻

一御臺様より

禁裏へ　白銀百枚　仙洞へ　同五十枚

春宮御所へ　同五十枚　女院御所へ　同三十枚

中宮御所へ　同三十枚　大准后御方へ　同三十枚
右獻上なり
勾當內侍へ　同三十枚　禁裏總女中へ　同五百枚
仙洞春宮總女中へ　同二百枚宛　女院中宮大准后總女中へ　同百枚宛

○家宣公の事

文昭院殿家宣公は、始甲府に御座の頃より、專ら儒道を崇め玉ひ、寬仁篤實の君なり、御養君として、御本丸へ被爲入、天下の主將と成せ給ひて後は、倍々仁慈を施し給ひ、世人此の御恩澤を仰ぎ尊ざるはなし、而るに中頃戰國の時分より、冑の爲によしとて、月代と云ふ事始り、將たる人迄も、押なべて是を剃る事、國風と成て、貴賤上下の差別なく、今治世に至ても此の風を用るに仍て、皇都の宮中のみは古の風俗にて、さしも天下の武將たる御身も是に習せ玉ふ故、御規式に仍ては、威儀嚴重ならずして、平人に異なる事なき御粧も有て、是本邦の正しきに背き、異國外夷に似たるを厭はせ玉ふにや、此の君御一代は御總髮成しとかや、御側御用人間部越前守は、元來間部喜兵衛と云る喜多座の猿樂の役者なるを取上られ、采地五萬石大名になされ、昵近無双の臣なり、去れ共此の君の斯用ひさせ給ふ人なれば、尤も其質正くして、元卑賤より出づと雖、其志に於て偏に忠貞に身を委ねて、寢食を忘るゝ良弼なり、また新井筑後守は(白石先生と號す)元は窮乏の儒子にて、世に用ひられず、漂客と成て、町の傍に僅なる假居して在しを召出され、采地千石を賜ひて、儒席を襲られ、師の禮を以て尊び給ひ、國政の事に迄携はる、朝鮮來聘使の折からにも、御返翰の舊法に、不都合の文章有しを、此白石先生の草案を以て悉く添削せられ、大に本朝を輝す、其所以は舊例の法には、隣國王と取替す書簡の如く、物每等輩なる事多し、白石の文法はさに非ず、朝鮮は中國の年號を用ふる國なれば、淸朝に屬する諸侯の國なり、我朝は開闢以來異國へ朝せし事なく、別に年號を立る上は、小國なれ共、皇天子なり、何ぞ諸侯の國に等し

からんや、爰を以て文法を改られしとぞ、寔に國の龜鑑其功大なりと云べし、此の御返翰の文章を、或翁の荒く語りしを、予籠耳にて忘れ侍る、譬ば異邦の人、其國を自稱し尊ひて、或は大明大清などゝ呼るを、唯國名と覺えて、我朝にても同じく大明大清と唱へ、我國の大日本とも大倭とも云ざる事大に笑ふべし、白石先生又徂徠などは、專ら和朝を皇和と稱す、是れ諸侯の國に非ず、皇なる事を異朝へしらせんが爲なり、卑俗は王と云は君の事と思ふ、是我朝に諸侯王なき故なり、中國には、諸侯王、古來數多ある故に、王の字を以て君とせず、皇を以て君とす、是に傚て柳營の御名を王と書れたる事抔、書法一々當れりと承り傳へぬ、

○桑名家中野村增右衛門の事

勢州桑名城主松平越中守定重家來野村增右衛門事、元來桑名の內島田村出生の者にて、若き內は代官の下役を勤め、八石二人扶持の小給の者成りしが、十八年以前浪人して、島田村へ引込居ける間に、越中守領內、在々山々浦々に於て、物成候儀共帳面に作り、十五年以前、領主へ訴、依之、目附を以て、增右衛門注進の仕方を吟味あるに、其筋一々尤に付、十五人扶持にて呼出され、勘定役申付られ、增右衛門何か地方の事を引受相勤けるに、最初より積の如く、領內の物成、是迄とは格別違ひ益多く、下の痛にも成らざる故、追日出頭して、年々加增を賜ひ、千百石迄取上、郡代役ながら、家老に越る權勢にて、地方に不限萬の政事迄も、渠が自由する如く成しに付、奢侈日々に長じ、恣に私を構へ、剰惡事の企ある段、越中守聞及ばれ、寶永七庚寅年春より穿議有て、野村一族の者共、其外是に與みし從ふ者、不殘召籠られ、同四月二十三日左の通被申付、

一賄役、阿部左平、同久四郞、馬廻り松田作右衛門、今井宇兵衛、代官中村與兵衛於在所桑名、追放

一島原長兵衛、同五太夫、岡田安右衛門、同茂右衛門、義左衛門、小川三右衛門、同兵右衛門、島原甚右衛門、此外小役人十六人浪人す、

一足輕三百人暇出る、是は古來無之、二三年以前より增右衞門新組を拵へ、普請の下奉行等に遣し、不斷は增右衞門方の番頭を勤させ候由、
一鄕中より百姓百人呼出し、一人扶持づゝ遣し、每月五日增右衞門方へ遣ひ、其外の日は、耕作致候樣に申付置候、此扶持方も向後相止候、
一賄役稻川小兵衞、是は於江戶追放、
一同五月二十八日、小細工頭山中市兵衞、川邊小兵衞、大工辻內岡右衞門、岩崎六太夫、於桑名追放
一同晦日於桑名、斬罪、
野村增右衞門(千百石五十八歲)嫡子同兵橘(四百石船奉行子一人三歲)二男同政次郞(二十人扶持無役)三男同吉彌四男同政之助、野村猶右衞門(二百石普請奉行增右衞門弟)野村仁右衞門(七十石三人扶持增右衞門弟代官)子三人、增右衞門親子兄弟孫甥共合十七人
勘定頭奥田又六(子二人)安藤與古衞門(子三人)杉山孫九郞(子三人)宇佐美久右衞門(子一人)竹內林右衞門
都合三十一人成敗
勘定頭寒田淺右衞門(二百石)乘松武兵衞(二百石)江戶追放
右の者共增右衞門に同意致に仍而如此被申付候、
此家中騷動の事江戶に於て事々敷沙汰有之、仍て越中守首尾不宜、同年越後高田へ、本高十一萬石にて所替へ、桑名へは松平下總守忠雅を遣さる、
○繪島遠流の事
月光院殿の御年寄繪島と申す、女中は、小普請組白井平右衞門妹にて、若年より御奉公に罷出、段々御取立にて、重き役儀被仰付、時めきけるか、其行ひ正しからず、御使又は宿下りの折柄は、芝居遊所等

へ立寄、亂行擧てかぞへがたし正德四年午正月十二日、上野增上寺參詣の先より、直に木挽町の芝居へ行候事相聞え、御吟味の處、段々不行跡露顯し其、懸り合の者、一一御穿議の上、同三月五日御仕置被仰付所、左の如し、
但、世說には芝居役者を櫃の類に入れ、忍び〳〵に御城へ呼びたるなど、色々の說もあれど御吟味の表如此なれば、其餘の說は捨之べし、

遠流　　　　繪　島

一繪島事段々御取立にて重き御奉公をも相勤、多くの女中の上に立られ候身にて、內々にては其行ひ正しからず、御使に出候折々、又は宿下り候度々、人の貴賤を不撰、能からぬ者共に相近付、さしたる所緣のなき家に泊り明し、中にも狂言の座の者共と、年頃馴親み、其身の行ひ如此なる而已に非ず、傍輩の女中迄すゝめ導びき、遊びあるき候事共、其罪重々に候と雖も、猶も御慈悲を以て、命を助け置れ、永く遠流に行れ候者也
但、遠流の格を以て、信州高遠參萬參千石の領主內藤駿河守清長へ御預け、木綿衣類一汁一菜にて可差置段被仰渡、

死罪　　　　小普請組　　白井平右衛門

一平右衛門事大阪に於て御役相勤候內、不法の事共有之に付、大阪の町人共度々當地迄罷越訴出候得共、寬宥の御沙汰を以て、糺明をも遂られず、御役召放され候、然るに妹繪島事重き御奉公を相勤候處に、內々に於て其行跡正からず候事ネ種々有之と雖、制止にも不及、或は傾城町へ相伴ひ、遊女とも參會せしめ、或は狂言座へ相伴、役者共と會せしめ候條、重犯の罪科擧てかぞふべからず、仍之、急度其罪を正し、死罪に行れ候者也

追放重科　　　　新御番　　豐島平八郎

一平八郎事妹繪島義は、重き御奉公をも相勤候處に、所々遊興の場へ相伴ひ候事、尤不可然事共に候雖然、就中近來に及ひ、奥山喜內誘引に因て、繪島行跡正しからざる事共多出來候を以て、繪島をも諫め、喜內をも制止候事有之に就て、其舊罪を宥られ、追放重科に被行候者也

遠流　　　　御留主居番　　平田伊右衛門

一伊右衛門事、櫻田御殿に於て、御役勤來、就中近年以來は、奥方御役をも相勤候上は、總て奥方の御作法は云に不及、繪島事重き御奉公をも仕り、多くの女中の上に立候子細等は、相心得罷在者にて候、假令繪島事、最初に由緒有之候共、近年に成ては、其緣も斷絕候處に、事を左右に寄て、密に私宅に止宿せしめ、猥に外人等に參會せしめ、狂言芝居茶屋等に誘引し、芝居の輩を召集め、夜更に至て、遊興を催候條々、姦犯の罪科重疊すと雖、寬宥の御沙汰を以て、死罪一等を減じ、永く遠流に被行候者也、

遠流　　　　御奥醫師　　奥山交竹院

一交竹院事、數年以來御近習の御奉公を相勤、表奥の御作法は不及言、繪島事重き御奉公相勤候子細等相心得罷在候者に候、然に繪島事、兼て親族の好みも無之處に、相親み、或は潜に私宅に止宿せしめ、或は猥に外人に對面せしめ、遊興の場に參會し、就中弟喜內娘を以て、繪島養女に取計ひ、剰、喜內事繪島を誘引し、種々猥がましき事等有之と雖、不制止、罪科重疊候、雖然、寬宥の御沙汰を以て、死罪一等を減じ永く遠流に被行候者也

流罪　　　　小普請方　　金井六右衛門

一六右衛門事、表向の御奉公を相勤る者に候處、猥に繪島に對面に及び、剰、狂言芝居茶屋等に令誘引芝居の者共を召集め、夜更に至り酒宴を催し、其饗應の料は、御用承候町人梅屋善六と申者に申付て、彼善六をも繪島に參會せしめ、殊に又年來其身の行跡役義勤方等、姦曲の罪科重疊候、雖然

寛宥の御沙汰を以て其罪を減じ流罪に被行候者也

追放重科　　御代官　金丸四郎兵衛

一四郎兵衛、去年夏、平田伊右衛門繪島を誘引し候に付て、狂言芝居等の事を取計、茶屋に於て繪島へ及對面、夜更候迄其輿を催候、總て差たる由緒も無之外樣御奉公の面々、奥方の女中に私の對面の事は、尤其憚可有之事に候、其上又四郎兵衛事は、其支配幷臨時の御用等の勤方に付て、糺明を可被遂子細有之雖、寛宥の御沙汰を以て、其儀に不及處に、此度繪島事に付露顯に及、其姦犯の罪重疊候を以て、追放の重科に被行候者也、

改易　　御勘定　西與一右衛門

一與一右衛門、去々年夏、豐島平八郎誘引に因て、船遊の時、繪島に對面せしめ候、總て外樣御奉公の面々、奥方の女中に私に對面し候事、其憚可有之事に候、平八郎に屋敷地を借し事細と雖、犯科遁べからず、仍改易に行れ候者也

死罪　　水戸殿家來　奥山喜內

一喜內事、年來繪島と相親み、其亂行を誘ひ、所々遊興の場に相伴ひ、或は遊女或は狂言役者に參會せしめ、其餘種々姦犯の罪、擧てかぞへがたし、其罪科死刑に相當るを以て、水戸殿に於て其沙汰可有之由被仰出候者也

閉門　　呉服師　後藤縫殿

一縫殿事代々御用を承り、殊に御奥方の御用をも承り候事は、大切の儀に候上は、御廣敷へ差出候手代は其人品幷年齡をも撰み、其制禁を立候て、女中の用事は、呉服物より外の事は不依何事、隱密の事承るべからざる樣に、常に嚴重に可申付事に候、然に其年僅に二十歲計の若輩者を申付、數年以來御廣敷へ差出し、彼手代の者、繪島申候旨に隨ひ、或は船遊、或は狂言芝居等の事相催候事、

度々に及候、唯今に至ては、縫殿共由を不存由申披と雖、其怠慢の罪遁べからず候、雖然、御代々御用をも被仰付候者の事に候故、寛宥の御沙汰を以て、閉門せしめ候もの也、

右於評定所、大目附仙石丹波守、町奉行坪内能登守、御目附丸茂五郎兵衛、稲生次郎左衛門立會、丹波守申渡す、

遠流　　縫殿手代　清助

一清助事數年繪島申す旨に隨ひ、或は船遊或は芝居の事度々相催し繪島申旨に就て、辭しがたき由申披と雖、主人縫殿へ隱し置候由を申候上は、不宜事とは相心得候趣に候、若輩の者とは乍申、主人申付に仍、奥方の御用を承候爲御廣敷へも差出候者に候處、公儀を不憚、重犯の罪遁るべからずと雖、其罪を宥られ、永く遠流に行ふ者也、

追拂　　縫殿手代　次郎兵衛

一次郎兵衛事、正月十一日、傍輩清助申旨に任せ、狂言芝居等の事取計、同十二日、繪島等見物の棧敷へも罷越、茶屋に於て料理をも申付候條、輕き者とは乍申、主人申付候て、御奥方の御用をも承候處、若年の傍輩の申旨に任候罪科に仍、追拂者也、

縫殿下人　七兵衛

一七兵衛事、正月十二日手代共申付候に付て、狂言芝居茶屋等へ申付候事は、輕きものに候へば、支配をも仕る輩申付候旨に任せ候由、依之構無之者也

流罪　　木挽町狂言座　長太夫(山村)

一長太夫事、狂言芝居の座本をも仕候上は、座中の役者の事に於ては、常々其指引をも可仕事に候、總じて見物の客人、棧敷茶屋等へ役者呼候事有之候共、女中客に至ては、貴賤に不限、一切差出す間敷候事に候、然に正月十二日、繪島等見物に相集り候棧敷へ、長太夫も罷越、其上自分居宅に於

て、繪島酒相手の由にて、役者共參會せしめ候次第、其罪重疊を以て、流罪に令行者也、

流罪　長太夫抱役者　新五郎(生島)

一新五郎事、先年御城女中之事に就て、世上に申沙汰し候事有之者に候、然に九ヶ年以來、度々に及び、繪島と參會せしめ候條、其罪科重疊候を以、流罪に行なはしむるもの也、

追放　堺町竹之丞抱役者　半四郎(瀧井)

一半四郎事、去年夏、繪島狂言芝居見物の時、度々に及び、茶屋等に於て、酒の相手として、夜更迄參會し候罪科に仍、追放せしむる者也、

流罪　材木屋　栂屋善六

一善六事、年來公儀の御用を承給り候に付て、其身を起せし者に候處、金井六右衛門申付候由を以て去年夏、狂言芝居茶屋に於て、繪島を振廻、酒の相手として、芝居の者共を召集め、夜更迄其興を催候條、公儀の憚をも不顧次第、其罪重疊候に仍、流罪に被行候者也、

右評定所に於て、四人立會、坪内能登守申渡す、

流罪　(伊右衛門養子)御書院番　平田彦四郎

一彦四郎父伊右衛門事、御留主居番相勤候者にて、繪島と申合、潜に其宅へ止宿せしめ、彦四郎を以て、狂言芝居へ繪島を同道せしめ、其身も跡より罷越、父子共に茶屋に於て、芝居の者共召集め、夜更る迄酒宴に及、其姦犯の罪重疊し候得共、寛宥の御沙汰に仍て、伊右衛門事死罪一等を減ぜられ、永く遠島に被行候、彦四郎事に於て、彼の犯科の者の子として、況、繪島を狂言芝居に同道し酒宴の座に相連り候上は、罪科不可遁候を以て、流罪に被行候者也、

追放重科　六右衛門子　金井六助

一六助父六右衛門事、さしたる由緒も無之處に、繪島へ緒緣を求め、六助を繪島に對面せしめ、如此

により、其身も繪島に對面し、剰、狂言芝居見物の事を催し、父子共に茶屋に參會し、是のみならず、六右衛門平生の行跡、役儀等勤方に就て、姦曲の罪重疊たるに仍、流罪に被行候、六助事重犯の者の子として、況、父子共繪島へ參會の儀度々に及候を以て、追放重科に被行候者也、

平右衛門總領　白井伊織

同二男　同平七郎

一伊織平七郎兩人の父平右衛門事、重罪の科に仍、死罪に被行候を以て、兩人共流罪に被行候、雖然兩人共、其年未、幼稚たるに仍、十五歳に至る迄は、親類へ御預被置者なり、

四郎兵衛子總領　金丸又三郎

同人實子二男　同　三十郎

一又三郎三十郎兩人の父四郎兵衛事、姦犯の罪重疊たるに仍て、追放の重科に行れ候を以て、兩人共に追放に被行候者也、

遠慮　疋田吉十郎

一吉十郎事、實父豐島平八郎、其姉繪島事に就て、罪科被行候と雖、吉十郎事は、他家養子と成、其上平八郎事も、繪島に諫言の儀有之に仍、其罪をも減ぜられ候上は、旁以て吉十郎に於て、兎角の沙汰に不及候間、例式の如く遠慮仕可罷在者也

右於同所、四人立會仙石丹波守申渡す

伊右衛門二男　平田舍人

六右衛門三男　金井五助

同人三男　同捨五郎

長太夫悴　長太郎

同　長次郎
新五郎悴　粂三郎
栂屋善六悴　伊助

右は幼稚に付、十五歳迄親類へ御預け

遠流　木挽町長太夫狂言作者　清五郎

一清五郎事、奥山喜内引合せ有之由にて、繪島に對面に及び、度々に至て、狂言芝居茶屋等に於て、芝居の者共召呼び、繪島酒相手に爲致、就中正月十二日、長太夫居宅へ相伴ひ、芝居の者共參會せしめ候條々、其罪科重疊を以て、永く遠流に行はしむる者也、

右相煩ひ居候に付、奉行與力差遣し於牢内に申渡す、

一御廣敷御小人　中島久左衛門
稻川總左衛門
久野金五右門
竹澤甚助

正月十二日、繪島宮路其外女中、上野增上寺へ參詣の先より、直に木挽町狂言芝居へ罷越候節、差副參候儀、彼所にて致辭退候得共、繪島宮路、重き御奉公をも仕候者故、達て斷も難申候て附參候由、假令繪島宮路申付候共、斷候品も有之處に、其意に任せ、見物場へ罷越候段、不屆に候へば、急度可被仰付候へ共、罷歸候節、早速御廣敷番頭迄相屆候を以て、御宥免有之、不及其沙汰候、然れ共御廣敷の場所を被相止候間、遠慮仕らせ、可差置者也、

右御留守居へ、豐後守書付渡之、

一遠島所々

利島　平田伊右衛門　御藏島　奥山交竹院　八丈島　今井六右衛門　大島　平田彦四郎
大島(狂言座)　長太夫(山村)　神津島　清五郎(中村)　新島(縫殿手代)淸助　三宅島　栂屋
善六　三宅島　新五郎(生島)

一二月二日
町醫山田定庵へ御預け　御年寄宮路　永山江助へ御預け　御中老頭梅山　小普請手代高岡新六
へ御預け　御表使吉川
右御扶持被召放奉公御構
一同日
宿近藤次郎太夫へ御預け　御中老伊豫　三ノ間よね　同きつ　使番藤枝　同木曾路
右御暇被下奉公御構
右の通、於御廣敷、松前伊豆守申渡之、九人の召仕女五十七人、平川口より追放被仰付、
一同月三日
御中老　おくん　表使　おのし
御小姓　おゆう　御半女　おせん
御次　おかん　呉服之間　おしも
御茶の間　およし　同　おせん
右御暇被下候、
一同三月寺社奉行より、左の通申渡、
寺社境内に有之候、能、說經、操り物眞似等、芝居の事、元祿年中、旣に停止候處、訴訟の旨有之に付
其法を究られ、芝居事輕く構へ、衣服等木綿の外用ふべからざる由を以て、免許せられ候、然るに

近年以來、二階棧敷を構へ、衣服等も、是に準じ、諸事及結構候次第、不屆の至に候、仍之、自今以後急度彼芝居等、一切禁制せしめ候者也、
一同月堺町木挽町狂言座、并茶屋共へ被仰渡候覺、
一狂言芝居近年二階三階仕候、以前の通一階の外は無用の事、
一棧敷より內證道を拵へ、樂屋又は座本の居宅、并茶屋等に座敷をしつらひ、遊興の義可爲無用候、總て狂言役者舞臺にて狂言致候外、或は茶屋等へ呼出し候事、一切差越申間敷候、尤自分の居宅にても、遊興の客呼申間敷候事、
一棧敷に、簾懸候事無用に仕、幕屛風等何にても圍候儀相止之、見通し候樣可仕候事、
一芝居屋根、雨天の節も、近年狂言致候樣仕候、尤前の通、屋根輕く可致候事
一狂言役者衣類、近年美麗に成候間相止之、向後紬紬木綿可用之事、
一狂言暮に懸り、明りを立候事、堅く無用に仕、七ッ半時分仕舞候樣可致事、
一狂言芝居近所の茶屋輕く仕 座敷がましき儀一切無用に可仕候、唯今迄有來候分も、町奉行所へ可訴出候、吟味の上、可申付事、
右の通急度可相守之、於相背者、當人は不及申、其所の名主五人組迄可爲曲事者也、
正德四申年三月日
繪島一件には、色々の惡說有りと雖、夫には御頓着なく、表向如此にて被相濟けるとなん、乍去、此後御城より出入れの井樓類の大箱は、度々明箱を番所にて相改、通り候樣に被仰付候也、

翁草　巻之四

〇木下清兵衛成立の事、并に堀八郎右衛門の事

常憲院殿綱吉公御母堂、桂昌院殿の御姉、瑞光院殿は、京都山科邊に住居せらるゝ、嵯峨宗賀と申人の妻室なり、桂昌院殿の御姉君なれば、關東より甚御馳走あり、此の宗賀の若黨木下清兵衛と云ふ者、元は江戸本石町に、夏は帷子、冬は革足袋抔を商ふ者の方に、奉公して有しが、引負出來て、江戸を駈落し、上方に來て、宗賀方に、奉公せしが、宗賀死後、瑞光院殿も、江府に被召呼、元祿七年出府にて、其年瑞光院殿は死去、遺言に仍て、京都西岩倉へ遺骸を被葬、木下清兵衛供奉之、清兵衛儀、瑞光院殿歿期まで舊功を盡すに仍て、桂昌院殿、御廣敷番に被召出、其後段々御加增御取立有りて、同殿御用人に被仰付、森彦右衛門堀八郎右衛門と同役に成り、桂昌院殿、一位に被叙たまふ時、各受領して、彦右衛門は河内守、八郎右衛門は筑後守、清兵衛は和泉守に成る、御逝去の後は、三人共小普請に入、和泉守死後、嫡子清兵衛家督して、後に御目付と成る、夫より御作事奉行を勤め、伊豆守と號す、其の子孫今に御旗元に候す、右に記する堀八郎右衛門も、元は其の親助八と申て、土井大炊頭方にて、百五十石取たる小士なるが、桂昌院殿の御弟、本庄次郎左衛門(後ニ五萬石常州笠間本庄因幡守是なり)と心安く、故助八、彼家浪人の後、男女子供、兩人を次郎左衛門世話を以て、女子は桂昌院殿へ御奉公に差出、おりゐの方と申す、然るに常憲公御養君として、御本丸へ入せられ、桂昌公も三の丸へ被爲入、段々御繁榮に隨ひ、おりうの方も、重き御奉公を被仰付、三の丸御年寄福井岡本抔、死失の後は、此おりうに幷ぶ人なし、仍て諸大名より用ゐかた大方ならず、依之、弟の理介も、本田中書家に二百石取り勤居しを被召出、三の丸御廣敷添番になされ、八郎右衛門と改名し、二百俵被下、其の後御廣敷番頭となり、段々御加增御取立有て、三の丸御用人被仰付、三の丸一位に被爲成に、御外戚系りの立身多し、堀萬次郎

抔も、元は本庄因幡守家來なりしが、因州死後兩番へ被召出、其の餘爰に略す、

〇江府新大橋の事

桂昌院殿は、元卑賤より出給ふといへども、其の操正しく、御善行勝て計へがたし、第一神佛を歸依し給ふ事淺からず、廢れるを起し、新たに堂社を建立せられ、御寄附領等の事、悃に沙汰し給ひ、永々靈社佛場の傾廢せざる事、偏に佛菩薩の化現なりと時の人申けるとかや、武野燭談にも委く書つらねたれば、爰に略す、將軍家御厄年の事とかや、諸寺諸山の御祈りなど、いと悃成りける、右に仍て、桂昌公より御願の一筋有り、御聞届有て給ひてんやとの御事なりしに、素より綱吉公には御至孝の御志なれば、如何樣の御願成とも仰玉へ、叶へ參らせ侍らんとの御答へなり、時に桂昌公の宣く、餘の願には侍らず、江戸御繁榮に就て、下總の本所迄も、年に增し月を重ねて、賑ひはびこり、士農工商、爰に住し、江戸本所の通路、今に於ては差別なく、偏に江戸と一所の如し、然るに兩國橋一つにては、常の通行だに廻り道多くして、諸用差問る由なり、增して非常の折柄には、世人の難儀、事に寄ては、生死の境とも成なん、今一つ中央に大橋興立あらば、大いなる世の扶け、是もろ〳〵の御祈にも增りて、能き善根ならむ、庶幾ば尼が願の一筋聞かせ給へと、かきくどき仰ければ、綱吉公尤も感伏し玉ひ、此の御願は、國土の爲め、廣大の御功德、後世不易の御善根なり、いかでいなみ申さんやと、即時御催有て、其の筋の役人へ仰付られ、忽ち橋成就す、則今の新大橋是なり、實にも此の功德萬世に徹りて、桂昌公の寬德を仰ぎ崇みける、

〇越前忠直卿の事、并に岩崎大膳の事

忠直卿は、元來荒大將にて渡らせ給ふ上、後年には々惡行超過して、或時鷹野先にて、一人の女摘菜して居りしを見給ひ、岩崎大膳を召れ、あの女は正しく懷姙と見えたり、樣子を見て、つれ來れと宣ふ、大膳畏て、かしこに行き見るに、實にも孕女なり、不便に思ひ、彼女に囁き、摘たる草をば、猶も懷に

入れさせ歸て申けるは、疾と見屆候へば、孕女にては無御座、摘草を大方取り、懐へ入候へば、懐姙に似申候由申上げ、虎口を助けゝるとかや、寔に危き次第なり、忠直卿は斯樣の荒氣亂惡の將なれど、勝れて雷嫌ひにて、雷鳴の時は、諸士を屋根に登せ置れしとなり、此の大膳は武功有る者故、忠直卿御預けの後は、井上河內守方へ、客人分の樣に召抱へ、今に井上家に、其の子孫あり、又越前にて、大膳或時忠直卿の御庭へ忍び入り、折節牡丹盛なるを、中にも御秘藏の花を脇差を拔て伐取る所に、忠直卿聞付給ひ、自ら大なる樫木の棒を携へ、大に忿て、何者ぞと咎め玉ふ、大膳少もひるまず、某にて候、今日珍客を得候間、馳走の爲に、御庭の牡丹を盜に參り候由を申し、片手に脇差を拔持ながら、少も恐るゝ氣色なく、泰然として申ければ、さしもの忠直卿も、此の勇氣に壓れ玉ひ、言葉なくして入り玉ふ、大膳猶も跡より付入んとする勢ひなれば、彌足早に入り玉ひ、何の御咎めも無りしとなり、

〇根津權現由來の事

甲府宰相綱重卿、近習の士に、根津何某(一本に宇右衞門)と云ふ者あり、然るに綱重卿、大酒を好せ給ふを、根津氣の毒に思ひ、數度御諫申上る處に、御酒の上にて大に忿らせ玉ひ、根津は其の座にて御手討になる、其の後御酒の席へ、是非とも根津上下を着し顯れ出で君を守護す、何つとても斯の如くなれば、是か爲に御酒興もさめ果て、綱重卿も倩々思ひ玉ひけるは、渠が一命をとられし恨こそ有べきに、左は無くして、常に假初にも目に遮らず、酒をだに飲ば、忽ち顯れ出で我を守護する志、寔に希世の忠士なり、斯る志の者を誅せし淺猿さよと、悔ませ玉ひ、是より酒を禁じ給ひ、其の上、渠を一社の神に勸請し玉ひ、根津權現と號せらる、御子綱豐卿の御崇敬有て、其の宮、邊土にて惡しとて、甲府御下屋敷の跡へ引せられ、社を造營有て、今に例祭不怠なり、

〇甲府綱豐卿御病惱、并に間部內記の事

甲府中納言殿、櫻田御殿に御座せし時、御所勞有り、後には御氣もそゞろに成せらる、御近臣間部內記

是は元西田某と申者の子にて、御能の時、樂屋にて御裝束をきせ奉る役者なりしが、容貌麗しく心利きたる者故、御取立有て、御小姓に列す、此の者卑賤より出づといへども、無二の忠士にて、餘の傍輩は交代して、御仕するに、內記ばかりは、晝夜食を忘れ、御側を片時も不去、誠に御手足を動かせ玉ふ如くに仕へ奉る、然るに御料理人某間部に申けるは、本鄕邊に義孝と申す出家、隨分の驗者なり、是に御祈禱仰付らるべうもやと伺ける、內記夫こそ珍重なれとて、則右の御料理人を以て、彼僧を呼寄、對して御病惱の次第を語れば、義孝暫く考へて、御寢所の下に怪しき事有べし、是を堀捨なば、立所に御平癒有べしと判ず、內記不審ながら、其所を堀見せるに、七尺計下より、石櫃を堀出す、中を開き見るに人の形有て、呪咀の仕形有り、則此の由を義孝に談じて、丹精を凝らし、祈禱せられければ、無程御快然たり、因玆、義孝に、樣々御褒美被下、御料理人も、御取立なり其の後、此の君の御代に成て、義孝は僧正に被任、其の庵室をも御建立有ける、右呪咀の事は、誰が所爲共知れず、尤可秘事なれば、其の後何の御沙汰も無りしとぞ、

私に曰、內記事、前卷には間部喜兵衛と云ふ猿樂喜多座の役者なりと云々、按るに御居間の下を七尺堀る事、いかなる竊盜のしれ者にても、容易に成べき業にあらず、七尺と有は誤なるべし、石櫃と云るも、如何、唯呪咀の仕形成ものを、淺く埋置たるにて有べし、此の義孝僧の時めける事、御前代の筑波山護持院(後に隱居して成滿院と云)に似たり、護持院は俗性甚卑くして、幼き時は、百人組の與力、大塚某が許の小僕成しが、其の後如何して修驗道を學びけん、一旦は天下に名を發する樣に成りたるは奇な哉

○奥州白川騷動の事

奥州白川領主松平大和守基知は、先祖越前秀康卿の第五男にて、結城の家を相續し玉ひ、十五萬石の侯家なり、甚知寬仁溫和にて、老母に孝有り、常に下に近くして、衆人懷き親む、途中馬上にても、近習

の士と親しく雜談など有り、然れども、寵臣土岐半之丞が爲に、其の操を蕩かされ、享保四巳亥の冬より、領内の百姓共一統して、翌春三月の始百姓一萬人ばかり、徒黨し、白川の大手へ詰懸り、郡奉行杉浦德左衞門を渡し玉へ、寸々に斬て、我々一口宛、その肉を喰て本望を達せん、其の上にて嗷訴の科を受け、死罪に遇んこと、素よりの覺悟なりと罵ること夥し、家老已下當惑して、色々宥るといへども、少しも得心せず、追々數萬人馳重りて、往還に横はり、德左衞門を渡せ、杉浦わたせと叫喚する聲、雷の如し、杉浦其の外、城外に有る家士も、此の勢ひに恐怖して、登城する事不叶、城下往來の旅人も、是に遮られ、人馬を繼べき樣も無く、白川驛の往來止れば、隣國近邊にかくれなく、此の事江府へ追々に聞えたり、其の元をたづぬれば、基知近年不如意に仍て、百姓へ種々課役をかけ、收納尤も嚴しき故に、斯く嗷訴を催しぬとかや、是れ出頭人土岐半之丞が仕業にて、以前よりの郡奉行共の外郷掛りの役人を悉く取替へ、飽くまで聚歛の道に長じたる者共を、其の役に申付ければ渠等爰を詮と虐政を恣にするか故に、斯く騷動とは成れり、此の半之丞事、元來侫姦强惡の者にて、基知の溫潤なるを思ふ儘に、酒淫を以て是を蕩かし、奢侈驕慢、日を追て募りしかば、國枯て民を激する事に至り、而て、此の儘に差置なば、此の上百姓ども、如何樣の企や成すべき、第一江府の聞え憚有りとて、先づ杉浦德左衞門を禁獄し、扨濫觴は、土岐半之丞が奸惡より出たれば、其の罪死刑に當ると雖も、基知猶も惜み玉ひ、役義を召放して、繩猿町の下屋敷へ遣し蟄居せしめ、十人扶持を附られ、百姓共も是にて得心やしたりけん漸に鎭りぬ、其の後享保十四酉年八月十四日、基知病死、行年五十一歲なり、仰高院殿賓性英顯大居士と號す、養子土佐守義知、家督相續大和守と改む、其の砌いか成る故か有けん、家臣六人立退事有り、夫より何となく、江戶白川兩所に於て、家中以の外に騷動す、同十月七日、家臣豐田登、杉浦志津摩、笹瀨官兵衞、山口惣兵衞、三升助之丞、品川伴藏、三升八太夫等改易せられ、其の外暇出る者大勢なり、寔に近年大騷動打續くと雖も、內分にて漸く鎭ぬとなり、

○常州保末村水論の事

先年常陸國筑波郡に、水論有り、子細は用水の爲に、小見川を堰上げて、上之鄕七ケ村と、下之鄕保末村等へ懸る事なり、此の義、公事に成りて、裁許の趣は、堰上げ水を先づ上之鄕へとり、其の後下之鄕へとるべきなり、然るに其の年旱損渇水する故に、下之鄕保末村の者共、密に夜の中に、堰口を切て、下之鄕へ水を取たり、上之鄕より大に怒り、御裁許破なりと罵て、爭論起り、評定所へ出て、對決に及ぶ元來上之鄕の理運明白なれば、保末村の者共、一言の申譯なし、裁許破の科を蒙らんとする時、名主の後ろに藤八といふ組頭居たりしが、此の義先達て御裁許有と雖も、其の節何れかの殿樣の中より被仰候は、若夫とも旱損渇水の節は、止事を得ざる事なれば、堰口を切るべき由仰られ候と、高々と云を、奉行中聞て、其の殿樣と云は、此列座のうち誰なるかと問れる共不見知、奉行中も互に貌を見合せらるれ共、心當の人もなし、其の間に奉行中被評は、いか樣渠が申通り、用水は私の事に非ず、田地は何れも同事なれば、向後互に云ひ合せ、兎角作物損せざる樣こそ肝要なれ、其の趣を以て、用水等分にわけ可申旨に相濟、保末の者共大に理運して歸りしとなり

○密夫非密夫論の事

享保年中、總州の內妻木何某の領分、百姓誰とかや云ふ者、他へ聟養子に行き、夫婦合は宜敷と雖も、養父と不和なるに仍て、止事を得ず、家を出る、然れ共、妻とは未緣切れずして、折節は養父の目を忍び行通ひけるに、いつの程よりか、餘の男に契睦ぶと聞き、或時忍び行て、樣子を窺ふに、案の如く、彼男來て、睦じき體を見屆け、密夫に紛れなしと思ひ、飛込んで、唯一と打に斬る、女驚き逃る所を、後ろより斬付る、去れ共是は淺手なり、此の騷ぎに家內近所より、より合て捕之、此の義支配所へ訴ふ切られたる方よりは、解死人を願ひ、切たる者は、密夫を殺しゝは切捨勿論なりと云、評定所に於て決せず、式日に出て、雙方對決に及ぶ、列座の評議に聟一度其の家を出ると雖も、女の方へ離別狀を遣さ

ゞる内は、夫婦の緣切ず、然れば密夫と云事勿論なりと、多分被申、又其内に異議も有て、猶再吟味有べき由にて、其の日御聞懸け被成る時に、御勘定吟味役杉岡彌太郎云く、總て女の男の家へ嫁して、離別の時は、緣切の狀を取る事勿論なり、男は聟養子に行て、不緣なる時、其の家を立退く所、離緣の證據なり、奚ぞ其の男より證狀を求めん、其の所以は、家女に家相續させんが爲に、聟を取の主意なれば其の家を離るゝ所が、則相續せざるの證と成れば、是れ離別狀に及ばざるものか、殊に其の男遠國抔へ立退き、行衞知がたき時は、一生其の女やもめたらん、旁以て其の夫立出る日より、他人たるべし、然れば常の解死人の罪に當らんかと被申しかば、其の儀に評決して、件の男成敗に被行しとかや

○子供喧嘩解死人の事、幷に大岡越前守の事

近年の事なるが、淺草竹町にて、五歲の子と、七歲の子一所に遊び居り、五歲の子、竹を持居たりしを七歲の子、是を奪ひ取んとて、あふのけに倒れ、竹の先尖りたる所に咽咋を突て即死す、兩親大に歎き彼五歲の子と爭ひたるより、事起りたれば、渠を解死人にとらんとて、雙方申募り、奉行所へ訴へいづ時の奉行大岡越前守なり、越州さま〴〵理害を申聞せ宥らるゝと雖も聞ず、然る上はとて、被申聞けるは、遮て下手人を願ふ上は、願の通申付べし、但十五歲未滿の者に斯る例なし、因茲十五歲に成る迄、八左衞門島へ遣し置べし、未幼稚の者なれば、介抱人無くては難叶、願人の方より、乳母一人召抱て付置べし、扶持方は被下べし、月々一度づゝ、右の子奉行所へ連れ來て、改を受くべし、尤も病氣ならば早速訴へよ、右の趣急度相守り、所の者、心を付て生立せ、十五にも成らば、其の節可訴出いか樣共沙汰に及んと有ければ、願人幷に其の所の者大に迷惑して、右願を相止め事濟ぬとなり、右大岡越前守事元は忠左衞門とて、御徒步頭等の御役を勤め、其の後町奉行に成る、此の人絕倫俊才にて、大に世に名を發し、御政事に就て、普く人口に殘る事最も多し、此の故に有德院殿之を賞し玉ひ、本高貳千石の上貳千石御加增有て、四千石に被成、無程、寺社奉行に被轉、壹萬石以上の格に被仰付、是迄大名に非ず

して、此の御役を勤めたる人なし、此の越前守を始とす、其の後山名因幡守（七千石）右例を以て、寺社奉行被仰付、是より外に當御役を、御旗本より被勤事前後に無之、扨越前守當役被仰付砌、是迄無例事なれば、前輩衆の色々の意味有て、越州は御用の外に、何角の心遣ひ有とかや、其の所以は、自餘の同役衆は皆大名にて、御奏者番より寺社奉行を兼らるゝ面々なれば、各越前守と同役たる事を不悅唯同役とは申されず、加役の同役と唱へて、諸事に就て、一等是を殞さるゝと雖も、越州少も是を不忿、聊其の身を高ぶらず、同役貌をせず、寔に介副の如くにして、しかも同役衆懸りの御用向評議あれば、自分の存念を無底意被申に仍て、毎度越州の蔭にて御用辨ぜらるゝ事多かりしかば、始の樣子に替り、後には萬端越州に任ぜらるゝ樣に成て、各是を師とせらる、越前守は元來希世の才士なれば、萬の功は餘人の及ばざる事多し、たとへば、常に御用の儀に付、同役衆の許へ參らるゝに、玄關にて取次の士下座筵へ出向はんとすれば、甚制せられ、平生御用談に參る某を、左樣の客あしらひ決して無用なりとあながちに止められければ、後には下座へ出向ず、越州取次の側へ行て、其の家に於て口利の用人の名を指て御用の儀に付逢度由を被申入、則彼士出て承之に、何々の士、加樣々々と演說し、御休息の折柄と察し候故、御逢へ談じ畢ぬ、疾と御考の上追て御返答可承と申置て被歸ぬ、常々の御用談大方斯の如し、此の心は同役衆は各大名故に世事細やか成事に置ては尤も疎し、慾に入り組たる事を直談しては、結句物の間違出來ぬべし、夫よりは物馴たる用人に呑込せ、跡にて疾と思案させて、返答を聞く方が遙に直談よりは增なり、其の上大名の事なれば、度々御用にての應對は、難儀に思はるべしと察しての事とかや平日の機變類ひなし、都て御役を勤る面々、多く此の風俗を學ばる、越州は其の功積りて終に一萬石に御取立有て、候家と成り、其の子越前守當時專ら奉仕せらる、

○見附番所供割の事

近年淺草通にて、何れの見付か御番所代りの時、鐵砲足輕行列の中を、町人一人押割て通りければ足輕

怒て、鐵砲にてたゝく、敲かれて逃る所を、又一人の足輕追かけて敲く、兩度打れて、急所に當りけるが、彼者は倒死す、則其の所より奉行所へ訴ふ、依之穿議の上、裁判の趣は、總じて、供を割たる者、切捨たらんには子細なし、殊更町人の事なれば、論に不及、然るに鐵砲は其の主人の預る大切の番所警衛の道具なり、夫を以て人を敲き殺す條法外なり、右不法の罪難遁とて、足輕兩人牢舍に成り、相當の科に被行しとぞ、

當代奇覽拔萃

○行燈短檠

一古老の物語に、今の世に有る、諸器の類、いにしへより皆有る事の樣におもへども、さには非す、行燈などゝ云ものあれ共、今のごとく、蜘手を中に釣るは、近き事なり、昔は路次行燈の如く、底板に燈臺を置たるなり、中に釣るは小堀遠州の丸行燈を仕出し給ふより始り、角なるにも中に釣る事になれり、短檠は利休時代より有り、古は皆燭臺に土器を乘せたり、古代の繪に有る通なり、靈山長嘯子竹檠の哥とて

をしむ日もやゝくれ竹の燈は世々の玉つさ猶てらせとや

○茶湯

一古老の云、今の茶湯は　樣々風流なる事を作り出し、是は利休作なり抔と名付て、京都將軍義政公、東山に於て、四疊半敷の數寄屋を造らせられ、臺子茶湯を始玉ひしより、種々の茶器出來たり、珠光紹鷗迄は、皆臺子風爐の茶湯にして、爐と云事はなし、利休初て爐と云事を仕出せり、圍ひも利休作にて、泉州堺淨土寺の椽側を、三疊敷屛風にて圍ひ、茶の湯をせしより始る、去に仍て、圍ひはあらたに造ると雖も、片庇なり、數寄屋は、棟を別に建るなり、中くゞりは遙か後に出來たり、利休時代

は、中くゞりなく、猿戸にてありき、古田織部正重勝、中くゞりと云事を仕出さる、圍ひの住居種々の事は、古田の作多し、中程は利休の子の道安初て仕出しけるを、父の利休是を見て、無類物數奇なり、しかも汝が仕出したりと云はゞ、後世用ひざる事もや有んとて、頓て崩させて、利休が圍ひに、中に柱を建しとなり、叉丸き鐵のどうこを板に切入れしは、珠光紹鷗時代より有しよし、今爐の灰を隅をあけて丸き形にするは、鐵のどうこの丸き形を表するよし云說あり、其虛實は不知、

○多波粉

一寬文の頃迄有し古老の云く、多波粉の渡りしは近き事なり、南蠻人我朝に來て呑初めたり、其の時は小蠟燭を燈して呑たり、去に仍て、日本人も小蠟燭にて呑み、夫より間も無く、世界にはやりもて長ずる事に成れり、其の時分、世にこせ瘡と云物はやりしに、多波古を呑む人は、此煩ひ無しと、云ひはやらせて、世にはやり廣まりしなり、しかれ共、今の如く烟草の道具はなし、竹きせるとて、細き竹の節を込め、漸く火皿程に切り、筆の軸程成る物を、夫へ横に付て呑しなり、夫さへ持たる人稀なり、下々抔は、直に烟草の葉を、くる〳〵と卷き、呑口に紙を卷き、火を付て呑たり、大身の大名の烟草飮んと有時、近習小姓片手にはつるの付たる火入に火を入れ、脇に小石を置、片手には唐草の二尺四方程なるを四つに折持來り、主人の前に置、革の內にはきせる烟草あり、其の革の上に火入れを置て、たは粉をつぎ、指出し飮給て後、石にて灰を落し、右の革を元の如くに仕たまふ、大名さへ如此况や、下々に於て、今の樣に多葉粉盆などゝ云事一切なし、大猷院殿時代に、烟草は世の費なりとて堅く御停止被成、江戶町々烟草狩を仰付られ、日本橋の傍に、矢來を結ひ、江戶中のきせるを、其の中へ取捨る、夥敷事云計なし、如此堅き御法度なりしが、其の後間もなく破れぬと老翁の語りき、

○挾箱

一挾箱と云物、古は無りけるを、秀吉公薩摩御征伐の爲、筑紫御進發の節、丹州龜山城主小野木縫殿介

始て是を製すと云々、按に、秀吉公、柴田勝家、佐久間信盛と、江州志津が嶽合戰の時、秀吉公一騎駈にて、美濃表より馳着、志津が嶽の東、岩原の猿が馬場と云所にて、挾箱に腰をかけ、暫休息し玉ふと一書にあり、然れば、是は天正十五年にて、筑紫陣より五年前れば、本文と相違せり、猶可追考乍去、挾箱といふ名目は、其の前より有つて、今の仕形とは違ひ、板二枚を合棒にかけて持たるよし老人の物語なり、既に甲陽軍鑑にも、此の名目は見えたり、

○木下長嘯の詠

一或人烏丸大納言光廣卿へ、東山長嘯子の、八月十四日の詠なる由、扇に書たるを見せ奉る、

明る夜の月をこよひの庭に見よ命も知らす曇りもやせん

光廣卿御覽有り、いが樣心は面白し、されども言葉の續き優ならざる故に、たけ高からず、此心を詠ぜんには、

名にしあふ月は今宵に出て見よ身は浮雲の定めなき世に

かくあらまほしと宣ひけるとぞ、

○靈元院瘧の御製

一靈元院仙洞にあらせ給ひし時、瘧を惱ませ給ふ、

まくさかる野べのわらはや道遠く我が住む里に歸り行くらむ

瘧(ワラハヤミ)隱し題に詠せ給へり、此御製にて、忽ち御惱去しとかや、されば瘧を煩ふもの、此の御製を書付て、其の發る日枕元にはり置けば、立所に瘧落るなりと、或公卿の語られし、

○後水尾院御製

一後水尾院法皇に成せ給ひし時御製、

思ふ事なきだにそむく世の中にあはれ捨ても惜からぬ身を

○堀田正成の歌

一大猷院殿御代、堀田加賀守正成は、御兒小姓にて、御寵愛甚しかりしが、御持被遊し御扇に、紅葉を彩りたる繪有り、夫に御歌を被遊て、

紅葉さへ物思へとやこくうすく一葉の內を染ぞ分ぬる

返歌をと仰けるに、加賀守取あへず、

紅葉のこきは我身の思ひにて薄きは君か情なりけり

と申上れば、御感御入興有しとなり、

○大猷院殿の歌

一右加賀守元服の時、御腰の物に御歌を添へて下さる、

あれてしも其の名は殘るいにしへの志賀の都の花の俤

○佐賀和田喜六

一同頃、山州淀の城主永井信濃守（尙政後に信齋と號）登城有しに、御持被遊し扇に、御手づから歌を一首書せ給ひしを、信濃守拜領して退出有り、家來佐賀和田喜六を召れ、其方は日頃和歌に心を寄せ風流を好めば、今日拜領の物を拜見させるなり、是は此頃の秀歌なりとて、都より御到來の由、則御自筆に遊し被下しと、彼の御扇を見せ給ふ、喜六畏て押戴き拜見するに、

吉野山花待頃のあさな〳〵心にかゝる峯の白雲

喜六泪を流して申けるは、扨々冥加に叶ひ、上聞に達候段、身に餘り難有仕合、生前の大幸、何事か是に增り候はん、此歌は則愚詠にて候、富春中院大納言通村卿（正保四年內府ニ任）へ詠草を差上げ、御添削を奉願候ひし、此歌も其一卷の中に御座候由申て、則其の詠草を差出す、信州大に愕き此趣上聞に達せらるれば、尤も御感賞不淺となり、此喜六は、其の頃和歌に名高く、其の上倭漢の才あり、

參學を好みて、晩年薪上里の酬恩庵に引籠り、懸瓢居士と號し隱遁の身と成り、宇治の佛德山興正寺（永井尙政再興）に、墓に法名を記さず、何でもない事〱と有が、此居士の墓なり、按るに此人さばかり文武に名ある人成しが、生得蝦蟇に恐れ、是を見る時は立すくみに成ぬとかや、斯る事は、勇士の上にも無きに非ず、往昔の佐藤繼信は、名譽の勇士なれ共、鼬に恐れしとなり、

〇前野織部、生駒將監に仇を報ず

一讃州高松城主生駒壹岐守高俊（十七萬石）江戶家老生駒將監と國家老前田助右衞門と諍論出來、家中騷動に仍て上聞に達し、寬永十七年八月、生駒所帶沒收壹岐守は羽州由利へ配流、前田助左衞門は切腹、生駒將監は雲州松江城主松平出羽守へ御預けにて、事既に落着せり、然るに助左衞門甥に前野織部と云者有り、倩と思案しけるに、此の度將監が非道にて、伯父助左衞門は切腹し、主人は流刑に成り給ひ、結句將監は存命することそ恨なれ、所詮將監を討て、此鬱憤を散ぜんと、忍で雲州へ下り將監をねらへども、公儀御預けもののことなれば、中々容易に本望を遂げかたし、織部詮方無き儘に、一ケ年に一兩度程、此家の長臣乙部九郎兵衞方へ振舞に招かれて、終日慰る事あり、依之、織部身をやつし緣を求めて、乙部方へ鷹匠奉公に出る、或時出羽守鷹野に出玉ひ、九郎兵衞も供にて、彼織部に鷹を居ゑさせ罷出る處に、羽州の目に留り、織部に事を尋給ふに仍て、あらぬ僞を申て是を陳防す羽州殊の外譽め玉ひ、汝は九郎兵衞などに奉公すべき人體ならず、九郎兵衞目をかけて召仕ふべしと宣ふ、斯て其の後九郎兵衞宅へ將監を招て催し有り、織部時至りぬと悅び、九郎兵衞に願ひけるは、某は新參にて御家中のかた〲を未見知不申候故、途中不禮等仕候ても如何に奉存候、何卒御玄關番を仰付られ被下かしと云ふ、乙部聞て、尤なる心掛なりとて、則玄關の執次をさせける、扨當日に成しかば、生駒將監、九郎兵衞屋敷に來て、案內を乞ふ、織部あはやと思ひ、是を案內し、將監書院へ

通る所を、廊下にてやり過して、言葉を掛るより早く突殺す、乙部が家來共、こはいかにと織部を取廻す、織部少しも不騷、斯の次第と始終を演說す、九郎兵衛驚き走出て、織部が手を取り、扨々神妙の事、先は本望を被遂滿足たるべし、唯今迄斯とは不知失禮せり、大法なればとて、一間を圍て番を附け置く、此の節出羽守在府に仍て、早追を以て注進す、羽州急ぎ上聞に達せらる、然るに各儀御評定にも、織部が働を被感、何卒助命の事御沙汰有しか共、公儀より御預けの者を討たる咎遁れ難く、織部事切腹に決し、其の段被仰渡、織部切腹場にて申けるは、御鷹野の節、出羽守様、某を御見咎被遊し時は、南無三寶天命に盡ぬるかなと存ぜしに、不思議に其の場を遁れ、本意を遂候段悅び入候、各方には、賴母敷御主君を持せ玉ひ候ぞや、御眼力の程天晴明君と見請奉り候、隨分勤功を勵まれ候へと申畢て尋常に自殺せりと云々、

○伊藤宗左衛門が働き

一小笠原右近將監忠政は、肥前島原騷動の砌、彼表へ急に發せらるべき旨の御奉書、大阪御城代より、同所屋敷の留守居伊藤宗左衛門と云者に、糊付し儘にて相渡され、急御用なる間、早々在所へ及相達旨なり、宗左衛門御奉書を請取歸り、糊付の封押切て拜見する處に、急に島原へ發向すべしとの御文言なり、則是を本紙の通り、今一通寫取御奉書の大紙は飛船を仕立、船中風雨を厭はず、片時もはやく着船すべしと申付、又二時ばかり間を置、彼寫を同く飛船を仕立て出したり、然るに最前に出せし飛船は、海上にて惡風に逢て着く岸遠く、跡より出たる寫の船、豐前小倉へ早く着津す、忠政此事を甚賞美せられ、大切成る御奉書の封を私として押切り、寫を別に差下せし段、大なる働き忠節最も拔群なりとて、伊藤宗左衛門、是迄二百石にて有しを、一倍の加增にて四百石に成り、其の子迄大坂留守居を相續て被申付となり、

○水野勝成難船に逢ふ

一備後福山城主水野日向守勝成は、肥前島原騒動の時、陣中軍監にて在陣せられしが、寛永十五年春落城の砌、諸將と倶に歸陣の時、下の關にて、俄に難風吹き、碇を掛留る事も不叶、船危く成ければ、小船に日州を乘せ、近習二三人供にて、船を上んと申を、日州屋形の內にて、是を開き其の儀は如何にも叶ふまじ、我一命を助りて、今度一命を抛たる家士共を捨殺べき法や有る、存亡は天に任せて我と士卒と倶にすべしと、屋形の障子を押立らる、其の間に和らぎしかば、船中の人々、始て生たる心地して、夫より何の恙なく、在所福山に歸城せらる、勝成が志を上下擧て感心し、落涙して不悅者はなし、

○女の許に文をやる作法

一星野角左衞門と云古老の物語に、女の許へ文をやらで不叶用事あらば、堅き文字を、其の文の內へ書入て、一人にては不續樣に云送るべし、是れ作法なり、女筆に用る艶なること葉、和ぎたる文章類能く辨へて差略可有事なりと語りき、實にも古老の云る言は、畢竟知れたる事ながら、男より遣す文章に御うれしくの、〳〵しの、或はそもじ樣のなどの類、能調たる程、却ていかゞしきものならんか、此星野は由有る老人にて、信玄全書も此作と云り、

○越後石臼の火

一越後國三條村と云ふ所の百姓の庭に臼あり、此石臼の穴より風吹出る、此の風に火を付れば、能く燈りて用事を辨ず、竹の筒にて、彼火をとれば其の內を通ひて、火幾つかにも移る、近所の女ども、夜の手業をせんとて、彼家へ集り、此の火を借るなり、またあふぎ消せば消え、又火を付れば燃るなり按るに此家の下泥にて、其泥の油より風出ると見えたり、其の所以は、同國の中に大泥の池あり、高田より北國海道を三里行ば荒井なり、荒井より三里川手に別所と云所有り、此の村の池水の上へ、油の湧上る事夥し、其の油を汲取て、土器に入れ、銘々が家に燈すなり、是則油の運上を出して燈す事

なり、然れば彼火も其の如く油氣より生ずる、風なるべし、去ながら油の匂ひゑもいはれぬ悪臭のありとなん、夫を見たる人の物語なり、去れば越後の內には、井の內より潮出で、其水にて鹽を燒所あり、又奥州には石を割て薪とし土を干乾かして薪とする所も有とぞ、

○奥州方言つぼいけ

一奥州津輕にては、蝶をてこな、秋津蟲をとんぶりと云、遠國には斯樣の類擧て計へ難し、是に就て大江山の謠曲に、馴てつぼひは山伏と諷ふ、いか成る心とも知る人なし、然るに或時、奥州の侍のかたへ振廻に行き、酒宴半に亭主の言葉に、つぼいけに酒を勸るなと云り、客其のこゝろを問ふ、亭主の云く、是は上方にていとゞげにと云事に候と答へし、是にて大江山の諷の言葉聞えたりと、或人語りし、

○惟喬親王の墓

一洛北大原野邊に、陵と云傳へし所あり、孰の陵とも知人なし、苔むしたる石塔有しが、此の傍ら崩れし時、所の者共、其の所を掘て見るに、石櫃有り、小さくして棺ほどの物に非ず、蓋をひらけば、內に一つの箱有り、段々三重の箱有て、內に銀にて作れる器あり、茶入の中次のせいにて、少し大き成る物なり、此の內に一卷の書あつて、惟喬親王の御一生の事を委く記せり、容易の物に非ずとて、公儀へ訴訟する處に、東武へ伺ひに成り、東武より其の書を織田家へ被下、其の被下たる所以は不知、其の掘出せし時見たりとて、相國寺の僧の物語なり、按るに花鳥餘情に、山城に小野と云處二所あり宇治郡に小野あり、また愛宕郡に小野の里あり、此の小野は愛宕郡の名所なり、ひえの山横川の麓、高野と云所なり、井蛙抄に云、惟喬のみこの御ぐしをおろして住せ玉ふも、源氏に浮船の隱れて住しも此所なり、松ヶ崎なども小野なり、深養父が補陀洛寺も小野なり、又眞言小野流といふは、山科の小野なり、小野の古鄕は伊勢の國なりと云々、此の洛北小野鄉の內、大原上野村の東北の山際に、大

なる杉あり、土人一本杉と云、此の所に古き塔あり、是則惟喬親王の御墓なり、中頃徹書記、惟喬の住玉ふ御跡をしめて庵作りして住し時

我すまば雪踏分ん人もなくくやしといはて日をや經なまし

〇惺窩五十の歌

一妙壽院惺窩五十餘の時の歌なりとて、人の語りし、

沈むとも程はあらしなころよきのいそち餘りの浪の捨船

此人は冷泉院家に生れて、日域の鴻儒と、世に賞せられたる人なり、羅浮山道春をはじめ、堀正意、石川丈山、安田安昌等の名高き儒子、皆此門より出たり、墓は相國寺の林光院にあり、

翁草　巻之六

當代奇覽拔萃

○細川家の香木

一細川三齋（松向庵ト號ス越中守忠興事）は、武に於て、最も世の許す所、其餘力には歌道を嗜み、父幽齋の風流に、をさ〱不劣、茶道に心を寄せ、優にやさしき大將故、長崎表異國船入津の折からに、彼地へ家來を遣はし、珍器を求めさせらる、一と年興津彌五右衛門と云士に、相役一人添て差越さるゝ處に、異なる伽羅の大木渡れり、本木と末木と二つあり、其のころ松平陸奥守正宗よりも、唐物を調ん爲、役人下り居しが、彼伽羅の本末をせり合ひて、三齋の役人と互に勵て直段を付上る、興津が相役是を氣毒に思ひ、斯ては直段夥しく高直なれば、所詮同木の事なれば、末木の方にせんと云、興津は是非本木を調んと云募りて、口論に成り彼の相役を打果し、終に本木の方を調て、隈本に歸り、右の段々を申達切腹を願ふ、三齋の云く、某へ奉公の爲に、相士を討し事なれば、切腹すべき謂なしとて彼相士の子供を召れ、必ず意趣を遺すべからずとて、自身の前にて、興津と盃を申付られ、互に無事に勤仕せり、其の後三齋逝去あり、萬治寛文の頃、第三回忌の砌、彼彌五右衛門山城船岡山の西麓に於て潔く殉死す、大德寺淸宕和尙引導たり、今も右の山の麓に、一堆の古墳殘れり、此興津が調へ來りし伽羅は、類るなき名香にて、三齋特に秘藏せられ、銘を初音と付らる、其の心は、

　　きく度に珍らしければ郭公いつも初音の心地こそすれ

此古歌によれり、寛永三年丙寅九月六日、二條の錦城へ主上（後水尾帝）行幸の事有り、此の時肥後

少將忠利(三齋の嫡子)へ、彼名香を御所望に仍り、則是を献ぜらる、主上叡感有て、白菊と名付させ給ふ、

たくひありと誰かはいはん末匂ふ秋より後のしら菊の花

此の歌の心とぞ、又仙臺中納言正宗卿は、役人梢を調へ來りしを大に殘念なられしかども、流石名香の事なれば、常に是を賞して、柴船と銘せらる、

世の中の憂を身につむ柴船やたかぬさきよりこがれ行らん

此歌の心成べし、其の名とり〴〵ながら、皆心面白し、斯る所以を知らぬ人は、白菊初音柴船は、唯同じ香とのみ覺候、或は小堀遠州の所持のよし色々異說を云人有り、皆誤なり、

〇大和言葉

一或所の床の一軸掛りて有るを見れば、女の文にて勾當內侍の筆なり、其の內にしやかん堂といふ事有り、釋迦堂の事なり、なべて大和言葉は、或は假名を休め、或はけやけきを和らげ讀くせとり〴〵なり、たとへば出納集人少輔牛車兵仗右馬寮御監右衛門の類、あげてかぞへがたし、和歌には、殊さら淸濁など有りて、世に唱ふる處と、大に違ふ事多し、委くは歌學有職の道を聞ずんば解しがたし、俗間にては、片言の樣におもへども、委く其の據有りて、五音相通橫道に協へば、是れ正しき和國の言たる事を測知るべし、此の本書當代奇覽にも、旣にしやかん堂を、上代のかた言と書かれども、更に左は有らざるべし、是が爲に、あらましを、予右に註し置なり、

〇本阿彌光悅の逸事當代三筆の競爭

一本阿彌光悅は、了寂院と號す、晚年北鷹峯に一寺を建立して、光悅寺と云、能書の譽のみを賞して、光悅が行狀は、人口に傳らず、性質無欲にして、風流類ゐなし、鷹峯へ蟄するはじめに、家財調度の然るべき類ゐは、悉く一家或は入魂の友に送り、隨分麁相なる器のみを携て、茶を喫し樂む、人是を

問へば、去れば能器は損ひ破るゝ勞ありて面白からず、麁物を翫ぶこそ安けれと語りき、折々一家の方へ訪らひ行て、本阿彌の繁昌も、今十分と見ゆる、斯て人々奢りを究めなば、竟には衰へなんと、常に諷諫せしとかや、一年極月晦日に、年頃の朋友の許へ行しに、門口に人あまた集り居たり、こは何事にやと驚き内へ入しに、日頃出入する禪門の居しかば、何事やあると問に、禪門云く此の家の仕くせにて、毎年大三十日の金拂を小拂迄も、大三十日の夜の四つ前に拂はれ候、其の子細は闇敷折なれば、銀かろくても、錢が不足にても、請取歸るに仍て、其の德分を考ての事に候、構て御氣遣ひ候なと云、光悅興をさまして、亭主に對面もせず立歸り、夫より彼人とは再び出合事なし、或人是を問ふに、渠は扨々淺間敷心哉、人々翌は元日とて、己かさま〲取いとなむ折なれば、少にても渡す物は早々渡さんとこそ思ふべきを、己が僅の貪より、人に難儀をかけて、夜中迄の事を延すのみか、剩へ、相對せし直段の內を、厘毛も掠るは、是れ盜賊なり、斯る人とも知らずして、是迄因みたる事の悔しさよ、是我が愚にして人を知らざる罪なりと答しとかや、最もさ有りなん事か。

因に曰、近衞應山公は、尊朝親王の筆意を學び給ひ、御名普く世に聞ゆ、瀧本の猩々翁、本阿彌光悅など、同じ流れを汲て、應山公と筆力をあらそふ、此の故に常に猩々翁光悅を召れ、御側に仕へて御親しかりしが、一日御別莊へ光悅を召連られて、成らせられ、御酒宴闌の頃、光悅御前に侍らざる故、臣に仰て尋させらるゝに何地行けん知ざれば、爰かしこを探し求るに、時しも五月雨の晴間なれば、前栽の池の邊りなる隈笹より、溜れる露の落るを、光悅傍にうづくまりて餘念なく眺居たるを見付て御召なりと倡ひ出る、應山公近臣に樣子を尋玉ふに、爾々と申上る、公聞しめし、などや光悅は此程物を案ずる風情なり、今日の有樣かた〲以て心得がたしと宣ひ、程なく御遊も終て還御成ぬ、其の翌日光悅方より前日の御禮として、一種を献ず、其の添書に、始て我筆意を顯はし、是を捧ぐ、則後世に遺れる光悅流の濫觴なり、應山公是を御覽有て、大にせかせ給ひ、去ればこそ、頃日の工夫は是

なめり、我も兼て工夫有し故に、彼兩人に魁んと思ひ設し處に、早くも渠に先をせられぬとて、御筆を執て御返報に、御直書を下さる、是近衛樣の始りなり、猩々翁も是を聞と否、素より同じ志なれば忽ち風俗をたてる所、今の瀧本様なり、寔に其の世の三筆とも云べし、筆の熟する所、自然と同時成事、奇成哉、

○器具の華美

一世の中の華美結構に成たる事、言葉に述べがたし、第一衣服器物類なり、以前は武士も利方を第一にして、兵具等に美麗を不用、大名の持鎗抔にも、銀金物は稀成しに、今は陪臣の末々迄も、鎗は銀拵の物と心得、刀脇差の結構最も是に同じ、其の餘衣服の奢幾ぞや、大神君駿府に御隱居の時分、淺野彈正参上被致、土産として、茜木綿百反被献に、其の後本多佐州より、內意被申しは、茜木綿献上は向後御無用に候、上樣は能物かと思召し、女中方の御仕着に被下候故、皆々迷惑いたし候とて、被差止ぬとなり、古の風俗は斯なん、爰を以て今の華麗を思量すべし、

○日本人明國に漂着す

一城州伏見佛國寺高泉和尙は、黃檗山萬福寺の第五世なり、此の和尙の物語に、若き時大明の地へ流船きたる、衣冠正しき人なるが、素より言語通せざれば、硯紙を出すに、

日出扶桑是吾家　漂洋七日到中華　山川人物殺人異　唯有寒梅一樣花

と云詩を作れり、其の時代に日本にて此人ならんと云覺え有なり、彼人は大明にて終られしとの物語なり、

○羅山丈山を訪ふ

一羅山道春、石川丈山の許へ訪はれし時、

韶明欲見月　來登文選樓

丈山如何してか此の答無りしとなん、

〇朝鮮少年の詩

一秀吉公朝鮮征伐の時、彼地より八歳の兒を擒にして、御本陣肥前の名古屋に送る、其の小兒詩を作れり、

煙水茫茫歸路長　蒼波萬里隔故鄉　與人欲語語音別　終日無言送夕陽

太閤是を感じ玉ひ、朝鮮へ歸させ給ふとなり、

〇江州今津天神西行と問答す

一江州今津と云所に、天神の宮あり、里人の云く、むかし西行法師、船にて爰を通られしに、磯の方より、白髮の老翁來て、若狹への道を問ふ、西行聞て、

白雪をいたゝきなら若狹とは死出の山路を問はゝ間へかし

翁返し

しら雪をいたゝけはこそとひもすれ若狹へ歸る道をしらねは

とてかき消すことく失せしとなり、此天神の顯はれさせ玉ふにや

〇烏丸光廣病者を勞はる

一烏丸光廣卿、有馬へ入湯ましませし時、播州加東郡より、貧しき病者來て入湯す、彼卿不便がらせられ、御臺所にて養せ玉ひけるが、有馬御立の節、宿の亭主へ、病者痛はり遣すべき由仰置れ、其の代などを下され、歸洛し玉ふ、病者本復して故鄉に歸り、父に斯と告れば、父悅びて都に登り、烏丸殿の亭へ參着、猜やうの物を捧げて、件の御禮を申上る、光廣卿聞召、奇特に能くこそ登れりとて、いろ〳〵の品を被下、猶御自詠の短冊を下さる、

あしきとて思ひは捨し親と子のうときをは猶哀れとも見よ

今に其の家に此短冊を持傳ふとかや

○泉八右衞門の人道說

一備前住人泉八右衞門と云は、熊澤了海方にて、學才有りて、篤實の人なり、學校奉行をも勤め、仕置の方にも懸る、人道の事を尋るに、八右衞門云く、諸經を以て云に不及、道は事少して簡易なる物なり、人は眞實より外に更に尊むべき物なし、其の實と云は天道を見て知べし、天地始て開けしより以來夜が晝にも成らず、夜が二夜も不續、三ヶ月が滿月にもならず、四季の轉變、晝夜の境、毫釐も違ひなく、其の實の內に生ずる人間なれば、其の實違ひたる時は、天罰を得ん事疑ひなし、兎角實を喪ふ時は、人間は立ざるものぞ、其の所を得心すれば、道知れる人なりと被申し、

○黃檗山千呆和尙の言

一黃檗山萬福寺六世千呆和尙、肥前長崎南京寺住職の時、隣家と境目論の有て、旣に奉行所へ訴ふべき程に成て、住職の事なれば、和尙へ斯と申す、千呆の云く、汝等境目を論ずる事、更に心得ず、當寺の境內が狹くなれば、隣家の地が廣く成なり、曾て地の闕る事無し、奚ぞ渠と我の差別あらんやと被申しかば、相手の者、大に慙愧して、此の論を止めしとかや、

○饂飩を小豆にて煮る

一或所にて、饂飩を小豆にて煮て出しゝを、一座の人々、こは珍らしと云けるを、其の中に有職者ありけるが、特に是を賞美して、此の仕形は最も古代の風俗なり、大貳三位が狹衣に、ほそしほつとうを參らせけると有り、ほそしは熟瓜、ほつとうは是なりと被申き、

○後水尾院御製

一後水尾院御製に、大隱は市中に隱るゝといふ事を、

思ひ入る心のおくのかくれ家はよしや吉野の山ならすとも

○後光明院御製

一後光明院の御製

餘寒

風氣飄飄霜烈烈　春來猶遺一般寒　愧違翩帝脫衣德　還覓重衾覺體胖

寔に難有御志なりとて、其の頃人感し奉れりとなり

○有馬の頰當

一有馬殿頰當、三里さがつたと世諺に云ふ、其の故を不知、古老の云く、何國にての事やらん、有馬氏合戰をいとなまれけるに、餘り戰ひ勞れて、頰當が三里の邊まで屆く計にすり下りしよりかく云ふとぞ、

○加藤嘉明家の格式

一加藤左馬介の家には、老若共にうしろ帶を結ぶ事、法度にて、前の方の脇にて結びしなり、其の故は急事の折柄、帶の解る事有り、後にては結びにくし、橫にて結べば走り〳〵も結ばるゝなり、去に仍て具足の上帶の如く、右の脇にて結びしとぞ、是左馬介の息、式部大輔明成に小姓を勤たる、奧村忠右衞門と云者の物語なり、延寶六七年の頃、忠右衞門に參會せし時、此の噺を聞けりと云々、此の左馬介嘉明は、武邊の吟味殘る所なき人なり、家中の士、具足冑頰當をすれば、戰場にて見知がたき物なりとて、一家中の具足冑前立物まで、屛風の繪に書せ、威毛以下少しもたがはざる樣に、極彩色に爲致、其の姓名を記し、會津の廣間の番所より、書院迄、屛風何双も立置、諸士互に是を見知る樣にせられぬ、若し誰にても具足を威し、直す歟、何にても品の替る事有れば、役人迄是を屆け、其段繪師彼士の許へ行き、委く見屆て、前々の繪をまくり取て、書改め、張直す、六尺の六枚屛風に六人宛書されしが、大家中なれば、委くは書盡されず、侍大將組頭物頭物奉行小荷駄奉行目付橫目あかし使番

等を出されし、馬廻りの士は一と手〱の旗さしもの、相印にて分明なり、其の頃諸家にては、是を取沙汰して、尤も能き格式なりと美談せり、

○大猷院の述懐歌

一大猷院殿御述懐の御詠とて、人の見せ侍りし、

老の山たれ狩べくもあらぬ身のいつこにしゝの落て行らん

憂時に身をかくすべき山はあれと思ふ心の置所なや

○越中褌

一細川越中守忠興（後松向庵三齋と號）軍用の利を考て、下帯を割下帯と名付て、中を竪に割て並べ合せ、前にて結ぶ様に拵らる、是は具足を着たる時、常の下帯は後ろにて結ぶ故に、不勝手なり、其利方を以て制せられ、家中不殘是を用ふ、然るに後世には左様の譯も知らず、越中褌とて、簡略の事に成りて卑賤のみ專ら用る事となりぬ、



越中犢鼻褌の圖

○手紙の封

一手紙の切封じと云事近世の事なり、永井信州の家臣、佐川田喜六が仕出せしなり、糊付の封狀は、石田治部少輔三成が作と云へり

○渡邊九十郎配流中の詩

一天和二年の秋、越後中將光長幷に御嫡三河守綱國、御父子共配流、其の家臣も夫々の御仕置有り、其の中に渡邊九十郎と云ひし者も、播州姫路城主松平大和守へ御預成りしが、其の年の暮に、

謫居年暮欲迎春　遠近家家世事頻　獨閉柴門無別意　依患難似不知貧

しけかりし世のことわさに引かへて淚ひまなき年の暮哉

〇秋田俊季の妻の歌

一奥州三春の城主秋田河內守俊季の內室は、松平伊豆守信一の息女なり、其の頃女性には稀成る歌人の聞え有り、或時名所の月と云題に、

月はひとつ影はあまたに鳴見がた引殘す汐の所々に

此歌中院內府通村公(後號十輪院)添則を乞れしに賞美の歌なりと云へり、

〇かうがい

一刀の裏指にする搼枝の事、何の用をしらず、色々に說を設けて、或は軍中の箸なりと、是は割かうがいを云ふなるべし、割搼枝は、近世の制なり、古來の作に割たるはなし、爰を以て見れば、右は虛談なる歟、又馬醫の具と云ひ、犬追物の具と云說有り、各非成べし、左樣の道具ならば、常の佩刀に副置んやうなし、伊勢流の古實者の云るは、古の兜は裏張なし、布の頭巾二重程にして、夫にしころを付けて着る、是をへりぬりといふ、其の上に兜を着るなり、髮も今の如く、月代は剃らず、總髮なりし髮の內の用具にしたるものなり、男子は頭をかざる事なく、頭にさすべき樣もなければ、佩刀に副て置と見えたり、則冠の制も、古代の髮を結たる形なり、橫にさしたる針を搼枝と云、是文字も同字にて頭の具の證なり、此說可ならん歟、又往古は大將分の人は、もみ烏帽子とて、引立れば立烏帽子に成り、押付れば頭巾に成る樣に拵て、是にもしころを付たるなり、平士は頭巾しころを付けし迄なりと、老人の語りし、

○石川宗林の墓

一石川備前守は、尾州犬山の城主なりしか、慶長五年の秋、石田三成に與し犬山沒落の後、越前へ落行夫より洛に登り、妙心寺の養源院に蟄居し、薙髮して宗林と號す、池田輝政さまざま執しらるゝに仍て、罪科御赦免有しなり、去れば犬山城攻の時、本多三彌と鑓を合せし事を語り出し、互に興に入られしとぞ、今に龍安寺の大珠院に宗林の墓あり、又妙心寺養源院にも、石川一家の墓有り、尤も宗林の印も一處にあり、

○信長の自讃

一信長公の自讃三ツ、第一は奥州より獻じたる白斑の鷹、是れ第一希代の逸物なり、第二に靑の馬、是はいか成る砂濱石原を召れても、つまづく事なし、八疋の龍馬とも云べし、第三は御小姓森蘭丸、是は、忠功世に知る處なり、此三ツすぐれたる御秘藏のよし、常に宣ひしとぞ、

○流行小唄

一同じ頃に歌に謳ひしとて、古老の噺に

木綿藤吉米五郎左かゝれ柴田にのき佐久間

藤吉は秀吉なり、此の心は木綿は美麗には非ざれ共、何に用ゐても調法なる物、なくて叶ざるものなり、藤吉は何に御遣ひ有ても自由にて、調法成る人と云こゝろなり、米五郎左とは丹羽五郎左衛門長秀の事なり、此の人は殊に暫くの內もなくては不叶、おしなべて上下へ渡る人と云へり、柴田は修理亮勝家なり、勇氣盛んにして、掛り口の能き人なり、退口は佐久間右衛門に如くは無しとの事、

○足半草履

一古老の云く、今は泰平の御代故、聊の軍事なし、されば戰場の事ども其の大なるに至ては習ひても知る、些少の事は、皆人穿議もせざれば、知る人なし、たとへば軍中履物の事、草鞋を履くとのみ思へ

り、さばかりには非ず、尤も人數押には、草鞋を履なり、扨戰ひに至ては皆足半をはく事なり、其の所以は、働きの間に、草鞋の中へ土砂入て、働の碍と成るなり、仍て各足半を履くなり、信長公越前金ヶ崎合戰の時、金松又四郎、はだしにて働しを、信長御覽有て、金松を賞美し玉ひ、是をとらするぞとて、金の熨斗付の鞘にかけてもたせられし足半を、又四郎に賜ふといへり、大將すら足半を用意したまふ爰を以て其の餘を知るべしと語りし、

○策彥和尙西湖の詩

一策彥和尙入唐の時、人と共に夜中に、西湖の景を詠て

餘杭門外日將暮　多景朦朧一景無　諳得雨奇晴好句　暗中操索識西湖

華人是を稱美せしとなり、按るに增補華夷商考に云く、浙江城下を杭州府と云、春秋の時の國なり、南京に同き上國なり、杭州府に西湖有り、中華第一の風景にて、繁昌の地なり、寺院多く民屋富饒の所なり、徑山寺も此の所に有とぞ、日本より杭州府迄、海上三百五十里(三十六丁一里なり)南京の南隣なり、唐の世に明州と號す、往昔日本より渡世の船大方明州の津に入たるよし、是則寧波府の津なり、四明山も寧波府にあり、天台山は浙江の台州府に有云云、

○後水尾院御製

一洛の般舟院へ、後水尾院の御影を遣されし時御賛

うしや此深山かくれの朽木かきさても心の花し匂は、

或公卿云く、さでもと濁てよむべしとなり、

御辭世

行き〳〵ておもへはかなし末とほく見えし高根も跡の白雲

泉涌寺へ遣されし御辭世、

時有て春知りそむる一花も見よ一花も咲殘るかは
身はかくて又もこぬ世に水莖の跡たに暫しとゝめかねつゝ

○蝦夷噺の事

播磨大蓮寺と云ふ寺に、務白上人とて、淨土宗の僧あり、生國は越後の人なりしが、普く諸國をめぐり大かた見殘す方もなく、雲水の境界にて、宗旨は淨土ながら其の風俗は禪に似たり、宏才にて諸宗の學に通じ、儒教歌道にも闇からず、此の僧の物語に先年松前に二三年在て、蝦夷人を見たりしが、蝦夷人は髮を梳ると云事もなく、身には獸の皮を着し、髭も不剃、日本の半弓の如き弓を持ち、脊中に毒箭を負ひ、是を以て鳥獸を射る、右の箭と云は、竹串の樣なる、物に毒を塗たるなり、松前の人は、其の毒草の名をふすくさと云、今に思ふに、烏頭成るべし、其のふす草ととうがらしを煉合て、矢に塗る若人にあたれば、蕎麥殼の灰汁にて洗へば、其毒消ると云り弓は、葛のごときまた荒和布の軸に似たり、何の木と云事を不知、板に乘て海へ出で、臘虎の類ひ其の外海獸を射る板を漕廻る事自由を得たり、每年秋の末松前に來る、上蝦夷下蝦夷とて、兩方より船にて來る船は葛にて卷立、水の入らぬ樣にからみたる物なり、乾鮭鳥の羽獸皮等土產物を持來る、其の時は領主松前家より、海端に小家を懸け上座の蝦夷を置かる、交易の仕形は金銀を以てせず、皆代物替にて、多くは五穀の類を好む、蝦夷專ら濁酒を好み是を器にうけて箸の如く成る木にて、鼻の下成る髭を搔上げて飮む、何れも上戶なり、其の酒が甚惡酒にて、日本人の飮るゝ酒には非ず、扨日本へ來るにも、己が妻を連れ來る、女は髭の無き迄にて外の人相は男に紛る如し貌に入ほぐろをして、餝りとす又不審成る有り、上蝦夷と下蝦夷一人づゝ出て、右の腕を額に當て居る所を、一方の者棒を以て彼腕を三つ四つ打つを堪へて退く、又打たる方より出て、腕を右の如くにして、棒にて打るゝ、如此する事半日計、いか成所以を不知、日本の力くらべ抔の如し、若彼棒にて強く打れ絶入する時は、女房など海端へいだき行て、潮にて頭を洗へば忽ち蘇るなり、松前

より一里計奥は、はや蝦夷の内なり、仍て松前にても蝦夷人を僕にして、召仕ふに不調法等有て叱り打擲する時は、泣くに泪は出ずして、鼻より水鼻を流す也、男女の交も人前を不恥、畜類の如し、松前より五里十里の間は、金山銀山有れども、嶮岨にして堀事叶はず、大木は山々に生茂れ共出すに便無し、故に炭を多く燒く、依之松前には食物をも大かた炭にて煮るとかや、又一說に、蝦夷のはづれより、北高麗へ近き事なり、快晴には煙氣の見ゆる程なり、其の間は深き泥海にて大竹の如く成る蘆生茂りて、船の通ひもなし、此の蘆折節は流來り、海端にて拾ふなり、蝦夷もさのみ廣き事もなし、眞すぐに通れば六十里程も有べし、又松前より十里程行けば、宮の如き物有て、義經辨慶の像あり、蝦夷より高麗へ渡られしと云も少し據有るにや、大廻りに船にて行けば、北高麗へ往るゝと申傳ふ、扨又北高麗の間にある泥海へ犬を追ひ込ば、靑き蛭共の毛に纏うて、身につくなり、それを取て干す時は則緖じめと成る、是を蟲の巢と號す共の取たる半年計の內は、彼緖じめを潮にひたせば、木の蛭と成るなり云々、

按るに、此の蟲の巢の事は虛說なり、共の所以は洞家の僧に朴道和尙とて、松前家歸依の僧、久敷松前に居られし故、此事を右の和尙に尋ねしに、蟲の巢の事成ほどさやうの說もあれども、夫は僞にて、實は北高麗へ、蝦夷よりの往來は自由なるよしなり、去に仍て織物縫物共の外金物の類見事なる物共を、松前へ持ち來れり、是皆北高麗の產物の由、扨又棒にて打事は、日本の力くらべの類には非ず、是は蝦夷の習しにて、祝儀不幸を弔らふにも兎角棒を以て打掛るを、腕にて請ることなり、いかなる所以は知らず、蝦夷は土地廣く人少なし、海邊は船つなぐべき樣もなく、巖岨く岸峙てり國の風俗は、都の人より律義なりと、語られし、常憲院殿の御代、蝦夷へ巡檢使を被遣彼地を改させられしに、三年に及んで、蝦夷の究竟知れざりきと承傳れは、前に記する方六十里說と大に相違す、猶可重校、男女形も差別分明にて、男は長き髭有て、是を縮ね弓矢を携へ、矢根には烏頭を塗て獵を專とす、女は眉と眉との間不切して、一つ所に續けりと、或翁の語りき、

○長崎噺の事

肥前國其杵郡長崎(本名深江村當時總町數七十七町)方境狹き島山なりと雖も、和漢交易の湊にて繁昌の地なり、古來より異國入津は有れども、斯る喉首無くして、物毎取しめざるを、神君未然を鑑給ひ、此の地を取立給ふ故、異邦より漫りに入込む事ならず、既に御當家より前には、蠻人和國を窺ひて、耶蘇宗を弘め、人をたぶらかし靡け、其の風普く及ひなば其の上にて日本を計り取んの遠策を、成しけるを信長公是を量知有ながら、却て反間の爲に、態と其の宗門を立置れ、敢て忌せ給はざりしが、秀吉公は、甚是を嫌ひ玉ひて、竟に彼宗門の寺々を破壞し、婆天連伊流曼の類、悉く征伐有て、其の末々迄も、夫々刑に處せられ、根を絕ち葉を枯すの嚴命を立らるゝ處に、無程太閤薨逝に仍て、其の令未た半ばにして、殘黨諸國に散在するを、神君相續て是を禁止し玉ひ、天下を穿ち探して、終に其の統を絕ち、且つ蠻人の來和を停め玉ふ、然れども其の當分は蠻船追々入込けるを、後年黑船燒討仰付られしより其の後は、自然と蠻船の入込みは止みけれども、今に至て洋中遠見番所有て、海上七十里の目鏡を立て、常に是を遠見す、若し怪敷船見ゆる時は、早速狼煙を揚げ、黑星の印の急使を以て、近邑の諸侯へ告て、列牧兼て手當ある事なれば、面々に警固船を出して、彼船を追返す、若し難澁に及べば、燒討の法令なり如此嚴重の掟を立置、黑田鍋島兩國主へ、隔年に長崎を守護せり、偖崎府には奉行を被置、交易の事は町年寄八人承之て、奉行へ伺ひ勤之、奉行總司之て、異邦より携來る數品を御買上とす、譬は反物を以て云時は、大紋の飛紗綾着尺にて、唐人の相場凡貳匁七八分より三匁位、夫より以上に成れば、甚高直なるよし、是を公儀へ御買上直段凡拾七匁、また商人落札直段參拾七八匁なり、砂糖一斤御買上直段六分程、商人落札直段貳匁餘、凡の直割如此、御買上迄の事は、町年寄にて吟味を遂て、扨御買上相濟て、和の商人へ入札被仰付、荷見せの時分より五ヶ所の絲割符、

此の糸割符の事、最初長崎表御立の節、右先祖の者共、御奉公の品有るに仍て其の褒賞として、唐物

諸色の內、唐絲一品計は、一圓に此者共へ被下之、右仲間へ分々に配當し、是を絲割符仲間と號す、京堺江戶大阪長崎五ヶ所に在住し、其の內にて年寄役を立て、年々江戶拜禮を勤め、尤も五ヶ所より年寄一人宛・常に崎府に相詰、是を宿老と號す、和の商人は諸國入込の事成れば、他の町年寄より支配成り難きに仍て、右五ヶ所の宿老の手に附くなり、然るに中頃より唐絲一圓相渡らず、故に割符と云は名のみにて、聊の配當もなく、當時に於ては、年寄長崎詰の料を受取計にて、此の仲間大きに窮せり、

一商唐人の事、華夷入交ると雖も、先づは南京の人多し、尤も各淸風にて、頭は芥子坊主に剃て中の髮を三つ打にして長く下け、服は合羽のごとく、所々鋲緘にして、下は踞細なり、其の風俗偏に北狄の如く野なり、されども中華の人は、流石異邦と違ひ、人品宜し、扨商ひに掛りては、南京邊の人は殊に利倍の事すゝどく、杜秤をはね込み、人を計り利に趨る事、和人に超たり、邊國の唐人は、人品尤もふつゝかなれ共、商は柔和なり、是を想ふに都て和漢共に都鄙の情替らざる事、是自然の道理なる歟、此商唐人年々入津する者、逗留の內に子を生する族數多あり、さ有る時は、其の婦姙身のはじめより、出生に至る迄、度每に官廳へ訴へ下知を受て、其の所にて養育す、出生の子異邦へ連歸る事難叶法令故に、其の親來津の度に、夫々の產物を持參して、彼子に與ふ、富祐の唐人は、崎陽の人に賴て彼地に於て家宅等を調へ其の子に附すもあり、恩愛の情いと哀れなり、餘國の人相は、凡日本と等し、獨阿蘭陀は生する所の子鼻たかく、其の色赤くして、人相異なりと聞傳へ侍る、世に唐人の子と稱するもの邂逅に有るは此の類ひなりと知るべし、

一繪踏の事、是れ筑紫路にかぎる事なり、貞德翁が俳諧四季の詞寄に、春の部に入たり、是は年始三ヶ日過て、四日より長崎の町々へ、奉行所より其の繪を渡さる、段々に踏んで、次々へ相廻すなり、其の繪と云は唐銅にて造る、火入の火屋の樣なる、丸きものに人形を彫たるなり、人形の圖は刑罰に逢

ふ體の圖なり、耶蘇の本尊なりと云ふ說あり、其の所以分明ならず、何れ其の類のものと見えたり、重の箱に入、服紗包にして、常は奉行所に藏めありて、以上十七面有り、一面ごとに其の繪の形少しづゝ違ふ、其の內一面年始に出るなり、扨右の繪を其の町へ請取、有り合ふ貴賤男女老幼、或は他國より參り合居候者迄、人別不洩樣に踏之で、次の町へ相廻す、每町此の如し、府內踏畢て奉行所へ返上す、異國人も始て崎府へ來る者には、是を踏す、每度來る者は、夫に不及、阿蘭陀計りは被除之、其の譯をしらず、疑らくは渠は蠻人の內なる歟、右の通り、長崎中相濟む頃、九州路の諸大名より、追々使者を以て、右の繪を奉行所より請取られ、領分の者に踏せ、長崎へ返達せらる、是九州の宗門改とかや、去に仍て、餘國の如く、宗門帳抔と云事なく、一ヶ年一度づゝ踏繪にて相濟なり、

一阿蘭陀は萬里の外の戎なりと雖も、國風に可稱事多し、第一開闢以來國に侵掠の患なく、萬世君は君臣は臣とす、干戈炮箭は、他國の賊を防ぐ用とする計にて、等類に對し、敵する事なし、是故に他國にて、邦裏の鬪諍を嘲て、是敵と云物に非ず友喰なりと笑ふ、偖哺の禮正しくして、哺時にはカビタン(官名なり崎府へ來る內の上座也)より、次第を列して曲彔に着き、シツホク臺に向ひ、唱事有り、是天地幷に國王への禮なりと云へり、右畢て各哺す、此の禮假にも怠る事なし、又崎府に於て、其の徒死する事有れば、其の骸を速に、硝子を以て吹包み、恭しく床に直し置、其の者の子弟の親戚の者此の喪を務め、生前の如く是に仕ふる事五十日、其の間炎暑と雖も、厚き硝子の口無きに吹包ぬれば臭氣も不漏、存する如く硝子に骸透移る、中陰の日充れば、是を山野へ舁出て、土を堀穿ちて、硝子共に其の穴へ落し埋て、銘々に足にて踏固めて藏之、土塊として、墳墓を築く事もなく、忌日年回の營もせず、親子と雖も、夫限に、再び不顧、國の風なり、其の國人夭壽にて凡五十歲迄在るは稀なり、生れて十二三歲に成れば、長人の如く、各怜悧なる事、餘國に勝れり、國に儒佛の道無く、書なく漸く、國字三十字餘を以て、萬理を辨する事、諸教に過きたり、都べて此の國は交易を主とする風俗に

て、國王以下皆商人なり、故に幼若の頃より、洋中を家として。萬里を遠しとせず、普く諸州に船を寄せて、國産の物を交易す、依之阿蘭陀船の製他に異にして、世俗に云重箱船なり、帆の數十六、風波の凌、縱横自由なる事比類なし、且つ船に石火矢を構へる事は入津の爲知、且つ洋中の陰氣怪しき時に是を放て、陰氣を拂ふ用とかや、總じて此の船造に不限、阿蘭陀の諸器には、人作の不及妙器多し、クロンバウを抱へて、奴僕とす、クロンバウは勝れて色黑く、常の肉色と替て人間の色に非ず、至て下國にして、畜類に近し、阿蘭陀其國を通行の時、一生を買切にして、渠を連來る、其の價、棹銅一本なりと云り、帆のあげおろし、船の駈引自在なる事、梢に猿の傳ふに似たり、食物はパンと號して、豆腐の糠に似たる丸かせなり、阿蘭陀人哺食の時、是を投與ふれば悅て食すと云々、

一拔荷の被刑時、在府の異國人に、是を見せらるゝ事なり、或時の刑に、首を打損ず、異國人見之、大に嘲哢す、大通詞官梅三十郎、不取敢、汝等鈍刀を笑ふ事勿れ、是は科の輕重に仍り、重きを鈍刀にて斬り、輕きは利刀を用ふ、奚ぞ是を嘲るやと、異國人大に信伏す、此の段時の奉行石河土佐守聞之官梅が言最大なり、日本の刑を異國に笑はれては國の耻なり、然るを頓智を以て、異邦の人を伏するの功、甚賞するに餘り有と、官梅を殘に褒せられぬとかや、

淺野家義士の說

問　足輕寺坂吉右衞門事、色々の說あり、巷說には復讐の始末を御舍弟大學殿へ達せん爲に內藏介より吉右衞門に申含て、藝州へ遣したりと、又一說には、組頭吉田忠左衞門が家財を取片付ん爲め跡に殘り右用事を仕舞て、本庄へ馳付き見はゞ、吉良屋鋪は門を鎖て入る事不叶、無詮方、門前より逐電すと見えたりと云々、此事予が再從弟田中武兵衞と云もの、大學殿に近侍して、藝州に在り、後に大學殿に召返され、新知五百石房州に於て下ちれ、寄合の列に被仰付候時も、武兵衞是に仕へ候程に、其の砌參會して尋けるに、吉右衞門事、曾て藝州へは不來といへり、正說奈何、

答　某古君、稻垣對馬守、其の頃は若年寄にて、右及傷復讐の節、兩度共御用番に當られ候故、前後共に對馬守も掛りにて、公裁の趣、其の外委細の事、稻垣家には明白なりき、寺坂事は、吉田忠左衞門組下の足輕小頭にて、義士の列に加はり、上野殿屋敷にても、一統に働き、復讐事濟みて、各泉岳寺へ立退候節、內藏介差圖を以て、渠一人を立ち退せ候趣相聞え候、去れば連名に寺坂が名有りて、其の人無き事を御尋有けるに、內藏介申けるは、渠は足輕にて候故、銘々が用具等を持せ候迄にて、其場より暇を遣候由申けるとなり、案るに、如此ならば、始より連名に可除處に、其名を列せる段不審に付、委く尋るに、元來彼家譜代の足輕に、寺坂吉右衞門と云者有り、吉田忠左衞門が組の小頭なりし、今の吉右衞門は其の養子なり、先年親吉右衞門が江戶詰之節附添、江府に趣けるに、道中木曾路にて、吉田が家來急病にて、難儀に及ける故、其の所に丸藥を商ふ者有りて、渠が許に於て、養生を加るに、亭主夫婦殊更

に介抱して、霍亂忽ち快氣するに仍り、一體の爲め、亭主へ銀子を與ふるに、曾て不請、さらばとて、其の銀子にて丸藥を多く調へ禮謝して立出、江府に着し、在番畢て赤穗に歸り、一兩年程經て、寺坂方へ彼木曾路の亭主來るに、寺坂も思ひ懸無れば、其の樣子を聞けば彼者近年不幸續き、妻も相果て、渡世成兼る故に、身上を仕舞ひ、丹波に所緣有りて、夫を賴んで彼方へ尋行けれ共、所緣の者死て跡無く候へば、力なく、先年の儀を存出し、爰元へ尋來候、某も元輕き武士の伜に候間、御家中若黨奉公に成とも肝煎吳候樣にと申す、寺坂諾して我小屋に留置き、忠左衛門に其の趣を語る、吉田聞之て、さあらば當所にて世話可致遣、先當分共方に留置べしと指圖す、斯て寺坂は老ぬれど、一子も無ければ、幸ひ渠を養子にし度旨、忠左衛門へ願ひけるに、一段の事なりと忠左衛門聞屆て、則寺坂吉藏と名乘せ、養子とす、或時內匠殿鷹野に出らるゝ時、足輕病氣の手替りとして、吉藏鷹犬を牽出る處に、立廻り宜しく、內匠殿目に留り、共の後無程親吉右衛門相果るに付、則吉藏を吉右衛門に改、親の跡小頭を直ぐに申付られ、鷹野度每に供しけるが、彌々主人の心に叶ひ、供先にて着料の羽織を脫吳られ候事も有り此體にては無程取立られ候はん樣子成しに、圖らずも變に逢ひ、家中一統に浪人し、吉右衛門も頭忠左衛門と一緖に赤穗を立退き、吉田か若黨の如く成て附添居けるが、吉田は內藏介と申合たる事有る故に寺坂は暇を遣せ共、中々立去ず附纒ひける程に、難儀に思ひ、大石に語れば、近頃不便には候へども、左程邪魔に成らば討棄るより外は有べからずと云けれ共、流石に得討もやらず、折にふれては無理を云ひて叱り、からき目に合せぬれ共少も厭はず、又窮困の體を見せて、朝夕渴々に召仕へば、已が衣類迄賣代なして、一飯の助けとし、無他事仕ふる眞心に、吉田殆ど感心して、委く大石に咄ければ、大石も奇特に思ひ、左程の志の者ならば、密に有增を咄聞されよと申すに仍り、寺坂に斯と告る、吉右衛門承て、去れば兼て左樣の思召立と存候故にこそ、是迄色々御難題の事も不厭、今日迄御奉公仕候、某下﨟に候へ共、殿樣の御厚恩を戴き、格外なる御召の物等拜領仕候段、いかで忘却可仕、此上はいか樣の難

儀を仕るとても、何國迄も各様の御手に付て、御恩を報じ申度候と、寔に思ひ入て申すにより、大石も吉田も深く感じて、人數に加へけるとなり、而るに落居に至て、大石が立退せたるは、如何なる所以を不知、

私に曰、總じて事を筆記するに、密事密語の他に漏まじき事を、有り〳〵と分明に書るは、文華の餘勢許りに非ず、さ無き時は、其の事の理義分り難きに仍て、是はかくあるべし、此の事はか樣ならんと推量つて、文章に決着して記する習ひなり、此の本文に答る處も、爾なるべし、大石吉田が密談、且寺坂が所行も、他に知るべき事に非ず、假令寺坂後年迄存命す共、斯く迄の志の者、自らの事を揚て他へ漏すべき謂無し、然れば世の風聞の儘を、翁の答たる成べし、復讐の場より逐電せしは、大石が指圖なる由本文に見えたり、此條いか成故にか、他察の及ぶ所なり、

こゝに本多中務大輔殿（忠國一に政武）の息、吉十郎殿早世有りて、領知十五萬石被召上、本多中務大輔殿（忠良）へ五萬石にて、名跡仰付られて、寶永七庚寅年三州苅屋へ移らる、此家中に小原八郎右衛門（物頭役三百石）那須彥右衛門（大目付）兩人は吉田忠左衛門が壻なり、其の緣を以て寺坂此兩人方に掛り人と成り、三州に在しが、後忠良總州古河へ取替（正德元辛卯年）の節も、存命にて古河へ行たり、其の後は如何成たるか不知、忠左衛門が三男は惠學と云僧に成て、小原那須が許に居たりしを、後に本多家へ呼出され、還俗して吉田吉左衛門と名乘、三百石を賜ふ由、是は吾等舊友三州高店村空臨寺（一向宗）老僧物語なり、本多家苅谷へ引移の節、家中の人多く、家中屋敷不足に付、當分領內寺院町家等に銘々假宿す、其の砌那須彥右衛門は、空臨寺に寄宿せしに仍り、寺坂をも老僧まのあたり見たる由、慥に物語なり、又本多家に中村與惣と申者は、吾等伯父にて、小原那須共傍輩故、寺坂事は能知と語候なり、

私に曰、世說には寺坂事、或侯家へ呼出され、士分に成りて、折々泉岳寺へも參詣すと云々、案るに

是は吉田忠左衛門が子、吉右衛門事を、同じ名故に誤たる説歟、寺坂は公儀より御尋は無と雖、既に公裁に逐電の者に決せり、義士の子供は、後年恩免の御沙汰の上にて、諸家へ召抱へし事なり、寺坂に於ては、素より恩免の御貪着も無き者なれば、寔の日陰の者にて義士が子供とは等しかるべからず仍て本多家にも、忠左衛門子は呼出さるれども、寺坂事は公儀を憚りて、其沙汰に不及と見えたり、

問　四十六人泉岳寺へ立退候節、途中より吉田忠左衛門富森助左衛門を、大目付仙石伯耆守殿へ遣し候始末委く承度候、

答　兩人仙石氏へ參候は、十五日早朝なり、玄關にて取次を以て、夜討の旨趣を陳べ、吉良上野介様を討、泉岳寺へ引取、御下知を相待罷在候旨、連名の書付を添へ差出すに付、先づ兩人に對面して旨趣を聞き、兩人を御役宅に留め置、早速伯州登城して、老中へ此旨を達せらる、卽時に奉書を以て老中若年寄衆を被召、依之、土屋相模守殿、稻葉丹後守殿を始、對馬守抔は、早馬にて登城せられ、伯州へ對面有て、様子を聞届られ、伯州には一と先づ歸宅有之様に申渡され、扨評定の上言上に被及處、將軍家未だ御目覺無之、御小納戸衆兩人を呼びて、御目覺を早々相知さるべし、急に上聞に達する儀有之旨を被達、追付御目覺の由にて、各を被召、老臣列して被召出、相模守殿右の趣言上書付を被指上處に、御取上遊され、上覽の上、喧嘩は去年なりしなど、御尋あり、相模守殿、去年三月にて御座候と御請被申上候へば、渠等去年よりさぞ辛勞しつらんと上意ありて、台顏御涙ぐませ給ふ御氣色なり、各暫く御請なく、さし俯き居られ候處に、稻葉丹後守、斯る御治世に、陪臣等に至る迄、弓矢の法を取失ひ不申候事彌、泰平の瑞と奉恐悅旨言上あられ候へば、其の返答は無之、各能き様に評定して可申上旨、上意にて書付を相模守殿へ御下げ被成候、仍て各御次へ退出せられ、評議有る處に、丹後守殿被申候は、斯様の先例無之、差當り料簡決着難成かるべく候、先、候家へ御預けの上、追て御裁斷の評定可有旨、各是に同ぜられ、扨御預け大名衆四人を撰ばれ、言上の上、四家へ御奉書を以て御召なり、斯て泉岳寺は

寺社奉行へ訴出、町方よりは町奉行へ訴出るに仍て、段々言上有之、刻限差移るに付、朝飯御臺所より出、各御城に御詰有之處に、四家の候家追々出仕有り、被打揃候上にて、御預け者の名前書付を以て御渡し、各歸宅其の用意可有之、且、請取場所之儀は、追て御沙汰可有由にて退出なり、さて御徒目付兩人を被召、急に泉岳寺へ行向、四家へ御預之趣申渡候樣被仰付、兩人畏て御次へ立、兩人談じけるは、泉岳寺へ行、上意之趣申渡てよりは天下の四人なり、四家へ相渡す迄は、我々預り同意なれば、其の間に不慮の變有まじきに非ず（是は言外へ出さずと雖、若し上杉家より人數にても出さるべきやと心付ぬると聞えたり）其の覺悟有るべき事なりと云けるを、對馬守襖越に聞付られ、右用心の心付最に被存に付、列座へ其の段申され候へば、何れも評せられて、然らば泉岳寺へは、御小人を被遣、四十六人不殘仙石伯耆守宅へ呼寄ぜ仰渡さるべきか、さあらば其の途中に於て、いか樣の儀出來しても、いまだ公儀の御手掛り不申間なれば、跡にて御裁斷被爲よきとて、御徒目付を止られ、御小人一兩人被遣、

問　四十六人切腹の儀に付色々說あり、上裁之趣は如何候か、

答　斯て、年暮れ春に至り、老臣以下評定有り、此儀は古例も稀なる節義なれば、後世に傳り、且異國迄の聞えも有れば、容易の裁斷に非ず、衆評區々なり、第一忠義を宗として、復讐の本懷を達しぬる上は、死刑に當らず、但人數を催し飛道具迄も持參し、公儀を不憚仕形、徒黨に似たりと雖も、其の類助命有たる舊例も有り抔評せられて、衆議一決せず（是は御前代奥平源八父の敵を討し類の事歟）于時稻葉丹後守殿云く、渠等が貞操今古類なし、惜むらくは助命せん事を、但名を惜みて死を輕んずるは武の常なり、渠等が節義に於る更に助命を庶幾べからず、速に死を賜ば、芳名千載に輝かん事を、然れ共死を賜ふの罪なし、去ながら御制禁の徒黨を企て、御城下を不憚飛道具等を持參せし越度を以て、自刄を可賜なり、尤も夜討の主意、節に當れば、陪臣に舊例なき上使を以て被仰渡之ば、義士共の譽れ成べしと述らるれば、衆議是に決して上意を被伺けるに、御旨に協ひ、終に切腹仰付られけるなり、仍四十六

人の子供女子は無御構、男子十五歳以上は遠島、十五歳以下は親類御預けに成候が、無程御免有て、夫々に片付ける也、

私曰、右義人の事は、赤城盟傳を始、數箇の記錄に委く、且切腹の事は、義臣傳の大義論に評註すれば爰に略す、或夜話に、義士の切腹殘念成る由、語り合る事有しに、傍翁の曰く、義士賜死の事、誠に大度の規矩此の上有べからず、乍恐感賞し奉る處也、其の所以は、此の報仇に於る大義の前後能く整ひ、本朝は申に不及、異邦にも古今斯る例も聞ざれば、日本のかざりなり、是を惜ませられて、御助命あらば、良雄父子共の外耆老の者共は、其の操を全すべし、其の餘の壯士輩幷に身輕の輩に至ては、此の末生涯を過つ者有間敷にも非ず、若し左もあらば、節義も一朝の噂と成て、千載に徹る事薄かるべし、死を賜へばこそ、義名凜乎と輝けり、爰を以て見る時は、此の死を惜むは庸愚の論ならんと申せば滿座大に信伏す、私曰、賜死の事、良雄は素より庶幾する所、假令御助命有とも、良雄父子に於ては自刄を以て其の罪を償べし、其の故は羽林次將たる高家の貴族を、陪臣として仇と稱して侵之、且つ御城下に於て夜討の始末、公儀を不憚の罪有れば、但御書付の內に徒黨と有之儀を、良雄歎きて、上使に向ひ、被仰渡之趣、愼で奉承知候、此度之儀傍輩共申合せ、報仇仕候迄の儀に御座候、聊他を語らひ候儀に無御座候處、徒黨の御咎を蒙候段奉歎入候旨申上けるとかや、其の虛實を不知、右に記せる良雄が心裡の事は、期に臨であからさまに他に語るべからず、前條に記せる想像の說なるべし、

私曰、大石良雄が性質、平日魯鈍に見えて、政事以下萬端大野九郞兵衞が指揮に漏るゝ事なし、常に領分の噂にも內藏介殿は埒の明ぬ人なれども、筋目故立置るゝなり、九郞兵衞殿なくては、御家治りがたしと沙汰しけるとかや、大量の人は其の類多し、大儀に及ぶ時其の器必顯はるゝ也、

私曰、細川越中守殿、淺野家臣を御預り有て對面の時、此度は大儀成る事をと挨拶有し由、是普通の

大儀と云ゐ詞ならず、誠に大儀成就の折なれば、大人には能き御挨拶なりと、其の頃取させしとかや、松平隱岐守殿へも、大石主稅を始、同じく義黨御預りなり、隱州家中の士各感美し尊ふとみて馳走云計なし、到着の節或侍馳走の餘りに、足盥を直して、主稅が、土足を手づから洗はんとす、主稅いなみもせず、足を差出し洗はせたり、是は彼家に其の節勤めたりし浪士の直物語なり、主稅生年十六歲せい高く生質優なり、この足洗にて、凡、大量顯れたり、

問　切腹の時武林唯七首を介錯打損じたる由風聞せり左樣にや、

答　其砌對馬守方よりも御預りの四家へ家來一人づゝ差越され、陰ながら見屆可參由にて、細川家へは吾等悃友腰塚伊右衞門と申す者、其の外三家へ參候者共罷歸、物語致すを聞侍るに、武林は世に申ふらし候通に候、前原伊助は介錯へ斷り、左の手にて三方を戴き腹を切て首を討せ候、勇には見え候へども、出來過たる樣に候と評判に候き、堀部彌兵衞は小男にて、腰のかがみたる老人なりしが、何れも籃輿を玄關に橫附にし、兩側に諸家より見屆けに來る諸士並居たる前にて駕を下し候時、御預り家の中小姓兩人、麻上下無刀にて、駕の傍に立寄、一人は駕の戶を明け、一人手を取て駕より出しけるに、堀部は駕を出で、其の所に平坐し、左右に揖して後たち上り、切腹の場へ行て、檢使の方へ一禮し、介錯人に向ひ、老人の事に候へば、皺腹切るも鳴呼がましく候、唯首打て給り候へと、顏色打笑て討れける、しほらしき振舞に候ぬと語候き、

問　泉岳寺墓所にて、間十次郎妻致自害候由實說に候や、

答　成程十次郞妻女に無紛候、我等能く存る筋候故、永物語に候へども、嘶可申候、十次郎妻の名は、さごと申候、諸士、赤穗引拂の時分、銘々が妻子を夫々へ引取候節、御目附衆よりも關所手形等願候はゞ可被差出旨、御申渡候處に、十次郎內藏介へ申候は、私妻は江戶へ差出度候間、御手形願ひ度旨申之內藏介は此度申合候事も有之ば、妻女は近所へ引拂可然由申けれ共、當地近國には所緣も無く候へば、

是非江戸へ下し度と十次郎申に仍て、內藏介より手形を願ひ、事濟候、其の後江戸にて各寄合候節、上野殿屋敷案內伺の爲、橫川勘平は、日傭と成て入込候へ共、奥向の事は一向難知、各取々に思案する處に、十次郎云く、某が妻先達て上野殿屋敷奥方へ奉公に差出し置候へば、案內の儀は心易候と申すに付大石も去年關所手形の節は、十次郎未練の樣に存候しが、さては奉公に可出存念にて有しなりと大に感心せしとなり、其の後は橫川とも對面し、文抔をも通はし、上野殿を討果せたるは偏に此の女の働なり其の仔細は上野殿當時隱居の事なれば、用心の爲、旁以て上杉家へ可被引越に相究り、彼方に於て普請も出來して、俄に引越し日限も縮り、臘月十五日移徙の筈に成り、奥方には早先達て被引越、上野殿は明日引移らるべきに決しける程に、十四日至り、さご方より此の急を告る、仍て俄に申合せ、其の夜打入候なり、其の夜は暇乞振舞とて、同僚の高家衆入來にて、茶會有之、子刻計に各退散なり、大友因幡守殿も、其の夜客人の內にて有之由、後日に直物語なり、右の客濟で各討入り相働處に、上野殿の寢所不知、偖は取逃しける歟と、何も齒噛を成す所に座敷の床に此の壁を押べしと書付を張、各是に氣を直して、敎の如く押て見れば、此壁のくるりと回りて夫より長き廊下有り、先へ行けば、寢所と覺しくして臥具引散して、其の主は無し、大石瀨左衞門立寄て、是を探るに、未だ臥具に煖り有り、然れば立出られしに間も有るまじと、隈なく探る程に、難なく尋出し、間十次郎鎗付て終に首を得たりと云々、其の後御預けの間に、細川越中守殿、內藏介へ何角御尋あり、墓所燒香の時一番內藏介、二番間十次郎と聞たり此の者は格式等も無者の由なるが、第二番に燒香をし譯は奈何と被尋、內藏介云く、復讐の心底各同意の儀に候へば、燒香次第甲乙は無御座候へ共、十次郎儀は、上野介樣御首揚げ、其の上父子兄弟妻女に至る迄、忠節他に超候故、諸士に先達て燒香爲致候とて、さごが働きを物語り候となり、其後さごが行方は不知候處、義士切腹被仰付、墓所も建候以後、右墓の前にて年頃二十七八と見えたる、薄いも有之色黑なる女自害致候由、泉岳寺より寺社奉行へ訴へ、則檢使を被越處に、間十次郎墓所に短冊二枚を手

向、間十次郎妻さごと書付、茶碗に水を供し置き自害せしと見え、外に吟味之品も無之に仍て寺內へ取置の儀被仰付、事濟けるなり、

私に曰間十次郎は、我妻の烈婦たるを知る故に、良雄への盟約には聊背くと雖も、大儀を妻へ漏しぬと見えたり良雄は亦間が赤心を知て不咎歟、

問　不破數右衛門は、先年彼家を出たる浪士なる由、而るを爰に加へたるは奈何、

答　是も故有る事に候、數右衛門は、元來若輩より內匠殿心に協ひ、側近く被召仕し小扈從なるが、壯年に至て、心猛く試し物を好み、墓所へ行ては、新葬の屍を出して是を試す、或時茶道坊主の母死して葬之けるを、不破それとも不知堀起し見て、女の死骸は用に不立とて、爰かしこを少し切散し歸る、翌朝寺僧見付て、葬主へ爲知ければ、茶道驚き、走行見れども何者の仕業とも知れず、爲方なく彼是と取納て歸り、去るにても憎き奴哉、尋出度と心掛れども、手懸り無れば、扨過ぬ、其の後家中にて、不破が仕業ならんと密に噂あり、茶道も必を付けて實否を糺す樣子なれば、目附より是を申上る、然れども聊も證據無き事故、詮議も成がたく、又風說喧しければ、もし不慮の騷可有も計り難し、所詮外事に事寄せて暇を遣し可然とて、不破へ內證にて路銀迄を賜ひ、浪人させけるなり、去れば今度の變を、不破聞と否や、年頃の恩顧を不忘、內藏介が隱家に來て、此の盟に加はらんを願ふ、良雄も始は同心せざりしが、其の深切を見究て、追て人數に加へたりと承及候、

一南齋云く、吉田忠左衛門が草履取闘助と云者、後に吾等古傍輩下村專助方に奉公しけるが語りけるは內藏介忠左衛門、大阪に暫く住居せし事有り、其の時分、彼闘助、每度忠左衛門供をして、大石許へ往して、假の居宅なれば、狹き所にて、兩人の對話障子一重を隔たる表の腰掛へ手に取樣聞え候、終に相談が間敷咄しはなく、唯何つとても遊所亂酒の物語のせ高聲に聞え、內藏介衣帶なども寢卷の儘、帶は一重帶にて出合れ候由申に付、專助不審に思ひ、猶委く尋問へば、闘助申けるは、終に小聲に被噺候事

は不承候が、唯今御尋にて存當り候は、內藏介咄され候時は、忠左衞門無言にて聞之、忠左衞門聲する時は內藏介默して聞れ候といふ、依之專助考候に、互に筆談にて右認候內、一方は雜談を致し、其の答を書候內、又一方は高聲に咄し候にやと、專助かたり候き、

又曰、吾等父が召仕ひし安藤半左衞門と云者は、野州烏山の出生にて、領主永井伊賀守殿內、篠原長兵衞と申方に奉公せしが、伊賀守殿烏山より赤穗へ所替の節、供して引越けるに、赤穗に內藏介召仕ひしをとな某農家に引込居けるに悃意也、此をとな(是は瀨尾孫左衞門歟)語りしは、古主內藏介は家老に候へ共、平生人品輕し、家中の若黨中間體途中下坐致候にも詞を掛け、百姓町人へも權威の振舞無りし故に、大野九郞兵衞抔よりは家中の上下共に格別尊敬薄く候ひしなり、赤穗騷動の五十日計前より、いか樣の譯に候や、病氣の由にて出勤無之處、右の變を告來るに仍て出勤致されぬと語る、平日も萬事輕く取行ひ、奢が間敷事聊無之由、赤穗領境に某古主の領地候しが、右に申す下村專助領境に、百姓どもの吟味有て、其の節大石方へ行向ひ、面談せし事有しに、內藏介は平生の衣服に、如何にも古き袴を着て對面し、少しも繕ひたる體なく、或時夕飯時分成しに、葱雜炊を振舞て、酒を出して、至て質素の風なりしと語り侍る、

又曰、姬路領主本多中務大輔殿內中村與惣は、我等伯父なり、是も赤穗領境に、公事有りて、郡代役成し故、領境に二三宿致し、內藏介方へ其の斷り申達候處に、其の返答に用事も候はゞ可承候、旅宿へ見舞ひ可申候へども、主人江府參勤の留守に候へば、域內あけ難く候と申越候、其の時は右の挨拶何の心付も無く候が、後に存じ合すれば、心有る返答にて候ひしと與惣語之、

又曰、富森助右衞門子飼の若黨浪人の後、方々渡り奉公し、年經て我等方へ召抱へ、彼者の申すを聞けば、助右衞門は、常々衣服器物に至る迄、年久敷可用物を不求、樹木を植るにも年經て實のる類の物を不好、接穗をせず、武士は今日有て明日を不知と申候由、勝れて能辯にして何にても六か敷口上には何

つとても助右衛門を使者に被申付候由、依之夜討後、仙石殿へ演說するにも、吉田忠左衛門と、此の助右衛門罷越候ぬと語りさ、

又曰、御先手組與力賀茂宮源左衛門は、御右筆加茂宮喜太郎の弟にて、村松喜兵衛入道とは從弟なり、彼源左衛門、我等への噺に、先村喜兵衛は、某伯父にて、當喜兵衛入道は養子にて候、元來當喜兵衛は、津輕越中守殿に納戸役を勤居けるが、子細有て同役三人を討て立退浪人にて蟄居せしに、或時淺野内匠殿屋敷前にて、町方の男だとて云溢れ者と口論し、三人を相手に取兩人を討果し、一人は逃し儘、其の身も立退んとせし處に、近處に薪を賣候家有て、是にて茶を乞候へば、亭主も去者にて、其の手際を潔く思ひ、是をかくまひ、暫く二階に隱し置候內、其の所より奉行所へ訴出、檢使も有之候へ共、元來溢者の事、其の上相手も不知、死骸は取捨に成て事濟候、其の後、此の薪屋、先村松と心易に付、彼の喧嘩の事を咄出し、そと彼者の噂を申ければ、村松是迄男子も無ければ、望ましく思ひ、薪屋と內談しけるに他國者にて江府に親類もなく候故、加茂宮を親類分にして、村松が壻養子に願ひ、娘をぞ娶せける、然るに今度家中一統に浪人して、村松は市谷田町に借宅す、復讐の前日に、加茂宮方へ何となく來り、暫く物語して歸りける、勝手に笠を置歸ぬるを、翌日見付て取上みれば、笠の紐に短冊を附置たり、偖は暇乞に來て是を形見に殘しけるよと、各淚を催しけるとなり、

私曰、右の說は二南齋由良不湛が答る處なり、不湛は元野州烏山の產にて、稻垣對馬守累代の長臣、稻垣彌左衛門弟なり、蚤歲より落馬にて、蹇の患有る故に罷官、漂客と成り、松月堂不角が門に遊て知角と稱し、中頃城和尾三の郡邑を經歷して書を善し、雅を以て鳴る、而して寶曆年中洛に來り、東流の邊に寓す、余が親戚にも、此の翁に因む者有り、余もまた折を得て會せん事を欲する內に、明和七年春秋六十三歲にて身まかりぬ、此の本文の如きは誰か問なる事を不知、武家盛衰紀脫漏と題せる物に此の問答を載たり、是れ實に不湛が答ならば、實記たらん事明らけし、但し右記錄の文章を閱

るに、其の時の始末を不湛直に見聞すと書たり、是は時代相違歟、淺野喧嘩は元錄十四年、復讐は其の翌年の冬、切腹は同十六年の春なり、今明和九年迄は七十年に及ぶ、不湛は明和七年に六十三歲にて歿すれば、未生以前の事なり、按るに稻垣家の記錄、且つ不湛親の物語等を以て答たる成べし、私曰、義人の說は右に不限、其の筋々を探らば、正說幾等も有べし、小野寺十內事を聞傳ふるに、十內は京都の留主居役成しが、主人の變を聞といなや、逸早く萬づ取仕舞ひて、京を引拂ひ在所へ歸らんとす、下役の者云く、所司代町奉行へ相屆られ候上にて引拂可然と申けるに、十內聞も不敢、いやとよ、夫は平日の事なり、斯る變に至り、主人もなき某、奚ぞ其の儀に及ん、唯片時も早く在所に歸り、諸士と進退を俱にせんには不如と、頓に京師を發す、廳府に於ても、跡にて此の沙汰聞えて、却て被賞しけるとなり、小野寺は其の器ひろく、其の齡耆老にして武を嗜み、雅に遊びて、風情いみじく、口利なれば、是良雄が相談相手の其の一人也、十內從弟京町奉行組與力小野寺重兵衞方へ、復讐の期に至り、始て此事を告て長別を惜むの書を送る、其の文章粲々として、而も哀情を含み、辭世の詠などを書連ぬ、是を見る人感涙せずと云事無しと云々、

又曰、進藤源四郞(良雄伯母婿四百石)小山源五右衞門(良雄伯父三百石)事、始籠城の評議より、報仇に及んと欲する迄、萬事內藏介に等しく諸士を勵し、或は宥め、其の機變誠に良雄が腹心の者成しが、既に良雄東行を催すに至て、進藤小山は未だ時至らずと制止之、良雄は大學殿左遷の上は、最早當家の事に於て、賴み無し、是迄は此の善惡の落居をこそ見合たれ、然るに、今事を延すは圖を外すなりとて、爰に於て、進藤小山を捨て諸士に牒し合せ、忍び〳〵に各出府し、大義を遂たり、斯て復讐の後、內匠殿後室瑤泉院殿是を聞給ひ、此度の企に、假令內藏介は外るゝ共、進藤小山は脫すべき者に非す、返す〳〵も不審なりとて、人を以て兩士へ主意を被尋、進藤小山則一封の書を、御後室へ捧しかば、後室見給ひ兩人が事此の書面にて濟たりと心解玉ふ云々、按に、始より不臣幷に違盟の

輩は論に不及、此の兩人が事は、假令其主意立つといふとも、報仇以後死を以て不償之は、最不臣の名遁れがたし、御後室へ一封を捧て心解玉ひしと有れども、是は女儀の事なり、巧言を以て陳せばなどか是を謀らざらんや、唯肝要の時に至て、其の圖を見損じたる故に夫より、義心蕩々たるに必せり

翁草 卷之八

○關新助算術の事

關新助は、元甲府御家來なり、文昭院殿御治世に至り御旗本の士と成る、若き頃は八算をだに不知しが、家來の持る塵劫記を見て、其の法を家來に習ひ、夫より面白き事に思ひ、色々算書を集め見れども不解事多し、夫より算學語蒙と云ふ書を熟讀して、天元一の道理を辨へ、自ら發明して、樣々の術を工夫し、演段の理町間の術（他流とは違ひあり）曆法天文悉く其の理に通達する事、御聞に達し、御重寶に被思召、甲府に於て、御勘定奉行格に仰付らる、其の頃南都に何頃歟渡りけん、唐本の佛書に交りて一書あり、誰が讀ても其の意通せず、儒佛醫の書に非ず、無益の物なりとて、打込有る由新助傳へ聞き是は定て數學の書ならんと、心床敷御暇を申、南都へ趣き、懇望して是を見るに、果して算學の書なり、雀躍して南都に暫く逗留し、夜を日に繼て寫取り、是を懷にして江戶へ歸り、三年の間晝夜工夫を凝し、終に其の奧儀を究しとぞ、凡そ算法に於て、我朝にて古今獨步の名人と云へし、或時江戶より甲府へ御用にて通行するに、駕籠の內にて、江戶より甲府迄の道程方角地形高低迄、悉く繪面に認め差上る、其後文昭公天下を知し召れて後、御納戶に大き成伽羅有り、是を御家門方へ分ち被進事有り、木の細かに成らざる樣に、目分を定て引切せらる樣に被仰付處に、是を承る人大に當惑して、同役より合て其の割樣を評すれ共埒明ず、老中へ伺之けるに、老中相談有て、常人の知るべきに非ず、關新助へ被尋新助畏て、件の伽羅を受取、則筋引をして出之、頓て其の筋の通引切掛合せ見るに、厘毛の違ひなし、仍て新助御褒美に預りしとなり、又先年唐より渡りし人形時計有り、下は臺にて、上へ釣鐘を掛け、唐子の人形鐘木を持て、時々の數を打つ、半時をも打なり、然れ共年を經てぜんまい損じ又鑄朽て人形働

かず、仍て時計師を呼び被仰付けるに、誰有て直さんと云者無し、新助是を聞及て拜見仕度よし願ひ、疾と見て何卒直し可差上と、彼時計を奉預、四五十日程の內に、元の如く直し指上しとなり、樣々の祕術あげて數へがたし、今其の門葉有て其の流廣まりしとぞ、藝州にも何の六左衞門とかや云者、算道に長じ、大守の庭の泉水に汐を仕懸け、指引き期を不違樣にとの好なり、六左衞門承て拵るに、少しも潮の指引違はざる樣にしつらひければ、大守の入興大方ならず、又夏の比、大守暑を凌き兼ね、障子を開けば、荒き風直に當りて惡しとて、六左衞門に申付られ、程能き風を拵よとの事成りしに、六左衞門畏て一つの器を拵へ持參せり、其の形吹子の如く、中に扇のごとく成物あり、是を壁の近所に直し置に、暫くすれば自然と內より風を生じ、壁に當りて、其の歸り風甚涼風と成て、其の一と間を寒むからしむ、大守悅喜不斜、此者工夫にて渾天機を拵へ、世に珍敷重寶也、其の形圓にして日月の運行五星十二辰二十八宿破軍の廻り、其の外天地にあらゆる巡環分厘違ふ事なき奇術なり、松平甲斐守內にも、勘定役に五十嵐平右衞門と云算者有て、杖時計と云者を巧み出す、是は杖の上を丸く大にして、十二支を書、中に劍を拵へ、內のぜんまい廻りて、其の刻限の所へ劍先廻る樣に仕懸たる物なり、其の外錣目貫緣頭等を拵へるに、其の家の者の細工よりも增したる妙手なれば、所々より聞傳へに賴まれ、其の謝物を取れは、其の有る內は酒を飮み遊戲す、皆に成れば窮す、明日を貯ぬ淸貧に似たりと、世人沙汰しけるなり

〇水戶黃門君の事

水戶黃門光國卿は、神君の御孫にて、希世の良君たる事普く世に知る處なり、御隱居の後は西山公と申奉る、黃門と云るは、中納言の通稱にて、御三家には歷代數多中納言殿御座せ共、黃門樣とだに云へは貴賤となく女童迄も此の君の事と覺えたるも、自然と、御德儀の普く及ふ處成べし、百家閑談に、光國卿の御事を、彼是書顯せとも、西山遺事に見當らざる事も有て、虛實不分明なるを以て畧に省く、此の君の御行狀を知んと思はゞ、西山遺事を見るべし、是疑惑に不涉の證書なり、

○河村瑞軒成立の事

河村瑞軒事、元は車力十右衛門とて、常に車を押て世を渡る傭夫なり一説には元來の匹夫にも非ず、先祖は勢州田丸家の家來なり、田丸家は北畠源中納言顯家卿より傳はりて、代々勢州に住し、其の末分れて田丸御所信太御所と云、信長公の時、其の血脉亡びて、信長公の二男信雄卿を、北畠殿と號す、彼家滅て後は、家士共多く土民と成る瑞軒の親も勢州頓宮に民となり住すと云々、

十右衛門事、かゝる卑賤の業に暮すと雖も、生得共の心廣く才智拔群の者なりしが、或時不圖思ひ付、上方に行て身の安否を究んと、僅の諸道具を賣て、金二三歩肌に着て小田原迄來て一宿せしに、相宿に老翁有り、何角と語合ふに、十右衛門が上方へ登る所以を問ふ、十右衛門爾々と答ふ、翁笑ふて、今繁昌の江戸を捨て、上方へ行、何の立身か有ん、倩、御邊の人相を見るに大きに家を起すべき相あり、不如、江戸にて勵まれんにはと云、十右衛門つく〴〵此の翁を見るに、唯者ならぬ氣性顯れければ、忽ち得心して、實にも翁の異見尤もなり、然らば江戸にて一と勵致して見んと、翁に別れて、江府へ引返し品川を通けるに折節七月盆過にて、瓜茄子夥敷磯端に流れ寄しを不圖心付て、其の邊の乞食共に錢を取らせて取上げさせ所緣の所にて古桶を借り、右の瓜茄子を鹽漬にして引かづき毎日普請小屋へ行き是を賣る、大勢の日傭ども晝食の菜に、吾も〳〵と競調るに仍て、夫より段々瓜茄子の漬物を鹽梅よく仕込みて賣けるに、元來發明者なれば、早速御普請の役人へ取入、役人甚だ十右衛門を賞美して、汝左樣の渡世を致さんよりは、日傭頭をして出精せば立身すべしと勸るに、渡りに舟と速かに畏請て、夫より御普請場の幟を預り、大勢の日用共を引廻し、萬の駈引他の及ぶ處に非ず、依之役人より褒美をもらひ、餘程金を儲て、夫より下町の表店を借り、家普請を奇麗に致し、手代を差置き、大屋幷近邊の者共を振舞、萬づ寛濶なる體なれば、近所にても宜敷商人の樣に取沙汰しけれ共、實は餘慶なき身上故に、普請

振舞等に費て、元手銀も無く成しか共、少しも其の色目を見せず、然るに開運の時來るにや、夫より間も無く、江戸大火にて、自分の居宅も燒けれ共、少しも夫に貪着せず、次第に大火を見るより、未だ燒鎭まらざる内に、木曾山を志し、僅拾兩に足らぬ金を携へ、夜を日に繼で彼地に馳趣き、則問屋方へ着て、門内を見れば、問屋の子供、表に遊び居けるに、懷より小判參兩取出し、小刀にて穴を明け、紙縷を通して、持遊のがら〳〵にして件の子供にあたへ、案内を乞ふ、亭主に逢て、某は江都の者に候が、大造成る急用有て、材木を多く調へたし、手代幷所從の者は、追々跡より參る積り、某は片時も、早く用事を辨じ度存じ、夜を日に續で、先へ到着す、金子は跡の者共持參すべし、先有合ふ材木を、悉く見積りて、隨分に調へ申さんと云、亭主も十右衞門が體を熟見るに、如何樣大造の事に掛る間敷人相に非ず、其の上子供へ小判を持遊びにして與れたる樣子、實に江府に於て大器の分限者ならんと察して、是を馳走し、段々に材木を見せけるに、一々直段を究め、有合の材木を不殘買上て、極印を入る、斯て江戸には、燒跡の小屋懸け段々に始る處に、材木屋に有る處の材木共も、過半燒失すれば、材木大きに拂底して、直段追日高直に成り、江府中の手間となる故に、材木屋共、追々木曾に來り、買求めんとするに、有合ふ材木の分は、悉く十右衞門が極印有て、外に賣木なし、依之皆々十右衞門に便り相對して是を所望しける故、夥敷利分を取て賣渡し、則其の金を以て問屋を仕切、須臾に數千兩の金を貯て江府に歸り、家居廣くきらびやかにしつらひ、手代以下多く召抱所々の普請を請負ふ、元來才智逞敷者なれば公儀御普請懸りの役人へ悉く取入、其の外諸家の普請役へも、一々取入ずと云事無く、追日其の名高く後には請負事は此の十右衞門が手を離れては難出來樣に成しかば、諸請負人渠に從ふて、事を成すに仍て、益分限に成り、剃髮して、河村瑞軒と號す、御老中を始、都べて重立候御役人へ取入らざるはなし其の中にいかなる故にや、稻葉美濃守方へ計、取入事難叶かりしに一ツの思案を廻し、其の頃美濃守領分相州小田原に、長高山と云寺あり、美濃守尤も歸依の地なれば、是へ見事成る銅蓮の手水鉢を瑞軒よ

り寄附す、濃州奇特に思はれ、心和たる時節を見て、緣を求めて、夫より彼家へも立入る、斯く諸役人衆へ不殘立入て贔負を請け、尤、身の工夫群を出るに仍て、其成す所、御入用は少くして而も自餘の高札よりも出來宜しく、手早くして、間違ふ事聊無れば、世擧て感之、其の身は日々增て富祐豊饒にぞ成にける、瑞軒が機變の事、十が一を擧て云はゞ、其の頃增上寺の鐘樓出來立ちて鐘を懸けしに、暫らくは掛りて、ゆれ搖くに隨ひ、其の釣延びてたもつ事不能、落ける故、隨分入念、元の如く釣上る樣の御下知有しに、大勢人夫掛り、足代等大そうの事故、何れも六ケ舗申すに仍て、入札被仰付處に、各高札也、瑞軒札は外々の半分に及ぬ安札故、則被仰付、斯て瑞軒は僅人夫二三十人計引連來り、先近邊の米屋共へ申遣しけるは、米を澤山に調へ申べし、直段を究めて、增上寺鐘樓の前へ持運ぶべしと觸ける故吾も〳〵と持來るを、鐘のあたりへ並べさせ、其の上へ鐘を上げ、又其の俵の並びへ二俵を並べさせ、其上へ鉼を乘せ、又其の上へ其の通りに俵を並ぶ、如此段々俵の上へ鐘を乘せ、程よく成て、龍頭を釣上け、扨て米屋共へ、先刻調へたる米を一升增に拂ひ可申間、取に來るべしとふれさせければ、吾も〳〵と來て米を取て歸ける、斯て無造作なる足代を以て、二時三時の間に、本の如くに釣上しとぞ、又或時同寺本堂の棟瓦破れ落たるを、入れ札に被仰付る處に、瓦は僅ながら足代人夫等に多く費るに仍て、入れ札直段過分に高直なり、瑞軒が札は外より三分一にも不及、安札なれば、是へ被仰付如何なる、仕形にやと人々思ひしに、折節春の頃にて、東風の吹を考へ、大なるいかのぼりを造り、本堂の棟を越る程にのほせて、能時分に狂はせ落しければ、凧巾は本堂に跨る、其の時件の凧巾を捕まへて、是を引く、其の糸盡たる時に、少し太き糸を繼で繰引にさせ、段々に前よりふとき糸を繼ぎ後には釣瓶繩程にして夫より大綱を二タ筋にて是を引せ、此の大綱堂の棟を跨る時、前後四方に碇と杭を打ち、能程にかうばいを附け、綱を引堅め、是を親階子にして、階子の子を幾つも拵へ、是に結付、段々に上りながらに是を拵行き、暫時に丈夫成る繩階子出來たり、如此して僅の人夫に瓦を持せ登せて、速に破瓦を取替たる

となり、其の外、駿州久能山の鳥居、京師東山八坂塔の事抔、數々人口に在と雖、畢竟其の頓意發明に於る、共の理一なるに仍て、爰に省く、總じて瑞軒は、時の才覺のみならず地理に委く、未然を考たる事共多し、後には帶刀御免にて、所々御普請場へも帶刀にて出る、常に夙に起き、杖を突て表へ出て、古草鞋草履などの踏捨有之迄をも拾ひ上て取歸り、壁のすさとす、都て國土の費に成事を嫌ふ、又自餘の者、請負事にて大分金子を儲けしと聞けば、大に悦び、酒肴を調へ、客を呼び、家內の者をも集て相祝ひけるを、何とて人の金儲を手前にて祝はるゝやと不審すれば、瑞軒答へて、去れば公儀の御藏、其の外諸大名衆の藏に在は、埋たる金なり、町方へ出れば、夫々の請負下職日雇迄の儲と成て、其の金は世上へ竪横に働くなり、斯て世上の通用金の增す事を、世に住む身としてなど悦ばざらんや、一己の利潤のみを樂むは、心ちいさし、奚ぞ人と吾との差別を思はんと答しとぞ、斯る寬量故に、山海川の大なる御用、聊も仕損なく大に功を顯はし、竟に御直參に召出され、始は先づ俵子百五十俵を賜ひ、還俗して河村平太夫と號し、子孫今に至て御旗本に列す、

一說に曰、本文に記せる木曾山材木の事は、瑞軒には非ず、明曆年中大火の節、冬木が先祖未だ柊屋と號して、僅の材木屋成しが、本文に書る通の手立にて、木曾山へ往き、大に利を得て、夫より冬木の名を發すと云々、兩說可追考、

說に曰、瑞軒は元卑賤より出で、學問抔に身を委ねし者に非ず、唯生れながらの才有て、自然と地理に委く、未然を考ふるに當らずと云事なし、攝州大阪安治川口の遠淺に、川浚の土砂を積で山と成し是を波除山と號す、世俗呼て瑞軒山と云是なり、此時瑞軒が曰、自是二十年を經ば、後ろ平地と成べし、又二十年を過なば、陸路より地續の田地と成らんと申せしが、果して山脊は新田出來、其の後段々後に洲を置て、陸よりの續に追々新田開けて、四十年に至て、瑞軒の言の如くに成しぞ奇なりける又大和川は、元は大阪御城の東の方を大川へ落たる川なりしを、諸運送の爲に堺の方へ引違可被仰付

と、江府に於て御評定究ての上瑞軒へ被仰渡に瑞軒黠頭せず、此儀は當時の形にては川の里數も縮り古川床の開發も出來る事なれば、御益の樣にも候へども、後年に至り、決して川床高く成り、入船自在ならず、運送差閊申べしと諫けれ共、まのあたりの利潤を以て、竟に川違ひ被仰付けるが、案の如く年々川床埋り、入船一艘も無之樣になり、堺衰微に及ぶ、又同州三ツ頭と云るは、淀川長柄川中津川の分水口也、度々の洪水に破損するに仍て、公儀より石垣を被仰付、丈夫に普請成就する處に、間もなく洪水に崩れ、近邊の田畑水腐して、郷民痛く難儀せしが、瑞軒其の邊巡回の折を得て、村々の者ども出向て、是を歎く、瑞軒其の邊を疾くと黠檢して、此の川懸りの村數何程ありやと問ふ、則何十何箇村と答、瑞軒云く、左有らば、其の村村より十五歳以上六十歳已下の者共、人別に青竹一本宛携へ來り、三ツ頭の鼻に指すべしと下知して、瑞軒は他の見分所へ通る、仍て面々竹を持來て、件の所へ指し埋むるに、俄に藪を生ずる如し、斯て其の竹水勢に靡きながら流れもせず漂ふ間に、其の竹の根へ段々に洲を置程に、日を不經して竹の末葉も隱るゝ程の置洲と成る、瑞軒歸路に見之て、彌其の上へ竹を立添させ、其の後追々に如此しければ、自然と洲堅りて、丈夫なる堤出來たり、是人力にて成す所と違ひ、自然の水勢に應じて、功を積たる築地なれば、洪水に崩るる事無し、諸人河村が英智を感ず、

○石黑三十郎の事

石黑三十郎は、元京都町奉行東組の與力なり、其の祖父石黑小右衞門は、元祿の頃迄、上野下野武州邊の御代官成しが、過失有りて、元祿六年御改易なり、其の頃、山州伏見奉行岡田豐前守は、石黑に由緒有るに仍り、小右衞門子小藤太を引取り扶助し置れけるに、幸ひ伏見組の與力に、明株ありし故、小藤太を御抱入に致し、小藤太爰に奉仕する處に、同九年伏見奉行止みて、暫くの內、京都町奉行より、伏見を支配す、其の砌伏見表の事、伏見與力より一々京都へ相伺、度々出京せしに同じ頃京都與力に、明

株有て、伏見より石黒小藤太を召呼れ、京都町組の與力に被轉、夫れより小藤太京師へ引越、勤仕して享保五年に病死す、其の子平八郎房泰、(後に三十郎政宇に改む)父が跡へ召出され、同與力を勤む、此の平八郎、實は尾州牧氏が子なりしを、小藤太養ひて子とす、性質篤實聰明にして、文に疎からず、書拙なからず、軍學は山鹿流の奥旨を傳へ、武術最も相備ふ、父母に孝にして、父死去の後、老母に仕ふる事殊に切なり、其の妻一子小太郎を産み、則早世す、政宇云く、人として再娶は道に非ずとて、年三十三より淫せず、素より妾たる者を生涯召仕はず、我手廻りは、子飼の若黨兩人を侍らしめて、家用を辨じ、自ら一子を養育する處に、一子小太郎(後に忠四郎と改む)十八歳にて早世す、政宇獨夫となれども悲哀に不屈、公用日勤の暇には武を試み嗜み、或は近隣の若士を集て夜と倶に武を談ずるに、威儀を崩さず、去れども嚴にして和あるに仍て、若士等是に窮せずして慕ひ懐き、常に立入て師とする者多し其の身麁服麁茶にして、家居を飾らず、聊の奢侈を禁じ、兵家の嗜に於ては、我着領の具足を、種々利方を考へて、具足師春田久左衞門に是を誂ると雖も、政宇貧乏にて、其の料一旦に不調故に、一年には胴を張せ、又一年には小手臑當袖佩立と連年に成就して、是を樂みとし、武馬具の類分限に越て嗜み拵立、其の外平日の勤道具、等輩に勝れて爽かなり、政宇が常役は公事役と號し、京師政務の下司たれば京都町人原、是に便らんと欲する者多しと雖も聊一人も不容、町人に於ては、其の所以有ものより、外に立入事無し、元文寛保の頃、畿内年々洪水して、所々の川々破損す、政宇是を役して、其の手當一々理に當り圖を不脫、其の頃の所司代は土岐丹後守賴稔とて、時の良將たる事、普く世の知る處なり、故に自ら川々を點檢し玉ひ、町奉行に被評に、區々として決し難し、政宇を被召て評し玉ふに、其の意忽に理を貫く事多し、故に深く政宇を被賞、況や常の御政務に於る、政宇が穿議多くは丹州の御旨に協ひし故に、一廉御用に可立者、竟には御取立有んと思量し給けれ共、斯る器にて得て行狀不正者無きにしも非ず、さ有んには如何とて、密に政宇が常の行狀を立聞せらるゝに、希世の人物なれば、甚感嘆し玉

ひ、丹州御老中に列せらるゝと否、寛保二戌年、政宇、東武へ被召、其の節大阪表に御用有之、御勘定力を被差登に付、則御勘定組頭中山平左衛門に、政宇を被差加被遣、右御用無滯相濟、歸府の上、政宇を御目見勘定になされ、御直參の士と成り小右衛門と改名す、御宛行は、先づ其の儘京都與力の通り、高二百石四物成の積を以て、俵子二百三十俵を賜ふ、勘定所に於て、始めの程は、政宇が質を知らざれば、如何成る諂諛を以て、立身せるや、必定山こかしの類ならんと思ひ侮りて、是を樣々試るに、其の聰明廉潔云ん方なく、案に相違の人物なれば、御勘定奉行以下各是を賞し、色々六ケ敷御用に相懸り、間もなく駿府の御用を仰蒙り、彼地へ赴んと欲するの砌、同輩の士政宇に語りけるは、此御用を被承條先以て御規模の至なり、是は以前も有之候事なり、彼地にて斯く取計時は、數百金を得るなりと吁く、政宇假りに點頭して、扨て彼地に至り、數箇の御用の內、事遲引して可差支分は、理の當る所を以て、一々不伺して端的に是を決斷し、其の中に容易ならざる分計り一二ケ條を追ての伺に殘し、萬づ正路に沙汰するに仍て、毫厘の賄賂をも成す事不能、御用向日を不經して、潔白に其の筋々相分れば、諸人大に安堵し、石黑を感賞せざる者無し、而して歸府の上、彼地の趣悉く書付を以て演說し、尙亦伺の個條は、料簡書を以て言上すれば、御勘定奉行中も大に信伏し、數々の御用向を事毎に伺ふ時は、事滯りて諸人の難儀たるを察し、不伺して埒を明たる政宇が量智を各感心せられける、斯ては追々の立身近きにありと見る處に、惜い哉、土岐丹州閣老の間もなく、病に仍て卒去し玉ふ故に、自餘の老臣達は、政宇が才能を左程迄は知給はず、爰に於て拔群の昇身を不遂事、政宇が不肖と云べし、去れ共碌々たる人體に非ざれば、等輩を格別に超越して、作州の御代官と成る、政宇臺命を奉じて、彼地に赴く處に、此所は御割替の地なるに仍り先役の陣屋もなく、寔に山中の鄕村にて、居住すべき家居も有らざれば、とある民家のいと怪しげなるを、其儘にかい繕ひて爰に移る、土人等是をいぶせく思ひて、急に陣屋を取營んと云るを、政宇制して容膝の室有り、奚ぞ此の上に家居を設くる事あらんや、さ有らんには、鄕掛り

の費成るべし、究て無益なりとて、其の身は民の長名主抔の如くにて在邑し、而も其號令嚴なれば、近郷恐るゝ事自餘の御代官に勝り、また士民を見る事、吾子のごとくなれば、民是に懷き從ふ事嬰兒の母を慕ふが如し、手代以下を召仕ふに、公務の私なきに至ては、手代以下寢食を忘れしむ、然れども仁慈の及ぶ處、我手足を働すに似て、各其の勞倦を厭はず、素より權威を以て、村民を煩す事、且つ私曲の類一毫も成す事不能、又常に鄕夫を遣ふ事を用捨し、其の身耳順を越えて老健成る故に、竹輿等にも不乘、自ら山野を馳走する事、壯士に越たり、抑檢見より收納に至て、御勘定所より種々の難題を請れば夫に應じて下民の痛まざる樣に事を計り、上を宥め下を虐せず、勿論其の年の豐凶に仍て、鄕民の私を糺し、賞罰鏡の如くなる故に、政宇江府に赴くの折には、四萬石の下なる老幼迄も、おしなべて領境迄送り出で、殿の無恙歸らせ玉ふ樣にと涕泣する聲喧し、他領よりも、政宇の德を慕ひ、爰に來て住する者も多し、然るに或年凶作にて、百姓飢に及んとするを、手早く夫食を出して是を救ひ、猶も支配下の者、餓死せざる手法を詳に考て東武へ是を伺んとして、村民共に謂らく、此の儀他に異なる伺なれば、武江の御下知容易なるまじ、然れ共我が老命に換て汝等が事を立て得さすべしと約して、一心貫徹の伺ひを武陽へ捧ぐる處に、良程經て後に返狀到來す、折節政宇は哺食して在しが、哺を吐て拜見するに、不伺して夫食を賜ふ事上意に不協、且つ全體伺の一筋難叶趣なり、政宇聊驚愕の色目なく、去らぬ體にて、哺を終り、納戶に入て自殺す、下司の者共是を不知、遙時移りて是を見付、周章騷ぐと云へ共詮方なく、先深く秘して、卒死の屆を以て表向無滯相濟み、江府に於て養子石黑平次太(政宇實弟)へ家督無相違被下候、當時平次太御勘定に奉仕す、嗚呼々々政宇が生涯の行狀、誰れか是に並ばん、惜むらくは治平に產れて、格別の顯功なき故に、其の名匿れん事を、余患之て、僅に其の小傳を揚て、芳名をむなしからざらしむ、余、政宇に膝を並ぶる事、享保十九年より寬保二年に至て春秋九年、老叔より師なり其の行狀まのあたりなれば、聊一毫の虛誕を交へず錄之、但し寬保三年より以後の事は、境を隔て、直

に相見ざれば、適に說を傳て爰に記するのみ、若しくは誤も有なん歟、猶重校すべし
按るに、此自殺の事疑らくは妄言ならん、若し爾ならんには、是生涯の一失とやせん、其の所以は、村民へ義を番ふ事は、枝葉にして小也、政宇が勉力貫徹して、祖父が業に復するの功は根元にて大也然るを大を棄て小を採る、豈、義の正しきといはんや、自殺の事發覺する時は、其の家を喪ふ、又是を掩ふ時は上を詐掠するなり、適、祖父が舊過を償ふの功、一朝に空しからん、是政宇が常にせざる處也、顧ふに政宇頓に卒せるを、好事の者其の潔白を稱せん爲に、假に此臆說を構るならん歟
或人曰、此自殺强ちに虛事共云難し、凡そ其の役に居る者事迫る時は自殺を以て其の罪に充つ、上是を粗聞召て、罪を謝するに命を以てする處に被免、表は病死の披露を許容有て、何事なく家督相續仰付らるゝと云へり、政宇も其の類ならんと、余按ずるに是頗穿たる說歟、罪有る士は多分は其の考にも不及、身の置所無き儘に、據なく死る成べし、政宇に於る夫とは懸隔の論歟、唯義の爲に死る事ならば、前に評する如く成べし、

○土岐丹後守賴稔の事

土岐丹州は始め寺社奉行を被勤、夫より大阪御城代の轉役、其の後京師所司代と成る、其の質良材英智にて、普通の將に非ず、公武の境、規矩程能くして、御所表の御覺え甚宜敷然も嚴なりき、譬へば、丹州所司代より御老中轉役の砌、跡御役牧野備後守へ引渡しとして、再び入洛の折柄、參內の上、時の關白一條家へ參向有しに、殿下も御馴染の事なり、殊に御親しく思召れ、早速御對面有て、御側へ召れける、丹州固辭して遙御次に敬せらる、殿下頻て御言葉有し時、愼んで被申けるは、是迄京役相勤候內は御用の爲に憚をも不顧、御側近くへ參上仕候へ共、當時は江戸表年寄役を蒙り候上は、御側近推參仕る御用も無御座候、然れば已後は格式を以て拜顏仕事に候と、恭敷拱手拜揖して被申ければ、殿下も丹州の申狀殊更に感じ玉ひ、此上はとて丹州の意に被任ぬとかや、此の一事を以ても、其の矩を不越所を思

ひ量るべし、又政事の微細なる事は、丹波國にて鹿と思ひて誤て鐵炮にて人を打たる者有り、則捉て京町奉行向井伊賀守の廳へ曳く、公事役人石黒三十郎掛りて、段々穿議を遂る處に、寔に山奥の野夫にて何の差別も不知、唯一向に早く國へ歸り、親妻子を育せん事を願ふ處、全く過ちに無相違の段分明なれば、石黒も自然に惻隱の心發り、死罪一等を宥め、流刑たるべきとの趣、向井伊州へ達之、伊州倶に諾して、丹州へ此の段伺はれけるに、丹州の云、尤も鹿と過て人を打、打たる所には惡心はなし、扨過つて人を打たらんには、自ら斯と名乘て、其の所へ出べき事なり、さ有る時は、下手人を遁るべし、鹿と思ひて打てみれば人成故、其の場を逃去たる所、人を害すれば其の罪不遁と云事を知たる故なり、此の段下手人に當れりとの下知にて、終に彼者刑せられぬ、其の時石黒自分の下愚を慙愧し、丹州の英智を感じて、後に、此の事を我に語りて、御政道の無量に大切なる事を敎喩せり、又或時、御築地の內堂上衆の家に失火有り、丹州是を聞と等しく供揃をも待ず、一騎駈に馬に鞭して、御所へ馳せ、堺町の總門より駈入る時に、總門の傍なる下馬札へ、自ら被着たる桔梗の定紋の火事羽織をふはと打着せて、下馬の字を包置て乘込る、火消番の輩追々馳來て見之、扨は下馬に不及とて、各騎馬にて乘入、早速に消火す、丹州の頓意其の頃專ら沙汰しけるとぞ、其の外在役中の事を記せば盡期有べからず、故に略す、夫より無程東都へ被召、御連判列に被仰付始に或日御老中段々御登營の席へ、御勘定奉行神尾若狹守被罷出、松平左近將監に對して云く、先日相伺置候御成先、辨當請負の儀、其の後請負願置の者、每度伺ひ罷出候、如何仰付らるべきやの趣なり、將監聞玉ひ、御同役衆の方へ向ひて、唯今若州伺の儀、先頃より御用に取紛未各方へ評議に不及候、幸ひ唯今及御相談候　右願の趣何方の御成にも末々に至迄の辨當如此の仕形にて、夫々差問無之樣の仕樣書相添有之、尤も手廻し宜敷相見え候へば、各方へ御相談を遂候上にて、思召もなく候はゞ、願の通に可申付と存る旨被申けるに、折節土岐丹後守は末座に於て、御川の書付を認め居られけるが、若狹守の方へ向、其の仕形を有増尋らるゝに、若狹守詳に演述す、丹州

筆を止めて、尤も仕形は宜敷聞ゆると雖も、御成の御人數なと云せも果ず、將監心早き人なれば、若州此の願ひは先とくと同役中評議の上にて、重ねて指圖可致とて、其の後若州を呼びて願書を戻されしとなり、丹州の主意、御成の人數を下さまの者に爲積る事を被難しと見えたり、尤も斯く可有事ぞかし、惜い哉此將永く老臣の席に在らは、數々の嘉言善行有べきに、不幸にして幾程なく卒去せられければ、世擧つて嘆惜せざるはをし、

○本多中務大輔忠良の事

本多中務大輔は總州古河城主なり、享保年中有德院殿吉宗公、日光御社參の事あり、古河城は右御道筋にて、殊に御泊りなれば、前方より嚴重の用意あり、然るに故ありて、御社參の日限御延引に仍り、御道筋の諸家に被設たる青竹の類、悉く色變じ見苦敷相成り、各竹を取り替、彼是を敗亡する處に、此の中書領內計りは、最初の儘にて、靑竹少しも不損、いと靜かに右御用相濟ける、皆人不審して其の樣子を聞けば、始より靑竹の內節を拔て、水を詰めたる由、依之、如何程日を經ても色變ずる事なしとかや總じての事是に准じて取計らひ宜敷、公の御意に相協はれしとぞ、其の後江戶詰の砌、川筋御成先にて出火の事有り、因玆還御の御道筋、急固め被仰出、御使番馬を飛して、諸家へ急奉書を持參す、家々には御奉書到來すると否、待設たる人數を面々の蒙仰たる持口へ繰出し、其の河岸々々を警備す、斯て川御座にて還御成る處に、河岸には家々の纒を立て、其の下に人數を備へて、御船近くなれば、上下共に平伏す、是を上覽有て、段々川岸を還御成る處に、遙向の河岸に纒はなく、吹貫計立たる固場在り、公御覽有て、あれは誰が固場と御尋なり、本多中務大輔が持場なりと申上る、偖其の邊へ御船近付しかば中書牀机を離れ、岸端に出でゝ、自身計り平伏し、總人數は後の方に嚴重に相備て、一人も平伏せず、御船を守り詰めて、すはと云はゞと待設たる勢ひなり、此體を遙に上覽有て、御機嫌麗く、さすが中務は家柄なりと譽させ玉ひしとかや、其の後間もなく中務大輔に老中を仰付られ、勤仕せられしが、惇信

院殿家重公御代、延享年中故有て退役せらる、然れ共首尾宜敷して、其の身一代は溜詰の列に加らる
或人、此吹貫の事を稱美して、實に纏は火方の具なり、警固の印なれば、火方と差別せられし事、尤も家柄の嗜格別なりと感畢、

翁草　巻之九

○毛利安左衛門物語の事

毛利安左衛門と云ふ浪人、生得篤實にて、假にも虚談無き人なりしが、此の物語に、大阪御陣に、某も長曾我部盛親に屬し、城内に在しが、戰場の事は今時の壯士達に、疊の上にて推量せらるゝと違ひ、容易功名手柄の成る物に非ず、凡そ戰場と云は、晝夜の境なく、心をくるしめ、寒暑の防もなく、兵糧とては黒米に鹽をかけて漸く飢を助け、寄手は竹束の陰に、武具を枕とし、露霜に侵されて夜を明し、城中は猶も晝夜を分かず、今や寄する今や夜討と寢食をも忘るゝ處に、又其の上に色々の雜説有りて、何某は敵と内通するの、誰は敵の手引して、今宵火をかくる抔と、樣々危き事を、毎日云ふらせば、膝を並ぶる面々にも、少しも油斷ならず、寸時も安き心なければ、手柄高名を、心懸る段にも非ず、勇氣を挫く事のみ也、其の上鬪諍と云もの、喧嘩などは、互の怒より勇氣も出で、死を顧ぬことにも成なり、合戰は敵に對して、私の忿なし、唯忠と義とを楯にして、諍ふ事なれば、喧嘩程に勇氣出ざるものなり去れば十人が九人迄は、如此日夜惱さるゝと、高名立身の望も失せ果て、哀れ此の軍濟なば、武士を止め、いかなる賤敷業をしてなりとも、生を過さん物をと思ふ者計なり、さて敵と取結び、鎗を合す段には、土煙を立て人毎に心は朧月夜に夢路をたどる如く思ふなり、場數ある人はかくも有まじきやと尋るに、幾度にても、朧月夜の樣なるは、替る事なしと答にき、我等八尾堤にて、長曾我部に隨ひ、堤下に各居敷、鎗を伏せて居たりしに、藤堂の備かゝり來、押太鼓の音近付くを聞て、大將盛親下知して、采配を揚る迄は、必ず靜り返つて扣居べしと、馬を乘廻して下知せらる、此の時堤下にてわな〳〵とふるひ出る、こは口惜き事哉と、我心に恥しめて、傍を見れば、外の人も皆ふるひわなゝき居たり、間近く

成て、盛親麾を揚ると等しく鎗合始る、此の時忽ち震ひは止たり、是は軍中に武者震ひとて有るなり、曾て後れたるにはあらずと、後日に或人の申しき、此の戰に、藤堂内歴々の物主數輩討死し畢・總じて戰場の討死とさへ云ば、などやいかめしく潔く聞ゆれ共、さばかりには非ず、大方が亂砲に打倒され、又落馬して目を廻し、馬に蹴られ、打倒るゝを押伏られて首を取られ、或は長柄鑓に突殺され、溝川へ轉び落て蹈殺され、加樣の死ざま、百人に五十は有べし、畢竟忩劇の中にて、誰か委く改る者も無れば此の類も皆討死の部に入て通るなり、是れ前に云ふ藤堂の物主討死の事を評するには非ず、なべての戰場の評なりと云り、

○加藤家斷絶前表の事

蒲生秀行に仕へて一萬石を領せし神田清左衞門と云ふ士、後に加藤肥後守忠廣に仕へ五千石を領し、加藤家斷絶の後は、阿州松平阿波守方へ抱られ、三千石を賜ひ、子孫今に彼の家に在り、此の淸左衞門物語に、加藤家にて寛永八年に不思儀なる事有之、隈本城内に、桐の木に冬爪の如くなるくだもの餘多生ひたり、諸人見てこは珍敷事哉、末は如何成らん、其の儘置て熟するを見よとて待居けるに、稍々熟する頃に至り、内より鼠此の菓を喰ひ破て出る、人々彌怪しみて、彼菓を悉く取て切割てみれば、内は皆々鼠有り、其の鼠を悉く打殺して捨しに、又菓の中に鉈一ツ有り、不思儀奇怪云計なし、然るに其の翌寛永九年六月、肥後守忠廣同嫡子豊後守光正父子とも配流に被處、領國を除せらる、扨は此前表なりと各呷合なり、彼鉈は子細有りて某今に所持し居る由淸左衞門物語の由阿州家中の士語りき、

○悔焉坊の事

延寶の始、洛東智積院に悔焉坊と云ふ僧あり、生國は筑紫にて、松浦肥前守家中の子なり、道義いみじく、且つ梵字を書事を善す、其の名世に高し、上座に成しかども、席を捨て寮に居、常に茶を樂しみ花を挿し、其の風儀紫野の一休和尚に似たり、其の頃後水尾院法皇にて渡らせ玉ひしが、彼の僧の梵字の

事を聞召及ばれ叡覧有べしとて、智積院僧正運敞の許へ、明日巳の刻悔焉、院参の事を仰せ下さる、僧正急ぎ悔焉を呼て、是を申渡し、従者幾人召連、加様加様の支度にて院参せらるべしと被申渡に、悔焉會て不悦、是を辭し奉らんと云るを、僧正樣樣に申勸む悔焉も院宣を默すは憚有とや思ひ直しけん、去らば、明日仰の通に院参可仕とて、寮に歸る、扨翌日供をも不連、未明に智積院を出で、院の御所の邊をかなた此方と徘徊す、其の體古き紙子に木綿衣を着し、筆刷毛の類を澁紙に包み、自ら是を携へ、怪敷體にて、御内の邊にイば、番士、乞食僧と思ひ叱之悔焉の云く、是は今日御召に仍て院参仕る悔焉と申者にて、唯今参上せりと答ふ、番士も其の御沙汰前夜に承たる事成れば、此の由を申上る、則悔焉を召るゝ處に、其の體古紙子木綿衣の垢付たるを憚らず着して、御前に候す、有合ふ公卿殿上人も兼て渠が異風は聞及ばるれ共加程までは有まじと思はれしに、聞しに增る有樣哉と、各興覺て覺えられ、院には却て目馴させ玉はぬさまを、こよなう興ぜさせ玉ふとかや、斯て御前に於て、梵字を數々書するを、甚叡感ありて、退出の時御巻物綿などを下し玉ふ、悔焉頂戴之、退きて傍へ向て申けるは、有難き御事に候へ共、愚衲が境界に加樣の美麗なる巻物綿、とても入用無御座候、又拝領の物を代なすべき道理もなし、迚も此方に致方無候へば、此の品々は是に差置申候とて、其の儘にて退出せしとかや又或時、運敞僧正、院の御所へ漢和連歌の御會に召るゝ事有之、僧正院参の用意有ける所に、悔焉來て云く明日の院参一宗の事御尋か、論義にても仰付らるゝならば、宗門の本懐とや申べき、何ぞや其の道にあらぬ詩連歌などの事に召れんは、恥か敷事に候はずや、禪宗などの儒學に名有るさへ、他宗ながらも、薄情敷覺え候に、智積院の僧正たる人の世に連歌の名有らんは、一宗の破滅にてこそ候へ、さ有ん時は一山の所化詩聯句に心を寄せ眞言の學道に怠なん、此の度は勅なれば、一度は院参有とも、重ては御辭退可然かと諷諫す、僧正理に伏して、自夫詩連歌を被止ぬとかや、悔焉は常に南都浪華等の用事有れば、大佛前の街道へ出居て、往來の者の行先を尋ね、大阪へ行と云ふ人には、大阪の狀を賴み、南都へと云ふ人

有れば奈良への狀を言傳、夫をそこそこの所へ投入れて玉はれと、用具金錢の封じ込めるも、一目も知らぬ人に渡し歸られしが少しも滯る事無りしとなり、誠に有がたき志なりけり、

○盲人亭甫の事

播州完栗を被領し池田備後守に仕へし、亭甫と云ふ盲人、學才有りて經書を普く覺えて、常に講ず、後年土屋相摸守に近仕す、詩文章に長じ、皆此の作を見て美談せり、或儒者亭甫に問て曰、吾親敷者北越へ罷越す用あり、此の者多病なり、時今向寒、雪國へ趣んとして、途中病を發せば、毛を吹て疵を求るなり、不行時は事延引す、此の決着、某、卜筮を以て蓍次第にせんと思ふは如何と云、亭甫答て、一鴻儒に對し、盲人の斯る答をなさんは、鳴呼がましく候へども、御尋と成ば申なり、さしも博學の御身に似合ざる御言に候、凡そ人意に不濟事は神明に可祈條勿論なり、去れ共、是は人意にて、忽ち濟む事なり、先、其の人病身にて、今冬に懸り、寒國に趣き如何なりと思ひ決しなば止るがよし、又行で不叶と決する時は行べし、執れ人意にて決定自由なる事を、神冥に懸ん事道理に當らずと存候旨答けれは、儒者一言の理に伏して、大に赤面せしとかや、

○井上玄徹の事

女院（東福門院）御不豫の時東武より、良醫の譽れ有る井上玄徹を御登せ被成、御藥調進せしに、頓て御平癒ましく〳〵、玄徹に御暇を賜ひ、東武へ歸らんとする時、忝くも御色紙を被下、其の序を、照高院御門主に仰有りて染筆し玉ふ、

いにし年の夏の頃ほひより、女院例ならずわたらせおはしまし候に、人々良藥を奉りしかども、月日を經て驗なかりしかば、睦月の二十日あまりの頃、將軍家の御沙汰として、年久敷、武藏國江戸に侍らひし、法眼玄徹を召され、去年の儘なる霜雪を凌ぎ、はる〳〵の道をはせ登らん事、老後の苦辛と人づてならで宣ひしを、かしこく悅び急ぎ京都に登り、くすし奉る程なくさはやぎ玉ひしかば、たゞ

にやはと奏して、法印になし玉ひ、交泰院と院號迄玉ふ、宮中の輩は、此國の耆婆扁鵲といはんにも次ならずなんといひあへり、天下の悦び云ば更なり、しかあれば、令旨として關白一の上より初め、上達部殿上人、宮門跡迄に、古き和歌を、此の色紙がたに書しめ、綾小路の局にあふせ事玉ひて、おまし近きひさしに召して下し玉ふ、悦びにたへず、一帖となして來由をしるしつゞくべきよし有しかば、かたはしばかりみじかき筆をくだし、のこりの紙をけがし侍りぬ、

于時延寶第五暦睦月下旬　御判

君家秋實を香合につゝらしめ、和歌の色紙方百枚にとりそへ、國母仙院より交泰院法印に恵み玉ふ、たちばなは先院に便り有り、又あはせ薫物にも仙人と云名あれば、銘を仙窩と云べきか、蘇眈種橘鑿井以救郷里有病者以井泉一橘葉即已と云傳へたれば、靈藥を納めんにも醫家の珍寶何物か如之

于時延寶五歳次丁巳八月二十八日記焉　御判

○異鳥獻上の事

嚴有院殿御代、宗對馬守義眞より、異國の大鳥を獻ぜらる、其の使者酒井雅樂頭の屋敷へ持參、取次を以て此の度カワホソセソ。フランスと云國のホウゴロウ。ステレスと云島のリヨンと云鳥を獻上仕由を述ぶ、取次一應は尋返して其の趣を披露するに、聊無間違、記憶能き取次なりと、其の時沙汰せり、案るに華夷通商考に云く、カアホテホウスイスフランス、日本より海上六千三百里(卅六町一里)守護もなく仕置もなく、風俗人倫の作法に非ず、商ひ道も不知、阿蘭陀人往來の時分、船を寄せて品々を取なり、國に四季有れども、人物は右に記する如く甚賤し、土產、大鳥、犀、虎、野牛、鹿、豕此の外鳥獸色々多しと云々、是れ紅毛人商買往來する三十五ケ國の內なり、紅毛は日本より、海上六萬二千九百里(卅六町一里)にして、中華日本より西北に當れり、右對州より言上の、カワホソセソフランスは、カアホテホウスイスフランスと同國也、遮牟國とも云ひシヤムロウ國とも云類か、重て可校正

○加藤淸兵衞の事

加藤肥後守淸正の功臣加藤淸兵衞貞正、始の名は桑原淸八を云、淸正に仕へて數度の武功を顯はし、淸正肥後半國拜領以後は、同國玉名郡大津山藟の嶽の城主なり、其の後淸正に隨ひ、朝鮮に渡り、森本義太夫庄林隼人抔と、武勇を勵合たる有功の士なり、然れども淸正に不足有りて、肥後を立退、紀州高野邊に隱れ居けるを、大神君聞召及ばれ、渠が武功を惜み給ひて、關東へ召れ、本山寺と云所に指置れしが無程奥州二本松の城主になされ、本山豐前守と號し、二萬五千石被下、與力五十騎附置れしが、如何思召けん、會津の領主加藤左馬介の幕下に被成、其の後二代目の加藤式部少輔明成、故有て寬永二十年五月領地を被除しかば、豐前守も牢浪の身と成り、上方に登り、江州大津に蟄居し、彼地にて卒去せり、嫡子を本山內記と號す、後年二本松の城主丹羽左京太夫家へ、豐前守が與力家來等、かれ是れ大勢有つき居たりしが、渠等が願ひにて、本山內記を客人分にて、丹羽家へ呼出され、今に其の子孫右家中と成る、又豐前守弟の子孫は、本多中書家に、志賀彌五左衞門とて今に勤め有之由、

○加藤出羽守吹矢筒の事

讃州丸龜城は、寬永十八年山崎甲斐守家治拜領にて居之、相續いて二代目を志摩守と號す、志州卒後、釆邑五萬石之內、舍弟勘解由へ五千石配分、四萬五千石を嫡子虎之助領之、丸龜在城の處に、虎之助無程早世、無嗣に仍り、其の跡斷絕す、就右、與州大洲城主加藤出羽守泰興に城請取、在番、共に仰付らる、因玆、羽州は、人數を率し、丸龜に被差向、其の行列巍々堂々たり、然るに羽州自分の馬脇に、吹矢筒に吹矢を添て持せられたり、斯る嚴重の行列の中に、異樣にぞ見えし、此の羽州は隨分武の心懸け賢く、鎗の達人成りし、去れば、右の吹矢筒には、何卒子細有べしと、其の家來に、之を尋れ共所以を知たる人なし、異風成事故爰に記し畢、

此の出羽守の室家は、羽州新庄城主戶澤能登守正職(六萬八千石)の妹なり、或時能登守へ、羽州諷諫せ

らるゝ事有しに、能州許容なきに仍り、其の座にて義絶せられ、歸宅後、室家へ爾々の儀に付、今日より能州とは義絶たり、おことの事は、是に可被在とも、右に仍り戸澤家へ歸らるべき共、心次第の由被申けるに、室家の云く、女の身は夫に隨ふの條勿論に候へ共、自らは外に兄弟とてもなく、能登守と唯二人に侍らへば、義絶の事歎か敷候儘、自らは能登守方へ御返し下さるべしとの事にて、此の腹の男子三人を羽州の許に殘し置き、戸澤家へ歸らる、嫡子は加藤遠江守泰義、家督相續せらる、二男大學は分地して後年大阪町奉行を被勤、彼妻室は其の時尼と成り戸澤家にて生涯を被終しとぞ

〇阿部豊後守正武の事

武州忍城主阿部豊後守正武ば、才智世に越え、仁愛深き將なり、或時秘藏の小柄目貫等を入置れたる箱を開き被見しに、秘藏の品々多く紛失す、怪敷思ひ、さ有らぬ體にて、日頃立入の道具屋を呼れ、何々の模樣の小柄目貫抔あらば持參すべし、調んと有ければ、道具屋方々を穿鑿して、二三ヶ月の中に、件の小道具二色三色持參するを被見、則紛失の品也、夫より段々吟味を逐ぐる處に、近習の内に惡所狂ひする者有りて、金錢に手詰り、是を盜出し賣代なしゝ事露顯せり、故に其の者の親閉門申付られ、本人は番を付て、嚴敷守らせらる、斯て二十日餘に成れ共、罪科の沙汰無れば、家老より是を伺ひけるに、其の義は先づ追て思案すべしと計りにて、兎角の云出しもなし、少し程經て、家老中より又伺ひけるに、きやつは科人なれども、渠が親多年の奉公、中々小柄目貫には替がたし、疾と思案せんと計りにて、又何の沙汰もなし、餘り延々成る故に、今度は嫡子出羽守樣子を伺ければ、豊州云く、先達て家老共、度々其の儀を伺ぬれども、未罪名を定めず、最も渠は犯科の者なれども、親が多年の舊功、是が爲に空く廢れん事を惜む、此の所を考へて、能き樣に計ふべしと被答、依之、羽州家老と相談の上にて、渠を父に下され、心次第に致候樣仰付らるべき哉と評決して、其の段重ねて伺けるに、其通り可然由にて、彼近習を親へ賜ふ、家中にての取沙汰にも、本人は死罪親は御暇と取々に取居けるに、案の外なる申渡な

れば、父は有難く承之て、彼者を請取歸り、父が許にて切腹させ、其の身は無別條、彌、忠勤を勵しとなり、又或時御城にて、老中列座にて、諸事御用向も相濟、追付下城前に成て、今日各に御目に懸け申べき書付を取紛れ、私宅に殘し置候間、唯今取に遣し、御目に懸申べしと、豐州供待の家來を呼で、汝は急ぎ走り歸り、そこ〳〵に差置たる書付を、早く取て來るべし、其の序に誰の許へ如此申付、使者を可差遣と、家老共へ申達べしと申付らる、彼士承之て、和田藏御門の屋敷へ走歸り、無程立歸りて、右御使者の趣、慥に家老中へ相達し候と申す、扨て書付はと有けるに、夫は礑と失念仕候と申す、豐州少しも怒の氣色なく又御同役の席へ被出、彼書付を私宅へ取に遣し候へ共、置所の違ひとやらん、尋ね出し不申候、明日の儀に致候はんと被申ければ各退出せられけり、彼士不調法兎角云べき様なければ、屋敷へ歸り、其の段家老中へ相斷り、引込て居たりける、家老も各驚て、豐州の機嫌を伺ふ處に、豐州云く、彼者が忘れしは、不調法なれ共、夫より某が登城の節、持參致すべき書付を忘却せしより事起れり然れば不調法を競んには、某こそ渠より猶增りたれ、少しも不苦、其の儘相勤よとて、何の咎めなく相濟けるなり、かく家來を愛し惠まるゝに仍り、一家中の輩、君の爲に命を拋ざる者はなしとぞ見えし、

○吉川惟足の事

嚴有院殿御代、吉川惟足と云神道者有りて、世に被用し人也、元來は泉州堺の産にて、町人の子なり、始は和歌へ心を寄せ、是に晝夜身を委ねしが、和歌を修行せんには、先づ我國の神道を知らずんば爭で本理に叶んやとて、吉田家の神道傳授の爲に、一先づ都に登りぬ、然れ共吉田兵衞督兼連朝臣は、其の頃いまだ幼少成しかは、萩原左衞門佐眞從朝臣の許へ、度々參り、其の由を願ひしかども聞入なく、結句咎など有しかば

神の道しるはかりにそくれは鳥あやしや何ととがむなるらぬ

と書付て歸りけるを、眞從とり上げ見て大に感賞し、重て參りける時、對面して惟足を樣し試らるゝに

智辯明らかに、尤も其の器にあたれる者なれば、加程の器量有るもの〻望を空しうせんは、却て神慮に背きなんと、神道の奥旨いはさるひもろぎの傳授以下、悉く傳へらる、其の後惟足は江戸に下向し、御城へ召出され、天下に其の名を發せり、上意に仍て後年京都に登り、吉田家にて日本紀神代卷を講ぜしに、大社の禰宜神主以下參集して聽聞せり、無程歸府して、公儀よりも御扶持を被下、諸大名數多くへ立入り、保科中將正之朝臣、殊に尊敬し玉ふ、惟足或時の歌に

つゝしみを人の心の根としれぱことゝ葉の花もまことにぞ咲く

惟足の子も惟足と號し、神道の家と成り、今に於て相續いて勤仕す

○歌舞伎淨瑠璃濫觴の事

慶長十五年二月、西國の諸大名に仰付られ、信長公の父織田備後守信秀の被居たる、尾州名古屋の古城を、再び築かせられ、尾張大納言義直卿の御居城と成さしめ玉ふ、其の頃いまだ歌舞妓とて取しまりたる事はなかりしに、諸大名の苦勞をねぎらはせ玉はんとて、大きなる石の上に、日かくしの屋根を張らせ、歌舞妓を催さる、其の御普請の時の小歌なりとて或翁の云るは

及びなけれど萬松寺の花を一枝折てほしうござる

と諷へり、萬松寺は織田信秀の菩提所なり、信秀の法名を萬松寺殿挑岩大居士と號す、夫に寄たる歌にや其の頃の歌舞妓と云は、名は同じけれども、今時の歌舞妓とは、寔に雲泥の違ひにて、仕形も輕く淺間なる事なりきと彼翁の語りき、抑歌舞妓の始りは、京都將軍十三代光源院殿義輝公の治世、永祿年中、出雲大社の巫女に、くにと云ふ者有りて都に登り居しに、名古屋三左衞門と云ふ浪人、彼の國に容色に愛でゝ密通す、渠等兩人共に渡世なき儘に、兩人相談して神樂より思ひ付て、歌舞妓といふ事を仕初め見物を請て渡世とす、是れ往古より有る所の白拍子の類ひに、神樂を交へ、畢竟神樂の變風共云べし、くにが許に下男一人有り、其の名を猿若と云、究めて魯鈍なり、三左衞門常に彼の猿若をなぶり興ず、

今に至て狂言に猿若と云名目あるは此の謂なり、又淨瑠璃の始りは、信長公の侍女、小野のお通と云ふ者、源の義經と、淨瑠璃姫との事を十二段に作り、節を付て謳ふに、其の題號を、附ると云事もなく、直ぐに是を十二段と號す、其の節の風を傳へて、惣名を淨瑠璃と稱す、一說には淨瑠璃は太閤秀吉公の治世文祿年中に始ると云へり、按るに是は小野のおつうが作り初し時は、未だ世に普く流行せず、未た淨瑠璃と云ふ名目も無りしを、文祿の頃より世上に專ら被行しと見えたり、是を語る者、監物、次郎兵衛とて、兩人有り西宮より傀儡師を呼上せ、淨瑠璃に合せて、人形を遣はせし、是れ操芝居の濫觴なり、監物は後に河内と號す、淨瑠璃太夫受領の始りなり、次郎兵衛は後に上總と云ふ、夫より左内宮內などゝて、相續で淨瑠璃太夫出る、芝居の地は始め五條の橋の南に有しを、秀吉公伏見より御參內の御道筋に近き故、四條宮川の西畔に引移され、其の後また年を經て今の東畔に移されしなり、

○吉村兵左衛門物語の事

京極丹後守浪人吉村兵左衛門噺に、某京極家に在し時は、腰物預りの役にて候き、或時山野勘十郎と申す得物切參り候處、丹後守勘十郎を呼れ、頃日何ぞ珍敷成敗者は無き哉と被尋候へば、勘十郎申けるは先日めづらしき者をためし申候、酒井左衛門尉樣にて、重ね胴を仰付られ、則上下の胴を落し申候處、下の胴むくと首を揚げ、怒れる眼をくわつと開き、左衛門尉樣を丁と睨申候に付、吭をかゝんと、某つと寄らんと仕候を、左衛門樣待てと御言葉を被懸、御腰の物に反を打れ、礑と白眼返させ玉ひ、我に恨みを含みて今の樣子と見えたり、左程の魂ならば、物の用にも立べき身が、帶刀をも致ながら、雜人と交り、法外の惡事を仕出しゝは何事ぞ、其の科に仍て、重ね胴に申付たりと白眼付玉へば、其時眼をふさぎ申候、扨々珍敷事に逢申候、則御屋敷へも參上仕る、本阿彌光由も其の場に有りて、是を見申候と勘十郎語りしなり、世には怪敷事無きにしも非ず、又某古傍輩に、武光平左衛門と云者有しが、江戶へ下りし時、道中にて何れの家中か、乘掛に乘行に、是も乘懸にて、上方へ登る侍在り、互に行違ふ時に

馬士同士馬を替んと云、侍是非なく馬を下りて、荷物を解せ、既に替んとせし處に、一方の侍腹立して始より申付る如く、馬を替る事は決して不成と、馬子を叱つて乘ながら行過る、最前に下りし侍大に怒り、中間に持せし鎗追取て、彼士に聲を懸け、某を馬より下し、一言の挨拶もなく、乘打するは不禮なり、武士の法は不知なり、早く下りて勝負せよと呼ばつて追懸ける所へ、平太左衛門行かゝり、是を見るより、其の儘馬を飛下り、誰人かは不存候へども、御尤千萬に候、乍去、唯今の侍左様に言葉を懸られて、おめ〱と馬より下る事は有まじ、然らば珍事に及んは必定なり、假初の口論に無益の命を捨玉ふな、爰は某是非もらひ申、我等が馬と御替有て無事に御通りあれと、挨拶すれば、彼士頗る信伏して寔に忝き御教訓に候、さ有らば御異見にこそ隨ひ候はめと、武光へ返々一禮し、其の馬と替て行別れし武光が功者故、不慮の喧嘩を事故なく取をさめしとぞ、

○鷲巣見姓來由の事

攝州高槻城主永井飛驒守、或時領内の狩に出られしに、山中の高樹の梢に、赤子の泣聲あり、怪しみて能々様子見らるゝに、彼木の梢に鷲の巣在りて、其の内に泣聲聞ゆ、扨は嬰兒を抓取て餌とするにこそ誰か在る彼巣の邊りへ、鐵砲を放て、鷲を追ひのけよ、其の隙に巣に在る嬰兒を下して助けよと下知せらるれば、則鐵砲を放て試るに、鷲は其の巣になし、仍て人を梢に登せて、捜求るに巣の中には鷲の子と、彼嬰兒計なり、則嬰兒を取下して、驒州へ見せければ、甚だ是を憐れまれ、直に連歸り、乳味を付させ養育有しに、稍長なるに隨ひ、才智發明の者なれば、手廻りに召仕はれ、苗字を鷲巣見と附られ祿百五十石の士と成り、其の子孫今に彼家に在と云ふ、先年彼家の京留守居に鷲見七郎太夫と云ふもの有りしが、其の子孫なりや可追尋、按ずるに鷲に抓まれし嬰兒の、斯く疵もなく存命せしと云ふは、寔に天命とや云はん、奇なる哉、

○近衛殿應山公御詞の事

往昔の近衛殿御側の人を召て、障子明たる故に、風入て寒し、障子を鎖ざせよと宣ふを、御父應山公、ほの聞給ひて、其の家に生れては、みそ一もじに、千々の心をこめ、あめつちを動かし鬼神をも和らぐる道を嗜む身として、かりそめの事に、あだなる言葉の多きこそ薄情けれ、など障子とのみ宣はざるやと歎かこち玉ふにぞ、殿下にも面ほてりいと恥かしく思ひ玉ひぬとかや、去れば北條氏康、子息氏政哺せらるゝ時、一飯に再び汁をかけらるゝを見て、氏康云く、僅の椀の中の積りだに違ふ程なる暗愚にて關八の守護無覺束と嘆ぜられしが、案の如く、氏政は、父氏康とは天地懸隔の盲將にて、氏康死後、太閤秀吉公に敵し、永く亡滅の名を遺されしも、其の品は換れど理は一つ成る歟、

〇藤樹先生溢者を諭す事

久世大和守領下にて、或時溢者人を過ち白刄を振て明家に取籠るに仍て、捕手の者、其の家を圍むと雖も、渠元來したゝか者故に、迂濶に捉兼て、唯其の邊に屯して、誰有りて踏込ん氣勢もなく、時移る處に、領内に藤樹先生(中井與右衛門)寓して在けるが、折節其の邊を通り合せ、此の由を聞て、捕手に向て云く、我此の者に理害を說て伏せしめんに許してんやと、捕手諾す、藤樹則佩刀を解て無刀に成り、彼家へつと入る共の氣平和なり、溢者の殺氣忽ち是が爲に折けて、立向ふ事を不得暫く在て、如何敎諭しけん、彼者白刄を鞘にして、藤樹と伴ひ、表へ出る、藤樹捕手に向ひ、此の者既に歸降する上は、穴賢强議の擧動有べからずと云ふ、捕手點頭して渠を請取るに、彼者自得の上、尋常に繩にかゝる、是れ藤樹の德の及ぼす處なり、

翁草　巻之十

享保以來見聞雜記

○中村內藏助以下奢侈により罪を蒙る

享保の始、京都町人銀座年寄中村內藏介、深江庄左衛門、闕善左衛門、中村四郎右衛門事、奢超過に仍て、關東の御沙汰として、右四人遠島追放等被仰付、則京都町奉行所へ、四人を召呼ばれ、內藏介庄左衛門は遠島、善左衛門四郎右衛門は追放の段、奉行衆被申渡、右宿所へ引違て、與力同心を被差越、金銀諸式に悉く封を付させ、急ぎ缺所仰付らる、四人が宿所には、思ひ寄ざる事なれば、周章する事夥し中にも深江庄左衛門が妻は、驚の餘りに心轉動して、其の場に於て自殺す、扨諸式金銀を改る處に、若狹盆に、小倉色紙片輪車の手筥、其の外天下の名器數多有之、金銀は華奢に費たる故か、案の外少く、四人の都合高金にして凡十萬兩計なり、各二條御城へ納る、此の奢の事に付ては、色々の物語あれども筆に盡難き故爰に略す、內藏介世盛りの時、金銀を以て歡樂は、凡そ心に任せずと云事なく、あらゆる事を仕盡しぬ、此の上に京都根生ひの町人に參會せざる事を不足に思ひ、是に交らばやと志して、幸ひ內藏介が別莊烏丸下立賣の向ひに、三木權太夫が宅有れば、茶事を催して、權太夫を招ても不諾、其の所以は、渠、今時めくと雖も、銀座の役人なり、兼て聞及ぶ處、其の志尤も賤し、我奚ぞ渠に會して、心を汚さんやと、幾度招きても終に參會せざりしとなん、此京都根生ひの町人と云は、三木權太夫、井川善五郎、辻次郎右衛門、那波屋九郎左衛門等の類、多くは上京に住す、是等は町人ながら、各由緒有る者にて、三木は本姓黑田なり、先祖は筑前大守の息にて、武門を嫌ひ、洛に來て町人と成る、如水長

政時分の事也、委く不考、然るに子細有りて、本家よりは、其の後不通なれ共、分地の黒田家よりは、今以て合力有となん、井川善五郎は、殊に古き家にて、世に名高き金賣吉次が末なり、故に兩替善五郎と號すと云々、斯く由緒有る者共なれば、其の家衰廢に及でも、其の生立上品にして、世事に疎く、諂諛謀計の姦きを不知、貴となく賤となく、交り穩かにして、偏に大名に似たり、此の故に金銀の威を輝して、己を潛する者を嫌ひて、斯なん答しとかや

○內藏介の世盛り

或人曰、內藏介世盛りの時、畫師光琳常にしたしく來る或時內藏介、光琳に謂て云く、來る何日東山に於て、一家の妻室參會の事有り、某が妻女も出席するなり、定て綺羅びやかなる出會成べし、右に就て能き物數寄有らん、其の趣向奈何と問、光琳暫く考て爾々と敎示す、內藏介諾て敎に任せ、扨當日に至り、晴の會なれば、家々妻室、花を粧ひ、段々に端の寮重阿彌が許に來り、乘物を手ぐりにして奧へ舁入れ、數多の侍女前後をとり卷、靜に乘物を出たるさま、唐のやまとの美を盡し、綾羅錦繡の目もあやなるに、得ならぬ薰り紛々として座に着ば、追々に家々の乘ものを舁入、徐々と居流れたる有樣、何れ天人の影向綺羅天を輝す計なり、などや內藏介內室の遲きと、各待煩ふ處に、少し程有て、中村の乘物をあないして繰入る、皆々あはやと彼內室の出立を詠れば、襲帶付共に黑羽二重の兩面に、下には雪の如くなる白無垢を、幾重も重ね着し、するりと乘物を出て、靜に座に着けば、人々案の外にぞ有ける、扨其の外の內室、我も〳〵と間もなく納戶へ立て、前に增れる結構成る衣裳を着替る事度々也、內藏介妻女も、其の度々に納戶へ入て、着替る所幾度にても同じ樣なる黑羽二重白無垢なり、一と通りに見る時は、などやらん座中を非に見たる樣なれども、元來羽二重と、云物、和國の絹の最上にて、貴人高位の御召此の上なし、去れば晴の會故に、羽二重の絕品を以て、衣裝を多く用意せし事、蜀紅の錦に增れる能き物數寄なり、且つ外々の侍女の出立を見るに、隨分麗敷餝れども、皆侍女相應の衣服なり、內藏

介方の侍女の衣裝は、外の妻室の出立に倍して、結構なり、是光琳が物數寄にて、妻室は幾篇着替るとも、同色の羽二重然るべし、其の代りに侍女に隨分結構なる内室の衣裝を着せられよと、指圖せしとなり、去ればにや、始の程はさも無く見えしが、倩見る程中村の出立拔群にて、一座蹴押され、自らふし目になりぬ、其の頃世上に此沙汰有りて、流石光琳が物數寄なりと美談せり、其の後内藏介は島より召返され剃髮して風竹と號し、漂客と成る、昔に引替たるさまなりし、余も風月の宴に折々出會たる事有しが、世を諷せし中にも、昔の優美殘りなつかしき風情も見えたり、去れども付け合の句は多分述懷成しも實に理りなり

○吉宗公の尊王倘武及足高の制

有章院殿家繼公は、御兄家千代君、大五郎君相續いて御早世有しかば、文照公第三の御子ながら、御幼稚の内より、第七代の將軍職を受繼せ給ふ、丑の御年故に、世良田を名乘せ給ひ、世良田鍋松君と奉稱然るに正德六年丙申四月晦日、不圖も御年八歲にて御他界有り、外に御世嗣なきに仍て、紀伊中納言殿を江府御本丸へ迎へ入させられ、將軍宣下あつて、第八代の君に立せ給ふ、有德院殿吉宗公是也、此の君は紀州の鼻祖賴宣卿の御孫、大納言光貞卿の御三男なり、御若き時は主稅頭殿と申て、貳萬石紀州より御配分あり、其の後御兄賴職卿の御讓を受繼玉ひ、紀州御相續なり、右貳萬石御分地の頃は、御身輕るに渡らせ玉ひ、常に山野の狩を好ませ玉ふ、御領內の菴に、御心に叶ひし出家有りて、御遊獵などの折には、彼庵へ立寄せ玉ふ、或時御供をも具せられず、御馬にて、唯御獨、彼庵へ入らせられ、亭坊平安なりやと宣ふ、此の出家は自炊しながら、御會釋を申居る、公傍に在る枕を取玉ひ、御橫に成せられ亭坊去る頃も訪ひしが、留主なりき、何れへかまかれると尋玉ふ、亭坊の云、去れば其の頃は京都に所用有て罷越候ぬと申ーれば、其の儘起上らせ給ひ、威儀を直させられ、京都に於て禁裏院中御機嫌能、御所表御靜謐の御樣子也やと爲問らる、僧の云、釋門の身に候へば、京都へ出候ても委事は不承候、但

御所表は隨分御機嫌にて、御靜なる御樣子に候と申上るを聞召、先々恐悅の御事なりと被仰、右相濟て元の如く御寢ころび被遊、扨京都の噺を聞べしとの御意にて、夫より何角の事を咄申上けるとなん、彼僧後に此事を或人に語りて、さすが後年天下を知召御前兆有りて假初の物語にも、上の事を申出せば、忽ち威儀を改させられ、嚴に聞召けると語りし、斯く御身輕に暮させ玉ひ、下さまの事も委敷知し召たる君なれば、江都へ入せ給ひて後、御前々代次第に花華長じ、武は薄らぐに似て、何となく世の中花の過たるを歎かせ玉ひ、御鹿狩などには、木綿類の物を着し玉ひ、御股引にて御馬にめされ、御獨狩場を騎廻らせ玉ふ、中古已來大樹の御身に、斯る御輕き事を聞及ばざれば、皆人大に駭き恐怖せり、是御儉約の事に非ず、世の華奢を止め、武を勵さるゝの御教戒成るへし、御前々代に、常々有之し御能も、相止みて、其代りに絕て久敷御狩度々なり、是も治世には武を習ふの業外になし、狩は亂の備の稽古、且つ人々の勇憶をも試玉ふなるべし、總じて御近代は、故もなきに過分の御加增拜領の人多く、暫くの內に大身と成しが、此の君御治世に至て、格別有功の人より外は、御加增なく、漸く紀州より御供の內、有馬兵庫頭、加納遠江守兩人を壹萬石に御取立あり、其の餘には大岡越前守を壹萬石に被成しが、外に過分の御加增は被下ざりし、是亦御吝嗇の樣に下ざまの者は申せしかども、全くさにあるべからず、加增の名目は重き事なり、させる事もなきに、是を下されんには有功の人に何を以てせられんや、爰を以て容易に御加增無しと見えたり、是の故に諸役に御足高と云事を始させらる、假令ば何役は何千石高、何は何白石高と、其の役の勤る程の分限に究られ、持高の夫より多きは其の通り、又少きには御役勤る間は、其の高程持高に足し下さる、依之大身小身の差別なく、其の器に當る人何役にても勤らずと云事なし、誠に名君の人を遣ひ玉ふ事の廣大に自由なる、御いさをしを思ひ量るべし、一人への御加增は、過分の樣にても、畢竟は少分なり、總御役へ御足高を被付、其の役切の事なれば、其の人に對しては輕き樣なれ共、其の人は替ても、其の役の御足高は替らねば、不易の事にて大也、焉ぞ是を御儉約と云はん

や、其の外此の君の御代に始させられし規矩に、聊かも批判すべき御事なし、世の者もおのづから潜り人々武を嗜む心の付しも、偏に此の君の御功、最も神君以來御中興の君と崇すべし、御善行御嘉言不可勝計、恐れみ愼んで㥯に筆を擱く、去れば御自身には、何つ迄も御庶流を立られ、天下の御後見の御心にて、御身を謙らせ玉ふとかや、去に仍て御嫡家重公（御幼君長福君第九代惇信院殿）に、若君（第十代家治公）出來させ玉ふ折柄も、御童名竹千代君と稱し可奉旨、一統の御沙汰成しに、御嫡流の御名なれば御遠慮に思召るゝの由にて、御許容なかりしを、色々申勸め奉りし故にて、御孫の御名を竹千代君と被稱けると云々、

〇朝鮮人來聘切支丹調べ

御代替りに仍て、享保四亥年冬朝鮮人來聘す、〇切支丹の事本人は追々死失致し、本人同前も（本人同前と云は轉び切支丹の直の子を云）凡て無く成しが、他國は不知、京師西陣須磨の町と云處に、八旬餘になる兄弟の老婆兩人、享保の始迄生殘居たり、是則本人同前なり、姉先きに死し、妹も無程死す、其の節與力檢使を差越され、死骸を改させ、病死無紛に仍て死骸を鹽詰に致し置、則其の趣を江戸表宗門改の面々へ、京町奉行より達の處に、願の通り死骸取置せ候樣に返簡來り、其の通りに取計ひ相濟、是にて本人同前は絕たり、類族（右の子孫を云）死失の檢使は同心を差越され、諸事取計も一等輕く相濟よし、

〇櫻町院

享保五子の年正月元日寅一天、皇太子（百十代櫻町院）降誕、同刻洛に火事有り、往古廐戸皇子（聖德太子御事）の、降誕正月朔日寅一天にて、其の時御廐燒たりと云々、偏に聖德太子の御再來ならん、いかなる聖主にか成せ給はんと、世擧つて申あへり、案のごとく普通の君に渡らせ玉はず、踐祚の後、君の淚福世に掩ひて、上卿客の風俗改り、聖の敎、我國の道を踏違へず、下民は己が營を直にす、元文年中

には、絶て久敷大嘗會新嘗會を行なはれ、延享には上七社宇佐奉幣を再興せらるゝも、偏に此君の德によれり、東に有德公在り、公武相備て長閑き御世のさまなるに、程なく御代を皇太子(百十七代桃園院)に讓らせ玉ひ、仙院へ移りまし、寬延三午年崩御、寶算三十一に成せ玉ふ、なべての人、照る日を失へる心地なんして、寔に諒闇を悲しむ、東武よりもわきての御沙汰、代々の例に越えたり

○皇太后般若六百卷を書せらる

大きさいの宮は、二條家の姬君にて、外祖は加賀宰相綱紀卿なり、元文の始に御入內なり、此の君常に佛の道を深く歸依し玉ひ、仙院未だ御在世の折柄より、般若御書寫の御願有りて、御筆をうながし玉ふ始に、院こよなう叡感有りて、御料紙御硯樣の具を淸らかに取りそろへられ、大宮の御方へ送せられ、穴賢怠らせ玉ふなとの御事成しが、程なく院かくれさせ給ひての後は、猶々御菩提の御志をもかけ添られ、夜となく晝となく、般若三昧に入らせられ、二十とせ餘り明和の半頃と申すに、般若六百卷の功を終らせ玉ひ、御校合の爲に、圓滿院御門主へ、是を送らせらる、嗚呼般若書寫の功德幾ばくぞや、大行者だに易からざなるを皇太后の御水莖にて、其の功を遂させ玉ふ事、倭漢今古の例しを聞かず、末代またた有がたし、光明皇后の御願に、阿閃佛の示現し玉ふと云事も、上れる代なればいざ不知、まのあたりの佛菩薩とは、此女院の御事なめり、さればにや、桃園院崩御の後、此の御腹姬宮緋宮御方九五の御位に即せ玉ひ、御在位八年(百十八代仙洞)世の中穩かに治りて、皇太子(桃園第一の皇子百十九代今上)へ御代讓り有り、上皇と仰がれさせ玉ふ、女院折々の御幸絕せず、花のあした月のゆふべの御宴に時めかせ玉ふ事も此の御功德の溢るゝ處成べし、

○加賀綱紀卿上洛

往年加賀綱紀卿隱居の後、上洛の事を東武へ願ひ玉ふ、其の例稀なる事ながら、格別の御沙汰を以て御許容有り、綱紀卿老後の思出一と方ならず、歡喜有て、上洛せられ、先二條家へ參向し玉ふ、稀人の事

なれば、彼の御亭にも様々御饗事有り、去れ共御式法は默止されがたく、綱紀卿參向の節、先づ表にて御對面有り、其の時は御間を隔られ、凡その御目見同前なり、右相濟、二條家の家司御案内を申し、大奥へ通らせられ、奥向の御饗、寔に善美を盡されいと悃なり、御內々にては、御壻舅の御挨拶尤も篤く御宴闌なる頃、姬君御二方(女院御所京極宮御簾中)其の頃未だ、十歲にも滿せ不給が、御連枝共に綱紀卿の御膝の邊りへ御座して、御いたいけ成る御挨拶ありければ、綱紀卿は悅の餘りに、落涙頻にぞ見えたりける、斯く燕席終て、綱紀卿は御暇を告られ、無程歸國にぞ赴かれける、

○臺灣朱一貫の亂及ひ清朝

清朝康熙六十年の頃(本朝の享保六年に當)明末の朱一貴と云ふ者、臺灣府に一揆を發し、其の徒李勇杜君英など丶共に、近邊を侵掠し、縣令を追出し、或は討殺す、其の威日を追て强大に成り、是に黨する者萬に過ぐ、萬民是が爲に惱亂し苦むの由、都への注進敷浪の如し、依之、北京より覺羅滿と云ふ将に都督を賜ひ、施世標と云將是に副し、數萬の兵卒を從へ、臺灣府に向ひ、一貴が徒と鬪ふに、數戰の上一貴が軍利あらず、大に其の黨を失ひ、兵威衰へて、一貴は跡をくらまして、終に其の行所を不知と云ゝ、委く臺灣軍記に錄したれども右記する程の事には無りしとかや、其の頃長崎より到來せし書付の寫ありしが紛失せり、大旨は右に記る如し、康熙帝は元北狄なりと雖も、清朝の二祖として、國政を善くし、今に至て一百年海內皆治を謳ふ(清朝の創業我朝の正保元年に當)清朝の國風に世子を立るに、皇子幾人も國々巡狩する事、曆數二十年、右經歷の間に變有るを棄て、無恙歸洛せるを、世子に立る、是故に年四十歲に及ばざれば卽位せずと云々、都て帝王一世に年號一宛なり、世祖の年號は、順治故に順治帝と稱す、二世は康熙、三世は雍正、當時は四世乾隆帝、年號則乾隆なり、是當朝の國風なるよし華人語れり、康熙帝は至て長壽なり、頭不具にして不囘、左右を顧る事不克と聞傳ふ、實否は不知、又近年渡れる圖書大全と云ふ唐本に、清朝は日本の源義經が裔なりと有り、是奇說なり、按ずるに蝦夷は北韃に近

しと云へり、義經の驍勇を以て、其の昔、韃に渡りて王と成る也可追考、

○金銀吹替

金銀吹替の事、正德四年に慶長金銀を始て出され、乾金元の字銀と割合ひにて、通用仰付られ、享保三年迄に、二つ寶三つ寶四つ寶と、段々に吹出す銀を見れば、次第に銀の位惡く成りて、四つ寶抔は、誠に赤銅の禿たる如く、通用銀と思はれず、故に世の人の氣風惡く成て、諸式の相場大に狂ひ、米價は石に付百目位にて有しが、暫の內に石に付四百目に成り、錢は一貫文に付四十目餘と成り、一貫に十九文づゝにて、世人大に窮困す、享保三年に新銀を吹出し、四つ寶銀四双倍を以て通用仰付らる、是は慶長銀と同位の上銀なれば、自是世上も自然と穩かに成り、諸相場も次第に元へ歸りて、同七年金銀の引替あり、乾金四つ寶銀通用相止ければ、彌々世上の通用安らかなりし、其の後十四五年を經て、元文元年に文の字金銀を始られ、是迄の通用金銀を古金銀と稱し、銀は五割金は六割半增に被定、無程古金銀は引替仰付られけれ共、是は先年の四つ寶銀と違ひ、位も格別あしからねば、相場等の狂ひも左程になく今に至りて、三十餘年無滯通用せり、

○水野隼人正の刄傷

享保十巳年、信州松本城主水野隼人正忠恒、江都殿中に於て喧嘩刄傷に仍て、水野の所領七萬石沒收、城地被召上、嫡子(實は舍弟)總兵衞新地七千石被下之、

○江州大津驛町支配

江州大津驛町支配の事、彼地住居の御代官古郡文右衞門相勤來候處、死失に付、享保七年以後京町奉行より兼帶被仰付、

○郡山城主の更替

和州郡山城主本多唐之助早世に仍て、舍弟喜十郎家督無相違仰付らる處に、打續き早世無嗣、因茲同九

辰年所領十二萬石、城地共に召上られ、右の跡へ、甲州より、松平甲斐守(本氏柳澤)を遣され、甲府は公儀御番城に成る、此甲斐守の父は、松平美濃守とて、前卷に委く記する如く、常憲院殿御治世には、權勢肩を並る人なく、領地は甲州一圓に被下、諸格御家門國主に替る事無りしを、有德院殿御代に至り、次第に格式を被減、又此の度の所替にて、並々の列候に成られしなり、〇十三申年、公、日光御社參、

〇異國より象來る

同十四酉年異國へ仰遣され、象を取寄玉ふ、長崎表より役人象遣等附添、同四月入洛禁庭へ率せられ、叡覽相濟、東武へ率之、江戶にて象小屋を造被入置、其の餌は饅頭笹の葉等なり、象遣ひ、是を與ふれば鼻を延し、鼻にて卷取て食す、象遣ひ鳶口を以て象の背中へ打立て、是を扱ふに、象遣ひに相隨ふ、其の疵痛む體もなく、星を見れば其の疵忽ち癒と云々、

〇西陣大火

同十五年戊年六月二十日未刻、京都上立賣通室町東へ入町大文字屋五兵衞家より出火、折節東風烈敷、北野松梅院一條通淨福寺、此の二ケ所飛火して、其の間十餘町の町家へ追々に火飛、三所の火一緒に成て、西陣一圓に燒亡す、統べて燒失の町數百十餘町、其の曉に至り鎭火なり、京都に於ては寳永五年以來の大火事なり是を西陣燒と稱す、

〇靈元院歌を好くしたまふ

法皇御所(靈元帝)後西院帝より御禪りを受させ給ひ、人皇百十三代の帝位を踐せ給ひ、其の後皇太子(百十四代東山院)御受禪なり、仙院に移らせおはしまし、後年御落餝ありて法皇と稱し奉る、夫より後は修學院御茶屋林丘寺宮へしげ〳〵の御幸に、四季折々の御詠數々の中、或秋の御製を拾ふ、

紅葉は入相の鐘に色ぞ添ふ此の山寺の秋のゆふ暮

御寳算いと目出度、米字を越させ玉ひ、享保十七年に崩御、泉涌精舍へ葬し奉る、此の君敷島の道にた

け玉ふ事、代々の帝にたぐふべくも非ず、上にかゝる君ませば、おのづから時を得て、此の御代には名にしあふ武者小路實陰卿、中院通躬卿、西三條公福卿、烏丸光榮卿、冷泉爲久卿、其の餘の歌匠數多おはして、和歌の風體いにしへに恥ず、偏にもろこし盛唐の代に似たり、中にも實陰卿は、和歌の德によりて家にもあらぬ儀同三司の推任を蒙り玉ふ、君の仰にも、實陰は逍遙院このかたの歌詠なりと賛させ玉ひ、彼卿は又君を其の世の聖と崇うとみ玉ふ、去れば絕て久しき撰集の御沙汰も有ぬれども、女房の歌なしとて、其の事止ぬとぞ、嗚呼惜哉、折からの御され歌すら、優なる御風情の、耳底に止り侍る、或時入江の御所より萠黃色の御頭巾を獻ぜられけるに、

打かつぐ青のり色の頭巾こそ入江のあまの仕業なりけれ

又のゝ字の御歌

老の身の腰ののびたる杖つきの乃の字のなりの字の如くにて　中院通躬卿
のの宮ののちの忍ふののちのよの秋のかたみのたねののこりて　武者小路實陰卿
かたかなノノノ字ノなりノ似たもノノ篗ノ葉ノ繪ノ墨ノ一筆　風早公長朝臣
丸ののの字のなりの世の人のこゝろの丸きのそよき

追加

川か鐘か蛟にかしかまし蚊屋の陰　俳人羅人
十七字の內にか文字九つ有り

右に記する櫻町帝御降誕の節の火事は、稻荷門前なり、其の節の火消役九鬼大隅守馬上の吟、

萠出るはつかた羽織きそ始
若水かけて火はとまりけり　近習
百舌鳥口迄もさへつりて　徒士

寸錦集と云る本に見えたり、按するに、京都火の番は、近邑の大名役なり、され共、自身京には詰られ

ず、人數計相詰るなり、其の以前は此の外に定火消と云物有て、壹萬石計の大名被勤之たり、享保五年の頃は、未だ定火消有し也、

○俳諧士淡々の事

俳諧は和歌の一體にして、代々の集にも其の體見えたり、然れ共、今のさまとは大に異なり、今の如きは、中古伊勢の荒木田守武、山崎宗鑑など、和歌の竟宴に中棄、あるは連歌のさまにつらね行て、興ぜしを、其の後長頭丸貞德(松永貞德と云彈正久秀が甥)連歌の式に倣ひて、其の掟を立て、俳諧の連歌と云事を始めしより、長く其の道傳はる、北村季吟は此の門より出で、もろ〳〵の草紙に注して、拾穗軒と號して、歌學に長じ、世に其の名高く、竟に東武に召れて、歌學者と成る、其の餘、梅盛、重頼、立圃以下名有る門人、貞德を鼻祖として、此の道を弘め、各其の統を引く、中つ頃芭蕉翁桃靑は、伊賀の產成しが、みなかみ拾穗軒のながれを汲で、雅なる人なり、終に武門を去つて、國々を行脚し、身を風雲に任す、禪に參じて心裏を工夫し、其の情を述る事句每に禪意有りて、此の道の中興とも云べし、其角嵐雪、去來、許六、支考の類、其の徒諸國にはびこりて、是を蕉門と云ふ、半時菴淡々は、元浪花の產にして、若きより東武に在て名を渭北と號す、享保の始に京師へ出て、其角が弟子と稱して、名を淡々と改め、洛東下河原菊水の井に隣りて寓す、其の後東洞院六角の邊、又富小路四條に移居す、其の時の吟、

京を出て都泊りや壺の秋

其の頃、洛に言水、方山、晚山、鞭石、暮四、雲皷、其諺等、其の外貞德翁の統を引く宗匠數多有りて淡々を誹謗する事喧し、去れ共、淡々は素より去る者なれば、他の區說に拘はらず、點譜等を、時の人の氣に應ずる樣に製し、且つ人に說く事神のごとし、故に次第に洛に名ありて、餘の宗匠はあれども無きに似たり、斯く繁榮するにつけても、元來其角弟子と云ふは虛事故、何れの傳系もなきを患て、倩思

惟し、正宜が弟子大圭と云ふ者を語らふ、其の所以は、正宜は、元、貞德翁より系正しき宗匠なれば、傳書の類を多く藏す、正宜死後には、是を大圭へ附屬しぬと聞及て、何となく大圭を賺して、厚く交因し、是を取らんとす、淡々は年長け、圭は未だ壯年未鍛の者なれば、淡々常に舌耕を巧にして、自ら圭をして、已が門人たらしむ、大圭、始は淡を信ずと雖も、後に其の調義を察し、是を疎みて、師弟間あり、享保十二年、師弟確執と成て、其の徒二に分れ、互に舌戰していどみ勵む事甚し、其の頃、京町奉行長田越中守、滑稽を好れ、甚淡々を信じ、常に淡々是に候す、竟に師弟出入に成て、公裁に及び、大圭負たり、淡々は時の奉行に出頭すれば、洛に用ふる事日頃に十倍して、時めきたり、其の後建仁寺禪居菴の長老(俳名一枝)挨拶にて、大圭と和融相整ひ、事濟て、其の身は退隱して、悃弟竿秋に苗字點格を讓り、夫より東武へ赴き、あれこれの權門高貴へ立ち入りて、是を賞せられ、就中、其の頃權勢並び無き加納遠江守の用人何某、渠又主人の威につれて、天下の諸候に用ゐられ、大に勢ひ有る身なるが、如何して睦びけん、頗る淡々を信じて、公務の僅の暇に淡々と因む事篤し、斯て淡々は東武に於ても普く名を發して、歸洛に赴く日、彼何某、留別の餘り品川驛迄見送りて、彼驛にて淡々を饗する事いと叮嚀なり、是を見聞する人大に愕く、其の故は彼何某は、當時無比類羽振の役人成れば、諸家より色々招請の催しあれ共、寸時の暇なきに仍て、悉く辭退して、招に應せざる身が、遙々品川迄出て、離別を惜む事寔に淡々は庸人に非ずと、其の頃專ら沙汰せり、夫より淡々は洛に歸り、暫くは市中の陰に在しが、古郷の浪花に居をトせん事を、洛の門人知己へ是を告る折柄、御代官角倉與一許へ往て、斯と申せば、與一離別を惜みて、悃に饗し、移居に就ては、何にても用事を聞んと、其の時淡々云く、然らば一つの願ひ侍る、浪華は愚翁が舊里故、墓敷、老後の幽栖を是に究め侍るなり、去れ共、恨らくは彼の地は川水を喫するの患あり、庶幾は、京の水をたび玉へ、是を飲して老生を養んと、與一聞之、實にもさこそあらめ、高瀨運送に每日水一荷を船へ入れんは、容易の業なれは、望に任せんと諾して、其の後淡々が浪

花の隱栖へ日々の船便に、水を慈み施しけるとかや、浪花に住し、京の水を飲する事、いかなる高貴といへども、古今に其の例しを聞ず、是にて淡々が量を知るべし、角倉は過書船の尹なれば、通船を以てする事は自在なるを知り、且つ水一荷を入るは、容易の業にて、さのみ難きに非ずと思ひ量りし處、實にも淡々なる哉、其の後浪華にては、淡々の名を投じ、半時庵を以て號とし、隱栖の跡は富天に繼せ、老翁は寶暦の末に春秋八十八歲にて歿す、渠が生涯の事を筆記せば限りなからましと停筆、

○本多上野介正純滅亡の事

本多上野介正純滅亡の事、諸記錄に遠慮の事有て離顯と記して、其の譯不知、古老の傳說には、台德院殿日光御社參の節、正純居城宇都宮は御泊の筈の處、上野介逆意して、御湯殿に落し穴を設け弑し奉る巧露顯するに仍り、公は潜に酒井雅樂頭ばかり御供にて、彼表より引返され、江城へ御歸り、松平下總守、公の御裝束を着し、公に代りて御社參せられ、上野介を討つて捉之、流刑せらると云々、按ずるに正純父佐渡守より相續いて、御二代に、出頭し、次第に大身と成り、天下の諸侯に被用より奢長じて、斯る大逆兆しけるにや、然れ共、其の頃假令如何程の權勢成とも、御營を弑し奉りて、其の身天下を併呑する程の威光は未有之まじ、察之に、御連枝御家門に內に、正純と合體の方有て、遂之なば、君を換て、正純心の儘の執政し、後年には其の君をも弑逆して、天下を己が有とせんとの巧成べし、而るに暴逆顯はれしに仍、正純計被罸、其の根の所迄御穿鑿無りしなり、但御內密の御取計ありしや、爰の段有る故に、諸錄に遠慮と記しけるにや、畢竟正純叛逆一通りの事は、何の遠慮に不及事なれども、右の事に言外を憚る品有之や、又一說には、不法の密通より事起るとも云り、專に不審なるは、加程の嚴科の正純を流刑に處せらるゝ事奈何、究めて磔罪たるべき物歟、右色々の說には、妄誕も多からんと、等閑に承置しが、頃日正說を聞ば、宇都宮城に、今に於て其の時の湯殿の具破却もせずして、其の儘城の附渡りに成り、代々の領主預り被居由、是則當主松平主殿頭家中の噂なり、然れば其の事蹟無相違歟、是

を共儘被置は、何の用ぞや、按ずるに、其の次の領主入部の折から、早速言上して、破却すべきを、其の事後れて自から城附の樣に成り、其の已後の領主は猶以て伺ひも如何なれば、今以て段々附渡りに成しと見えたり、猶委敷に至ては秘記を尋て可重校、

〇宇都宮下野守國綱の事

宇都宮下野守國綱は、代々野州宇都宮十八萬石を領し、關東にて豪家の內なり、然るに慶長十二年十二月二十三日卒去、無嗣、是迄宇都宮に無嗣時は、庶流多賀家より嗣之、多賀に子なければ、宇都宮の庶子を遣て相續之、今度は之に反して、家老神野川與左衞門、何の正安等內談を以て、淺野彈正三男を養子として、家名を立んとす、多賀聞之大に怒り、正安が右談合の爲に、上方へ登り候を追手を遣し、正安を殺害し、神野川與左衞門方へは討手を以て、彼宅を取圍、與左衞門、思程戰ひて切腹す、此事神君聞召し大に咎め玉ひ、多賀には切腹被仰付、宇都宮所領十八萬石沒收せられ、家名永く斷絕す、惜い哉、彼家の曩祖粟田關白道兼公の玄孫、宇都宮宗圓より以來、代々彌三郎下野守と號して、數百年宇都宮の領主なりしが、此の時一朝に亡びぬること薄情けれ、餘裔今僅に殘りて、水戶家に勤仕せり、

〇西國大村五島の類外樣大名の事

西國大村五島の類外樣大名の事、元來國人にて鯨突の類なり、戰國の時、恣に近邊を侵奪ひて押領し、御治世後公儀より御改の節、能程に高を書出せしを、檢地の御沙汰もなし、其の高の通に、諸格式軍役を仰付らる、是を差出高の衆と云ふ、邊國に此の類多し、東國の津輕氏なども同前なり、表向の高とは十倍の面々有となん、右の大村五島の邊には、今も御奉公に出ざる大き成鯨突の島持多し、或は肥前の佐賀其の外近邊の領主へ屬し、年頭の禮を致し、少少宛の運上を差出して、島一圓の地頭と成居る類數多有之由、今の交代衆の內米良氏も中頃までは、世に不知、唯山中の隱里成しに、近國の民山道に蹈迷ひて、彼里へ出る、見馴ぬ所なれば、其の所の人に、是を尋るに、米良と云、領主を問へば、米良殿と云

不審に思ひ、其邊を經歷して見るに、領主の館は城の如く結構にて、都て其土地の家々豊饒に見えたり、斯て故鄕へ歸らんとするに、途をしらず、所の者憐みて、山口を案內して送り出せば、漸にして知れる道へ出たり、是なん桃源の昔も斯やらん、夫より在所へ歸りて是を語るに、名主庄屋等聞捨に成がたく地頭へ訴ふ(地頭の名相良氏)地頭も又其の儘に差置かたく、則彼者を案內者にして、檢分の役人を遣し其の所を搜求て到着し、何角の子細を聞くに、先祖の由緖も不知、昔より代々爰を領知して、終に世の交をせずと云り、右地面の方境里數等、委しく吟味して立歸り、地頭へ告之、地頭より其の趣江府へ言上有る處に、米良氏を江府へ被召呼、段々樣子御尋有れ共、古來よりの譯一切不相知、公儀に於ても、外に被仰付方なきに仍り、向後五千石高の交代寄合衆の列へ加へられ、外並に參勤被仰付、夫より後は參勤交代せらる、始の程は一向の交りを不知ば、無骨不都合の事のみにて、江戶中の物笑成しが、次第に外々を見習ひ聞合せ、今にては格別異なる事もなしとなん、又肥後の內に一つの檜山あり、四邊谷深して凹なり、他峰に不續獨立せり、此の山內に住む人平淸經の末葉なりと、所從の人も各平家士の子孫にて、他の人を山內へ堅く不入、同國の者にて此の內を見たる人なし、山內の者他へ出る時は、藤を幾らも索立たる梯を向へ投渡して、他國迄も出で、檜皮幷檜下駄其の外獸の皮を商ふに、價ひに金銀錢の類を取らず、穀物鹽の類と交易す、此の山の內の人物、各裂織とて、木の皮の類にて織たる袴の如くなる物を着して、他所へ出る、又年に一度年頭の禮として、熊本へ罷出、山內の產物を差上る、其の節國主より鹽を多く賜ふ、此の外に年貢運上等を出す事なし、或年國巡檢の衆、江府より被相越、右山口巡行の節、山內の者出向ひけるに、巡檢の面々山內へ入んと欲す、是を拒んで入れず、巡檢衆怒て、公儀の巡檢を拒む事や有る、是非入らんとありしを、渠等答て、往古より同國の人すら、終に山內へは不入公儀にもせよ他の人を入る事決て不相成とて、梯を引く、巡檢の面々愍いなる事を云出し、今更奈何ともする事不能、其の儘に彼所を立去られぬとかや、總じて西國には平家の末胤たるもの所々に此の類多

一し、既に安徳帝は、肥前の川上山と云所に、後年迄皇居成ぬとて、今も川上山の半腹に皇居跡とて、今も其の山精舍有り、長崎往來には其の山を横に見るなり、崩御有て、尊體を同國黑髮山に葬し奉り、今も其の山に古き五輪有り、是れ則陵なれ共表向を憚て、陵とは不唱となん、斯る趣なれば、平家一門、西海に沒せられたると云も、實否定かならず、西國に平家荷擔の人有りて、其の方へ悉く落潜り玉ふにや、往昔の事故、殊に其の子細知れがたし、又長府の邊りの片山里に、市女ありて、京師北山の市女のごとく柴薪或は四季折々の物を、長府へ携出て售之、なべての人に兎せよ角せよといふ、其の言貴人の賤へ對して宣ふ如し、古より爾なれば、鄉語なりとて、人是を咎めず、安徳帝の宮女の裔なりと云々、

嚴秘錄と名付て、近世の事を記する物あり、其の中の怪しきを去り正しきを揚げ、且つ自ら耳底を探りて、猶も遺れるを玆に加へてひだりに筆す、

○吉宗公御本丸へ被爲入事

第七代將軍家繼公は、第六代文昭院殿家宣公の御子也、文照公正德二壬辰年十月十四日御他界に仍て、御幼稚ながら、御任槐、知化の臣輔佐羽翼する處に、不圖も同六丙申年（同七月改元享保と號す）春の頃より、御不例にして、四月三十日竟に御他界なり、時に御歲八歲、四海暗夜に燈火を失ふ如し、三緣山增上寺に奉葬、有章院殿是なり、御早世なれば、御繼統爰に絕ゆ、故に井伊掃部頭、松平肥後守、幷に閣老の面々、御家門の歷々評定有りて、紀伊黃門吉宗公を上表す、是は將軍家に御繼嗣なき時は、御三家より繼せらるべき條勿論なり、然るに上座の尾張殿を被胳置、紀伊殿を上られたる主意は、尾州は度々代替りて、御血脈遙に遠く成り、紀州は元祖賴宣公より三代なれば、御續き到つて近きに仍て、輔弼衆議是に決すとかや、然れ共吉宗公深く御謙讓ありて、我素より不器なり、尾州殿こそ繼せらるべけれと宣ひけるを、水戶殿御手を取て、上座へ招じ玉ひ、天下の人望十手の指す所、いかで辭し玉はんやと、押て主將を崇め奉らる、去れば此の君享保元申年御治世有しより神君已來の名君にて、德普く及し、世上の華奢自ら打止み、三十年來、長閑に四海を治め玉ふ、

○土屋相模守殿中杖御免の事

閣老土屋相模守は、常憲公より當御代迄御四代の間、老中の重職を勤られ、老年の勤功を感じ玉ひ、向後殿中杖御免の間御座敷の內をも突可申旨難有上意なり、相州拜謝して、其の後は紫竹杖を突て、殿中

歩行被致ける、江府殿中杖御免の事、此の人を始とす、往年駿府殿中にては、慶長末より元和にいたり本多佐渡守へ御免の例あり、昔鎌倉營中にて、安明寺、座敷にて杖を突れしと云ひ傳ふれ共、夫は上代の事、當時希世の規模なりと世人是を沙汰しける、此の相州は在役の間、善惡の批判一向無りしと云へり、凡そ老職に居る人は、善につけ惡につけ、人口を遁るゝ事難し、然るに相州、而も數十年の勤めとして、永々筆頭の座に居ながら、人の毀譽を請ざる事、庸人の及ぶ所に非ずと、心ある人は是を讃美しけるとぞ、

〇有德公御治世の事

有德公の御事は、前卷にも粗記しぬれども、猶も概略を爰に揚ぐ、去れば此の君文道には御名不周樣なれ共、啻、寬仁を體とし、武を羽翼とし玉へば、自然と御政事道に協ひ、神君の御風俗に彷彿たり、御近代包戈の御世に馴て、上下共に武に怠慢なるを患玉ひて、御旗本の諸士を勵され、度々朝鮮馬場にて武術上覽あるに仍て、諸士の風俗自ら武を嗜み、騎射の達者、刀、鎗術の妙手、數多出來、又御徒士水游等上覽も有ければ、名を得る水練者も出來、また儒家には荻生惣右衛門(徂徠先生物茂卿)跡の惣七、筆道には細井次郎太夫(廣澤と號)天文には猪飼豊次郎、西川忠次郎、數學に永井孫次郎、總じて諸道に名有者を召出され、夫々の御宛行を賜ふ、又功家の廢たるを歎かせ玉ひ、加藤清正、福島正則、平岩親吉等の末裔を尋求玉ひ、各御旗本の士となし玉ふ、又評定所幷に京大阪、所々の廳所へ御箱を差出され密訴を聽玉ふ、是は其の所の守護奉行役人等の非を訴へ、或は、仔細有て公訴に難及事を訴させん爲なり、古より治世永く續けば、上下の間遠くなる、上下遠き時は、下の事不通を歎かれ、斯る法を建玉ふ事、寔に往昔最明寺幷後の最恩寺の諸國經歷せられしにも勝りたる御良智成べし、或時濱御殿御成有しに、掃除人足の內一人、如何して殘居けん、旣に御殿へ被爲入所へ、周章さまよひて御側近く惑ひ出るを、御近臣叱々と制して、御機嫌の程を伺ひ兼、堅唾を飲む所に、御後を顧玉ひ、目附共は有哉と御尋

なり、目附は不在合と申上れば、よし〳〵と宣ひて、御殿へ入玉ふ、其の隙に件の雜人は辛うじて逃出たり、此の思召は、目附の目に遮りては、御用捨成がたし、目附の不見附事は、御構なしとの御心なるべし、其の後、右の事、何の御沙汰もなく、其の分に相濟けるとなり、又向井伊賀守(京都町奉行)の語られしは、某御徒士頭を勤し時、御鹿狩の御先固として組を召れ、未明に場所を固居たりしに、跡より唯一騎乘切て來る士あり、未明の事なれば、物の相色もさだかならざれば、某大音にて御成先の固場へ乘打するは何者ぞ狼藉なり、斯と申すは御徒士頭向井兵庫なるぞと詈り、振歸り能々すかし見れば公なり、はつと飛びすざりて平伏し居けるに、其の前を御馬上にて御通り懸けに、兵庫精を出せと上意にて過させ玉ふ、某誠に一世の浮沈進退爰に究りぬと思ひ、相固の同役へも、この旨を語り、直に爰を引て指控て可居と申ければ、同役云ふ、夫は足下の心得違ひなり、未明の固場にては誰々も斯る過は有べき事ぞかし、是、固の主意とする處なり、因茲、右の上意有と見えたり、此の上意が則御免の證なるべし然るを遠慮指控などを被伺なば、却て思召に協まじ、唯其の儘に被勤よと諭しけるにぞ實にもと思ひて其の分に勤けるに、何の御咎もなかりしと、伊州直の噺なりき、斯樣の類ひ不可勝計、皆これ御仁慈の至る所成るべし、

○山下幸內諫書の事

享保七年の頃、山下幸內(異本松下甚內)と云へる浪人、評定所の御箱へ、一封の諫書を入る、其の頃世上に專ら此の事を取沙汰して、是を寫し取翫び、或は毀り或は譽る、毀譽共に衆愚の謬々たる二物なり幸內は已が小智を以て寬々たる臺智に對し奉る所最憚なりといへども、既に御沙汰の筋に仍ては、其の身を過つ事も有べきに、夫を不顧は、寔に不敵の心なり、昔日、神君の御時、外樣の小士に、聊御用の事有て、御前へ被召事有しに、彼の士右の御用相濟、懷中より、書付を取出し、傍に差置けるを、神君見給ひ、夫は何かと尋させ玉ふに、彼士愼で、是は私存寄の儀を、時々に書付置、御序宜時分、奉入高

覽度、常に懷中仕居候由を申上れば、夫は奇特成る心入なり、開封して讀聞せよと宣ふ、彼士承りて、願くば御人拂にて、御聽被下候樣にと申す、折節御前に本多佐渡守在しが、佐渡守は苦しからず、夫にて讀べしと仰ければ、畏て封をきり讀上る、一ヶ條每に、尤の事と御意有り、數ヶ條を讀終りし時、公最も褒め玉ひ、猶重ても存寄の事あらば、無遠慮可申聞旨被仰ければ、彼士泪を流し、難有旨御禮を申し退出す、其の跡にて佐渡守へ仰けるは、唯今の者の書付を何とかおもふと御尋なり、佐州の云く、去ればヶ條も御用に立程の義は無御座候と奉存よし被申上ば、いかにも書付の趣は、其の通りにて用るに足らざれ共、渠が身分外樣小身にて、主の前へ出るも適々の事なるに、主を大切に思へばこそ、日頃に己が思ひ寄を書付け置、序を以て主人へ見せ度と存る志、其の品の用不用は格別、奇特千萬の士なり、總じて主へ諫を申すは、先は主人の不悅事なれば、事に寄て其の身の浮沈とも成べし、夫を不顧して、申聞る志、何にも替がたしと被仰ければ、佐州も感伏せられしとなり、今幸內が上表も是に等きか、其の後御沙汰の上にて、幸內を召出され、御銀貳拾枚被下、御褒美有りしとやらん承り傳へぬ、

山下幸內評定所之筥へ入候諫狀之寫

乍恐口上

恭曰天下の武將と備らせ玉ふ御大將は、古より悉く奉撰將器判談の明衡を以て、名將愚將の境明らかに記錄して、武門の家々に留り、末世の鏡となし、尤も異國へも年經ては渡り候なれば、至て御身持御政道御恥敷御事に御座候、然るに、權現樣以來、珍敷も當將軍樣、自然と御名將に備はらせられ、天下の萬民歡の色を成すは、此の時に御座候、依之一書奉獻上、猶當時世上の風聞を詳に奉書上候、御心得の端にも相成候へば、猶の義にて、一天下の響に成候事に御座候、尤も隱し目付等、數多御出し被成候は世上の風聞、上聞に達し候と、是又風聞仕候へ共、有の儘には不被申上候故か、又は面々の身を大切にかため候心故に、細く成る事は、御目付衆も不被存と相見え申候、恐多き申事に御座候へども、下拙申

上候趣は、一たび御耳に達し奉り候へば、天然自然の道理を以て、天下國家の御爲には共の儘相成候事具に御感味可被遊候

衆人奉譽箇所

一紀州より御供の面々へ過分の御加增被下候事　一法外の御物入御停止、并御役人私欲不成事
一猥に人を御殺不被遊候事　一賄賂輕薄御嫌ひ候事
一下々奉公人請人繼判御停止之事
一諸國水損にて田畑永荒の場、國主地頭の力に及び難き普請の場有之、訴出候へば、上より御力を御添被遊候趣の事
一御目見以下の御家人與力迄金銀を以て家督明渡し入代り難成事
一今度新に御定め被遊候御高札の事　一近代打絕候日本の武器御見附被遊候事

右之趣當御代の珍寶と奉稱候、偖、此の上にも御爲に成候儀可申上と、無我之御思召、萬民世に難有御事に御座候、御爲と申すは、天下國家の爲をさして、御爲とは可申候、當時通用の御爲と申すは、金銀の御德用と成候を御爲と存じ込罷在るもの多く御座候、是は至て下賤の口すさびにて、太夫以上の御耳には不入事に御座候、下拙言上の御爲と申すは、曾て金銀の御爲に非ず、天下萬民國家の御爲萬代不易の御寶を奉獻候間、彼金銀の御爲と御競べ、御感味被遊候外他事無御座候、

一右體之御器量に渡らせられ候へ共、乍恐武門の大道、御修行いまだ疾と御執得不被遊候か、御政道思召の儘に行屆き兼、是のみ御苦勞に被遊、御工夫御思案止む時なし、是全く天下を掌に治め玉ふにあらず、先づ初に御心を安んじ、能々御心の治りたる以後ならでは、天下全く治らざるものと承申候、當時泰平の御代に御座候へば事不動、仍て能く治りたる御代と可被思召候へ共、四海泰平と申すは、天下の萬民、內チ外ト能服し奉りたるを全く御代の治りたると申候、上はべは御威勢に恐れ、服し顏

にもてなし、心底には服し奉らず、譬ば竹を撓て我に隨ふといへども、撓の戻り候時は、元一倍反ろが如く、何の用に不立物に御座候、一慮智思辯を以て御治可被遊と被爲量候は、御修行御不足なる證據にて御座候、人才の智惠を離れ、照命の儘にて、全く天下國家治り、萬民毳を脫で服し奉る法、其の道理に御座候、則武門の大道を荒々申上候、此の義不及申上、被爲遊御存事に御座候へ共、御修行の厚薄と、又は其の流の善惡御座候、乍恐盲蛇に不懼の行、唯天下國家を、安からしめん大願方寸に備て、賤き文筆を奉持、其の罪不少奉存候へ共、萬士萬民の爲、一途に分別を難れ、照命の御下知に任せ、憚を不顧奉言上候、良藥口に苦き習に御座候へば、彌不顧恐申上候、仍、唯今御政道之衆評を可申上候、慮智思辯の方便計を以てなせる事には、是非の差別御座候、御一人の罪は天下の困み、日本の歎、乍恐大切至極之御事に御座候、

衆人奉評所

一金銀出入之公事、御取上無御座事を、天下德政と被仰出しと心得、一切借り方之者共、大名小名之外下々迄、返辨不仕候に付、追而德政にてき無之と被仰分候樣に被遊候事、天下の御觸事に間違之儀、少々にても御座候ては、御役人の德なきと可申哉、自ら上の御恥と成候事、

一右之被仰分にても、金銀の公事御取上無御座候上は、曾て返辨金不仕、依之新規貸金仕るもの無御座候、斯ては日本の寶すくみ、困窮の種と相成候、譬ば流に大木を横たふ如く、終に殃の端と可成候事に御座候、金銀は通用するを以て寶と仕候、惡き道には移安き習に御座候へば、當時大名方の借金、京大阪は不及申、江戶の町人共買懸等迄、先年切金成候をも、曾て不遣輩多く、依之古には無御座候、大名の門に妻子連たる町人付慕ひ、或は駕籠馬の尾に取り付、願ひ賴むといへども、其恥を曾て恥とせず、名より利をとる心に成るも、上に御しまつ多く下より過料等御取被遊御風儀、自然と下へ移り申候事、日月の光、世間を照す如く、善惡ともに上より下へ移る事雷坤軸へ響くに同く、疑ふべきに

非ず候・偖一旦借り人共德を甘なふといへども、跡より貸手共なきに困窮し、或は國主郡主も、惡事の報は頭を廻らさざる習ひに御座候へば、國に風雨旱損の難義、年月を經ずして、大損を仕候事、最早御心當も可有之御座候、結句天下德政の仰出されにも御座候は、跡は金銀の通用自由成物に御座候其の譯は重ての德政と申迄は、大分の年數の事に御座候故、德政の跡は心易きものと承傳へ候、當時の段唯いつとなしに、金銀の出入、公事御取上なしと御極なされ候は、日本困窮の元と成申候、斯る事をも委細被申上、御役人衆も無御座候事、眞有る人を御好不被遊と、世以て奉評義に御座候、當分金銀御德用付き候事を申上るも御爲と存じ、又上にも夫を尤と思召候は、大き成御違ひに御座候、將軍樣の御志、まづ金銀を御溜被遊候へば、一天下の萬民困窮仕候、其の譯は、僅の問屋抔が商物をしめ候さへ、其の器高直に成り、世上の詰りに成申候、況、公儀へ寳を御しめ被遊、下々立ち可申哉、斯樣にては此の己後五穀打續不作仕り、火災水難等可有御座、是天性の道理に御座候、金銀はいか程澤山にても食物に不成、唯大切成は米穀に究申候、當御風義は米穀を輕じ、金銀を重く被遊候樣に相見難心得奉存候、乍恐紀州を御治被遊候御質失せ不申候歟、凡そ國主郡主以下は、金銀を重く致し候譯は、自領不作に候へば、他領米を調へ取續き候故に、金鐵を重く米穀を次に仕候ても、事濟み候、夫だに大身には賤敷意地と、心有者は笑ひ申候、況、天下を知し召す御身に於ては、金銀は有生不滅の世寳にて、融通するもの、米穀は一年切のものにて、惡事續き候ときは、何國よりも入る事無く、扨半日なくても不叶物に御座候、此の所の御勘辨、專要に奉存候、此の境をも明らめず、唯銘々の僅の限を規矩として、天下の御政道に、御助言被申上候御役人衆こそ、いとゞ無本意奉存候、昔嵯峨天皇の仰に、所々に惡事の起るは、朕が罪なり、今日を送り兼るより、段々諸々の惡事は起るなりと勅有しとかや、今は武家一統の御代なれば、將軍樣の御心より、諸の善惡出候へば、此の上の御修行に仍り國土豊かに水火の難も絕可申候、此の御修行と申は、臭に荒々申上候、惣て人困り候へば、天地の德薄

く成る、天地の德薄ければ、五穀は不及申、千草萬木共に榮え不申候、

太閤秀吉公、天下を知ろし召し候以後、兩度御藏拂ひ有之よし、其の時の仰に、金銀大分納置くは、能士を牢へ押込置くに等しとて、不殘藏より出して、天下の四民へ被下ぬとかや、其の頃は朝鮮攻、其の外樣々金銀入用多き時だに如斯、尤もなる哉、天下の金銀は、昔將軍のものに候、古より武將の金銀に、御手支被遊たるを聞ず、若御大事有らん時は、海內の寶は自ら集り候事的然なり、由井丸橋が如き大望にさへ、金銀に手はつかずと承傳候、況治國泰平の御代に、金銀をしめ、萬民を困め玉ふ御小機は、いかなる御事ぞや、當時諸大名の困窮いか成故と思召候哉・日本の金銀は不易に御座候へ共、唯すくむと、よく廻るとの違ひにて候、全く此の源を御考可被遊候事、

一御家人の御切米、金子にて當年は御渡し被遊、大分の難義申事、量も無御座候、米にて定り候は米を給ひ金はいつ迄も金子にて御渡し被遊候へば、如何程損益御座候ても、上を奉恨事無御座候、たとへば、上に御損被成、金子にて御渡被遊候ても、不定成る事は、天下の御仕置に有座間敷奉存候、殊更當年の被成方、上に御德用眼前に御座候へば、御家人下心には恨み奉り、色にこそ不出候共、人情の習ひ御賢察可被遊候、上に御德用と申すは、當春御張紙直段より、時の米相場は高く、當冬御張紙直段高く被遊候へば、其の內を御借被遊候に付、明に御德用相見え申候、斯樣の御儀能き仕置とて、日本の萬民可奉服なり、服せざる時は、四海掌に御治被遊候と申物にては無御座候、第一御大切の御家人を僅の事にて御責被遊候へば、況下萬民の事に於て、御憐愍のなき處、乍恐下々の奉察事に御座候、御家人の困窮は、御鉾先のなまりにて御座候へば、此の一條は至て重き御事に御座候處、御歷歷の御家人衆、心付ながら御諫も不被申上事不本意とや申べき、下々の料簡に落不申候、

一四季の御狩は、武將の御役目にて御座候、其の外は御遊興一通りにて御座候へば、御用捨可被遊御事第一江戶近在、殊外困窮仕事に御座候・外に御樂みは可有御座と奉存候・御遊興の爲に、人民を困候

事乍恐如何敷奉存候、人間の欣は天の欣と承り候へば、富も不驕貧も不恨こそ、武門の美景上無き御樂みと奉存候、頃日世上の風說に、御鷹野は假令の御事にて、備立人數扱等被遊、御釆配を以て、御人數を御仕ひならし被遊候由、專風聞仕候、尤も四季の御狩は軍ならしに御座候へば、乍恐御尤千萬奉存候、然れども今の御釆配にて、御自由に御人數御遣ひ被遊候共、生死の場に臨ての御規矩には成申間敷、以前に申上候人を撓て御遣ひ被遊候にて御座候、夫よりは眞の御釆配を以て御遣ひ被遊候はゞ、人も又心服して、御下知に可奉隨、則奉獻候三つの釆配を餘流と御くらべ、御考味可被遊事、

一神佛を疎に被遊候樣に申候、乍恐國家を御保被遊候道具の一部にて御座候、士農工商を以て、國の機とし、神佛儒醫の四道を以て、國の慣として天下は治るものに御座候、御修行の上にて明に知れ申事に御座候、機慣全く甲乙なく揃はざれば、國病難治、片荷をつけし馬の如く、釣合ざる物に御座候、

一金銀は片寄安きものにて、多く有所には段々集り、乏敷所には益乏敷成ものに御座候へば隨分融通自在なる樣に、御心を附られず候ては、兎角すくみ申候、是困窮と豊なるとの境にて御座候、唯今新金銀四寶等の御引替につきて、大分位の高下有之、其の位違ひの所、皆の御德用と成候所、旁以て金銀通用不自由成折から、又候、金の公事御取上無御座、彌すくみに相成り、日本の困窮云ん方なく、大名小名も御奉公向に付て、困窮の體は未だ見及び不申候へども、內證の手詰り不大方候、大小名の困窮程、公義の御損は無御座候、近き事を以て申さば、江戶惣門所々御番所、或は京大阪駿府御番所等の御番の面々末々の家來は、當分雇の日雇に番を爲致候類ひ、是、變の時の御用に相立可申哉、いかにも御靜謐の御代とても、常に變の御手當、等閑なるは、御油斷の樣に奉存候、斯る世の風俗に候故士たるものも近年は身を持たる町人の方へ文通仕にも、大方樣付にて遣ひ、出會の挨拶も、等輩の樣にて武士町人の境、見分がたく候、是全く武威薄く成候證據にて、何とやらん、侍は町人の蔭にて立つ樣に思ひ、町人は我が用を達し遣す故に、武家も立行く樣抔と申す族多く、扨々苦々敷事に奉存候

斯様の義、皆金銀を重く覺え候と、武家困窮との二つに御座候、

一金銀箔類御停止被遊、扨又子供手遊の土人形、雛の道具に結構なるもの、類、御停止被遊候趣、乍恐御器量狹く、則日本の衰微の元に御座候、世上者故に無益の事に金銀を費し候ばかり、一途の思召と奉存候、乍然、加様の無益なる物を調るは、大身内福の者の翫に御座候間、溜り候金銀融通の爲に相成候、たとへば水道をさらへる如く、費の様にて費には成不申候、取るも遣るも同じ日本を廻る金銀に候へば、更に無益に非ず、箔に捨て候金銀は惜き様に御座候へども、天運は是に不限、日月は西へ入る歟と思へば、東に出る、人死る歟と見れば人生ず、川水の晝夜を不捨流失るも不盡、一秋の五穀を一年に喰仕舞ひても不足なく餘りて捨し事もなし、金銀又ころ〳〵と落すたれ共、土より生ず、凡そ世界の事は車輪の如く、行を止れば出る方弱し、是天運の眞なる所なり、然るに右の仰出されにて、諸職人商人も家業を失ひ、其の日を過し兼ね、有福の者は是が爲に金銀不働、自ら世上困窮仕候奢と申すは、下を困め上たる人の嬌逸遊興を申候、富裕の者も、過分の義は格別、聊箔類の物を翫候は奢とも難申、世上通用の助に御座候、實のすくみたるを、人の上に喩ば、血氣廻らずして滯るに同じ、血氣滯れば腫物に成歟病生る歟に御座候、病ひ發ざる前方に、御養生専用に奉存候、乍恐唯今の御政道は、武門の小乘とや申べき、庶幾ば、武門の大乘を以て、御治被遊、米穀を以て本身とし、金銀を手足と被遊候はゞ、下民周く安かるべく候、

一近年井澤と申者の編書、明君家訓と申す上下二巻の物御座候、世學て將軍様御作なりとて譏謷に評し候、愚意には井澤が自書と決定仕候、其の譯は井澤が書に、武士訓と申す物御座候、文法等く候へば、全く上の御作とは不奉存候へども、世上專ら左様に唱へ申候、萬一左様に御座候者、乍恐御器量の程相知れ候事、心有る者は歎敷奉存べく候、絶板仰付られ可然奉存候、此の書の非は日本弓箭と、漢傳弓箭と相交へ、書綴りたる物故、日本正道の弓箭に對し、大に無禮至極なる物に御座候、惣て百乘の漢

士七千五百人に倭兵一と備（武士五十騎雜兵七百人）を以て對揚する事天性なり、末代と云ふ共變るべからず、

神后皇后三韓退治、并太閤朝鮮攻、何れも百乘三備之格を以て對鬪する條明なり、然れば兵權の要法に於て、異國を便る者、兵家のあやまりに近からんと、明典を引て上杉謙信公宣ひしなり、却て異國の弓箭は不義にして、皇を弑し、下賤十善の位に卽く、或は敵の石瘡を嘗め、或は匹夫の胯を潛りても後日功を立れば是を恥とせず、日本の陽氣の武機に應じ、正道の龜鑑を以て自ら才智聰明にして、しかも剛强なる事、天竺震旦に勝れり、日本はたとへいか成る立身をすればとて、小便を飮む者有るべからず、又如何なる勢ひを得ても、皇を弑する不義なし、然るに井澤が書を見るに、不義の漢傳を以て治る心明らかに見え申候、是日本正道の弓矢の大旨を不知、寔に子供たらしの草紙なれば、貪着無御座候、井澤か作にさへ相究候はゞ、其の分に御捨置可被遊候、唯口にばかり能き事を云て、身に行ふ事の不成が、今の世の學者の風に御座候、井澤が口賢く書たるも、何の用に立ものにも無御座、又世の害に成と申程の書にも無御座候、小學問を仕る者の、朝夕に申す古人の口眞似と申物にて、加樣の義を、憚なくも上の御作などゝ疵候事、乍恐氣毒千萬奉存候、天下の主將たる御身は、細やか成事に御心を寄られず、御器量の難計を以て、名將と奉稱に御座候、執權老職の身さへ、度量狹窄しては難計事も御座候へば、況武將の御身に於てをや、乍恐愚案敬白仕候段、逐一御存知可被遊を、押て御家人の給米を金子にて御渡し、剩、百俵の內にて、八兩宛御借り被遊候段、是程の困窮を乍御存御構なく被仰出候は、深き御思慮御座候事と奉恐察候、惣じて近年は武家武機衰へ榮耀にのみほこり、華麗に世を送り、銘々の身の程を不顧、高ぶり申故に、自然と困窮仕候を、御察し被遊、御家人の身の上しまり申す爲に、御切米を金にて御渡し、身を懲させて法外の餘情を御差留、猶其の上にも御切米の內を御借り被遊、此の上こみちに世を暮し候樣の御示し、是に準じて士農工商

も、己か銘々に身を約め、世上の驕奢相止ば、自ら家業を嗜み、身を修る志に立歸り候様に成べきとの思召歟、又は御軍用の爲に、米にて御藏に多く被差置度、金渡りに被遊候歟、此の二と奉存候、斯迄世上の事に御心を被盡候段、乍恐奉感候、然れ共前に申上候慮智思辨より出たる御方便にては、全く平等に難參、要門大乘の御眼にて御覽可被遊候、たとへば滿月の光の如く、隈なく照し輝くといへ共、日の光には不及如く、而も月には滿欠有て、一方によければ、片々に惡敷方御座候、此の一條とくと御考味可被遊候、扨御藏に米貯被置候ては、世上の米直段上り、萬民の難義に相成候、士民は又御米よりも大切成御寶に候其の士民困み候へば、則御軍用の害に成候、唯武士の眞眼が御軍用の專一に御座候間、武門の小乘大乘御見分可被遊候、

右品々御考味の上、御用捨の二つを御治定可被遊事に御座候、寔なる哉、天に口なし、人を以て云しむるにて御座候へば、衆人の口は天の口と可被思召候、

要　門

神儒佛はなれて外に御影なしいつまで闇の有てはつべき

武　道

たが爲の名なれば身より惜むらんはかなきはたゞ武士の道

右幸内が書、傳寫の誤有りて理義不分の所多し、省略之、其の要樞を揚ぐ、

○園池三位興歌の事

慶長の頃、京師園池三位とかや云へる公卿と、洛の町人有來新兵衞幷鍼醫某、常に昵み親し、或時鍼醫の許へ有來より見事成る鯉を送る、針醫是を徒らに賞翫せんは無下なりとて、園池卿へ進らす、園池はまた有來が方へ久々音信せざりしに、幸ひの事なりとて、是を有來へ贈る有來は、などやらん鯉を見知たる様に覺えて斯る事こそと咄しければ針醫笑て、去れば餘りあたらけき魚の勢ひなれば、我宿の樂み

せんよりは、彼卿へ進らせんと思ひかくなん計らひしが、廻り〳〵てもとの方へかへりし事よと、互に興ぜしを、三位再會の折から、是を聞き、倶に興じて取敢ず、一首を兩人へ贈らる

針先にかゝりし魚を園池へ放せばもとのうらいへぞ行

此の有來は本姓丁氏にて、美濃士なり、洛に來て町人と成り、神君常に御目に懸られ、或時駿府へ參上せしに、公悅び玉ひて、朋自遠方有來の御心にて、向後有來と可稱と名字を被下、此の新兵衛陶工を好み、勢戸信樂唐津備前等のあらゆる土を取寄て、茶入を造る、仍て世に茶入新兵衛と呼ぶ、此作、水さし茶碗等は稀に、多くは茶入なり、世以て賞す、其の裔今の新兵衛は我友なり、右に付、させる事にはあらね共、傳說傳寫の誤の甚しきを、爰にしるす、當新兵衛遠國に知音有り、文通のみにて、未だ對面せず、故に有來をウライと唱る事を不知、彼方にてアリキと覺えたり、或時彼許より用時有て、飛脚を登せけるに、新兵衛宅地の邊にて、彼者わり木や新兵衛は何方と問ふを、近隣に、是を知る人なし、仍て所々尋ね惑ひて、國よりの書狀を出してみせければ、宛所有來新兵衛と記せる故に、早速相知れぬ、飛脚の者の、割木やと尋ける譯は、國にてアリキ新兵衛と唱誤りしを、亦誤てアリキをワリキと覺えしなり、三寫烏焉馬の違ひ如此し、二度誤れば元を失ふ事有り、都て遠國抔の文通に、我苗字の唱違ひ可有類は苗字へ假名を附むも流石なれば、文の端などに其の斷を述べ遣さんも可ならん、此の前牧野河內守京都所司代の節、執次に入交彌六左衛門と云士有り、諸家の使者、執次の姓名を問ふに、彌六左衛門か言語少し口ごもりて、さだかに聞え難し再往尋ても分り難く、諸役のもの迷惑して立歸る砌に、門番に、其の士の名を尋て、稍々埒明たるとなん、斯る類世に多き事ながら筆の序に記之、

〇板倉修理細川越中守を刃傷の事

延享四卯年八月十五日、殿中大廣間四之間北緣に手負有之由嘗る、仍て詰合の御徒士目附數輩、早速彼所へ馳行見之、惣身朱に染て誰とも見分難に付、姓名を問へば、細川越中守と被答、相手を尋るに不見知

者成が、上下着し居る由を被申、因茲方々搜し求るに、大廣間小便所の廊下に拔身の脇差捨在候故、其の邊無限尋る處に、小便所の奥雪隱に、人影見えける儘、御徒士目付御小人目附立かゝりて捉之、姓名を問へば、御旗元板倉修理(五千石)と答、其の意趣を尋るに、先刻誰とは不知、小便所へ參候者、脇差を拔候樣に見請候故、拔合せ切申候、其の後の事は一向覺え不申候、乍去人を切候へば遁れ難く存じ、懷中の鋏にて髮を切、脇差は捨候旨申之、仍て先づ雪隱より引出し、蘇鐵の間の脇小部屋へ入れ置、御徒士目付附添罷在、大目附石河土佐守、水野對馬守、御目付中山五郎左衛門、神尾市右衛門、土尾長三郎、横田十郎兵衛、橋本阿波守、菅沼新三郎、八木十三郎、西之丸御目付神尾伊兵衛、中島彥右衛門、安藤喜右衛門等立會吟味之處、右口上之通り、全く亂心と相見え候に付、即水野監物へ御預け、越中守は殿中御間の內より、駕にて歸宅、早速御醫師武田叔安、外科西玄哲を御附、上使永井伊賀守を以て御尋、猶又爲上使堀田相模守被相越、御懇之上意にて、板倉修理義亂心にて如斯、仍て御預被仰付候、追て御仕置之御沙汰可有之候、上より御差圖之趣有之候間、家中相騷申間敷之旨なり、同十六日越中守養生御叶卒去、跡式之義御存命之內、上使御書付を以て被仰渡候趣に隨ひ、不及願實弟細川主馬五十日十月之忌服屆、御用番之老中本多伯耆守迄被差出、同二十三日水野監物方へ、爲檢使大目附水野對馬守、【割】目附橋本阿波守、八木十三郎、御徒士目附御小人目附差添罷越、板倉修理へ被仰渡趣、板倉修理義、去る十五日於殿中細川越中守へ手疵負せ候始末、雖亂心越中守右手疵にて相果候上は、切腹被仰付候者也【割頭】一說修理事相馬禪正に意趣有之、九曜の紋を見損じ人違にて如此と不知實否右に付續之面々差控、板倉式部攝津守、板倉佐渡守、板倉帶刀、酒井雅樂頭、建部丹波守并御目通差控、堀田加賀守、板倉周防守、花房近江守、堀田兵部、依之板倉修理義、於水野監物邸切腹、領知を除せらる、此の時細川家に功士三人有り、江府御城使某、此の變を聞とひとしく御城へ馳せ、警衛の士を樣々謀て、中の口に到り、馳上んとするを、各士停之、于時佩刀を解て無刀に成り、主人介臥抱の爲計に候と、其の場を兎

角してかい潜り、越中守臥居らるる處に參着して、實は越州事切れられしを、疵大切之樣にもてなし、乘ものへ乘せ、守護之して屋敷へ引取始末、無殘所働きと、又大阪留守居某、此の飛檄到來すると、直に彼地に於て、一萬兩の用金を借り、其の頃は彼家は大家ながら逼迫の沙汰、世に流布して、用金調達の事中々容易ならざるを、而も變に臨でかゝる早業、凡士の及ぶ處に非ず、扨國元にては、長岡帶刀、其の日遊讌に出居たりしが、變の告を聞と否哉、吾城へも不歸、其の場より遊讌の人數其の儘にて出府の旅立す、仍て城に殘る士共、追々後れ馳に道中へ馳着て、主人を供奉し、夜を日に繼で何の驛とかや迄馳行處に、江府より追ての飛札、彼驛にて出會、帶刀江府の御沙汰を聞に、舍弟重賢へ定式五十日の忌を請候樣被仰付ぬと聞て、扨は心易しとて、夫より直に國へ引返し歸ぬとかや、是等の功何れ歟大ならざるべき、長岡は流石長臣の器に當る歟、大阪の某斯る折から急事の手當容易の業ならず、此の何某が日ごろを思量るべし、江戸の士最も機變巧なるもの歟、

○朝比奈萬之助の事

寬延四年未八月二十二日、御小姓組森川下總守組朝比奈百助(千石)病死、依之御居相濟、二十五日出葬の積にて、二十四日沐浴之節、百助妾きのと申者、用人松田彥右衛門と、前方より密通致居故、沐浴の場にて不埒の仕形有之を、嫡子萬之助(二十四歲)是を見咎め、兼々密通の事をも粗存居候故、彥右衛門を叱候へば、結句過言の返答を申すに仍て、堪兼、拔打に致す處を、彥右衛門、百助死骸を小楯にとり遁んとする處を、彥右衛門きの兩人共に切殺、其外傍に居合たる下女兩人手疵負、殊外騷敷、其の體亂心之樣に有之に付、萬之助妻の兄植村千吉(采地二千石二十二歲)參り合せ、後より萬之助を抱止しを、萬之助拂切りに致、千吉深手故即死致候、萬之助見之、直に抑肌脫ぎ於其場自殺す、依之家內大に騷動し、先づ右之段森川下總守へ相達し、御用番小出信濃守迄御屆申上る、且つ亦植村千吉家來へも、同樣御屆之義を、各相勤め候へども、先づ屋敷へ引取、其の上之儀に可致とて、死骸を乘物に入、守護し歸

て、本家植村土佐守(一萬千石在所上總勝浦)へ、此段を達し、土佐守家來と千吉家來內談之上、變死の事を一門中へも押包、急病死と申立、名跡養子の願書、八月二十七日月番小出信濃守へ、三浦織部正(三浦肥後守嫡子植村千吉從弟)中根平十郎兩人を以て、差出す處に、先達て朝比奈方より御屆之趣と相違に付、疾と見屆書付改可差出由にて、右書付返る、依之一家衆立會吟味之上、變死の事書付に相改差出す、右に仍て御吟味六ケ敷成り、同二十九日御目附土屋三郎、稻生下總守に、御徒目附御小人目付差添、千吉死骸御吟味之上、九月二日於評定所、寺社奉行松平左京亮、大目附能勢因幡守、町奉行能勢肥後守、御目附土屋長三郎、稻生下野守立會、一件懸り合之面々愼被仰渡、朝比奈百助屋敷、并家內之者共、森川下總守へ御預け、植村千吉屋舖并家內共に寄合組合小笠原隼人、津輕式部、根來主馬へ御預け各勤番之、同十三日於評定所、土佐守家來小野寺岡右衛門、知野玄哲、千吉家來柳田喜內、大塚庄藏揚やへ被遣、且つ土佐守家老堀田文右衛門、腰之物取上、土佐守へ御預け、右に付差扣之面々、酒井左衛門尉、秋元但馬守、酒井石見守、三浦主計頭、松平周防守、上田能登守、秋元隼人正、植村出羽守、大久保采女、前田出雲守、御目通り差扣、酒井雅樂頭、酒井讃岐守、酒井飛驒守(此外の一家衆は不及差扣、仍て名を不記)

上總勝浦領主一萬千石
植村　土佐　　植村出羽守へ永御預け
イニ立花左近將監

御側衆五千石
三浦　肥後　　本多美濃守へ同斷
イニ安藤對馬守

中奧小性衆
同　織部　　三浦主計頭へ同斷
イニ立花左近將監

阿部出羽守組與力
イニ安藤對馬守

眞田伊豆守へ御預け　本多百聞
イニ松平越後守　市川出雲守組
柳生備前守へ同斷　丹羽主税
イニ九鬼長門守　松平下總守
井上靱負へ同斷　水野安之進
イニ松平越後守　イニ寄合出火見廻り役四千五百石
半知被召上小普請入逼塞　中野平十郎
名代酒井主殿へ申渡す
一生之内五十人扶持被下　三浦永四郎
一生之内三十人扶持被下　植村千吉祖母　自光院
榮壽院爲養育とゑへ　朝比奈百助母　榮壽院
一生之内三十人扶持被下　百助悴萬之助妻　とゑ
重追放　植村土佐守家來　堀田文右衛門
小野寺岡右衛門
中追放　植村千吉家來　柳田喜内
大塚良藏
江戶拂　植村土佐守手醫師　知野玄哲
同　津輕岩松扶持人醫師　西村友碩
同　淺野備前守扶持人醫師　田中廣伯
同　朝比奈百助家來　宮本忠右衛門

小島右門

此外懸り合御叱御構無き分は爰に略

右於評定所、大目附能勢因幡守、町奉行能勢肥後守、御目附土屋長三郎、稲生下野守立會、因幡守申渡之、

横田備中守

右植村千吉手疵負之義乍存疾と不相糺等閑之仕形不念之至に候、依之御役御免差扣被仰付者也

右板倉佐渡守宅にて、若年寄列座、御目付脇坂主計、松前主馬立會、佐渡守被申渡（但備中守事右年寄支配寄合に仰付らる）

實酒井左衞門尉男植村土佐守養子
植村千三郎

右名代酒井善左衞門幷酒井山城守同道罷出被仰渡之趣、父土佐守不屆之義有之に付、流罪可被仰付候へ共、有德院樣薨御後御間も無之に付、別段之思召を以て、同姓出羽守へ永御預け被仰付候、其方義も、父之科に仍て、改易可被仰付候へ共、右之通別段之思召を以て、新規二千俵被下之、小普請入被仰付候急度差扣可罷在候

本多百介子　本多吉三郎
同道　高力式部

右同斷新規二百俵被下小普請入差控

水野安之丞子　水野早彌
同道　牧の園藏

右同斷新規百俵被下之小普請入差控

右之趣相撲守宅に於て、老中列座、大目附松下肥前守、御目附八木十三郎侍座、相撲守被申渡、去れば一朝之變に仍て、さしもの數家傾廢せしこそ情薄けれ、偏に時節到來の爲す所成べし、

○大岡出雲守忠光の事

御當家御治世始より、凡そ侯家の興廢を考るに、興れるは稀にして廢れるは餘多なり、其の中に大岡出雲守忠光は先祖大岡忠右衛門と云へるは、御旗本之小士なり、往年口論双傷の事有りて、其の時危難を逃れ、僅に家名相續して、其の子孫大岡越前守に至り、越前守才名の聞え有りて、始めて家を興し、先祖を輝す處に、亦此の出雲守は、其の庶流として、父は大岡助七とて、僅三百俵の御宛行にて、大番組之士なり、出雲守は始め主膳と號し、幼少の頃より惇廟に近仕し奉て、出頭他に異にして、次第に登庸し、從五位下出雲守に任ぜられ、秩祿五千石を賜ひ、御側衆と成る、同列高井兵部少輔(五千石)是又御寵臣にて、左右の羽翼の如く奉仕せられしが、高井は中頃より寵衰へ、獨り大岡のみ、日夜を不分昵近なり、親父助七は元來惰弱の人にて、生涯御役をも不勤、雲州を見る事君父の如し、諸人見之大に笑ふ、雲州は若年より公に馴仕る故に、惇公の御言語餘人は聞取難き事多く、御手廻りの御用に、毎度間違の事共有しに、雲州は聊聞違ひなく御用を被勤し故、世に重寶に思召、萬づ此の人に仰付られ、段々御取立にて、武州岩槻城主釆邑貳萬石の侯家と成り、御側用人を被勤、仍て天下の侯伯已下是に媚諂はざるはなし、或時公御不例の事有り、殿中に於て、越前少將宗矩朝臣、出雲守を見懸け玉ひて、公の御例を被伺、其の節出雲守事多き樣子故に、猶委敷御樣體は足下の宅へ參り可承とて、在宅の日附を被尋、出雲守暫く考て、來る何日何時、在宅可仕、其の節可來駕可被成旨被答、羽林諸して當日出雲守亭へ參向有り申込れけるに、執次の者出迎て、出雲守義留主の由を答ふ、羽林大に不興せられ、夫より直に老中の月番松平右近將監亭へ被相越、其の次第を演て、出雲守失禮を被怒、將監即答て曰、出雲守が失敬言語同斷に候、去ながら元來御筋違の事に候、其の所以は出雲守、當時出頭の體に候へ共、全體怪き身分の

者に候、御家柄の御身分として、渠が宅へ御出候て、上の御様體を被伺候段、有之間敷義に候、不肖ながら某等斯て罷在候へば、など某等同役の内へ、御樣體を御伺不被成候や、但某等は御樣體を存ずまじく候や、此の段御心得違之様に存候共、今日被仰斷候趣は、同役へも沙汰に不及、聞流しに可仕候、乍恐出雲守が失禮、其の儘には難差置候、此義は別段の了簡も有之旨挨拶せられければ、羽林も實にもとや思れけん、少し怒氣も和ぎて被歸ぬ、其の後、出雲守義、越前兵部大輔へ(羽林宗矩朝臣の事)對し失禮有之由風說上聞に達し、不屆の旨にて暫く出雲守差扣被仰付候とかや、又或時公御成先にて、御不例の事有り、其の注進有や否、出雲守早速御成先へ被參けるに、無程御快然にて常の通の還御なり、此の段出雲守より西の丸へ被申上けるに、家治公の仰に、御不例究て御快然之義を、出雲守は始より存候て罷越候やとの御尋なり、出雲守は御答に惑ふ、其の時仰に曰、公之御不例を聞き、速かに馳參る條勿論なり、など始に西之丸へ告奉らざるや、後來若しかゝる急事有りとも、先自ら事を計りて後に言上せんには、父子の道を奈何との御事なれば、出雲守醉るが如く、全身に汗して差扣を被伺けるに、又仰に曰出雲守は公昵近の者なり、吾不審有とても、是を令蟄は公之御用の御妨とやならん、其の義に不及との御意なれば、差扣る事も不叶、雲州恐れ愼れけるとなん、去れば其の外の事にも、少し寵に誇らるゝ事共等ほの聞せ玉ふにや、當御治世に至り、出雲守は無程退役せられ、頓て卒去有しを、世上にては變死の樣に取沙汰せしも、かゝる思召故の事成るべし、

翁草卷之十二

○大阪御金藏御金紛失の事

享保十五年の頃、攝州大阪御金藏に於て、千兩箱一つ紛失す、依之色々御穿議有けれ共、戶前の鎖には御金奉行河原淸兵衞封印付有之、其の外御藏の隅々、少も損じなく、外より忍込候體無之に付、御金奉行に御不審相懸り河原淸兵衞、其の外同役三人共に揚り屋、御金同心等も牢舍被仰付、右爲吟味、自江府御目附能勢甚四郞に、御徒士目付靑山忠兵衞、野間角兵衞差添罷登、於大阪樣々詮義有之と雖、一向に手懸りなく、奈何共する事不能、仍て大阪中遊山所へ不殘相令られけるは、其の體怪敷、過分に金銀を遣ひ候者有之ば、早速可相訴由なり、然るに天滿の大黑屋と云ふ茶屋訴出けるは、頃日武士方の輕き奉公人と相見え候か、每日遊興に參候、風體不都合に金子を多く遣ひ捨候へ共、遊所の義に御座候へば、客に仕候と申すに付、則野間角兵衞同心差添、大黑屋へ立越え、直に彼者を搦て、町奉行所へ連歸り、段々拷問に及ぶ處に、右の者は當年彼地在番の大御番佐久間某が中間梶助と申者なり、是迄數年大阪在番衆の供にて罷登、御城内の案内よく覺えて、此の度の盜賊無紛段白狀せり（但御藏へ忍入候仕形は不詳追考べし）扨金は如何致したるやと被尋に、白人とねと申女に遣ひ捨候由を申す、則心齋橋横町多門屋五郞兵衞抱女とねを呼出し、穿議あるに、梶助が申候に無相違、渠か手より衣服金子、其の外品々貰候ひよし申之、右之通り盜賊無紛に仍て、梶助は於大阪獄門に被行、御金奉行は河原淸兵衞ばかり、御役御免、其の外同役は御構無之、御目附能勢甚四郞は歸府之上、時服二ツ黃金三枚御褒美被下旨、御祐筆部屋椽側に於て、御老中御用番本多中務太輔被仰渡、御徒士目附兩人は銀十枚づつ被下之旨、焼火之間に於て、若年寄本多伊與守申渡す、

○利根姫君仙臺御入輿の事

利根姫君は元紀州の姫君なり、有德公の思召には、先達て竹姫君を薩州へ遣せられぬ、今度此の姫君を公儀の御媒酌にて、仙臺へ御入輿あらば、御因みの御爲にも宜かるべきとの御事にて、閣老の面々其の御沙汰仰出されければ、各打寄被評之、上意の段、尤も御因の爲然べき御事ながら、彼家は他家と違ひ、古來六ケ敷事多ければ、卒爾に仰出されては如何なり、自然表向にて被仰入時に、若彼家に故障有て、御斷など有ては、などやらん上意徒なるに似たり、先づ彼家の長臣を呼て、御內意を申試んと評定の上、長臣片倉小十郎を列座へ招かれ、件之趣演說有けるに、片倉即答して曰、當家は代々攝家淸花の御方と緣結仕候へば、他家緣談の事御請難申上候、此の義陸奥守へ申聞るに不及、御斷申上候と憚所なく答ければ、老中の面々も重ての言なく、片倉は其の座を退出す、偖老中打寄評せられけるは、尤も表面と違ひ內意の事とは言ながら、列座へ呼て議之は畢竟表面に等し、然るを斯る返答の趣にては、孰にも上意の所難濟と、猶御內聞を經て、昔日池田輝政の女を台德公の御養女に被成、彼家の先祖忠宗へ遣されし舊例抔を考へ此の上は御養君に被成可被遣との御內評にて、重て片倉を被召呼老臣より其の趣を達せらるゝ處に、此の時も片倉即答して、公儀御養君の御事に候はゞ何しに家例を申上べきや、是は、當家の眉目に候へば、是又陸奥守へ不及相達御請申上候、何時にても表向よりの御沙汰を奉冀候旨申上て罷立しとなん、右の譯に依て、始は御媒酌のみの思召成しを、片倉か一言に仍て御養君の御沙汰に成しとかや、

○姫君方御和歌幷相澤右衛門女和歌の事

水戸養仙院殿と申すは、常憲公の姫君にて水戸へ被爲入しなり、近衛殿へも御續きおはしけるが、寶永六年巳丑年正月常憲院公かくれさせ玉ひ、打つゞき近衛殿水戸殿も同じ年に世を去らせ玉ふ故に、殊に歎かせ玉ひてかくなん、

憂事はつゝきか原の露なみだ草のたもとは猶しほれつゝ

いと哀れなりし御事なり、

證明院殿と申は、惇信公の御臺所比宮の御事をり、一年隅田川邊御遊覽の事あり、其の御もうけ夥しく、伊奈半左衛門下知して、彼の堤に色々の摘草を植させ、頃は霜月の事成るに、春の花草咲亂れたり、此の事後日に有德公聞し召て、甚思召に不叶、女義は物うとき物なり、時ならぬ花などを、見すれば、其の頃咲ものと思ふなり、唯其の儘の冬枯のさまを見せまゐらするこそ尤なれと宣ひしとかや、此の時宮御方隅田川にて、

おもひなき身にしあれども古鄕の名もなつかしき都鳥かな

と御詠有けり、

御先手鐵砲頭布施孫兵衛組同心相澤宇右衛門と申者の女の名をいゐと號す、和歌を好みて風情やさし、十五歲の時詠草に、

學べたゞゆうべに習ふ道のべの露の命のあす消るとも

此の歌聖語をよく詠み協へたりと世の口號に成けるを、利根姬君ほの聞せ玉ひて召出され、御意に叶ひ段々御取立あり、後にはおもく相つとめて父母の名迄も揚にけるとぞ、

〇幼年の面々才智發明の事

水戶殿十一歲の時、有德公御對顏有り、老中松平左近將監御手を引て御案內申され、爰にて御扇子を御取候樣にと指南被申候へ共、其の儘にて坐せし故、再應被申ければ、いやとよ、扇子は此の儘に罷在、出御御對面之節扇子を取て御禮申上候が、しほに成て能く候はむと宣ひけるに、將監も舌を卷れ、公の御聞にも達し御感有けるとなり、又松平幸千代(後出羽守)是も十一歲にて、始て御見目有之、御家衆、始ての御對面には、御盃を賜ふ舊例故幸千代へも御盃を被下處に、御小姓衆誤て幸千代の指たる土器へ御酒をつぎ過

したり、伺候の人々是を見て氣の毒に思ひしかども、御盃の事なればこぼす事もならず、手に持て被居を御覽じて、こぼすべしとの上意有して仍て、御近臣立寄り、御三方を幸千代の傍に指揮せし處に、幸千代は夫に不構押戴き、一口飲て其の跡は自分左の袖へざぶとこぼし入らる、其の體殊外見事にて、其の座の人々大に感じ、公の御機嫌麗しかりしとなり、又竹千代君御伽衆の內稻葉(後越中守)內匠頭舍弟にて、其の頃未幼稚なり、或時德川刑部卿殿、西御丸へ入らせられけるに、竹千代君と御一所に遊び居けるを、刑部卿殿見玉ひ、其の方はいくつに成やと尋ね玉ふに返答なし、再應御尋有れども答へず、傍に有之面々氣の毒に思ひ、御答被申よと言ければ、其の面々に對して被申けるは、刑部卿殿は先年御書付にて、御三家格の被仰出たり、然るに唯今の御言葉御無禮なれば、我何とか答申さんと言れしを、人々聞之て、讚美せり、是十歲の時とかや、水野惣兵衞(後豐後守)も御伽衆にて幼稚成しが、竹千代君小刀を翫び玉ふを制し奉りて、御機嫌を損じながら、夫を厭はずもぎ取奉る、仍て幼君御怒甚しく、暫く御前を引れけるを、大御所聞し召て、竹千代は能き家來を持れたると、惣兵衞を譽させ玉ひしとなり、竹千代君御聰明に渡らせ玉ひ、大字を被遊し故に、有德公の御前にて御席書を好ませられ、紙筆を御前に差置ければ、筆をおつとり玉ひて、紙一ぱいに龍といふ字を被遊、點を打せらるゝ所なかりしかば、御疊の上へ點を打せ玉ふ、公是を御覽じ、其の器量を大に稱せられしとなん、亦淺草寺へ御成の時雷門を御覽有り、雷神に乳の無きはいかゞ成譯ぞと御尋あり、別當御返答に殊の外困りしとかや、御生得の御英才と諸人奉賞とかや、

○松平伊豆守土岐丹後守等の事

松平伊豆守京所司代たる時、堂上の面々と殊外心易く申通ぜられ、傳奏衆とも御用の外の出會有り、總じて此の職は堂上衆に交り因む事を、愼む筈なるを、伊州の平日の體如此なれば、關東の聞え始は勝れざりしとなり、或時公家衆打交り、伊勢物語の講釋を聞れしに、右畢て跡にて、卿相衆の雜談に、寔に業平はたぐゐなき好色人にて、あやかり物よと興ぜらるゝを、伊州聞て、實にも業平は放逸婬亂の人な

り、各方が是を羨み思召と見えたり、當時斯る公家殿原あらば、關東へ申迄もなく、此の伊賀守が立所に召捕へて嚴刑に處すべきなりと云れければ、列席の人々各まじめに成られしとかや、此の事有德公へ聞し召て、夫より伊賀守首尾直りて、其の後老中を被仰付ぬと承、また土岐丹後守、京都所司代より、老中へ御役替の後、同役衆へ丹後守被尋けるは、老中の往來に、殊外乘物を急がせ候は、如何成譯に候やと被申ければ、傍なる同役衆の曰、去れば其の事は途中願人等、乘物に付て六ヶ敷候間候急がせ候なりと被答、丹後守云く、夫は如何成事なり、都て願は理非に不依可承事に候、是を避んとて、乘物を急がせ候は道理に不當候旨被申けるを、松平左近將監聞て、さばかりにも候はず、年寄中の乘輿を急ぐ譯は、公儀急事の折柄のみ乘物を急げば、自ら其の事他へ洩る故に、常を急申なりと被答しかば、丹州信服せられぬとなり、

○谷金五郎射鯉の事

御小姓組頭御番衆谷金五郎年來御供弓に出る【割註】御供弓とは御鷹野の節射留を仰付らるゝ役なり」一度射留候人有れば御褒賜被下、其の後は餘人替て御供弓に出るなり、然るに此の金五郎は數度御供に出けれ共、度々射損じ、人々氣の毒に思ひけり、有德公、ある時、目黑邊御成の節御供に出しが、今日も射損たり、斯て還御の節、虎御門新橋の下の鯉を射候へとの上意なり、金五郎畏て射けるに、多くの鯉なれば、直に一疋射留て差上る、則爲御褒美時服一つ被下之、數度の御弓今日功を立てたり、是偏に御仁慈に依處なりと難有存じ、彌勤候不怠とかや、又或時御成の節、御供の御徒士御腰の物箇を持けるが、誤て取落す、其の義御目付中吟味の上上聞に達しけるに、仰に曰、其の徒士定てころびつらめ、さ有らば麁相といふに非ず、其分に免し候へとの上意にて、何の御咎もなく相濟ぬとなり、

○紅葉八講の事

延享元年紅葉山八講之御沙汰有り、十月十七日御座の間へ、老臣松平左近將監を召れ被仰渡候は、來丑年

東照宮百三十回御忌御勤可被成と思召候、依之右御用懸り可相勤旨上意也、同十一月二十一日日光御門跡へ爲御使左近將盤を被遣、其の趣は先年紀州に於て、東照宮百回御忌御執行、其の後日光御社參も遊され候へ共、未だ重き御法會御執行不被遊候に付、來年紅葉山に於て、重き御法會御執行可被遊と思召候御法會御取計の儀、萬端いか樣とも、宮御方思召次第たるべく候、且亦上み方御門跡御下向幷山門の衆徒罷下候義、是又いか樣にも思召次第の旨被仰進、同十二月二日御奏者番兼寺社奉行本多紀伊守正珍、寺社奉行大岡越前守忠相、河野豐前守通喬、御勘定奉行神谷志摩守又敬へ右御用懸り被仰付旨、芙蓉の間に於て、老中列座松平左近將監乘邑申渡之、同二十日御賄頭野澤伴次郎、御勘定組頭中山平左衛門、御勘定見分役朝比奈彌市郎へ、同御用懸被仰付旨、御祐筆部屋椽側に於て、老中列座若年寄侍座、左近將監申渡之、延享二丑正月十三日松平丹後守光雄代り、内藤備後守政樹【割註】此類の御用當人故障有之時の爲に代を被付舊例也」今度梶井御門跡御參向に付、御馳走人被仰付旨、波之間に於て老中列座本多中務大輔申渡之、同御法會御執行の內、出火の節御宮御假屋坊の事、松平肥後守容貞へ、同十五日御黑書院於溜間、老中列座中務大輔申渡す、同日井伊掃部頭嫡子備中守直禮へ御宮御靈屋御參詣の節、御先立の儀同席にて中務大輔申渡す、斯て如月二十五日には京師より梶井御門跡御到着、御旅館東叡山觀成院なり、同二十六日右御門跡へ爲上使本多中務大輔忠良、高家織田淡路守信倉參向す、道中無御障御着珍重に思召候、近々御對顏可被遊旨の御口上なり、同二十九日左近將監被相渡候書付三通、大目附より令之、

紅葉山於御宮八講御執行

三月十三日初日　同十五日中日　同十七日結願日

當三月紅葉山於御宮八講御執行中式日立會內寄合可被仕候、初日中日結願日は延引可被仕候、勿論拷問手鎖或は牢舍或は繩掛け候の類の義は可爲無用事、

一八講中、普請鳴物祭禮法事等不及相止候事、
八講御執行の節、三月十三日御參詣の節豫參行列、每年正月十七日御參詣の時の通、
但し豫參の面々還御已後拜禮、行列の面々も立歸拜禮可有之事、
以上
一龍衣冠着用の事、
同十四日右大將樣御參詣、　但し行列十三日の通拜禮の趣も同斷
同十五日、公方樣右大將樣御參詣、　大行列享保二年五月三日紅葉山へ、初て御參詣の節の通、豫參國持幷四品以上
一豫參行列の面々拜禮前日の通、
一束帶着用の事、　同十六日、右大將樣御參詣、諸事十四日の通、　同十七日、公方樣御參詣、諸事十三日の通、
一八講に付紅葉山御參詣行列に不召出面々、衣冠着用、且布衣の面々、其裝束にて、三月十四日十六日右大將樣還御巳後拜禮可有之事、
一行列豫參の面々拜禱相濟退散の時、御本丸の行列の輩は、拜禮相濟蓮池通罷歸り、大手內櫻田より退出、西の丸行列の面々は、拜禮相濟て西丸へ立歸り、西の丸大手より退出、豫參の面々登城退出共に坂下たるべきこと、
一行列豫參に不罷出詰衆幷御門番當番の面々者相番申談じ、一度行列豫參に可罷出事
一御普代衆外樣大名御門番當番にて、三月十五日行列不罷出面々者三月十六日右大將樣還御巳後、紅葉山へ參詣可有候事、
一火の番の面々も、四品巳上は豫參可有之候、若出火の節は、家來計差出豫參相濟候已後、其の場所へ可

罷越候、四品以下の面々者、行列に罷出るに不及、三月十四日十六日の內、右大將樣還御已後、替々拜禮可有之事、
右の通可被相觸候、
二月
一左近將監より萬石以上の面々へ相達し候、書付二通、
當三月紅葉山於御宮、八講御執行相濟候、御祝儀
公方樣へ
二種一荷、　十萬石以上　一種一荷、　一萬石より九萬九千石迄
一種一荷、　(在江戶在邑者)十萬石以上嫡子隱居
右大將樣へ
一種一荷、　十萬石以上、　一種、　一萬石以上、
右の通三月十八日以使者朝六つ時より五つ時迄の內在國在邑の面々一同、御本丸西の丸御玄關より獻上可有之候、此外爲伺御機嫌不及指上物に候以上、
二月
當三月紅葉山於御宮八講御執行に付
一御太刀　御馬代黃金一枚、　十萬石以上、
一御太刀　御馬代白銀一枚、　一萬石より九萬九千石迄、
一同斷、　萬石以上嫡子隱居在府中
右御太刀目錄以使者三月十八日朝六つ時より四つ時迄の內、東叡山本坊へ可有奉納候、使者熨斗目長袴可有着用候、但し服穢の面々は服明候已後可被致奉納候、尤其節可被伺候以上、

同三十日
今日東叡山中堂に於て八講習禮有之、出家樂人等參堂、
　但し兩御所　門跡御參堂無之
右習禮に付、寺社奉行本多紀伊守、大岡越前守、大目付河野豐前守、御目付駒井靭負、神尾市左衛門御徒士目付、御小人目付等相詰め、尤御用相勤候高家幷中奥御小姓罷越し、何れも服紗小袖麻上下着用三月二日、於中堂習禮有之諸事三十日の通、
同四日、梶井御門跡御對顏に付、公方樣右大將樣御直垂にて御白書院へ出御、御先立本多中務大輔、公方樣御太刀（高家）堀川兵部大輔、御刀（御小姓）目賀長門守、
右大將樣御太刀（高家）前田信濃守、御刀（御小姓）大岡出雲守持參、御上段に御着座、梶井御門跡出座、御上段に於て御禮、御太刀目錄、高家織田淡路守披露、同人引之、御門主は御右の方に着座、中務大輔御取合せ申上、退出の節御下段迄、御一同に御送、同く院家尊重院罷出、於御椽側御奏者番披露、同出世佛眼院一束一本差上、御禮、御奏者番披露之、進物は進物番引之、各相濟御向の明り障子高家開之、御門主家來醫師一緒に幷居、此名前寺家宰相鳥居川治部卿鳥居川宮內卿、山本民部卿井上主馬芳村玄恂上田玄三なり各捧物の扇子を前に置一同平伏、御奏者番披露す、御間の襖障子本多中務大輔酒井雅樂頭開之、此節御譜代大名其外並居御目見相濟入御、
　梶井御門跡御退出の節、大廣間三の間迄老中送之、且今日御城中所々勤番等の儀、公家衆御對顏の節の通、出仕の面々、直垂大紋布衣着之、
同五日梶井御門跡へ爲上使高家織田對馬守信榮を被遣、御旅重を被進、是御逗留中御尋の爲なり、同七日紅葉山於御宮習禮有之、兩御門主御參宮、其の外出家樂人出席、老中若年寄已下熨斗目半上下に

て相詰る、同十日習禮有之、諸事七日通、同十一日御使番三淵縫殿助、松前隼人、水野清六、八講中御目付助被仰付

三月十三日御法會初日

朝座武家樂人等着座、次に兩御門主幷出家中參宮御着座、以後總奉行松平左近將監より御目付へ御案內の書付を渡す、則御本丸へ遣す、六つ半時の御供揃にて、五つ半時出御、御先立御太刀の役、御小姓目賀田長門守、御刀、御小姓小堀土佐守持之、御玄關より御輦に被爲召御社參(御行列書略之)御裝束(御衣冠)御冠(紙縷懸)御袍(丁子唐草葵御紋)御衣(御地紋小葵藤)御奴袴(薄淺黃浮線綾)御單(紅菱繁紋)金裝野劍御檜扇、

同十四日

右大將樣御社參諸例如十三日

同十五日

御中日御法會、五つ時過、公方樣出御、御先立松平肥後守御太刀、御刀の役、(御小姓)御行列御先隨身御使番六人(二行に立)束帶、大名幷同嫡子御旗本受領の面々(二行に立)四十餘人(名前略)御輦供奉(御小姓)以上、右同刻、右大將樣(惇信院殿家重公)出御、供奉行列右同斷、勅額御門に於て、御輦より被爲下、此の時伶人奏樂、紅葉山御門より御同道にて、御參宮、大納言樣(當將軍家治公御年九歲)は御長袴を召れ、御駕にて被爲成、紅葉山御控座敷に於て、御直垂着御、着座、御三家御兩卿(左衞門刑督殿部卿殿)豫參大名十五人(名前略)御聽聞所に入御、御法會相濟候上にて、公方樣御進獻、眞の御太刀光長(代金拾枚)御馬代(黃金一枚)右大將樣御進獻、眞の御太刀淸綱(代金五枚)御馬代(黃金一枚)大納言樣御進獻、眞の御太刀景長(代金三枚)御馬代(黃金一枚)御內陣へ奉納、次に公方樣右大將樣大納言樣御奉幣畢、御三方奉幣相濟、神酒御頂戴、御三家神酒頂戴、畢て公

方様右大將樣還御、但大納言様は先達而歸御兩御門跡幷僧衆へ被物あり、

同十六日

右大將樣御社參、諸事十四日に同じ、

同十七日

公方樣御社參、毎式右同斷、

今日迄に八講御執行無滯相濟候爲御祝、兩御門主へ、以上使、一種一荷被進之、御法會列座輪王寺宮一品公遵法親王（日光）圓融院宮世品叡仁法親王（梶井）山門東塔西塔の學頭、東叡山の學頭、院家執當已下、僧衆六十餘人出座（山門横川學頭日光山學頭病氣に付不參）其外役人數多出座、

敬白

請諷誦事　　三寶衆僧噠嚫有羌

右奉爲　東照宮大權現書寫十軸妙典陳湲、五日梵筵管領親王已考式於黑髮山領僧綱碩學將開講於紅葉山惟願大權現受用法味倍增感德仍諷誦所修如件、

延享二年三月十三日　　弟子右大臣正二位源朝臣敬白

御願文

夫扶嘉泰運、回陽和春、堯舜其君、唐虞其民、惟伊尹周公則可能、豈齊桓晋文之所堪、伏惟我家祖宗東照宮大權現、恢廓大度、才明勇略、能芟刈群雄、勤尊崇王室、速奏華夷一統之成功、又復文武兼濟之舊典、況乎悉隆神社寢微、大興佛寺已廢、偉績千古無雙焉、令名萬世有昭矣、吉宗幸以宗室之裔、忝承正統之業、從時厥後爲政三十年、昇平六十州、豈是遠孫薄德之所致、實則元祖神靈之餘澤、常懷追遠之訓、玆訪報本之道、乃敬書寫妙法蓮華無量義觀普賢心經彌陀凡五般經、特飾城中祠殿、恭請東叡大法王、令統理大衆啓建盛會、且屈梶井法親王、令影閣法筵詡贊勝峯、於是名山龍象飛錫萃、勝刹

英俊命駕來、建設一會講讃五日、歌唄洋々以頌揚佛德、議論凛々以研究經義、蓋是無上法施、第一妙供、測知神德彌熾、與乾坤合其洪、靈驗殊著兼日月均其明、雨暘時禾穀登稔、百僻脩巳四民樂業、乃至沙界利益周遍敬白、

延享二年三月十三日

弟子征夷大將軍右大臣正二位源朝臣吉宗敬白

御祝願文

禮樂前馳　眞道後啓　五乘七善　三種一實　循々開迪　稍々誘掖　雨吹聲演
開樂悟入　功高一期　化超三說　粤我祖宗　東照大權　受囑靈山　現迹日域
東征西伐　陽宅皇家　金城湯池　陰翊佛門　昇平悠久　千古無比　本支榮昌
萬代有憑　日光山頭　大營靈祠　本府城上　前奉神儀　殿宇極麗　制度准宏
祀奠雖修　薦嚴未廣　客歲發意　設張筵席　今春盡誠　啓建法會　旛蓋麗煥
鐘鼓陳張　一品親王　專統會事　圓融親王　特蒞講場　延曆英衲　滿願淨呂
寬永大衆　府下諸僧　儀型肅々　職務秩々　卿相坐座　伶倫列庭　希世大典
當代盛筵　建會五日　日列二坐　講讃妙典　誰陳玄文　講答通釋　雲霧忽披
證義判斷　金輪立辦　鷲峯秘詮　臺島極則　顯揚幽賾　窮盡淵源　是眞法洪
此實孝養　權迹神威　靈驗愈著　實本智德　功用益廣　修善旣洪　降福奚窮
風雨隨時　禾穀有年　人々仁壽　各々善度　照臨普徧　利濟平等

延享二年三月十三日

八講相濟候爲御祝御三家并諸大名より、御本丸西の丸へ御樽肴獻上之、御女中樣方よりも御使にて、一種宛被進、且つ右相濟候に付、日光へ御名代松平右京太夫仰付られ、御坐の間に於て、御手自ら御羽折

被下、御馬拜領之、又松平左近將監を被召、此度の御用無滯相勤に付御刀（二字國俊代金廿五枚）被下之、且又多年御用向首尾能勤功を被賞、采地一萬石御加增被下旨、上意を被蒙、右相濟、御三家御對顏松平加賀守松平肥後守井伊備中守御目見、次に本多紀伊守、大岡越前守、河野豐後守、神谷志摩守、曲淵越前守、此度の御用懸り相勤候に付、御目見被仰付、今日總出仕各熨斗目半袴着之、其席々に於て、老中及挨拶各退去、西の丸にては大廣間に於て、當番の御奏者番に謁す、尤も老中右京太夫能登守及若年寄へ不殘爲恐悅相廻る、右は三月十八日なり、翌十九日には兩御門主、其の外僧中樂人登營御能有之

御能組

難波　寶生太夫　彥太郞　（市郞兵衞、權九郞）　（左吉、又三郞）
　入間川　仁右衞門
賴政　十太夫　茂右衞門　（助五郞、久次郞）　（淸左衞門）
　瓜盜人　八右衞門
芭蕉　觀世太夫　久右衞門　（三太郞、新九郞）　（又六郞）
道成寺　金春太夫　源七郞　（三介、五郞次郞）　（惣次郞、長藏）
祝言　八之丞　權左衞門　（權兵衞、金藏）　（傳七郞、久八郞）

日光御門跡へ御布施物白銀貳千枚被進、上使酒井雅樂頭、梶井御門跡へ同斷白銀千五百枚、上使同人を以被進、右大將樣より日光御門跡へ時服二十、梶井御門跡へ白銀二百枚綿百把、上使松平能登守を以て被進、其外今度御法會出座の僧正院家以下の大衆へ、銀五十枚三十枚二十枚十枚夫々御報を被下、同二十一日又々御祝儀御能有之、御三家を始諸大名幷布衣以上の面々、法印法眼の醫師迄見物被仰付、此段大目附石河土佐守より書付を以て相觸、御三家へは兩番頭を爲上使被遣、當日各服紗小袖麻上下着け見物の席々へ着座、

公方様　右大将様　上覧の席へ出御

御能組

翁　（三番叟）　（彌太郎）　（千歳）　（大蔵彌三右衛門）

弓八幡　金剛太夫　久右衛門　（彦三郎、久次郎）　（新三郎、又六郎）

八幡前　八右衛門

箙　三十郎　彦太郎　（市郎兵衛、清五郎）　（又三郎）

薩摩守　仁右衛門

龍田　十太夫　新次郎　（三太郎、清次郎）　（左吉、長蔵）

石橋　寶生太夫　新之丞　（久三郎、權九郎）　（惣次郎、小八郎）

祝言（養老）大蔵太夫　茂十郎　（甚右衛門、伊兵衛）　（權八郎、甚兵衛）

御能三番過、要脚廣蓋相濟、御中入、御三家幷松平加賀守表向侍従以上溜詰松平越前守四品以下、表大名幷諸嫡子、高家御留主居、大御番頭兩御番頭、布衣以上役人、法印法眼醫師、夫々の間に於て、御料理被下、御能濟各拜禮老中迄御禮申上退出、同二十六日梶井御門跡京都へ御發駕、今日此度の用に相懸り候面々、高永寺社奉行を始、末々到迄、夫々御褒美を賜ふ、四月十二日於西丸、八講の御祝儀幷萬次郎殿御誕生の御祝被兼、公方様へ御膳を被進、御能有之、

御能組

翁　（三番叟）　權之丞

高砂　十太夫　源七　（市郎兵衛、五郎三郎）　（左吉、又六）

經政　寶生太夫　彦太郎　（助五郎、權九郎）　（甚兵衛）

羽衣　觀世太夫　久右衛門　（三太郎、清次郎）　（新三郎、小八）

御中入
融（笏之舞）金剛太夫　新次郎　（三介、六藏）　（惣次郎、長藏）
祝（金札）金春太夫　茂右衛門　（甚右衛門、金藏）　（權八、清左衛門）
福の神　仁右衛門
繩索　八右衛門
已上

右者永井丹波守直之（始京町奉行後御勘定奉行）の藏書に、紅葉山八講記有之、寛延二巳年寫之畢、其の大略を爰に記す、

○有徳公御隱居并に御他界の事

有徳院殿吉宗公は、貞享元甲子年御誕生にて、延享元甲子に六十一歳に成せ玉ふ、故に當年磯野若狹守に手傳へ被仰付、御自ら大黑天を書き玉ひ、是を彫刻させらる、諸士并に諸寺社へ頂戴し、崇敬し祭るとなり、斯て有徳公御治世三十年に及び、仁慈四海に溢れ、右大將家重公も、御年比に成せられぬれば、御隱居の御志頻にて、延享二丑年紅葉山に於て、八講の大會を御執行有之、宗廟の御祭を遂られ、同年九月二十五日、西の丸へ被爲移、御政事を家重公へ渡させ玉ふ、自夫後は大御所と奉稱、然るに寛延四辛未年春比より、中風の御症にて、御不例重らせ給しが、翌寶暦二年に至りて、餘程御快然あり、西葛西筋御成抔も有けるが、同春の季より、復御不例にて、五月中旬には殊に勝れさせ不給、閏六月二十日竟に御他界なり、四民擧て惜み不奉ものなし、尊骸を東叡山へ奉葬御遺命に仍て、新たに御靈屋を不被營、大猷公と御相殿に被祭之、御法事御用懸りは堀田相摸守なり、而して西の丸附御目見以下の者共、與力御徒士をはじめ、三十年以上勤候ものは、小普請組へ入られ、其の餘は高相應に御遺金被下、多分は御暇を賜ふ、是如何なる謂にや、元來御徒士は、殊に武役專用のものにて、右より組數を究られ、御

本丸に勤仕せしを、御隱居の節、右の內五組を分ち、西の丸へ被付たる事なれば、御他界後は、御本丸へ召歸さるべき條勿論なり、然るを相摸守取計ひとして如此なり、仍て諸人大に恨み忿り、相州の門に法外の落書抔を張り、是を詈る事喧し、理なる哉小給の輩、御他界故に、圖らずも窮困の身と成る事、御孝養にも背き、且は表役第一の御徒士等を暫くも缺組に成し置るゝ事、世人の評する處最理なるにや、此の人閣老の第一座にして、其の比時めかれけるが、右に不限衆口の批判を請らるゝ事多かりき、其の心裏いかんぞや、其の外八王子千人同心同も、當時御用無之者なればとて、御暇の沙汰有しを、松平右近將監の一言に仍て其の事止ぬと承り傳へ侍る、

澤庵和尙百首及び東武紀行の事

紫野澤庵和尙百首詠、烏丸光廣卿の御點、幷東武紀行を、或人の秘め置ぬるを爰に寫す、但し光廣卿の御添削批判は、見分け易からんが爲に、朱を以て出す

立春

けふたつと聞こゝろより出る日のひかりも匂ふ四方の春かな

山霞

春といへは千里もなへて知られ皀あらし山さへ霞ころ哉

海霞　(朱)北嶺雪未消南海波已穩道理相叶矣

(朱)こしの嶺は
北の山はけぬるうへなる春雪を南の海は霞たなひく

子日

引植て昔の春も知られけりたかねのひせしけふの老松

若菜　(朱)俊成卿たか世にひける子日なるらんとかいひしふることまておもひ出られ珍重々々

いはひつゝ出てつまゝし老らくも猶や生田の野邊のわかなを

朝鶯

おもはゆれあさいのまとに鶯の人はと鳴に驚かされて

軒梅

植て見る軒はの梅を後の世に野への梢と見むもはかなし

夜

夕闇の程はたとりし梅か香は月より出る花の色かな
(朱)にありかしられし

岸柳

春見へて淀の川岸引ふねの綱手にかゝる春柳の絲

春雨

降とのみおとには知らぬ夜雨を朝の花にもたせてそみる
(朱)二一の句いひなほせかたきか

春月　(朱)秋はさらなり月は四時いつも愚なるものには深く御こゝろとめられし

一とせの月の哀を見ならひに心をとめむ春の夜の空

春曙　(朱)吾邦には春に心を寄るよし光源氏物かたりにも見えたり似物なき春曙はとは理なる哉

花匂ひかすみたな引あけほのはいつに似へくもおもほへぬ哉

歸鴈　(朱)古郷難忘ゆゑ花をも見すつるかとの御作意おほかたならず候

古郷はいかに戀しき物ならん花にとまらぬ天津鴈かね

栽花　(朱)感情ふかく候

植つらも泪そもろき老らくは花見るへくもさためなけれは
より

翫花　(朱)花をしみれはもの思ひもなしといへる心か

世の外を日頃はよそにもとめつる花のもとゝはかねてしらすも

惜花　(朱)うらみつるをとしへば過去の事哉現在花ををしむ題にかなふべく候

吹すとも殘らし花をあちきなく風をも世をも恨つるかな

春駒　(朱)遲日難喩白駒由尤候

若草にあるゝははやき足次も隙行くかけはおそき春の日

欵冬

山吹の花いろ衣染てきんあかぬなかめの後の名殘に

紫藤　(朱)惡紫之奪朱とこそいひしかえならぬ藤のたそかれを見すくさで人は情なかるべし

紫をにくむといひしことの葉は藤の花見ぬ人にや有けん

暮春　(朱)造物變化之理面白し

花も散鳥もかへりて見し色の消行春のいかになるらん

夏十五首　(朱)新綠勝花うつれはかはり候

昨日みし梢の花のいろかへてけさはかしこき、若みとり哉

更衣　(朱)すみの衣手の更衣やうかはりて感深く候

しほたるゝすみそめなからよの人と同し心の衣かへかな

卯花

あとふりてぬしは誰とも知らぬ知らぬよの昔忘れぬ宿の卯花

時鳥　(朱)初音僧正兆同日論

老らくの耳にはうとき時鳥おもひ出るや初音成らん

庭橘

香を認て遠き昔と思はるゝ誰そでふれし庭の橘

早　苗　(朱)稲葉の風は早苗とる手にはや吹くものたれも不心付候

かそふれは遠き日數と思へとも早苗とる手に秋風そふく

菖　蒲

人の世もあやめとる手に誘はれて軒端の露の眞菰ふくなり

五　月　雨

あやしたゝ神や岩戸にこもるらん月日も見えぬ五月雨の空

夕　立

賤男か(朱)やはこふとすれとほす柴の牛はぬらす夕立の雨

夏　艸

夏艸のをのか時とやしけるらむ霜にあはむの秋も思はて

夏　月

夏の夜の月のかけより降霜はふむに跡なき庭の眞砂地

夏　麥　(朱)天地恩父母のめぐみ草木とても人論に替らぬことわり

此歌本書にとめ落し在之

氷　室　(朱)陰德陽報

君かため氷室をもれはおのつから夏をも知らてすくしける哉

納　涼　(朱)但能心靜卽身涼日號氣味をそへ候

心をは淺川水にさそはれてあつさを身には覺えさりけり

夏祓

おろかなる心ひとつを御祓せはなにはのこともあしからめやは

秋二十首

早秋　（朱）名越祓と申も大尅金と尅する火のなをこして金位にいたるゆゑに歟南方の雲簇西風になびくよし尤珍重

西に勝南に負るあらそひの雲のはたてにみゆる秋かせ

七夕　（朱）牛女年々渡ことわりなり

こきはちりうすきは久し七夕の紅葉のはしの契しるしも

稲妻　（朱）よひ〳〵に稲葉にかよふ稲妻はをのが光にあらはれそするをのがひかり面白う

風前のもろき露にも稲妻のあたくらへにはまけしとそ思ふ

籬荻　（朱）をきにかよふ松風糸竹にもまさりてきこえ候

植てよし峰の松風遠けれは籬の荻につたへてそ聞

野萩

さく頃は手ことにかさす宮城野の秋風いとゝもとあらの萩

路薄　（朱）ふるのいまみちの女郎花うしとみつゝそなとゝいひしるゝ

道の邊の一むら薄人ことの袖に契てほにや出らん

暁露　（朱）さま〴〵に寝覺の心をくだきて休困して後夢なりむすびそへたる露催感涙候

更るまて萩吹風にねもいらて夢より結ふ暁の露

隣槿　（朱）感於隣人之深情觀於自身之無心頗有興歟

人は身の類ひと植し槿を垣ほのよそに見るはかなさよ

蔦　風　(朱)風のちから歌にもよみならひ候

吹風のちから有けり月かけをくたきて見する蔦の下道

夕　鹿

鐘ひゝき月出ぬ暮のさひしきは尾上の鹿の獨鳴聲

初　鴈

今そらに渡ると人に初鴈の告る計に鳴て過ぬる

叢　虫　(朱)松虫は松の聲鈴虫は鈴のひゝきにて然るを近代あやまりたる由幽齋抔も被申居候是はそれに不限いづれの虫もおのがさま〳〵名乘る事に成候

草むらの陰にかくれて住ぬれとおのが姿を鳴虫の聲

崎　霧　(朱)秋曙のあはれなる折ふし霧のむら〳〵立まよひたる風情三輪か崎の雪の夕の眺望をもうちわすれたる唯當一念歌人の可思心成べし

めそくはる川霧しらむ三輪か崎雪にはまけじ曙の秋

嶺　月

見る人は世々にかはれと替らぬは音羽の峯に燈登る月

湖　月　(朱)にほの海より西湖の十景迄おもひやられ候

唐土や西の名にある湖もにほてる月に思ひやらるゝ

關　月　(朱)月もれとてやといひしにいたくがはらす候

秋風にあるゝひさしの板間より月見はりてや不破の關守

濱　菊

植置し昔にかへる夕浪のうち出の濱に匂ふ白菊

擣衣　(朱)閨中憶遠境妾情不可堪也

思へともいもか心のあさころも碪にそへて音をやなくらん

黄葉　(朱)よひ〳〵に時雨のかよふ山の端は度かさなりて色に出けりすがたうつくしく候近代は黄昏紅葉に差異御座候よし心付候

春ののみかこぬ人そへによしの山花よりけなる秋のもみちは

暮秋　(朱)いさゝか御存ゆゑ加昇詞候

れぬたれさいのちの

うき秋もくるゝとなれはしたはるゝまたこんとしも頼れぬ身を

冬十五首

初冬　(朱)夏と秋と行かふ空のかよひぢとよみし水無月つこもりの歌是を思へばに冬行かふは秋にてなくや加様の事さして道理なけれ共作例まもり候

秋に冬行かふ雲のかよひより時雨そ見ぬる此ころの空

時雨

殘つる夢をこゝろの小夜枕いやはかなくも降しくれかな

落葉　(朱)山居之體眼前に候

一夜にも道は絶けりこからしの風吹おつる山かけの庭

枯野　(朱)殊勝に存候

秋に見し後の野もせそ哀なる花にも葉にも色は殘らず

寒蘆　(朱)あられふる玉江の名にあふことわり如磨如切候

夏かりと人はいへども霰ふる玉江のあしの名にやあふらん

井氷

今朝はまた氷るまゝなる山の井は朝日待てや賤かくむらん

千　鳥

まれに聞なれても須磨のあら波に立おとろきて鳴衝かな

殘　鴈　（朱）題の心秋は歸りおくれて冬來る雁なく

雪さむき冬田の面を鴈金の春待ほとのすみかとそする

網　代　（朱）志於長夜之暗照一旦之身網代之火𠀋可憐々々

氷魚よする網代の卌影きえて後の闇路とならんはかなさ

寒　月　（朱）極寒之砌吟ひて寒氣身にとほるべく候

竹の葉は霜にしらけて風もなく雲も障らぬ月の寒けき

庭　雪

あさ戸あけて我はかりみる庭の雪ふむ跡をしみ出もやられす

炭　竈　（朱）一業所感之因果可思之

身に厚きわさもあらまし炭竈にたつるは薄き煙なりけり

埋　火　（朱）置候起心もそひ申候哉

寒き夜は又おきそへていくたひか灰かきならす閨の埋火

佛　名　（朱）越格之體奇々妙々

罪消は三世の佛もよそならし我名を唱ふ時鳥かな

歳　暮　（朱）一とせのくるゝはかなさは人世の如く成べし

とやせましかくやせましと思ひつゝ今年もけふを限とそなる

戀十五首

初　戀　（朱）陰陽の二神のこと初戀めつらしくおほしめしより
〇〇神やしる思ひかけぬる二柱天の浮はし戀わたる身を

忍　戀　（朱）切に忍ぶ心あらはれし
〇〇憂時の身を隠すへき山はあれと忍ふ心の置處なき

聞　戀
〇〇たくひなきしらへと聞て爪琴に心ひかるゝ峯の松かせ

見　戀　（朱）露をなみだ花を人になぞらへられし
〇〇垣間みし花の朝露我袖に置かはしつゝ物思ふころ

尋　戀　（朱）題の心親切に案ぜられし
替て住行衞を知らて音にそ鳴鶉の草莖尋ねわびつゝ

祈　戀　（朱）たとひ玉の緒計なりともうきをわすれし思ひいでにせばやの心あはれふかく候大かたにてはきゝとるまじきにや
〇〇なからへて憂や忘れんさりとも祈る契は玉の細緒に

契　戀　（朱）寸善尺魔尋常に候
〇〇又なにかさはりとならん契りつゝ夜を待くれて胸さわきぬる

待　戀　（朱）自他のかはりのみいかゝ
花に待もみちに待て我宿の梢の雪を見ぬそつれなき

遇　戀　（朱）中川の水にひかれてほのかに結びし軒の荻の露のちぎりなるべし
〇〇中川やさはりはあれと行水の末の逢瀬となるそ嬉しき

別　戀
おき別れ君か行衞に有明の月かたふきてなく計なり

題　戀

思はすも我通ひ路のけさの雪ふむ跡見えてあらはれにけり

稀　戀　(朱)にの字入られては猶可然也いかゞ

別つゝあふこいつとも浪の上の浮木の龜のためしとそ思ふ

絶　戀　(朱)句々貫玉候

我戀は夢のうき橋うつゝにも絶にし後はふみも社見ね

怨　戀

思ふ程いひもやられす怨をは浮ふ泪に又をかれつゝ

舊　戀　(朱)此題うたよみたてする人おほくあやまり候に御心得不思議に候

ふるされて身にうき秋は積れとも我思ひ草色は替らす

山　家

名も高き大内山は分も見す住なれてよし我小野の郷

田　家　(朱)無事神妙

めくり來る垣ねの水はほそけれと賤か門田は秋を社まて

閑　居　(朱)對顔成三人面白存候月下獨酌御床しく存候

ひとり居る庵とはいはしよな〳〵に我影添て月そすむなり

籬　竹　(朱)一ふしある體に候

憂ふしを人にいはれて呉竹の籬に秋の風戰ぐなり

羇　旅　(朱)舟路の枝折は月のかつら星の林ならてはと存候

逢坂の關こえ行けはにはの海浪のかへるに袖しほるなり

海路

沖津舟いつくよるへもしら浪の花のしほりや月ほしの影

野宿　(朱)下句殊美く

むさしのはやとり問へき方もなしいくよ尾花を片しきの袖

故郷

いつくにて見るも替らぬ色なから月にはおもふ故さとの秋

眺望　(朱)秋來見月多歸思などの風情抜絶

詠れは淡路の瀬戸に雲消て唐土までもこゝろやらるゝ

述懐

一とせに花咲春は有なまし草木にたにもあらぬ我身を

懐舊

跡もなき人の言葉の何にかは殘りて今日の泪とはなる

哀傷　(朱)北邙之煙猶有餘習少林之風頻絶妄塵

こゝろひく方にやなひく鳥へ野の夕べの煙空にをれつゝ

神祇　(朱)上下風體相叶可謂君臣合體也

天照すひかりの末をさして見よ三笠の山になひく浮雲

釋教　(朱)此和歌はさして釋教題なれば中々憚ありて不及批判

夢やふれこゝろの月も光そふ雲のはやしにあかつきの鐘

祝言　(朱)つくば山のふもとよりもしげきめぐみに民の竈のにぎはひ候はん事千秋萬歳至祝至禱珍重々々

筑波山ふかき恵のかけにすむ民の竈はゆたかなりけり

元和六年冬日於和泉山中詠之

十竹波

(朱)汚墨八十一篇之内長默六首

(朱)一つふたつひろはむ玉も殘るらん我おろかなる袖のせはさに　光廣

萬松山東海寺開山澤菴百首詠　烏丸光廣點終

往歳乙亥、依台命難遁、臘月、初五日、起但州入佐山之草廬、同二十日入幕府、同二十八日徵入殿、備人事、以禮謁台顏、恩意不淺、而後時々依命窺城坦矣、光陰不留、春往夏來秋亦去、惟時十月下旬、吾山開山祖三百年忌、當此歳臘月二十二日、不可有不香拜、依此奉請歸京之暇、蒙許可、仲冬初七日出幕府矣亦夢寢去又夢寢醒寢何時乎光陰不留、時不待人、吾夢中之世、壽六十四、不得半日閑、東漂西泊、而身已老矣、吁是誰過乎、

世上光陰下坂車　歳云暮矣欲歸家　士峯白雪雖無飽　又思長安一日花

過品川

橋過品川倚旅亭　知音携酒好叮嚀　又相別去問前路　我此生涯水上萍

世をわたる品川賤かくちにさけびかたにになふにうきしらるゝ

六郷の橋をもすきあと見し人もまへになりさきにたちし人もおくれぬる老少不定のさかひもかくやとそ思ひし

たれをかはさきたてたれをのこしけん殘るも殘り果ぬうき身を

今宵かな川にやとりしめて

憂世哉替る淵瀬は人ことのこゝろの水にふみまよひぬる

八日に此宿を出て戸塚を過ぬ

のふる手をにきる十束にたゝぬよを永くも我は頼ぬるかな

所の名を立入るばかりなり名所としもきかねは歌枕も知らす藤澤に晝のやすらひして

浪かくと岡にや兼て造るらん花さく頃の藤澤のてら

此暮に大磯の宿につく此里に虎石とていにしへ遊君石となりて今に有りといへは

石と殘る姿もさそなものゝふのいるやもたゝし大いそのとら

こよろぎの磯も此つゞきといへば

世中はいつくも海と浪わけて小龜もかへりこよろきのいそ

九日に小田原に晝のやすらひして

賤男かこゝろつくしにもる小田はらうたけし人の知らぬわさ哉

小田原といはんはかり且宿次のしるしなり

出小田原上筥根山、路繞羊腸、崎嶇難三十里、漸臨湖水、見之思之、妙高峰頂、行舟亦何難、直入筥根寺則主聳安山立、暮鐘應空谷、樓觀列波、心親覺身、是到龍宮城、山隈有新村、行以鉀角馱、則入坐湖水、湛前士峯涵、寔世外之壯觀也、

遠到筥根山轉重　千年古寺暮樓鐘　影沉湖水有奇觀　樵夫乘舟上士峯

しほならぬ筥根の海の水烟そこのかけさへ不二やもゆらん

十日午時入三島、先參詣於明神矣、本社末社新造、華美不可勝言矣、

南無三島大明神　本地大通佛變身　蓬丈瀛洲是當處　不紹弱水得仙眞

浮島原　杜詩此生如寄耳

行處是皆浮島原　此生如寄不留痕　雖藏身倘未藏影　歸去來兮無月村

思ふ事なくていつくにありはてぬしはしなる世を浮島か原のほる左の海原に松のしげり有といへば、是こそ駿河の國、千本のまつはらとて、たゝ人を白刄にあてし所といふ

むかし爰に人やなけきを植つらん今もちもとのしけき松原

過吹上

客路風寒吹上松　惟時天序在三冬　夕陽收盡浦雲合　數杵猶敲海寺鐘

世に高く吹上の松の名にたつや木末にかよふ沖津しほかせ

多子浦

焦思鹽竈發空烟　世路艱難最耐憐　似愛風光多子蜑　檐頭湖汲月明還

田子のあまくむしほ煙風をいたみ消行空に身をや知るらん

清見關

不鎖關門矣吏生　只能令勝境留行　暮雲埋景有遺恨　淸見寺中鐘一聲

人やたれとむるともなし清見かた浦の眺や波の關寺

過三保

三保松原綠濤波　江東絕勝不尋佗　客中風景未知飽　强策羸驂信脚過

世を忘れ三保の松原ふしの雪しほやく烟海士の釣ふね

十二日の朝江尻の寄を、誰も旅なれば府中とても心とゞまらず、阿部川とやらんもすぎ、まりこ川にのぞめば、夕日やにしきの波水鳥や鴨履をあけて渡るなり、葛袴のすそぬれて、うらみながらにうつの山にかゝる、

いく程そよは石の火をうつの山ひかりのまさへたとる細道

旅人には心をかへの郷ながら、晝のやすらひして、さく頃思ふ藤枝の花波かゝる大井川をわたる、

瀬は淵とおもひかはさば大井川人のこゝろのそこもたのまし

十三日にかなやの宿をいてゝたとるに、こゝそとおもふ菊川も過、中山にかゝれどもさよあけず世にめつるやからは心常にいそがしくそれらにいざなはれて、思ひの外にやどりをとく出で、中山より富士の詠もなりかねて心にかけしも、いたづらになれば、

世をおもふ人ゆゑやとをとく出でゝまたあけやらぬ小夜の中山

年たけて又とはかねて思はざりしにまたこゆるとおもへば

思ひきやとおもひなからにまたこえて行衞はしらぬさやの中山

かけ川にて

ゆくまゝに立歸るへき老か身はとはかり袖にかけ川の波

風ふくろひも身にしむばかりながら富士を見付のけふといへば

富士といへは時知るものを三冬さへ珍らしからぬ雪もめつらし

望士峯

富士山高甲大倭　中朝五嶽亦如何　峰臨東海所何似　只見漁翁雪一簑

去歳見富士、今作記于此、

直上由旬碧落間　千秋積雪擁東闘　月明夜若星無影　富士峰前不見山

十四日濱松の宿を出

里の名はとはてもしるし沖津浪木末にひゝく濱松の音

あら井の渡して須賀の海にのぞみ

しら菅のねさしもしらてよる浪の岩にくたけて引そ煩ふ

鹽見坂をのぼりて

　暮待て見ましや海をわけのほる月影添てさす鹽見坂

坂とはのぼり行道をいふにはあらず、のほり〳〵て上のたいらにして海を見おろす、是を坂の本意とす

思ひきや松原遠く行右に道あり、杜若に名を得たる澤邊に行道あり、

　ことのはをとめて三川の杜若花こそあらめねさへかされぬる

時しも三冬なれば、今は理なり、其時を得てさへ、花は名にさけるのみ、これぞ三川の澤といふべきかたちもなし、田計有りて杜若もなしと興ぜしも、理とぞおもふ、ふた川とやらんにつきて

　かきあけてあらひやなかすかち人のよをうみわたるかさのふた川

難波津の事のあしも吉田と聞くにいさみ有里の名の五位をへてのぼればしるをひろひても世をわたるべき山中なり

　あふこいつと定めなければ定めある命の露の風の間をしき

赤坂にやとりいれば日も暮ぬ十五日の朝こゝを出て

　白妙の雪も埋ぬ赤坂や名にたく花のつゝしならまし

岡崎にひるの宿りして

　鉢袋手をさし入てさかせとも何岡崎の茶の錢もなし

鳴見を暮かけてすぐる

　鄉の子の夕とゝろきに沖のなみなるみと是を人やいふらん

池の鯉鮒と書て里の名のちりふといへば

　水底のうろくす迄もすめる世にあふや嬉しき池の鯉鮒

あつたにつき夏を思ひ出て

夏とてもいかてあつたの宮人はすゝみとるらん月の入海

桑名の城主其身は幕府に在ながら家郎に仰てさきだつて三日迎舟給はる薄暮に宮の前をいたす七里の渡なり

過熱田前初月寒　三更雨進不心安　征帆遲速風消息　渡是嚴陵七里灘

十六日の暮かたに桑名につく此渡をこえて人皆東路の難をのがれたる心地しぬ桑名をかくして

東方いく海山にこゝよりはうけくはなしにかへるみやこ路

こゝを晝にさがりて出で四日市といふ宿に一夜をあかす

見渡せはいせや尾張の海つらをふりわけて行まほのおひ風

行末に宿あり右に瓦の軒高く御堂ありとへば石薬師といふもしをかくして

とはぬよりこひしやくしのはいことにかきやる文の數はつもれと

下輿薬師

拜石薬師其製工　應供方土本當東　露含虛碧瑠璃色　問出身途鎚鑿中

庄野を經て龜山にのぼる

闘之地藏大悲深　酒肆思房錫杖音　誰見高天一輪月　淸光昨夜在蹄涔

宿坂下詣鈴鹿御前

鈴鹿明神古池深　靈燈一點月懸峰　聽消業障盡煩惱　溪水山風神樂音

十八日こゝを出づ

松の風水のひゝきやおのつからきねが袂にふるすゝかやま

名をきけばはなれかたきと思ふに

ねきこともわれにはきかす名を思ふ心やみねと神に祈らは

土山を越え水口といふに晝のやとりして所の名を立入
　惜めをしむ身さへ背さへみな朽て殘るは後の名のみならすや
橫田山石邊をとほる
　久しかれ治まる君か橫田山さゝれいしへも苔むせるまて
右に鏡山を見てすき行に
　是も又君かこゝろのすくなれはすくなるをよのかゝみ山かな
草津といふ所に一夜寢て
　まかなくに人の心をたねなれはこと草つきぬ敷島の道
十九日ひるまへに大津につきあけて二十日に宿をいでゝ
　いにしとしうちいての濱の湖の海又その頃にかへる波かな
歸にいるとて
　山科の春をしもらす梅か香に誰にもまさるせきむかひ哉
粟田山をいでゝ初て都のそらにむがひて
　粟田山やま口出てほの〳〵と都にけふは入そうれしき
二十日ひる紫野の舊居に入る
道の記終

翁草　卷之十四

○澤庵和尚鎌倉の記

宮柱ふとしきたてゝ萬代に今そ榮えん鎌倉の里と聞えしは、昔年三浦の一黨、賴朝に思ひつけ申て、北條より此の里へ迎入奉りてより、威光めてたうして、天下を掌のうちに治め玉ひけるとか、鳩の峰遠く鶴か岡に移ります、神がきも宮柱いやましに立添、國萬代を祝す成べし、本より神と佛は水波の隔、一體異名なれば、本地をあらはせば、西方の化主、日の本に跡をたれ玉ふ、神佛一如なれば、瑞垣もへだてなく、神の宮寺には、東方の化主醫王善逝を安置し、夕曉の鐘の響、無常の夢を驚し、四方のかためとて、四隅に四箇の律寺を創め、國泰民安の禱をつとめ、佛の威儀をあらはし、衆生の利益し玉ふ、我禪法流布の時や至けん、後鳥羽の建久二年に明庵榮西禪師、大宋より歸り土御門建仁に洛陽河東に禪寺を立、顯密を兼おかる、順德院の建保三年に、鎌倉實朝のとき、壽福寺を立らる、是五山の其の一なり、總じて上をうやまひ、下をめぐみ、現當をかねつとめられけれ共、夙因のつむ所やうすかりけん、現在の果報、家も短くして、師子身中の蟲とかや、身の中にして身をやぶる事と成り、實朝はやく公曉の爲にうしなはれ玉ひて家たじろぎぬれと、萬代のちかひや理に殘りけん、後の九代鎌倉とかしつかれ、天下は一人の天下にあらず、道有て代をしづめ玉ふ人の天下なれば、家は平にかはれ共、供基をひらき玉ふは源なり、中垣の隔をいふは人の情なり、然るに此の家も數重代重ぬれば、上をうやまひ下をめぐむ心もうすらぎ、侈に家かたぶきて、其の後尊氏公天下の武將として、一統の代と成て、都には長男義詮、皇闇を守護し給ふ、關東をば二男基氏に預け玉ひて、此の里はとこしなへに榮えけらし、前代の形見とて、世に殘物は神社佛閣なり、平時賴建長寺を始む、五山の第一たり、大覺禪師を開山とす、此の禪師

は字は蘭溪、諱は道隆大宋より後嵯峨の寛元四年に來朝し玉ふ蜀の人なり、昔年千光國師榮西、建保年中に入滅し玉ふ、我世を去て後三十三年に來朝の僧有べし、我三十三年の枯香の師に請すべし、是を布施しまゐらせとて、藕絲の袈裟衣を殘されけり、年月移て三十三年の忌を、筑前國羽堅聖福寺にして、いとなみけるに、來朝の僧もなく、識もあはぬなりといひける所に、半濟の時分に、太宰府に唐船入ぬいかなる人や渡りけるとたづねければ、大覺禪師、此船にて來朝なり、即拈香に請じける、拈香の語は建仁錄に見えたり、

蜀地雲高　扶桑水快　前身後身　兩彩一賽

千光扶桑の人なり、水快とは千光をいへり、大覺は蜀の產なり、雲高とは大覺自らいへり、自賛の語なり、前身とは千光をいひ、後身とは大覺の自いへるなり、合一人、然ば兩彩一賽といへるなり、藕絲の袈裟、今に大覺禪師の塔、西來院に在り、千光三十三年に、大覺齡三十三にして、寛元四年に來朝し玉ふ、昔年千光の遺言、大覺の來朝、千光に寂三十三年、大覺の年三十三、誠に符を合るが如し、又本朝に三十三年有て、後宇多の弘安元年に壽六十六にて入滅ありき、瑞鹿山圓覧寺は、時賴弘長三年に建立し玉ふ、其の時大覺禪師、時賴遊山の次で、禪師がいはく、此地は叢林相應の所なり、建立有べしと、時賴時節をうつすべからずとて、折節田がへし居たる耕夫の鋤をとりて、時賴一下し玉ふ、同大覺鋤を取て一下し玉ひ、其の所に草庵をむすびそめ玉ふ、其の後弘安元年に、大覺入滅有りて、同五年癸丑の年に、時宗公立おさめらる、時に詮藏司英典坐兩僧を使として、大宋へ渡され、住持を請ぜらる、其の帖に曰、

時宗留意宗乘、積有年序、建營梵苑、安止緇流、但時宗每憶、樹有其根、水在其源、是以欲請宋朝名勝、助行此道、煩詮英二兄大覺之弟子、莫憚鯨波險岨、誘引俊傑禪伯、歸來本國、爲望而已、不宣、

弘安元年戊寅十二月二十三日　時宗和南

詮藏司禪師　　英典座禪師

兩僧是に依て宋に入り、同二年の夏、佛光禪師請を受て來朝し玉ふ、即圓覺寺の開山祖是なり、圓滿常照國師と號す、諱は祖元字は子元、自ら無字と號せらる、第三龜谷山壽福寺は實朝の御建立、時代も先なりけれ共、十刹の位にて有し後に五山に任ぜられける故に、鎌倉五山の第三に列なれり、千光國師開山祖たり、塔を逍遙院と云、第四淨智寺は、龜山院の文應元年に來朝し、徑山無準の法嗣兀菴禪沙開山祖たり、師檀の緣や淺かりけん、後四年に時賴旣薨し玉ふ、其の後禪師は志有りて宋に歸り玉ふ、附法の弟子心翁禪師、南淵宏海和尙、年若きを以て、大宋徑山石溪和尙の法嗣佛源兩師を、開山に定置玉ふ兀庵を開山とせさる事は、故有りとぞ、第五淨妙寺は山を稻荷といふ、千光の法嗣退耕行勇禪師開山たり、塔を光明院と云ふ、此の外十刹諸山の禪院、代々の新營數を知らず、來朝の諸師歸朝の列祖、皆此の里に跡を殘し玉ふ、其の昔延曆の頃、和州大安寺行表、和尙樂寂、其の先神秀派の禪師來朝有り、即行表和尙大安寺に禪院を立、行表空海最澄等參禪有し、其の禪は宗派斷絕す、南宗の禪日本に傳へてより、此の里は誠に禪師の源なりおのれが十二世の先師圓通大應國師も、龜山院の文安三年の秋に歸朝有りて、建長寺に住持し玉ふ、此の間筑前の興德寺、同國橫岳山崇福寺、京師の萬壽寺に住し玉ふ、相合て四言の錄有り、後宇多院其の道をしたひ玉ひて、國師千化の後城西に龍翔寺を草創し玉ひて、師の遺像を安置し、跡猶今に殘れる、其の外城南薪里妙勝寺所々に跡を殘し、終に建長寺に入滅を示し玉ひて天源庵と云ふなり、天筆を染給ひて、塔の額を普光と賜はる、一度かしこに行て、一番を燒き、報恩の志をとげ、其の外諸祖の塔燒香順禮せばやとて、寬永十年癸丙の仲冬の初に江府を出れば、旅よりたびに立衣手寒き曉、左は江水淺々として白く、右に向へば富士の根白し、しのゝめも時行空に村寺の鐘を聞て、

曉出江城對士峰　　路邊水白照褭容　　往人馬上知繼夢　　道者綏敲村寺鐘

旅人の朝立てゆく馬の上に見つゝや宿に殘しつる夢
またさめぬ此世の夢を見ていやはかなる身の行衛哉
たひ衣かたしく袖に入夢はふるさと人のよるのこゝろ歟
旅枕かり寢の夢はゆめの世を見ならはしとも知らてはかなき

行く海道をふるに、袖も引ちぎらす、上り下りの人數しらず打過ぎゆく、いづれか世に殘りとゞまるべき、夢に逢ひ、夢に別れいつをうつゝぞや、行とまるべき終のやどりを知る人やある、本覺の都とやらんも、名には聞つらん覺束なし、

東往西還見幾人　人人相遇孰相親　親疎不問草頭露　露晩風前夢裡身
西行法師

いつくよりいつくに通ふ道なれは此世を旅の宿といふらん

とかゝる事を聞ても、身の行衛思ふ人ぞまれなる、

とまる身も行も此世を旅ならは終のやとりを人に知らせよ
とまる身もゆくも此世を旅ならは終のやとりは何地ならまし

と、口の内につぶやきながら行に、かしこの里のこなたより左に付て、行く所こそ金澤へ入道なれといふ、そこの鄕の名をとへば、かたびらの里と聞て、

地白なるはなのあしたにはた寒く夏そきてみんかたひらの鄕

と俳諧して、谷相の道をへて行く、やう〳〵にして高き所にのぼれば、古き寺など見付て、のがれたき心もやぶれぬ、魂傷山俠深愁破崖寺右と杜工部が作けん詩を思ひ出しぬ、又一坂をのぼれば、一木の松あり、おひのぼりたる正木のかつらは、つゝらくる人もまれなるに、山男ひとり爪木取が是にとへば、能化堂の松是なりと云ふ、立よりて金澤を見おろせは、詞もなく、實にや此の入海は古しへより唐の西湖と、もてなしけるときくも、いつはりならじ、迫門の明神とて、入海にさし出たる山あり、古木くろみ

麓に橋あり、橋の下より潮さし入ぬれば、はるか遠き山のいりまで湖水となり、潮引ぬれば、水鳥も陸にまよふにこそ、水陸の景氣もあした夕にかはり、金岡も筆及ばざりしとなり、來て見る今は冬枯の野島が崎とほくふるは、秋の千草の色もなし、水むすびつゝすゝみとる折にふれてや名付けん、名は夏島に夏もなし、島根にあまの小屋みえて網をほしたる夕附日、漁付のてらし是なり、染てかはらぬ筆の跡硯の海のうるひにや、雨にきてまし笠島は、人の國なる瀟湘の、夜の心もしられけり、目路とほけれど富士の根を、心に寄せてまたふりぬ、江天の雪と打詠む、浪たちかへる市の聲、風まち出る沖津舟、遠寺の鐘も響き來ぬ、洞庭とても餘所ならず、月の秋こそしのばるれ、水の底なる影を見て、臂をやのぶる猿島は、身のおろかなるなげきより、おとしてけりな烏帽子島、蜑の子供のかり殘す、沖のかちめが鎚の音、あら磯波に釘うたせ、朝夕しほやさしぬらん、箱崎なりとをしふるは、松さへしげるあひにあふ、しるしの箱を納めつゝ、西を守ると聞つるに、東の海の庭深き、神の心ぞたうとかりける、

島々やいく浦かけて大和歌いかになかめん三十一文字

かくて爰に日をくらしなんもいかならむとて、山を下り里に入ぬれば　朔日頃の山の端に、纖月かすかにして、鐘ひびき、海岸の底にこたへ、岡のやかたは浪にうつり、龍の都に入ぬるやと覺束なし、海士のいざりをたよりに、宿とひて一夜を明し、先寺に詣けるに、本堂一宇あり、諸堂皆跡計なり、五重の塔も一重殘りぬ、此の金澤山稱名寺はいつの年にか、龜山院の御願所と號せらる、此の所は一切在家をまじへず、今の在家は、皆當寺界内なり、殺生禁斷の浦なりし、漁人なとゝ申者は一人もなし、時うつり國一度亂る、廢亡して再びいにしへにかへらず、庄園黑落て武家押領の地となり、房跡は漁人の栖家と成院々は跡なく海士の小屋數そび、當寺界外の下郎共は、武家の手に付門外に有ながら、却てかれらが顏色を窺ふ有様思ひやるべし、佛前の燈もほそく、朝夕烟もたえがちなりと、老僧達三人かたられけるに袖をうるをし、むかし船つかはし一切經をも取渡し、其の外俗事外外典共世にたぐゐなき本共、金澤文

庫と事付有は、當寺より紛失したるなりとかたらる、經藏もこぼちぬれば、本堂に一切經をばこめ置となり、寺の致境をめぐらしぬれば、山かこみ古木そびえたつて、松杉の隙毎、秋よりけなる紅葉のほのめきて、青地なる錦をはりたらんは、かゝるべきかなといひあへり、

何とたゞ空に時雨のふりわけて染る楓にまじる松杉

堂前の池には、蓮葉亂れ、冬の水ひやゝがに、伽藍の跡共は、野菜のうねとなり、一の寳といへるは、萱が軒端かたぶきてめぐりの房々も、ひへわたりて、人の音ないもせず、思へば却て寂寞無人聲の扉をとぢ、坐禪觀法の床をしめたるに似たり、かく佛法零落の時節、いかなる人が世に出給ひ絶たるをつぎすたれたるを起し玉はんか、慈尊三會の曉を頼む計なり、世に生れて人の時めき榮え、何事をなすも心にまかせ奉らずと云事なく、いきほひなびきぬる事、幾世の因縁をつみてか、果報のかゝる事にはいたるべきぞや、唯人と生るゝのみさへかたき事なり、たとへば天つ空より釘をおろして、廣海原や、底なる一粟をさしとらんとし、浮木をもとめる龜の如し、況かゝるまれなる果報に生あひて、三ば四ばの殿つくり、軒に軒をならべ、さき草のさき〳〵いやましに榮えむ世は、濱の眞砂を數々かそへても、なほたらぬ祈は、いつの世も下より上をおしなべてうとからぬ心ながらも、いにしへの跡をみれば、淺茅が露に宿る月は、よな〳〵かはらず、何事もむかしは、蓬がそまに引立たるを見るにも殘るは名なり、宮寺などはいとなみしかたばかりも世にとゞまりて、今の世迄も是はたれのはじめて、草をむすび給置ふ、是は誰の絶たるを、重て取おこし給て、今までかくなんと、所の者の口に殘てつたへ申を、其の代の人の形見とぞ見る、是を思へば自の栖居は、いかにして形見を神社佛閣に殘さまほしき事なり、此の世にあだながらも殘る名は朽ずして傳へ、後の世は佛果の緣とならん、然るを時の人は、かゝる事をかりそめにも聞ては、かたはらいたき事にいひなせ共、かしこき世々の君、いか計智慧有る人も信じ來りたる道なれば、下りたる世の淺き智慧にては、此の法をそしりやぶりがたし、やぶるはやすく立るはかた

し、やすきは道もとほし、道はいたりがたき物なり、百日かゝりていとなみし家も、破るゝは一日の中に有り、何事もかゝる理とおもふべきなり、此の寺に來て見まつる笠の軒も落、時雨も露もふりそふ有様ながら、晨鐘夕梵の聲のみ、かつ〴〵もたえぬ計に、此の法の今少殘たるしるしとぞ聞し、

山言金澤寺稱名　　響谷晨鐘夕梵聲　　時去池蓮餘敗葉　　院荒籬菊尙殘英
挾風松竹留秋見　　聆雨芭蕉入夜鳴　　尾上峰宇廊下海　　登臨終日隔人情

池のほとりに一木の楓あり、いにしへ爲相卿、

いかにして此一もとに時雨らん山にさきたつ庭の紅葉は

とよみ給ひしより、此の木時雨に染ぬとて青葉の紅葉と申習はすよし語りぬ、昔のぬしに手向とて「世々にふるその言の葉の時雨より染ぬそ色は深きもみちは」一日めも爰をさりがたくて、かなたこなた見めぐりて、迫門の明神に詣けるに、千歲の古木、雲をしのぎ、回岩宮をつゝみたる、山のいきほひ、實に亘靈神の手を延て、いづくよりか、此の山をうつしけんとあやしきばかりなり、いかなる御神ぞと尋ねければ、三島の大明神、本地は大通知勝佛伊豆と御一體なると、神職へ答ける、まうてつる昔を今に思ひ、伊豆の、三島も同じ神垣の內、

法身妙應本無方　　三島不阻一封疆　　山色涵波顯無跡　　朝陽出海是和光

社の前へは島をつき出して、辨才天を勸請し、島へは、第一第二の橋あり、島のめぐり古木浦風になびきける波木、末をあらふ一根淨なる時、六根共にきよし、我人のかうべに、神やどらるゝにや賴もしうぞ覺る、

波風もこゝろもなきぬ大海をさなから神のひろ前に見て

宿のあるじ船もよひして、自艪をおして汀を出るに、秋も過行野島こゝなれば、

身のあきを思ひ合せて哀なり野島の草の冬枯の色

夏島は名のみなる時は冬なかばなり、

三冬にも猶ふる雪のたまらぬは是夏島の名にや消らん

笠島に來て

かさ島や來てとふ里の夕時雨ぬれて宿かす人し有とや

烏帽子島といへるは、とはでもそれと知るべし、

朝夕になみ寄せきぬるゑほし島奥よりあらきかさおもやこれ

箱崎といふあり、

神の守る西と東は替れともこゝもしるしの箱崎の松

あくれば三日、鎌倉へおもむくに、一坂すぐれば里あり、こゝなんむつらの浦かと問へば、それとこたふ、海人の子どもの遊ぶを見て、

四つ五つむつらの浦の蜑の子のあそふは汐の遠干潟かな

あまのすみ家のあはれを見て、

浪あらすむつらの浦のあまの子やかこふとするも滿つるなりけり

山路十町計行て、山の高みをたゞちに切とほしたる道を入ぬれば、鎌倉山を見る、岸へそびえたり、是等ならびて松の重み是を誠の千とせの松、萬代の鶴岡と覺ゆ、行手の右に芝生のひろき所あり、是は右大將の御殿の跡なりとて、民今にたねものをまかぬとなり、德程たうとき物なし、大將ひとへに威ありて德ましまさずば、いかでか今の世までかくあらん、桀紂はいにしへの人主なれども威有て德なければ今の世の人を桀紂にたとふればいかる、夷齊は古の餓夫なれ共、賢にして道をそんすれば、今の世の人を夷齊にたとふれば悅ぶ、德をばねがふべき事なりと思ひつゝ見つゝ過行ば、漸日も山のはに入相ばかりに、鎌倉の里につく、爰を雪の下といふ、折からあひにあふ宿なり、

夕ぐれに宿とひよれは折にあふ雪の下てふ名さへあやしき

やどりは瑞垣ちかき所なり、暮方より社頭にぎやかなり、いかにと問へば、今日は霜月に入て卯日なり神拜あるよし聞ゆ、幸なりとて夜に入て社參す、拜殿には神樂始り、五人のをのこ八乙女笏拍子の聲松にひゞき、笛鼓の音肝にめいず、宮々の御燈のかげほのかにして、社參の人々の足音計は聞えて、其の人はさだかに見えず、燈ちかくなれば、神の行かひ色めく有樣、よるの神事ほど殊にすぐれたるはなし石のきざはし高くのぼりて、本社に詣ければ、神主着坐あり、伶人左右になみ居たり、御箸めぐり三獻過て樂初り、左座より伶人出で舞ふ、八音のひゞき內陣も感動し、鶴岡の松風千とせの聲をそへ、鎌倉山も萬歲をよばふ、神事終り宿に歸り、明れば四日なり、冬の日は頼みがたし、木枯の風やしきりけん時雨の雲やきほひけん、先いざとほき方をきはめて、我指所の寺に行へをしめんとて、五山寺々をおくにひめおき、江の島に赴く、道すがら浦山かけてけしきも、所々にかはり、目をこらす所多し、金銅の大佛、新長谷寺をも、歸るさをちぎりて忽ちに行に、濱邊近き山本の一村をば、坂の下と云ふ、名もくもりなく、底すみたる星月夜の井に、かげみれば身のおとろへに、爰も老の坂上と越行は、極樂寺といふ律寺あり、

たのしみをきはむる寺の內とても世の憂事やかはらさるらん

といひつゝ門に入てみれば、極樂といふ名にも似ぬありさま、佛は臂おちみぐしかたぶき、堂はいらかやぶれ、むなぎたるみ、かゝぐべき寺僧の力もなく、あらき繩もてまとひ立たるは、是や七寶正眞のまき柱ならん、極樂寺のかゝる零落を見て、地獄門のさかゆく事、そらにしられ皃、しかあれど、さる人のいへるは、地獄極樂の境も、さまでとほしとも聞えず、方寸の胸の中、一心の上よりみづからつくり出す事なれば、時の間に地獄も消て天堂も成べし、地獄天堂皆爲淨土と聞時は、此の寺のめぐりにしげき梢をば、七元の寶樹共見、囀る鳥の聲々は賓伽衆鳥の和雅とも聞き、或は大身滿虛空中と聞ば、佛はま

のあたり億土も遠からず、去此不遠ととけり、是も迷へる衆生にかりの姿を方便して、己心の覺體を表すれば、實に利益無邊なり、誰も心をはふらすべからず、法は機によつて修すべし、

極樂寺前地獄門　人人具足業障根　野曉幾回春風草　迅死受生原上魂

濱の道もはる〳〵と行て、腰越にて舟をかり、島へわたり、つゞらおりなる坂をのぼり、一坂々々に海のおもてを、木の間より見おろしたる氣色いふかたなし、丹青も筆及がたくぞ覺る、來て見る家もよそのながめとやならん、見盡瀟湘景、乘船入畫圖とは、かゝる事をやいひてん、

眺つる家をもこめてゐの島を筆の跡にや人のとむへき

下從金際上登空　一島名高抄八東　驅景何知自成景　人乘舟入畫圖中

於同島和天祐和尙之韻

西湖易地是君山　江島眺望天水間　潮滿側舟潮落步　波心一路有人還

ほの〳〵かへるさ催して島をはなれもときし道に向ふ、流を片瀨川と云ふ、

思へともおもはぬ人のかたせ川わたらはすそやぬれ增りけん

星月夜の井を過るに、夕日のかたぶけば、

雲はれて道は迷はし星月夜かまくら山は名のみなりけり

新長谷寺に詣で、

大和路やうつせは爰も初瀨寺尾上のかねの餘所ならぬこゑ

あま小舟泊瀨とよみしは、實にこゝなるべし、海山かけて詠め一かたならぬ所なり、くれて雪の下の宿りに歸り、五山の樣體とも所のものにとふ、建長寺圓覺寺はならびの山なり、淨知寺もむかふの山なり壽福寺淨妙寺は、各別の所なりとそこ〳〵の道すがらを委く伺ひ、燒香順禮の爲なれば、香の姿など取したゝめ、威儀をとゝのへ、先づ建長寺にむかふ、左の偏門には、海東法窟と云ふ額有り、右の偏門には、

天下禪林と額あり、正門には亘福山といふ額あり、山門には西燭の筆にて、亘福山建長興國禪寺と、二行に小額あり、中央の爐は石なり、閣壞て今はなし、行て見れば、かりに板をしき、其の上に觀音の像を安置す、たゞちに佛殿にあかふ、ゆくての右の嵩山と云ふ、古木雲を凌き、常磐の松に秋の色をまじへ、折から山のはえいはんかたなし、開山塔西來院は、此の山陰なり、惣門に嵩山と云ふ額有り、佛光禪師の筆なり、方丈有庫院有悲堂には、圓鑑と云ふ額有り、圓鑑と打たる額に故有り、開山隨身の鑑有り入滅のきはに、是を志深き隨侍の僧に授玉ふ、開山入滅の後、時頼師をしたひ給ひ、愁歎なのめならず或夜師夢に時頼にむかひて宣ふ、我が在世、隨身の鑑をしか〳〵の僧に授ぬ、我をしたふ心有ば、此の鑑を見玉へ、其の鑑に我がすがたを殘すなりとしめし玉ふ、夜明て不思議の思ひをなし、しか〳〵の名付たる僧や有と尋玉ひければ、さ候と申、鑑や持たるととひ給へば、夢のうちの師のしめしに違はず、さらば其かゞみをとて取あげ、時頼常に此の鑑を見給ひ、師をしたひ玉ふ、鑑の金をみがきたるに、觀音の像と見えたる金の紋有り、是をわがすがたを鑑に殘すと、師のしめし玉へば、實に師は大悲の示現有りて、辟支佛の身をあらはし、世をすくひ玉ふなるべし、時頼薨じ玉ひて後、開山塔に籠玉ふ、扨こそ圓鑑と額を出たるなれ、寺僧語られし鑑の體は、爐形なるが、爐の丸みを鑑の面に見せて、みがきたる金の紋に大悲のすがたほのかに有り、遠目に見る如くなり、開山香拜をとげ、みづから先師大應國師の塔、天源庵に入ぬる、道すがらよのつねならず、其の昔我山の開山祖朝參普請して、此の道を行還玉ふ事、しらぬむかしを今見るやうに覺てあはれなり、爰は雲開の跡とて、石に切付たる柱の跡あり、遙過雲關無舊路と頌せられし、我祖の句裏の雲關を過て、普光の塔に入り、香をたきて慈顏を仰ぎ拜す、諸師の塔ども殘らず順禮し、次の日は圓覺寺に入り、開山佛光禪師を拜す、所がら常ならず、仙境やかくあらんと覺ゆ、塔樣誠に勝たり、慈顏うるはしくいける人にむかふ如くなり、いかなる屈強の人も、涙をもよほす事なり、野鳥來て肩になれ、白龍けさに現ずと傳しが、在所の有樣をうつし、椅子に白

き鳩とまり、袈裟に白龍をきざみたり、實にや谷虚にして山おのづからこたへん、無心にして物よく感ず、芭蕉無耳雷を聞、磁石無心にして鐵をためす、無心の力いくばくぞや、菩提心さへ胸に殘らば煩惱なるべし、まして煩惱を胸におかんや、即煩惱菩提といへること葉なり、已眼明らかならずして、達人の言葉をとりもち來て、我物となしていへる倫、世におほし、玉は本石なればみがゝざれば光なし、みがゝざる石をさして玉なりといはんや、玉といはゞ玉成べし、光なくば何を玉のとくとせん、達人のいへる心は、石皆玉なり、などみがきて光をえざる、人皆ほだいなり、修して何に菩提の光をばなさゞるとなり、又修もなく證もなしと云るも、修得證得の人の言葉なり祖師先徳に花實となりたりと、今の世にはあだ花のみ咲て實なし、言葉をとる計なり、甘といふ文字となへたるとて、ロあまかるべからず、火と唱へたりとて、ロあつかるべからず、ロのほとりに有る佛法賴もしからず、何事をも腹にあぢはん人こそ床しけれ、佛光の塔を出て、第四淨智寺に入て見れば、三間四面の堂一宇、ふるき佛を安置していづくを開山堂といふべき樣もなし、末派遶士の僧一人來てかづく、茅屋ちいさくいとなみ、かたはらに有りて其の次に又一僧一宇をかまへてゐたり、佛殿の本尊はやぶれて、こもといふ物にてつゝみて有しを、我等みづから立負持來りて、膠付などして、わびつゝも立置ぬとかたりける、淺ましき有樣なり、天下の五嶽、などかくの如く成果ぬる事やあると、嘆息やみがたし、又次日は建長寺に入、佛國禪師を拜す、正統庵は夕に扉をも閉す人住ざれば、夜はけだものゝ栖と成と見えたり、いかにしてかゝる樣にと問へば、所領庭園いさゝかもなければ、舊祿末派も有ながら、我私の庵をさへ守りかねたる事なれば本庵をいかにもしがたしとて語る、常舞の塔は、風扉をひらき、さし入物は、夜半の月より外はあらじ禪師、そのかみ

月はさし水鷄はたゝく槇の戸を主顏にてあくる山かせ

と詠じ玉ひけるは、今見れば跡を識し給ふにこそと覺る、さま〴〵色どり繪書たる棟、うつはりを雨に

くだし、現容よくにん事を思ひ、志をきざみし尊像も、今は露雫にうるほふ、後門の方を見れば、から様にきざみなしたる典くづれころびて、あれども、たれおさむる人もなし、か様にもすたれはつる事やと歎く外なし、いさゝか香の資を奉りしも誰にかかく云ふべき人もなし、門派の人を尋て授て歸りし、禪居庵は大鑑禪師淸拙和尙の塔なり、香拜して歸りぬ、一老僧後に宿坊に尋られ、古今の物がたり共有し、次日は龜谷山壽禮寺に入、逍遙院も今はなし、逍遙院はあやなくに水かれて草靑し、入定の石龕荊棘かこみ、藜藋さわり、方丈も今はなし、殘りたる一院に、いさゝか開山塔をかまへて、香燈を備ふ、千光國師の尊像儼然たり、佛殿もかた計の體なり、淨智寺は小佛殿方丈、是もかた計の體なり、天地唯一僧寂寞の扉をとぢて音もせず、開山塔をば光明院ときけど、光は地に落けむと思ふ計なり、爰を出てむかふの山に報國寺と云あり、總門に漸入境塔と云ふ四字を題す、是より這入ば岩のめぐりたるかげに佛殿方丈有ばかりの跡なり、爰をも出て又むかふ谷に入ぬ、左に深き谷あり、覺園寺といふ、律家有り實に古跡なり、尊氏將軍の再興し玉ふより、此のかたの寺なり、むねの札に、たしかに見えたり、今の世の工の造りたるに違ひ見所多し、長老坊の造りなど外にはいまだ見ぬさまなり、月中行事の順箒有り叮嚀なり、むかしはさて今は定て十が二三も勤はあらじと思ふ、八十の老僧一兩人打眠て、壁に寄かゝりたる有樣、いづくにたとへむ閑さ共覺ず、いさゝかも世中をばしらぬがほなり、心にまかせなば、爰に留て生をおくらまほしとぞ思ふ、捨ぬる身さへ心の儘にならぬ事なり、人のおもふに違ひぬ、此の寺庭園も少は殘り、山林もあれども、人をかくより境日々におとろへぬと見えたり、甲斐力の人有は今少軒をもかゝせ庭の木の葉をもはらひつべくぞ覺えける、いづくにも任にあたる人稀なり、境は人に依てあらはるといふ事實なり、五山などの斯樣迄淺ましく成ぬる事は、いつの時よりかと問へば、伊豆の早雲閼八州を領せられけれ共、そこ〳〵の國郡をしる人達、皆北條に隨ふと云ちぎり計にて、國郡は昔の如く預り居るなれば、八州の司といふ計にてしる所はせばかりけん、事たらざれば、力もいらずして落し

やすき、寺社の領地を皆おとして、我臺所をにぎはされてより、かくの如く成ぬとなり、五山などいふ地をけづりてはたすべき、いかがとて僧一二人朝け夕けをつゞけよとて、十貫づゝ殘し置て、皆おとされ、建長圓覺は所ひろきとて、百貫殘されし、今もせめてむかしの地ならは、物の數にも事たるべきに、しる所も此の世にかはりぬれば、もとゝ云名計にて、庫院のけぶりも賑ひうすきなど、語るに付ても思ふ、人は世によき名をこそ殘さまほしき事なれ、早雲かゝる事をし置て、寺社皆はて、我家さらば千代萬代も榮えば、其の家に善人生れ合て、惡敷道をよきにあらためなば、先祖の名も重てあらはれなん、家はやく果ぬれば、あしき名のあしき儘にて、世に殘れるは、殘多き事なり、家をば萬歳千秋と祈るべき事なり、一度惡事も有共、あらためてよきにかへせば、惡敷時の名かくれて、能名を殘すはめでたし我身に事たらぬからに、外をむさぼり寺社をついやす、我こそ有てつけずとも、人の付たるをおとすは重罪なり、され共無道ながらも、なべて世の人の心なり、事たらぬより心の外の事も有べし、あまる財あらば外にほどこして、一は菩提の爲、一には名を後代に殘ば外の德何かあらん、此の頃神社佛閣修造の御沙汰有りと聞にこそ、御家に久敷傳はり、御名も萬代迄と知らるれ、世の安からん事を、上におぼすより下が下迄人のいきほひかへりて、目出たうぞ見えける、此の山陰の僧徒まで末たのもしき哉と云あり、

龜か江のやつと聞て、

くちぬ名の跡はかはらし己か身のふる萬代の龜か江のやつ

爰は梅が谷といへば、

むかしたが軒端に唉し梅かやつ忘れぬ宿の香に匂ふらん

梅谷梅開憶昔年　昔年榮達盡黄泉　紫羅帳程珊瑚枕　曾宿此花誰作眠

あふぎの谷に折居て見れば、扇子かたにほりたる石の井あり、名水といへども、夏とてもむすびつべう

も覺えず、山のかたにもみぢいろ能く染て、つまくれなゐのあふぎが谷とぞ見し、

夕顔の日扇子の谷なれやつまこかしたる山の紅葉は

此處玉淵筆者落字と見ゆ扨々愚鈍なる筆者かな

花の谷にて

さそな昔さきけん春の花の谷あとの名迄も猶匂ふかな

古へ阿佛此里にくだり、月影の谷にかりのやどりして居給ふ跡と聞て、

共身こそ露ときえてもなき玉や今もすむらん月影の谷

かくて爲相もくだり給て、もろともに爰にてなく成玉ひぬとか、爲相の石塔とて、慈恩寺の上の山にあり、各の手向に、

石の碑はたか後の世のためすけと問ふこそくちぬ共名なりけれ

谷々をめぐるに、爰はたれそれがし、かしこは共なにがしとかや、古き跡共限もなし、

建久封疆多變寺　寺終廢壞又平蕪　千旋萬化不留跡　昔日英雄背亦無

九代のあとゝ云ふを見て、

見てそけふ思ひあはする麻はなくこゝろの儘のあとの蓬生

新勅撰に入とやらん歌に、

世の中にあさは跡なく成にけり心のまゝの蓬のみして

とあるを今思ひ出てや、

麻はなく蓬とよみし言の葉や我世の後を兼て言けん

同じき歌の心ばへなり、あれなる岡べの祉は、文覺上人の遺跡なれと、あない賴し人の申せば、よそながら見て、

かくといかに住世におもひ岡部なる一むら薄哀とぞ見る

有文學遺跡　唯不見其人　遮眼霜餘草　斷根水上蘋
懷今復懷古　觀世更觀身　四百年前事　于時感慨新

幾度もとて又々八幡宮にまうで、

十かへりの梢をならす風の音に聲を合する鶴か岡の松

吹千年綠鶴岡松　永翠蔽源家後蹤　禱則感應如在控　神宮寺裡一聲鐘

入巨福山建長寺拜開山大覺禪師於西來院經曰照于東方萬八千土云々

不覺從前大覺寺　照東方土破群昏　嵩仰得力西來意　下載淸風月一痕

拜瑞鹿山圓覺寺開山佛光禪師

圓覺伽藍包天千　大千日月途中旋　展虛 午禮三拜　宇宙損身老矩禪

入龜谷山壽福寺拜千光國師於逍遙院

照暗千光本一光　逍遙太宋止扶桑　諸看黑漆崑崙耳　敬爲祖師燒作香

金峯山淨智寺開山塔

門庭不設祖師禪　淨智莊嚴松竹旋　見塵我宗眞建立　草深一丈法堂前

拜稻荷山淨智寺開山塔日光明院行勇禪師

月沈野水光明院　峯披靑雲祖塔婆　當昔澤菴蛇陳所　看來今日一僧伽

拜報國寺開山佛乘禪師題門曰漸入佳境

認題門空入佳境　枯木園岩囊古鐘　想見祖師行道日　其聲今開意中鐘

拜佛國禪師之塔、先問塔主山風暗、谷常寂塔者無香灯之備、雖法門之正統、菴缺提綱之任否、空房而老鼠白日行、野狐入夜宿、禪扉不閉、風霜飽漫慈影、吁時乎命乎、聞昔年之盛事、見今日之頽廢、感慨非一

卒賦俚語云、

土曠人稀一塔荒　禪扇不鎖飽風霜　可憐此法令墜地　佛國光輝有若亡

拜大鑑禪師淸拙和尙於建長寺禪居菴

盤結乾坤作草廬　大唐日本一禪居　出無門矣入無戶　塔樣直看先刧初

覺園律寺尊氏將軍再興有棟銘

覺園律寺日苔生　木葉鳴風布蓬色　八十五僧不言戒　唯依床壁睡爲榮

（十五卷より十七卷まで義人錄、十八卷より廿四卷まで舊章錄、省之）

翁草　卷之二十五

京都古町の事

〇附兩本願寺境內洛境御土居濫觴及雜色町代の事

洛に古町と號する町々有り、昔よりの由緒の趣、下京組の記錄有之を乞ひ需めて、其要を爰に錄す、上京組にも加樣の類あるべし、他日求之、珍說あらば可追加、

古町記錄書拔

下京古町の義は、昔京都將軍家の末に至り、武威衰へ、度々洛の戰ひに、町人も離散いたし、在家もこゝかしこに僅に殘り、下京、高倉通東は一面の河原にて、家もなく、五條通(今の松原通の事なり)より下は、田野河原なり、時に天正年中豐臣秀吉公御代に成り、大阪五奉行の內、前田德善院玄以法印、因州の內五萬石【割註】私曰玄以法印丹州龜山の城主なり因州とある事不審可追考」の領主を京所司代に被成、寺社奉行をも兼られてより、其節殘り有之町々、則今、古町と號す、其後段々在家建續候分を新町と云ふなり、去れ共、下京は、町數も少く、其の上寺社も町の內に入込有之故、寺社の分は洛外へ引移すべき旨、太閤より德善院へ被仰渡、漸々に寺社は洛外に被引移、右の內法華宗寺々の義は、德善院右宗旨たる故、最負に被存候や、大方は上京の土地高く、水難無之、而も在家多き町中へ、替地を被遣、餘宗にては上京に有之誓願寺をも、東の河原の眞中へ移され、其外の淨土宗等、大方河原屋敷、六條通迄に、寺相應の替地を被下、いづれも當分は難義に及ぬれ共、時移代換り、今にては洪水の難も止み、繁昌の地と成る、今の京極通(俗に寺町通と云)是也、昔は火難水難とも、六角堂の鐘を撞て、京中へ其變

を告しが、天下靜謐に成り、千本通勘解由小路に遠見を建て、鐘を撞かせられ候樣にに成し也、右古町の方境は、前に記す如く、高倉通東は河原なるにより、東は東洞院、西は油小路、南は松原、北は二條邊迄の間に有之町々、五十九町を、下京古町と號す、五組に分り、艮組中組四條三町川西巽組と云但川西と稱するは、當時にては、堀川より西の事なれども、以前は西洞院より西を川西と號せり、此川は至て小川なから、平安城開かれし昔より、葛野郡に有來る所の谷川なり、柳の水も昔は淸泉にて有しが、段々民家建續き、家々に井を堀る故にか、涌きも少く、今にては、惡水と成る、西洞院は、往古は谷川成し故、今も新町油小路共に少し地形高きは此の所以なり、東藍染川【割註】今東洞院より東人家の裏に此流今に溝川と成て其形有りと云可追考」西は西洞院川、是皆內川なり兩本願寺境內の事は、天正十九辛卯の秋、西本願寺へ下京六條七條の間の地を被下、右に仍り、法華宗本國寺は、其時迄南向の寺にて南に總門有て、參詣せしが、此所限り本願寺へ被下故表門を塞がれ、無是非北東裏に總門を建る、今の總門則是なり、西本願寺境內町數五十六町なり、東本願寺境內の事は西本願寺より十一年後、御當家の御取立にて、慶長壬寅年境內屋敷を被下、加藤喜右衞門奉行にて、兩度に被打渡、此の境內町數合五十九町なり、

洛四邊の土居の事、文祿元年高麗陣の時、太閤は肥前名古屋に御在陣、高麗の都、且つ中國の都の構抔の事を御聞及び、細川玄旨前田玄以等へ御談じ有て、京都四邊に土居を被仰付、竹を植ゑ、七口を開き是を總土居と號す、鴨川の西北に堤を築き、皇城の構と成す、所謂七口は粟田口、坤は東寺、西は丹波口、北は淸藏口、艮は鞍馬口、東北大原口、荒神口なり【割註】私曰洛繁榮に仍、東面の土居は段々願て開之、町家と成る今僅に土居殘る」

鴨川堤の事、荒神口より北大宮渡迄、西堤長さ二千五百九十四間、右の內荒神口より今出川口迄、堤根石垣有之、自夫北二千間は、石垣無之、右根置高馬踏の事、

大宮渡より清藏口迄　（根置十間馬踏四間）　高九間
清藏口より鞍馬口迄　（根置十二間馬踏六間）　高一丈
鞍馬口より荒神口迄　右同斷
柊野より二條口迄の堤　（長さ六十八町五十間間數四千百三十間）
大宮より荒神口迄は、公儀御修復なり、荒神口より二條口迄、町人請取場なり、又二條より五條迄東西の石垣は、板倉内膳所司代の節出來す、
古京の町の御禮の事は、昔より年頭御代替に不限、世の治亂に付、獻上物等持參、御禮申上候事は、先御當代にては、慶長五年子九月關ヶ原御陣以後、京都町より草津に至り御賀儀申上、同十九寅十月朔日大阪御陣の節、上下京より銀千兩（イに千斤とあり）獻上す、此の故實世に周く知る處なり、
又御當代以前の御朱印の寫十七通左に記す、

信長公洛中地子御免除の御書付寫

一如前々可令還住の事　一陣執免除の事
一非分の課役不可申懸事　一地子錢免除の事
但し追々可申出候條其以前何方も可能納所事
一居宅週畢の間人足免除の事
右所差定不可有相違者也仍下知如件
元龜四年七月　（御朱印）　彈正忠
今度新造構の條寄宿相除畢然上は家宅無油斷可再興之狀如件
天正二年正月　（御朱印）　信長
上京中

此度爲音信單袖紬十到來遙々懇情喜入候條東國の爲體上洛の刻可申聞者也

四月四日　　　　　　　　（御朱印）　信　長

上　京　中

札の金子二枚慥に請取申候以上

十月三日　　　　　　　　牧野淸兵衞　書判

上京下京の　老　中（旨）

京中屋地子之事被成御免許畢永代不可有相違候條可存其旨者也

天正十九年九月二十二日

上　京　中

京中地子之事今度被成御免畢任御朱印之旨永代可相違の狀如件

天正十九年九月二十五日　　　　玄　以　書判

上　京　中

上京下京地子御免被成單功錢銀子二十枚請取申候也

天正十九年十二月二十八日　　　　山　内　橋　内　書判

木　下　半　助

民部卿法印

就端午之祝詞御帷子二幷數之帷子五十到來御悅思召候島津事始居城諸城相渡捨身命中納言陣所へ懸入候條不被及是非被成御赦免薩州臺川太平寺へ被立御馬猶石川治部少輔木下半助可申者也

五月五日　　　　　　　（御朱印）　秀　吉

上　京　中

爲音信生絹一反帷子十到來悦思召候尙委細細井新助可申者也
(御朱印) 秀吉
上京中

此表就在陣爲音信帷子十到來每年懇情令祝着候追付歸陣の條其刻可申候也
七月五日 (御朱印) 秀吉
上京中

爲八朔禮儀縮羅十反到來悦思召候猶民部卿法印可申候也
(御朱印) 秀吉
上京中

爲音信生絹同帷子百到來悦入候此表彌任存分候條心安可存候猶玄以方へ申候恐々謹言
卯月三日 (御朱印) 秀吉
上京中

爲關東御在陣見廻帷子百幷生絹帷子七遠路の到來悦思召候猶杉原伯耆可申候也
五月五日 (御朱印) 秀吉
上京中

爲音信鹽硝五十斤鉛二十斤到來祝着候猶法印可申候恐々謹言
六月二十八日 (御朱印) 秀吉
上京中

爲名古屋見廻指越年寄共生絹帷子二十帷子百遠路到來悦思召候高麗の事都て初を平均被仰付則國々え被仰遣御代官先勢共大唐え可相働由被仰遣候猶高麗大明國の事木下半助可申候由民部卿法印方え被仰遣候

也

六月八日　（御朱印）秀吉

上京中

爲在陣音信單衣五到來悅入候猶安威五左衛門可申也

壬八月十二日　（御朱印）秀吉

上京中

爲音信兩夫殊帷子三十到來令悅思召候高麗の儀如被聞明無紛所故入御手候近々太閤樣可爲御渡海旨の處當年の義是非共御無用の由家康利家被仰上三月迄相延申候京中滿足令察候猶兩人被申候恐々謹言

六月九日　（淺野彈正）長政判

上京中

右之十七通は上京組十三町に年替に預之、大切に護持つ寫なり、尤傳寫の誤も可有歟、吉利支丹【割註】私曰吉利支丹の文字古來如此書候處、常憲院殿御世の節、御諱字に相障候故、吉利の二字を相改、切の字に書替候て、自夫已後切支丹と相認候事」宗門の事、慶長年中迄に盛になり、長崎を始京都に至迄、所々に寺を建る、洛の內にては五條西洞院一條油小路此二ケ所に大寺あり、然るに此宗旨邪法成由にて、國々所々の寺を破却せられ、所司代板倉伊賀守より、嚴令を以て制止すといへ共不止、依之慶長十八年六月二十一日、右爲吟味關東より山口駿河守を西國へ被遣、同十二月二十六日大久保相摸守、上方爲政道上京有之候得共未止、後其段々御穿儀有て國々の守護地頭代官等に被仰、津々浦々に至迄、一統に宗門改始り、銘々旦那寺より請狀を差出、其砌より諸國へ囑託之高札を被立、其寫、

定

一伴天連の訴人に　銀　二百枚

一印留慢の訴人に　銀　百　枚　被下之と雖、自今以後者
一はてれんの訴人に　同　三百枚　一いるまんの訴人に　同　二百枚
一同宿幷宗門の訴人に　同　五十枚
右の條々堅可相守者也若隱し置脇より顯るゝにおいては其名主五人組迄急度可被行曲事者也仍て下知如件

年號月日　奉行（當時の高札八ケ條銀數も是とは少々相違す其後又改りしにや）

右の高札所々に建之、伴天連と申すは耶蘇宗門の長吏、餘宗の和尚上人の類なり、印留慢と申すは此宗旨の談義を致す僧徒の樣なる者なり、提宇子と申すは、本尊の名なり、毎に善次まると唱ふ、右の宗旨を捨るを、ころぶと云、其ころびの者の末を類族と申すなり、

天正十年年明智日向守、上下京の地子免許、同十九卯年太閤秀吉公上下京地子御免、此時は未だ町數も少し、古京計りなり、其外の畠は地子出る、元和三巳年從當將軍家、下京畠地子御免、夫より次第に町建續き、寬永十一戌年より洛中家續の地子御免、幷洛外迄も、地子御免なり、其節の上下京町數、家數の覺

上下町數　千四百六十七町　家數三萬七千三百二十五軒
洛外町續　二百四町　家數四千九百八十一軒
西東本願寺町數　百十九町　家數二千二十三軒

下京八組古町の分
北艮十二町組　町代　山中仁兵衞
一烏丸通御池上る　二條殿町　一烏丸通姉小路上る　虎屋町
一同三條上る　場の町　一三條通新町東へ入　衣棚町

一三條通西洞院東へ入　釜屋町
一室町通御池上る　御池の町
一同三條上る　役行者町
一御池通室町東へ入　兩替町

南艮十二町組

一烏丸通三條下る　饅頭屋町
一室町六角下る　鯉山町
一三條烏丸東へ入　梅忠町
一新町三條下る　三條町
一蛸藥師室町西へ入　姥柳町
一六角室町東へ入　骨屋町

三町組

一錦小路烏丸西へ入　占出山町
一烏丸錦小路上る　手洗水町

右組には昔より年頭共外總ての勤方不仕

巽組十町半組

一東洞院綾小路下る　扇酒屋南半丁
一同高辻下る　燈籠町
一烏丸綾小路下る　二帖半敷町
一室町佛光寺下る　山王町

一室町通二條下る　藥師町
一同姉小路上る　圓福寺町
一新町三條上る　新町頭町
一姉小路室町東へ入　兩替町

町代　奥田佐兵衛

一烏丸六角下る　七觀音町
一室町六角上る　烏帽子屋町
一三條室町東へ入　御倉町
一蛸藥師烏丸西へ入　橋辨慶町
一六角西洞院東へ入　西六角町
一六角町東へ入　玉倉町

町代同　人

一烏丸四條上る　爭山町
一四條烏丸東へ入　長刀鉾町

町代　石垣　甚内

一同佛光寺下る　高橋町
一烏丸四條下る　水銀町
一同佛光寺下る　大政所町
一佛光寺東洞院西へ入　上柳町

一佛光寺烏丸西へ入　釘隱町
一高辻室町西へ入　繁昌町

巽組枝町

一高辻室町東へ入　骨屋町

外に同枝町小組五町

一高倉松原上る　葛籠町
一富小路萬壽寺下る　本神明町
一佛光寺藪屋町東へ入　大黑町

中之組九町

一室町錦小路上る　山伏山町
一錦小路新町東へ入　天神山町
一四條新町西へ入　革堂町
一綾小路室町西へ入　善長寺町

中組十二町

一室町四條下る　雞鉾町
一新町六角下る　新町六角町
一新町錦小路下る　小結店町
一新町四條下る　南四條町
一新町佛光寺下る　北岩戸山町
一綾小路新町西へ入　矢田之町

一同室町西へ入　糸屋町
一松原東洞院東へ入　紙子屋町
一富小路松原下る　上抑明町
一佛光寺柳馬場東へ入　佛光　東町

町代　田内彦兵衛

一同四條上る　菊水鉾町
一四條室町東へ入　函谷鉾町
一綾小路烏丸西へ入　童侍者町
一新町佛光寺上る　南袋屋町

町代　松原幸助

一室町綾小路下る　白樂天町
一新町蛸藥師下る　百足屋町
一新町四條上る　北四條町
一新町綾小路下る　北袋屋町
一上同　南岩戸山町
一四條新町東へ入　（扇坐町月鉾町とも云）

川西八町半組

一西洞院錦小路上る　古西町
一油小路四條下る　石井筒町
一西洞院四條下る　妙傳寺町
一綾小路油小路西へ入　西綾小路町
一油小路松原下る南半丁　樋口町

川西十五町半組

一醒井四條上る　藤西町
一四條油小路東へ入　傘鉾町
一油小路佛光寺下る　太子山町
一油小路松原下る北半丁　樋口町
一西洞院佛光寺下る　本柳之水町
一佛光寺西洞院西へ入　木賊山町
一高辻西洞院西へ入　永養寺町
一高辻油小路へ西入　西高辻町

合八十一町半

町代　田内彦兵衛

一油小路四條上る　藤本町
一西洞院四條上る　蟷螂山町
一錦小路西洞院へ入　空也町
一佛光寺油小路西へ入　喜吉町

町代　竹内助九郎

一油小路錦小路上る　山田町
一油小路綾小路下る　風早町
一油小路高辻下る　麓町
一西洞院綾小路下る　綾西洞院町
一綾小路西洞院東へ入　蘆刈山町
一佛光寺西洞院東へ入　菅大臣町
一高辻新町西へ入　堀之內町
一天使突抜高辻下る　舟屋町

往古の帳面は五十九町なり、其後御靜謐繁昌に成候て跡より追々相かはり如此也、然れ共元來よりの組々、川西組二組中組二組巽組、此七組を古京と申候て、毎年江戸表年頭御禮等、此組計より相勤る、私曰上京古町組の町數幷故實等未考、追て此末に可書加、

右江戸表年頭拜禮、其外御代替等臨時の拜禮共に、上下京古町年寄共順番を以て、上下京より一人づゝ

井上下京の町代差添、例年罷下、熨斗日綾島等獻上致來候、古例は右年寄共剃髮の者計に候處、享保八卯年河野豐前守、京都町奉行より、向後俗體有髮の者差別なく罷下候樣被申渡、其後は右の趣にて勤來右參上の砌、所司代より船川渡の御證文出る、

京都所司代の事、文祿年中前田德善院玄以法印へ寺社奉行兼役にて被仰付と記す、其前の事は不見、

私曰所司代の事、足利家治世應永の頃多賀豐後守、京所司代なり、是凡濫觴と見えたり、其後文明の頃、浦上豐後守此職に居る、光源院殿義輝公の時、松永彈正少弼、信長公の時、村井長門守、秀吉公の時、前田德善院勤之、古萬覺記に見えたり、

御當家に成り、慶長の始より奧平美作守、所司代被相勤、慶長五年九月二十三日西六條にて、安國寺惠瓊を被殺、其次板倉伊賀守慶長五より、

私曰古町の帳面に如此有と雖是は誤か、慶長五に奧平に被仰付、同六より板倉所司代たる事分明なり

（武鑑所司代前錄に同八よりと有は非歟）

同二十年大阪御陣以後迄、元和六年より同周防守所司代被仰付、此時分京都町中へ、二十一ヶ條の御觸書出る、右在役の内、寛永十一年戌年七月十一日、大猷院殿家光公御上洛、公武の歷歷を始、洛中洛外の町年寄共不殘山科迄御迎に出る、同日午刻二條の錦城へ入御、同壬七月京都町年寄共二條御城へ御禮に參上、其節京中へ銀五千貫目拜領被仰付、家數三萬七千八十六軒に割る、一軒に付銀百三十四匁八分二厘づゝ頂戴之、此時洛外の家續地子錢御赦免有之、周防守跡役牧野佐渡守、承應三年上京九ケ條の御觸書、此時出る此在役迄は、京都町中の事、所司代に於て一式取計有之處、寛文五年京都町奉行始て被仰付、其後町方の義は、所司代を離れ、町奉行の支配に成る、自是先、寛永十一戌年所司代板倉周防守時分、郡代所を五味備前守に被仰付、萬治二亥年より右代り小出越中守相勤、其頃は伏見奉行も郡代兼帶にて、小堀遠江守、水野石見守兩代の間は、五味備前守、小出越中守と立會、伏見にて月に三日京にて月に

三日地方の公事裁許有之處、越中守死去以後、寛文五年跡役兩人仰付られ、郡代の名を被止、町奉行と稱し、宮崎七郎右衛門は若狹守、兩宮權左衛門は對馬守に受領して上京す、是京都町奉行の始なり、是迄郡代の內は與力五騎、同心十五人の處、此時より、與力十騎同心三十人づゝに成る、夫より追々御抱增有之、當時與力二十騎、同心五十人づゝなり、右兩人の跡役能勢日向守、前田安藝守の時分、同十三年より御役料現米六百石づゝ被下之、今以同前なり【割註】伏見奉行郡代兼帶の義は、水野石見守切にて相止京町奉行は其儘兼帶す」

私曰京都奉行の事、古町記錄且つ武鑑の前錄等にも、五味備前守を始とするは非なり、備前守幷小出越中守は町奉行に非ず、本文に記る所正とすべし、

佐渡守跡役大阪御城代より、板倉內膳正、寛文八年上京、其次同十年二月より永井伊賀守、其次延寶四年七月より戶田越前守、此時分より所司代御役料一萬俵づゝ被下之(下略)

町代の事、板倉周防守時分漸二三人有之、町中より給銀を遣し抱置候者に候處、其後次第に勤方も多く、格も能く成て、一旦は帶刀迄仕候處、井上志摩守、前田安藝守、町奉行の節、天和年中より町代帶刀被差留候事、

右は古京の記錄の趣を以て其大旨を起し畢、尤記錄の內小細の事は悉除之、古京帳面も天正以後は相殘り、自夫以前の分は致紛失難相知の由奧書に有り、上京組に古の記錄有や可追尋、

雜色の事、當時町代と共勤方類すと云へ共、是は格別の者なり、雜色の名目は至て久敷義にて、古き書に出たり、大政官府の雜式共雜色共云り、古はザツシキト唱ぬる由、元來禁庭に候する下司にて、囚獄の事に預る、朝廷の御規式にも、其品に寄り今も出勤す、或は先拂警衛の類を勤之、御上洛の節行幸御參內御行列の眞先は雜色なり、是は汚穢不淨を掃ふの爲成べし、又渠等が宗旨は日蓮なり、其の所以は普廣院殿義敎公の時代、宗祖日親上人囚と成て、雜色共是を呵責する時に、色々の奇特有て上人竟に枉

難を脱するの妙に歸依して、雜色共皆其徒と成と云へり、自是前北條執政の頃は、兩六波羅に候すと見えて、太平記抔にも其事あり當時の勤方も、主役は牢屋敷囚の事に於て、其他に携る者無之、悉く渠等が役なり、雜色四人を四座と云、其譯は洛の方境を四條室町の辻より四隅に分て、乾の方は五十嵐、坤の方は松村、巽の方は松尾、艮は荻野と古來よりの定め、是を四方內共號す、但洛中の事には不預、洛外に至て、右四隅の在邑の事は、悉く右四人の執次にて、公用を通達す、古より四人の雜色へ御朱印二百石地方にて賜之、銘々配分す、配分高不同なり、又其下に下雜色八人有て、是も地方にて小給あり、又雜色上下共に祇園神事地の口とて、氏子の町により米錢を取る、此數古今替事なく、是又知行同前也、總て祇園會の事に雜色專ら預る譯、定て故實可有事と、先年雜色へ是を尋しに、渠等も曾て其の由來を不知と云々彼勤方の中に、殊に目覺敷は、祇園祭禮の節、各烏帽子素袍着用、組下雜色八人の內、四人はふち座とて鐵棒を曳き、着用は上雜色と同服なり、四人は切子座とて、切子の棒を持つ、着用は麻上下（切子の棒と云は幕串の樣なる物なり）上下雜色敷皮の樣なる物を腰に當る、素袍上下其外挑燈等諸相印は絞り幕の如き模樣を付る、世上に雜色の印は幕なりと覺れ共、幕には非ず、宇治の晒布なりと云々、六角堂に於て山鉾鬮取の節も、其場所へ立會、當日山鉾引出の節は、四條柳馬場に、雜色四人各床机に着座し下雜色八人是に屬して警固し、其前へ曳懸る節、其町の年寄五人組より、其鉾何番と云ふ鬮取の印紙を差出す（此印紙京都町奉行の印なり）下雜色受取て上雜色へ披露す、上雜色四人床机に在て、此印紙を取廻して改之、町役人共間は傍に蹲踞す、改濟て鉾を引出す、其體尤嚴重なり、祭禮の節も、眞先妙法蓮華經と書たる楯の板を持せ、其次に伊達道具錺道具等を二行に相持、見座の者上下着用、先立雜色は各烏帽子素袍麻上下等にて、次に列し、持鎗挾箱合羽籠長柄傘等を爲持行列す、其中に騎士は一人もなく實にも異風にいかめしき樣なり、其外御名代使入洛の節は、公儀與力同心の先拂の次に同樣の體にて鎗を爲持先を拂ふ、刑人洛を引廻し、刑罰の時、是亦與力同心の先に立出勤す、其外加茂祭等、公儀祭に

も凡與力同前の格式にて出る、諸御用の勤方、士分の格に似たれ共、公邊の格は與力の支配にて同心より次に列す、餘國に無之珍敷格の者なり、其下に見座中座と云者あり、見座は牢屋に相詰、牢飯等其外牢舍人の事を役す常に帶刀す、中座は奴僕なり四人出入の繩取并牢舍人平日の事を見座と同勤す、其長たる者は、牢屋の勤を省き、諸御用警固等に與力同心出役する時、鐵棒を曳て先に行く、是元來京都町々の髮結共の役にて、年行事と號し、古は牢屋へ相詰、右の役を勤候處、中古より替りに中座と申物を其町々より給銀を以て召抱爲相勤、若、無人にて御用不足の節は、今以て年行事共罷出、中座の助役勤之、右年行事差出候町々、上下京に六十九町有之、是を年行事町と號す雜色の事一に故實舊記等可有之義に付、雜色共へ是を尋るに、渠等方にも一圓書留も無之、唯古來よりの仕來を以て相勤候由、京都町奉行交代の節も、其趣を雜色より勤書に書上るよし、

〇上京六丁町掃除人足の事

御所御掃除方を勤る六丁町の濫觴は、古へ新在家六丁とて、御所の傍に商家あり、中頃右町々御用地に被召上、當時は皆御築地内と成る今も新在家御門の前一町は、其六丁の內と云り、

寶永五子年禁裡回祿の後、長者町烏丸邊の町家を取拂ひ、其跡堂上衆の屋敷地に渡り、其所に新に總門を被建、是今の新在家門なり、世俗呼で蛤門と稱す、其心は燒て口明くと云ふ心なり、其節被取拂たる町家の分、右の六丁町成べし、可追考

御掃除を致す所以は、往昔應仁の頃より、公威武權共に傾廢して、御所は實にも古宮の荒果たるさまにて、狐梟の栖と成り、草茫々たるを、六丁町の者共朝暮に見奉りて恐れみ悲みて、責て、草を引き、御掃除程の事は、御邊りに住る冥加の爲に、營み上げ奉らんと、御掃除を致せし事、例と成て、其後禁裡御繁榮に隨ひ、御所々も多く成り、宮前きらびやかに成る儘に、爰も六丁町の掃除場、かしこもとて修理職より云付られ、又其上に掃除の外人足迄差出す樣に成て、其失脚夥し、六丁町の町數計にては、右

の御用勤り兼るに仍り、中頃より右組町〻被定、西は室町下は丸太町、東北は限りなく、凡町數八十町程なり、一ケ月の人足御用高凡千百餘人古町に年行事月行事を定置て、勘定の、翌月朔日町奉行所へ書付出す、寳永五年以後は、最初よりの親町は所を立退ぬれ共、追加の町々を、其儘六丁町と唱て、今以て同様に御用勤め來るなり(古町々此御用を勤るに仍京役の內竹切御免なり)但新在家御門前御用御粽師川端道喜事、彼先祖の者御所御衰廢の節、供御さへかれ〴〵に渡らせ玉ふを見兼參らせて、朝供御にもやとて朝な朝な已が業なる粽を淸らに取營ふ奉りしより、今に至て、每朝粽を獻ずと云々、

翁草　卷之二十六

皇譜　後陽成帝以來

人皇第百八
後陽成院

―覺深法親王　（仁和寺殿一品嚴島御室）　任助法親王資
母大典侍藤原親子　中山大納言親綱卿女
天正十五年月日誕生正保五年閏正月二十一日寂（六十一歲）號後南御室

―承快法親王　（梶井殿）
母同上（早世）　俗名幸勝

第百九
後水尾院　諱政仁
御母中和門院藤原前子　近衞關白前久公女
文祿五年六月四日降誕　慶長五年十二月二十八日立親王（五歲）
同十五年二月二十三日於小御所御元服（十五歲）同十六年三月二十七日受禪（十六歲）同
年四月十二日御即位寬永六年十一月八日讓位同日尊號（三十歲）
慶安四年五月六日御落飾法諱圓淨（五十六歲）御戒師慈照院仲暉和尙、延寶八年八月十九
日崩御（八十五歲）同閏八月八日奉葬于泉涌寺奉號後水尾院御在位十八年

―信尋公　（近衞殿三藐院關白准三宮信尹公爲子）

正保二年三月十一日薙染法名應山大云（四十七歲）
慶安二年十月十一日薨（五十一歲）號本源自性院殿

―尊性法親王　（大覺寺殿二品法務東寺長者）
母藤大典侍輝子　日野大納言輝資卿女
慶長七年月日誕生同十八年三月二十二日親王　宣下
慶安四年三月二十二日寂（五十歲）號佛恩寺殿

―堯然法親王　（妙法院二品）　天台座主
母勾當內侍藤原孝子　持明院中納言基孝卿女
慶長七年月日誕生同十八年三月二十三日親王　宣下
寛文九年閏八月二十三日寂（六十歲）號慈恩院殿

―好仁親王　高松殿無品彈正尹
母中和門院　慶長八年三月十八日誕生
同十七年十二月二十六日親王　宣下
寛永十五年六月三日薨（三十六歲）葬大德寺號永照院殿

―明子　（院女御長仁親王御母　母越前宰相源忠直女）
延寶八年七月八日薨同十一日葬大德寺龍光院
號妙吉祥靈輔義英大夫人

―女子

良純法親王　（知恩院御門主二品）
母源大典侍具子　庭田大納言重通卿女
慶長九年月日誕生號八宮
寛文九年八月一日寂（六十七歳）同三日葬泉涌寺

昭良公　（一條殿元は兼避自淨心院關白內基公爲子）
母中和門院　慶長十年四月二十六日誕生號九品
同十四年十二月十七日元服（五歳）
正保五年八月四日薙染法名惠觀（四十七歳）戒師大德寺玉舟和尙
寛文十二年二月十二日薨（六十七歳）同月二十日葬東福寺號知德院殿

尊覺法親王　（一乘院殿二品興福寺淸水寺別當）
母同上　慶長十三年月日誕生
寛文元年七月二十六日寂（五十四歳）號明了院殿

道周法親王　（照高院殿二品）
母土佐局　春日神主大中臣時廣女
號吉宮（早世）

道晃法親王　（聖護院殿後號照高院殿二品園城寺長吏三山檢校）
母三位局　古市播磨守胤榮女
慶長十七年月日誕生延寶七年六月十八日寂（六十八歳）

同二十七日葬于白河號遍照寺殿

一慈胤法親王（梶井殿二品天台座主號常修院殿）
母土佐局　元和三年月日誕生
元祿十二年十二月二日寂（八十三歲）

一皇女（曇華院殿）
母中和門院（早世五歲）

一淸子內親王（准三宮　鷹司關白信尙公室左大臣敎平公母）
母同上　文祿元年月日誕生號三宮
慶長六年十一月九日內親王　宣下
延寶二年十二月九日薨（八十三歲）同十二日葬于二尊院號大鑑院明極文至

一皇女（諱惠山大聖寺殿號東御所）
母同上　文祿四年月日誕生寬文二十一年八月十九日薨（五十歲）

一皇女（光照院殿）
母同上（早世十四歲）

一貞子內親王（二條攝政康道公室光平公母）
母同上　慶長十一年月日誕生　齋宮

延寶三年六月十七日薨（六十九歲）同二十二日葬于二尊院號貞子院永輝元壽
（諱尊嚴光照院殿）

皇女
母目々典侍　葉室中納言賴宣卿女
寛文九年三月四日薨
（諱永崇大聖寺殿號養德院殿）

皇女
母平内侍　西洞院宰相時慶卿女
元祿三年七月二十日薨（八十二歲）同二十二日葬十歡喜寺

後水尾院皇子

皇女
（鷹司左大臣教平公室後遁世住南都號圓照寺殿諱文智）
母於與津御娘人　四辻大納言公遠卿女
元和五年月日誕生號梅宮元祿十年正月十三日遷化（七十九歲）

第百十
明正院
（諱興子）
御母東福門院源和子　贈大相國秀忠公女
元和九年十一月十九日降誕號女一宮寛永六年十月二十九日爲内親王（十歲）
同十一月八日受禪同九日母后中宮爲東福門院
同七年九月十二日御即位（八歲）
同二十年十月三日讓位（二十一歲）同十二日太上天皇尊號御在位（十四年）
元祿九年十一月十日崩（七十四歲）同月二十五日奉葬泉涌寺

昭子内親王
（近衞關白左大臣尙嗣公室）

母同上　寛永二年九月十三日誕生號女二宮
同十四年十二月八日内親王　宣下
慶安四年五月十五日薨（二十七歳）同十八日葬東福寺
號光明心院寂照尊常

―高仁親王
母同上　寛永三年十一月十三日誕生同月二十五日親王　宣下
同五年六月十一日薨（三歳）號貞照院殿

―皇子
母同上　寛永五年九月二十五日誕生
同年十月六日薨號光融院殿

―顯子内親王
母同上　寛永六年八月二十七日誕生號女三宮
延寶三年壬四月二十六日薨（四十七歳）同五月三日葬于光雲寺
號妙莊嚴院覺海龍宗

―皇女　（寶鏡寺殿）
母御匣局逢春門院藤隆子　櫛笥左中將隆致朝臣女
寛永八年正月二日誕生號八重宮
明暦二年正月八日薨（二十三歳）同十日葬于眞如寺
法號前景爰特賜仙壽院宮久嶽理昌長老

草　　翁

―賀子內親王　（二條攝政光平公室）
母東福門院　寛永九年六月五日誕生號五宮
同二十一年十月二日內親王　宣下
元祿九年八月二日薨（六十六歲）同六日葬于二尊院深信解院宮

●第百十一
後光明院　（諱紹仁）
御母東福門院實者壬生院贈左大臣基任女
寛永十年三月十二日降誕號素鵞宮
同十九年十一月十五日爲親王（十歲）同二十年九月二十七日御元服
同十月三日受禪同月二十一日卽位
承應三年九月二十日崩（二十二歲）依御疱瘡也
同十月十五日奉葬于泉涌寺御在位（十一年）

―孝子內親王
母源大典侍（後號小一條）庭田左中將重秀朝臣女
慶安三年十月十五日誕生號女一宮（明正院を奉號女一宮此號不審且誕生之年號も前後す可追考）
天和三年十二月三日內親王　宣下寶永五年子正月二十三日一品

―皇女
母東福門院　寛永十年八月二十三日誕生號菊宮
同十一年七月十五日（二歲）號元證院殿

―光子內親王　（林丘寺殿　後普明院殿）

母逢春門院　寛永十一年七月一日誕生號緋宮
延寳八年九月十九日落髮（四十七歲）戒師天龍寺提西堂

尊敬法親王
（滋賀院初祖日光山輪王寺殿一品天台座主後改守澄）
母壬生院　寛永十一年壬七月十一日誕生號今宮
同二十一年十月二日親王　宣下
延寳八年五月十六日於東叡山寂（四十七歲）號本性院殿

皇女
母小兵衛局（後號帥宮）水無瀨中納言氏卿女
寛永十二年六月二十七日誕生號新宮（早世）

性承法親王
（仁和寺殿一品覺深法親王資）
母帥局　寛永十四年正月十八日誕生號豊宮
正保四年九月二十七日入室卽出家（十一歲）
延寳六年二月二十九日寂（四十二歲）同三月二日葬于法金剛院號後大御室

皇女
母壬生院　寛永十四年九月二十五日誕生號滋宮
寛文二年九月五日遷化（二十六歲）

●第百十二
後西院
諱良仁

草
翁

御母東福門院實者逢春門院

寛永十四年十一月十六日降誕號秀宮
正保四年九月十五日爲親王（十一歲）慶安四年十一月二十五日御元服（十五歲）
承應三年十一月二十八日踐祚（十八歲）明暦二年正月二十三日即位（二十歲）
寛文三年正月二十六日讓位同二月三日太上天皇尊號（二十七歲）御在位（八年）
貞享二年二月二十二日崩御（四十九歲）同三月七日奉葬于泉涌寺

性貞法親王（大覺寺殿二品東寺長者尊性法親王資）
寛永十六年四月二十八日誕生號寛宮慶安二年四月五日出家（十一歲）
元祿九年正月五日寂（五十八歲）號金剛心院宮

皇女（鹿谷靈鑑寺殿）
母壬生院　寛永十六年二月八日誕生號谷宮
延寶六年二月五日薨（四十歲）同十二日葬于盧山寺號淨法身院月江宗澄

皇女（早世）
母逢春門院　寛永十七年八月十二日誕生號摩佐宮

堯恕法親王（妙法院殿二品天台座主堯然法親王資）
母新廣義門院藤原國子　贈左大臣基音女
寛永十七年十月十六日誕生號照宮
元祿八年四月十六日寂（五十六歲）號獅子吼院殿

皇女
母壬生院　寛永十八年六月二十八日誕生號桂宮

皇女　（寶鏡寺殿）
母逢春門院　寛永十八年八月二十二日誕生號栢宮

常子內親王
母新廣義門院　寛永十九年三月九日誕生號級宮
寛文四年十一月二十三日嫁于近衛基熙公
元祿十五年八月二十六日薨（六十一歲）

穩仁親王　（八條殿一品式部卿　一品中務卿智忠親王爲子）
母逢春門院　寛永二十年四月二十九日誕生號幸宮
明暦元年十月十四日親王　宣下同十一月二十四日元服
寛文五年十月三日薨（二十三歲）葬于相國寺號金剛壽院殿

尊光法親王　（知恩院御門主一品）
母權中納言局　四辻大納言秀繼卿女
正保二年九月二十九日誕生號榮君承應四年四月六日親王　宣下
延寶八年正月六日寂（三十六歲）同十二日葬于知恩院號無量威王院大蓮社超譽

道寛法親王　（聖護院殿一品道晃法親王資）　寺長吏三山檢校
母逢春門院　正保四年四月二十八日誕生號聰宮
明暦二年十二月十七日親王　宣下
延寶四年三月八日寂（三十歲）同十五日葬于三井寺號淨顧寺殿

眞敬法親王　（一乘院二品興福寺淸水兩寺別當尊覺法親王資）
母新廣義門院　慶安二年四月二十四日誕生號登美宮
明曆四年六月九日親王　宣下寶永三年七月六日寂（五十八歲）

盛胤法親王　（梶井殿二品天台座主慈胤法親王資）
母權中納言局　慶安四年八月二十二日誕生號房宮
延寶八年六月二十日遷化（三十歲）正法院殿

尊證法親王　（靑蓮院二品天台座主）
母新廣義門院　慶安四年二月十日誕生號玲瓏宮
永祿七年十月十五日寂（四十四歲）號後桂蓮院殿

●第百十三
靈元院　諱識仁
御母東福門院實者新廣義門院
承應三年五月二十五日降誕號高貴宮
明曆四年正月二十八日立親王寬文二年十二月十一日御元服（九歲）
同三年正月二十六日受禪同四月二十七日御卽位（十歲）
貞享四年三月二十一日御讓位（三十四歲）同二十五日太上天皇尊號御在位（廿四年）
正德三年七月十五日御落飾御法諱素淨享保十七年八月六日崩御（七十九歲）
同葬于泉涌寺

皇女　（光照院殿）

母權中納言局　承應三年七月二十二日誕生號睦宮
天和三年六月一日寂（三十歲）

─皇女　（大聖寺殿又歡喜寺殿法名求亨）
母新廣義門院　明曆三年八月二十日誕生號珠宮
貞享三年壬三月五日薨（三十歲）同七日葬歡喜寺
號本元院殿

後西院皇子

─誠子內親王
母女御明子　彈正尹好仁親女
承應三年六月七日誕生號八百宮貞享三年七月二十三日內親王　宣下
同年十二月二日薨（三十三歲）

─長仁親王　（八條殿無品中務卿）
母同上　明曆元年五月十四日誕生號若宮
寬文九年二月二十五日親王　宣下同十一月五日御元服（十五歲）
延寶三年六月二十五日薨（二十一歲）同二十八日葬于相國寺號靈照院殿

─幸仁親王　有栖川殿二品兵部卿卿後式部卿
母新大納言局（後號東三條）清閑寺大納言共綱卿女
明曆二年三月七日誕生號二宮寬文九年八月二十九日親王　宣下
同十年十一月二十一日御元服（十五歲）元祿十二年七月十三日一品

同月二十五日薨（四十四歲）同三十日葬于大德寺龍光院號本空院殿

─承秋門院　（幸子女御）
延寶八年九月二十三日誕生號英宮
元祿十年二月二十五日爲女御入內（十八歲）
寶永四年五月三日准三宮同五年二月二十五日爲中宮
同七年三月二十一日門號　宣下

─皇女
母新大納言局　明曆三年四月十六日誕生號女二宮
萬治元年薨（二歲）葬于般舟院正源院殿

─皇女　（鹿谷靈鑑寺殿法名宗榮）
母　萬治元年十月十七日誕生號摂宮
延寶七年八月六日出家（二十二歲）

─永悟法親王　（圓滿院殿無品大僧正常尊附弟）
母權典侍岩倉中納言具起卿女
萬治二年九月十八日誕生號三宮
寬文九年二十九日親王　宣下同十月十三日出家（十一歲）
延寶四年十一月二日寂（十六歲）號法性院殿

─皇女　（大和國法隆寺內中宮寺殿法名尊秀）
母新大納言局　寬文元年七月一日誕生號樂宮

─皇女

母中内侍　富小路三位頼直卿女
寛文元年十一月四日誕生號常宮同六年九月日薨（六歲）號眞珠院殿

―義延法親王　（實相院殿二品大僧正義附弟）
母新大納言局　寛文二年六月三十日誕生
同十一年九月十九日親王　宣下同月二十五日出家（十一歲）
寶永三年十月十九日寂（四十五歲）同十一月二日葬于岩倉號十如院殿

―守全法親王　（輪王寺殿改天眞二品尊敬法親王資）
母同上　寛文四年七月二十八日誕生號益宮
同十三年九月十三日親王　宣下同月七日出家（九歲）
元祿三年三月一日寂（二十七歲）解脫院殿

―皇女
母同上　寛文六年正月日誕生號賀陽宮
延寶三年五月二十四日薨（十歲）葬于報恩寺號桂德院殿

―皇女
母六條局　梅小路中納言定矩卿女
寛文七年五月十八日誕生號香久宮同八年七月日薨（二歲）

―皇女　（曇華院殿）
母同上　寛文八年六月二十二日誕生號館宮

延寶六年十一月二十七日出家(十一歲)法名聖女

益子內親王
母新大納言局　寛文九年五月十八日誕生號賢宮
貞享三年七月二十三日內親王　宣下同年七月二十七日嫁于九條輔實公

公辨法親王　(毘沙門堂殿今輪王寺殿大僧正公海附弟)
母六條局　寛文九年八月二十一日誕生號貴宮
延寶六年十月十九日親王　宣下同月二十六日出家(十歲)
寶永四年十一月六日准三后

道祐法親王　(聖護院殿道寛法親王資)
母同上　寛文十年九月二十七日誕生號攀宮
延寶八年十一月十二日親王　宣下同二十七日出家(十一歲)
元祿三年十二月十八日寂(二十一歲)號淨心寺殿

皇女　(寶鏡寺殿)
母新大納言局　寛文十一年月日誕生號橿宮
天和三年十一月十四日出家(十三歲)德巖理豊周英
延享二年五月十二日薨(七十五歲)號本覺院殿

尙仁親王　(八條殿改常盤井殿)
母六條局　寛文十一年十一月九日誕生號員宮

貞享元年十一月二十七日親王　宣下（十四歲）同三年三月二十八日御元服
元祿二年八月六日薨（十九歲）同十日葬于相國寺號無量光院殿

皇女（光照院殿）
母六條局　寛文十二年十一月十三日誕生號滿宮
延寶五年九月七日薨（六歲）號放光院殿

皇女（慈受院殿）
母同上　延寶二年正月十九日誕生號多嘉宮
天和三年四月十八日出家（十歲）
寶永三年九月六日薨（三十三歲）葬于大德寺龍光寺

皇女（光照院殿法名尊慶）
母同上　延寶三年六月二十三日誕生號壽宮

行惠法親王（初圓滿院後聖護院殿又照高院殿）
母按察使局　高辻大納言豐長卿女
延寶三年十二月十二日誕生號菅宮
同六年六月六日入室（四歲）貞享元年十一日親王　宣下
同三年四月十四日出家（十二歲）元祿四年六月五日聖護院門室へ入寺
同十六年三月二十九日白川へ入寺號照高院殿
寶永二年九月二十九日寂（三十一歲）葬于白川號淨光寺殿

皇女（入江殿　智恩寺殿）
母六條局　延寶四年八月二十七日誕生號貞宮
貞享元年六月二十七日得度（九歳）
元祿十六年三月二十五日寂（二十八歳）葬于知恩院

良應法親王（曼珠院良尙法親王資）
母同上　延寶六年六月八日誕生號勝宮
貞享四年九月二十八日親王　宣下同年十月九日出家（十歳）
寶永五年六月二十二日遷化（三十一歳）號圓妙院殿

靈元院皇子

皇女
母多奈井小路局　西洞院三位時良卿女
寛文九年二月二十八日誕生同七月二十九日薨
葬于廬山寺號智光院殿

憲子內親王
母藤大典侍　小川坊城大納言俊廣卿女
寛文九年三月二十一日誕生號女一宮
天和三年十二月三日內親王　宣下同月十一日嫁于近衛家熙公
貞享五年四月十五日薨（二十歳）葬于淨華院號台岳院殿

[illegible]（勧修寺門跡）

母中納言典侍　小倉大納言實起卿女
寛文十一年八月十六日誕生號一宮
天和二年十月二十五日無品親王　宣下（十二歲）同月二十八日出家（十二歲）
元祿十四年十二月二日遷化（三十一歲）

寛隆法親王　（元覺寛又覺助）　仁和寺殿
母源內侍　愛宕大納言通福卿女
寛文十二年九月十二日誕生號二宮　天和三年八月十三日親王　宣下
同十七日出家（十二歲）寶永四年九月十六日逝（三十六歲）

榮子內親王
母新上西門院藤原房子　鷹司敎平公女
寛文十三年八月二十三日誕生號女二宮　貞享三年九月三十日內親王　宣下
同年十一月二十八日嫁于二條綱平公

皇女
母少將內侍菅原庸子（後菅中納言局）五條大納言爲庸卿女
延寶三年七月五日誕生號三宮同五年七月十八日薨（三歲）
同二十二日葬于遣迎院號見性院殿

●第百十四
東山院　諱朝仁
御母新上西門院實者准三后藤原宗子中御門內大臣宗條公女
延寶三年九月三日誕生號五宮

天和二年十二月二日立親王　同三年二月九日爲皇太子（二十歲）
貞享四年正月二十三日御元服（十三歲）同三月二十一日御受禪同年四月二十八日
御卽位寶永五子三月八日內裏炎上同六月二十一日讓位
同年十二月十七日崩御（三十五歲）同七年正月十日奉葬泉涌寺

─皇女
母源內侍　延寶三年十一月二十七日誕生號綱宮
同五年六月二十五日薨（三歲）同二十六日葬于淨華院號紅玉院殿

─福子內親王
母准宮　延寶四年九月十四日誕生號綾宮初英宮
貞享三年九月三十日內親王　宣下元祿十一月五月三日嫁于伏見殿邦永親王寶永四年七月四日
薨（三十一歲）
同十日葬于相國寺大光明寺號淸淨光院殿

─堯延法親王　（妙法院堯恕法親王資）
母少將內侍　延寶四年十二月二十八日寶生號六宮
貞享元年三月十日御入寺（九歲）
同三年九月三十日親王　宣下同十月二十五日出家（十一歲）

─皇女
母准后　延寶五年壬十二月五日誕生友宮元薰宮
貞享三年六月二十八日御入寺（十歲）同五年八月二十七日出家（十二歲）

文仁親王
母同上　延寶八年八月十六日誕生號富貴宮
元祿十年五月十一日親王　宣下同十六日御元服（十九歲）
寶永六年四月七日一品　宣下同八年三月五日薨（三十二歲）
葬于相國寺慈照院殿號智惠觀院殿

家仁親王（京極殿）

皇女
母同上　延寶九年七月二十七日誕生號田鶴宮改宮
天和三年十二月二十日薨（三歲）同二十四日葬于淨華院號梅光院殿

勝子內親王
母同上　貞享三年二月二十一日誕生號養良宮改定宮
寶永四年三月二十八日親王（勝子）宣下

皇女（梶井殿）
母同上　貞享五年五月二十一日號清宮
元祿六年九月二十六日薨同十月三日葬于淨華院號無量心院殿

皇女（常盤井殿）
母菅中納言局　五條大納言爲庸卿女
元祿二年六月二十七日誕生號正宮改作宮
同五年四月二十三日薨（四歲）同二十七日葬于相國寺號淨功院殿

―性應法親王　（大覺寺殿）
母同上　元祿三年十一月八日誕生號八十宮改澤宮
同十三年八月二十一日親王　宣下同十月十一日御入寺（十一歲）
正德二年辰八月逝（二十三歲）

―皇女
母源中將局（改仲局）東久世宰相通廉卿女
元祿五年十月二十七日誕生號德宮
同六年四月二十九日薨（二歲）葬于淨華院號瑞林院殿

―皇女　（圓照寺殿）
母菅中納言局　元祿六年三月三日誕生號藤宮
同十五年十月二十二日薨（十歲）

―皇女　（林丘寺殿）
母同上　元祿九年七月三日誕生號龜宮

―皇女
母仲局　元祿十年八月五日誕生號力宮同年十月二十二日薨

―尊照法親王　（一乘院殿）
母藤式部　今城中納言定淳卿女
元祿十二年十一月二十二日誕生號多喜宮
同十五年三月二十一日御入寺寶永六年四月二十三日出家（十歲）

―皇女　（圓照寺殿）
母同上　元祿十五年十一月二十日誕生號乙宮
寶永六年五月十三日得度（八歲）

―皇子
母右衞門　入江民部權大輔相尙朝臣女
寶永六年九月二十九日誕生號嘉智宮

東山院皇子

―皇子
母新崇賢門院　櫛笥大納言隆賀卿女
元祿六年二月十三日誕生號若宮
同七年六月十日薨（二歲）葬于淨華院號凉照院殿

―皇子
母同上　元祿九年五月五日誕生號二宮
同十一年六月二十五日薨（三歲）葬于淨華院號高岳院殿

―覺尊法親王　（圓滿院殿）
母藤內侍　冷泉中納言爲經卿女
元祿十年二月二十一日誕生號三宮

寶永五年八月三十日親王　宣下同年十一月二十五日入寺出家（十二歳）

─秋子內親王

御母承秋門院　有栖川幸仁親王女

元祿十三年正月五日誕生（轉法輪右府實治公亭）寶永四年五月十八日親王　宣下

─皇子

母新崇賢門院　初新大典侍後四條局

元祿十三年三月十五日誕生號壽宮

同十四年十一月九日薨（二歳）葬于廬山寺號靈智院殿

●第百十五
中御門院　（諱慶仁）

御母新崇賢門院　元祿十四年十二月十七日誕生號長宮

寶永四年四月二十九日立親王　同五年二月十六日爲皇太子

同年三月八日御所回祿　同六年六月二十一日御受禪

同年十一月十六日新殿遷幸　同七年十一月十一日御即位（十歳）

同八年正月元日御元服　享保二十年御讓位

元文二年四月十一日崩御（三十七歳）同奉葬于泉涌寺

─皇女

母同上　元祿十六年八月三日誕生號福宮

寶永二年四月二十七日薨（三歳葬于天神圖子興聖寺

號尊勝法院殿

皇子

母同上　寶永元年九月九日誕生號秀宮

皇女

母勾當內侍後櫻井局　高辻大內記長量朝臣女

寶永六年六月十三日誕生號高宮

（

余

草

翁草　巻之二十七

諸錄拔萃

○義昭公信長公へ感狀を下されし事

老人の物語に、當時は書狀にいらぬ事を書く故に、文言無益に長くなるなり、織田信長公の武功を以て公方靈陽院義昭公を歸洛せさせ參らせ、再び將軍に復し奉られし時、公方家より信長公へ感狀幷桐のとう引兩筋の御紋等を被下、上使は細川兵部大輔藤孝、和田伊賀守惟正也、狀云、

今度國々凶徒不經日退治之狀武勇天下一也當家再興不過之彌國家之安治偏に賴入之外無他猶藤孝惟正可申候也

十月二十四日 

父織田彈正忠殿

右は御親同前に思召るゝとの御事成べし、珍敷御書面故爰に記す、

○毛利の臣古志淸左衞門有地九郎左衞門の事

朝鮮歸陣の時、毛利宰相秀元、彼地にて功有る家中の諸士を呼出し、盃を賜ふ、其の時左の一の座吉川駿河守廣家、右の一座は宍戸備前守隆家也、一の盃は三口谷監物孝和なり、二の盃の時古志淸左衞門進み出で、最早私の番に候とて、盃を取んとするを、有地九郎左衞門、古志が左の手を取て、己が膝の下に引敷き、盃を取て飲んとす、古志、左の手は有地に取敷れながら、右にて脇指を拔き秀元に向て御免候べき歟と斷る、秀元其の儘立て是を押へ、兩人に一度に盃を賜ふ、主人の前成故、古志が斷を守たる

事諸人稱美しけるとぞ、

○川中島合戰評判の事

駿河にて川窪與左衞門宅へ御旗本御譜代衆、甲州先方衆寄合物語の節、一人曰、川中島合戰の時、輝虎唯一騎にて、信玄旗本へ乘込、信玄を切付られ候、其の砌傍に居たる諸士數多有之由の處、輝虎を討たざるは奈何と、其の座に初鹿傳左衞門在て答て曰、成程尤もの不審なり、川中島合戰に、原町と云所にて信玄の旗本を以て、上杉の旗本へ突蒐り、半町餘押崩し候處に、大塚村と云所に、上杉の物主宇佐美駿河守定行、千餘にて備居しが、橫合に鎗を入れ、武田の旗本を突崩す、信玄の旗本二町餘崩候處に、上杉家渡邊越中守乘越え、鎗を入候により、武田方敗軍し、御幣川へ卷り入られ、人馬共に、浮ぬ沈ぬ流れ候、信玄は川岸に馬を立らるゝ處へ、輝虎萠黃純子にて包みたる肩衣、竃手をさし、白手拭にて頭を包み、三尺許の刀を拔て、虎の面の如く成る鹿毛の馬に乘り、信玄はいづくに有やと乘込れ候を、甲州の小人頭原大隅と云者、信玄は何をして是に居らるべきや、うろたへ物やとて、鎗にて三度突候へども事せはしくして突はづす、其の隙に信玄は川へ乘込み、推參也と罵り玉ふ處、輝虎續いて川へ乘込み信玄へ乘懸り、切先はづれに三刀斬る、其の時信玄は軍配團扇にて受られしに、二の太刀は團扇の柄を切折て、籠手のはづれへ切込み、三の太刀信玄の肩先へ當る、斯る處へ原大隅、萩原彌右衞門駈來て、鎗を以て輝虎を敲くに、打はづして馬の三頭にあたり、輝虎の馬竿立に川の深みへ飛込み、瀨頭へ流るゝ信玄の馬も是に駭き、淵へ飛込候を馬取共口を取て、漸に引揚ぐ、此の時輝虎信玄物別れに成候、初輝虎たゝみ懸て、信玄を打れ候時、甲州の士三十人計も、近所の川中に居候故、各是を見て、あはや主將の懸命爰に迫りぬ、いざ駈寄むと、心は矢武に逸れ共、折節八月十日比より雨降續き、川水增て早き事矢を射る如く、瀨枕をうつて漲り流るゝを、辛うじて、流を渡る最中なれば、左右を顧る事も不能、皆々牙を嚙て、哀れ平場ならば輝虎を遁す間敷物をと、殘念に思ひし也と語る、川窪是を聞て、其の砌信

玄の嫡太郎義信と、輝虎太刀打して、義信三ヶ所手負ふ、其の時義信の近士十人計にて、輝虎を押隔つ夫より信玄に懸られたりと聞りと云、諏訪越中守云く、其の節人の云るは、流石信玄は名將也、威儀嚴重にして、太刀を不拔、團扇を以て受られし事いと優也と譽たる由を申せば、其の座に藤田能登守有て是を聞き進み出で申けるは、某は各御存の通、上杉普代の者故、其の子細をよく聞けり、其の節某も右の沙汰を承る、仍て輝虎に斯と申候へば、輝虎から〱と笑ひ、信玄片手にて手綱を取り、片手にて團扇を持たる所を、我たゝみかけて切付る、信玄もさこそは太刀を拔たく思ひつらめ、去れ共中々太刀を拔隙は無りしなり、威儀嚴重にして、自の太刀を不好など、云樣成段にてはなしと被笑しと語る、其の時五の字四半の御使番衆四五人居られけるが、藤田に對して云、謙信川中島退口に、和田喜兵衞一騎連高梨山へ懸り退れしに、馬下りに喜兵衞を手討に致され候と聞く奈何、藤田云、和田喜兵衞成敗は永祿三年上州和田の城下にての事也、又合戰より直に高梨山へ懸りて退候と云も虛說也、合戰の翌日、善光寺に陣取候事實正也、其の時の謙信の書狀、世上に流布せり、各見申さるべし、又武田典厩の首をも、其の場にて取返したる樣に沙汰すれ共、さには非ず、川中島大合戰は三度にて、始は天文二十三年甲寅八月十八日の事也、此の日十七度の戰有り、內六度は信玄の勝、十一度は謙信勝なり、右御幣川にて信玄謙信の太刀打も此の時なり、信玄舍弟武田典厩信繁を、謙信方の村上義淸是を討つ、武田菱の鞍紋を見て、信玄かと思ひ悦びし也、其の日謙信旗本を破らるゝといへ共、竟に芝居を取返す、其の夜信玄は引退る、謙信は翌日引退く、此の日甲州勢を討取事三千二百餘人也、又弘治二丙辰年三月二十五日の夜謙信筑摩川を渡つて、信玄の本陣を駈破り、板垣駿河守、一條六郎、小笠原若狹守、諸角豐後守、山本勘助已下を討取る、然るに甲州の先手戶神山より廻つて、前後を攻擊に仍り、謙信の兵川を渡て引退く翌二十六日又七度の取合ひ有り、二十七日に相引にす、以上三ヶ度の戰也と藤田物語なり、

○毛利元就策を以て永井丹後守を殺さしめし事

中國の探題大内義隆、家老陶尾張守晴賢入道全姜と不和に成り、陶逆心して天文辛亥年九月義隆生害なり、陶大利を得て、大友宗麟の弟三郎義長を周防へ呼迎へて、大内の跡目とし、大内義長と稱す、毛利元就は主人義隆の仇を報ぜんとて、陶に敵して、數年間矢を取る、陶か方より防州岩國城に、永井丹後守を置て、元就を壓す、此の丹後守智勇の士なる上に、岩國名城なれば、毛利方にも常に用心怠慢せず然るに共の比座頭一人陶方にて罪有りて追出されたる由にて、藝州吉田に來り、間諜と成つて元就方の事を聞出して、陶方へ注進す、元就聞之、是れ究竟の事なりとて、俄に自ら平家を語り習ひて、彼瞽者を賞翫し、晝夜傍に置る故、陶方にて悅ぶ事限なし、或時元就家老共を集め、岩國の永井此方へ內通の子細如此と語らる、彼座頭ほの聞て、早々陶方へ告知す、全姜驚き疑ひ居る處へ、永井は休息の爲山口へ歸り來り、其の節元就自筆にて、內通滿足の由狀を調へ山口に遣すを、町口の番人是を捉へ、其の狀を奪取て全姜へ差出す、則改め見る所に、元就密簡に相違なし、全姜怒て永井丹後守を誅す、其の後全姜と元就折敷畑と云所にて一戰有り、陶方敗軍して、大將宮川甲斐守討死すとなり、

○嚴島合戰付瓢簞茶入の事

全姜大に憤り、重て大軍を催し押寄んとす、元就思へらく、陶大軍にて陸地を經て、草津二十市へ取懸なば、平地にて防ぐに便惡し、殊に要害とては、櫻尾一城なれば中々利を得がたし、又敵嚴島へ取渡らば、大軍と云共、皆々島へ取込み、宿陣せば乘來る船は空船なり、火矢にて是を燒立ば、宮島の敵何程有共船なくんは遁すべからず、殊更兵粮なければ、全姜矢武に思ふ共不可叶、哀れ何とぞ て全姜を宮島へ僞り引出さんと料簡し、先づ陶が年來遺恨深き已斐藏人、新里右近兩人を宮島の小浦の城へ籠置く、是れ陶を僞り引んが爲也、偖元就僞て軍議して云、全姜今大軍を發して寄來んとす、願くは草津二十日市の方より寄せよかし、日頃此の方に手立あれば、敵大軍たり共きり游ん事必せり、若し宮島へ取渡らんは、味方の難儀たらん、いかにもして草津二十市より掛り來らば、岩國に有る弘中三河守、此の

座頭聞濟し、陶方へ申送る、全姜是を信じ、宮島へ渡らんと欲す、弘中三河守進み出で、宮島へ御渡りあらば、味方の負たるべし、唯草津二十日市へ寄せられよと諫るを、全姜弘中を疑て、是を用ひず、一つには日來憎き巳斐、新里が宮島に在を聞て、兎角宮島へと志して、弘治元年十月二十八日宮島へ押渡る、其の人數四萬餘なれば、西は野崎長濱荒夷を引廻し、東は大願寺食堂宮の前に、大船を懸置、皆々一度に陸へ上り、經藏回廊舞臺天神大黒堂賓の御前塔の岡山山王蟻浦中麻藥師蘆山琳直寺に充滿して、小浦の城を攻む、兵船二百餘艘、二十日市の方へ張出し、元就の後詰を待つ、元就此の度は十死一生の軍に究め、吉田城を打立、草津に陣を取る、其の勢僅三千餘、石見の吉見安藝の熊谷豐後守、天野隆重阿曾沼豐前守、三澤播津守、香川帯刀等加勢、合て四千餘草津を打立、三里押て地の御前火立の浦に着く、頃は十月二十八日、軍令を出して曰、押前押後をわけず二行三行にして、兵の多少を見する事なかれと云々、二十九日には火立の浦に陣取、爰に地の御前の神主、毎日蛤船に乘て、宮島へ渡り奉幣する作法有り、仍て元就家士一人を此の神主に仕立、淨衣立烏帽子を着せて、宮島へ渡しけるに、陶が兵共是に向て元就方の樣子を問に答云、陶殿草津二十日市へ御取蒐候はゞ味方勝利成べきに、此の島へ御渡こそ、毛利家の滅亡なれとて、元就火立の浦に居て、あきれ果、今明日中草津へ引取べきとの沙汰にて候と語る故に、陶方には彌油斷せり、元就潛に軍法を示して曰、一組五百は混宵にて洲屋明神の前より密に船より上り、大本の御前より多寶如來の前を通り、宮島の町口へむかふべし、但洲屋明神より町口迄三里なれば、日暮て押入べし、一組は吉田郡山の鄕人五千餘に、元就の嫡子隆元を大將として、彌山島へ取上り、奥の院休堂瀧の御前座主坊より、西へ嶺を鶴翼に備て、山々の梢に炬松を結びつけ、鄕人五千にも炬松二づゝ持せ、夜半の鐘を相圖として、一度に火を立て鐵炮を打立、鯨波を揚ぐべし、一組は吉川元春に、武者船百餘艘を付て海上へ廻し、浦口に懸置、陶が船を燒立、海手より攻蒐るべしと號

令を示し、晦日の申刻に總軍へ令して曰、今日草津へ引取べし、人夫小荷駄下人共に行列を亂さず、引べし、若今朝よりの雨風彌募らば、元就は今宵火立の浦に逗留すべし、その用意の爲に、二日分の兵糧を皆鎧につけて持べしと、ふれ渡し、日暮に及で、俄に下知し、元就唯今宮島へ渡るべし、各早々船本へ參り、船奉行皆書付を以て、船を組て人馬乘入よ、册を燒く事なかれ、元就が船の挑灯を目當にせよと下知して、酉刻に火立の浦地の御前を乘出す、折節大雨大風にて雷電山に響き、波濤雲に漲て、暗夜の事なれば、渡海甚危しといへ共、北風故に、宮島へは順風にて、其の夜亥刻着岸し、宮島の西杉浦皷か浦にて、皆々陸へ上り、船をば一艘も殘らず火立浦へ歸して、士卒に必死を示す、陸へ上る時、彼座頭を呼出し、汝が蔭にて陶を宮島へ引出し、今夜大利を得べしと申聞せ、海中へ沈めにかくる、隆元は軍兵二百餘に、人夫五千をつけて、彌山島へ取上らしむ、但麓より十八町の山なり、伊豫の國の船手能島來島等も、元就に加勢して、宮の前に懸置たる陶が番船を切取て、鬨を上る、隆元は父元就の先手として、粟屋掃部國司右京、赤川十郎右衛門同源右衛門、兼重彌三郎千餘にて眞先にすゝむ、元就本陣二千、宍戸隆家福原越後守貞俊は後詰に續く、吉川元春は洲屋より上て押蒐る、小早川隆景は熊谷豐後守天野阿曾沼等五百餘を從へ海上より、搦手へ廻り、一同に鬨を發す、彌山の嶺には、松明夥敷燈し、大筒を打ち鬨を合せて戰を助く、陶が軍勢飽迄油斷の上に不意を撃れ、大に周章して俄に取合せて防ぎ戰ふ、小早川が手は海手に懸置たる敵船を燒立、皆々岸へ打揚る、元就旗本の先登原垣井福原渡邊飯田中村三戶三宅兒玉等眞先に進て、敵兵を切崩す、吉川元春宍戸隆家福原貞俊志道中羽等、入替て多寶如來の前より横鎗を入、遂に陶が大軍を切崩す、陶方三浦越中守二百餘にて入替り蒐けるを、小早川隆景三百餘にて渡り合、越中守と隆景鎗を合せ鎗下に越中守を突伏る、内藤内藏允下合て三浦が首を取る、去れ共三浦が兵能く力戰するに仍り、小早川が兵草井刑部岩井二郎内藤左馬允山縣勘四郎等討死す、赤川左京七十餘騎にて横鎗を入、三浦が兵を突崩す、また陶方弘中三河守同中務三百餘騎にて、吉川元春と

戰ひ、三河守を始め、一人も不殘討死す、陶が本陣も散々に敗するを、兒玉内藏允粟屋與十郎福原左近等敵の後を圍て、大半討取たり、陶方羽仁越前守同將監三十餘騎にて山手を廻るを、石見衆引包て殘なく打取る、斯て明れば霜月朔日、全姜は敗兵を集め、五千餘にて道場山山王邊に陣を取る、元就總軍を一手にして是を攻る、全姜も爰を詮と防戰し、卯刻より午刻迄十二度の戰ひに、双方の手負死人員を不知、全姜終に打負て、塔の岡へ引退自害しければ、近臣伊賀民部山崎勘解由以下五人自害して、尸を深く隱し、名を亡滅の跡に遺せり、元就は四千七百八十餘人の首を切り、生捕八百五十餘人也、其の外岸より落ち海に溺れ死する者數を不知、其の類凡そ三千餘と聞ゆ、元就は兒玉内藏允に申付、全姜が首を捜出し、梟首して主君義隆の仇を報じける、十一月十一日迄宮島に陣して、殘黨を誅し、夫より小方津へ陣を移し、防府山口を攻取らんと支度せらる、蓮花山の城主杉森下野守降參す、元就鞍置山の城を乘取、杉治部を討果し、防府山口を攻平げ、翌三月鈴間へ陣を移し、周防長門を手につけ、四月朔日には勝山の城を攻て、内藤隆世を討果し、長門の國府へ押詰らる、大内義長陶安房守同五郎一戰に打負長福寺へ引籠る、元就是を取圍み、使者を大友宗麟へ遣し、御舍弟義長を取詰置候、但一命助度思召さば夫へ進し可申由の口上なり、宗麟返答に曰、義長とは兄弟不和に候間、義長義は元就存分に可被任候、但紹鷗所持の瓢簞の茶入、義隆より義長手へ渡り有之候、是を取送賜は本望たるべしとなり、元就則彼茶入を義長より請取、大友へ遣す、同七日大内義長、陶一門悉く打果さる、抑も、此の茶入は明朝より渡り候を、公方慈照院義政公御道具と成り其の後紹鷗所持之、而して大内義隆手に渡り、義長に至り、元就是を取て大友へ遣す、天正十五年大友より秀吉公へ差上、第一の御重寶なり、其の後聚樂にて秀吉公手づから、上杉中納言景勝へ下さる、子息彈正大弼忠勝迄五十年の間相傳ふ、其の年數久敷を以て、世に上杉瓢簞と號す、忠勝逝去の砌、遺物として公方へ獻上有り、其の後加賀中納言利常卿に賜ふ、利常逝去の後、又公方へ上りしを、紀伊大納言賴宣卿隱居し玉ふ時、公方御手づから賴宣卿へ賜ふ、今紀州に在

と聞く、寔に稀世の珍器なり、

○別所長治の臣中村五郎忠滋の事

播州三木の城を、秀吉公攻玉ふ時、城主別所小三郎長治が家人、中村五郎忠滋と云者の方へ、秀吉公より、谷大膳漸好を使にて、內應の事を勸らる、中村僞て同心し、總領娘を人質に出し、偖時日を約して秀吉の人數千餘人城中へ引込、跡先より挾みて一人も殘らず打果す、秀吉大に立腹して、人質を磔罪せらる、共の後三木落城して、中村五郎が行衛不知、色々尋られ、丹波綾部の奥山より搦出す、秀吉公曰三木に於て我をたばかり、究竟の者共千餘人を討たる事、きざみても不飽、去ながら主人別所が爲に、恩愛の女子を捨てし忠志最も切なりとて被召出、中村式部一氏が與力に被附、三千石を賜ふ、時の人秀吉公の裁判を感ず、但傍の人評しけるは、中村娘を棄たる忠は純粹なり、夫に引替落城已後の仕形は奈何と難ぜしも、實に理りにや、

○三駿河三勘兵衛兩兵部の事

近世高名の士を世に稱して、三駿河、三勘兵衛、兩兵部と呼ぶ、所謂三駿河は、上杉謙信家臣宇佐美駿河守定行、武田信玄家臣加藤駿河守光員、毛利輝元家臣吉川駿河守元春なり、三勘兵衛は、石田治部少輔三成內杉江勘兵衛、田中兵部大輔內辻勘兵衛、藤堂和泉守內渡邊勘兵衛、兩兵部は、毛利家臣浦兵部丞宗勝、德川家臣井伊兵部少輔直政なり、

○鈌脣勇士

鈌脣に勇士有り、上杉景勝內川田監物信親、家康公御家人本田百助正廣、武田家臣山縣三郎兵衛昌景、福島正則家臣長尾隼人佐一勝各鈌脣なり、皆世に名高き大剛の士なり、中にも長尾隼人は、元は山路久之丞と云、勢州神戸下總守友盛の旗下也、高岡の城主にて、父は山路玄蕃と云、北伊勢にて隱れなき勇士なり、後に福島家にて一萬石を領し、安藝東條の城主と成る、或人云、隼人は佐々木高綱が後胤なり、

大兵大力にて十幅一丈の四目結の白絹の指物に、一間半宛出したる銀の如意半月を出しさしけるとぞ、聞えし、關ヶ原御陣の砌、此の隼人を士中の人參なりと、家康公御稱美有しとなん、隼人孫は森內記長繼家に奉公し、長尾出羽と云、隼人が末子長尾勘兵衛は、紀伊賴宣卿に奉公し、其の子久三郎相續て紀州に在と云、

○秀吉公鶴岡參詣の事

小田原落城後、秀吉公は直に奥州へ動座有り其の砌鎌倉御見物鶴岡八幡宮へ御參詣、白幡の宮へ御參、御戸を開せ、賴朝の像を御覽じ、社壇へ上り給ひ、彼像に向ひて宣く、微少の身を以て、天下を平げ四海を掌握する事、本朝にては御身と我計なり、去ながら御身は淸和源氏にて王子を出て遠からず、殊に賴義義家東國の守護として、諸人共の馴染深し、爲義義朝も關東を領したる故に、御身流人と成ても、諸人是を慕ひ敬ふ故に、義兵を擧ると等しく、關東みな屬從し、天下一統手間入らず、我は素より卑賤より出で、氏も系圖もなき身なるに、加樣に天下を取たる事、御身より其の功優れり、去ながら御身と我は天下の友達なりとて木像の背をほと〳〵と敲き玉ふ、誠に活機の大將なり、

○信長公三好長慶を賺す事

織田信長公は、年若き內より、兼て思惟し玉ふには、尾張は邊國にて京都の手番悪し、何卒上方へ打出んと、手立を工夫有りて、桶峽合戰の翌年、永祿四年正月、僞て熊野參詣と號し、近臣僅に八人を具して、潛かに入洛して、京師の有樣を窺ひ玉ふに、其の頃の公方は尊氏公より十三代光源院殿義輝公也、武權尤も衰へ、畠山尾張守高政は病死し、其の子次郎昭高は幼少なり、細川晴元は家臣三好修理太夫長慶が爲に、播州芥川に押込られ、其の從弟細川氏綱同藤賢其の職に居といへども名のみにて、諸事三好が儘なり、信長熟ら京の樣子を見玉ひ、兎角當時の體は三好に便らずしては、大功成難しと分別有りて、其の頃三好は河內國高屋若江の兩城に在に仍り、信長密に堺の津へ下り、木津屋と云ふ町人の家を借り

三階の藏屋敷に暫く逗留し、畿內西國を見渡し、天下を量る工夫あり、亭主木津屋は、元來信長と云事は露しらず、唯往來の旅人の逗留するのみ思ひ居たり、粤に美濃國齋藤義就は、信長の緣坐なれ共、不和にして常に信長と鋒先を爭ふ、然るに信長の忍びの巡行を聞傳へ大に喜び、是究竟の折なり、信長を可討とて、逞兵十二人を勝つて旅人に仕立、堺の津へ遣し、密に是を狙はしむ、信長聞付て、彼討手共の旅宿へ押寬行玉へば、渠肝を消して周章するを、信長太刀に手をかけ、丁と睨で已原は我を付けねらふと聞し、言語道斷の奴原哉、一々成敗せんと鍔元をくつろげ怒玉ふ、其の勢ひ偏に金剛夜叉の荒たる如く、是に敵する擬勢なくして、各美濃へ逃歸る、信長は夫より河內國高屋城に往き、取次の士を以て申入られけるは、某は織田信長にて候、尾張の本領を三好家へ進上可致候、右の代地を畿內にて賜度候御許容においては、我譜代の士卒五千餘を以て、三好殿の御先手を可仕と望玉ふ、長慶聞之て信長事は名におふ勇士なり、所望に任せて渠味方たらば、幸甚ならんと有しを、松山謙齋松永彈正等諫之て、信長去年桶峽の合戰は不及申、總じて彼所行唯人に非ず、愁に是に因み給はゞ、却て禍の根を搾る成べしとさゝゆる故に、終に事整はずして、信長は徒らに尾張へ歸り玉ふとぞ、

○太田道灌潮の滿干を知る事

下總國廳南の城へ、上杉定政押寄らるゝ時、人數夜押にする其の道山涯海端にて、潮滿ぬる時は山涯を往くに、敵方より山上に石弩を張置き、動もすれば人數を損する事有故に、定政其の手前にて人數を停め、潮干たらば山涯を除けて遠干潟を押べしとて、斥候をせらるゝに、見切惡敷故に、分明ならず、時に定政の家老太田持資入道道灌、進出て、某見て參んとて乘出し、暫して立歸り、汐は干て候、急ぎ人數を可押と下知して、人數をくり出すに、果して汐は干て遠干潟を安々と押通りぬ、定政曰、其の所まで到らずして汐の滿干を知るはいかにと問るゝに、道灌答て「遠く成り近くなるをの濱衛聲にぞ汐の滿干をば知る」と申古歌の候が、千鳥の聲はるかに遠く聞え候故、汐の干たるを存候と答ふ、道灌武に賢き

上に、歌道を嗜ぬる名譽なりとぞ聞えし、衞の聲に潮の滿干を知る證歌は、新古今集にも「小夜衞聲こそ近く鳴見潟かたぶく月に汐やみつらん」と有り、鳴尾は津の國鳴海は尾張なり、

〇三好が庖丁人坪内が事

信長公天下を知玉ふ始、三好長慶が臺所人坪内某を生捕る、庖丁人の事なれば誅戮に不及、赦し囚人にて四五年も居る處に、賄頭市原五左衛門より信長が出頭人菅谷九右衛門へ申けるは、囚人坪内事は、三好家の料理人鶴鯉の庖丁は不及申、七五三饗の膳、何にても公方家の法式不知事なし、其の上子供二人は先達て御臺所にて召仕はるゝ事なれば、最早御免被遊、御料理人に可被仰付もやと伺へば、菅谷則申上處に、さ有らば料理申付試よとの仰にて、其の晩の御料理を坪内是を勤め、自ら鬼取して御膳を上る處に、其の料理御意不叶、以の外御怒なり、仍て其の段坪内に申聞せければ、坪内承り、さ候はゞ、明朝の御膳を今一度仰付られ下ださるべし、夫にても御意に不叶候はゞ、いか樣の御成敗にも可被仰付と申、菅谷相伺ひて、其の通り被仰付處に、其の鹽梅宜敷事、兎角云に不及、信長公御機嫌直り、坪内を被召出、後に坪内申けるは、初の御料理は、三好家の鹽梅にて候、後に差上候は第三番迪の鹽梅に仕立候、三好家は筑前守長輝、下總守長秀、薩摩守長基、修理太夫長慶、左京太夫義繼迄、五代公方家の御風儀に倣ひ、萬づ向上成る家風にて、料理抔も花車風流の事のみに候、後の鹽梅は田舍風に仕立候故、御意に入候と云、聞人信長公に恥辱を與へ參らせしと笑ひけるとなむ、

〇池田庄三郎佐々内藏介の事

濃州輕海合戰、信長公勝利有り、齋藤龍興が家臣稲葉又右衛門と云大剛士を討取たる時、池田庄三郎と佐々内藏介相討なり、信長公御前にて、首實檢の時、兩人相討にてなしと訟ふ、佐々は池田が高名と申池田は佐々に高名を讓て不決、大抵は人の取たる首を、我高名と爭ふ習なるに、是は互に功を讓合ひて數刻埒明ず、何とやらん見事過て、信長不興の體を、傍に有り合ふ鴻藏主と云ふ、信長の出頭人聞之て

差出で申候、此の首兩人が取たるにては有まじく候、佐々池田が申處、尤もに候と云、信長其の譯を尋玉ふに鴻藏主云、何事にても御座なく候、兩人が取らぬ首の忽然と落たるは、瓜抔の如く首の蔕落にて候と申、御前の小姓衆どつと笑ふ、信長公も機嫌直りしなり、

○皆朱玳瑁の鎗の事

昔より皆朱并玳瑁の鎗は武功者ならでは免されぬ事なり、家康公駿府御隱居の砌、御城普請を大名に被仰付、其の節大横目衆に、右類の鎗禁制たる條若持せ候輩あらば可改旨被仰付、其の後四五日過て、細川越中守町場近所にて皆朱の鎗もたせたるもの、普請の役人と見えて、菖蒲革の立付にて、供廻り三十人計召連て通る、横目衆見咎めて、名を問ば、細川越中守内澤村大學と名乘て通る、其の夜御耳に達する處に、家康公聞召、其の大學事は、若き時は才八と云て、小牧陣の砌、太閤方より二重堀に砦を構へ日根野備中守兄弟、木村常陸介、神子田半左衞門、加藤遠江守、其の外大勢籠置候へ共、我長久手にて勝利を得たりし故に、太閤殊の外手弱に成り、二重堀を持事ならず、明退き可然と有けれ共、若我小牧より打出て、付慕んかとの事にて、太閤六萬餘にて、靑塚と云處に備を立、彼の砦の人數を引せけるを我等人數を出し、追討に仍り太閤方敗軍す、此の時細川は太閤の先手にて、我勢を引受戰ふ時、彼の澤村一番鎗なり、其の砌眼前に其の功を見及だり、加樣の剛の士に持すべき爲に外の輩が皆朱玳瑁の鎗を制するなりと被仰、澤村此の上意を傳承、忝き事身に餘り、細川も悅喜不斜となり、

○木村常陸介持鎗の事

木村常陸介、越前より伏見へ登る時、先手の鐵炮大將某、行列にて乘通る所に、持鎗道端の松の枝に懸り鞘抜落たるを見れば、其の身さびたり、常陸介是を聞て、不興して彼の物頭を呼出し、士の持鎗を左樣に銹させ置は、不心懸千萬なり、我持鎗を見よと取寄せ、鞘をはづせば同じく銹たり、常陸もあきれながら減らぬ口にて、大名の持鎗だに銹る事斯の如し、少身者は、猶以て油斷すべからず、切に心懸て可

改と云捨て、乗物を早む、皆人輿に入て笑ぬ、

○細川三齋胄立物の指圖の事

細川三齋江戸上下の折柄はいつも京師吉田の屋敷に立寄、數日逗留有り、其の砌、烏丸大納言光廣卿の許へ、振廻ひに被參しに、近國の侯家より使者有りて、烏丸殿へ三齋の跡を追うて來る、是は胄を一刎三齋の物數寄にて、拵度との使者の口上の趣なり、三齋諸して、胄の注文を書て、使者に渡さる、其の趣は立物水牛の角、下地は桐の木と有り、使者是を熟ら拜見して申けるは、主人は物每に念入る生質に候、御書面に下地桐の木と被遊候段、聊不審に奉存候、總じて武器には、强き上にも强き物を用ひ來候處桐の木は物に當候へば、折安きものに御座候、此の段愚意に及兼候故、乍憚奉伺候、罷歸思召の趣を主人へ申聞せ度候と申候へば、三齋打笑ひ、かやうの立物の段は、折れ安きがよし、働く時物に懸りはづれ兼んよりは、折れたるこそよけれとの挨拶なり、其の時使者押返て、さやうに容易く折れ候ては、後日如何と申、三齋云、兵の戰場に臨に、後日を期するものにあらず、是れ尤も武の法、古今珍しからざる事なり、然るを僅の立物の折無きを厭ふ程の心ならば、二つなき命の思案はいかゞせん、働きて立物折たるは、猶見事成べし、命が折たらんには、代り有べからずと被申ければ、使者閉口して歸りぬと、其の座に居たる人後日に語りし、

○八日月の胄の事

天正十五年聚樂城普請成就し、其の冬御移徙有り、天下の諸大名、地下町人に至る迄、御祝儀を差上る其の中に日根野織部正は御胄を上る、千利休は石燈籠を上る、右の胄の立物は銀の八日月なり、利休が上たる燈籠の火袋の窓も八日月なり、一人は武道の物數奇、一人は茶道の物好なるが一致せしも奇妙なりと世に沙汰せしとぞ、此の胄は大阪落城の時燒失せしとかや、生駒宮內少輔物語に、八日月の立物は胄の後に立て月三歩一ほどは胄にかくれ、二分程は胄を越て出たるなり、中々見事成立物なりと語られ

し、

○加藤清正臣坂川忠兵衛の事

加藤清正は士卒の酒飲事嫌ひなりとて、家中上戸を隱す、坂川忠兵衛は至て上戸なれ共、一滴も給はずと僞る、或時家中上下、城にて料理を賜ふ事有り、坂川が、右の脇に、玉庵と云醫者並坐しけるが、上戸にて酒を大杯にたぶ〳〵と受て、膳の脇に置たる處へ、清正打廻り、酒をしひらるゝ、玉庵が控へ置たる盃を清正見て、其の酒干て今一つと有時、坂川我盃と心得、是を取つて一息につゝと飲て後に、始て他の盃なる事を知り大に赤面しける、清正兎角の挨拶なしとなり、

○同臣田中兵助の事

關ヶ原陣の砌、清正同國宇土城（小西攝津守が留主城なり）を被攻に、或夜清正曰、今夜は夜擊有るべし油斷すべからずと令す、果して夜討せしか共、待設たる事なれば、事ともせず、日下部與助出て一番鎗を合す、坂川忠兵衛は禁酒して待居しが、與助に續いて鎗を合す、是に續いて伊藤新左衛門、佐久間角助、井村彥右衛門、山田太郎左衛門鑓を合す、城兵不叶敗れて引退く、坂川忠兵衛は北るを慕ひ行けるに、城門を早く打たる故に付入事ならず、引返さんとせしが、是迄來る驗しにと、我疵の血にて門の扉に手形を押て歸りしが、闇夜の事成れば、血の色定かならず、若し乾き抔もやせん歟、夫にては無詮と思ひ、又立歸て、門柱を十文字の鎗にて少し刪て歸る、爰に坂川が傍輩田中兵助は、上戸にて宵に數盃傾け、武具しながら眠居しが、鬨聲鐵炮の音に目を覺し、鎗取て走出しが、はや夜打は引取たり、扨は後れたり、責て引敵成共討んと走行道にて、坂川が引返るに行逢ふ、坂川聲を懸て、物別れになりたれ共、散たる敵の、城へ取込む事有べし、急げ〳〵と云、田中心得たりとて、土手を走行に、物主と見えし武者、柵外に三人殘居て、今夜夜討の物主杉本次郎助と名乘處へ、田中走付て、鎗を合す、杉本十文字の鎗にて兵助が左の腕を懸る、少しひるむ間に、杉本は木戸の內へ駈入、門を打故に、兵助も引取ぬ

偖其の夜清正の前へ、今夜筈を合せたる五六人の者共出る、清正燭を秉て、手疵又は甲胄に在る、弓箭の痕をせらる檢分、時に田中兵助進出で、今夜の一番鎗は拙者にて候と申、清正能々改て、虛言を云ふ奴哉、一番鎗は日下部與助歟、坂川忠兵衛成らん、子細は與助忠兵衛を見よ、具足の胸板胄の錣に矢二筋三筋射かけたり、弓は鎗前五間七間の間抔は鎗脇を射る物なり、總懸に成ては、弓は射られざる物なり、與助忠兵衛が甲胄に、矢を請たれば、一番鎗は渠等兩人の內に必定せり、兵助が申狀信用し難しと叱られければ兵助血眼に成て、是御覽候へ、鎗手を負ひ候と云、清正燭を近寄せ能々手疵を見て、鎗手ならば左は腕の外、右ならば腕の內なるべし、猶委云はゞ左の手は外の方疵深く、內の方淺からん歟、然るに此の疵は外にはなく內の方に有れば、鎗疵にては有まじ、已が自分に切たる物成べしと惡口せらる、兵助怒て淚を流し、拙者が鎗の相手は、白紙四半の腰簔をして、鎗は十文字胄は銀の逆おもだかの立物にて、杉本次郎助と名乘候、唯今にも此の城扱ひに成候はゞ、其の時は知れ可申と散々に詈候を、近習小姓等漸く其の坐を立せ候、其の後十月七日小西攝津守行長が自筆の狀、宇土城へ到來、其の趣は行長事九月十五日關ヶ原表敗軍し、黑田長政手へ生捕れ畢、運命盡て、十月朔日最期に究候條、其の城早々明渡し可申との趣なり、依之同八日城代小西隼人切腹して宇土の城落去す、其の砌小西が家來大形清正方へ被抱、中にも杉本次郎助を呼出し、先月二十二日の夜討時、柵際にて其の方と鎗を合せたると云者有り覺え有やとなり、杉本聞之、引口の時遲くは候得共一人付來り、外張の簀戶口にて、拙者立堪へ鎗を合す十文字にて彼者の左の腕を懸、手こたへ仕り、扨木戶を打ち夜明て見候へば、十文字の鎗に血付有之候、其の者の胄はとつばいに烏毛か、黑熊の引廻しを附て、直鎗を持候と申、則田中兵助なり清正直に兵助を呼出し、手柄の趣無相違、神妙なりとて、加增五百石を賜ふ、兵助不悅して、其の夜一筆を殘し、熊本を立退く、其の趣は目も明ざる主人に唯今迄致奉公、世の聞えも無面目候、此の度の加增に本地を添返進仕候と書置、夫より池田三左衛門輝政へ二千石にて出る、後に大野久兵衛と打果しけ

るとなん、其の兵助元は盗賊にて、强盗の張本津間の土兵衛が小姓なり、石川五右衛門が烹殺さるゝ時獄屋より河原へ引出す、途中見物群を成す、兵助其の頃二十六歳見物に紛れ、五右衛門を曳行繩取を走寄て、唯一打にしていかに五右衛門殿日頃の芳情を報い候寸志に候と呼はれば、餘多の見物崩れ騷ぐ、其の隙に電光の如く、其の場を、駈抜け行衛不知となり、常の所行如此不敵なりしとぞ、又右一番鎗の日下部與助は、後に細川忠興に仕へ淸水伯耆と名乘しは此の與助が事なり、

翁草　巻之二十八

諸録拔萃

○源義經蝦夷に渡る事

世諺に源義經、奥州高館にて死せる眞似して、蝦夷へ渡る、蝦夷人義經を敬する事神の如し、後世に至て彼地に於て祭之云々、此の事據有るが如し、

金史列將傳曰(金史別本)範車國大將軍源光錄者、日東陸華山權冠者義行子也、始入新靺鞨部、爲千戸邦判事、身長六尺七寸、性温和而勇猛才思、甲諸部、外夷多隨、拜入學館、辨禮義、後遷咸京錄事、章宗詔轉光錄太夫、累任大將軍、久守範車城、押北方往昔權冠者東小洋藩君、章宗顧厚、賞定總軍曹事官、令入北鎭、不日破蘇敵、得卯府、飜來屬幕下、築範車護焉、頃侵北天渡龍海、得一島、山河麗奇而悉金玉也、民知煎靈草、少食五穀、居生肉甚嫌、故無邪煩、老佁伊香保行、辰行本命法、儀相無異怪、德勝故人、義行歸趣、尊敬得長壽、後遊中華、隱見更不定云々

義經高館に在て、鎌倉の聽を憚り、義行と改名す、一說には義經違勅の後は、時の攝政良經公と和訓相通るを忌て、義行と被唱と云々、

按るに中華の北方に女眞國(女直とも)有り其の中間に契丹國あり、宋の徽宗政和五年(本朝七十四代鳥羽院永久三年に當る)乙未、女眞王阿骨打、みづから帝と稱し、國號を金と號す、金此の時より勢ひ熾んに成る、金と宋との境に在る契丹國を、宋と牒し合せて討滅し、夫より宋を攻侵して、宋の都へ攻詰靖康二年丁未四月に、宋の上皇天子を生捕て、金につれ行く、宋は都を攻落されて、徽宗の子康王と云を取立て、南京に於て位に即け、高宗と號す、宋の地過半は金へ取られて、南の方半分を宋にたもつ、

是を南宋と云、夫より六十四年を經て、南宋の孝宗淳凞十四年丁未に金の主雍死す、其の子金の第二代を章宗と云、義經の高館沒落は、文治五年己酉なり、夫より直ぐに蝦夷へ越られし成べし、蝦夷は金の地續にして、一名を毛人女直と云、金の本名を女直とも、又女眞とも云也、義經蝦夷を從へて、而て金に至り章宗に被仕し歟、

私曰、前卷にも記せる如く、今の淸朝の天子は義經の裔也、と、是怪敷說に似たれ共、時勢の轉變、且つ本文の說抔を并せ考るに、全く浮たる事にも不可有歟、猶後勘を俟而已【割註】義經外夷へ趨く後の事蹟は和朝に傳無條勿論なり、須く異邦の傳に倚べし」

〇楠子三代の事并に正勝の事

楠子三代の事太平記王代一覽、後太平記等、其の外書記するもの、楠家の遺書抔と云へる物有れ共、眞僞不分明、事實の精密を不知、水戶西山公さばかり穿鑿有りて、其の大旨を參考太平記に著し玉ふのみ也、又近世太平記綱目大全評判抔といへる注書を出す、熟ら閱するに評の可否は閣之、本文の全篇に悉く傳を付けて、其の誤を解く、其の傳と稱するものは、何ぞ出所を揚ざれば、其の證とするに足らず、疑らくは好事の者、其の時勢を想像して、妄りに巧言するならん、然れ共今是を講ずる者は、晉綱目に倚て釋する故に、すべての人、是を事實とせり、聞之に就中楠子の事を專に書り、實に斯も有なん、據るには非れ共、讀ては面白き物なり、三楠實錄と云るも綱目の拔萃にて、意に於て異なる事なし、正成正行の德行は不及申、正儀に至り、南朝の威日に衰へ、其の身も千劍屋へ、潛居の折柄、京都將軍より河泉兩國の上に、大和伊賀伊勢を并せて、五ヶ國を賜ひ武家に被屬よと、細川賴之より樣々被申と雖、正儀義氣偉然として不容、幾程なくて病死す、其の子次郎正勝に至り、明德三壬申年(百一代後小松院御宇)畠山義深、千破屋城を拔く、夫より正勝は十津川邊に遁蟄す(此年南帝降三種神器皈洛)暫く年を經て後正勝舍弟正元と倶に洛に忍て將軍を狙ふ處に、事露顯し、主從十八人一所に西三條に於て討果され、楠

氏の系爰に至て斷絕す吁惜い哉、

正行の男に池田教正と云有り、母は攝州住人內藤右兵衛尉滿幸が女なり、正成始め此の女を以て正行に約す、後年嫁して男子を產む、三歲にして早世す、其の後正行討死の節、彼の婦姙身す、而るに滿幸二心有て、高武藏守に屬す、正儀其の不義を怒て、彼の婦を滿幸が方へ送り歸す、故に、婦人は同國池田九郞教依に再嫁して姙身の男子を產す、名將の胤なりとて、繼父教依賞之て養育し、七歲にして元服せしめ、我が家苗を名乘らせて、池田十郞教正と號す、後に細川賴之に屬して、池田兵庫助と號す、屢々武功有と云、

駿臺雜話曰、建武中興の人物にては、縉紳家に藤の藤房韜鈴家に楠正成、もとより輿論の歸する所にて候、もし其の人品をいはゞ藤房は公卿輔弼の臣たり、正成は將師禦侮の臣たり、其の材の大小をいはゞ正成の材藤房の及ぶ所に非ず、藤房龍馬の諫は、直言極諫朝廷を聳動す、まことに朝陽の鳳鳴と云べし、然れ共正成恢復の功とは並論じ難し、其の上藤房は一諫の後國をさり、世をのがれしが、正成は其の身國難に死するのみに非ず、忠義代々家に傳へ、天下にあらはる、當時誰か正成に比する人有べき、但正成も外の言行世に傳はらざれば、其の爲人委敷事は知れ侍らず、世に楠家の遺書とてきれ〳〵流布する物あれど、多くは後人の僞作と見え侍る、然れ共其のしるき事は、喪亂の始め一城をもて天下を引受て、始終少も挫屈せざるにて其の材量のたくましきを思ひはかるべし、殊に仰慕すべきは、天下一盛一衰の間、名將勇士といへ共、時勢に附て反側を常とし、朝夕をたもたざる中に、獨り楠家のみ、子孫累葉かたく遺訓を守り、一門闔族心を一にし、力を戮せ、各身を以て國に報ひ、三代の間一人も二心有る事を不聞、古今比類なかるべし、正成德澤深厚にして、永く人心を結ぶ事無らんには、爭で如斯成べき、然るに世の尙論する人推尊て、諸葛孔明に比するは、兩人何れも兵略をつとめ、興復を謀り父子國事に死するも同じければなり、夫は去事なれ共、孔明は臥龍なり、道德を懷抱し、功名を遺外し、草廬にて一

生を終らんとせしに、不圖に蜀の先主の三顧に遇て、不得已して、出仕しが、一朝關趙が上に立て、君臣魚水のごとく成し、去れば其の出處伊尹呂望に近しとなん、古人の論も有ぞかし、正成はもと功名科中の人なり、後醍醐帝笠置に臨幸の時、近國の名士を徵れし間、正成も召に應じて參じけり、是れ其の出處孔明とは大に異なる上、恢復の後も、尊氏義貞の下に列して、專に任用せらる事を不聞、孔明をもて擬せば恐らくは其の倫にあらじ、其の兵を用るも孔明は正大にして奇計を用ひず、節制の兵と云べし、翁かねて論ずらく、正成が敵を料り兵を用るは、韓信に似たり、韓信楚に寄食する時より、既に項王の易制を知り、正成河内に家居する時より、既に鎌倉の易弱をしる、よりて韓信高祖を見て、盛に項王の勇を稱して、其の勇は恐るゝに足らざる事をいひ、正成後醍醐帝に謁して、盛に鎌倉の强きを稱して、其の强きは恃にたらざるをいふ、其の後兩人共に多くは籌策を用て取勝し事、掌握に有が如し、韓信は囊沙背水敵を破り、正成は釣屏木偶敵を鏖するを見玉へ、兩人の兵を用ること、一徹に出ざるかは、何れも摧堅拉鋭と云へど、韓信が材は敏速にしてよく攻め、いまだ其の守るを不聞、正成が材は持重にたへて、よく守る、未だ其の攻るを見ず、韓信に城を守らしめば、よく正成が如く成ん歟、正成に敵を攻しめば、よく韓信がごとくならん歟、古人も攻守勢殊といへばいかゞ有べき、翁がいまだ決せざる所なり、しかいへど、韓信が兵は利欲の私に出で、一身の爲にし、正成か兵は忠義の公に出で、國家の爲にす、其の底績の心おのづから同じからず、昔河内の人の語りしとて、或人翁に云しは、金剛山のあたりに南北の明神と號する祠有り、其の中座を正成とす、左右は孫子吳子なり、正成常に我天下に武功を立る事は、孫吳のかげなりと云しによりて、是を祔祭するとぞ、是にて今に正成が遺愛の民にある事をしるべし、但正成かくのごとく絕倫の材をもて、聖賢の道を學ばずして、孫吳が術をのみ崇びしは、遺恨と云べし、湊川にて自殺するとて、弟正季と最期の一念を語る事甚陋し（正季楠家の系圖に不見と太平記綱目にあり）

私曰、正成の最期の言を、鳩巣先生の陋しめるは、太平記に倚ての評歟、但正錄に此の語有りや、余未見、其實記すべて其の人を稱せんとては、編者の文華を以て、色々に餝りて、却て其の人を殞す事多し、愚按、正成血戰の中に、帷幕を垂て最期を潔すと雖、斯く忩劇の中にて、誰か此の語を聞て後世に傳へけん、河内への遺使、耳を聳て、斯迄の事も詳に故鄕へ傳へしにや、孰れに其の證を得ざれば評論に及がたきか、鳩巣の被難し上は、浮たる事にあらず、正錄に此の語有と見えたり、いと不審なり、

又曰世に楠三代を稱して、正勝を不云、吁、正勝の節操豈先代に劣らめや、素より將器に於ては、父祖に懸隔するに似たれども、其の頃は南朝の威日に衰へ、有れども無が如く、僅に殘る士卒さへ一ならず、是正勝が不器のみに非ず、偏に天成べし、斯る期に及べ共、義氣凛乎として終を克するを以て見るべし、而るを獨り正勝を除いて、楠子三代と稱するは奈何、是正勝が不肖と云ん歟、惜い哉

〇聚樂城の事

聚樂城の事、百七代正親町帝天正十三年乙酉壬八月、豐臣秀吉公築之、南北は一條より二條に至り、東は堀川、西は内野を限りて城地とす、正親町帝行幸有り、後に關白秀次公に被讓、文祿四年乙未七月十五日、秀次高野山に於て生害の後は、城樓廢壞して、幾程なく商估の家屋となる、今の黑門通り、日暮通等、彼の城の外門に寄ての名なり、日暮しと號する所以は、城門の結構綺羅天を輝し、往來の人眺にあかず、佇立して日の暮るを不知、仍て所の號とすと山州名跡志にも載せたり、

〇二條錦城の事

二條城、永祿十二年己巳正月、京都將軍義昭本國寺に居玉ふ時、三好が一族蜂起して、本國寺を圍む、義昭屢々防戰す、而して織田信長尾州より討登て、義昭を助け、畿內の諸士に命して、此の城を經營し、同四月義昭信長諸共に爰に移り、翌五月、信長は岐阜に被歸、其後信長横死に仍り、此の城一旦破壞せし

處に、御當家御治世に至て、慶長七壬寅年、今の錦城を被築、寛永元甲子年猶亦修造有り、同二年台徳院殿御上洛、其の節後水尾帝此の城に行幸し玉ふ、

○秀吉公幷に毛利元就の事

凡主將たる人義を以てせざれば其の碩功成り難し、明智光秀主君に反して、信長公父子を殺す、秀吉義戰と稱して諸將を語らひ、不日に光秀を討つ、陶尾張守隆房(イに晴賢)其の主大內義隆を弑す、毛利元就是亦義を表にして、叛臣を討の名有るに仍り、諸士是に屬して陶遂に滅ぶ、是皆義借て義の實なし、若し義の實を以てせば、子孫永久の洪福成べし、假に義の名有だに如此、其の中に秀吉公は暴逆狠戾の將たる事、世以て知る處なり、去れ共一世の內には、天是を罸せす、二世に至るにも不及して、反覆の速なるを以て思量るべし、又毛利元就は良將たり、所行に於ても秀吉公には比倫すべからずと、或人の云るは宜哉、

私曰秀吉公の事は諸錄に色々に注し、西山公抔も此の公の事は可否を論じ玉はず、唯奇妙將とのみ宣ひぬとぞ、さしもの西山公だに、評を閣れぬるを、碌々たる者の批判、無憚に似たれ共、云はでやまんも腹ふくるゝわざなれば、妄に筆を搖すべし、先づ庸人の說を以て云はゞ、秀吉公の大量一瞬の間に海內に及ぼし、猶も是を狹しとして、異國迄手を延し玉ふ程なるに、日頃の不遜に違ひて皇位を崇め玉ふ處大方ならず、世々の武將は將軍職をのみ望玉ふに、秀吉公は人臣として、其の長たる物は攝關の職に不過と、ひたすらに是を望まれ、武門の權職に非る關白の高職に居て、天子を補佐し玉ふ、是尤も人と爵と相當せる歟、中古武家執政の代に成てこそ、將軍の號を重んずれ、凡そ此の號は和漢共に武官の輕職なれば、棟梁の人を崇敬する號には非ず、是は右大將賴朝卿へ、総て久敷將軍の任有しを、其の代の眉目として被稱し風俗、後世の習はしと成しと見えたり、既に近世異國往返の書簡に朝鮮人是を難ぜし事も有たり、斯る所以にて、秀吉公は此の號を望給はざりしにや、右大將家以來、

天下の政務武家へ出たるを、再び朝威を輝し、武威是に副らるゝ事、臣たるの道を立られ、自らは中國を亡して、其の國の王たらんと、飽迄神裔を崇し玉ふ事最も本朝人臣の大度全しとや云ん、太政入道の上皇を押込奉り、或は遷都を催し、彼是恣に朝議をいろはれしとは、大に事替りたり、又中頃公方鹿苑院義滿、本朝開闢已來聞も及ばぬ、中國の封爵を受て、臣と被稱し事、吾朝の天子への不義、且つ和國千載の恥辱を遺されしに、秀吉公は明主より封爵到來しけるを大に怒て、明使を追返されし事抔は、後世日本の龜鑑、義滿の時代の恥を雪められしなり、斯る國功の大なるを以てみれば、其の餘の暴逆は枝葉の事共可申歟、惜い哉、此の上に仁義を以てせられなば、子孫榮久の基、千載に赫奕たるべきを、暴を被用し事、嘆に餘り有り、中華歷世の中に比せば、秦の始皇の類ひして、而も始皇に優れる歟、萬世日本の鎊道共成べし、又釋氏の說を以て云はゞ、佛菩薩、假に太閤と顯じ、神君とあらはれ、世の有樣を示し玉ふにや、【割註】今に於ても禁裏院中の行事、其公家の面々の規矩にも、秀吉公關白職の內に被定置し事を被用事多しとぞ」

○龍造寺隆信蒲地重並を殺す事

肥前國龍造寺隆信、威を近國に震ふ處に、筑後半國の主蒲地重並隨從せず、隆信謀を以て重並を壻とす三年の後、重並の妻室女子を產、爰に於、重並を龍造寺に招く、蒲地左馬助は伯父ながら、重並が家老なれば、此の事如何あらんと異見を問ふ、左馬助云、既に御緣親く御子も御出生の上は隆信の狼心、今はよも打解らるべし、今度御會合無之は、又鉾楯の端たるべしと勸れば、重並尤もなりとて、上下三百許の人數にて、龍造寺に至る、隆信美味珍饌をつらねて饗す、重並逗留する事二日、爰に太皷打似我と云者、折節京都より、重並の許に來れるを、龍造寺へ誘引す、隆信悅で能を催し、似我に太皷所望す、二日の後、重並暇を告て、筑後に歸る、往く事一里許にして、隆信步士に一封の書を持せて、左馬助に遣す、左馬助披き見るに、今度重並を招くは、謀つて殺んが爲めなり、曉天より銳兵三千前途に伏て待

之、勁士三千後を追て攻之、網魚檻獸何國にか遁れん、然れ共御邊は年來相識の好み有り、又似我は天下の名人なり、無罪して此の災にかゝらん事我本意にあらず、速に似我を連れて可遁、本領の事違變非じとの書面なり、左馬助は跡に連りて打けるが、重並に馳着て、此の書を捧ぐ、重並見て是我運命の縮る所、更に驚くべからず、汝は似我を具して速に去り害を避べしと、中々憂る色なし、左馬介云、臣は貴戚に懸りて忝くも骨肉を等うす、君此の難に遇るは、臣始に人を知る事不克して勸めて龍造寺へ往しめたるに仍るなり、然るを苟も此の期に至り不義を挾むは、豈人倫たらんや、似我をこそ助けなめと、似我に斯と告れば、渠云く、假初に下りて寵遇を蒙る、我賤き猿樂の身なりと雖、人倫に於て爭で替らんや、君が一日の恩義に、百年の命を換んと、聊遁る氣色なければ、重並此の上は力なし、死迄も伴ふ勢に社と云も敢ぬに、前後に鬨を發して、敵競蒐る、左馬介は黃泉の先手と呼て、多兵の中へ突入り、餘多の敵を突伏せて亂戰に死す、似我も潔く戰ひて、敵と刺違死す、其の隙に重並は雜兵の手に懸らじと一村に蒐入自殺せり、隣國地を諍ふに、策を以て敵將を討は、戰國の習なれども、是は敵の地を奪んが爲に、我が女を以て死間に用ふ、是をも忍ぶべくんば君父を殺しつべし、重並龍造寺に來るは降伏に非ずや、然らば患難相俱に助之て親緣の因をなさば、領國を幷するに增て、佗邦の敵を防ぐ便宜とならんに、亂世の人心虎狼よりも甚し、東國には武田信玄、隣國諏訪賴茂を謀つて緣座と成る、賴茂を賺かし招て殺害し、剩へ其の女を捕へて箕妾とし、領地を奪ふ、其の外中國には浮田が暴逆、畿內三好松永が弑逆、其の外不可勝計、○駿臺雜話曰、應仁文明の頃、京都には細川畠山黨を分ち、鎌倉には足利上杉雄を爭ひ、日夜合戰して虛き月なし、しかのみならず君臣相害し、親族相殺し其の毒鬼蜮のごとく、其の暴虎狼のごとし、天下に人倫の道絕果て、唯日月の地に墜ざる迄にぞ有ける、是を以て古今亂世の極と云べき、もろこしにて云はゞ李唐の季五代の初に似たり、(中略)去れば應仁の後、足利家の代を終る迄、前後百年の間、其の名將勇士寒促飛廉が徒に非れば、賁育懸舍が類なり、中々賢愚得失を論ずるに

及ばず云々、實にも其の世の風俗旦に義有と見るも夕に變じ、生涯全きは稀なり、右雜話の說むべなる哉、

〇齋藤道三義龍父子軍の事

齋藤道三は、其の元美濃の土岐に仕へし小士なり、町はづれの學亭に居る、其の家狹くして鎗を置く所なし、故に門外に竹を立て、其の節しを拔て、鎗を其の內に納れて雨露を防ぐ、土岐放鷹の時、鷹此の竹に居、怪んで問之に、道三實を以て答ふ、土岐感じて其後道三を畢用ひ試るに、才智勇謀備たる將器あれば、段々取上られ、竟に國の執權と成る、爰に於て逆意して主の土岐を追出して、其の國を押領す道三家臣稻葉伊豫守が妹を妻とす、艷容比すべき物なし、然れ共長高き事六尺計、嫡子義龍、其の腹に生たる故歟、其の長六尺五寸、膝を屈して坐せる所の膝の高さ一尺二寸の扇を立るに、手一束足らず、膂力人に超ゑ勇鋭倫を絕す、常は惷愚なる如くにて、而も顯悟明朗なり、密に時勢を計て、克く之を辨ふ、道三愛妾の腹に二子有り、喜平次孫四郎と云、道三義龍を愚なりとして、是を廢し、喜平次を立んとす、義龍是を察す、義龍は內城に居、道三は牙城に在り、義龍日頃長臣を懷け、諸士に謙り、卒を撫て、大に其の心を得たり、長臣伊賀伊賀守、竹腰攝津守、稻葉伊豫守、氏家卜仙等、各義龍に服す、其の機を計つて、中にも外戚なれば先づ稻葉に密談し、僞て病ひと稱し、加持祈禱醫療手を盡し、所勞大切なりと披露す、喜平次孫四郎は兼々義龍と不和なれば、不問訊之、稻葉二弟を、賺して、其の兄危疾に居るを訪はざるは人道に違ふ、其の上兄死去あらば、其の嗣に立玉ふべし、其の時諸士信無きを譏つて、服すべからず、士卒不服して國を奈何とかし玉ふべき、枉げて病牀を訪ひ玉へと、誠しやかに諫れば、二弟其の誨の理に當るを以て、諾して翌日是を訪んとす、稻葉賺し課せて、義龍に告之、則日根野と云壯士に、仕手を云付、世に隱れなき有動刀と云ふ大切物を日根野に授て二弟の何心なく入來る處を一刀に殺して相圖の早鐘を撞て、同意の者に示す、道三は牙城に在て、此の騷を聞き、是は必定義龍が

反するならんと、大に忿て、俄に兵をあつむ諸士は道三が虎狼心を惡んで、義龍か宏智達方に懷き、大方は義龍方へ馳集り、既に着到一萬餘に及び、道三に屬する者は僅に二千計なり、去れども、義龍も流石親に向ひて攻めん共せず、道三は兵少き故に、義龍を不討、睨合て居けるか、道三牙城は危うしとて是より一里半を隔て、地利をえたる一邑有り、かしこへ出て陣を張る、義龍は侍臣に向つて、父道三我を害する心だになくば、我奚ぞ父に對して攻戰を好んや、唯和順をこそ庶幾すれと有しか共、道三鬱憤更に解ず、終に義龍を可討にぞ定られける、仍て義龍も不及是非城外に出で兵を備て待之、斯て道三は二千餘の兵を以て、一陣二陣を切崩すと雖、義龍の中備後備左右旗本少も列を不亂、騎正を整て靜に進むを、道三遙に眺て、義龍は未だ軍旅に不練ば先手敗せば足を亂さんと思ひしに、渠か軍立老功の者も及難し、然れ共我は爰にて討死すべし、乍去此の軍立をみれば、我死後にも隣國より義龍を犯す者なく美濃は永く當家の物なるべし、是死ても我本懷なり、斯る將器有る義龍を不器なりとして、庶子を立んとせしは、我不明なりと大息ついて居たる處に、義龍二の目を討て始め敗せし一陣二陣も守返せば、道三が兵忽ち潰亂す、自是先未だ兵刄を交へざる時、義龍士卒に向ひ、汝等今日父道三に逢はゞいかゞせんやと、諸士即答に不及、時に永井忠右衛門と云剛士、異名を杉先と云るが進出で答けるは、道三公に敵對仕事は、臣忍びざる所有り、乍恐夫と見奉らば生捕申さん、臣不肖なりと雖、御父子の御和睦を取結び、道三公御隱居有り、君公箕裘を繼せ玉はゞ、禍轉じて福ならんと申せば、義龍欣然たり、扨軍始りて道三が、控たる處へ、杉先會釋もなくつと寄て、臣更に害心なし、いざ義龍の御陣へ伴ひ奉り、御和睦をこそ取營み候はめと云せも果ず、道三鎌鑓を突蒐る處を、杉先かい潜つて、既に生捕處に、小牧源太と云者、後より走來て、道三が兩股を切落し、杉先を押のけて、道三が首を取る、杉先無是非道三鼻を截取立歸る、義龍が前へ出て、患る色有り、無程小牧來て、道三が首を捧ぐ、義龍も駭てこはいかにと問ふ、杉先涙を流し、爾々の旨を述て、責て印の爲に、御鼻を截て參候と、義龍が前に差置、是迚

も其の罪遁れ難く候へ共武士は詞の違ふを恥とす、仍て其の證に捧る處なりとて、夫より杉先は髪を切て高野に赴く、扨隣國織田信長は、道三壻なるに仍て、弔軍を被催、義龍聞て尾張より美濃への道中、道橋を造らせ信長打向はゞ、平場に待受て速の勝負せんと勇進けるを、信長聞傳へに、既半途へ軍を出されしが、如何思はれけん、師をかへして歸國せられぬ、斯て無道の義龍なれ共、其の身一代は濃州よく治り嗣子龍興代に至て、小牧源太、野木治左衛門兩臣權を諍ひ、小牧が爐邊に炭を、直し居る處を、野木乘懸て是を斬る、小牧短刀を拔て上げさまに野木を刺て、兩人立所に死す、龍興生質暗弱なるが野木小牧兩臣が力に仍り、敵の爲に犯されざりし、然るに兩臣不慮に死してより後は戰每に利を失ひ、終に信長に被滅ぬ、

○竹中半兵衛の事

齋藤龍興の臣竹中半兵衛一萬石を領し、西美濃菩提城を守る、沈勇溫毅にして、人其の才器を不知、龍興か三老臣安藤氏家不破等、竹中を侮て不和なり、竹中三老臣を殺さん事を謀て、本城の内に普請を始む、竹中、承り勤之、爰に於て勇士二百人計を勝つて、傭夫の體になし、三老臣が登城を待て、便宜き時分ひし〳〵と兵具を堅め起立て、三老臣を殺害す、竹中は龍興が前に行き申せるは、臣更に反心を企るに非ず、唯三臣が驕奢を惡みて、君に代りて罪を誅し候迄なり、君は暫く此の城を出させ玉ふべし、事鎭て後迎へ參らせんと申ければ、龍興も不及力城を出る、斯て竹中遂に城に據りぬれば、齋藤が士卒多は歸伏之、扨事治りて、龍興を呼返けれ共、おのれ相將に居て、權勢並ぶ者なく、龍興は有ても無が如し此の時信長より竹中が方へ使を以て、龍興を殺さば、美濃を竹中に與んとの事なれ共、竹中是を不肯、我龍興を背くに非ず、唯家臣の罪を斬る處なりとて、敢て返答にも不及、竹中が在世の內は、信長美濃を侵す事不克、竹中三十六歲にて病死す、生涯手づからの軍功は一度もなし、然れ共文を嗜み武を賢くして、其の器人に超たれば、人是に服して能く國を治ぬとぞ、

○山田仁左衛門の事

時代は委不知、駿州ワラシナと云ふ所に仁左衛門と云者有り、生質才器膽略有けるが、日本の內にてはさせる立身成難しとて、暹羅國に渡つて、國王に仕へぬ、國王の弟叛逆して、位を奪んと兵を發して、甚危難に及ぶ處を、仁左衛門義を唱へ、籌を克して、亂を鎭め、殘黨迄討平げ、其の功に仍り長臣と成り、名をオツフラと改め、稍隣國迄も伐取て、勢尤も盛なり、此の時謀を以て呂宋船を乘取事餘多なり、呂宋船はカンハンと云て、四五寸計の角木を以て格子に組み、舷に一面に敷渡し、敵其の船に乘移んとする時、カンハンをひた〳〵と下ろし、掛銕を以て是をしめ、其の格子に組たる狹間より矛を突出し防ぐ、故に攻戰甚々敷からず、仁左衛門計つて灰を夥敷用意して、手ん手に是を持せ、攻戰に及ぶ時、是を雲霞の如く蒔せければ敵の眼に入て働得ず、色めく處を、斧鉞を以てハンカンを伐破、敵船に乘移て大利を得て、船を奪ふ斯て仁左衛門一度歸鄕の望有れ共、遙の波濤費用過分にして、急に調がたく、屢々是を貯聚む、其の頃は日本人暹羅へ渡海の者多く、生國の者なれば懷敷とて呼出て對面す、其の體左右に衛士を置き劒を持せ、暹羅の官服を着て、粧ひ尤も恭敷嚴重なりとぞ、終に病死して歸國の志遂ずとかや、

○尼子の臣山中鹿之助の事

尼子右衛門尉晴久は宇多源氏佐々木秀義が末葉、尼子伊豫守經久嫡子なり、經久は中國七州を領す、晴久に至て國減じて五ヶ國を領し、雲州富田月山に居城す、永祿五壬戌年七月、毛利右馬頭元就雲州に働き入、島郡を伐取、爰に在陣して、合戰度々に及ぶ、戰ひ午角にして、尼子氏七ヶ年籠城す、然るに元就策を以て永祿十一戊辰年正月大利を得て、晴久幷に嫡子三郞四郞義久、二男九郞四郞三男百三百子兄弟三人降參す、元就助之て藝州下三ロ村と云所に差置く、義久は法體して瑞閑齋と號す、爰に尼子の臣山中鹿之助は、月山落城の後は、丹波に往き、明智日向守を賴み信長に目見して、光秀方に遊客と成て居

たり、松永彈正久秀、和州信貴城に引籠、信長に敵する時、鹿之助も信長に供奉して、一二を爭うて城を乘取、其の後丹後へ越る、又因州鳥取の城主山名禪高は、家臣武田豐前守が爲に追出され、牢浪の體にて居られしが、鹿之助勸之て因州に下つて、山名が舊臣共を催し、武田を亡し、禪高を歸城せしめ、夫より江州安土に參り、信長に謁し丹波に歸て熟思ひけるは、元就も八ヶ年前に卒し、今は嫡子輝元の代なれば、元就とは弓矢も、格別劣り、能き時節成べし、詮ずる所信長を後楯にせんと思惟して、尼子式部少輔が一子、泉州堺に出家して居けるを取立、尼子孫四郎勝久と名乘らせ、天正戊寅六年四月、播州上月城に楯籠る、毛利より攻之て、終に勝利を失ひ、勝久自害す、此の時勝久大勢の士卒を殺さん事我本意に非ず、鹿之助是を率ひて毛利に降り、時を待て又志を立べしと云、鹿之助固辭すれ共不聽、終に勝久が遺命に任せて、鹿之助は毛利に屬す、其の頃毛利家にて、名有る岡筑前守と云者、鹿之助が挨拶に出る是は隱れなき剛士なるが、長け低く不男なり鹿之助筑前守に向て、貴邊は音に聞と目に見たるとは大に違ふもの哉、今對面して筑前殿とも思はれぬ男振哉と云ば、岡が云く誠に鹿殿の言の如く、人は唯遠く聞たると近く見るとは違ふものに候、鹿殿も音に聞たるは、日本に隱れなき勇士と沙汰致候が、主に自害を勸め其の身は敵方へ降參有べき士とは、存ぜざりしに、案の外に候と答、鹿之助言葉なく淚をはら〱と流しけるとなり、是を思ふに、山中が筑前守に申せし事は更に岡を惡口せしに非ず、岡は毛利の勇臣故に人品を難ずる程、其の勇を譽る心にて云たる成べし、然るを岡は惡敷聞て、鹿之助が我を嘲哢すると心得て、斯る返答をせられしと見えたり、さしもの山中的面に恥辱を與へられ淚を流せし心の內思ひ量るべし、其の後毛利家に在て、藝州へ下るとて、備中國松の渡と云所にて、毛利家の士河谷新左衛門に討る、其の主意を不知、時に鹿之助三十四歲なり、天文十四年乙巳八月十五日、出雲國富田庄に生れ、十三歲にて初陣、十六歲にて菊池音八と云大剛士の首を取、生涯の武功枚擧するに不遑、惜むらくは義名全からざる事を、又岡筑前守元良も一代の中に首三百取たる大功士なり、此首數餘り過

分なり可追考、

因曰、山中鹿之助、尾州に往て明智光秀に便りて、信長公に目見す、此の時明智が家士野々口丹波、山中が旅宿に來て云、陪臣の身にて憚に候へ共、哀れ茅屋へ來臨あらば忝かるべしと招く、山中招きに應ず、明智よりも其の日風呂を申付んとて、山中方へ使を遣す所に、野々口方へ先約有りとて不來、仍て光秀より雁一翅鮭一尾を以て山中を饗せよとて、野々口に與ふ、野々口山中に謂て云、小臣不肖に候へ共、時の仕合にて男役を勤たる事三度なり去れ共首を取候、其の場に於ては、朦朧として首尾を覺えず、然るに有功の士は、物場の始末を詳に覺え、後日に人にも語候は、生得の勇なるに候や、此の段不審に候と問ふ、山中感じて御邊は僞なき人哉、言を飾り虚名をとるものは蹈つめたる事なきものに候、御邊の志は末賴母し、我今迄に首供養したる事兩度なり、始め鎗を合せ首を切る事、四五度の內は我も御邊の如くなり、七八度に及ば稍夜の明たる樣なり、十度に餘れば平生に異ならず、敵の內冑つき能々みえて、兒童の杖を以てする戱に似たり、御邊未壯年なり、首數かさならば我、云處の如ならんと語りしとかや、

私曰、當時浪華に在る富裕の商家鴻池と云る者、此の鹿之助が裔なりと云り、

翁草　巻之二十九

諸錄拔萃

〇相馬の臣金澤備中の事

相馬大膳亮利胤、家中に、金澤備中守と云ふ士有り、相馬代々の忠臣にて、既に備中に至り十一代主人の馬前に討死す、其の子忠兵衛は利胤の子大膳亮義胤病死の時、先祖十一代迄御用に立討死を遂げ候へども、當時は御治世にて、左樣の御用は無之、責て黃泉の御供仕らんと、城下中村と申所にて殉死す、寔に稀世の士なりと人稱嘆之、

可々齋私曰、右は或記に載之、十二代の星霜幾ぞや、同家十二代相續して仕ふるさへ稀なる事なり、殊に各討死を遂ぬとは、寔に古今未曾有なり、などや其の功名の四海に溢れざる、倩思之に親子兄弟叔姪の類、一戰場に枕を並べ、同時に死たるを代々の數に揚る成べし、さもなくては、代々の歷數、いかに戰國と云ながら、左程代々戰の有べきに非ず、事の實否は、追て其の家に便りて可尋之、松本主殿頭の同主家に仕へて四代相續ての討死をだに、向陽子春齋の和漢未だ其の例しを不聞と被嘆し、況や此の備中に於てをや、

〇太田道灌被誅事

太田持資入道道灌は、太田道眞が嫡男にて、扇ヶ谷上杉定政の長臣なり、後花園院永享五癸丑年に生る長祿元丁丑年四月、武州江戶城を築居の時に、二十五歲なり、其の頃山の內上杉顯定と、扇ヶ谷の定政とを兩上杉と號す、年來不和にして合戰止時なし、或時山の內老臣長尾景春入道伊玄、計策を以て扇ヶ

谷へ密使を遣す、其の趣は兩家骨肉の末也と雖も、多年不和にして鉾楯に及ぶ事素意を失ふ處也、是併共方の太田道灌と、手前の長尾伊玄が所爲に在り、不如此の兩人を誅して、兩家合體せば、伊豆の早雲を亡さん事、掌卵を推すよりも易し、而して關八州を兩家として治之と申遣しければ、定政是を信じて其の頃道灌が在々を治めん爲に旅行して在るを討手を遣はし、是非なく道灌を誅す、父道眞は越生と云ふ、所に閑居しけるが、道灌が討れたる告を聞て急ぎ江戸城へ趣んとして、途中にて討る、斯て山の内には、元來僞策の事なれば、曾て伊玄を誅せざれば、定政大に忿りて、和融忽ち破れて、再び水火の如くに成ぬ、

因に記、駿臺雜話曰、(上略)上杉氏の時、太田道灌こそ名將の譽ありし、然れ共翁思へらく、上杉氏山内扇谷兩黨たりと雖も、山内を宗室とす、此の時越後の上杉房顯、山内の家を繼で、其の子顯定に及べり、道灌は其の父道眞より扇谷の上杉定正が家老たれば、定正をたすけて、顯定と嫡庶の義を講し、親族の好を篤して、扇谷の家を安んじてこそ、身の輔相たりし甲斐も有べきを、反て謀をもて、山内の權を奪しかば、兩上杉不和に成ける程に、終に兵難を招て、定政と同じく顯定が爲に殺されたり、恐らくは、其の材、主を庇し身を保つに足らざるに似たり、しかいへど武略すぐれたるのみにあらず、文學に志し、和歌を好て、か丶る亂世には、得がたき人共と云ふべし、翁いつも思ひ出で、感吟するは、世に傳る、か丶るときさこそ命の、とよめる歌にて侍る、此歌を世には道灌殺さる丶時臨終によみしと云へり、さにてはあらず、慕景集とて、かれが書あつめし藻鹽草有り、其の中に此の歌をのせて、其の詞書に、康正元年の冬藤澤の役に、かたきも味方も入まじり、三日をかさねていどみあらそふ事に成ぬ、されども味方の武威つよくして、敵北條憲定のぬし、ついに自腹して、餘兵おのかじ丶、むなしうなり、あるはあだにあたりて、かたみに死するも侍る時、藤澤のかたへの松原のむれにて、た丶かふ男あるに、味方は中村治部少輔藤原重頼とて、京家の人の世にしづみて屋形に扶持せ

られて侍りしになん、敵の男は栗毛なる駒に乘て、二つ引兩に昇り龍の紋付たるさし物なりけり、遠目ながら鎧の毛も、いかめしこそ見えけれ、しばし戰ひて、鎗を合せしに、目の前に敵の男つきとめられ、やがて中村手づから首を取て我陣に來りて、かく〱となん語りけるに、いまだ壯年にも足らぬ男の、色白うしてたけたかゝるべき心地したり、髻のあたり、たゞならず炷しめつゝ、哀もいやまし、仇ながらにくからぬ俤なり、中村重頼この心ばへの誹歎に、歌ひとつものして手向にとすゝめ侍れば其の首に向て「だゝるときさこそ命のをしからめ兼てなき身と思ひしらずば」重頼返し「なき身とは誰もしれ共諸ともにいまはにおよぶ事をしぞおもふ」此の道灌の歌は、孔子の宣る勇子不忘喪元と云心にも叶ひ侍らんかし、されど古の勇士の不忘喪元と云ふは、某の志朝夕に義を重んずるに在り首を刎らるとも、義を失はじとなり、必しも戰場に死を輕んずるに限るべからず、我朝の武士のかねてなき身と思ふと云は、其の志戰場に死を輕んずるにあり、首をとらるゝ共、後を見せじとなり、あながち、朝夕に義を重んずるによるに非ず、其の趣同じ樣にて、しかも違ひ有りと知るべし、されど其の僉儀は暫く差置、此の事歌にのみあらず、敵も味方も死たるも生たるも、とり〲いさぎよく優に詠歎事と云ふべし、

○稻葉一徹害を遁るゝ事

稻葉一徹信長公に從ふと雖も心服の體に非れば、後患あらん事を思慮有て、一日一徹を饗し、數寄屋に於て誅せらるべき催有り、而して一徹召に應じて、數寄屋に入る時、相伴の三人出て挨拶し、且つ懸物の書贊を一徹に讀しむ、一徹少しく文學有り、則是を讀む、三士其の意を問ふ、一徹解之、信長陰にて是を聞かれ、則自ら數寄屋に入て曰、御邊は唯勇武のみの士と思ひしに、文學をも嗜めり、今亂世に奇特の志なり、今日の事、賓に饗するに非ず、計つて殺さんが爲なりき、然るに今御邊が文學に愛で赦し永く我が爲に謀臣となれと有ければ、一徹も敬諾す、其の時三士に懷劍を解しむ、一徹左右に揖して謂

て曰、臣も今日の事必定如此ならんと察する故に、畢竟の場に至らば、相手を取て死んと存じ、斯の仕合に候と、懐中より、短刀を取出して、信長の前に差置ば、信長、最も其の勇敢を被稱しとぞ、

○上野國重長幷に家臣月岡左門の事

上野國に重長(其姓可追考)と云郡主有り、六萬石餘を領す、上杉憲政と戰ひ、衆寡敵し難く、竟に降る憲政是を押籠て、國へ歸さず、重長無詮方、落髪して、雲林院と號す、憲政聞之て、雲林とは高くして及ぶべからざるを云ふ歟と怒る、重長も斯有らんと知らば、戰死なん物をと後悔す、重長が臣月岡左門と云者、幼年より寵せられ、此の時三十歳計成が、此の節迄も隨從し、密に主人に云るは、臣一謀の候共の所以は、君歸國の御爲に、臣先自殺仕るべし、則首を先きへ持せ、其の尸と稱して、君は藁莚の中へ入給ひ、上に血を濺で、門監を欺き、君公狂氣有つて、侍臣月岡左門を手討にせられぬ、尸骸を小野に埋むと告られば、容易く門を遁出給ふべし、さ有つて急ぎ國へ歸らせ給ひ、本意を可被遂と、重長聞之制止す、其の夜月岡は一封の書を遺して自殺す、其の書に云、勇士は言を不違を本意とす、御制止にて存じ留る程ならば、奚ぞ發語仕らん、此の上は枉て臣が志を遂させ玉へとぞ書留たる、重長涕泣して金鐵の忠士が志爭で空しくせんやと、潛に老臣(姓名不知)に是を云含て、左門が手立の通に取營み、門を欺き出んとするに、門監東條左近と云ふ者不諾之して云、常に月岡氏の高義を承及候へば、容易には通し難く候、藁莚を一鎗突て試候はん、然らずば得こそ通すまじけれと申す、老臣氣色を損じて、月岡死せりと雖も、我傍輩なり、其の骸を鎗にて突すべき樣や有る、出さずば出さぬ儘よ法外也と怒けれ共左近終に不許して、老臣は空敷引返す、其の夜左近來て、老臣に對面し、今日の事は君の事也、寔に止事を不得、互の遺恨更に有べからず某が番も今夜切にて、明朝餘人と引替候へば、交代已後に前の謀を用ひて御覽ぜよと云、老臣聞も不敢、謀とは何事ぞや月岡が死骸を御門内に埋むは憚有る故に、野外へ持出す迄の事なり、乍去御芳志の一言は悦入候と會釋して、左近を返し、翌朝右の手立を以て重長國に

歸る事を得たりとぞ、

○大内來由の事

周防國大内家は、百濟國琳聖太子の末葉なり、推古天皇十九年辛未、百濟國餘璋王の第三子琳聖太子、防州佐波郡多々良濱に來て、夫より代々防州山口に住す、代々九州の官領に補し、義隆に至りて防長豐筑藝石七州の太守なりしが、天文二十年辛亥九月二日、家臣陶尾張守隆房が爲に、長州深川大寧寺に於て、生年四十五歳にて自害せられ、大内家爰に斷絶す、推古帝十九年より春秋九百四十年に及べり、因曰、義隆幼年の時龜童丸と云ふ、或時下賤の子供錢を以て遊居けるを見て、龜童も是を持て遊ばんとせらるゝを、其の傅杉伯耆守見之て、加樣の賤き物を手ずさみ玉ふ事やあると、其の儘彼錢を黃金の筓にてはさみ、筓ともに不淨へ捨て見せけるとぞ、大内家臣陶尾張守晴賢は、參萬貫を領し、其の威並ぶ者なく權柄を肆にす、又老中相良遠江守武任、才能智勇勝れて、義隆寵之、晴賢猜之で權を爭ひ、終に陰謀を企、不意に相良を襲ふ、相良は筑前花尾の城に楯籠て、陶が逆意を義隆に訴ふ、義隆是を忿ると雖、群臣大方陶に屬して、義隆に服せず、結句義隆を襲んと欲す、故に、義隆長門に趨て竟に大寧寺にて自殺せらる、爰に義隆の侍臣笠井帶刀左門正盛と云ふもの、主人の命に仍り、兼て公方義輝公に奉仕しけるが、主人の變を聞て、公方の暇を乞ひ、夜を日に繼で山口に歸り、主城の趾の廢たるを見、悲歎して、先己が領地に潛居するを、毛利元就密に語らひて、志を通じ、態と表は元就に服せず、陶に從て、實は元就に內通し、籌を以て晴賢を嚴島へ呼引出し、毛利方大利を得て、晴賢を討ち、主人大内の仇を報じけるとぞ、

○三好長慶連歌の事

三好修理太夫長慶四國を領し、畿内を從へて天下に志有り、其の弟豐前守之康入道實休を河內の若江に居らしむ、永祿五年壬戌三月五日、畠山尾張守高政、根來法師等と、和泉の久米田に戰ひて、實休討死

す、長慶は其の日飯盛の城にて連歌を興行し、其の半に至りて「薄にまじる蘆の一むら」と云ふ句に人々附け煩ひ、長慶も首を低て工案せる折から、實休討死の告有り、封書を披見しながら、其の事を披露せず、さりなげき體にて「古沼の淺きかたより野と成て」と付る、滿座どよみをなして、此の句を感ず暫く有りて長慶云るは、實休敵の爲に討れぬ、今日の連歌是にて終るべしと、いと閑に畳み納めて、扨即時に兵を催し、急に弔合戰を遂げ、長慶も危き程成しが、終に大勝を得たり、

○戸次紹運奮戰の事

筑前の立花道雪嗣子なし、豐後の戸次紹運が末子を養ひて子とす、道雪卒後家を相續す、是を立花飛驒守宗茂左近將監と云ふ、一年薩兵騎歩四萬許を以て、立花の城を攻む、此の時戸次紹運、筑前名島城に在りて、折節微勢なれば、家臣等速に此の城をあけて室滿が嶽に取登り、敵立花の城を圍ば、後卷をせんと申けるを、紹運不諾して云く、敵は多勢なり、人數一萬を分て、室滿が嶽を壓せば、我兵室滿を下る事克はじ、是敵を懼るの議有りて、味方を扶るの理なし、又此の城持こたゆべからず、然れば當城を出で、死兵と成て、戰んより、外の議有べからず、薩兵盛んなりと云ふとも、吾死戰を以てせんに、などか見苦敷軍をせんや、力盡なば討死して、我徒の勇を敵に知らしむるこそ、五百や千の援兵よりも本城の强みとならん、我墓は此の城なり、士卒の內にも立花に名殘有んものは立歸れと下知すれば、各大將の勇に勵されて、偏に討死を期して、三百餘人の者共奮發の機顯然たり、扨薩兵押寄に及び、紹運三百餘人を眞丸に備へて、大軍の中を突破り、竪横に血戰を試むれば、薩兵の死傷員を不知、紹運は思ふ程戰ひて力盡ぬれば、今は是迄なりと思ひけるが、士卒諸共一人も不殘、亂軍の中に命を隕す、夫より薩兵本城立花を圍けれ共、城素より堅固なる上、智勇の宗茂士卒を指揮して、防之ば、薩兵無程圍を解て師を返す、紹運が奮戰の功敵に及べりと云ふべし、

○筒井順慶家人松倉權助の事

和州筒井順慶家人に、松倉權助と云ふ者故有りて、順慶家中にて、臆病者の名を取り、無是非爰を去て蒲生氏鄉の家に來て、臆病者にも、良將の下に用ひらるゝ道あらば、御扶持を蒙度と願ふ、氏鄉思ふ子細有りとて、早速呼出されたり、無程合戰有しに、件の松倉鎗を合せ首を取る、氏鄉思ふに違はずとて祿二千石を與へ、物頭とせらる、又其の後の軍に衆に抽で働き深入して討死す、去れば士卒の勇怯は强ち生質のみにあらず、主將の用ると不用にも因べし、又一つには松倉先主の家にて、汚名を取しを、口惜しく思ひて、態と我が臆病を名乘、良將の許を望て馳廻しは、其の汚名を雪がむと心を勵ます成べし氏鄉又是を識りて抱へられたるとぞ見えし、松倉討死を聞て、氏鄉被申しは、渠は剛果にして大志有り恥を知たるものなり、仍て早く取立しが、今思へば取立樣早過ぎたり、今三年遲く取立ば、加樣に無理成る討死はすまじきを、我早まつてあたら武士を失ひたりと後悔せられしとぞ、

因記、筒井順慶許に木阿彌と云ふ坊主(或は瞽者)あり、順慶死去の砌、其の頃戰國の事なれば、近國近邑より是を窺はん事を恐れ、木阿彌が幸ひ順慶と容貌年齡相似るを以て、暫の內は木阿彌を順慶にして、近隣の聞えを防ぎぬ、然れ共始終は相遂がたき事故、後には元の木阿彌に成たり、今も世の鄙言にもとのもくあみと云は此の出所なりと、

○北條氏綱病者を憐む事

北條氏綱豆州に攻入る時、或里の家每に、二人三人病臥たる者有り、其の故を問ふに、此の邊に疫痢流行して、皆々如是に候、適々此の難を遁たる者計、忩亂を避て立退候、我々は敵の手に死る歟、病難に死る歟、何れに難遁命に候と申す、氏綱是を憐みて、其の邊を侵さず、藥を與へ食を施しければ、民大に悅びて、是より衆人氏綱に懷きて、伊豆國忽に手に入り、無幾程闘八を從られしとぞ、

○賴政塚の事

下總國古河に、源三位賴政の塚在り、今は古河城內と成りて、其の所を賴政曲輪と云へり、古き物語に

賴政平等院にて自害の時、渡邊黨の丁七唱を呼で、我が白骨を持て、諸國を修行すべし、吾止らむと思ふ處にて、奇特有べしとなり、丁七命の如くして、古河に來り、白骨をおろし休んて揚んとするに、揚らず、扨は此の所に止らんとにこそと、則そこに埋み、我も傍に菴居せりと、其の鉦鼓撞木等今に在りと云、

按るに、此の說不審、賴政末期に、丁七唱に命じて、關東の源氏を催したるなるべし、其の後丁七此の所に塚を築き住けるならん、又續太平記に、賴政死去の後に、郎等下河邊藤三郞出家して、往て舊蹟を訪ふに、夢の告有て、彼の遺骨を持て諸國をめぐるに、三年の後五月に、下總古河に至て埋之云々、

〇武田信玄鳩を殺す事

武田信玄信州發向の時、鳩一羽、庭樹に來るを、衆見之て悅ぶ色有り、信玄其故を被問、衆答て是迄も樣々見るに、鳩樹上に來る時、其の軍大利を不得と云ふ事なし、吉例たる故に、各勇み候と申す、信玄聞きも敢ず、其儘鳥銃を取て、自ら其鳩を打落し、衆の惑を解る、是は此の後出陣の時、鳩もし不來ば衆に勇なからん事を思量せられしとぞ、

〇上杉謙信神保二宮を討つ事

上杉謙信二の宮と云者をして、越後越中の邊塞を令守處に、越中の神保謀叛して、二の宮も是に內應す謙信嘗て不知之、越中へ働入らるゝ時、神保二宮謀を合せ、一陣二陣をやり過して、挺兵三千、謙信の旗本へ突き蒐る、不意の事なれば、旗本の士卒周章する處を、謙信少しも不騷、采配採て猛威を震ひ、士卒を勵し、神保二宮を手痛く當て、無二無三に駈亂さるれば、一陣は遊軍と成り、二陣後備と成り、神保二宮散々に敗して、塞に入處を、附入にして即時に攻落されたり、孫子に常山の蛇、中を擊ば、首尾共に至と云もの成べし、或人曰、君に向て弓を引く軍大方は堅からず、其の士卒たるものも、時に迫

りて據なく主命に應ずどいへども、義は素より人の本質なり、仍て衆皆味方の非義に愧る心有り、是則敗形なり、然れ共是を征するに、寛々を以てし、又は柔弱たらば、其の間には渠が兵整ふべし、疑の心未だ止ざる內に強く、當つれば、思ひの外にもろき物なり、庸將の上だに如此、況て名に負ふ謙信の勇悍奮迅は、諸人の恐怖する處なれば、神保二宮の兵は不意を打ながらも心虛なり、上杉の兵は精銳なる上に、敵の叛逆を惡むの怒氣を加る故に彌強し、仍て虛は彌虛にして、實は益實なる、敵味方の機を謙信量知りて、短兵急に擊て、何の手もなく利を得られたり、强み一偏の事に非ず、明智光秀が信長を弑逆せしを、秀吉一朝に亡されしを、希世の沙汰に申せ共、是は秀吉に限らず誰にても義を唱へて急を擊ば必ず可勝の軍なりと、明智が家來ながらへて後日に、人に語りしとかや、是右に記す或人の說と同じき歟、

○信長公松永久秀を勵まされし事

松永彈正少弼久秀は、三好長慶に仕へて右筆たり、經上りて長臣と成る、信長久秀と善し、或時信長久秀に對して、御邊は智勇の士也、恨らくば一の疵有りと、久秀其の所以を問ふ、信長不云、久秀頻に問ふ、さらば無人所にて云んとて、潛なる所へ呼よせて、御邊大身に成る道に暗しとなり、是より久秀異心を生じて、竟に三好家を滅せしと云ふ、

○班鳩平次の事

謙信の士に班鳩平次と云者浪人して、諸國をめぐり、加藤清正の家臣庄林隼人が所に來る、清正其の武功を聞及て、鈎引せらる、隼人云ふ當家に仕へられんや、平次云ふ、我願ふ處なり、隼人云ふ、祿の望は奈何、平次云ふ、僅の俸米にて足る、隼人思ふは渠は上杉家にて二千石餘の身上と聞ば、今の言葉誠しからずと、强て祿の望を問ふ、其の時平次云、謙信家にて功勞を積で取たる祿を、當家に來て未だ何の功もなきに、舊祿をてらひて貪る事は、謙信家抔には曾て聞ざる事に候、先無足にて被召出、此の後戰

場の首尾を合せ候はゞ、一度の鎗を五百宛に定られて被下べし、是猥に賜ふに非ず、徒らに受るに非ず追首などは勿論其數に入べからずと申せば、面白き望なりとて、其の願ひに任せらる、朝鮮の陣中に、衆に抽んでたる事七度有りて、三千五百石に取上たり、平次若き人々に噺けるは、武士の働に心得有り譬ば此に寄て譽を取り立身し、榮を子孫に遺さんとの心ばせにては、勝れたる働は成ざるものなり、戰場に臨まば、爰を死地と究て、身を不顧ときは、自然に功を得る、少にても存亡の思慮有ては、手後れして人に先をせらるゝぞと示しけるとかや、

〇加藤清正臣森本儀太夫述懷の事

加藤清正の軍將吉村又市、釜山浦に於て朝鮮人と戰ひ、日既に暮に及ぶ、淸正人數を早く引揚ずんば危がらん、誰をか可遣と、其の邊を見廻さるゝに、庄林隼人が遙脇に在りしを呼かけて、是を申付る、隼人承て采配を取て、兩陣の間に乘入、難なく衆を引揚歸る、此の時森本儀太夫淸正の傍に在けるが、淚を流して怒れる色有り、淸正怪みて所存を被問、森本云ふ、君の臣を見る事庄林にしかず、是武士の恥辱に候、庄林と臣と同じく君に從て、白刄を踏む事、庄林に不劣、是君の御眼前の事なり、然るに臣君の傍に在るを差置れ、遙脇に罷在庄林を召て、命ぜらるゝ事、此の年頃も斯こそ優劣を分られけめ、臣愚昧にして是迄不知候段不覺の至りに候と申ければ、淸正笑てさには非ず、汝等はひとしく我が股肱耳目なり、され共其の用る處は其の器に隨ふなり、今汝を遣はさば、必ず敵に駈合せて力戰すべし、是勇敢の過て軍をそこなふなり、庄林は今見よ、難なく軍を引揚て歸りなん、若し强敵堅陣の勇を不用して叶ひ難きをば汝に命ぜん、是又餘人は及べからず、是汝が長ずる處なりと宥められければ、森本是に服す、是淸正の森本を賺さるに非ず、淸正士を用るの一代の心法成るべし、

〇同臣坂川忠兵衛自ら入札する事

淸正母衣の者二十人を撰定ぬんとて、諸士に命じて入札をさせらる、則筥を廣間に出し置き、銘々存寄

の札を入る處に、坂川忠兵衞は、自ら姓名を記して入置たり、清正夫々の札を披見し、坂川が自分の名を入たる所以を被問、坂川云く餘人の心知るべからず候、既に臣が父御眼前にて二三度鎗も仕候へ共、明日の首尾は難測候、凡そ生あるもの父子より親きはなし、其の父子すら、互に心底は存ぜず候、矧や佗人の可否に於てをや、誰を指て入札可仕や、倩ら考候に吾能く知て候、母衣を被預候共、名を辱るほどの事は、不可有候、依て自身を申上候と答ければ、清正汝が云ふ處尋常に非ずとて、則一倍の加增をあたへ、六百石にして母衣を被許、

〇旅僧小田原の制札を難ずる事

北條氏政の時分、六十有餘の遍參僧、相州小田原驛を通り、制札を見て嘆息し、北條家も末に成たり、亡瑞顯れぬと云へるを、所の者聞咎めて、町奉行に告之、町奉行彼僧を招て、爾々の旨を被申し由承る制札の面に非理の事候や、其の所以を包まず被申よと問ふ、僧の云く、制札に非理の事は見え侍らず、而るに老納が斯く申しゝ所以は、我三十年以前、此の地を過候時は制札の箇條五ケ條程と覺え候、然るに今日見候へば、三十ケ條に及べり、國君威有りて、士民服する時は法令簡少にして能く治り、國君威衰へ民不服時は、法度の箇條年々に重り政令瑣細に成る故に士民彌服せず、國君を怨み議る、如此士民の心離れぬる時は、其の君たる人誰と共に國を治めんや、我是を以て亡瑞顯れたりと申しゝなり、人の非を正さんよりも自ら省み自ら戒玉はゞ昔の世盛に還るべしと云ふ、町奉行殆ど感じて具に是を書留め向後の掟の一助にせりと云々、

〇婦女盜難を避け得し事

人皇百一代正親町院の御宇、王威日に衰へ、武權月々に失せて、諸侯各國々にはびこり、肆に逆威を逞しうして、隣國を併領せん事を欲するの外佗事なし、諸侯すら斯く大盜をなす、增て況や國中の盜人をや、時を得て我も〳〵と强盜切取を專とし、就中美濃尾張の間殊に甚し、是あながち剽殺を事とし、財

を貪るのみにあらず、是が爲に剛柔を試むと云ふ風俗なれば、士たる者も其の黨を結んで、憚處なく是を業とす、去れ共流石に性善の本然を顯したる事有か、或草屋の內を盜賊來て窺ふに、一婢の粥を煮る有り、其の粥の熟したるやを試るに是を食んとせず、箸にて粥をはさみ、釜の蓋に置て指を以て是を押し、いまだ熟せざると云て又煮之、盜賊物の隙より窺て、人もなき所にて、かく食禮の亂れざるを感じ我が强盜の業を是にたくらべ愧て、其の家を侵さず去しとなん、又一廬に盜の窺ふ有り、竊に內の體を聞に、媼女の聲にて今宵は雨荒く風烈し、盜賊や有なん、汝等いざとくして怠る事なかれ、鎗の鞘をはづし、弓に弦かけよ、此の鏑は能通るぞとて、物を投る音有り、透間より見れば絹を張る具なり、廬中をうかゞふに、媼女と婢女と二人の外は、寂として人なし、盜等其の勇氣に愛でけるにや不侵之して爰を去る、

〇黑田孝高豐前の巨豪紀伊を斬る事

黑田官兵衞孝高(後號如水)へ、秀吉公より豐前を賜ふ、此の時分は伐取と號して、國中に不服敵有れば鉾先を以て切從へ、其の國を領する事を被許事有り、豐前も其の格なり、然るに豐前の紀伊の谷は嶮岨の地にして、其の地の巨豪紀伊と云もの孝高と屢戰て、孝高を入立ず、度々勝敗有り、其の後和平成て緣を結べ共、紀伊敢て出來らず、三年を經て、今は別儀非じと、孝高の城に來る、孝高饗之、吉田六郎太夫酌を取り、森太兵衞(後號但馬)は肴の役に定む、此の二人は度度の功有る勇士なれば、紀伊か盃を取ん時、是を斬れとの用意なり、扨紀伊座に着て、一禮畢て盃出る、孝高紀伊に勸之、紀伊辭す、孝高盃を取揚て紀伊にさす、紀伊頭を下げず、刀を指ながら居なりに取て戴く、其の勢ひに呑れける歟、吉田がもじ〳〵とする體を見て、孝高森に聲を懸け御肴をと云ふ詞の下より、森は次の間に刀を拔き走出で斬付しが斬損じたり、紀伊心得たりとて刀を拔合すを、孝高其の間へ飛入て紀伊が首を半かけて一刀に斬倒す、古田と森は聞えたる切士成るが、如何したりけん、紀伊が勇に後れて切損じぬるを、孝高是

るとぞ、を、仕留たり、去れ共日頃の功士なれば、孝高此の兩人を捨ず、紀伊が從者夫々に手當して、各討留け

○下津權內岩成主稅を討つ事

長岡兵部太輔藤孝の家來下津權內之介は、數度の譽れ有る大剛の者なり、元龜四癸酉年七月二十八日、信長城州淀の城を攻らるゝに、戍將岩成主稅介は大力の豪雄なり、岩成討て出たる處を、下津見之、走寄て戰ひ、橋の上にて組と等しく橋の下に落たり、下津は河內の素生にて究竟の水練、岩成は水を得ざりければ、水中にて岩成を突放しては息をつき、一刀指ては突放し、三刀指て首を取、馳歸て藤孝に是を捧ぐ、急き信長へ可獻とて、其の首を江州高橋に持參す、無比類働なりとて、感狀幷に百金を賜ふ、彼岩成常に云るは、敵と勝負を決せんに無下には死じ、若し刀鎗の不叶場ならば嚙付んと云けるが、此の時下津が右の小指を根本より嚙切ぬとぞ、下津は靑品枝の指物なり、下津が靑品枝とて、其の頃名高かりしとぞ、

○出口が妻の事

小松の城主丹羽長重の軍將江口三郎右衞門が從者に　出口と云ふ者有り、度々手柄を顯せども、生質我儘者にて、人是を不用、江口より祿二百石與へ置たりしが、關原合戰の前、金澤の前田利長大兵を以て山口玄蕃允が籠りたる大聖寺の城を攻落して引取んとする時、丹羽長重其の跡を付慕ふ、出口眞先に進で、首を取たれ共、出口は六十有餘の老武者なれば、流石に刀疲れ息あへぎて、暫く休みける處に、誰共不知十四五人走來て、其の首を奪ひ去る、出口大に怒れども、詮方なく、茫然たる處に、出口が妻、斑白の髮を頭上に結あげ、自ら織たる麻衣を着し、腰に短刀を指し、片手に酒瓢を携て、江口が陣所の方へ行を見付て、敵中を通り、女の身として是迄來る事淺からぬ志哉、手に提たるは定て我好物の酒成べし、我に飲せんとの事ならん、去らば一盃酌て咽をうるほし、又首を取らんと心に悅て妻をさし招き

出口は爰に在ぞと呼はれ共、見向もせず行過る、其の邊に在合傍輩共、是を知せけるに、彼の老婦云るは、あれは我夫にて候、殿は山上にこそましますらめ、よし首一つ計取たりとて、晝寢して居る者に飲する酒はなく候、和殿原も命限の働して、手柄し玉へと云ひ捨て、淺井山によぢ上り、酒迎に參りたり夫々申つがせ玉へと云ば、江口も悅びて南部武右衛門と云ふ剛士と兩人して、一瓢の酒をたべ盡しける出口は妻に恥しめられて、いざ去らばと、また敵中に駈入、首一つ取て手に提げ、淺井山に登つて、嫗是はいかにと云へば、妻打笑ひ、其の首は和主の高名にあらず、此の酒こそ取たれと明たる瓢を打傾けて見せければ、出口は此の古婆にたぶらかされて、あだ骨折つる事よと悔む、江口も南部も大に是を與ぜしとなり、

翁草　巻之三十

諸錄拔萃

○北條氏康息氏政に敎訓の事

北條氏康隱居し、子息氏政に國中を任せ試らる、或時氏康氏政に謂て曰く、箕裘を繼の後、何を歡樂とせらるゝやと、氏政云く、吏士の能否を撰て樂候と答らる、氏康云く、最も善し、是主將の常とする處殊に今戰國なり、日頃に士民を愛惠せざれば、他邦に趨て明主良將に屬す、是故に士民の事は、家の長臣にも任せず、自ら成すものぞ、富貴の家に生れ、飽暖の中にひととなりて、下情に疎ければ、功を積む共擧けず、勞をも賞せず、仍て人常に恨を懷く、恨をいだけば、變に臨て俄に甘言を加ふる共、是虛情と成て、豈服せんや、故に平素に寸功一勞をも空敷する事勿れ、是を調義と云て嫌ふは大なる誤なり此の心を須臾も忘るべからずと敎諭せられしとぞ、

○武田信玄撫民の事

武田信玄は敵を挫く術に長じたるのみに非ず、治國安民の事も隨て賢こかりき、譬ば他國を伐取ても、其の地を將士の知行に與ふる事なく、甲信の內に於て民もありつき、地も肥たる所を、新地加增にあたへ、新に得たる郡邑は、靑地助兵衛小堀伊勢兩人を郡代とし、賦稅をゆるくし、撫民の事を專にせらるゝ故に、餘國には一揆を企つれ共、信玄一世の間は、手に入たる國民の、再び叛きたるはなし、主將たる人爰に心を用ふべし、

○信玄謙信の評の事

老功の士の曰、高坂彈正、信玄を譽て、古今稀なる名將の如く書たり、今武田流の軍法を說く者、偏見頑習して、楠正成にも優れりと思へり、是天地懸隔同日の論には有べからず、楠子の尊氏に亡されたるは、上に暗君ましまして、絕倫の忠義、希世の良策もいたづらに成し故なり、更に比倫する人傑に非ずもし信玄をして、楠子の代に遇はしめば、必ず尊氏を欺く逆臣たらん、甚敷時は、弑簒の志を逞うすべし、如何となれば、天倫自物の父子の間すら寇讐の如し、況や暗君に仕へて、など節操を立んや、逆意鏡に懸て見る如し、信玄子義信も親の兇惡に傚て、信玄を害せんとす、父子醜名を相續いて後昆に遺されたり、楠子數代の烈忠に比べ見るべし、豈懸隔するに非ずや、去れ共是は志を論じて、軍を論ずるに非ずと見る人も有べきながら、贏輸の根本、全く爰にかゝれり、孫子將の德を論ずるに、智仁勇嚴と云へり、楠子は不忠不惑不恐の生質の美有りて、勉て行ひ勉て學び、恥を知る智仁勇に協ふ人なり、事に臨で信有り、兵を用るに嚴なり、治世の輔弼亂世の將帥、和朝に於て古今誰歟是に並ばん、信玄は智有れ共邪智なり、故に武威に懼れて脅從すれ共、實に服するに非ず、もし楠をして對せしめば、奚ぞ人信玄に服せんや、信玄は嚴勇有て仁信なし、たとへば項と劉との如し、項王の嚴勇は、沛公に勝れ共、沛公の仁信を以て、項王垓下の敗衂有り、いかに況や楠と信玄をや、嚴勇は勝劣有べからざれ共、仁信は楠に有て信玄には更になし、是比倫せざるの分曉なり、楠に靈魂有て、此の說を聞かば、恐らくは地中に恨有らん、古分勝負の意を說くに、德は才に勝、材は力に勝と云へり、信玄材力有とも德有事を不聞また同じ時代を以て、評せんに、弓矢は謙信に取勝りたりと云ふもの囂々たり、其の所以は武田上杉の相爭ふ處の信濃全州、信玄の手に入を證とす、是一概の說にて信じがたし、信玄は信濃を伐取らざれば他國へ働事不能、是故に信濃を取る事を專用にす、謙信にはさにあらず、一旦村上に賴れて、信州へ働くといへども、左程信州を要とせず、其の上越後は雪國故、漸く中春より晚秋迄の間に、信州へ兵を出す事、一ヶ年に一度程なり、信玄は隣國と云ひ、殊に信州を望む故に、寒天の折も、攻戰止時なく、一

年に幾度と云事なく、兵を出すに仍り、信州の士越後に不從して、甲州に從ふ事は、戰の强弱には非ずして勢ひに寄なり、川中島の合戰も信玄は海津の城を築て、主將なり謙信は山嶺を越て客戰なり、たとへ勝ても永逗留は成ざる處なり、然れ共二の合戰に謙信の兵荒手に擊負たる事は然り、其の節越後兵の鬪死雜兵合三千餘、但名有る士の討れたるは少し、甲州方の討歿の數は、高坂忌みて甲陽軍鑑に不擧之と云へども、其の實を聞けば、凡そ鬪死六七千に及りと云々、いか樣左も有なん、此の戰に信玄謙信俱に創を蒙り、典厩諸角山本等、大將分の討死多きを以て見るべし、又此の戰に謙信和田喜兵衛一人連て敗せられたると云も虛說なり、謙信親軍隨兵五十騎計にて引取、善光寺に陣を張る事三日、而して越後へ被歸たり、然らずんば、假令甘糟鬼神なり共、一千に足らぬ人數にて、扶くべき味方なく、可防塞もなきに、野陣を張て、三日逗留せらるべきや、信玄又其の儘に差置べきや、爰を以て川中島の軍、謙信の負軍に非ず午角成る事必せり、是信越兩州の古老の士の語り傳へたる趣なり、右に記する處は、さしもの信玄を誹謗するに似たりと雖も、さに非ず、其の代に於て毛利元就、北條氏康、武田信玄、上杉謙信を四將と呼で、世に恐賞する良豪なり、去れ共高坂が稱譽は、實に過て世を欺罔する說多ければ、其の疑惑を解む爲に是を評するのみなり、又信玄自ら謙信を譏て分別薄しとす、然れ共信玄を以て分別篤しとは云べからず、是己が長ずる處を以て人の短きに比して、互に誹謗するは、唯眼前の寸理にて、最も小細の論なり、凡そ分別の篤薄を評せば、生涯の規矩を以て評すべし倩、信玄の生涯を見るに、若うして父の國を押領し、讒を不正して嫡子義信を殺し、敵將の降服を僞て斬戮し、其の女の容色に惑て是を妾として、其の腹に勝賴を出生し、是に總領を預らしめて、累代の名字を亡す、又長坂跡部が佞を不知、其の外の事は枚擧に不及右の條々豈人道たらんや、又分別篤しと云んや、殊に危きは、敵の女を妾とする事不敵とやいはん、畢竟賴茂の女の懦なるが信玄の幸のみ、山本が智共の不義を不知に非ず、不諫之は諂諛の甚なり、然るを高坂、山本を賢者と云ひ、信玄を明主とするは何の謂ぞや、信玄誠に明主たらば

姦邪愎戾を以てせず、寛大の和術を被用ば、干戈の勞に增るべし、又山本智あらば、降參の賴茂を不殺して、諏訪の諸士を懷る術は容易かるべし、さ有時は賴茂の女を愛せられんにも、寇讐の患なからんに斯る業は返す〳〵不審なり、され共、名におふ信玄なれば、加程事を過まらるべきに非ず、定て其の時勢に不得已事有しと見えたり、後世に凡の人の思ふには、信玄は良將謙信は强將と覺ねれ共、結句謙信は强きのみに非ず、義者なり、信濃の軍は村上に賴まれし故なり、關東の軍は上杉に應するなれば、全くの貪戰に非ず、北國の軍は其の父爲景の仇を報ずるの義戰なり、謙信生涯の內に、格別の非義有事に不聞、信玄の生涯に軍利より外に揚て云はん美なし、而るを豈良の名有んや、畢竟を云ば、信玄は軍上手と可稱人ならんかしと老人の語れるも宜なる哉、

○拔討手柄の評の事

度々拔討の手柄ある士有り(姓名を失)若士其の心得を問ふ、答云、總じて仕物の類は尤も勇に寄と云へ共、一は心得有事なり、相手に拔せずに切んと思ふは早まりなり、夫にては多は仕損ずる物に候、又第一は後より斬らぬものなり、是は弱み强みの事には非ず、寄つて人を斬るに聲を掛ざればだまし討に成故、是非共聲を掛る、其の時心得たる者は、前へ一二間も飛のきて歸りさまに拔合する時は、先太刀も打得ず都て氣を奪れて仕損ずる物なり、前より切るは强み計に非ず、利方宜し、其の者後飛は成らぬ者なれば、互に立向て御意ぞと云て、刀の柄に手を懸る、是先太刀なり、渠心得たりとて、刀の柄に手をかくるとき、我は半拔く、渠半拔く時、我皆拔く、渠皆拔く時我切懸る、是先太刀を拔さぬ理なり、若斯心を靜て仕損ずる事は無き物なりと語る、

○初鹿傳右衛門指物の事

甲州の初鹿傳右衛門は加藤駿河守末子なり、信玄家士十二人の使番の內なり、此の使番の指物は、各白の四半に黑き馬蛤を書たり、此の傳右衛門が指物には馬蛤なし、信玄是を咎らるゝに、初鹿云く、人並

に馬ゐを付候へば、武者振餘人に紛れ候故、某は指物の乳に一寸馬ゐを附候、曾て法を破るには候はずと申せば、信玄笑はれしと云り、又永祿十二年己巳十月、信玄小田原城へ發向の時、傳右衛門具足羽織に、香車の二字を書く、信玄指出たる事をする奴哉と被申しが、折節小田原酒勾の川水增て越がたりしに、切鹿生年二十五歳、眞先に瀨蹈して、總勢難なく川を渡る、或士初鹿に問て曰、香車ならば再び跡へ歸らざるやと、其の時傳右衛門羽織を裏返し見せければ、裏に金と云字を附置たりとぞ、

○丹羽長秀の事

丹羽五郎左衛門長秀は、信長の老臣たり、若狹一國幷に江州の内滋賀高島兩郡を領す、居城は若州靑井なり、信長公生害の後、秀吉に屬す、天正十一年癸未四月二十四日、柴田勝家滅亡の後は、越前一國に加賀の内二郡加へて、七十萬石餘の領地を秀吉より賜はり、越前北の庄の城に居す、同十三年四月長秀卒す、子息五郎左衛門長重相續する處に越中富山城主佐々内藏介成政と一味して、秀吉へ逆心有よし露顯して越前を被召上、加州松任へ五萬石に成て移る、其の後五萬石增地、十萬石にて同國小松城を賜と云々、但關ヶ原以後の事は諸錄に載に仍り略之、

○森蘭丸幷に明智の士安田作兵衛の事

森蘭丸は森三右衛門可成二男勝藏長一が弟にて信長の小姓なり、生直にして諂諛事なく、其の志最も忠烈なり、或時信長公厠へ行給ふに、蘭丸腰物を持て、扈從す、傍に控居る時、其の腰物の刻鞘なるを、刻の數を算へ居たり、信長公密に是を見給ひ、少程經て後、御側にて夜話の折から、此の鞘の刻の數を云當たるもの有ば、是を賜はんと宣ふ、面々其の數を色々に申上る中に、蘭丸は默然として是を不云、信長是を問玉ふに、某は兼て存候と申す、信長公其の廉直を感じ玉ひ、則腰物を蘭丸に賜ふとなり、明智光秃叛逆も、蘭丸は未然に知之て、光秀本能寺を襲ふ時、敵は誰ぞと各周章する中に、蘭丸獨は明智なるべしと申しゝとなり、扨本能寺を十重二十重に圍て、屛重門より亂入する處に、信長公は、白綾の

單衣を召れ、弓矢を自ら携へ玉ひ、爰に來る者は、明智光秀が從歟、無道に與する奴原、一々射殺んと大音に怒り玉へば、流石其の勢ひに辟易して、門外に猶豫する中に、安田作兵衛と名乘て鎗を捻て突蒐る、信長矢を放玉へば、安田が肘に中れ共、淺創なれば屑とせす、信長公を刺んとす、信長障子を礑とさし入玉ふを、安田透さず障子越に刺す、手ごたへしければ、安田得たりやと障子を押明る處を、森蘭丸十文字の鎗にて安田を椽先の溝へ懸け落し、續て突く鎗、安田が股の間男根を半ば突切る、安田共の鎗をたぐりて溝より起上り、佩刀を拔て蘭丸を斬る、夫より亂軍押入て內より火を放ち、終に織田家不意に滅亡す、

因曰、此の安田作兵衛後に寺澤志摩守に仕へて、平野源右衛門と改名す、秀吉公肥前唐津八萬石を廣高に封ぜらるゝ時、廣高平野に八千石を與ふ、其の昔平野と廣高は友なり、常に約しけるは、今戰國なり鎗先を以て國都の主とならば、一方は十分一を取て家臣となさんと誓ふ、故に平野を尋出して、如約束呼出されしとぞ、

○戸田武藏守幷に山口佐々の事

戸田武藏守始は半右衛門と號す、天正十年壬午三月二十八日、武田勝賴の舍弟仁科五郎信盛の籠れる高遠の城を、城之助信忠旗本にて、一時攻にせらるゝ時、戸田半右衛門重政、一番に駈入るに、戸張隱しの簀戸に衡木有り、戸田が赤縨の出し金の戻竹、右の衡木に懸つて、尻居に嚏と倒れたり、共の隙に二番に續たる信忠の小姓山口小辨、佐々淸藏、戸田を乘越て一番乘す、後に戸田語て云く、敵に臨で蒐る時は、萬づ忘却し、一途に先を駈んと心早る故、母衣指物の物に支る抔は心付事にしてなし、至て大勇の人は斯る折にも前後を量る、是我が類の及ばざる事なりと語る、此の半右衛門は後は武藏守と號し、關原合戰に、石田三成に與し、大谷刑部、平塚因幡抔と等しく、西軍の內にて、隨分の驍將たり、金吾秀秋の裏斬に仍て討死し、首は織田河內守長孝取之、長孝は織田有樂の嫡子にて、雲生寺の兄なり、扨

高遠の一番乗せし、山口小辨、佐々清藏事倶に十六歳なり、清藏は越中の佐々成政が甥なり、小辨は京南伏見の賤敷ものゝ子なり、容顔美成故、禿童に抱られ、後に小姓と成る、清藏は觀世流の能を善くす小辨は小歌の上手にて、其の信忠の寵遇に預る、今度戸田半右衞門と云ふ大剛の士を乘越て、一番乘し殊にもき付の高名したる事、信長公大に被賞、右兩人幷に高遠にて手に合ふ輩、戸田半右衞門、梶原二郎右衞門、桑原吉藏、各務兵庫等を召出され、夫々に褒賞せらる、先づ山口小辨を召し今度高遠にての働希代なり、城の助目がねを不遠一入滿足なされ候とて、手自ら國久の腰物に感狀を添て賜ふ、佐々清藏を召し、高遠の働肯折の由宣ひ、流石大剛の內藏介甥なりと賞美有り、長光の腰物感狀を添被下、斯る手柄の小辨、清藏惜い哉、夫より日數六十日餘過て、二條の城にて信忠卿を明智が討奉る時に、兩人共打死す、其の節、清藏、小辨に云けるは、我々素肌にて討死せん事不意の敵とは云ながら、屍の上恥かし、いざ物具して死んとて、兩人共に敵中へ突入、當敵を討て、銘々に其の死骸を城內へ引込、其の具足を取り兩人共に是を着し、又切て出で、亂軍の中に死すと、噫小童ながら烈士なるかな、

○千利休成敗の事

千利休を秀吉公成敗し玉ふ濫觴は、渠が娘の事より起ると云ふ、利休三人の子有り、嫡子道庵、次に女子(號吟子)三男を少庵と云ふ、少庵は後妻の連來し子にて、利休が非實子、此の女茶湯を善くするに仍り、迎て後妻とせり、利休娘は京師の內鵙屋と申者に嫁せしが、夫に離れ、年未だ若けれ共多くの子供を養育して、其の跡を立て貞操を亂さずして居たり、天正十八年の春は、世も靜なれば、秀吉公諸侯の館へ成せられ、御能鷹野等の御遊度々なりし、彌生初旬東山邊鷹野に御出有り、南禪寺の前を、黑谷邊へ通らせ玉ふ、佐々淡路守、前波半入、木下半助等、其外御小姓等供奉し、御自身鷹を据ゑ玉ひて、細道を過玉ふ處に、向の方より、女房一人婢女二三人連れ、乘物を跡に持せ、破籠樣のもの下邊男が携て山々の花を詠やり、いと靜やかに來るを、木下半助御先へ馳せて、扇を上げ、上樣の御成なり、笠帽子

を脫で傍に控ゆべしと呼はれば、各、田の畔へ下りて蹲踞す、彼の女も帽子を脫ぎ、顏綿計にて裳をかい取り、しづしづとかたへに立寄を、秀吉公御覽有に、年頃は三十餘りにもや有るらん、盛過たるさまながら、容色艶に類ひなき姿に、愛でさせ玉ひ、あれは何者なるやと、小姓衆を以て尋させらるゝに、斯と申上る、則聞召て、渠は內々美女成由聞つるが、聞しに增る艶色なりとて、還御の後、彼女を聚樂へ被召共、貞操にして仰に隨はず、仍て富田左近を以て親利休へ仰有れ共、利休も流石の者にて、我苟も娘に不操を勸め、其の餘光を以て公の御意に應ぜん事、我が本意に非ず、よしや夫故に御不審を蒙る共恨なけんと、竟に御請を不申、此の事を、秀吉公內々怒玉ふ處に、利休が運の究にや、大德寺の古溪和尙と相議し、山門を再興し、棟札を打つ、且つ利休が木像を造て、山門に安置す、其の像は己が立てる姿に、八德を着せ、角頭巾を右へ投げ、尻切を屐き杖を突き遠見する體なり、是を秀吉公聞召、兼て惡み玉ふ折柄なれば宣ひけるは、山門はいかなる貴人高位も通行有所なるに、是を己が足下に懸る事、言語道斷の無禮なりと仰けるを、折を得て利休に宿意有輩傍に在て讒しけるは、總じて利休事近來世に被用に誇り奢超過し、其の上近頃は茶具の目利に親疎有て、私欲甚敷由申に仍り、一道の宗匠たる者、左樣の私有は寔に國賊なりと以ての外怒給ひ、天正十九年二月二十八日、利休御成敗に究め、爲檢使尼子三郞左衞門、奧山佐渡守、中村式部少輔、利休が宅に向ひ、罪の箇條を申渡し賜死の命を傳ふ、利休敬して承之一間の小座敷に於て、弟子宗嚴に萬づ常の如く申付、自ら花を生け茶を調へ、扨茶終りて、阿彌陀堂の釜鉢、開の茶碗、石燈籠を細川忠興の方へ形見に進ずべし、自作の茶杓と、織筋の茶碗は、宗嚴に與ふるぞとて、利休は夫より床に上り、腹搔切て畢ぬ、于時七十一歲なり、

（辭世）

人世七十　力圍希咄　吾這寶劍　諸佛共殺

得具足の一太刀今此ときぞ天に抛

【割註】右は其裔如心筆跡の一軸を以寫之、又世に利休辭世とて申傳しは「利休めはとかく果報の者

ぞかし菅丞相に成と思へば」自分には全く讒口の爲に死すと云へりと云々、右の歌は歿瑚娘
方へ書送れりと云、一説には利休事、秀次依荷擔賜死と云、」

宗嚴利休首を直綴に包み、腰懸へ持出で、三人の上使に渡す、秀吉公石田治部少輔に被命、大德寺山門に置たる木像を引出し、利休が首を彼の木像に蹈せ、一條戻橋に梟首せらる、見物市をなす、嫡子道庵は飛驒國邊へ迯隱れ、聟屋の後家も行衞なく成り、少庵は京都に殘りしを、大政所御佗言有て、命を助けられ、其の儘屋敷迄下され、其の子を宗旦と云、宗旦の子宗左は寺澤志摩守、生駒壹岐守に仕へ、其の後紀州へ被召抱、今の千家此の裔なり、右宗嚴へ遺物に添狀有り、宗易末期の筆跡なり、

此織筋茶碗細工の茶杓、形見として遣候、一服一念可爲本望候、　利休判、

右は宗嚴後迄所持すと云、

○利休幽靈の事

堀左衞門督秀政の長臣、堀監物直政が二男三十郎事、容顏最も美麗なれば、陪臣の子ながら十三歲より秀吉公の御小姓に召出され、寵遇篤くして、名も改られ、丹後守直寄と號す、或時公、女中方四五人召連られ、數寄屋へ入せられ、燭を立て炭をし玉ふ處に、利休が亡魂忽然と顯れ、其の形影の如く、黑き頭巾を着し、爐前に座して、熟々と公の置玉ふ炭を見る、其の眼中光有りて、呼吸に火氣を出す、女中達は恐怖して、皆公の御側にこぞり居る、秀吉公は、心閑に炭を置終玉ひて、利休を礑と睨み、頭巾をかぶり平坐して、我が炭を見る事、無禮推參の至なりと、大に叱し玉へば、其の猛威に壓れけるにや、少退て床の脇に居す、秀吉公釜を懸け給ひ、靜に御座の間へ歸らせ給、女房達は公より先へ迯出づ、扨秀吉公御小姓を召す、堀丹後守其の時十五歲成が、召に應じて候す、秀吉宣ひけるは、利休が幽靈數寄屋に在り、其の體甚無禮なり、汝往て叱候へと被仰、丹後守畏り、數寄屋へ往くに、廊下の窓其の外明たる處を塞ぎて、數寄屋へ行見るに、何者もなし、罷歸て其の段申上れば、公感じ玉ひ紫の御羽織を下

さる、

○家康公禮儀正しき事

家康公御武邊の儀は申も不及、總じて義理深き御大將なり、其の昔三州岡崎御在城の頃は、駿河の今川義元に屬し玉ひ、義元の姪關口刑部少輔親永の女(筑山殿と號、岡崎三郎信康公幷奥平美作守信昌妻室の御母公)に嫁せられ、御元服の時は義元の一字を御曜ひ有りて、元信と名乘玉ひ、又元康と改め玉ふ、斯る御筋目を、後々迄聊違給はず、義元の子氏實漂客と成れるを、一生御疎略不被成、御扶助有り、又義元討死の場所、尾州桶狹田樂が窪を鷹野にて、御通りの時、いつとても御下馬被成候、小牧長久手の御一戰は、世以て周く知處の義戰なり、後年大御所と奉稱節にても、御禮義を少も忘れ玉はず、武田信玄の息女賢性院御目見の時は、いつも御上段を下りさせ給ひ、御禮義有り、大阪御陣前年駿府にて、御鷹野の節、學僧の往來に御下馬有て、靑々一寸松中有棟梁姿後世可懼、此僧も後は如何成知識に歟成んと上意なり、上杉景勝抔に御逢被成時は、御藍輿より下りさせ玉ふ、是は元來官領家なり、其の上元龜元年庚午七月、其の父上杉謙信と信を結び玉ひ、御誓帋の御取替せ有り、其の節上村與三郎、中川市助御使す、上杉家にては、村上源五郎國淸(義淸之子)川田豐後守長親、是を執す、御家に於は、松平太夫眞乘石川日向守家成承之、御互に書翰往來、數度の上にて事相整ふ、右謙信の書牒、今に植村右衞門佐、松平和泉守、石川主殿頭家に在り、元龜二年九月、秋場山權現堂加納坊と云ふ山伏、幷熊谷小次郎を御使として、謙信へ御入魂の事有り、年々御音信不絕、斯る御由緒を以て、關ヶ原陣の節は、景勝謀叛の張本たりと雖も、其の事を宥免せられ、子孫今に相續有は、此所以とぞ聞えし、

○佐竹の臣車野丹波守の事

佐竹右京太夫義宣臣車野丹波守は、隱れなき武邊の士、指物は白き四幅懸の四半に、火車を書き、關ヶ原御陣の時は、上杉へ加勢として、此の丹波大將にて會津へ來る、關ヶ原落居後、義宣を羽州秋田へ取替

被仰付、佐竹の本城爲請取、本多佐渡守正信、伊奈備前守、長谷川七左衞門を被遣、義宣は伏見御城に於て、諸侯列座、本多上野介を以て、國替の事、且つ領知十八萬石に被減の段被仰渡、義宣不及違背御請申、夫より北國通を秋田へ被越、若し御請疑々に及ばば、即時御誅罰の御手當有り、右の屋敷に老父義重も在れば、黄門秀康卿三千餘の人數にて是を壓らる、扨本城へ本多佐渡守以下發向の處に、車野丹波守父子三人、組付六騎混冑にて、義重父子の歸城を待つ、新羅三郎以來相傳の本領を、他へ渡さん事口惜からずや、恥を知らん輩は、我に同意せよと呼はつて、城へ駈入らんとする處を、大手門外にて、本多以下大勢取圍て生捕之、磔にかけ、火車の指物を磔柱にくゝり付て晒之、家康公跡にて聞召之、車野が義勇を、最も嘆惜し玉ぬと云り、

○島津家來由の事

島津家は賴朝卿の裔なる事世に知る處なり、右大將賴朝卿に三子有り、賴家公實朝公は、御臺所（北條時政の女號政子御前）同胞の御子なり、島津家祖忠久は、朝賴公の三男、母は比企判官能員が妹、丹後局と號す、然るに御臺所の嫉妬にて、大事出來んとするに仍り、丹後の局は懷姙の內に、鎌倉を遁出で上方へ忍びて攝州住吉に至り宿を借らんとすれども、唯なぬ樣子を、所の者怪みて、宿を借さず、折節大雨降て、前後を辨へざるに、剩へ産氣附たり、詮方なくて住吉の社の瑞籬の傍なる石に腰をかけ居けるに、忽然と狐來りて火をとぼし、其光にて平産、男子出生有り、是則忠久なり、于時治承三年已亥三月、今に其の石を産石と號す、又住吉に在る稻荷社を、島津稻荷と稱するは、此の因緣とぞ、其の後丹波局は鎌倉に歸て、惟宗民部大輔廣言が妻と成る、故に忠久も繼父の氏をつぐ處に、建久七年八月忠久に薩摩國を賜ふ、是を拜任して四國へ下るとて、京師へ立寄、近衞殿へ參じければ、其の時近衞家より藤原姓を賜ふ、【割註】當時彼家には源姓を被用と見えたり同追考」又家紋の事は、其の時賴朝公より旗幕を賜ふ、旗は地白に黑十文字、幕は地かちんに、白の十文字なり、夫より是を家紋に定むと云ふ、

○黒田長政城井鎭房を討つ事

豐後國城井彌三郎鎭房大剛士にて、城井谷の要害に籠居て、領主の成敗に從はず、仍て秀吉公より黒田如水へ內意有り、如水方便をめぐらし、城井が女を甲斐守長政が妻に娶り、其參會に城井を呼で、其の座にて長政自ら鎭房を討果す、長政の小姓喜多村長三郎十二歳にて二の太刀を討つ、城井が從士切入處を黒田家臣栗山備後守、井上周防守、後藤又兵衛以下、祝儀の裝束長上下にて鎗追取彼の徒を悉く平らげ鎭房が骸は、秀吉の命に仍り磔に懸る、後藤は彼の働の中にて云けるは、昔より鎗も多けれ共、長袴の鎗は今ぞ始ならんと笑ふ、皆人聞て斯くいそがしき中にての戯ぶれ、流石勇者の後藤程有りと譽之、長政の室家此の由を聞も不敢「中々にいきて枯ぬるものならは誰ため織らんはたもの、上」と書て十九歳にて自害すとなり、

○落合淸右衛門井上三郎兵衛物語の事

落合淸右衛門井上三郎兵衛兩人共皆上杉家の浪人なり、兩人が物語云、信玄謙信川中島にて太刀打せられしは、天文二十三年甲寅八月十八日の合戰、御幣川の河中にての事なり、其の時武田典厩の鞍紋を見て信玄なりと思ひ、村上義淸是に渡合て組討にす、此の日十七度の合戰の內、十一度は謙信勝、六度は信玄勝なり、其夜、信玄は退散、謙信は翌日引取られ候、其の翌々年弘治二年丙辰三月二十五日夜、謙信筑摩川を渡りて、信玄の旗本を駈破、板垣駿河守、一條六郎、小笠原若狹守、諸角豐後守、山本勘助初鹿源五郎等を討取處に、甲州先手飯富兵部　高坂彈正、眞田一德齋等、一萬餘兵戸神山より廻て、謙信の前後を攻る、依之謙信は川を渡て引退く、翌二十六日信玄謙信戰事日中七度、勝負は不附、翌二十七日相引にす、上杉家中兩度の合戰に討死せし輩の忌日、年號月日分明なり、永祿四年九月十日川中島合戰と云事、上杉家には沙汰なしと物語ける由、

○黒田長政物語の事

黒田長政常に語られしは、我十四歳より、自の手柄高名度々に及ぶと雖、名にしあふ有功の如水の子なれば、其の筈の事の様に覺えて、我が武を稱する人なし、淺野幸長をば、天下の武勇者と譽る、是は幸長の父彈正は、分別才覺の事は、世に稱美すれ共、一生さしたる武邊なき人なり、夫故其の子の武邊格別目に立て如此と云はれしとぞ、

高麗陣の時、都南大門の合戰は、大明李如松が三十萬騎と、小早川隆景か、二萬餘騎との戰なり、初李如松は、吳惟忠張無爵と十萬餘にて、山海關を出で、鴨綠江を渡り、朝鮮に入り、小西攝津守行長大將にて、大村新八、松浦刑部卿法印、宗對馬守等が一萬八千餘にて、楯籠たる平壤城を攻破り、小西等を追て朝鮮の都を指て押來る、朝鮮の軍勢馳加つて、三十萬と成る、大友義統は、㟁山城に在しが聞逃して落る、黒田長政と久留米侍從秀包は、白川と襄陽に在り、小西大友等も此の城に留る、小早川隆景は開城府に在り、都より五里隔て其の間に大河有り、隆景此の所にて明の大軍を引受、死戰をせんと蹈止られけるを、總大將備前中納言秀家幷石田治部少輔三成、增田右衛門尉長盛、大谷刑部少輔吉隆の三奉行より、軍使を以て、早々都へ可被引取、大河間に隔ては難義たるべしと被申越共、隆景一圓承引なく我渡海の始より、再ひ歸朝の心なし、本朝無異に歸したる故、予も疊の上に死ん事を、常に悔しに、幸に此の陣始りしこそ本懷なれ、我齡五十八歳最も生涯足れり明兵に駈合せ、死戰を快せん我死す共、日本の弱りには成べからずと英氣粲然たる返答なれば、大谷吉隆唯一騎開城府に來り、隆景に謂て云、御返答の趣、御一分に於ては潔侍れ共、貴將を失ひて後日の軍を何とかせんや、唯枉て王城に歸り總軍を備て貴邊先鋒にて、戰を快くせらるべしと、一向らに諫れば、隆景も此の上は貴邊の旨に隨ふべし、去ながら先鋒の儀を何時も某に賜ひなんや、此の段許容あらば可引となり、大谷夫は勿論に候、敢て他の違論有べからずと堅く約して、白川城に有る黒田長政へ是を通ずれば、長政も久留米小西大友と一所に開城府迄引來る、夫より諸將一緒に王城へ引入る、是文祿二年正月十五日の事なり、扨隆景一組は右

の所存故に、城へは不入、南大門の外、碧蹄館に陣取、同二十六日明兵二十萬騎、夜中に川を渡り都へ押詰る、其の夜の巡番は、隆景の相備、立花左近將監宗茂なり、家老十時傳右衛門五百餘人、曉に打廻りけるに、李如松が大軍の押來るに、暗紛に出合頭に行逢ふ、立花勢思ひ寄らざる不意の事、其の上小勢なれば、散々に駈散さるゝを、傳右衛門蹈留り血戰して、不殘討死す、雜人四五人漸く馳歸て、此の旨を告ぐ宗茂聞も不敢、相備隆景并毛利七郎兵衛元康、久留米秀包、高橋筑紫の面々へ告知らすれば、隆景より王城へ注進す、仍て中納言秀家并三奉行南大門へ馳來る、夜も早明て遙に見渡せば、李如松が大軍一里計向に備を段々に立て、唯今蒐る氣色なり、其の勢潮の漲り來る如く手先二里餘に廣がり、勢子波を立て夥し共中々云ん方なし、秀家も三奉行も、此の大敵を受て、野合戰は不可叶、一先づ都城に引籠て防戰の術を胥議すべきと有しを、立花宗茂眼をいらけ、眼前の敵大勢なりとて、爰を引て籠城せん事、勇士の恥る所なり、偏に野合戰して運を天に任せんには不如と、遮て被申に仍り、合戰に究る、扨諸將先手を面面に被望と雖も、先達て小早川隆景に先鋒の約ありとて、隆景に先手を被命、仍て其の備を取立先づ一の先栗屋四郎兵衛に組頭村上彈正、野島掃部を副へ、人數三千、二の先井上五郎兵衛組頭佐世石見、吉見大藏人數三千、三番に隆景旗本一萬、六備、立花宗茂、久留米秀包毛利元康、六千餘は奇兵として、隆景の右の方三町計引除て備ふ、扨合戰始りて火花を散す處に、明兵目に餘る大軍なれば、さしもの栗屋井上も、既に押立られ候を、立花宗茂時分はよしと、李如松が旗本へ咄と叫て横鎗を入れば、明軍少し色めく處を、隆景正面より、徐々と被蒐ければ、明軍右往左往に亂立て、總敗軍と成る、首數三萬八千餘、隆景一手を以て討取て、隆景宗茂の手柄寔に申すも愚なり、此の時宗茂は冑附の首二つ、直取の高名にて鞍の鹽手につけ、其の身も馬も朱に成て、先手より靜に引れけるが、栗屋四郎兵衛が備の前を通るとて、組頭村上彈正、野島掃部を呼かけ、今日は立られ間敷處を推立られ候と有ければ、栗屋聞も敢ず、さん候、立られる事も立られ返す事も返したり、我備は今日の合戰の巷に成候と答ふ、聞く

人栗屋が答を譽る、夫より宗茂は隆景の本陣に被參、其の體を隆景見之て、左近見事に候と被譽ければ左近聞て、每事仕ぬと返答なり、能き自讃なりと、共の場にて聞し人の語られき、

〇同陣黑田長政魁手指揮の事

此の時合戰未だ始らざる時分に、黑田長政唯一騎步士七八人連れ、隆景の旗本へ被見廻、隆景見之、長政は幸ひの所へ御越候、栗屋井上等先手を申付候へども心元なく候間、貴殿先手へ御越、萬づ指揮有之様にと被申、長政勇みて諾し、先手へ被出頃は正月二十六日辰刻なり、朝鮮は寒國にて、寒き事大方ならず、長政は大綿帽子をかぶり、冑は步士に持せられしが、先手へ出るとて綿帽子を脫き冑は被着、冑は隱れなき水牛の立物なり、水牛の角本をふすへ革にて結付る、隆景の士卒共見之、長政先手へ被出上は今日の軍は勝たりと勇む、此の時長政二十五歲、未だ壯年に不滿して、斯く人に武を許さるゝ事、凡將にあらざる事を測知るべし、長政常に申されしは、立物指物等を、海老はねにして指たる計にては働に得ては拔け落る物なり、立物に穴をあけうけ子にも穴を明て、皮にて結付るがよしとなり、自分の大く時水牛の立物も、薰皮にて被結付たるを、見たる人の語りき、

翁草　卷之三十一

諸錄拔萃

○上杉政虎管領に任ぜられし事

永祿三年庚申三月、上杉政虎(謙信の事)鎌倉へ入り、鶴岡神前に於て管領に任ぜらる、近衛關白前久公御下向、公方義輝公よりは、大和兵部少輔上使たり、其の時關八の大小侯列座なり、時に千葉介國胤と小山政種坐論有り、政虎云、千葉殿は關八州の諸士の上たるべし、小山殿は關八州諸士の下たるべからずと裁判致され事濟たり、謙信當意即妙の取計らひなりと時の人賞したりとなり、

○政虎入洛輝虎と改名の事

同年五月政虎人數三千にて上洛せらる、其の時松永彈正、三好長慶を諫て政虎を洛中に不置、大津に止宿なり、扨公方義輝公より諱字を賜て輝虎と改名す、政虎若き時は、長尾景虎と號す、上杉憲政の讓を請けて、上杉政虎と改む、又此の度輝虎と號す、幕の紋一に菊桐二に澤瀉三に瓜の紋御免、又網代輿と文の裏書免許にて、管領職を賜ふ、其の年中は在京にて、堺住吉天王寺洛中洛外宇治南都邊見物有り、公方幷に三好よりの馳走なり、其の節、三好松永が肆に威を震ひ、公方を蔑如するを見て、十二月に御暇賜はり、歸國の折節、義義輝公へ密に被申上けるは、三好松永叛逆の兆、粗相見え候、もし逆意の事に候はゞ、何時も御內書を被下べし、輝虎馳走て誅伐仕候はんとなり、義輝公御感有りて、堅く是を約し給ふ夫より三年過て、永祿七年甲子三月四日、三好長慶、河州若江にて卒す、松永彈正三好一類と相談して是を隱密するに仍り、翌年に至り漸く公方の御耳に達す、爰に於て、義輝公より大和兵部を御使にて、

越後へ被遣、長慶死去候間、謙信早く上洛有て、彼の徒を退治可有との御內書を被下、依之越後の人數發向の催有る事を、三好義繼、松永岩成聞付て、謙信上洛しては叶まじ、其の前に不意を擊んと、五月十九日俄に兵を催し、御所へ詰寄て、義輝公を弑すと云り、

○三好實休討死の事

三好長慶は、光源院殿義輝公の執事にて、天下の政務に預る、其の弟三好豐前守之長入道實休、其の弟安宅木攝津守冬康、何れも四國の守護細川讃岐守持隆の家人なり、持隆は細川刑部大輔賴春より九代の裔にて、阿波國勝瑞に在城す、然るに天文二十一年壬子八月十九日、三好實休逆心して、坂東郡見性寺に於て、細川持隆生害なり、其子眞幸幼少故、萬づ三好が儘に執計ひ、剩へ持隆の後室を、實休が妻室とし、惡逆頗甚し、永祿五年壬戌、京都にては江州の佐々木義弼逆心し、其の勢三萬餘にて洛へ攻入しかば、公方義輝公ち洛を落給て、八幡山に栖籠給ふ、三好長慶も、河州飯盛城に籠る、佐々木が先手蒲生下野守定秀、八幡山を攻る、伊勢の北畠源中納言具教、畠山尾張守高政も、佐々木一味なり、畠山は紀州湯淺より打出で、根來法師を催し、和泉國へ出る、泉州には長慶弟十河一存、安宅木冬康、三好刑部同左馬介、岩城主稅、小淵賴母等、岸和田城に在て、畠山を防ぐ、三好實休は、一萬餘にて、阿波より渡り、岸和田の東、久米田寺の山に陣を取る、抑も此の久米田寺と申すは、聖武天皇の御願、行基菩薩の開基なり、建立の奉行は橘の諸兄公とかや、則此の山に諸兄公の墓宥り、然るに三好勢此の山に陣し彼墓をも堀崩し、石の唐櫃を取出し、其跡を不淨所に用る抔、甚だ亂暴狼藉を成す、心有る人は是を見て諸兄公は橘家の祖にて、淸友の父なり、淸友は檀林皇后の父にて、嵯峨帝の外戚なり、かゝる高貴の御跡を不法の仕形、罪一人に歸せば、實休の身の上如何と呼きけるが、其の陣中にて實休の夢に、「草からす霜はあしたの日に消て因果はやがてめぐりきに皃」一夙に起き實休心に掛りければ、岸和田に居る弟の安宅木冬康に語りければ、冬康取敢ず「因果とははるか車のわの外にめぐるも遠き武藏野の原」と云

ひければ、實休も少しは是に心を慰みけり、其の手の士卒共、是を聞つたへて、大將實休は、主の持隆を弑し、剩へ其の後室を犯し、惡行擧て算へたがたし、斯る未然の告有れば、行く末とても賴無しとぞつぶやきける、三月五日の朝、畠山高政は手勢一萬を二手に分ち、一手は檜木山に埋伏し、一手を額ヶ原に備て、敵を待つ、實休久米田山より見下して、手勢六千にて是に向ふ、高政先手湯川直元、玉置彈正、遊佐新五郎等實休に切立られ崩行く、實休勝に乘て足を亂し、敵を追ふ處に、檜木山に埋伏せし根來法師共、能圖に敵を引請て、鳥銃をつるべ打つ事雨の如し、實休が先手篠原左吉一宮長門、西條壹岐等打立られて進み得ず、色めくを見澄して、畠山が兵、三木內匠一番鑓を入、續て根來泉職坊荒土佐東坂の鬼大林等叫び懸つて鑓を入ければ、足を亂したる敵なれば、一度に咄と崩れ懸る、實休は額ヶ原の松の二三本有る處に、床几に腰をかけ、旄を振てきたなし返せ、實休是に在と下知すれば、崩れ立たる士卒共、守り返し〳〵七八度は蹈留れ共、多分討れて殘兵僅に勞る、實休猶意ひるまず下知する處を、根來法師往來左京、長劍を眞向にかざし、實休に討てかゝる、實休推參なりとて、光忠の太刀を以て拔打に拂へば、左京が臑當の十王頭の半切て膝口を斬付たり、左京事ともせず立寛り散々に戰ひ、終に實休を切り伏せて首を取る時に實休三十七歲也、是に於て、三好方往左往に敗す、實休が小姓共思ひ思ひに戰しが、主の討たれる前に來て、物具脫捨て、十七八歲より十四五計の者共十一人迄追腹を斬る、畠山勇みて、直に岸和田には懸らず、河內へ押入り、高屋城を攻取て三好長慶が籠る飯盛城を取圍む、安宅木攝津守冬康是を聞て、長慶が急を救ひ、且つ實休が仇を報ぜんと、五月十九日岸和田を出で、天王寺へ押詰る、畠山は飯盛に壓を置て、此の敵に向ふ、翌二十日高政冬康藤井寺の南葉川野にて挑戰す、高政が士安田八郎一番鑓を合せ數刻戰ふ處に、冬康旗本を以て、高政旗本へ切寛る、此の戰に畠山の老臣、湯川直元打死し、仍て高政敗して河內の鳥帽子形の城長野の庄を指て落て行く、冬康勝に乘り追討し、討取たる首共を、泉州額ヶ原へ持歸り、實休が墓所に備て亡魂の恨を敗じける、實休墓は岸和田より一里

許額村の道側に在り、墓の上に一木の松在り、雨降り空曇る夜は、其墓より火出で、彼松が枝に止るとぞ、又額村の艮一里許大覺山妙泉寺（妙國寺一派）と云ふ寺に、實休石塔有り、是は堺の妙國寺日光上人年來入魂故に、則銘を彼上人自記して建之と云、斯て冬康は兄の弔軍を快して、岸和田へ歸陣せしが、世の中の、君臣父子兄弟鋒先を諍ひ、大道を過つを嘆て「いにしへをつたふる文の跡もうしさらすはくだる世とは知らじを」と詠じて述懐せりとかや、

實休は希代の物數寄者にて天下の珍物をあつむ、所謂正宗の剃刀、貞宗の小刀、定家爲家兩筆一帋七首の和歌等、其外珍物員を不知となり、

○實休光忠の刀の事

信長公天下を始め玉ふ頃、光忠の刀を好て、二十五腰を集め給ふ、或時安土の御城の堺衆被參けるに、皆々天守に被召、御茶を下さる、其の中に木津屋と云ふ町人、堺一番の目利と被聞召及、彼の光忠を殘らず見せ給ふ、此の中に實休光忠有り、孰がそれぞ撰出せよとの御事なり、木津屋則二十五腰を不殘熟覽して、一腰を取除け、其の御道具は是にて候と申す、果して相違なかりしかば、信長公御手を拍給ひ如何して見知れるやと尋玉ふに、木津屋は此の御太刀切先に少し刄のこぼれ拜見候、實休最期に敵の臑當を切拂ふに、刄少しかけたりと傳承候、仍て如是申上候と云ふ、信長感じ給ふと云々、

○竹俣兼光の太刀の事

上杉謙信の太刀に小豆粥【割註】鎌倉行光三尺一寸川中島にて信玄に切蒐玉ふ太刀なり」一谷切（來國俊作）竹俣兼光とて、三腰有り、其の內竹俣兼光は、元來越後國老津と云ふ所の百姓、此の刀を持て山中を通りけるに、折から雷電頻にて、既に頭の上へ落ち懸る心地なれば、覺えず此の刀を拔て、切先を頭上に差上げ、目を閉居たりしに、暫く有て天晴、雷鳴止しかば、彼の刀を見るに、切先より一尺餘り血に染り、其の者の頭衣服にも血懸りなから疵も無く不思議に危難を遁る、又或時大豆を袋に入て市より

歸るに、袋の破よりこぼるゝ大豆、其の刀の鞘に當る分は、悉く二つに切たり、怪みて能くみれば、其の鞘割れて刀の刄先少し出たるが、夫に觸て切れるなり竹俣三河守是を聞及び希代の靈劍なりとて、百姓に乞請て所持したるを、謙信の耳に入て所望せられ、差料と成る、弘治二年三月二十五日夜、川中島二度目の合戰に、武田の家士輪形月平太夫と云者、一兩筒の鳥銃を構居たる所へ、謙信乘かけ、彼の竹俣兼光にて切伏せ、首は宇佐美駿河守郎黨塚田傳内討之、跡にて甲州衆輪形月が死骸を見るに、深手二ケ所あり、皆鎧を掛て切先はづれに切込たり、持たる鐵炮の二の見道の上を蓮切に切落して、筒先と二つに成たり、是を見る者不審して、是は何にて切たるぞ、人間業には有まじと、怪み恐れける、定めて謙信彼の兼光にて斬たらん、夜軍なれば委く見たる人なし、此の刀景勝の代に至つて、京都へ遣し、研拵等を被申付に、一年程懸りて結構に出來し、越後へ返る、景勝悦び老臣各を呼び集め、是を見せられ、流石都の水にて研たれば、一入見事に成たり、偏に新刄の如しと被申、時に竹俣三河守熟々此の刀を見て、是は其の刀に非ず、必定贋物と摺替候と相見候と申、景勝駭て其證を被問、三河守云、誠に能も似せ候て、見分け難き程には候へ共、一つの證據御座候、彼の御刀は脛巾元一寸五分上鎬の方に馬の尾一筋通候穴有り、此の事某より外に存たる人不可有、然るに此の刀に其の穴見え不申候、贋物無紛由を申す景勝大に怒て、則竹俣を京都へ登せ何となく他國人に仕立て、備前兼光の二尺八寸より三尺迄の刀をあれこれ尋求る處に、果して清水の南坂より、彼の正眞の刀を持來る、仍て此の段を奉行石田三成へ訴ければ、早速彼の贋物師共を召捕、同類十三人、日の岡にて悉く磔に被行、扨件の刄を國へ持歸り、景勝前にて彼の穴へ馬の尾を通し見せければ、景勝を始、諸人希代の道具也と感之、此の段秀吉公御聞に達し、景勝へ御所望有て、其の刀聚樂へ上る、後年大阪落城の砌、浪人取之て和泉河内の間に落行たりとの風說有るに仍り、台德公より精々御尋有り、若し持出る者あらば、黃金三百枚下さるべしと相令られけれ共、終に出ざりけるとぞ、

○越前秀康卿於國歌舞妓を見て感ぜられし事

伏見にて越前黄門秀康卿御屋敷へ於國といふ歌舞妓女を召れ踊らせて御見物有り、水精の球數を襟に掛て舞へるを御覽有りて、水精にては見苦しとて、御具足の上に御掛有し珊瑚珠の珠數を下さる、其舞を御覽有りて御落涙なされ、天下に幾千萬女有れ共、一人の女と呼るゝは渠なり、我は天下一人の男になる事叶はず、女にさへ劣ぬるは無念なりと仰せけるとぞ、

○蒲生氏郷高麗陣を望む事

高麗陣御手間入候とて、太閤の御前に於て、家康公利家卿景勝卿など御商議有り、蒲生氏郷申上らるゝは、何の事も御座なく候、朝鮮の合戰を某に被下候はゞ、切取に可仕候、夫にては上の御苦勞も止候間拙者に被仰付候へと申上ぐる、太閤是を不興有て、夫より氏郷に隔意せらるゝと云ふ說有り、

○久世三四郎坂部三十郎斥候の事

何れの軍歟其の所は覺えず、家康公、久世三四郎、坂部三十郎兩人を召て、先手の斥候に遣さる、坂部は御意を承ると否、勇み立て直に先手へ乘行く、久世は少し猶豫の體にて、立振宜しからず、何とやらん後たる樣子にて、先手へ往くを、御前の小姓衆見之、久世を笑ふ氣味なるを公叱らせ給ひ、其の時の上意に、坂部は生得剛勇にて、敵を何とも思はず、久世は武邊を嗜む心深ければ、物を卒爾にせず、事に仍ては、生て再び歸るべからずと勵む故に、假初の事をも大事にするなり、今見よ三十郎よりは二町も三町も深く近寄て、能く見切て歸べきぞと宣ふ、案のごとく坂部より四町程先へ出て、敵の位動靜を能く見切て歸し由、先手高野山にて內藤言之助入道物語なり、此の言之助は法名言入と云ふ、龜田大隅か聟にて、見事成る士なり、高野登山の砌、彼の山にて參會せし直の咄なりと、或人の記に在り、

○上杉入菴甲陽軍鑑を難ずる事

上杉義春入道入菴(イに畠山)は、公方家御憫の上、後年老衰故隱居被仰付られ、京都数屋町と云處に閑

居なり、後には兩眼盲ひ、徒然なる儘には、傍の人に書物を讀ませ聞れ候、寛永十二年の頃、或人甲陽軍鑑を持參し、慰めにとて讀之、入菴倩是を聞き、此の書頗相違多し、第一謙信を梶原景時か末葉と書たる事誤なり、謙信本氏長尾は、村岡將軍忠通三男、謙倉四郎景村が孫、鎌倉次郎景弘、始て長尾と號す、其子孫相續し稱之、梶原は村岡將軍忠通二男權太夫景通が末葉なり、景通景村兄弟の分れにて、別流也、又長尾義景と書たるは、我舅長尾政景の事也、義景に非ず、又天正三年乙亥記錄に、公方、靈陽院義昭公と書載たり、義昭公は秀吉公他界の前年まで在世にて、慶長三年丁酉八月二十八日逝去有りて靈陽院殿と號す、高坂彈正の死せしは天正六年なり、慶長二年迄は二十年に成る、如何して死後二十年に及ぶ、院號を書記しけるや不審なり、また松永か滅亡の事を、天正三年六月の記中に載たり、三年後に滅亡せし松永事を以として前に知たるや、又天文十六年丁未二月十五日、晴信甲府八幡にて、山本勘介を呼で、西國の事を被尋に、勘介大内義隆を、家臣陶尾張守晴賢が討滅したる事を答し由を載す、義隆は天文二十年辛亥九月、長門國深川村天寧寺に於て生害なり、五ケ年後の事を前に書たり、又川越の夜軍は、北條氏康と兩上杉戰ふ由を記す、是も年月ともに相違なり、川越夜軍と云ふは、北條氏綱(氏康父)と、上杉五郎朝定との軍にて、天文六年七月十六日夜なり、兩上杉に氏康打勝たる川越の軍は、夫より十ケ年後、天文十五年丙午四月二十日晝軍なり、此の兩度の軍を混雜せる誤なり、又十卷の下に、松山城主上杉友貞と有り、其の時松山城主は上杉左衛門太夫憲勝なり、是は山內の上杉民部大輔憲顯六代の孫也、友貞と云ふは、上杉の一門には無之、但朝定事歟、夫なれば右に云ふ川越三度目の軍天文十五年に討死なり、是等に不限、前後相違且つ誤等勝計ふべからず、其の上謙信代の事は、某直に存たる事なり、此の書に顯す處は、事々物々殊外相違僞なり、信用すべき物に非ずと、重ては甲陽軍鑑を讀せざるとなり、

○上條又八和田庄兵衛を討つ事

上條又八は、織田常眞普代の士なり、大阪へ籠り、冬陣に塙團右衛門が夜討に屬し、蜂須賀家士七條與三右衛門を打ち、翌年落城の日も、長岡監物と一所に、退口に敵を突伏せ、兩人共に高名す、其の後大阪浪人御免にて、森右近太夫方に有付、其の後彼家を去て、淺野但馬守に奉公せしが、傍輩の和田庄兵衛と喧嘩を仕出し、兩人共に改易せられしが、江都西福寺と云ふ寺にて、法華經千部執行の折柄、其場にて和田庄兵衛に出會、互に勝負して、其身も手負ながら、終に和田を討すまし、曾我丹後守宅へ駈込居る、其の近隣は堀丹後守直寄屋敷なり、仍て堀家より人を出し、和田が死骸を見するに、巣帷子を着たり、上條は徒膚なりしと風聞す、直寄聞之、或浪人を使として、上條方へ申遣けるは、首尾克く和田を討可爲本望候、但庄兵衛は着込を着たり、御邊は素肌なる由風聞す、大事の仕物は、身を慥にしてこそ可然に、素肌は奈何、是にも料簡有ての事にや、此の段承度となり、又八使に向て先以て丹州様へ未得貴意候處御使被下過分至極奉存候、仰の通着込を着し可申を、無其儀御吟味にて行當申候、庄兵衛が如く鏁衣を着し、路中に踏ばり果候はゞいか計見事に可有之候處、素肌にて着込を着たる敵を思ふ儘に打果し、唯今に存生仕候段、面目も無御座候と返答す、丹後守聞きて、扨々憎き返答をしたる奴哉と腹立せられぬとなり、

〇京極家の臣赤尾伊豆の事

赤尾は京極家代々の老臣なり、赤尾美作守は信長に亡され、其の子幼少なれば、取隱して多賀の法師の弟子とす、十二歲の時華表の邊に遊居たに、折節武士一人通り掛りしに、誤て行當りぬ、彼の士叱つて小僧め胡論たへたる奴哉と、天窓をはりければ、此の子透さす彼の士が脇差を拔より早く唯一刀に彼の士を刺殺し、其の場を直に趨て、在所赤尾へ逃歸り、後に赤尾伊豆と名乘て、京極家へ歸參す、此の伊豆守隱れなき大剛者にて、高名手柄餘多なり、關ケ原御陣大津籠城の時も伊豆守働尤も多し、持鎗に十三ケ所切込有しと見たる人の語りしなり、

○聚樂城にて生御魂祝の事

天正十九年辛卯七月、秀次公より生身魂の御膳を、聚樂へ被上、秀吉公北の政所松之丸殿淀殿御一座にて祝ひ玉ふ、其日御馳走に、觀世今春方松に能を仰付らる、秀吉公仰に、今日秀次馳走なれば、何事も客人の望次第なり、能の番組は何々ぞと尋ね玉ふ、方松申上るは、白髭忠度野の宮と申上る、秀吉公聞召れ、脇能をば誓願寺に可致と宣ふ處に、古より脇能は目出度神祇の能を用ひ來候、誓願寺などは如何に奉存候旨申上候へば、重て宣ふは、阿彌陀如來は九品の淨土の主なり、其主たる身の歡喜踊躍せらるゝは、能々目出度事にて有つらん、然れば今日の能は誓願寺を脇能に可致との事にて、其の通り相勤しとかや、

○加賀利常乘料馬の事

加州衆の物語に、越前忠直卿謀叛の沙汰の時、加州は隣國なれば、筑前守利常御先手たるべしと專ら風聞す、然るに利常折節乘料にすべき武具下の馬なし、依之百二十萬石の家中より二千餘足の馬を撰ばれたるに、其の中に鹿毛にて、二寸五分ある乘駈騂さき頭持腕爪殘る處無きを、一疋撰出す、去らば物を見ざる歟とて城の大庭に指物數百本立並べ其の中を乘廻り指物を立俯せすれ共、耳立足並少しも變らず弓鳥銃にも不恐、故に是を利常の乘馬に定め、名を優婆塞と附らる、今一疋乘替をとて、色々捜されしかども、終に無りしなり、善き馬はなき物なりと被語し、

○明智の臣三宅彌平次の事

細川越中守忠興入道三齋は、若き時は長岡與一郎と云ふ、明智光秀が聟なり、或時忠興明智方へ參られしに小姓一人緣頰障子の外を通るとて、目通を通る如く手をつきて行く、忠興物の隙より是を見て日向守に向ひ、爾々の旨を語り、奇特なる者にて候と申さるれば、光秀聞て夫は三宅彌平次と申す者ならん其の者を是へ呼び玉へと呼出し見らるゝに、果して彌平治なり、忠與日向守の人を知る事を被感、彼の

彌平次後は明智左馬介秀俊と號す、日向守股肱の將と成る、白練の羽織に狩野永徳に、雲龍を墨繪に書せ、具足の上に着し、二の谷と云ふ名物冑を着、明智が先手を務め、度々の高名其の名かくれなし、天正十年壬午六月朔日の夜、光秀丹波龜山城に於て、明智左馬介秀俊、同次右衛門友房、藤田藤三藤春、齋藤内藏介利三、溝尾庄兵衛貞重等を呼集て申けるは、各々が一命を申請度事こそあれ、若し同心無には速に吾首を取れと云ふ、各目と目を見合返答猶豫する處に、左馬介進出で、何樣にも御意に洩間敷と誓ふ其の時光秀逆意の趣を語り、今夜京都へ押詰信長公御父子を討奉らんと擬す、齋藤內藏介云ふ、時分あしく候不可然と云ふ、左馬介云ふ、一言口外すれば駟馬も追事不克、此の五人は他言すべからずといへども、天知地知にて事露顯すべし、唯速に京都へ仕寬候はゞ大望成就せんと云、

駿臺雜話曰、近頃明智光秀が織田信長を弑せんとて、丹波路より引返す時、途中にて旗本の將士へ隱謀の企有事を始て御聞せ、扨一黨同心せんと云ふ、一紙の誓文を出しけるに軍士互に驚き視て、兎角の事に及ばざりしに、齋藤內藏介申けるは、此の御企千に一も御利運可有事に候はゞ同意致間敷候へども、御敗亡は見えたる事にて候、夫に唯今辭退致候はゞ、命を惜みその場をはづし申にて候、夫は士の義に非ずとて、一番に血判しければ殘りの人々も一言に不及皆同じけるとなり、孟子に非義之義大人弗爲と云へり、內藏介が義は大人のせざる處なり、此の時光秀を强く諫て聞れず、光秀が手に掛りて死んは中中增るべし、萬一光秀本望を達し、永く世に在らば、內藏介生てをらるべきや生て居らば前に云たる事は僞なり、よしまた其の時自殺するにせよ、賊黨の名は不遁、世話に所謂犬死と云べし畢竟義理の筋にくらき故に、小節に拘り時勢に逼られて、竟に賊黨に陷り、極罪に處せらるゝは嘆敷事ならずや、

夫より光秀は、西國出立の武者行列を、信長公の御覽に入ると披露して、龜山を亥刻に立て夜中より京へ押寄、信長御父子を討奉る、

此の時光秀京都の地主錢をば免すと云々、考之に洛中地子免許の事は、信長公の時沙汰有て、則信長公の判物を今に於て洛の古町に所持す、然るを此の地子の事は明智が、免許たりと、世人一統に覺たるは奈何、按ずるに信長公の代に此の沙汰に被及、未だ取定まらざりしを、明智に至て事を決しぬるにや、猶重校、

其の節より後の坂本城の落居迄、此の左馬介が働の始末、寔に絶倫の擧動なり、委くは諸錄に顯然たれば、爰に省く、惜い哉逆徒の名有に仍り、其功赫奕たらざる事を、

○名物冑の事

細川三齋に奉公せし老人浪人して京に在りしが物語に云、攝州一の谷二の谷と云山並び峠てり、一の谷の峠を鐵蓋が峰と云ふ、美濃國菩提城主竹中半兵衛重治、一の谷と云ふ冑を着せり、明智左馬介が冑は二の谷と號す、一の谷に並びたる名物故に、斯く云へり、又柴田伊賀守勝豐が冑は、鐵蓋が峰と云、一の谷より上と云ふ心なり總じて名物冑は、

浦野若狹守　小水牛	黑田長政　大水牛	原隱岐守　十王頭	
日根野織部正　唐冠	福島正則　四俣鹿角	本多忠勝　忠信冑	
秀忠公　八日月	蒲生氏鄉　鯰尾	伏木文內　わり貝	
細川忠興　山鳥	武田信玄　諏訪法性	竹中半兵衛　一の谷	
明智左馬介　二の谷	柴田伊賀守　鐵蓋峰	秀忠公　角頭巾	
矢田作十郎　鯉魚			

是皆天下の名物なり、また加藤清正の長烏帽子、藤堂新七郎が帽子も名高き冑なりと語れり、

津田長門入道常慶物語に、日根野織部が唐冠の冑は立物鐘馗、耳は二尺五寸の脇立なり、但右の耳は半分より打折たる樣にする、是は太刀打に搆ふ故なりとぞ、

○可兒才藏の事

可兒才藏吉長は、隱れなき覺の士なり、笹を指物にする故に、世々笹の才藏と云ふ、廣島に在し時、若士ども集りて語る時、何程剛士なりとも、年老ては不可叶と云ふを、才藏老年故、耳に懸て年寄も人に寄らんと罵りしが、寔に老年迄甲冑兵仗を帯し、馬上の業若士に超たりとなり、若年より愛宕を信じ、我は愛宕權現の緣日に死んと常に申しゝが、果して六月二十四日潔齋し物具して、薙刀を持ち、床几に腰を掛ながら息絕たり、人皆奇異の思ひをなす、遺言にて廣島の矢賀と云ふ處の坂の脇に葬り、石塔に尾州羽栗郡の住人可兒才藏吉長と書たり、往來の人心有るは墓前にて下馬し通ると云へり、才藏家來に竹内久右衛門と云ふ者有り、是又頗る剛士にて何方にても、才藏が分限半を頒ちて、久右衛門にあたふ長久手合戰に、才藏は秀次に仕へしが、秀次敗軍の時、才藏を秀吉公强く叱り給ひ、夫より日陰者に成りて方々徘徊し居けるを、福島正則七百石にて被抱、其時も則三百五十石を分て、竹内久右衛門へ遣しけるとなり、

石田治部が島左近を被抱し時も、我領地半分遣しける事諸記に見えたり

○加藤清正十文字鎗の事

加藤清正と天草伊豆守一戰の時、清正自身の鎗の手柄は、天正十六年霜月五日なり、其の節清正鎗の横手を突折、片鎌に成たりと云事、世上の說なり、また其の時折たるには非らず、元來片鎌なりと云ふ說あれ共、十文字に無違、後年共の所の領主寺澤兵庫頭廣高、家人の物語を聞くに、天草合戰は佛木坂と云ふ所なり、清正十文字の折れし片鎌を拾ひ、佛木坂の社の內に奉納して、今に在り、所望の人には取出して見するなりと語る、又清正の鎗を見たる人の噺に、鑓は十文字志津の作にて直刄なり、鞘は熊毛横手は黑羅紗なり、瘧を煩ふ人に、其の熊毛を一筋拔て飮せけるに立所に瘧落たりとぞ、

○加藤忠廣暗愚の事

加藤肥後守忠廣は、父清正と違ひ暗愚の人なり、ある夜話に、忠廣云ふ、我は力を望に思ふなり、十人力も有らば、重き鎧の二領も着なん、さ有らんには、矢炮の氣遣ひなかるべしと被申、飯田角兵衛聞之て、御力は入らざる事に御座候、既に御父清正公、薄金の鎧にて、御若年より數度の御合戰に遂に御手も御手も負せられず候、假令いか樣に用心致候ても、運命次第にて候と申す、扨退出の時、玄關にて御父とは斯迄無下に劣給事哉、最早御家も末に成りぬと涙を流しつぶやきて退出せしとなり、

○清正高麗にて用心の事

庵原助右衛門物語に、清正は奇妙なる大將なり、殊に逞敷聞えしは、高麗陣の時釜山浦より二十日路程が間は、日本へ取切、七八里十里程宛に城を構へ、是をつなぎの城と號す、戸田民部少輔は、密陽の城に居、清正は全州に在り、或時清正を日本へ被召清、正歸朝を催す、全州より五日目に密陽へ着の筈なり戸田は舊友なれば是を悅び、城を掃除して馳走の用意叮嚀なり、家老眞鍋五郎右衛門、神谷平左衛門を路次迄迎に差出す、午刻過兩士密陽城より四里程出で見れば、清正の先勢人數頭見ゆる、其の頃朝鮮東の方は大半治り、二三十里の間は敵も無れば、眞鍋、神谷も、革羽織革袴を着し出向ふ處に、加藤人數をみれば、何れも物具して簞食つけ旗指物推張り、鐵炮は火繩に火をつけ、兒小姓迄も具足面頰を當て、嚴めしき體なり、妙法の旗押立、磨筒の鳥銃五百挺眞先に立、清正は溜塗の具足に、金の蛇目を書き例の長烏帽子の冑の緒をしめ、頰當脇楯臑當飯簞迄取付け、下掛の草鞋しめ、銀の九本馬藺の馬印を自身背にさし、月毛の馬に白沫かませ來かるゝ、戸田より迎の兩使道を除け、畑中に下馬す、清正是を見て民部殿よりの使者歟、御大儀なり、口上は聞くに不及追付それへ着陣可致候、殊外垢つき小姓共もよごれ申候、風呂を可被仰付候、下々にも卓散に湯をあびせ給候へ、此由先へ歸られ民部殿へ申さるべしとて高聲に申さる、兩士畏候とて馬に打乘、先へ乘切て歸り、民部へ斯くと告る、清正程なく着陣なり、塀重門へ民部出迎ひ見れば、清正自ら大馬印を背に指す、緣涯にて民部小姓兩人寄て件の指物馬藺を取て

旗籠に立る、扨小姓共清正の草鞋を解き、臑當を取る、清正は腰に付たる緋純子の打がへをほどきて、座敷へ投入らる是を見れば米三升干味噌銀錢三百文を入て、其重さ一提有り、是は馬印を指すに、腰輕ければつり合ひ惡敷故、如斯と被申、民部與を覺し、十里二十里には敵も無に、殊の外なる御出立に候と被申ば、清正聞て去る事に候、尤も近邊に敵無じと雖も、總して物の大事は油斷より出候、若し物見をもせずうか〳〵と參る途中不意の變あらば、是迄の武邊を水に致すなり、さらでだに士卒は油斷がちなるに、某が怠を見るならば下々の緩怠申にや及べき、故に身の苦みを不顧候と被申ば、民部も感涙を流さるゝとなり、

翁草　巻之三十二

諸錄拔萃

○眞田表七本鎗丼に小野次郎右衛門辻太郎助爭論の事

三州小豆坂七本鎗は、信長記に載たり、志津嶽七本鎗は、太閤記に見ゆ、眞田七本鎗の事、何にも記せずと云々、或老人共の席に在りて、某委く知ぬとて語之、先初の眞田陣は、天正十三年閏八月なり、二日の合戰に、鳥井彦右衛門元忠が兵、小見孫七鎗を合す、同二十日丸子の城下へ、岡部內膳正長盛、一手にて働き、眞田安房守昌幸と合戰の時、內膳家人小鹿又五郎、一番鎗、奥山新六、所藤內、近藤平太內藤久五郎、向山久內、笛吹十助能きはたらきなり、家康公より岡部內膳へ御感狀を被下、右の七人も同じく御感狀頂戴す、所藤內は、鎗下の高名との御文言なり、小鹿又五郎は、一番鎗を合せ、其方一身の覺悟、諸軍に勝れ候との御感狀なり、此小鹿は駿河衆なり、今川範忠の二男、小鹿孫五郎範慶後胤なりと云、又後の眞田陣は、慶長五年九月六日なり、台德院殿秀忠公御發向、眞田昌幸を御攻被成候、其時、城北の門は根津長右衛門持口なり、御旗本の淺見藤兵衛、獨夜明に付て、堀の淺深を探る處を、城中より鳥銃雨の如く打立る故に、朱の十二引の指物寸々に成る、仍て鐵炮を避て、地に平伏す、然る處へ小栗次右衛門續き來て、金七深入するなと呼ぶを聞て(金七は藤兵衛が前名なり)其方に先駈をさすべきかと云も敢ず、立上りて門へ附く、小栗も同じく門へ附處に、城中より混胄二十餘輩門を開て突出る淺見小栗立こたへて鑓を合するに、兩方の出塀より鳥銃を打事雨の如し、淺見が小者虎若刀を拔き鎗をくゞり鐫を拂ふ故に、城兵も淺見小栗を打得ざる處に、亂炮小栗が內冑胸板三所迄當て討死す、淺見も

鎗手一ケ所、且鐵炮に胸板をうたせ、地に倒るゝを、虎若透さず肩にかけて退んとするを、淺見は痛手の中にも、傍輩の義を勵して、先づ小栗を退けよといふ、虎若腹を立て、小栗の先途を見屆んとて、是迄は參らず、主を捨て、佗人を助くる事や有と、淺見を搔負て引退く、淺見重て云、鑓場にて指物を落したり、是を取らずんば歸らじと云、虎若聞て退口に指物を落すことは、武の越度なり、鎗場に落さば敢て恥ならずとて、終に淺見を連て退く、下賤ながらも歷々の士を欺く程の忠烈なり、城にも手負死人を引入んとてしひて淺見をば追ざりけり、扨城兵山本淸右衞門、依田兵部唯一人、城外二町程に堤の有之に上り、寄手を見るに、秀忠公御旗本より早り雄の若士二三十騎、馬の鼻を並て駈來り、堤に兩人が居るを見て、馬を乘放し、鑓追取々々蒐り來る、城方齋藤左太夫、兩人が跡より來り先へ走り拔け、名鑓を振廻して是をあしらひ、其の儘引取て是を僞引、小野、辻、頻に追て、堤涯へ來る時、堤の上より乘かけて鑓を合す、御旗本の內小野次郎右衞門(此時は御子神典膳と云)辻太郎助、眞先に掛るを、齋藤依田兵部、山本淸右衞門立上り、鑓を直すと等しく、小野、辻、鑓を合せ堤の上と下とにて突合ふ、城より追々三十餘人出重れば、小野次郎右衞門元より早業にて、身の輕き事類ひなければ、鑓をかざし、堤の上へ飛上れば、辻も俱に飛込、續いて朝倉藤十郎、中山助六、戶田半平、鎭目市左衞門、太田甚助齋藤久右衞門、各鑓を合す、依田兵部は朱具足にて、面も不振迫合しが、深手負て鎗下に臥す、小野次郎右衞門、其首を取んと、太刀にて依田が內冑を切る、辻太郎助も依田が顏を斬と云へ共、城方の鑓先茅の穗の如く、突蒐しかば、是を取事あたはず、山本淸右衞門も四ケ所鑓手を負ひ、其の上鑓を打折ければ、依田を肩に引かけ、城へ曳き、寄手方喰留んとす、是を見て城兵十餘人突出で是を援く、此の時中山助六こたへて、鑓を仕る、太田甚四郎鑓脇を射て物付しかば、流石の眞田方も城中へ引籠る、朝倉中山小野鎭目辻戶田齋藤、勝に乘て付入にせんとする處を、城より雨の降ごとく鳥銃を打出しかば、右の輩も是に猶豫して、味方の續を待つ處に、本多佐渡守下知にて、早々先き手を引揚る、牧野石見允康

成も中の手へ向ひしか、眞田昌幸同信仍八十餘人にて物見僞引を掛るに、右馬允其子駿河守忠成白旄を振て追之、城方池田市右衛門等二十餘人後殿して退く、牧野の兵、西尾又六、辻茂右衛門、今泉二郎作福島九太夫に追來るを、眞田父子手鼓を引て、高砂を謡ひ是を欺く、榊原康政遥に見之大に怒り、二千餘の人數にて乘蒐る、眞田が跡を取切んと、脇道に廻る、渡邊半藏守綱は、鐵炮を打立させて、同く進むを見て、眞田家士松澤五右衛門申すは、榊原備は僞引を怒て、猥に足を亂して蒐るに非ず、跡を取切て付入ん氣色有り、早々御取込然るべしと諫るに仍り、眞田父子も謡ひ止て引入る、是を見て榊原牧野追すがつて城門に附く處に、本多佐渡守より人數を引取べき由、追々軍使來る上は、兩將も無是非人數を入る、扨其の上御評定有りて、上方御發向遲く成ては如何とて、此の表には森右近太夫忠政、日根野筑後守、石川玄蕃頭を殘し置れ、秀忠公は美濃路へ御發向有り、本多佐渡守諫之て、和田峠を除け加持ヶ原役の行者へ廻らせ給ふ、榊原一手は二千餘にて、和田峠を越る、もし眞田打出なば天の與へなりと軍を持て引候へ共、一人も不出故に、諏訪へ着して、秀忠公を相待ち美濃路へ押候、其の後伏見に於て、眞田表の御吟味有り、小野次郎右衛門、辻太郎助、鎭目市左衛門、中山助六、朝倉藤十郎、戸田半平太田甚四郎、此の七人も加增を下さる、世に眞田表七本鎗と稱之、其の節小野も辻と兩人、依田兵部を太刀討の事に付、爭論有り、辻が云、依田は朱冑に朱頰を、當たりと、小野が云、朱冑に頰はなし、我其の內冑を切る、初太刀刃論なりと云、牧野康成是を扱ふと雖も、其の證據分明ならず、右馬允老將故に家人を馬工郎に仕立、上田へ馬を買に遣はし、傳てを求て山本淸右衛門に逢ひて、其の時の樣子を尋るに、山本云、其の論尤も所以有り、誰にもせよ、正面を切たる人初太刀なり、依田は朱冑を着し、頰は掛ず候、鬧敷鎗下の事なれば、血の染たるを、朱頰と見られたるも理りに候と云、此の由歸て右馬允に申す依之小野が初太刀に究る、此の表の手柄は牧野右馬允、酒井宮內大輔、榊原式部大輔なり、就中榊原は和田峠を越たる事勇猛なりと世人是を稱しき、

右七人の内中山助六は、隱れなき馬の上手なり、蒲生下野守忠鄕家中より佐野太夫かたへ買取し音曲と云馬は、拔群の早馬なり、かうかい節有に仍り、音曲と號す、節有て猶よしと云心なり、佐野太夫是を秀忠公へ上る、則名を古龍と被改、元來駈飛の駿足にて、乘人無し、將軍家、高田馬場御成の節中山助六照守に此の馬に乘しめ給ふに、早き事言語に不及、中山が馬上の達者を各感ず、其の後此の馬血落て馬工郞の手に渡り、馬工郞其の血を養生して、井伊掃部頭直孝へ遣す時、名を韋駄天と改し由、

○平松金次郞の事

平松金次郞は家康公御譜代士なるが、度々口論に越度有り、殊に遠州荒井の船渡にて、柏原新五郞と喧嘩し出し、眼前にて我若黨を敲かれ、をめ〱と堪忍する故に、諸人金次郞と刀を一所にも置ず、此の儀公の御耳へも入ぬれ共、平松が眼ざし唯物に非ず、剛士なりとて、御見捨もなし、天正十二年四月九日、池田勝入父子、森武藏守と御旗本の戰ひ、大事に及び、御人數左右なく蒐得ざる處に、金次郞茜の羽織に、十文字の鎗を持て、唯一人池田が數萬の陣へ鑓を入て突崩す、其の働天下に聞えて隱れなし、平松申けるは胎內より殿の御恩を請る故、私の事に、命を果すまじと存じ、數度の喧嘩に不覺を取候、最早思ひ殘す事無し、誰にても相手にせん、是迄の金次郞とな思はれそと荒言を吐く、上方にも此の手柄を評判して、先年天王寺勝曼の鑓、又貝殼塚の鑓、備中蜂濱の鑓をこそ申傳へたれ、今度平松が鎗は近世稀なりとて秀次公へ一萬石にて被召、平松は長久手以後、御加增少しとて憤居る折柄なれば、則上方へ走る、此の段御耳に達し、小栗又市、渡邊半藏、河村善七、坂部次兵衛を追手に仰付らる、又飛力を以て岡崎の本多作左衛門方へも御下知有り、終に遠州袋井の北可睡齋にて切腹す、右討手の內坂部次兵衛は、平松に返り討に合しと云、

○竹中半兵衛その子を叱せし事

竹中半兵衛重治は、濃州菩提の城主にて太閤の軍奉行なり、或時集會して、武者噺有り、其の半に子息左京席を立て次へ行き、暫く有りて其席へ歸る、重治大に不興して、何用有て立しやと問ふ、左京用事を達しに參しと答ふ、重治猶怒て、小便が致したくば、など座敷にてたれぬぞ、竹中が子は武道の噺に聞入て座鋪にて小便をたれたりと云れんは、世の面目成べしと叱しとかや、

〇久世三左衛門が評言の事

江戸にての沙汰に、紀伊賴宣卿新參の士村上彥右衛門通淸に、武者奉行を被仰付けるを、普代の面々つぶやきて、斯る重役を新參者に仰付らるべき事や有る、偏に御家に人無に似たりと憤るを、久世三左衛門頭を振て、某はさは不存、共の所以は、御家に歷々御普代の士有れば、御人無と誰か思ふべき、然るを斯く被仰付事、紀州には古新の差別なく、唯勇士を御賞翫なりと沙汰せん事天下の諸士をひく能き御謀と存ずれと申ければ、聞く人久世が言を感ず、此の村上は豫州久留島家にて、名高き覺の士なり、其子八十郎相續て紀州に仕ふとなり、

〇姊川合戰七本鎗の事

元龜元年六月二十八日江州姊川合戰に、家康公の御先手小笠原與八郞氏助、二千餘にて朝倉孫三郞重恒が二萬餘に向て戰ふ、小笠原內伏木久內、中山是非之助、吉原又兵衛、林平六、伊達與兵衛、渡邊金太夫、門奈左近右衛門七人鎗を合す、但伏木中山吉原伊達林は堤を下り、畠中を行く故、堤陰に隱れて、川向の信長公の御覽に不入、渡邊金太夫は朱の逆傘に金の短冊十八枚付たる指物にて、堤上の晴なる鎗を仕る、信長公川向より御覽有て、感じ給ふ、門奈左近右衛門も同所にて鎗を合すれ共、猿皮の投頭巾を着て、指物なき故、啶と信長公の御目に留らず、其の夜信長公より家康公へ被仰遣は、今日御手先にて、朱傘に金短冊付たる士を御越可有とて被召、則渡邊罷出候處に、信長公の御前へ被召出、天下第一の鎗と云御感狀に、御腰にさし給ふ貞宗の脇指を添て被下、殘る六人大に憤り、我らは早けれ共、堤下

の鑓故、御目に留らず、金太夫は遲けれ共、堤上なる故に如此、高名に無甲乙候間、我々も御感狀給度と望に仍り六人へも各感狀を賜と云々、

○甲州衆多田久藏の事

長篠合戰に、信長公の方へ生捕たる、甲州衆の內、赤裸に緋純子の下帶したる者有り、信長公見給ひ、渠が頰魂唯者ならず、名乘せよと宣ふ、則尋之に、美濃國住人多田久藏と名乘る、信長公手を拍給ひ、さればこそ是は伯父の死たる時、葬禮の場にて、火車を切たると沙汰せし覺の者なり、總じて美濃尾張の者は、我が普代同前なれば召仕べき間、繩を解き宥し候へ、昔惡源太義平、曾我五郞時致も繩に掛りたり、士の上にはある習なりとて、長谷藤五郞に命ぜられ、傍へ連行き繩を解せらるゝに、其の所殊の外騷ぎて見えけるが、暫く有て藤五郞、彼久藏の首を持來て申けるは、繩をとき候と等しく、長柄の鎗を奪ひ、四五人突殺候故、無是非成敗致候と申上れば、信長公惜み給ひしとぞ、

○細川家臣松井佐渡守遺言の事

細川忠興の家臣、松井佐渡守、有吉賴母助は、兩雄の長臣たり、佐渡守遺言に、士は武道一篇がよし、其の譯は、我は歌道茶の湯辯舌公儀等よき故に、武邊の事を人は言ず、場數を云はゞ、我は有吉より二度多し、然れ共世間にては、公儀分別は松井、武邊は有吉と云ふと聞り、唯士は有吉が如く、武邊計りにて其の外不調法成がよしと申き、

○謙信家老北條丹後守幷に狄田與三左衛門上杉彌五郞の事

上杉謙信家老北條丹後守は大身にて上野國厩橋越後の北條と兩城の主なり、大剛の兵にて軍功重累す、指物は白練一幅を一尺五寸の長けに小四半にして、六十程の熊蟻を黑く書て付る、謙信見て汝が指物少さ過たりと被申、北條云、大抵三幅四幅にして大紋を付候は、敵方へ能見えんが爲なり、餘人の大指物より、某が此の四半は能く見え可申候、其の子細は、敵前近く乘候に仍なりと答ふ、此の丹後守謙信逝

去の後、三郎景虎と景勝家督爭論し、景虎は春日山の二の丸に居られ候が、景勝本城より鳥銃を打かくる故に景虎こらへず一里半計脇の、館の城へ取退く、是を聞て前の管領上杉憲政も、北條丹後守も、館の城へ籠る、丹後守は坂戸の城へ人數を入て、春日山の城と並びたる愛宕山を取らんとす、此の山は春日山の本丸より高ければ、是を取れては不叶と、景勝の姉婚上條の城主、上杉彌五郎義春を愛宕山に置く、此の義春は能登の畠山義則弟なるを、五歳より謙信方へ貰ひ、姪婿にして上條の上杉定實の養子とす、定實は謙信の姉壻なり、度々場數ある剛將故、愛宕山をよく持て景虎へとられず、天正六年戊寅三月より翌年二月まで取合、越後の國中二つに成て、動亂止む事なし、坂戸の城は愛宕山の麓なれば、景虎方よりも大事にして、毎夜館の城より北條丹後守忍て宿番に來る、夜明には館の城へ歸る、此の由を愛宕山へ風かに聞き、或時彌五郎組下狄田與三左衛門、其の外一兩人城を出て、館の城と坂戸との間、蓮池と云所に埋伏して待つ處に、如案、曉に坂戸の方より具足の上に淺黃小袖を幌着にして、冑は着ず、黑の馬の六寸計なるに乘たる武者唯一騎、館の城の方へ往くを見れば、大將丹後守なり、天の與へと悅て、狄田が同伴の士起立を、丹後守より、元來馬の達人なれば、逸參に駈拔る處を、二番に伏たる狄田待ち設けて二鎗突く、丹後守事ともせずそこを駈拔け、館の城へ歸り、門前の馬場にて二三遍輪乘を掛て城へ入る、狄田が徒は皆小塚に登て見之、狄田は慥に物付たりと云ふ、大井田監物津波木與助、其鎗を取て見るに、背引血付たり、偖も殘多き事哉、既に討留べき物をと悔て立歸り、大將義春に斯と告る、傍の士笑ひて、狄田が分にて北條を物付たるとは片腹痛しと嘲る、翌日彌五郎、家老毛襄與十郎と石坂與五郎七寸五分監物等、四五人斥候に出る、晩方に蓮池の邊を乘廻す處に、館の城近邊の三昧にて夥敷く葬禮有て、火葬の烟見ゆる、皆々是を遠見する處に、玉襷かけたる會下僧、館の城の方より來る、七寸五分監物立向ひて、あの葬禮は誰の死に候やと問ふ、彼の僧云、あれは北條丹後守殿、昨朝手負申され、今日死去にて其茶毘にて候、我々も其の役に罷出、只今仕舞歸候と云て往過る、各聞て、扨は狄田が鎗付

たる事必定なりとて、急ぎ立歸て、事の由を告ぐ、是を聞て上杉彌五郎先手にて景勝、館の城へ押寄らる、城には賴切たる丹後守討れぬれば不叶して、景虎も上杉憲政も、信濃境鮫が城へ落てゆく、彌五郎追駈彼の城へ責詰、天正七年三月十八日終に城を責落し、三郎景虎切腹せらる、上杉憲政は其の晩五十六歳にて法體し、立山光建居士と號す、景虎の室と同息道萬丸とて九歳に成けるを、同道し、是は景勝の姉と甥なり、我は謙信養父なれば、命を助けよとて降參せられしを、彌五郎執次之で景勝を色々宥めしか共、景勝終に承引無之霧澤と云士に申付、憲政入道幷に景虎の室家幼息迄、悉く生害して越後一圓景勝の國と成る、右の荻田與三左衞門は、後に越前黄門秀康卿に千五百石にて居けるを、家康公聞召及ばれ越前の御附人本多伊豆守富正を召れ、荻田主馬事(與三左衞門事)鎗一本にて、景勝に越後を取せたる覺の士なり、斯る有功の物を小身にて召仕は、秀康不覺なりと被仰に仍り、俄に一萬五千石に取立給ふ、又上杉彌五郎は、後に上杉民部と號し、太閤に仕へ、其の後家康公に奉仕し、本名畠山に仰付られ、後年法體して畠山入庵と號す、又上杉入庵とも云、其の子は下總守義眞、法體後は一庵と云、其の子今の下總守義里なり、此の入庵事一代に十八度の手柄有り、又辯才並ぶ人無し、關が原御陣前小山御陣所へ上方反逆の告有る時、諸侯の胥議區々にして、是非を分ざる處に、上杉入庵は桑山左衞門佐と倶に末座に被居しが、進出て福島正則加藤嘉明に向て云く、各はなど加程の儀に惑ひ給ふぞや、抑今度の事、妻子を三成方へ入質に出し置、內府の御味方を致さば、筋目も違ひ、天下の謗り、且は妻子の恨有ん、是はさに非ず、元來人質は太閤御父子へ差出し置れぬるを、三成肆に横取したるなり、然れば不義は三成に在て、此方に無し、斯て理非分明の儀を默止して、誹謗を指頭に受給ふな、速に內府の御手を引れんこそ最も可なるべけれと被申ば、福島加藤を始め、衆議是に決す、後々迄も其時の入庵の申分聞き事なりしと、加藤左馬助、細川越中、桑山左衞門抔も、折々申出して被感し、また大阪冬御陣後、二條御城の書院にて、諸侯出仕の折柄、入庵を召て謙信以來上杉家武者押の次第を御尋有り、入庵はちひさき入

とするを見て、夜廻の雜人共は崩れ候へ共、岩上尼子山中は立こたへ、鎗を取て、柵際へ走り行き、柵を破て押込む一揆共と、山中作右衞門十字鎗にて一番に鎗を合す、岩上尼子是に立並て鎗を合せ、一揆どもを柵外へ突出す、山中は鑓手を負ひ岩上尼子は注進の爲に引取る、其所へ黑田勢段々に入替る、其の頃世上の沙汰に、夜討に鎗と云事は無き法なりと云り、或人是を水野勝成に問ふ、勝成云、太閤小田原陣に、岩槻十郎氏房家來廣澤兵庫介重信、物主にて蒲生氏郷陣へ夜討に出る時、氏鄉自身一番鎗なり相手は廣澤兵庫なり、氏鄉內蒲生左門、同五郎兵衞、北川土佐守、佃又右衞門、城方は右の兵庫內田大八、其の外三四人鎗を合す、太閤大に御感有て鎗に究る、又日向國耳川表にて、根白一戰に宮部善祥坊が鎗も夜討なり、大阪にて蜂須賀家人稻田修理、岩田七左衞門、樋口內藏介、長谷川小右衞門が鎗、兩御所より御感狀を被下も夜擊の時なり、山中岩上尼子が島原の鎗を夜討なれば鎗にて無しと云は不吟味なりと被申しとぞ、

〇同時松平伊豆守鐘相圖の事

右一揆の時、松平伊豆守信綱奉命して彼地に發向せらる、諸侯評定の上にて、賊壘へ總責に究る、仍て總蒐の相圖には、伊豆守本陣の鐘を撞べし、其の時諸手同時に可攻と牒し合されしが、其の後衆議有りて聊日を經ける故、伊豆守思惟せられけるは、夜中賊方の者忍び入歟、又は馬鹿者抔有て、不意に鐘を撞き衆を誤る事も有んかと撞木を取寄て、自分の側に被置しが、猶も深く考て、鐘を撞んと思はゞ、必ず撞木にも限るべからず、鐵炮やうの物にても撞かば撞くべしと、鐘を地へ下ろさせ、菰にて卷せて置れしに、思ひ不寄、俄の手合せ有ければ、去らば鐘を撞せんとするに、下ろし置たる鐘を釣上せ、包みし菰を解く抔に殊外隙入て間に合ず、其の間に諸手段々に攻蒐る故、相圖の鐘を待間無く、我一と總乘して攻潰したり、さしもの伊豆守餘り細かに思量有て、却て過失被成し、自是以前、江都にて執政府の從事井上新左衞門との雜談に、伊豆守は物每念を入るがよしと被申、新左衞門は餘り念を入過たるは惡

しとて狂談を引て興に入し事有しが、伊豆守歸府の節、旅装の儘登城有り、折節在城の面々不殘迎勞す新左衛門も其中に有るを伊豆守早く見付て、御邊に語る事こそあれとて、御前退出すると直に、件の鐘の噺を致され、日外御邊の物語を實にもと存出したりと、我が非を悔て被語ける、伊豆守理にさとく總じて人の言を捨ず、尋常の人ならば、歸着の折柄、斯る事は思ひもつけじ、たとひ思ひ出るとも、稠人廣座の中にて、執政たる人の我が誤を顯して物語れる事は有まじ、伊豆守は平易無造作に、心公にして器量の大なるも知られけりと駿臺雜話にいへり、

〇松平伊豆守大佛を鑄直して錢となしゝ事

此の伊豆守寛文の頃迄も執政の職に居られしが、京の大佛を鑄直して錢とし、天下の利益にせられしこそ、前後も聞ざる事なれ、平重衡また近世松永彈正が奈良の大佛を燒しを逆罪の一つにいふぞかし、千年以來佛法熾にして、人心を蠱惑する事如此なるに、夫に不拘伊豆守の卓識寔に古今傑出と云べし、其の外善政多き中に、始て上聞して天下の殉死を禁じ、諸國の人質を止め、右の錢を鑄られし、此の三つの功は殊に大なりと云ふべし、此の時伊豆守に不限、諸執政何れも至公至明にして、諸侯諸役人に對して、私のもとめなく、私の怒なく、唯正道をもて下知せられし程に、其の威令行はれしかば、諸侯以下恐愼て萬づ正しかりしぞかし、而も巳が才智を以て人をふさがず、己が權柄を以て下を侮らねば、諸役人も、執政の威勢に憚らず、上の御爲又は官守の事に付ては、必まのあたり爭て言を盡さゞるは無し、(下略已上駿臺雜話)按るに、殉死停止の事は、黄門光國卿の執し給ふ事と、西山遺事抔に見えたり、然るを爰に伊豆守の功に揚る處據有べし、可追考、

〇北條の士廣澤兵庫助の事

廣澤兵庫助重信事、小田原落城已後、其の主太田十郎氏房は、北條氏直の供にて、高野へ登山するに仍り、廣澤も弟鬪根織部もろ共に、同山へ登る、扨家康公の御子、參議秀康卿、結城晴朝の養子に成らせ

られ、御入國有り、廣澤闘根が妻子岩槻に捨たるに御扶持を賜ふ、翌年兵庫織部兩人共、氏房手前を暇取り、闘東へ歸候へば、右の仕合故、直に秀康卿へ被召出、其の後越前御國替、一伯殿御代、廣澤は敦賀の町奉行を勤めしが、子細有て公儀の囚人と成しを、酒井讃岐守忠勝、兼々大剛士たるを聞及れ、廣澤を申し預り、小濱へ被引取、其の子孫則廣澤兵庫助と名乘て、彼の家の小家老相勤居候由、長源寺上人物語なり、

○結城十郎兵衛奥村桐之丞鎗合せの事

佃又右衛門物語に、小田原夜討の時、氏鄕家人結城十郎兵衛と、奥村桐之丞と鎗を合す、是は始め柵へ付たる五十騎計の內なり、其の者ども颯と引取時に、結城追蒐け、桐之丞が羽織の桐のとうの紋着て、跡に退きける處を、股を突く、奥村振返て結城が冑を突て、物別れに成る、然れ共其の場鎗とは云れずとなり、結城は代々覺の者なり、父十郎兵衛は、蒲生下野守定秀に仕へ、江州野良田合戰に、淺井久政が兵百々內藏介を討取たる士なり、

○百々內藏介念佛刀の事

百々內藏介は覺の士にて、世に其の名を知らる、又名譽の刀を所持す、世上に百々が念佛刀と號す、是を以て科人を成敗するに、打放つと其の儘、切口吸付て、念佛高聲に唱へて、其の後二つに成しとなり仍て斯く云へり、

○筑紫陣島津夜討宮部以下の高名幷に尾藤左衛門の事

前にも宮部善祥坊が鎗の事を例に引く、龜井武藏守物語に、天正十五年三月、秀吉公筑紫へ御動座、島津御征伐の時、搦手は大和大納言秀長、近江中納言秀次、其の勢八萬餘なり、島津義弘同家久兄弟は二萬餘の兵を卒して豐後府內より日向の縣へ懸り、薩摩へ引取る其の跡を追て亂入し、高城財部の兩城を攻る、附城九十一ヶ所、其の內に耳川を越て根白と云處に、砦を構ふ、宮部善祥坊繼潤、木下平太夫與

基、龜井新十郎廣政、垣屋隱岐守光成、福原右馬介直高一萬五千餘にて、陣を取り、島津が出張の口を壓す、然に四月十七日の朝、義弘より使者來て云、高城に籠候士卒御助け候はゞ、城を明渡し可申となり此の段五十町隔りたる大和大納言殿へ申遣はし、自是返答致さんとて、使者を返す、善祥坊は此の使者の樣子にて、今夜々擊來らん事を察し、先づ人足大勢を以て、竹木を伐り集め、陣前に深さ二間幅三間の堀をほらせ、其の涯に右の竹木にて柵を振り、自身を始め、士卒各用意を整へ、外聞の者を出して待之、案のごとく其の夜亥刻計に、島津義弘一萬六千餘にて押寄る、兼ての調儀なれば、善祥坊は靜り返づて待設け、木戶口に走迎へ、自ら一番鎗を合す、其の手の士田中九助其の子彥六、國友半右衛門、上田太郎右衛門、續いて鎗を合す、垣屋隱岐守、南京勘兵衛、木下龜井福原の諸將取合せ、爰を詮と防戰す、義弘は聞ゆる剛將なり、手づから長刀を振て、眞先に駈る、樺山平田伊集院石田等面も不振柵に付て攻蒐る、双方の手負死人算を亂す、島津勢の柵に着き、空堀に込入を見て、善祥時分は能とて、堀の控綱を切落せば、昔日楠の釣塀に均く、數々の柵堀の上へ押倒す、薩摩の兵堀下に死する者八百餘人なり、宮部は思ふ儘に敵を討て、內の柵へ引籠り、薩兵は元來勇銳にて其の上多勢の夜擊なれば、士卒の擊死を屑ともせず、死人を蹈越て、內の柵を揉破り、寅刻に至て、二三丸を攻破りしかば、宮部を始め各將皆々本丸に籠り身命を棄て防之、明れば四月十八日、義弘彌進んで攻詰る、秀長卿は五十町隔居られしが、此の合戰を聞て、三萬計の人數にて、耳川の端迄押來らるゝに、根白の軍急迫のよしを聞き、早早後詰せんと有しを、尾藤左衛門尉知宣、馬より飛下り、秀長の馬の口にすがり、今義弘が勢ひは武田勝賴が長篠の掛り口に異ならず、此の鎗先には叶ふべからず、川を御渡の事如何なりと諫るに仍り、秀長猶豫せらる、藤堂高虎ばかりこらへ兼て、手勢を引連れ、川を越て搦手の方より根白の砦へ駈入て善祥坊に合力し、高虎自身數人を突倒し働けども、義弘猶々進て攻詰る故、宮部も勞れて見ゆる處に、黑田如水其の子甲斐守長政は、秀長の進み給はざるを見て、手勢を分て進み行き、先づ村上彥右衛門を

先手へ遣し、唯今大和大納言殿六萬餘にて後詰有と呼はらせければ、砦の者共聞之て轍魚の水を得たる心地せり、無程、如水長政耳川を渡す、栗山備後守利安先陣す、後藤又兵衛、毛利但馬、衣笠因幡、竹森石見、井上周防、打入打入義弘陣へ切蒐る、秀長臣羽田長門守も、千餘人にて同く耳川を渡り、黒田に先をせられじと鎗を入る、根白の方には、是に利を得て、突出づ、小早川隆景は二里隔て備られけるが、根白の急を聞て、一千餘にて耳川端迄押來り、大納言殿に見えらる、秀長云、今我川を渡て敵に掛らんと欲する處に、諸將に異議有て難決、此の義奈何となり、隆景打笑て返答なし、于時隆景の家老井上伯耆守就遠、浦兵部丞宗勝、皆破具足の古物具にて、秀長の前へ出で云けるは、島津は今日の珍客にて、懇に訪ひ來候に、此方亭主振あしく、奚ぞ迎に出て一禮無らんや、御相談も事に寄候と不憚申上る、去れども秀長も尾藤も猶進れざる故に、井上も浦も則馬に打乘て川を渡り、島津が跡を取切んと進む、義弘甥島津三郎次郎忠親蹈留て討死す、其の外屈强の兵七八百計討れしかば、義弘根白の圍を解て引退き在々を烽火し、山猪の猛る如くにして引入ける、隆景如水使を秀長卿へ遣し、義弘は人數一萬六千、味方は八萬に及ぶ人數なり、鳥銃二三千挺にて、左右の峰を取て大軍を以て追討なば、義弘を討留出ん事必定なりと頻に被申けれ共、尾藤左衛門堅く制止するに仍り、義弘は事故なく遂に引入けり、斯て高城財部も落城せしかば、島津義久は總大將なれば、肥後國八代口に陣取て在しが、日向口の事を聞て、是も鹿兒島へ引取ぬ、隆景は夫より大隅豐後へ打入、其の後島津降參して筑紫平均せしかば、六月十八日筑前博多に於て、太閤當御陣中の穿儀有り、秀長を召、根白表にて何とて義弘を打洩され候や、退口を附候はゞ凡そ義弘が首を見るべきに後れ候仕形なりと忿り給ふ、秀長陳謝云、當軍中の事は、萬づ尾藤蜂須賀次第と被仰付に仍り、兩人が指揮に任て候畢、根白表の儀は尾藤抑留致に付懸り不申との趣なり右に付尾藤左衛門へ、領國讃州を被除改易せられ、宮部善祥坊には、感狀を下され、其の外にも御證文褒美等を賜となり、

或書曰、尾藤左衛門佐知宣、始は尾藤甚右衛門と云、秀吉公普代士にて後に登庸せられ、讃州一國を賜しが筑紫陣の時、根白口にての指揮悪敷、其科に仍り被改易、天下御構故に、小田原北條氏政へ駈込奉公する、又柴田勝家が猶子佐久間又右衛門安次、同源六郡實政兄弟も、勝家滅亡の後、其の遺恨を晴さんと紀州へ駈入り、粉川法師三池を語らひ、河内國三國峠霧坂に城を構へて、秀吉公に楯つき、後には南河内長野の烏帽子形の城に籠て、手強き合戰度々に及びけれ共、竟には攻落され、是も小田原に往て氏政に奉公す、然るに小田原落城して、佐久間兄弟、金澤の稱名寺に駈込居けるを、秀吉聞召、佐久間兄弟、伯父勝家が仇を報んと、數年我に楯つくと云へ共不叶、せん方なさに小田原へ趨て猶も遺恨を散ぜんとの志、寔に大丈夫なり、最早四海一統に、秀吉が者となれば、今は心を飜し我を父とも頼めよかしと、佐久間久右衛門に一萬五千石、弟源六に一萬石被下、蒲生氏鄉の與力に附られ後は旗本へ召れ、大阪にて奉公す、尾藤左衛門聞て、此の敵の柴田が一門だに御赦免あれば、増て我は秀吉公御小身の時より舊功あれば、御宥免疑なしとて、剃髪染衣して、七月十七日秀吉公小田原を御立有て、奥州へ御動座の道筋へ出て畠中に畏る、秀吉公酒勾川御着の節、是を御覽じあれに見えたる大坊主は何者ぞと御尋有り、兼て內聞ある故に、御駕脇より、あれは先年御改易に相成候、尾藤左衛門と相見申候、小田原に居候て、先非を悔い剃髪して御詫言に出候と相見候と申す、秀吉公御氣色換り、佐久間兄弟が小田原に籠たるは尤なり、尾藤めは大罪なり、誠赦免を願ふならば上方に隱れ居て、此の度小田原の先手にも加り陰の奉公にても致べき事なるに、我と弓矢を取る氏政に奉公し、落城已後身の亻無き故に、斯る有樣言語道斷なりとて尾藤を捉へさせられ、御徒士衆に引張せて、備前兼光の御腰物にて、御手討なり、皆人御理りと云はざるは無し、其の子勝助をば福島正則密に被召抱後は細川越中守に仕へ、尾勝金左衛門とて、三千石を領す、島原一揆落城の砌、紀州浪人平塚勘兵衛重近、唯一騎抽て堀際に附居る處に、尾藤金左衛門薄紅の大吹貫を指し駈つけ、平塚と共に面も不振

塀を乘込、内より鎗長刀にて散々に突く、尾藤は口中を突れ弱る處を、又眞中を突れ、其手にて討死す、平塚も突落され、既に討死する處を、細川隆印の家士、乃美庄右衛門駈合、塀裏より平塚を突く敵を突倒す、平塚起上りて、直に塀下へ附く、其の勇猛比類無し、此の平塚は秀吉公の時の平塚因幡守吉就が甥なり、乃美庄右衛門は、小早川の家臣浦兵部丞宗勝が孫なり、皆々逸物の末は格別なりと沙汰せりと云々、

○小早川隆景の臣浦兵部の事

小早川隆景の家臣井上伯耆守就遠、浦兵部丞宗勝は、中國に隱れなき勇士なり、伯耆が子は井上五郎兵衛と云、浦兵部は中にも其の名高く、武具馬具抔の嗜物數寄も餘人の如くにはせず、手にあたる物を以て、手柄をする、毛利元就、豐前國門司の城を攻らるゝ時、大友宗麟大軍にて後詰する、毛利圍を解て船にて早々沖へ引取、大友の臣瀧田民部、唯一騎波打際に來るを、浦兵部沖より見之て、船を差戻し、是も唯一騎陸に上り、瀧田と鎗を合せ瀧田を鑓付、高名して又船に乘歸る、此の時の鎗も我手元に有し餘人の鎗を取て、斯のごとし、元就が船より人々遥に見之、あれは誰やらん、陸に上りて晴なる鎗を仕と云を、元就聞れて、一人上りたらば浦兵部成べしと被申に、果して兵部なり、其の時元就の感狀に、豐前國門司の城下に於て、其方一人陸に上り、大友内瀧田民部丞と鎗を合高名、元就直に見及心地能候と云々、

翁草　巻之三十三

諸錄拔萃

○島原夜擊注進に付江戸にて評議の事

寛永五年戊辰二月二十一日、島原の城より黑田寺澤鍋島へ夜討出る、黑田忠之手前屈强の者共數十人討死す、鍋島も井樓竹束抔を燒れ、中々城方强しと江戸表に注進有り、御三家を始め諸侯各登城有りて、彼の表の胥議區々なり、紀伊賴宣卿ばかりは、是を聞き給て、扨々目出度事哉、定て近日落城すべし、其の上鍋島の井樓を燒き候火のかけ樣、城内に在る者の武略のたけもはや知れて候と宣ふ、去れども列侯は是を信ぜざる處に、不日に落城の告有り、其の時賴宣卿の英智を各々深く被感となり、

○伊達家竹に雀の紋の事

伊達家竹に雀の紋を用る事は子細有る事なり、越前の一伯殿に、大井田監物と云ふ使番の士有り、元は上杉家の浪人なり、此の監物が孫の語りしは、右の紋は、元上杉の家紋なりしを伊達家へ囉られしなり、其の所以は、其の昔越後國主上杉房能は、越後府内に在城す、庶流上杉定實は、越後上條の城主なり、然るに永正六年五月、上杉家老長尾六郎爲景逆心し、主の上杉房能を雨瀧と云ふ所にて弑す上杉家臣多き中に、琵琶島の、城主宇佐美駿河守定行は、其の頃未だ二十一歲なれ共、度々の戰功有る勇士成るが、長尾が弑逆を怒て、千坂齋藤本條金澤直江等を催し、房能の弔合戰を思ひ立、上條の定實を大將に取立、宇佐美重代の備前兼光の太刀を定實へ進上す、此の太刀隱れなき大業物にて、殊に大剛の宇佐美が所持なれば、定實悅喜限りなく、宇佐美兼光と號けて祕藏せらる、其の後越後の亂治り、定

實女子計りにて男子無きに仍り、壻の伊達植宗の二男伊達兵部とて、十二歳なるを、定實の外孫と云ひ生質賢き由を聞傳へ、奥州へ申遣し定實の養子とせらる、其の時定實より名乘の一字幷宇佐美兼光の太刀、竹に雀の幕を送らる、依之伊達兵部は上杉兵部實之と改名し、天文年中には既に越後へ參らるゝ筈成りしに、實父植宗と兄晴宗と、父子の取合起り、兵部事も越後へ往く事不叶、信夫に止りて終に越後へ參られず、乍去相傳の兼光の太刀も、竹に雀も祕藏して所持せらるゝを、兄晴宗所望して、右の紋を被用、夫より後、伊達家に竹に雀の紋を付け、兼光太刀も、伊達に相傳ふと云々、

簗川表にて、伊達家の看經幕を取候兩人の內、曾谷宇平次は隱れなき馬好にて、勢州の神戸下總守友盛が馬術の名人なりと聞及び、自ら身をやつし、馬取中間と成りて、神戸が方に三年奉公して、乘形其の外馬術の大事を習ひ、夫より同國津へ往て馬の名人と成る、上杉家米澤へ所替の時、浪人して越後村上城主堀丹後守直寄に奉公すと云ふ

〇宇佐美駿河守定行の事

右に記する宇佐美兼光(イニ長光)の太刀は希代の大切物なり、宇佐美駿河守定行父越中守孝忠は、越後國主上杉相摸守房定入道常泰の家老なり、永正元年に房定の子息上杉顯定と、上杉朝定、兩旗にて、北條早雲と武州川越一戰の時越後より顯定加勢として、宇佐美越中守孝忠、其の子駿河守定行大將にて、一萬八千川越へ出陣し、度々合戰有り、或時斥候の敵一騎鎗持一人召連て出るを、孝忠乘付敵を一刀に切落し、鎗持の頭を向歯迄切付る、則彼刀なり、加樣の事數度なり、是を嫡子定行に讓る、右に記するごとく、永正六年に上杉房能生害の後、國中長尾爲景に、過半は隨ひしかども、定行は敢て不從、主人に男子なければ、一門の上杉兵庫頭、定實を取立重代の太刀を定實に進上す、此時上條方軍兵微にして兵粮無く、防戰の便無しと雖も、宇佐美定行其年二十一歳の若將ながら、義氣逞く、味方を勵し、偏に義の爲に、我命を抛たむと勇むに仍り、諸士是に恥て、各志を金鐵に比す、鉢形よりも房能の兄上杉顯定

加勢とし、越後に越る、依之爲景も越中西濱へ敗軍して、上杉方運を開けり、其翌年爲景は信州士高梨攝津守と牒合せ、再び越後へ亂入し、顯定と戰ひ、永正七年庚午六月二十日、越後國妻有の庄長森原にて顯定生害す、時に五十六歳なり、仍て越後は又爲景に從ふ、上州白井城主上杉憲房は、顯定同陣に有りしが、上州に引入る、此の時上條の定實を長尾爲景が壻に取て、和談に成る、然れ共宇佐美定行は是に從はず、顯定の遺言に從ひ、古河公方高基の子を申請け、顯定の跡目となし、上杉四郎顯實と號し鉢形に入る、定行は越後松山城に籠り、永正七年より大永元年迄十二年の間、爲景と取合ひ、大永元年に上杉憲房の噯にて、定行爲景和談し越後は治る、大永五年管領憲房卒去、子息憲政、其の頃は未だ四歳なり、故に、古河公方高基の末子賢壽王と云へるを申請け、上杉阿波守憲廣と號し、上杉家相續す、此の節古河公方より宇佐美定行に軍配團扇を免許有り、上杉相續の事は偏に駿河守が功なりと云へり、

○岡野左内の事

岡野左内が猩々皮の羽織に正宗と太刀討せし太刀痕二つ有り、其の痕へ金線を入てわざと是を顯して着之、景勝米澤へ所替の時、左內も浪入する、正宗より三萬石にて呼るれ共、夫へは不往、蒲生家には馴染の譯有りとて、蒲生秀行六十萬石にて、會津へ歸られし時、左內一萬石にて彼家へ出る、武功は元來人の知る處、其の上隱れなき福人なり、關ヶ原御陣起りし時も、永樂錢一萬貫差出て、御事は欲かれ間敷候へとも、下々へ被下候へとて、景勝へ上る、其外金子百兩貳百兩乃至五拾兩參拾兩其程々に隨ひて傍輩へ見繼に送る、常に一ヶ月二三度宛、大判小判一歩を書院に一面に敷並べて、其の眞中に枕して、是を眺めて慰とす、世人は左內が武功には似合ず金銀にめでたるを譏り呼く、或時近邊に喧嘩を仕出し雙方に荷擔人出來て、既に鬪諍に及ぶ折節、左內は例の金子を並て樂居る時なりしに、是を聞と等しく秘藏の正宗の刀を取て其所へ走り行き、一日二夜取扱て無事にする、其の間晝夜彼の所に在しに、宿に取散したる金銀の事は忘れ居る、日頃嘲し人々も此の時左內を感ぜぬもの無し、又馬取の仲間として持

たりけん、黄金一枚所持す、左内聞て、扨々已は奇特者なり、貴賤上下に不限搯切ては何の心掛も不叶汝は能き心懸なりとて、褒美に黄金十枚とらせけり、左内後には岡野越後守と云ふ、蒲生下野守忠鄕に仕へて病死す、臨終に常々御陰にて貯へ候とて黄金參萬兩、正宗の太刀一腰、主人忠鄕へ遺物に上る、舍弟中書へ金參千兩、景光の刀、貞宗の脇差を指上る、扨五兩拾兩貳拾兩五拾兩百兩、諸傍輩へ夫々遺物を送り、日頃貸置たる借狀共挾箱一つに有けるを燒棄て死去せり、其の子左衛門尉相續いて壹萬石にて、猪苗代の城に居す、蒲生家斷絕に仍りて、子源五郎は浪人す、此の左內は元來吉利支丹宗門にて轉なりと沙汰して、源五郎を抱る人無く、一生牢浪にて江州三井寺に於て病死せり、左內が正宗と勝負せし時着たりし角蠑螺の冑は、南蠻伴天連より傳し物なりと云ふ、源五郎死去後、家人ども左內が鳩胸鵐口の具足角蠑螺の冑を持ち紀州へ來けるを、布施佐五左衛門と云ふ士、右兩品を買求たる由、三井寺の衆徒物語き、

○上杉の士永井善左衛門、青木新兵衛の事

上杉景勝米澤へ所替の砌、家中の士過半暇出る、永井善左衛門、青木新兵衛は、越前の秀康卿へ召出さる、其の後京都にて加賀利勝卿へ、秀康卿茶の湯に御越、御相伴は伊達正宗幷町人今井宗薰、醫師松坂卜齋なり、數寄屋にて正宗の物語に、秀康卿には能者を被召抱候、今度與にて背折候內、青木新兵衛烏毛の棒のだし黑幌十文字鎗にての働、中々鬼神を歎く計に候と譽らる、秀康卿は永井善左衛門事と間違給ひ、御歸宅後家臣歷々へ宣ひけるは、今日正宗の噺に、永井善左衛門黑幌烏毛の棒のだしにての働、鬼にも增るべしと被譽たると噺玉ふを、落合主膳聞て夫は青木新兵衛事にて候と申す、秀康卿不興有り、我慥に正宗の物語を聞り、奚ぞ間違んやと宣ふ、主膳云く、其の時一所にかせぎ候齋道仁(初名小田切所左衛門)唯今浪人にて、伏見藤森に居候間、永井青木の指物を尋に被遣候へば、相知申事に候と申す、仍て道仁方へ問に遣はさるゝに、岡野左內は角蠑螺の冑猩々皮の羽織、永井善左衛門は金の抱半月赤幌、青木新

兵衛は鳥毛の棒黒幌と書付來る、秀康卿是を御覽じ、永井青木は共に我家人なれば、强く穿鑿に不及と被仰、新兵衛事後には芳齋と號す、

○永井肩衝永井正宗の事

永井善左衛門は元來家康公御譜代の者なり、小田原陣の後出奔して蒲生氏鄕へ奉公し、氏鄕死後上杉家へ出る大兵大力の剛士なり、奥州福島口にて善左衛門唯一騎斥候に出しに、蒲生の沼あり、其の内より正宗の伏兵六人起て永井を取包む、永井六人を相手にして四人討取る、二人は迯去りぬ、斯様の手柄度々なり、若き時三州長篠合戰に、太刀討して高名す、共時右の手の指を切られ、太刀を取落したるを、敵奪取て迯行くを、三町計り追蒐け、其の敵を討て太刀を取返す、其の時右の拇指損じ、後迄見苦敷る人共の疵を問ば、馬に喰はれしと申せしとなり、總じて軍功にほこらぬ男なり、後には永井道存と號し御旗本へ召返され、御鎗奉行仰付らる、此の道存越前を暇取り、浪人にて上州深谷に閑居する砌、御旗本士より瀨戸の茶入をもらひて祕藏せしに、召仕の女取落して打割ぬ、道存大に腹を立叱ければ、彼の女迷惑して我鏡臺の內より五倍子を入置たる壺を取出し、其の代りに償ふ、道存是を取て役には立ずとも是にて料簡してとらせんとて祕藏もせず捨置たるを、或時小堀遠江守不圖此の壺を見て、手を拍て稱美し唐物の肩衝に極り、則永井肩衝と銘し、後には公方御道具となる、又道存は板倉伊賀守懇意なる故に將軍家御上洛の砌、御直に御詫言申上、御旗本へ歸參させ申さん儘、御上洛に先立て上京せらるべしと伊賀守よりの內意に任せ、道存は深谷を立て上京す、浪人を一人同道せり、道存は尾張名護屋親類方へ立寄、荷物は浪人に賴み先へ宮迄遣し、今夕夜船に乘積に宮にて行逢べしと約して立別れ、共の跪彼の浪人已が刀と道存が指替の刀と指替へ駈落す、道存宮に來て大に驚といへ共せん方なし、彼の浪人が殘し置たる銹刀を尻付に入て京着し、板倉方へ落つく、勝重物語に將軍家御上洛以前に、牢拂申付るに仍りためしに刀脇差數十腰に刄をつけさせ候となり、道存聞之て道中の次第を語り、彼浪人が刀もついで

にためし見んとて、刄をつけさせ見るに錆て分明には見えざれどもねたばを合するに、常の刀に非ず、研屋が云ふ、此の刀の刄味幾腰の內にも類る無く候、大切物歟、又一向に切れもせざる歟にて候べしと云ふ、扨ためし者の中に、一人藤身有て、不通に切れず、彼の刀にて切に水もたまらず大切物類る無しと譽る、仍て錆を落し見るに、刀の出來尋常ならず、仍て錆朽たる中身を摺落し見れば正宗と銘顯はる道存を始め、各不思議さの餘り大切に研上みるに、最上の刀と成る、本阿彌一目見て押戴き、正宗の出來物なりと申に付、是も公方へ上り、永井正宗とて名物なりとかや、

○細川忠興冑立物の事

關ケ原御陣の時、細川越中守忠興、唯一騎にて御旗本へ被參、山鳥の尾の冑に銀の天衝（或はくり半月とも）の指物なり、遠目に見れば其の儘舞鶴の如し、家康公遙に御覽有りて、忠興は武具の好世に勝れ物每に見事なり、就中冑と立物と立合よしと御譽被成候、則銀の天衝を御所望有りて、秀忠公へ被進候となり、

○森於蘭の事

森三左衞門可成は、江州堅田にて、淺井朝倉と合戰の砌討死す、嫡子勝藏長可、後に武藏守と云ふ、次男はお蘭といひて隱れなき美童にて、信長公御寵愛の小姓なり、或時御座の間の窓の蔀をおろせよと仰らる、お蘭承り、少き竹杖を以て蔀の突上の上を探り見るに大なる茶碗に水を入て、蔀の上に差置たり、お蘭踏次をして、茶碗を下ろし、扨蔀をおろす、若し其の用心無くせば、茶碗も落てわれ、水もこぼれなましを、假初の事にも思慮淺からず、是はお蘭が樣子を御覽ぜんと信長公の成し置れたるとなり、斯の如く神妙にして、然も武勇器量備はる故に、十六歲の時、五萬石の知行を賜ふと云へり、

○上杉の士柴田因幡守の事

上杉輝虎の家老柴田因幡守治時、十五歲にて小田原攻の供をする、旣に四門蓮池迄押込み、明日は此の

表を引揚げ鎌倉入と評定にて、輝虎備配を出され、明日退口の定め有り、長尾越前守政景、宇佐美駿河守定行、千坂對馬守憲清、加治竹股三室寺等の宿老共、皆尤と同す、時に柴田進出で、此の備立然るべからずと難ず、輝虎大に怒て、忰め推參なる事を申すと叱られければ、柴田少し去て頭を地に付け、さ候はゞ唯今永き御暇を賜候へ、拙者小田原の城へ駈入り氏康の先手を乞ひ請け、越後衆の退口を付け申べく、此御備立にては何の手もなく切崩し、乍恐酒匂川より此方にて輝虎公を討留奉るべしと無憚申上る、柴田漸く志學の年にて、斯る抜群の器量を深く感ぜられ越後の歷々衆は、各舌を卷く、輝虎被申けるは、汝が申處尤もなり、さ有らば備配を致さんとて、猶評議して備を立直し、柴田に後殿を申付らる柴田則手勢を引連れ、上杉退口の大切なる後殿して小田原表を堅田に引拂ひ、其の名世上に聞えたり、成人の後武力重り、上杉家にて一二を爭ふ大將なり、景勝代に成て氣に違ひ、天正十一年十月十五日謀叛を起し、伯父道壽齋と共に、五十君野柴田兩城に楯籠候を、景勝直に度々出馬し、方上橋佐々木川八幡抔云所にて數度はげ敷合戰有之、三尺五寸の元重の太刀にて、切て出で、染月毛と云ふ馬に乘り、餘多の敵を討て、其身も切死す、其の露殘て每夜其討死の邊へ顯れ出で、怪しく恐ろ敷事ども有と云ふ、彼の柴田が染月毛と云名馬は、雪の如くなる月毛の尾と髮を能く洗て、茜を刷毛にてひたとひきたるに半年程して紅に成り、後には眞紅の総を亂すが如し、白き馬の太く逞敷が、尾髮紅なれば、見事なる事云計無し、其の戰に井筒女之助其の馬を分捕して乘けるを見たる人語りしなり、

○北條家高祖の守の事

北條氏直の室家は、家康公の御息女なり、小田原落城の時、氏直は高野へ登山有り、離別の時氏直肌の守を取出し、此の守は高祖の守とて、當家代々傳る處なり、其の由來は五代の祖早雲(初號新九郎盛時後改氏茂)豆州より切て出で、相州を攻平げ、明應三年九月十二日、小田原城大森憲賴を攻落さるゝ時首途に出し候搗栗を半分喰し、殘りを鎧の引合に納めつゝ向はれ候、其の夜小田原城を攻取り、其の喰

ひ殘の搗栗を錦の袋に入れ、氏綱氏康氏政より我迄相傳て、高祖の守とす、我既に斯る身となれば、一門の內世に殘る輩あらば是を渡したび玉へと云置て別玉ふ、其の後氏直赦免にて高野より下山有りて、大阪へ出らる、秀吉公對面有り、懇に積欝を慰め玉ひ、其の上にて近々に伯耆國を可賜と御沙汰の處に、幾程なく氏直痘瘡を患て、文祿元年壬辛十一月四日三十一歲にて逝去せられ、北條の嫡流爰に於て斷絕す、氏直後室を秀吉公の仰にて、池田三左衛門輝政へ再嫁せしめ給ふ、其の時後室より彼高祖の守を、藝州草津の城主北條美濃守氏規へ渡さる、其の口上に我身事殿下の仰に仍り再緣致候、此の守は松巖院殿(氏直)如此中置れ候、足下は少身ながら一城の主たるを以て、是を傳へ候と淚ながら仰遣はされけるとなり、輝政へ再嫁有て後、御子二人出生、左衛門督忠繼、宮內少輔忠雄是なり、當時因州鳥取城主の祖なり、

○天野源右衛門の事

本能寺にて、信長公御生害の時、塀重門より御座の間の大庭へ亂入候は明智が家士箕浦大藏丞、古川九兵衛、安田作兵衛なり、信長公は白き單物を召し始めは弓にて防玉ひしが、弦切たる故、鎗を被召に、地紅の帷子着たる年二十七八計の女中、十文字の鎗の鞘をはづし持來たる、夫を御取有りて廣庭へ飛下り給ひ、三人の者と鎗にて暫く御迫合ひ、そこを引取り座敷へ入らせ給ふに、未だ座敷には燭臺消殘り其の燈の光に信長公の影障子に移りけるを、安田作兵衛穗長の鎗にて障子越に突く、其の鎗信長公の右の脇腹を刺て深疵なれば、叶はせられず、寢殿に入て自害し玉ふ、其後數年を經て、安田作兵衛天野源右衛門と改名し、【割註】安田事信長公を弑せし者故、秀吉天下に令して探さしめ玉ふに仍り改名して世を忍ぶと云ふ」立花左近將監に奉公し、箕浦大藏は淺野幸長へ被呼出、京都にて天野源右衛門旅宿に居る處へ、古川九兵衛尋來り、久々にて對面し、互に昔を語り、其の座へ箕浦も不圖訪ふ、三人打笑ひ、此の手合は本能寺以來の參會なり、是は珍敷事なりとて、亭主源右衛門さま〲馳走す、三士來し

方を語る内に、箕浦古川と本能寺にての働を論じ、互に云ひ募りて止ず、亭主種々扱へども承引せず、然る處に門外物騷しき故、何事にやと三人共二階の窓より見れば、上の方より大の男唯今人を斬たると見えて、血刀を提て走來る、其の跡二町程隔て二三十人拔道具にて追來る、亭主源右衛門二階より下る其の次に古川續いて飛下りたり、箕浦は以前鎗手を負ひて足少しく不自由成る故下るゝ事遲し、古川と箕浦は功を爭ふ最中なれば箕浦をおろさじと古川早速梯子を引く、箕浦は下るゝ事ならず、猶豫ひ居る處に彼の曲者廂の上へ飛上つて走り通るを、箕浦えたりやあふと透さず組付き蹈倒し乘懸つて首を取る處へ、天野古川も駈上る、箕浦は科人の首を古川に見せ、何時も手柄は我等先なり、本能寺の事も云にや及ぶと廣言す、諸人も是を譽たるとなり、其の後天野は頻に腫物出て、不癒瘡の中より肉舞出るを、琴の絲にてしめ上げ、竹緣に結付、足にて蹈のたれば大に鳴て肉拔たり、是にて癒ゆべしと悅ぶ處に、又元の如く肉出る、三度迄拔たれども、跡より元のごとく成れば、四度目にはせいて自害したり、信長公程の大將を弑せし、其の業報ならんと下々は沙汰せしなり、

〇大崎玄蕃允長行の事

大崎玄蕃長行は、元は與一郎とて、小身者なり、數十度の軍功にて、木村常陸介が先手の大將にて、鬼玄蕃と被呼、關ヶ原陣には、福島正則に奉公し、正則の舅津田備中守繁元に差副、尾州清洲城の留主居を致し、正則は會津へ向はる、其の跡にて石田三成謀叛を起し、尾張口に出づ、大垣の城に在て、木村宗左衛門を清洲へ差越、其の口上に云、正則の御事は、正しく秀頼公の御家族なれば、今度會津發向と雖も、內々は大阪の御味方たる條勿論なり、早々其城へも此方の人數を入られ可然と演說す、津田備中守既に是に諾し、人數を入れんと欲するを、大崎敢て肯ず、正則直筆の證文來らば格別、さも無き內にはいかで私として他の人數を留守城へ入れんや、此の事努々不可叶、依之軍勢を被向候はんには、唯城を枕に討死せんより外無しと返答して、要害嚴敷狹間配し、人數備堅固にして、此の旨小山へ注進す、

内府公、正則に仰けるは、御自分の留主には、誰を置れたるや、清洲を敵に取られては大事なり、心元なきことにこそと宣ふ處に、彼の注進小山へ到着するに仍り、正則早速其段を被申上、内府公御感不斜大崎玄蕃事は、兼て聞及たる者なり、正則には能き人を持れ候との仰なり、後々迄も闘が原勝利の其の本を云はゞ、大崎が清洲を能く固めたる故なりと毎度被仰けるとぞ、廣島落着の時は、玄蕃は同國鞆の城主なり、其の組の番頭松田下總も覺の士なりしが、玄蕃を討て廣島へ遣し、我一人鞆に殘て討死し、功を立んと思ひ、玄蕃に申けるは、上使の着到多勢故、三原東條の城衆皆廣島へつほむと聞く、いざ廣島へ引取なんと云ふ、玄蕃は此の城正則公より預りなれば下知なくして開く事不罷成とて不諾、さて上使衆寄來と聞て、松田は城を持支度すれ共、玄蕃は日頃と違ひ、目を閉ぢ靜坐して居る、仍て各其の所以を問ふ、大崎云、松田は豪氣なり、我は分別あれば不構と云ふ、諸士頻て問之に答云、今台命を以此の城に向ふ、夫に對して不法の軍をし、あたら士卒を殺さんより、上使到着ならば城門へ出て、大崎玄蕃と申者にて候、當城を相渡候條、城中の男女不殘御助け下さるべし、我等一人切腹仕と相斷て、自殺せんと思ふに仍り、籠城の用意は不入と云ふ、松田を始め各尤もなりと感心す、後に將軍家より御差圖にて、大崎玄蕃允、村上彦右衛門、眞鍋五郎右衛門を、紀伊賴宣卿へ被召出、長臣安藤帶刀、右三人衆の若年よりのかせぎを問ふ、眞鍋は十四歳の働き、詳に是迄の事を述る、次に、村上是も十四歳より竹の子の初陣に立ち、壬生川にて一番鎗の働より是迄のかせぎを語る、何れも聞事にも、一座の人々耳をすます、扨大崎が手前に成る處に、玄蕃云某は與一郎と申て鎗一本の者にて候が、段々仕上げ、木村常陸介方にては、鬼玄蕃と呼れ、正則方にては備後鞆の城主迄に成り候間、若き時より鈍には無りしと思召候へと云、帶刀扨々美事なる挨拶と感じけるとなり、

○永井左近太夫、大崎玄蕃允へ使を遣はす事

伊豆國へ石出しの御普請に付、彦坂九兵衛光正と、右の大崎玄蕃允を紀州より被遣、其の普請相濟候時

分、永井左近太夫直勝より玄蕃方へ使者を以て、未だ終に不申通候へども、語り申度候間、今度歸路の節淀へ被立寄候へとの口上なり、玄蕃返答に、御使忝く存候、定て古き事御聞可被成爲と存候、其の御心入に候はゞ、重て次でを以て可被召寄候、假初の通りがけにては難盡、何の詮も御座なく候、又是は御使者へ申候、總じて此の玄蕃は指寄たる所はたわけにて候へ共、一日とも長座仕れば、限りなき程賢き事を申者にて候間、重て緩々御對面被成候樣に御申給べしと返事す、玄蕃が孫大崎三左衛門長增、五千石にて今に紀州に奉仕と云、

○勝曼の鎗の事

大阪落城の時、細川玄蕃頭興元鎗を合と申上る、後に大御所の仰に、鎗を合と云ふ事、左樣に度々有るものに非ず、先年此の茶臼山の北に見ゆる勝曼院の山に、佐久間不干筒井順慶荒井村重が籠て、大阪門跡達如(異本顯如)上人より攻候時に、本の鎗有りと聞及たり、其の外上方にては餘り不聞、勝曼の鎗こそ昔より云傳る杉形の鎗と聞及しかと御意の時、佐久間備前守罷出で、上意の通に御座候、同姓不干が手にて其の日兩度鎗御座候、天正六戊寅年五月三日の合戰にて、朝は茶臼山の西に見え候難波の貝殼塚合戰にて、不干が佐久間久右衛門、同葵之助、梶川彌三郎、水野源太郎、水岡小三郎六人鎗を合せ候、晩は勝曼院の山にて、不干が家士志水又市、江原彌助、浮貝藤助、長瀨彌五衛門四人鎗を合す、長瀨は唯今小右衛門と名乘て加州に居候と申上る、大御所聞召て加賀には能き侍を抱持候との仰なり、長瀨は黑幌に銀の牛の舌の麾にて鎗を合す、後に門跡降參し、城內の輩寄手の小屋見物に出て、長瀨が小屋に彼銀の牛の舌黑幌有るを見て、日外鎗の時の幌、爰に在りとて、人多く集り見たると也、

○小木川鎗の事

中村伯耆守一忠の噺に、幾度合戰有りても、鎗の有る事は稀なりと聞く、亡父式部少輔一氏、根來雜賀の壓に、岸和田城に差置し時、根來雜賀の一揆、泉州へ打出、深田中積善寺千石堀畑中濱の六城を構へ

六番に分れて岸和田と取合ひ、天正十一年の夏より同十三年の二月迄、毎日の軍なれども、本の鎗は唯一度なり、所謂天正十二年甲申正月十六日、小木川にて一戰の時なり、式部少輔かたにては、成谷平左衛門、神谷平右衛門、林門太夫鎗を合、國衆にては山上半太夫、寺田沙汰之助、田賀井左吉右衛門鎗を合、此の六本の鎗より外は、三年の內に鎗と云物は無しと物語なり、

○高遠城落城の事

天正十年壬午二月、穴山梅雪逆心に付、勝頼も諏訪口を被引取、織田城之介信忠は、仁科五郎信盛の籠る高遠の城を取詰、貝根原に馬を立られ、使僧を以て城へ被申送候は、早々降參有べし、武田家人過半逆心の上は勝頼滅亡今たるべし、誰が爲に城を持こたへ候はんやと被申越、仁科五郎、小山田備中守是を聞も不敢、則使僧の耳鼻をそぎて一戰すべしとの返答なり、信忠せきて高遠城を一時に攻よせ玉ふ、小山田備中突出て、信忠を目蒐け血戰すれども不叶、則引入て仁科五郞、小山田備中守、渡邊金太夫、春日河內守、原隼人、今福五左衛門、諏訪庄右衛門已下十八人、大廣間へ取籠り、死物狂ひに戰ふ、其の中に年頃三十五六歲の女房、緋威の具足に、長刀を水車に廻し、諏訪庄右衛門が妻と名乘て、敵七八人薙倒し、其後自害す、大廣間は七間に十二間の所なるが、是へ取籠つて働く故に、寄手も攻あぐむ、信忠は淺黃金襴の幌をかけ、廣間の前なる塀際に桐の木の有るに取付き、白旄を振て、身を揉で下知せらる、仁科小山田勢ひ盡て終に自害す、高遠落城の四日目に見物せし人の語りしは、彼の大廣間天井も柱も鎗疵又は血に染りて目も當られず、庭に殘雪ありしが血に染て紫雪と成る、地下人共掃除に來り居しが申けるは、是なる塀の上へ城之助樣御上り被成、左の御手にて此の木をとらへ下知なされ候を、仁科殿小山田殿見知て、七八度まで切て懸られ候へども、打拂ひ王ふ、其の時の太刀疵にて候と敎ふるをみれば、彼の桐木にひしと疵有り、又廣間二間の大床有り、張付の唐紙に血腸を投付け、指の痕四筋血にて一尺計引て見ゆる、地下人に尋れば、仁科五郎殿此の床へ上り自害して臟を抓て唐紙へ打つけ手を

拭はれ候、其の指の跡に候と語る、年十九にて未だ前髪有り、勝れたる少年にて有しとかたる、扨天井をみれば鐵炮の拔たる跡幾等と云ふ限なし、是を尋るに、大將仁科殿若年ながら流石信玄の御子にて勇鋭拔群の上、小山田以下の豪傑が死戰にあぐみて、森庄歳殿の衆、屋根へ上り板をまくり上より鐵炮すくめに仕り、漸く各を打取ぬ、仍て庄藏一手衆を高遠の屋根葺衆と號て笑ひ候と村民語之、

○謙信上杉義春不快の事

天正二年甲戌七月、能登國主畠山修理太夫義隆十八歳にて毒害死去、家臣遊佐彈正、溫井備中、長對馬を始として、十一頭人數二千にて七尾の城に籠り、信長に從ふ、義隆の伯父上杉五郎義春、越後に在りて此の亂を聞き、謙信に訴へて人數一萬三千にて發向七尾の城を八月二日より攻圍む、義春粉骨を盡し九月十一日に攻落し、城中宗徒の者十餘軍打果す、信長より柴田勝家父子、前田利家、佐々成政、金森五郎八一萬八千にて爲後援、加賀國御幸塚迄來り候へ共、七尾落城を聞き、早々引返す、落城の三日目九月十三夜には、謙信諸將を集め、月を賞して詩歌の宴有り謙信、

露滿軍營秋氣重　數行過雁月三更　越山幷得能州景　任佗家鄕念遠征

又連歌に

月すめは猶靜なり秋の海　謙　信

扨能登國は畠山代々の本領と云ひ、此の度義春の功を以て取返されたる國なれば、究て義春へ可賜との風聞に仍り、能登一州二十萬石の者共、彌五郎殿歸國あらば我々世に可出と悅て我も／＼と馳來て、彌五郎手に附し事夥し、謙信は柴山と云ふ所に、陣取、總人數の押前を見物せんとて、床机に腰を掛られ彌五郎も側に畏居る、能州先方の人數爽なる武具にて押通る、謙信見咎られ、是は誰が人數ぞと問はるゝに、上杉彌五郎人數と答ふ、次に通るも彌五郎又其次も同前にて事々敷多勢なり、謙信機嫌あしく、良久しく物をも不云、其後被申は、いかに彌五郎、三好宗三は畿內にての弓取功者の大將なり、宗三常に云く、人數は遣はれぬ物なり、三百騎より上の勢は遣がたしと云ひしと聞けりと被申、其の後は詞な

く、謙信死期迄義春を睨付け、言葉をも掛ず、大形勘當同然にて、能州をも不賜不快なりしとかや、

○武田勝頼天目山討死の本説の事

福島正則内伊藤伊右衛門は武田勝頼の首を取し士なり、伊右衛門が噺なりとて、津田幸菴物語に、甲州滅亡の時、勝頼父子の行衛不知、瀧川左近將監一益、先手にて國中を尋る、田野の奥天目山の麓に落人の男女五六十人有之由を聞て押寄たるに皆々飢に臨み、働不自由なるを何の手もなく悉く討取ぬ、然る處に一益が旗本より申來れるは、勝頼は信州高遠へ取籠候間、其の元を捨早々可歸と告るに仍り、是迄來れる證據に、首ども少々馬につけて府中へ歸る處に、勝頼高遠に在と云ふは虛説なれば、高遠發向は止め、又元の田野邊を搜し求るに、村民ども田野の溝堀の邊にて、皆頭巾樣の物を脱ぎ一禮をなして通るに付、其の子細を問へば、あの堀の中に屋形樣御父子の御首御座候故、恐多くて如此と淚を流す、各是に駭て堀を捜せば果して首ども溝より出る、則土民に勝頼の首を撰出させ、其の外名有る首を持て、信忠へ獻ず、信忠是を實檢せられ宣ひけるは、勝頼首は瀧川が內にて誰が取たるぞ、同じくは一益が甥の瀧川儀太夫抔が取たらば、世の聞えも然るべからんとて、儀太夫を召て見せ給ふに、是は某が取たる首にては無候と申す、仍て廣庭にある四十級計の首を見せらるゝに、是は某が謀が取たる首なりと撰出す則土屋惣藏が首なり、伊藤伊右衛門は庭上の首の中には我取たる首の覺無と云ふ、勝頼の首を見て、是我取し首と云ふ、其の證據を尋らるゝに、田野より鹽手にくゝり付け、道中摺れ申に付、首の切口に某が乘馬の栗毛粕毛血に交り付可有之と申す、則被改處に伊右衛門が申通なれば、伊藤が討しに究る【割註】落人の首を討捨にせし歟と見れば爰の文談にては首を携たる趣なり途中にて捨たるか不審」信忠其の時伊藤に向ひ、其方が取し首は大將勝頼が首なり、汝は士の冥加に叶ひたりと被稱、然るに近年の記錄どもを見れば勝頼切腹と書るも有り、又事々敷働て討死とも見えたり、何れも虛説なり、我其の時

分は小平次とて瀧川方に奉公し、右伊右衛門とも傍輩なれば、右に記す處聊相違無しと、板倉周防守重宗亭にて津田幸菴物語なりと云々、

翁草　卷之三十四

諸錄拔萃

○大阪冬陣夜打の時の鎗の事

大阪冬御陣蜂須賀阿波守手へ、塙團右衛門直之、夜討の節、木村喜左衛門、畑角太夫、牧野潮太、田屋右馬介四人鎗を合す、此の內右馬介は長刀なり、右吟味の時、塙團右衛門は、長岡監物御宿越前に向て田屋が手前鎗とは申上られまじくと云ふ人有り、此の儀奈何と、御宿云ふ、鎗も樫柄長刀も同樫柄、其の內長刀は鎗よりも短けれど猶强き鎗に可准と穿議濟なり、木村喜左衛門は、翌年落城の時討死、畑角太夫は、後に稻葉美濃守正則へ被抱、牧野潮太は、本多中務太輔忠利に奉公す、田屋右馬介は、五郎左衛門と名を改め、紀伊頼宣卿へ被召出、後に又菊右衛門と改し由なり、

○氽松又四郎物語の事

秀忠公御上洛の時、尾州熱田にて、國衆御目見に出づ、其の內氽松又四郎も出る、其の夜土井大炊頭を氽松方へ被遣、義元合戰の時の手柄と、刀根山にて信長より半鞋を拜領したる事と、且つ猪子內匠と、又四郎とは年何れが倍し候や、御覺には、猪子は年兄と思召るゝとの御尋なり、氽松承り先以て御尋の趣忝き仕合奉存候、扨今川義元と信長公御一戰の砌、傍輩七八人一緒に打立候、其の時某二度迄馬を乘損じ候故、いな事と存じ能々見候へば、鐙を逆にかけ候、心中に不吉に存じ、其の日は進み不申、傍輩共は、皆箬に合高名仕り、我等は手も塞せず罷在候を、餘り見ぐるしとて、傍輩どもなぶり候て、面々が取候首の血を、某が具足にぬり草摺に泥などぬり付け候て、手に合候輩に交り、信長公へ御目見仕候

共の時信長公は軍に御勝なされ、義元の首を公饗に乘せ、御前に被差置、御機嫌麗き所へ罷出候故、八人の者共同前に埒明け罷立候、又刀根山合戰の時は、宵に御觸有之候へ共、油斷仕り、信長公はや御出馬故に、草鞋はく間も無之、素足にて駈出で高名仕候、信長公是を御覽じ、御太刀の鞘に掛られたる半鞋を被下候、別に骨折たる事もなく候と申す、大炊頭被申候は、豬子內匠と貴殿の年齡の事は如何御請被申候や、兼松云ふ、是は將軍樣の御覺違ひにて御座候、內匠は我等より三つ若く候と申す、大炊頭云左樣に候共御覺御自慢にて御尋の事に候間、御覺の通りに御請被申上可然と有る、兼松頭を振て、年君と申上るは先以て勝手能事に候へども、殘の二ヶ條は、皆武邊の事の御尋に候、然るに加樣の聊の儀にも虛言を交候ては、肝心の武邊の障に成り候間、有體に御申上可被下由なり、大炊頭感心して、此の段詳に言上せられければ、御感不斜、時服黃金に御內書を添て被下となり、

○安藤直治新身刀の返答の事

安藤飛驒守直治は帶刀直次の子なり、江戶にて尾州の成瀨隼人正に約束して紀州鍛冶に刀二腰を打せ、何れも一の胴を落し、尾張へ遣す、翌年京都にて參會せしに、成瀨云、去年は新身の刀殊にためし迄御申付御越悅入候、但尾州にてためし候へば切れ不申候、少しく直させて給候へとなり、飛驒守云、いな事なり、紀州にてためし候時は大切れしたるに切ざるは不審に候、乍去其の譯に候はゞ打直させ可進と云成瀨云、紀州にて能く切れ候刀の尾州にて切れざるは尾張の人は、骨の堅き歟と申す、飛驒守聞も不敢尾州の人の骨のかたきに非ず、士共の腕のかひなき故に候、紀州の士共は、なま切なる刀も能く切候は、腕の强に候と答ふ、聞く人飛驒守が頓智を賞す、

○明智光秀逆心を起せし始の事

明智日向守が逆心は心より起るに非ず、皆信長公の被爲たる事と云り、或時酒宴に七盃入の大盃を柴田勝家が控へ居たるを、信長公明智へ指すべしと宣ふ、明智は下戶故中々給候事叶ひがたし、御免可被下

と申す、信長御氣色損じ、是非可飮とて、日向守を押伏せて、折檻せらる、光秀無是非彼大盃にて酒を飮む、元元來下戸故、前後不覺に苦み惱亂して偏に病人の如し、又其の後、稻葉伊豫守家人那波和泉守、齋藤內藏介を、光秀高知にて召抱、伊豫守方より斷を申すとも返さじ、信長公聞給ひ、早々稻葉方へ返し候へと怒り給へども御請を不申、信長其の儘光秀を取て押へ、兩の髻を抓み、敷居の上へ當て打擲し玉ふ、信長の御爪、光秀が月額に入て血流る、光秀曰、三十萬石の大祿を被下と雖も我榮耀には不仕、能き士を求るも偏に奉公の爲にて候と申上る、信長公己れ成敗を致すべけれども、一命を許すと宣ひ、光秀は漸く退出せしと也、又其の後家康公穴山梅雪を御同道にて、安土へ御登の時、大室坊を御宿に定め、御馳走人は日向守を仰付らる、明智山海の珍物を調へ用意す、信長鷹野に御出有て、大室坊へ立寄せられ御覽有るに、五月の事にて、溫氣甚しく用意の魚鳥下がりて臭氣甚し、信長公機嫌損じ草鞋はきながら數々調へ置たる膳部巳下皆蹈くだき、以の外呵責し玉ふ、日向守迷惑し、俄に新しく膳部調度魚鳥以下を取調る處に、毛利輝元備中口へ出張候間、日向守事急に彼表へ可馳下との趣なり、光秀大に恨み、饗應の役に過分の支度をさせ、其用意も空しく俄に支度を仕直し、漸く間に合せんとすれば、又西國の急事を承る、所詮樣々の難題を以て光秀を取倒さるゝ御手立なれば、此の上は不及是非とて俄に反逆の企を成しぬとなり自是先に諸士列席の中にて、森蘭丸に仰せられ光秀が頭を蘭丸が持たる鐵扇を以て叩き、頭より血流たる事も有し、惣じて信長は一度見限られたる者は、再ひ思ひ直さるゝ事なく、竟には其の者を取倒さるゝの質なり、光秀も其主意は不知ども、信長の意に違ひたる事有て、如此ならんかし、逆意に於は評に不及と雖も、光秀が心裏も又其の所以無にも非ず、

○大井田監物謙信の成立物語の事

越後浪人大井田監物は、後に越前の秀康卿へ召出され、使番を相勤る、監物が筆記に云、越後國は代々上杉領分たる處に、永正七年庚午六月二十日、上杉顯定と家臣長尾爲景と妻有の庄長森原にて戰ひ、顯定

討死なり、爲景則上杉の庶流上條の上杉定實を壻に取り、我子長尾六郎を定實の養子分にして、顯定の跡に立て、上杉を繼する、爲景の八男に猿王(謙信の幼名)とて、其性尋常に替り、利根發明にて大膽なる故に、父爲景の心に不叶、出家にせんとて、下越後橡尾の淨安寺へ遣す、後見の金津新兵衞供して下り越後へ趣んとて米山越に掛る、此の米山は上り四里下り四里の大山なり、猿王未だ八歳なれば、歩士の背に負れて山へ登る、山の峠に藥師堂有り、寺號を米山寺と云ふ、其の堂の椽に休て、破籠取出し、猿王にも參らせ、供の者も中食す、乳母の本庄美作も供なり、猿王は幼少なれば、堂を廻り遊び居らる此の堂よりは頸城郡府内を目の下に見おろす絶境なり、猿王は古鄕の方をつく〳〵眺て淚ぐみ、我繼母の讒言にて如此なる事無念なり、成人して本望を遂なば此の筋にて一戰しつべし、此の山は府内を目の下に見おろし、能き陣場ならんと宣ふ、本庄美作も金津新兵衞も是を聞て舌を振ひ、感淚を流し、其の言葉を忘れ玉ふなと悦ぶ事限無し、是則天文六年丁酉五月、猿王八歳の時なり、夫より九年の間淨安寺にて學問せられけれども、出家の心は實に無し、天文十四年乙巳四月、長尾爲景、宇佐美駿河守兩旗にて越中國へ取寬る、松倉城に唐人兵庫助、山下左馬介籠り候を、宇佐美定行三千にて取詰、山下左馬介を始二百餘人を打果し、松倉城を乘取、直に其城に居す、爲景は八千餘にて放生津の城へ差寬る、此の城には德大寺大納言實規其外公家衆九人罷籠、其の子細は京都大亂にて、堂上衆も國々へ落行れ、德大寺は越中の畠山尾張守尙慶の外孫故、越中へ越られしなり、四月九日爲景放生津を責落し、德大寺實規卿を始め、公家衆九人上下七百餘人を討果し、城を乘取處に、畠山の留主居椎名神保遊佐江波等、賀州の一揆共をかたらひ、後援に出る、賀州は一向宗一揆なるが、降參と僞り、道を造て長尾勢を呼引入れ陷穽を構ふ、爲景は是を誠の降參と思ひ、何心なく賀州へ押入る時、椎名神保遊佐等、一揆と共に所々に起合て、是を攻擊つに、爲景の人數彼の陷穽へ行懸り、防ぐべき術無く、大半討れ、大將爲景も爰にて討死、惣敗軍と成て、殘勢僅に越後へ引返す、宇佐美定行は、松倉に十一日踏止り、敗軍を集めて備

を亂さず、徐々と松倉を引拂ひ越後へ歸る、越中勢付慕んとすれ共、宇佐美が武勇に怖れて、一人も附る者無し、扨越後には爲景討死に仍り、其子上杉六郎國を相續す、此年猿王十六歲、爲景の死を聞て忌中の作善懇に沙汰し、三回忌過なば勢を催し、義戰して越後を討平らげんと工夫し、宇佐美を語らふ、駿河守も猿王が器量唯ならぬを見て是に與す、天文十六年丁未正月、猿王十八歲にて元服し、長尾平三景虎と名乘る、同四月九日三回忌を弔ひ修て義兵を上げ椽尾の城に楯籠る、宇佐美駿河守、本庄美作守馳加る、兄上杉六郎聞之、妹壻長尾越前守政景に七千餘を附けて、椽尾の城へ取懸る、景虎櫓に上つて寄手を遠見し今夜寄手引取べき相色有り、其退口を突出んと被申、宇佐美云、長途を寄たる敵が、何しに空敷引取らんや、必卒爾に突出ん事無用なりと留る、景虎又云、晝より寄手を見るに、唯軍兵計には小荷駄見えず然れば長陣の敵に非ずと思ふなりと被申ば、宇佐美大に感じて實にも尤に候、さらば突出よと夜半に切て出づ、景虎の積の如く、政景既に引んとする退口へ切蒐たる故、何の手もなく、寄手總敗軍に成る、景虎勝に乘て國中へ被打出、宇佐美本庄も續て打出、梯崎の下濱に陣取、依之上杉六郎八千にて米山を越て打向ふ、景虎一戰を取組城織部、鬼小島度々之助、吉江織部の鎗を始め、互にいどみ諍ふ處に、宇佐美定行麾を振て橫入に蒐り、本庄は備を正敷して正面より徐々と蒐るに仍り、上杉六郎忽一戰に打負け、米山懸りに府內に引退く、景虎眞先に進で追討れしが、米山の東坂本にて被申けるは、我甚だ睡兆せり暫くまどろみてこそ追はめと、其邊の小屋へ入て眠居らる、宇佐美見之是はいかなる事に候や、今敵を追ふは破竹の如く、其勢ひを失ふべからず、米山を追越し直に頸城郡へ打出で、府內城を乘取ん事眼前に在り、此圖を脫し給ふべからずと勸せども、景虎は高鼾にて熟睡せらるゝ故に、宇佐美を始め各牙を嚙で、今少しの所に成つて運の來らざる事よと悔居けるが、敵軍米山峠を三分二程も越たる頃、景虎がばと起て、早貝を吹せ米山へ追上る、案のごとく六郎人數下り坂に赴く唯中へ押蒐られ、鎚破坂よりなだれ落て死するもの數を不知、後に宇佐美人に語て云、其の時景虎米山坂下にて迯るを不追して眠

居られたるは、府内勢米山へ迯上る時、急に追て若し敵に返されたる時は、敵をかさに請けて却て追返されんは必定なり、景虎是を察し、眠る眞似して上り坂を敵に上り濟させ、下り坂に趣く所を討つて追討れ候事奇々妙々なり、我若年より數十度事に逢たりと雖も其の積無き處に、景虎漸く十八歳にて、斯る擧動は偏に佛神の化身たるべしと舌を振ひけるとぞ、斯て景虎は府内の城を攻落し、兄六郎に腹切せて後被申けるは、主人の跡を繼たるを殺す上は、國を取る望なしとて、府内を出で高野山へ趣んと、關の山迄出られ候を、上杉の家老共評議して、景虎なくんば國を誰歟治めん、忽他人の物と成るべしとて皆々追懸引留め、達て異見を述ければ、景虎も然らば以來とも我下知を背く間敷と起請文を宿老中書れ候はゞ歸るべしとなり、其の時上杉家臣二十六人、共通の起請を書く、依之立歸り春日山の城に入て、上條の上杉定實と申合せ、越後を被治、長尾越前守政景を引付、上州平井管領上杉憲政に從ひ、扨不義有し輩且つ野心がましき大身共十六人、翌年林泉寺にて切腹申付る、然れ共起請文有る故に餘人兎角を申事ならず、如此景虎越後を蹈鎭たる事、皆宇佐美定行と内談の上なり、其後景虎云ふ、上杉家を繼たる兄を殺し、我子孫を立ん事、天道に背く處なりとて、十八歳より不識庵心光謙信と號し、二十三歳にて上杉憲政の讓を受て、上杉政虎と改め、永祿三年庚申五月上洛し、公方光源院義殿輝公より一字を拜領し、輝虎と改名す、菊桐澤瀉瓜の紋の幕、網代輿文の裏書御免にて、關東の管領と成る、越後佐渡東上野越中能登出羽庄内飛驒加賀迄手を延され候事、凡人に非ずとて世人賞しけるとぞ、

○宇佐美定行忠死并子孫の事

越後上田城主長尾政景は、謙信の妹壻にて大剛の大將なり、既に地藏峠にて政景一手を以て信玄と戰ひ飯富兵部、眞田幸隆、小山田備中、桑原左衛門、小山田左兵衛五備を切崩し小山田備中を討取候程の剛將なれば、謙信も賴みに存られ、信州野尻の城に置て、信玄を被壓、宇佐美定行も同城に居る、然るに謙信は政景を六ケ敷思ひて、永祿七年甲子五月五日、宇佐美定行を呼て政景を可討との密討有り、宇佐

美云、親き御一門と云ひ、見えたる事もなきに、誅伐あらん事世の聞え末代の誹も如何なり、思ひ留り給べし、其の上政景を討給はゞ、上田皆敵に成り信玄と手を合せ候はん、旁以て由々敷大事に候と涙を流し異見すれども謙信更に承引無し、宇佐美此の上は不及是非、さあらば上田も起らず世の批判も無き様の手立を以て政景を討可申と肯ひ、夫より居城柏崎琵琶島の城へ立寄、六月中逗留し、下旬に野尻へ歸る、城下に辨財天池とて湖水有り、常に魚を釣り網を引く、定行僞て船遊びと稱し、政景と共に此の湖水に船を浮べて逍遙す、船の底に穴してのみ口をさし、沖へ出て彼のゝみ口を拔く、水湧入て船沈みければ、政景を始め各浮ぬ沈ぬ周章する内に、宇佐美は政景を水底へ引込たりと見えて、死後迄も政景に組付て共に死す、于時政景卅九歳、定行七十六歳、永祿七年甲子七月五日生害なり、定行一封の遺書有り、其趣は政景を御誅伐候ては、末代の誹謗遁れがたく、其の上上田領皆敵に成り候はんと存じ、種々諫を奉ると雖も無御承引上は不及是非に、政景を打果候は、定行が逆心歟、又は當座の意恨歟と世上へ御申立、某が跡目御潰し被成、悴藤三郎勝行は御暇を被下べし、さなく候はゞ政景家士ども堪忍不仕、亂の基たるべく候、兎に角に科をも不義をも、定行一人に歸せられ可然候との書置なり、謙信も十六歳より定行を被賴、越後へ歸城本望を被遂し事、偏に渠が功なれば、此の書置を見て、さこそ心底には深く惜るらめ、去れ共此の事露顯しては宇佐美が忠死も徒らになり、第一忽國の騷亂たれば、萬づ定行が遺書に任せ、其の跡目を被潰、藤三郎は浪人す、凡そ士の忠義を琢く者多しと雖も身を捨て子孫を絕し、其の事をなす者、古今類を不聞、此の定行一人に止れりと、此の密事を傳へ聞く者は感涙を流すとかや、斯て政景の後室へは使者を以て子息喜平次景勝、今年十歳なるを、春日山へ呼取、養子にせらるゝ故に、山田表も別條なし、定行の子藤三郎勝行は、後に民部と號し、小千屋藤巻邊に隱れ居て、謙信出陣の度に、忍て供をする、景勝代に至ても猶かくのごとし、是上杉家へ歸參を望む故なり、就中天正十一年癸未十月、柴田因幡守退治として、景勝出馬の時、先手中條越前守、村上出雲守、新津加治等

一戰に駈立られ、方上橋と云所迄敗軍す、因幡守勝に乘て、景勝旗本迄乘蒐る處に、上杉入菴は旗本の前備にて在しが、景勝の紺地に日の丸の旗を取て、三十間程先へ押出し、入菴手廻りの士どもをして、鎗を取て膝の上に乘せ、芝居に折敷て備を立しむる故に因幡守も引返す處を入、菴備を以て是を慕ふ、此時宇佐美民部は、入菴手に附在りしか、胄首二つ迄取て、其の身も手負ながら、旗本へ來り、勘當赦免の目見を願ふと雖も、景勝は實父政景の仇の末なりとて目見を許されず、民部は二つの首を持ち涙を流し被立しを、上杉家中平林内藏介、井上三郎兵衞、落合淸右衞門、其の場に居て見及び、後に語るを爰に記し畢、抑宇佐美先祖は鎌倉右大將の時、宇佐美三郎祐茂が後胤なり、祐茂より十三代宇佐美左衞門尉祐孝は、相州岡村如御輪寺合戰に討死、其の子二人有り、嫡子宇佐美能登守入道有盛は勇士にて亦歌人なり、後土御門院勅撰新筑波集の撰者なり、二男は宇佐美越中守孝忠、是則駿河守定行が父、民部勝行が祖父なり、此の孝忠も文武の將にて、越後琵琶島城主なり、東福寺萬里と友なり、萬里が孝忠に寄る詩文有り梅花無盡藏に載たり(萬里詩集)此の越中守は上杉相摸守房定入道常泰に仕へて、三千の將なり、其子定行も軍功高し、謙信を取立兵學を指南し、越後を治めて大身と成り、終に至ての忠死右に記する如し、其の子民部勝行は勘氣の身ながら、謙信景勝二代の戰場に出で、軍功を顯し、夫より上方に登り、佐々陸奥守成政、小西攝津守行長に仕へ、其の外方々渡り奉公して關ケ原御陣には會津へ籠り、景勝米澤へ被移し後、又越後へ歸り、三條に引込浪人にて終ぬ、民部子宇佐美造酒介勝興、是も浪人にて、大阪御陣の節、村瀨左馬介手に付てかせぎ有り、其後水戶中納言賴房卿へ被召出、後年子細有て立退き、奉公御構ひ、浪人にて死す、造酒介子は大閤左助定祐と云ふ、是は水戶を憚り、苗氏を改め幼少にて紀伊大納言賴宣卿へ召出され、左助子宇佐美造酒介孝定相續て紀州に相勤由、右の次第は紀州浪人何某三井寺に在りて委く物語せしを書記するなり、

○東照宮御訓書の事

東照宮御在世の時、御近習の若士に、汝等身をたもつに、簡要の語有り、五字にて云も有り、七字にて云もあり、いづれを聞度ぞと仰られしに、何れをも承度といへば、五字にていはゞ「うへをみな」七字にていはゞ「身のほどをしれ」汝等是を常に忘るべからずと上意有しとなり、當世の人、大かたは上に目をつけ、身の程を知らず、夫故に自ら驕り高ぶりて、物毎に華麗を元とする程に、家を持崩し、不義の事も出來て、禍辱にも及ぶぞかし、又或諸侯の家老何某萬石以上の身にて有しが、其の國にて登城の時、あかねの木綿羽織を着けるが、路次にて雨に逢て濡ける程に、玄關の扉に懸てほしけるを、其の主君折しも鷹野歸に是を見て、茜は日に干せば色脣る物ぞ、取入させよと云れけるとぞ、又同頃親藩の家にて物頭たりし者、黃金十兩にて着替の鎧を威せしが、今當家中に是程の金出して、鎧威す人は有がたかるべし、武具は格別の物なれば、かく結構にはしつるなり、子孫我此の意をよく知て忘るべからずと一筆書て、其の鎧に添て殘しけるとぞ、また同頃諸侯の中に、世に賢君と稱する有しに、其の家老の子弟年若ながら、蒔繪の印籠に大なる珊瑚殊を緒〆にして腰にさげたるを、其の主君に見咎られ、他日共人を前へ呼で、汝は印籠を好むと見えたり此の印籠は藥を能く持つなり、是をさけよとて、黑塗の印籠に木欒子の緒じめを附て賜ふ、夫より國の貴族皆恐れて華麗を禁ぜしとなり、是等は皆漸く六七十年以前の事ぞかし、いつの程に風俗亂て驕奢には成ぬるや、馬具武具は、軍裝にかゝる物なればいかゞはせん、夫も華麗を専にし物數寄を事とするは何の用をなす事にや有ん、譽られぬ事なり、(下略、駿臺雜話)

○堀監物直政傍輩を諭す事

北越の領主堀越後守家老に堀監物直政とて名ある者あり、主人越後守伏見の邸にて、日暮に客を送り出けるに、越後守に怨ある者有しが、隱れ居て、急に切懸しを、越後守も拔合せし處に、監物遙の後より一番に來て彼者を斬倒けるを、左右に供したる士共、諸共に打留けり、後日に右の士は監物に逢て、其の日の事を云出で、日暮と云ひ不慮の事と云ひ、我等共心ならず少しおくれ候ひしを、御身には遙跡に御

渡り候ひつるに、いかなれば一番に手に御逢候や、不審にこそと云へば、いや各とても、某に武邊の可劣には無候へども、某は兼て一つの覺悟有ての事に候、各は其の覺悟なき故に、我に先をさせらるゝと存候、此の後も各は殿の御供を勤らるゝ事にて候へば、御心得にも可成候まゝ、今迄は人には不申候へとも傳授致べし、惣じて君の御前に伺候し、御後に供奉する時は、假にも脇へ目をやらず、初中終君に目を放さずして居るを、簡要の法と致候、左候へば君の動靜針程の事にも見付ずと云ふ事なし、仍て不慮の事有る時も、我不知手に逢事速なる物に候、此の一言を必忘れ給べからずと云しとなり、是武の心懸より覺悟したる事にて有べけれども、自ら聖賢の心に叶侍るべし、(下略、駿臺雜話)

○井伊直孝永井尙政に示す一句の事

寛永の頃、永井信濃守尙政頻に昇進して寵任せられけるが、其の頃井伊掃部頭直孝、一代の元老にて在せしに、或時邂逅して、我等事弱年の身にて、特恩を蒙り重職を勉候事、誠に至極と可申候、共許には御老功の御事に候へば、我等心得に可成事思召寄も候はゞ被仰聞候へとあれば、掃部頭感じて、奇特なる心得にてこそ候へ、いかにも一つ存寄たる事候儘、傳授致候べし、去れ共大切なる事をあからさまには申難し、彌御聞有度候はゞ某が宅へ御越候へと云れしかば、日を定て禮服を着し、彼宅へ往れしに、掃部頭出て對面の上被申けるは、世話に油斷大敵と云事、定て御覺有べし、某が傳授外には無候、此の一言にて候ぞ、必ず御忘れ有なと云れしとぞ、直孝常に油斷を禁じて身に近づけぬ心から、眞實に此事の簡要たる事を知るが故に、此諺を大切の事とし、信濃守へ傳られしなり、拔群の識有に非ずしては爭で斯く有べき、其の上あからさまに云れず、前に日を定め、共人に感服させて重く傳授せられしも、彼太公望の丹書を武王に授けし面影あり、斯くあらねば共の事輕く、共の事輕ければ共の信深からず、共の信深からねば、共の人の益に成がたし、亦誠意懇到を見るべし、直孝學術の有し沙汰も聞ねども、自ら聖賢の敎に叶へるは、極めて殊勝の事と云べし、(下略駿臺雜話)

○越前の士杉田壹岐の事

同じ頃越前故伊豫守忠昌卿の家老に、杉田壹岐と云者有り、元は足輕成しが、其の身の材をもて微賤より登庸せられ、厚祿を受け、國老に列しけり、忠昌卿參勤にて、一年在江戸の內、費用過分成しを、常に前年より支度して、用度足る樣にしけるは、偏に壹岐が功成しとかや、それはさる事にて、常に犯顏直言して、君の過を匡救する事を忘れず、或時忠昌卿在國にて鷹狩し、晡時に及び歸城有り、家老共何れも出迎ひしに、忠昌卿殊外氣色宜敷、家老共に對して、今日若者共の働、いつに勝れて見えし、あれにては萬一の事も有て、出陣すとも、上の御用にも立べしと覺るぞかし、其方共も承りて悅び候へと有しかば、家老共何れも御家の爲何より目出度御事に候と云しに、壹岐一人末座に在けるが、默々として居たりしを、何とぞ云賦と暫く見合られしが、こらへ兼られ、壹岐は何と思ふと有しに、其時岐壹唯今の御意承り候に、乍憚歎敷御事に存候、當時士ども御鷹野の御供に出候とては、先にて御手討に成候はんも難計候て、妻子と暇乞して立別候と承候、加樣に上を疎み候て、思ひつき奉らず候ては、萬一の時御用に立べきとは不存候、夫を御存なく、賴母敷思召との御意こそ愚か成御事に候へと云しかば、忠昌卿大に氣色損じければ、何某とかや云し者、忠昌卿の刀持て、側に居たりしが、壹岐に座を立てと云しを、壹岐聞て其人を礑と睨み、何れもは御鷹野の御供して鹿猿を逐て馳廻るを御奉公とす、此壹岐が奉公は左にては無し、入らざる事申なとて其儘脇差を拔き後へ投捨て、忠昌卿の側へ進み寄て、御手討になされ被下候へ、むなしく長らへ候て御運の衰へさせ給を見候はんよりは、唯今御手に掛り候はゞ責て御恩の報じ奉る志のしるしと存候はんと云て、頭を伸べ平伏しけるを見給て、何共いはで奧へ入られけり、其の跡にて外の家老ども、壹岐に向て御爲を思ひて被申は尤に候へ共、折も有べき事に候、今日御鷹野より御機嫌にて御歸有しに、御氣先を折られ候事は遠慮も有べき事にこそと云しを、壹岐、君へ諫を申上候に、御機嫌を考へ候ては能折とては無物にて候、今日はよき序とこそ存候へ、其上某事は御取立

の者に候へば、各とはわけの違ひたる者に候、御手討に逢ひ候ても、其の分の事にて候と云ければ、諸家老各感じ合ひける、扨家に歸りて、切腹の用意して、君命の下るを待けるが、日頃糟糠の妻の有けるに向て、そこに云置事唯一つ侍り、御身は女の事なれば、直に御恩を受たるにてはなけれども、我御厚恩を荷ふ故に、足輕の妻と云れし身が、今歷々の妻とて大勢の所從に圍繞せられしは、限りなき御恩に非ずや、然れば我生害仰付らるゝ跡にても、たゞ朝夕今まで御恩の難有かりし事を不忘して、假にも上を怨み奉る心有べからず、もし女心にて我身の懶きに付て、上を怨み奉るやうなる事を、言葉の末にも露置なば、黃泉の下迄も深く怨と思ふべしと云ける、扨今やと待けるに夜更る程に人來て門を扣きしが召有まゝ登城すべしとなり、扨こそと思ひて登城しけるに直に寢所へ召入、其方が晝云し事心に懸りて寢られぬ間、夜陰なれども呼つるなり、我誤たる事は兎角云に及ばず、其方が志を深く感じ思うて滿足するとの事にて、直に腰物を賜しかば、壹岐も思ひ寄ざる事にて覺えず落淚に咽びつゝ、拜賜して罷出けるとぞ、此の事翁加賀に在し時、越前の人語りしが、今思へば此の杉田抔こそ東照宮の被仰し、世に難有き家老と云べし、寔に一番鎗よりも難き事にあらんかし、(同上)

○阿閉掃部青木新兵衛の事

秀康卿越前に被封給し後、阿閉掃部とて、武功の譽有し者を、厚祿にて被召抱、又粕伊勢とて、是も國にて世祿の歷々なるか、嫡子に鎧の着初させけるに、彼の掃部を招待しつゝ、子に鎧着する事を賴みけり、扨饗膳濟祝ひの盃に及し時、伊勢今日は愚息が鎧の着初にて候儘、御身の御武功の事物語有て渠に聞せて給候へと云しに、掃部いや某が身の上に、御噺申べき程の武功は覺え不申候、され共御望も默止難く候まゝ、一生の內に、武者振の見事なる士を一人見申て候、其事を咄申べし、江州志津嶽の戰に、暮方に某一騎餘吾の湖のわたりを引候しに【割註】阿閉掃部が父は阿閉淡路守とて明智に與しけるとなん然れば志津嶽合戰の時は、掃部は柴田方にて有べし」敵と覺しくて、後より詞をかけし故、馬を引返し

候へば、其の人申候は今朝よりかせぎ候へ共よき敵にあひ不申候、御人體を見受、幸とこそ存候へ、御不祥ながら御相手に成り申べきとてすゝみ寄候故、夫こそ此の方も望所に候へとて、互に馬を乘放し、既に鎗を合せんとしけるに其の人暫し御待候へ、今朝より雜兵を多く突崩し候故、鎗よごれて候儘、鎗を洗て御相手に成候はんと、餘吾の湖に鎗を打ひたし、二三遍洗ひつゝ、去らばとて突合しが、久敷勝負無りし程に、日も暮果て、物のあやめも見えず成りぬ、其の時あなたより又詞をかけ、最早鎗先も不見候、御殘多は候へ共、是迄にて候、御暇申候べし、御名こそ承度候へ、某は青木新兵衛と申者にて候とて、某が名も承候て、此の後又陣頭にて出合候はゞ、互に人手には掛り申まじく候、若し又味方にて候はゞ、割なく入魂致候べし、去らばとて立別れしが、是程見事成る武士は終に見侍らず、如何なり果候にやと語りけるに、其頃伊勢が許へ、心易く出入する青木方齋と云ふ浪士有り、其日も來て勝手に居たりしが、此の物語を聞て勝手よりにじり出て、掃部に向ひ、扨も唯今の御物語承り、今更昔を思ひ、そゞろに涙を落してこそ候へ、其の時の御相手に成候青木新兵衛は、耻しながら吾等にて候、斯く申計にては、浮たる事に思すべく候とて、其の時變方の鎧の威、馬の毛色を一々云けるが一つも違はざりければ、掃部驚て扨々久しくて逢候て本望に候とて、手前に有し盃を方齋にさし、是をしるしにとて、腰の脇指を抜て引ける、夫より方齋が名國に高くなりし程に、秀康卿の耳へも達せしかば掃部と同祿にて召出されけるとぞ、其の後一伯殿筑紫へ左遷の時、掃部はいかゞ成けん不知、方齋は先祿にて加賀へ被招、夫より直に仕へ、子孫相續して今に在り、翁加賀に在し時、二人此の事を語を聞しが、青木が武者振の見事なるはさる事にて、阿閉が彼が事を云出て、名乘合て悦びし、又伊勢が子の鎧の着初に掃部を招て、子の爲にとて武功の物語を望し、何れも指たる事にては無れども、其の頃の士風武を嗜し事知れ侍る、（下略同上）

翁草　卷之三十五

○豐國社の事

抑、洛東豐國社と申は、太閤秀吉公薨去の砌、神號勅許有りて其の廟を被祭、社封一萬石、社務は照高院御門跡なり、(御本坊は、今の妙法院御門跡の地なり)堂上萩原家へ、家領千石を賜ふ、爰に移て神職を勤られ、是に屬する社士餘多幷僧院三宇を被附、

此の僧院三宇の內、二院は豐國社破却の砌ともに退轉し、右の內祥雲寺一院は、元和元年卯五月八日二條御城へ院主日譽僧正を被召、先判の寺領二百石の上へ、采地三百石被加合、五百石を賜ひ、祥雲寺の寺號を投じて、紀州根來寺の舊號智積院に改られ、眞言新義を被令修、今に於て和州小池坊と相並て、眞言一宗の衆會所となる、又一說には其の頃迄大佛殿の鐘、三時を撞けるに、日譽僧正二條御城に於て被願けるは、右大鐘の音、三段に響わたり、論議の碍と成候儘、撞候事を停止仰付られ下され候樣にと申上らる、神祖聞召之て、元來彼のかねは兵亂の基たる凶鐘なれば、さ無くとも停止仰付らるべきに、幸ひの事なりと、早速御許容有りて、右の撞木は直ぐに智積院取入置候樣にとの御事にて今に撞木は彼の院に在と云ふ、是等の事思召に相叶しにや、寺領增地の事等被仰付しと云々、按るに彼の鐘は兵亂の濫觴にて供養も無之、始より廢り有之鐘なれば、三時を撞候と云事信じがたし、又一旦撞候はゞ、假令今銹汚たりとも、撞木の趾も少は顯るべけれ共、更に見えず、其の上鐘の釣樣外々と違ひ、逆に釣有しは旁子細有之鐘と見えたり、又當時妙門跡の院家日嚴院(路傍北在)は、豐國社拜參の諸侯の裝束所なりと、今は無住にて昔の膳具等殘り有之由、右に記す社僧三院の內なるか可追考、

公武の崇敬は他社に過ぎ、都鄙の貴賤群集して是をぬかづく壯觀の地也、然るに御當家御治世に至り追日衰廢し、

或人曰、大阪御陣後、南光坊云、彼の廟社を其の儘被立置なば、神靈爰に止て世の仇をなさん、神は人の敬に仍り威を增す、神威衰る時は害を成さず、須く破却有べしとの勸に任せ、御鞭にて華表を三度撃給ひ、御陣後早々社殿破却有しと云々、

今は舊地の跡もなく、郊野と成て、豐國の名をだに知人も稀なり、吁一瞬の間に、斯く迄榮枯を換る事誰か嘆息せざらんや、或雜錄に曰、大猷公の御代老臣の面々に仰けるは、豐國社當時廢れる事、これ道理に不當なり、秀吉に於て敵と稱する類ひに非ず、當家興立の事も、彼の恩義に仍なり、而るを彼の靈社を棄んは奈何、須く修理を加へ、祭祀の禮を以すべしと宣ふ、時に酒井雅樂頭忠世云く、上意の趣謹で承畢、但、倩、相考申處、凡そ神靈は人の敬ひ集りて神威是より生ず、是を廢する時は威無し、威なき時は祟りを成さず、今假令上條の如くして、被祭之とも、正しく社稷の嗣秀賴公は御敵にして亡命有し上は、奚ぞ神靈祭を受給んや、慦に今御取繕有らば、是則御武威の虛と成て、邪氣是に乘じて禍をなさん、唯其の儘に差置るべしと有ければ、公も是を信じ給ひ、其の後御沙汰無りしと云々、

按るに、忠世の言前に註する南光坊の說と同じ、兩說何れも非なるべし、一說に曰、保科肥後守正之朝臣、此の廟社の衰壞を嘆て、是を不祭時は、萬々世の後、佗姓の國政を執る時、當神廟も豐國の例に傚ふべし、嗇修理を加へ例祭の式有べしと頻て被諫に仍て、禁裡へも御沙汰有りて、吉田家江府へ參向、臺命を奉て歸京せられ、時の所司代板倉內膳正、彼の靈社見分有しに、妙法院御門跡御方より板倉伊賀守の證書を被差出、此の靈社を廢する所以を被述けれ共、右證文內膳正の意に不應、其の上事決着の上にて被差出たる段取おくれたる事なりとて、坊官を叱り有りて取用られず、專ら再興の催し有しが、堂上にても三條西家抔、時の議奏傳奏の職にや有けん、右再興の事は不可なりと被離しが

其の後如何成譯にや中途に御再興の御沙汰止しと云々、

或曰、今、倩、數說を幷せ考るに、靈社荒廢の儘に棄置れしと云は、僻說なるべし、古宮の荒果る抔と云は、數百年を經たる上の事なり、此の社に於るさしも太閤の靈社なれば、金殿玉樓の結構、申も愚なる造營ならんに、僅の年暦に自ら破壞すべき謂無し、既に大佛の大厦現在する體を以て考へ見るべし、全く破却有しに必せりと云々、

或覺書に曰、京大佛殿の前に、石燈籠三十三基有り、是は元來豐國社の燈籠也、右社建立の時、諸大名より被獻しを、豐國破壞の後爰に被移、此の燈明を燈す役は、山崎離宮八幡の社人の役なり、其の謂は秀吉公の代迄は、由緒有りて、日本國に油を絞る事は、山崎社家の外は停止なり、依之秀吉公の袖判を賜ふ、此の恩謝として豐國社の燈明役勤候なり、其の後唯今の所へ移され候ても、此の例を以て京所司代板倉周防守殿計ひにて、燈籠一基に付、銀五十三匁つゝ被下、永代燈さんとの事なり、夫故山崎より此の邊に家を構へ、火燈しの役人を置しが、時代を經て今は其の事廢たり、然れども右の舊例にて、今に至り年始禮に山崎社家より、妙法院御門跡へ胡麻油五斗、一乘院御門跡へも同斷、老中所司代にも同斷、京町奉行へ三升づゝを進上す、右燈籠の數、豐國には六十六基有しとかや、今大佛に在處は、三十三基なり、奉寄進豐國大明神慶長の文字、或は紋所等幽かに殘ると云々、

同記曰、家光公の御時、日光御造營御長久の仕形、種々御吟味有之、島田幽也(彈正事)は思慮有る者なる由聞召及ばれ、二の丸へめされ、松平伊豆守、阿部豐後守、中根壹岐守差添ひ、上意とは無く幽也存寄を尋試られ、御襖越に聞召れ候へば、幽也云、外に存寄は無御座候、豐國社を御修造有之候はゞ、日光自ら御長久たるべく候と申て退出す、時に伊豆守豐後守を召れ、幽也が申す處一往尤もなれども、豐國の破壞を捐置には子細有る事なり、今に於て五月七日には誰とも不知、豐國へ香奠を收る由被聞召及たり、大阪落去も未だ程遠からず、秀吉恩顧の者も多ければ、先代の事沙汰に及ぬを以て

當代は立事なり、是故に豐國には手を不付差置なりと被仰、自是後は一入忌せ給ふ御樣子なり、上方へ上使の節は、豐國の御影堂を閉候樣被仰付、今に至其の通の由、

同記曰、豐國の社人、右社廢後一統に、牢人致し、瓦町邊に餘多散在せり近、頃日吉祭禮御再興有りて、此の者共帶刀御免供奉之、又伏見街道七町目を妙法院町と云、以前は妙法院殿、爰に御本坊有しとなり、其の由緒を以て今に此の一町は諸役免除、毎夜一人づゝ御門主御臺所へ番に出る、又瓦師宇兵衛曰、豐國社御毀なされ、社内丼寶藏に有之數多の珍貨名物悉く妙法院へ被納、毎年土用中に幾日も蟲拂有之、豐國の樓門は江州竹生島へ引上、層閣は同州木の本觀音堂へ引、唐門は西本願寺へ引候なり、愚按、元和より安永の今に至り、春秋僅百五十有餘年、まのあたり近世の事ながら此の事蹟を委く知人無き故、色々の說を設て評すと雖も、孰是を不知、予が聞傳る處は、社領を被除、照高院殿御退去萩原家を始め社士社僧離散の事は、大阪御陣後早々の事の由なり、

此の時萩原家宰有て、旣に豐後へ謫せらるゝに御沙汰究りしを、細川忠興緣坐たるに仍り、色々愁訴有之、爰に於て左遷をまぬかれ、家領千石其儘にて禁裡へ被召返と云、

其節靈社破却せらるゝには非ず、祭祀を停めて廢社とせられしなり、夫より以後、段々に豐國の寶前に在る諸侯の獻燈數十基を、大佛殿の正面へ移し、秀吉の五輪塔を佛殿の横にあらはにし、社內の什器は妙門主へ御引取り、誠に社は狐狸の栖と荒果て、凡そ明曆年中迄は、其の形も僅に殘り有之を、連々に、崩取られし樣に承傳侍る、是とても浮たる事にや分明の事は可追考（豐國の神體は吉田の齋場所へ收むと云）

右說々の如くんば、大猷公の寬智、正之朝臣の良材、惜むらくは僻論に匿れて、徒らに成し事可嘆、但中國にて先朝の宗廟を廢する據例抔を儒家より申上て爾なりや、さ有れば吾朝は皇主不易なれば、異國とは換り、秀吉公を先朝の例には引がたし、去ればこそ神號を稱するも天子の勅に仍るなり、然

るを一度勅許の神號を武家の御沙汰として被廢事は奈何、但其砌勅して神號を被削しにや、何れにも
庸愚下賤の評するも憚なれば爰に擱筆、

○江戸御勘定所刀掛の事

寛文の頃岡田豊前守御勘定奉行の節、御代官某引負の沙汰有て、江府へ召呼れ、勘定仰付られ、彼の士日々に勘定所へ出る、然るに右吟味に付て、御勘定奉行何某(此名不詳)に、宿意や有けん、潜に刀を携來て、彼の仁何心なく柱に寄懸り睡居たる處を、誰一刀に截斷す、同役豊前守傍に在て、早速抜合せ、彼狼藉者を打留る、斯て御勘定所大に騷立、有合ふ御勘定所衆、我先にと刀掛の刀を取に立つ、其の頃迄は御勘定所の刀掛壁に打付有之、面々の刀上より下迄掛並たれば、周章の中にては、我刀の見分けなく諍ふ内に、殊外遲れたり、其の間に兎角して、豊前守は彼の士を切倒す所へ、漸く追々に諸士駈來れ共差たる擬勢も無く、唯閧ぐ計なり、豊前守は靜に事を取仕舞ひて、老中へ謁し、爾々の旨を達し、狼藉人は御勘定方の面々早々立會て討留候と相述べ、我功を他に讓る、右演說の内に、豊前守袂より血したゝるを老中見之、御自分の袂より血流候旨挨拶有ければ、拙者儀も其の場へ少々携候てと答、諸人豊前守を譽ざるは無し、夫より後打付の總刀掛は不要心の物なりとて御勘定所にて是を被止けるとぞ(石黑三十郎物語なり)

○小笠原島の事

小笠原宮内と云、浪人より差上候書付寫、

覺

一信州深志の館小笠原大膳太夫四品少將源朝臣長時嫡孫民部少輔貞頼は、永祿年中より奉屬權現樣御幕下、數度軍忠仕數度の御證文頂戴仕ㇼ、就中文祿二年高麗陣歸朝の節、權現樣御證文を以て、伊豆遠江の沖にて凡百里四方の島國を見出し、書圖幷土産の品々取來奉獻上候處、永く領地に被下置、於今

開起者、可號小笠原島、奉蒙御上命、文祿三年より船を通じ、民部長直迄、令領地候處、故有て渡海及中絶候、其の後延寶三年元祿十五年御訴申上候へども、御免許無之候處、去る未年御月番御老中松平伊賀守樣へ、民部長直孫小笠原宮內御訴申上候へば、太田越中守樣に、御吟味被爲仰付、申五月二十七日に、勝手次第見屆船遣し候樣にと奉蒙御免許難有奉存候趣、書付を以て御月番御老中左近將監樣へ、御禮に罷出同日外御老中樣方も不殘御禮に罷出申候、委細先規の書付由緒書等、宮內方に御座候、

　文祿三辛亥年より、寛永丙寅年迄三十二年に成る
　寛永三丙寅年より、延寶三乙卯年迄五十年に成る
　延寶三乙卯年より、享保十八癸丑年迄五十九年に成る
　文祿三年より、享保十八年迄百四十年に至る

大阪御番所へ訴書寫

　謹て奉訴口上書　（小笠原宮內貞任名代同苗式部長晃）

乍恐宮內曾祖小笠原民部少輔貞頼と申は、文祿二年高麗陣の節、軍檢使相勤、歸陣の砌、可然島國有之ば、手柄次第可乘取旨、東照宮樣御證文被爲成下候故を以て、伊豆國八丈島の南沖にて無人家島國見出奉訴、太閤秀吉公より安堵の御證文被爲成下、殊に東照宮樣御感悦の餘、一國出現者非爲一己之、遊民困窮人遠流の輩をやり、終於曲起者爲天下也、自今苗字を以て國名可號小笠原島之旨奉蒙上命、爾來折々通船仕、土產等取來候得へ共、寛永三年より故有りて、渡海中絶仕候、然處去る享保十二未年彼島へ御用船可被遣御沙汰奉承知候に付、從先祖代々雖爲無納之地、奉蒙所領候、國島の儀に御座（○本のまゝ中か）候へば、手船仕立見屆可奉言上旨、六月御月番御老中松平伊賀守殿へ、奉願上候へば、御奉行太田越前守殿御吟味にて、翌申年五月二十七日勝手次第、渡海可仕旨奉蒙御免許候、此度於御當地船調達仕

出帆之用意仕候間、暫御當地湊に船を繋ぎ置候、依之御届申上候、叔父宮內儀老衰病身に罷在候に付名代式部御訴申上候、尤於江戸舊冬子極月十日御用番御老中松平左近將監殿、幷右御吟味懸り、太田越前守殿へ叔父宮內一同に參上仕、右御届申上候以上、

享保十八年丑正月七日

小笠原島に有之品々有增覺

桑、木(多し) 野蠶(多し) 生る桑に寄生有 山漆(多し) 漆木(大木、小木夥し) 蘇枋木(大木は色濃し小木は色薄し) 柊(三把四把) 檜帆柱に可成多し) 檜 椴 楠 樫 松(何も大木) 椎柳(雜木夥し)

椰子 檳榔子 白檀 木香 丁子 胡椒

人參(朝鮮人參に勝り長崎西川如見正眞と云) 甘艸 肉桂(氣味唐に勝る) 龍眼肉(多し)

山芋 唐芋 頭芋 蕨 狗脊 葛 砂糖葭(きびに仍り)

鶴 雁 鴨 鷺(黃鷺多し) 鳩程なる鳥に四足有但延寶三年に取來りうきうかうむりと云 白き大鳥(兩羽三間) 鯛 鰯 鰹 鮫 鰤 烏賊 蛸 其外珍敷魚貝 海老 鮑 蛸は(三間程) 海老は(五尺程) 鮑 一尺五寸) 鼈甲 鯱鯨(島々に能取場あり)

みちと云魚油を取れば多く出る澤山に在 膃肭臍多し

金靑 辰砂 水銀 其外砂金石の類多し

寬永三年には金砂多く取來り、延寶三年御檢使の節不取來、右の外草木品々、海草名を不知故不書有、

此度渡海船大阪にて候事

一船は三百五十石餘、帆十四五反、艫五挺(四十貫目卅五貫目三十貫目廿五貫目)

繩(眞物　檜木　からす　引る　見也　念入)　身繩、差添、波除、波控、修羅木、萬力、

右船は平常の通にても不苦候へ共、島船同事に敦瓦板等に至迄念を入、萬一風波の節、伊豆島に泊り候時節、陸へ引揚置候用意なれば小船能きなり、但し後に直乘水尾筋覺以上は、大船の往來自由に可有之候、

船頭水主八人(内四人は伊豆島船乘なり、凡小笠原島及見者なり)　藥草識、一人(藥箱用意)　金堀一人(下男二人)

宮殿

船印　御玉　半弓二挺　彎刀(大小)五挺　鑓一筋　鹿鑓五筋　鐵炮二挺　鋸(大小)五本　斧二挺

鎌五挺　鍬二挺　鶴觜三挺　熊手(大)二本　鳶口(大)二本　鋏石　石矢　鑽鎖　幕巾　梯子(大小)

三挺　假小屋二組　細引　挑燈　簑　笠　繩　笘　張籠　水桶

右の外世帶道具一式用意船積也、外に伊豆島并小笠原島繪圖有之、

延寳三卯年閏四月七日、三宅島を出船、同八日に八丈島へ着岸、九日八丈島出船し、小笠原島凡見分相濟候て、島の物品々船積、同五月十八日小笠原島を出帆、同月二十四日江戸品川表　津、

御奉行(伊奈兵左衛門竹内三郎兵衛)　八丈島御船頭(玉木傳右衛門土橋吉左衛門)　御檢使(岡登次郎兵衛)　江戸深川船頭(島屋市左衛門)

寳永五子年小笠原島の内父島にて、金砂を取成候間致獻上候、酒井讃岐守殿御取次、

小笠原島の内凡島々に有之見及申書付覺

一父島　此島に鋸山と云大山有り、此山には檜、槇、杉、松、椴、椎、柏、楠の類大木多し、山深く入れば、椰子、檳榔子、丁子、胡椒、其外藥木藥草多し、唐木大分見候へ共、不知物故不書入、山川を傳ひ行ば、金靑出る所あり水金も出所多し、

一母島　大山大川平地六分地面よし、薬草、薬木、龍眼肉の木、肉桂、木香、甘艸、檳榔子、かんらん
一兄島　蘇枋、肉桂、白檀、檳榔子、珍敷草木諸鳥谷川に金青出る
一弟島　人參朝鮮人參より勝る長崎西川如兄改、膃肭臍島に渡る
一姉島　鼈甲龜其外同前海松のごとく成物出る
一妹島　りうきう芋唐芋と云黄の鷺多し砂糖木

右の外に有之島々大方砂糖葮也其外珍敷物有り

右の船仕立大阪出船は、享保十八年十一月二日也、同極月、伊勢浦鳥羽の湊着、稲垣攝津守へ相斷越る、

〇烟草蠟燭の事

烟草は慶長十年に始て南蠻國より種を傳へて、長島櫻馬場に是を植る、後山州花山に作りて刻賣る、是を花山多葉粉と云、又吉野、續て丹波に植るとなん、初はきせると云ふ事もなく、紙を卷てたばこを呑み、或は葮又は細き竹をそぎ、夫にたばこを盛りて呑ける、是に請取渡しの禮有り、今はすたれり、今のきせるのごとく、跡先に鍮を用ふるは頃年の事也、元和元年六月二十八日、天下一統に此の烟草御停止有けるが、此の頃白木屋某と云もの、江戸柳原封疆を通りしに、飢勞れたる乞食の菰の下にて、忍びて烟草を呑けるを見て、思ひけるは、斯く嚴敷御停止なるを、糧に盡たる者だに、是を捨得ざる事普く世の人の好處、是にて分明なり、然れば程なく近々に多葉粉御免ならん事を考へ、夫より京江戸大阪に捨れるきせる其の外はばこの具の、當時用に立ざるものを悉く買入て藏に納む、案のごとくいく程なく、此の禁ゆりければ、其の時一度に是を賣出て、天下に弘め、大利を得富裕の身と成て、今に榮ゆと、

當時洛の貨殖家大村彦太郎白木屋が祖也

又蠟燭の事は、文祿年中までは日本に無し、天正の頃、堺の町人納屋助左衛門と云ふ者、小琉球に渡り呂栄に至り、文祿三年に日本へ歸る時、藥壺五十筒、傘蠟燭各千挺、秀吉公へ獻ずと或書に見えたり、此の獻る所の蠟燭に倣て、是を製す、唐蠟燭は眞に葮を用ふるに仍り、折には立消す、日本にて是を考へ燈心を卷て眞とす、尤もはなはだ上品なり、其の世までは常の夜行にも大かた松明を用ひたるか、年中行事を書る昔の繪に、大晦日の氣色を書くとて、掛取の帳と倶に松明を持せたり、今の心にて見れば嘸なん不辨にも又は不用心にも有なまし、今御治平萬世に及して、假初の用具も猶其上を巧出して、いさゝかのわづらひなく、庶民を易からしむる御代のさまぞのどけき、【割註】傘も此時より日本に初ると云、しかし平の宗盛は傘張の子なりと云傳ふ、此の秀吉公の時分より、細工の委く成し歟、又日本に元來有所の具ならば、堺の者の獻上にも及まじ、但唐傘は用度の製日本より勝れる故に獻ぜしにや、可追考」

翁草　卷之三十六

〇文昭公御遺言の事

第六代文昭院殿家宣公の御事は、前卷にも記す如く、就中賢君の聞えましく、世擧つて此の君の恩澤に浴せん事を仰ぎ庶幾ひける處に、かけまくも惜み奉るべきは、御治世僅四年にして、正德二年辰十月十四日薨去なり、吁天國土の人を宰するやと恐嘆の聲喧し、

御遺書云

不肖の身、東照宮の神統を承しより以來、天下の政事を常に神德に嗣事を以て心とす、然るに在世の日短して、其志を遂ざる事、今に及ていふべき所を知らず、古へより主幼く國危き代々を見るに、其世の人權をあらそひ、黨を立て、其心を相和らげずして、相疑ふによらざるは無し、吳越の人も船を同して渡るに、其心を一つにしてちからをともにする時は、風波の難をも渡るべし、況や世の人、當家草創の業の後、治年百年の間に生れ長と成事、誰か東照宮の神恩によらざる者あるべき、人々其神恩に報ひ奉り、世のため人の爲を存せば、古への主幼く國危き代々の事を以て、深き戒とすべし、若其志なからん人においては、當家の危難と云のみにあらず、尤も是天下の人の不幸たるべし、すべて天下貴賤大によろしく相心得べき事に思召者也、

正德二年十月九日　　　御黑印

右十月十四日於殿中諸役人衆へ、御儒者林七三郞を以て被仰渡、今日總出仕の席にて、老中列座井伊掃部頭被申渡候は、今朝公方樣御養生不被爲叶、御他界被遊候、御代は若君樣へ被進候、何も御賴被成候は、御幼少に候間、殊に御大切に御奉公可仕候、御遺言書被遊置候條、此段相守り可申旨演說せらる、

又御遺書の趣

上古已來我國にて金銀を生じ候事其數少く、天下の財用とぼしく候ひし事共は、世の人傳へ承たる所にて候、然るに東照宮御治世の始、慶長七年に及て、天運時至候故か、神德の感じ候故か、天下の寶山一時に開け初り、金銀の生じ出候事、我國の始より已來其例を不聞、是よりしては公私貴賤の財用ゆたかに事定り候のみに非ず、我國の外より金銀を求べき爲に渡來候を禁ぜられ候國々多しといへども、爾今至て年々渡り來候所も、其數猶少なからず候を以て、我國の金銀は、萬國の寶に勝れ候事世の人又おし知るべし、然るに又慶長より以來或は異國の中に流れ入、或は火災の度に燒失し、神社佛閣衣服器財の爲につひやし用し所か、凡九十餘年の間、我國の金銀大半減じ候故に、天下の財用相通じ候事、其始に及がたく、是より元祿年中金銀の法を改造られ、我國の通用の金銀又其數を倍し候然ども其金銀の品は、東照宮の定置れし所には、大に不及候によつて、工商の類改、造り出され候金銀の價を賤しみ、各其利を失ふべからざる事を謀り、諸物の價を增しくはへて商賣し候に及て、諸物の價は年々に貴く、金銀の價は年々に賤く成來て、終には公私貴賤の難儀には至ぬ、異朝にしては古へより其寶貨の品も高下同じからざるにて、就中中古以來は、寶錢とて紙を以て金銀に替て、天下に通用せしめ候事、今に至由相聞え候、元祿以來の金銀、たとひ其品は下り候とも、異朝の寶錢にはくらぶべからず、然ば我國の四民、其家業を相傳へて、其財用を相通候事、東照宮より以來代々の國恩により候所を存候はんには、金銀の價もさのみは賤しまず、諸物の價もさのみ貴とみずして、今日の難儀にも及ぶべからず、然ども財を重じ利をあらそひ候事は、工商の類の習ひに候へば、あながちに咎むべからず、唯ひとへに其の餘公私貴賤の煩と成候事、今更是非を論ずるに及ばず、是等の事ども年久敷知し召れし御事に候を以て、御代の始より常に御心に掛られ候所は、金銀の品元のごとくに諸物の價も平かに、いかにもして天下の煩を除かるべき御本意に候へども、凡物一たび破れ候後、元の

如くになし難き事は、其定れる所にて、中にも今日金銀の品を元のごとくに成し返され候事、尤も以て難き事に候、若し可然謂もなく、今の金銀を元の如くになし返され候はんには、天下に通用し來候金銀は、俄に其數の半も失ひ、天下の人各其家財の半も失ひ、又工商の類利を謀りし心は元の如くに候はば、其諸物の價は其半を減じて商賣し候事も有べからず、然れば金銀の數は、今迄の半を減じ、諸物の價貴き事、今迄の如くに候はんには、公私貴賤の難儀、今よりは猶甚敷に至候べきか、此等の義によりて、卒爾の御沙汰にも及難き由がらは、新金の事、或は、火に逢て流れ失せ、或は物に觸候て折損じ、其實を失ひ候輩有之よし聞召及ばれ、止事を得られず先其品を元の如くに、改造らるべき由仰出され候、其形の少しく候事は不可然候へ共、金銀の法元の如くになし返され候迄は、天下に通用し候金の數、其半を減ずべき事、尤以て不可然事に有之故に候べき、然るに新銀の法次第に其品下り候て、去年の冬に至て、銀にて通用し候國々、貴賤の難儀に及候由聞召れ、誠に不可然事に思召れ候を以て、新銀を造出し候事をば停止せられ候、此上は猶更に金銀の品元の如くになし返さるべき事日々御心を盡され候、但天下の寶は、天下と共に寶とすべき物に候上は、思召に任せて、御決定遊され難儀の御事に候、たとへ今日金銀の品を元のごとくになし返され、其數の半を減じ候共、慶長巳前の代々にくらべ候はゞ、天下の財用猶ゆたか成べき事は萬に倍し候べし、然る上は天下の貴賤、相ともに存候所我國の金銀は萬國に勝れ候て、萬代の後迄の寶とすべき物に候へば、たとひ各其財寶の半を失ひ候とも其品を元のごとくになし返さるべき御事に存候、工商の類も相共に存候所金銀の品元の如くなし返され候はゞ、たとひ其利を失ひ候共、諸物の價は其半を減じて、商賣可仕事と存候、年來の御本意の如く、すみやかに金銀の品を元の如くになし返され、天下の煩を除れ候べし若天下の貴賤の存所も、今より通用の金銀其數の半を減ぜられ候事も不可然事と存じ、工商の類も其利の半を失ひ候はん事は叶ふべからずと存候においては、天下の人共に其時を待合せ可有之候、唯いづれの意にも金銀は我國萬代迄の爲

に東照宮定置れし法の如くになし返さるべき御本意に候間、天下の貴賤宜敷此旨を可存由被仰出者也、
辰十月
右御遺書井伊掃部頭披露、老中秋元但馬守申渡され候、
一近年大名旗本中困窮仕御不便に被思召候、何卒御救可被遊、御吟味半に不寄思召御他界被遊　御殘多思召候由被仰置候御事、
一近年金銀惡敷罷成、士農工商困窮仕候由被聞召、御詮議被遂候半に御他界被遊候に付、不得止事、是非諸人爲御救權現樣より通用の通金銀に可被仰付候間、其旨可相守候由書付被遊被置候、左樣相心得可申事、
一諸家中町在々に至迄、國主城主慈悲を專に仕、憐愍を加へ可申事、以上
辰十月十四日
○京師西陣火の事
西陣火事の有增前卷に記すと雖も猶委く爰に註す、
享保十五年戌六月二十日未三刻、上京上立賣室町西へ入町北側大文字屋五兵衛家より出火、今日五兵衛方元照振廻にて相賑ひ候紛に、臺所より過つて出火す、折節東北の風猛起、南西暫時に燒廣り、夫より餘煙四方に移り、申下刻より風變り、南北頻に吹來て、西陣の町々一面に火移る、西北は北野の後森にて燒止る、同夜丑半刻鎭る、
火元　筑前福岡松平肥前守吳服所大文字屋五兵衛
一類燒四十七町　（家數一千四百七十軒社一ヶ所寺院九宇）　町代　大久保勘十郎持
一同七十一町　（西園寺殿一ヶ所藤掛民部一ヶ所）（家數一千廿七軒）　同　早川新四郎持
一同四町　（近衛殿一ヶ所）（綾小路殿一ヶ所）　同　梅村四郎兵衛持

一同三町　　家數十四軒　　同　　山內清兵衛持
一同一町　　家數三十三軒　　同　　本間又右衛門持
一同北野境內八町　　雜色　　五十嵐源吾方圓
(宮社二十四ヶ所寺八宇　北野祠官松梅院一宇　同德勝院一宇　民家三百十三軒)
寺社合六十七宇　武家屋敷一ヶ所　公家衆四ヶ所　町數百三十四町　民家三千七百九十八軒
此外非人小屋十三軒燒
一五兵衛土藏二ヶ所共火入、夫より艮風强く次第に東風に直り、猶烈く、西の方へ燒行、此の邊にては一町程下る入江殿は殘る、石野中納言殿、花園中納言殿、綾小路中納言殿、三島求馬、平岡右兵衛、岡伊豆守、三宅四郎兵衛、中川內膳正、爲替後藤證忍、佐野治益等燒く、安樂小路一町程上り候處、同北側光照院宮は殘る、南側燒く、近衛殿櫻御所燒く、櫻辻子燒く、小川通下る二町程南側燒く、橋本權之進家切に留る、夫より本阿彌辻子、本阿彌三郞兵衛、土藏二ヶ所共火入、西園寺中納言殿燒く、同內府殿は殘る、飛鳥井殿北裏少々計燒く、夫より堀川船橋を一町程北へ燒く、二三軒町報恩寺燒く、挽木町南側燒く、寺內通妙顯寺千宗左本法寺寶鏡寺宮、此分無別條、但御前は燒く(本のまゝ)、南側東にて少々殘る、天神の辻子、西側味噌屋辻子迄燒く、山殿の辻子二町程燒く、かいこの辻子、まんだらの辻子、石屋辻子、寺之內、妙蓮寺寺中六軒燒く、番神堂浴堂も燒く、本堂祖師堂三重塔方丈表門殘る、大宮通下須磨町、夫より觀世町横大宮、樋之口、安居院北にても一町程燒く、觀世屋敷燒く、今出川通大宮東へ入町より西へ北野天神の御門前迄燒く、五辻通南側不殘燒く、般舟院不殘燒く、淨善寺、聖天町夷町、いさとの町、大猪熊北小路燒く、東社町南側燒く、紋屋辻子燒く、本隆寺は方丈寺中表門番神堂も燒く、本堂開山堂鐘樓堂表門殘る、聖天社岩神社燒く、親緣寺護念寺燒く、燈明寺、草林寺、國圓寺、枕町稱念寺、榎木町御所の內燒く、千本通は焰魔堂切に殘る、堂表門無別條、瑞雲院燒く、釋迦堂本堂殘る、方丈小宮院感應寺不殘燒く、

姥が懐燒く、本瑞寺、常行寺、金山天王寺、紅梅殿社燒く、眞盛町南側燒く、眞盛寺內同向側藥師堂殘る、妙藏院殘る、德勝院門前とも不殘燒く、馬食町一町程燒下る、松梅院燒く、大門は殘る、七間茶屋共燒く、常能能悅能記能永壽命院燒く、東石の鳥居筋迄二町餘程北の森の內宮社も燒く、御本社小宮ともに無別條、今小路西へ一町程燒く、七本松通植木屋、勸學屋、大助燒く、寶壽院燒く、淸和院殘る、中筋撰絲棚元誓願寺通、東は知惠光院通燒く、笹屋町は南側淨福寺迄燒く、天道社燒く、千本通下は一條迄燒く、大超寺佛生寺燒く、淨福寺は本堂方丈寺中殘る、東向惠光寺殘る、但書付の次第は右の通に候へども、燒候順は、火元近邊燒候最中申上刻頃、一條淨福寺、北野松梅院兩所へ致飛火、同下刻迄に室町より北野迄の間の三つの火口一緒に成り、右の通燒亡候事、

一北野祠官松梅院類燒後、庭を堀候へば、一つの壺を堀出し、其の中に竹流し金多く有之由、是は四代前の松梅院女は、關白秀次公の愛妾にて、秀次滅亡の時婦人三十餘人、三條河原にて被刑共中の一人也、

因記、其の婦人塚を太閤秀吉公畜生塚と稱せらる、是は其の中に母子一緒に秀次の寵を受しも有し故か、其の人はさもあらばあれ、餘はやごとなき姬君達も多かりしに、なべて畜生の名を蒙らしむる事如何なる所以は知ざれ共、是等をや太閤暴逆の一つとや云ん、三條中島は今こそ人家も建込たれ、御當家御治世に成ても、草茫々たる河原なるに、右の塚のみあらはに獨立候を、角倉與一、高瀨往來に常々是を打眺て、さばかり歷歷の人のしるしに、あらぬ名を付て後世迄も辱る事の痛はしさよと、彼の塚の地にあらたに一宇を建立す、今の瑞泉寺是なり、

定て其の時代の物ならんか、竹流金は太閤の御時代出來候か、夫より前後には無き物也、

一此度西陣類燒難儀の者、御吟味の上、西陣組百八町へ、拜借米五千俵出る、一軒役米七斗三升五合宛也

一知恩院より類焼困窮人へ、錢百貫文施行、末寺焼寺六ケ寺へ祠堂銀六貫目、十年賦に被貸之、
一千本焰魔堂焰魔王像大像故、引退難く幾つにも割て、藪の內へ取退け、門は焼候へども本堂方丈は殘る、
一般舟院類焼御位牌焼失故、御位牌殿焼け灰は、其儘に致有之候、
一歡喜寺聖天像弘法大師像も焼失の様に承候、此聖天は京都にて一體の尊像なり、又弘法の像も東寺像と眞向合に御座候とて、名高き名像なり、此外岩神の御神體大石も方々焼損じ候由、
一釋迦堂寺內に、能登寺守教經の學問所とて小室有り、其時代の宮殿佛閣舊室の類は、應仁の兵亂に凡亡失せ、僅に此小室相殘有之、古代の造作にて、いと殊勝成舊室なりしが、今度焼失せしは惜い哉、
一近國火役の大名在邑の面々は、各被罷登內、攝州高槻城主永井飛驒守遲參不首尾の由、
一西陣織屋の高機機木綿はた、今度類焼の分三萬十二機なり、凡上京下京總機數七萬餘なり、
一火元大文字屋五共衛事、親類へ御預の處、八月十二日過料五十貫文、御取上預け御赦免也、是は出火の翌日、末何之御沙汰無之內に、焼跡板圍等仕越度に仍て也、
一類焼の堂上、花園石野綾小路家へ、關東より金貳百兩銀三十枚づゝ被下、近衛殿幷西園寺家は、少々の類焼故か無御沙汰、此外御所役人類焼の分、夫々御金被下、

〇朝興臺陶器の事

享保十六亥年正月、五條橋通東建仁寺町東側松屋三右衛門と云茶碗屋へ、泉州備前屋太郎兵衛方よりて書狀を以て申越けるは、唐人御用焼物被仰付候間、早々彼の津へ可被下旨申來に付、三右衛門悴平三郎罷下り、太郎兵衛平三郎同道して、堺政所へ罷出候處、御用の品御奉行直に仰付られ、注文御渡に付平三郎請取京へ登り、下細工人へ夫々に割誂候、其注文の趣は、本碗二碗壺皿平皿五千人前なり、急の御用とて、下細工人夜を日に繼て拵立漸く半分出來に付、荷物仕立、伏見船積致し、指札には朝興臺比

類御用（異本、朝興臺御室碁笥皿碗臺皿平皿吸物碗相添）と書付、伏見問屋、大塚屋庄兵衛方へ差出、右代銀五十貫目餘の代物の由、此度は三右衛門直に罷下り、太郎兵衛に對談候處、太郎兵衛一向に覺無之由申に仍り、三右衛門大に駭き、早々平三郎を呼下し、致吟味けるに、最初平三郎親三右衛門にも相談無く入銀いたし金渡候由を申す、其の所を尋候へば、綾小路邊とも申し、又蛸藥師の樣にも覺え圖子の奥に侍衆多く居られ、そこにて相對いたし金請取候樣と申言葉も不揃、狐付の如く物狂しく相見え、下細工人手間代も渡し不申故、右下細工人より公訴いたし、七月二十五日双方對決の處、平三郎申付胡亂に付牢舍仰付られ、親三右衛門は町へ御預け、弟子三人も悲田院小屋下へ御預け、右下細工人八人の手間代、十六貫目計の事、段々穿議を被遂といへ共、平三郎返答の趣、唯夢中の如く、奈何とも分く事なく、畢竟狐狸の仕業と相見候に付、三右衛門へ存當の事有之やと段段尋有りしに、先年狐に仇せし覺御座候段申上、公儀に於ても、兎角の裁判に及れ難き不實の事に付、右燒物所々に散在したるを、令書を以て不殘被集、公儀御取上物に成り相濟候事、

〇捉虎事談の事

朝鮮の地、南の海邊を、釜山浦と云ふ、其の地に一つの役所有り、日本對馬より建置く、對州の役人交代して居守る、朝鮮よりも亦常に此の役所に居守る人有り、日本朝鮮分列して治る所にして、大抵は對馬に掌る、一月の內に六日宛、市と云ふ事有て、日本と朝鮮との商集り、商をするなり、對馬より行て商する人は、皆對州の免許を受るなり、又此の役所に在て是より北方朝鮮の地へ行く事を禁ず、朝鮮の人は、其の邦の人なれば往來禁ずる事なし、對馬よりも亦禁ずる事なし、是を和館と云ふ、對馬より海上五十里にして近き船路を經て着處即和館なり、此の館中に東向寺と云ふ寺有り、明和七年庚寅十二月三十日、其の東向寺の下人私の用事有りて、外に出て夜深く歸館の門に入らんとする時、後より何かは不知引倒んとする者有り、下人力を出し、門柱に手を掛け、漸く內に入ける、跡にて見れば、爪を打立

たりと覺て、肩先を看れは綿入羽織一つ布子一つ身に近く着たる袷衣一つ、巳上此の三つを通し少く傷付たり、又春に至り、折節館内の犬を取去事多し、是皆虎の所爲なる事後にぞ知れける、初下人の門に入たる時、虎跡より不追して共儘山に歸ける事、思ふに又危き事なるべし、辛卯の春三月二十三日、對州藥種別重役橋末加右衛門と云者の家僕八之丞とて有ける、和館の後の山に、虎の居たるを見驚き歸り龜屋喜平次と云ふ者に其の由を語る、喜平次も亦恐しきことに思ひ、即館守島田左近右衛門に注進す、館守とは對州より交代して和館に居守、萬事支配をする役人にて、即對州の家臣なり、左近右衛門此の事を聞届け、人々評議して館後の山を駈て虎を捕ふべしと定む、館中に有合たる對州人に示し、其の役々を分附して勤しむ、各下知を受て或は山刀を持も有り、或は棒を提げ出るも有り、此の日市日にて朝鮮人殊に多來居ける、此の樣子を着て嗤笑ひ、虎は古より龍虎と並稱して、此の樣の事にして中々容易に捕へらるゝ獸に非ずと云ける、中にはや侍中組中抔云役々又下々に至る迄、山中に向入て驅回る、程なく虎一つ走出て、山の西へ指して行んとす、對州家臣大谷左一郎、三穴の鐵炮を構へ、副侍送使家の裏手に控へたるが、眞星を打脫したる處へ、左近右衛門家僕庄司折平と云ふ者趨て、共前を過ぐ、左一郎虎は何方に在やと問ければ、折平答て、山中を駈回所所にて出會候へ共、私方に山刀のみにして、鑓をも鐵炮をも持ず候へば、唯虛く追回し候と云を聞き、左一郎即持前の三穴の鐵炮を打平に與へ、是にて打てと云ければ、折平喜び戴き、虎の過べきと思ふ十四五間計脇に身を控居たり、然るに又左近右衛門若黨小出小平太と云者、副侍道使正官人房內の上手より鎗を持出、山中を驅回りけるに、二三間程對ひ小松の深く繁りたるを後にして、一番とも云べき大なる虎一つイ居たり、小平太鑓を取延べ向ひければ虎も恐れる氣色にて、橫手の方へ步み行く、即折平が思ひ設たる山の麓を指し、又折平を望看て、飛掛んと勢ひをなす、小平太急に折平に聲して虎下るぞと呼りければ、折平手比に及て、持構へたる二つ玉の鐵炮、虎の眞中を一打に打つ、うたれて一反反りながら勇に猛き獸なれば、猶折平を認て飛掛らんと

す、小平太透さず駈着け、鐺を以て虎の肩先を突く事數ヶ度に及ぶに、背に當り透り兼、弱りたる色無く、動んとするにより、即鎗を取直し、虎を變て突んとせしに、小平太に眞向に飛掛り、怒て咆哮する聲、譬て語るべき樣無き畏しき響有て、口より靑き色にして霧のごとき氣を吐かけ、小平太臟腑に透る計に覺えけれ共、猶々撓まず、胸の下りを太刀打際迄突込ける、其をも振切りはね返し、又々小平太に喰ひ付んとするを、小平太鎗を取直し、今度は虎の左の耳の脇より右の耳の脇へ突き鎗の穂先地に入ければ、漸く弱り行くを、遂に二人して左右なく殺獲たり、是にて虎と云ふ物最早館の邊りには有まじと人々喜けるに、猶復一つの虎有て、通事家の山手にて見たる由言者有り、各噪ぎ立て休事なし、且つ今目前に折平小平太二人の績を看たる事なれば、吾も〳〵と勇進めり、對州家臣津鄉庄之助下知して驅回けるに、又左近右衛門若黨齋藤小次郎と云ふ者、裁判家の上手にて、果して虎に出會ふ、即鐵炮打放ち虎の背に當り、少し弱べきと思ひの外に事共せず、畏しき聲を出し、怒て竹の藂に藏んとす、方々に尋回り、通事家の上手の藪内に踞り居り候處を見付、此度は二つ玉を以つて、虎の平腰を狙て打けるが、平腰より少し脊の方の大骨を外にして、打込しに走來て通事家の裏へ飛込む、厥時大廳には日本人朝鮮人多く集り居けるが、人々驚き遁れんと喧しく噪かりけるに、虎も却て驚き、山中に飛去んとす、氣を吐き聲を出し怒れる樣子、恐敷事形どるに暇無し、遂に山手へ駈行しを、小次郎跡を慕ひ、方方尋回れる中に、向を見れば人一人木に登り居る有て、虎は此の先手に有と云ければ、小次郎も其の木に登り、虎の居る處を見定め打留んと、已に足を幹に蹈かけたる處に、折節誰とも不知、上手より鐵炮を打つ、是に由て何くに居けるや、眞落に飛下り來て、小次郎を看がけ、飛懸り、左の足に已が前足を串き、林に入れり、小次郎聲を揚げて人を呼ければ、器物方札小田又吉と云ふ者急ぎ駈つけ、脇指を以て虎の小鼻より目の下へ掛け切り込みけれども、喰放さず、又虎の頭を兩度切る、虎是にも屈せず、猶其の足を放さゞれば、又吉は心得、徑に虎の打懸たる前足の先を爪とも云はず、三つに切割ける、虎是には少し

傷たるや、喰放し脇へひらき、即又吉に飛懸る、對州領主の輿丁甚助と云ふ者、是を看て走り寄り山刀を以て矢庭に虎の眉間を散々に切付る、又吉も脇指を取て、處々に切付ければ、山手へ登らんと飛揚る處を、甚助蚤く山刀にて虎の足を薙伏倒したるを、其の時人々集りて、遂に亦殺し獲たり、小次郎は又吉に因て、危き處を免れ、又吉は甚助の力を以て難を免かれ、折平と小平太は椅角を以た事を成す、日本人虎を捉る事奇なるに、又皆穽檻等の具を假らず、且人の爲に害を除く、最是功有り、然れば表賞の道必行るべしとて、朝鮮東萊より、翌二十四日に傳令一通を書き、白米二石、活ける鷄を贈來る、米は捉たる人々に、鷄は虎に傷つきたる藥なれば、傷を蒙たる人に贈れるなり、和館の建たる釜山浦は朝鮮東萊友配の地なればなり、二つの虎の內一つを其儘鹽に漬け、一つの虎は餘りに處々に疵付たれば、皮を剝取り、頭に副へ飛船を以て倶に對州へ送來る、館內に物四郎と云ふ學者有りて、本艸を讀み其の功多き由云ければ、皮剝たる肉は、館內日本の士庶煮て喰けり、文章を鍛はず辭飾を設けず、對州にて釜山の註進を聞たる儘を寫し後證とす、

傳令訓別等

即聞館人等纔捉二虎於館後山云、其爲民爲除害之功極爲嘉尙不可無表賞之道、其中一人爲虎所傷云、聞甚驚念、今送白米二石分給捉虎人、活鷄爲呀虎良藥云、以與被傷人使付傷處、宜當者、三月二十四日、

觀日本武人虎　朝鮮人

掉尾爲旌頭是城、吼時霹靂覺凰生、日東雄士眞多力、驀地爭傳馮婦聲、

同

負嵎震怒氣呑牛、豹變文章三錦浮、勇士鋒端凋處續、春風自貢海東舟、

對州武人捉虎于和館後山、以事告于本府

并贈獻所獲錄所聞畢作此詩

莫言饒舌弄毫端、眼落斑皮瞻亦寒、午杭緣何圓夢去、禪堂驚殺老豐干

右西堂作　　　　　　　　　　　　　　椿首坐寫藏

翁草　巻之三十七

○尾陽侯の事

尾張中納言宗春卿は、享保の中頃御舍兄繼友卿の御家督相續有し以後、前代とは大に違ひ、國政我意に被任、花奢風流を專にし給ひ、始ての參勤の行粧花麗を盡さるゝ事、前代未聞なる由、兼て沙汰有て、江都の貴賤品川に群がりて是を見る事市の如く、各目を驚す、前卷にも有增を記せども、猶其委敷を云はゞ、御部屋住の中より、僅の給金にて被召仕し、星野彌右衛門と云ふ下ざまの者、無類の出頭にて、御家督以後段々に擧用られ、采地三千石を賜り、星野織部と改名して、權勢双者無し、名古屋城下には、西小路月見原とて、方四五町の新地二箇所開かれ、此の所に傾城町を建られ、京大阪伊勢等より、餘多の遊婦を取寄られ、其の外町々にもあらはに遊女を抱置き、晝夜歌三味線の聲絕ず、傾城町の結構は、名にしあふ御領內本曾山の良材を以て營み、格子の掛り座敷のしつらひ、其の廣く花美なる事、京大阪江戶と云ふとも、中々及がたし、又芝居を被取建、三ケ津の役者多く呼集て、常芝居を興行し、名古屋の壯觀今古類ゐ無し、御自身にも斯樣の繁華の地へも立寄せ給、或は町人共の家々にも編笠樣の御忍にて御入有り、又二ケ月ばかり御所勞の沙汰有しが、其の間に近習士四五人召連られ、潛に上方へ御登り四條河原の納涼、島原の夜見世、祇園町の踊抔御覽有り、夫より大阪天滿の祭禮、新町の夜遊等、人も怪しみけれ共、唯遠國の侍衆と披露して、飽迄、遊興有りて歸給ふ、名古屋城中には乾御殿と申すを新造せらる、此の花麗言語に絕す、此の內に京大阪より女を五百人抱置れ、酒宴の伽とし給ふ、又在江戶の內は、常に葭原へ通ひ給、相馴給ふ傾城の禿へ御名乘の一字を賜ひ小春と稱せしとか、去臘二十八日より吉原の遊宴に蕩て、既に晦日に至り歸り不給、仍て御屋敷より櫛の齒を挽如く御迎參といへども、

沈醉にて歸り不給、漸、元日曉に至り歸給行水髮月代抔有て、朝五時登城なり、是等の事上聞に達し候や、

元文四己未年正月十二日、尾張中納言宗春卿隱居被仰出、尾州家御相續の儀は、松平但馬守殿へ被仰出候次第、

尾張殿家老

成瀨隼人正　　竹越志摩守　　成瀨大和守

同　豐前守　　川村兵馬

右今日御城へ被召、老中列席御書付を以て被仰渡

尾張殿家督以後不行跡の段被及聞召、先年年寄共より相達品有之、其上家中幷國中の仕置不宜、末々迄及困窮候由、粗達御聞候、依之去年中左近將監より、竹越志摩守、成瀨隼人正に兩度迄中達候處、一應は承知の由答有之候へども、別て被相改候儀も無之樣子に被聞召、御不興の御事候、急度御愼有之候樣可申上段被仰出候、

右の趣於羽目の間、老中右京太夫列座左近將監申渡之、

同家老共へ渡候別紙

一今日被仰出趣之爲御請、志摩守隼人正內一人後刻可有登城候、

一被仰出候趣に付、其屋敷門々しめかため、出入等無之樣可仕候、併家老共其外外宅の者も可有之候へば其爲出入門一ヶ所は、尤被念入出入申付、無據用事の外は、急度御改出入仕申間敷候、此旨相心得家中共に相愼可有之事、

一市が谷屋鋪は、右の通急度相愼、外屋敷々々も居屋敷程には有之間敷候へども、居屋鋪に准じ可被申付事

一市が谷屋敷は勿論、其外の屋敷々々迄も火の元入念堅可被申付事、
一萬一屋鋪燒失等の事候はゞ、いつ方成とも外屋敷へ中納言殿にも御立退急度御愼被在、其段年寄共へ可被御屆候事、
右爲御請成瀨隼人正罷出、老中右京太夫被謁之

上使　　松平右京太夫　本多中務太輔

水戸殿へ上使　　松平右京太夫

書付の通申演之て書付可進候
右の通候間伺御機嫌、明十三日四時可有登城旨可達候、

紀伊殿へ上使　　本多中務太輔

書付の通申演之て書付可進候（中將殿在國也）
中將殿へも此段可有御申遣之由、御意の段可達候、
右の通候間爲伺御機嫌右同斷、
一紀伊殿右の趣承知の上へ、使札可被差越候間御申達可有事、

正月十三日

一年寄中若年寄中服紗小袖麻上下表向平服、
大納言樣被爲入　　水戸中將殿　紀伊中將殿
於御白書院西御緣頰掛御目候以後指圖次第御黑書院溜りへ寄せ可被申候、
松平安藝守　松平大學頭　松平播磨守
右竹御廊下中程に寄せ置可被申候
尾張殿家老一人

右御廊下の末に寄せ置可被申候

松平但馬守

右浪の御間被寄せ置可被申候、

右の輩於御黑書院御下段申渡儀有之、相濟申候て、水戶殿紀伊殿は、休息所へ御越御控有之樣可仕候、

一安藝守大學頭播磨守但馬守は、竹御廊下に被差置候、

一尾張殿兩人家老は、御白書院西御緣頰邊に控寄せ置可被申候、

右相濟候て溜詰一同に、

安藝守　大學頭　播磨守　但馬守　水戶殿　紀伊殿

右順々に御目見有之候、

水戶中將殿　紀伊中將殿

右於御黑書院御下段老中罷出、今日尾張殿へ被仰出之趣被申達之、

松平安藝守　同大學頭　同播磨守

右於御黑書院御下段御使の儀、老中より被申渡左之書付渡之、

松平但馬守殿尾州家相續の儀書付　正月十三日

尾張中納言殿家督已後不行跡の段、被及聞召先年年寄共より相達候品も有之、其上家中幷國中の仕置不宜、末々迄及因窮候旨、粗達御耳、去年中左近將監より竹越志摩守成瀨隼人正へ兩度迄、內意申達候趣之通、一應は承知の由答有之候へども別て相改申儀も無之、此通にては畢竟家相續難成被思召候依之隱居被仕、麴町鋪に居住、穩便に急度愼可被有之候、尾張家御相續の儀は、松平但馬守へ被仰付之候、此段安藝守大學頭播磨守罷越可相達由御意候、

松平安藝守　松平大學頭　松平播磨守

一中納言殿には直に麹町屋敷に被在之、昨日相達候通、門々もしめ急度相愼可被在之候、
一但馬守殿事別段に相續の儀に候へば、中納言殿父子の譯にて無之候間可爲共心得候、
一萬事但馬守殿へ、竹越志摩守成瀨隼人正より無遠慮相伺宜樣可取計事候、
右の趣家老共へ可申聞候
右兩通の御書付家老共へ可相渡旨申聞渡之、
安藝守大學頭播磨守へ心得に渡候書付
一麹町屋鋪へ被相越中納言殿へ不及面談、御書付の趣竹越志摩守成瀨隼人正の外、家老共へ被申含可相達由被申聞、書付二通共志摩守隼人正へ可被相渡候、御請も右の者共罷出達候筈に候、
一御請の儀は三人共に直に登城にて可被申聞候
但馬守殿家老衆へ
一但馬守殿退出より唯今上の屋鋪へ御越、夫より本家格の供廻り等被召れ候て、市が谷屋敷へ可有御移候、
一麹町屋敷は中納言殿居城の事に候條、追て御沙汰有之迄は、昨日申達候通、門々もしめ、急度御愼被在之樣申達候、市が谷屋敷幷に共外屋敷は但馬守殿屋鋪に候間愼の譯に及不申候
一但馬守殿爲御禮、明二十十四日御本丸西丸へ御登城被成、退出の刻年寄共宅へ御越可被成候、
尾張殿家老二人
右の通可申上候
右同斷の儀老中列座にて被申渡、
〇無人島漂流船の事

享保四年秋伊豆下田御代官所板橋五太夫支配の節、遠州新庄筒山五兵衞船沖船頭佐太夫水主共に九人乘增水主二人已上十一人、仙臺荒濱へ參り、御城米一艘積請け、則同所上乘、一人乘船、都合十二人、荒濱出船走り申候處、順風惡敷成候に付、銚子口へ船入度、同所役人中指圖にて御米おろし、夫より空船にて中南部閉伊の宮古へ參り、運賃材木船積出て、同所出船候處、夫より仙臺小竹浦へ入船、同十一月二十六日(或は二十二日)此所出船、段々走候處、同晦日上總國九十九里の沖迄參候處、俄に難風に逢ひ、波荒く遙に沖へ吹出され、夫より曾て島山も見え不申、一向十方を失ひ、漂流仕候、其の上船中水飯米等も遣ひ切り、存命限に成候處、翌年正月二十六日頃と覺え申候、何國共不存島山を見付、船中の者共大に力を得、不殘綜へ乘移り、先太神宮の御秡、下田御番所の切手、幷粮米鍋釜、其の外小道具入候筥一斧一挺、彼島へ持上り、先々水を尋候內、俄に大しけに成り、本船綜共に破船仕失ひ候故、無是非夫より島にて人家や在と方々尋候へども家も無く、勿論無人島にて十二人の者十方を失ひ、何に取付助命可仕方便も無之、無詮方も島を巡り候處、先づ此島凡一里餘も有之、高さ三町程の岩山燒石等にて、木草も不相見、山の下道ばかり有之、其外は國方にて茱萸と申す木少々有り、扨住居にも可仕場所を見立候處、島の奧に高さ六尺計幅七八尺の岩穴二つ見付、幸ひ是を栖に定罷在候內、粮米も絕え、夫より濱邊へ下り、磯草魚鳥の類を取り食物に仕候、此の島水無之儀難儀仕、漸く天水を請候て、飲水に致し一兩年經候內に、老年の者三人死し候、同六年頃と覺え申候、何國の船共不存、人も無き船一艘流來り入江に着候故、九人の者共急ぎ見申候處、米積有之故、皆々悅び請出し、濱へ先取上け、住居の岩穴迄は凡五七町ならでは無之候へ共、何も食事も聢と不仕候故、精力も落ち甲斐々々敷働も成兼ね、若き者は一俵老人は二人にて一俵を荷ひ、八日計の間に漸七十俵程取上候、其の外切ロ帆一端鳶口釘等有之、船板迄も取上候處、又々大濤打來り、濱に殘有之船米等は波に取られ、僅に引上申七十俵の米干し立候へば、一人三石宛に有之候、右俵の內一俵芽吹有之を切ほどき見候へば籾にて候故、左太夫佛神を伏し

拜み、誠に是は産神より被下せ、我々再び本國へ歸るしるしの種に、隨分疎そかに致まじと是を蒔く相談致候へども、元來此の島南方故日照強く神火にて度々燒候故、樹木は一本もなく、茅葭のみにて、夫より二十一年の間三度の燒に、右の類も一本も殘らず燒失せ、全體巖石計にて、地形少く候を、漸く僅の土地を開き、釘抔をまげ鍬のごとく仕り、又鳶口等にて土を和らけ、右の籾を蒔付け候へば少しく生立ち、一年に漸三四俵(イに三四斗)程出來申候、此の米は常には給べ不申、病氣の節計り少々粥に燒き藥の替りに用ひ候へば、大方は快氣仕候、右に申如く、暑熱强き所に候故、暑氣の節は海へつかり磯邊へ上り候へば、火煙の如く誠に地獄の有樣も斯やらんと存計りに候、扨同船の者共も、五七年の內に段々死去し殘り少に罷成候、去れ共萬一故郷へ歸る間敷物にも非ずと、下田御番所の御切手幷金子二兩錢百文算用帳類、是等を失ひ候ては若し切支丹抔歟と御不審も可有、其時の爲とて大切に所持致候、又遂には此の島に朽果申べきと、珠數を用意仕とて、磯邊の流木を拾ひ取候にも、故郷懷かしく、日本にて見馴候木を撰り拾ひ集め申候、又何鳥か名は存ぜす、掛目三貫目も有之大鳥、島の中に居申候、出生一兩年の間は、其色黑く下腹計り白く、三年も過候へば全體白くなり、誠に其群居候事、碁盤に石を並べ候如くに候、此の鳥を取り食事に仕候、夏の頃五六七月には、何方へ參候や一羽も居不申候故、其間は魚鮑類を取給べ申候、然れ共風惡き時は、魚も取れ不申、總て夏の間は多くは饑に及び、殊に水無き所故、渴し候節は天を拜し、雨を乞候へば、大かた三日程の間に雨降候を、鍋に用ひ候大鮑貝抔へ請け溜め貯へ置き、飲水に仕候、扨其後何頃か遙沖に帆陰一艘幽に見え候故、いかにも致し便船と存候へ共、綜は無之、遠方故聲は屆き申さず、我も〱と身を抛て、神風を祈り候へども甲斐もなく、其內一兩人は迚も爰にて死る共、魂は責てあの船に乘らんと、岩上より身を投んとするを、左太夫色々と宥め申す事實にも親の子を制する如し、今も其の時の事思ひ出れば哀に悲しく難忘候、夫より外に船と申もの、二十一年の間に遂に見掛け不申候、慜に船の見えぬも増かと、皆々申候、魚鳥等を取り候隙々には、太神

宮の御秡を濱へ持下り、潮垢離を取り、何卒一度歸國の義を毎日々々禱り申候、九年以前左太夫死し申候時遺言に、段々老人ども先立ち、今三人殘り候、其內平四郎(于時三十四歲)は若ければ跡へ殘るべし此の四品隨分大切に仕れと申置候、夫より殘る三人の者は、迚も歸國の事は思ひ切り、島にて果申す覺悟に究め罷在候處に、去午年に攝州大阪江戶堀三町目宮本善八船沖船頭富藏水主十七人乘にて奧州南部八戶にて大豆蕎麥積出し船沖にて難風に逢ひ、何方共不知吹流され漂ひ候內、水に渴候故、何とぞ島へ寄り水汲度と願ひ候處に、當未三月十三日漸と島を見付け、船頭水主悅て、各䑸に乘り島へ上り見候へば、大成る無人島(此島凡二里計有之岩山の由)とて水は曾て無候を、方々尋廻り候內に、日暮候故、無是非、其夜は島に臥し、夜明候て見候へば、本船は何方へか失ひ候、十七人の者共力を落し、其內䑸結揖など拵へ、諸事要害いたし䑸へ乘り、夫より日和見合風も少々靜に成候故走り候處、其間に段々粮米も少くなり、日數八日計り過ぎ、同二十九日頃また島を見付候て、各悅び島へ上り候へば、是も無人島にて水も無く、方々尋廻り候處、大なる巖穴有て、其內より身には綴鳥の羽を纏ひ、髮はちゞみたる鬼の樣成者三人出て、互に不審に存し、富藏を始め十七人の者共、一同に脇差又は斧にて打殺さんと懸り候へば、言語は日本の言葉なり、いか樣子細有べしと富藏殘の者を制して、樣子を聞ば、二十一年前下田御番所御切手を以て渡海いたし、爾々の由委敷物語を聞き、各安堵して、互に親しく名乘合ひ、三人の者共は、地獄にて佛に逢ひ候心地にて、唯岩上にひれ伏し嬉し泣に泣居たり、哀さ詞にも述がたし、夫より粮米の殘にて粥を燒き有合ふ肴の類を給させ、何卒䑸をしつらひ、三人とも歸國さすべし皆々相談して、䑸を丈夫に致し、日和見合候へ共、方角知れ不申に付、皆々磯邊へ下り、潮垢離を取り、太神宮へ祈誓致し、船中の傳授にて髮を切り、御鬮を取候へば、戌亥の方へ可走由御鬮上り、其積りに出船致候、三人の者は右四品を太切に仕、且島にて作り取候籾四斗船へ積み、島中にも二三斗程籾を蒔殘し置候、かくて三月二十九日南風吹出候に付、命限りに走り候處四月中旬(異本五月二日暮方)八丈島へ着船

仕、則役人へ右の次第相届、綜の破損も繕ひ、暫く彼の島に滯留の內、流人御免にて、御用船出帆有之共砌此の二十人の者共も、不殘便船いたし、同十九日浦賀御番所へ着船、五月二十二日江戸着、八丈島御用船々頭服部源藏、地役人菊池織部、名主彥十郎、年寄彌次右衞門、水主十人、御免の流人幷漂着人を乘せ出帆に付、御代官齋藤喜六郎方にて吟味の上、御勘定奉行神谷志摩守迄、此段申上候處、達上聞、六月二日吹上御庭へ右漂着人を被召、小笠原石見守、建部左京亮、大島近江守立會にて、委細の儀を被尋、右三人幷此度の漂流の者共左の通罷出づ、

(元松平伊豆守領分當時松平豐後守領)遠州荒居筒山五兵衞船　(揖取)甚八(當年六十七歲)

(水主)仁三郎(當年六十四歲)　同平三郎(當年四十二歲)

攝州大阪宮本善八船　船頭富藏　茂兵衞　(水主)庄兵衞

右の附添八丈島地役人船頭名主年寄幷齋藤喜六郎手代二人罷出

御庭案內　石丸貞右衞門

右に記す如く、最初よりの趣委細申上る且つ亦下向の切手、板橋五太夫方へ被遣被改候處、正印紛無之外に仕切書是は靈岸島油屋三郎兵衞と有之に付召呼れ御見せ被成候處、是又正印無紛由申上候、

三人の者持歸候品

船中日記　帆にて仕立候綴三つ　釘二本　剃刀一挺

同砥一　古金貳兩(但步判)　錢三百文　印判一

金印判三品は左太夫死後に首にかけ居候を見付け申候由

二十一年の間、鍋釜三つにて持こたへ候は、大島の膏強く候故、鍋しまり、殊に大切に致し洗候事も碇と不仕故、少々破損は有之候へども、持こたへ申候、椀抔も同前に御座候、衣類は漂候節着し候儘、其後は切れ帆にて拵用候、段々死失候者共の古着を追々用ゐ、又は鳥の羽抔にて拵へ申候、綴一つ宛は唯今

迄持こたへ候、剃刀櫛道具當分は有之候へ共、段々損失候て剃刀一挺相殘候に付、髮は中切にいたし置候
扨四季の樣子は冬と覺しき時も暖に雪も降り不申、夏は難耐暑氣に御座候、雷も度々鳴り、總體雨しげく降り申候、其外島中に指て替る儀も無之、風浪は常に荒く候へども、元來船方の者にて候故、珍敷も不存候、島に獸類蟲類一切無之由申之、且つ又海上里數の事、御尋有之、富藏申上候は、江戶表より彼三人の者罷在候島へは、凡四百里程と存候、江戶より八丈へ二百里、八丈より彼島へも二百里計と、覺え候旨申上る、
右相濟漂流三人の者へ、御米三俵宛被下之、尤も故鄕新居に於て、相應に扶助致し痛り遣候樣に、地頭松平豐後守方へ被仰付、善八船の者共への鳥目一貫文宛被下候主人方へ相渡候樣、神谷志摩守より齋藤喜六郞方へ申渡され、六月二日に一件相濟み松平豐後守より留主居神尾彥右衞門徒士足輕等召連れ參り、三人の者へ衣類帶鼻紙扇子等迄持參致し着用を致させ、駕籠に乘せ、召連れ歸り候、三人の內平三郞事殘り、二人の老人へ殊外親切に致遣し候由噂仕候、齋藤喜六郞方へも三人へ帷子一づゝ吳候よし、此の漂流の趣御尋の節、口上書は今少しく事永く候へ共、無益の儀致し省略候由、右喜六郞手代村田仙藏と申者の覺書を以て爰に記すのみ、
因曰、難船の事は年々餘多の事にて不珍といへ共、中にも怪說故筆の序に記す、頃日の夜話に、但州豐岡に住せし人の語れるは、元文寬保の間年月は聢と覺え不申、但馬豐岡に鍋屋五郞右衞門(姓山利)と云ふ船持の豪家有り、五郞右衞門荷物を船積して二里半程脇なる小島村と云所の船頭次郞兵衞と云ふ者受取り、二百石積の船にて出帆せしに、越前浦の沖にて、難風に逢ひ破船して、船頭水主不殘死せりと聞き、五郞右衞門無是非事に思ひ、渠等が妻子も泣々孝養を營み居る處に、少しく程經て若州小濱の何寺とかや云る寺よりの由にて、右五郞右衞門名代の者八郞兵衞の親族并旦那寺永源寺(曹洞派)の名代、右急々小濱へ差越さるべき旨飛札來る、何事かと五郞右衞門手代庄次郞八郞兵衞甥左吉

井永源寺の弟子打連て小濱へ來り、彼寺へ案内せしに、住持の僧云く、誠に思寄なき事に、旁を相招き定みて各にも不審たるべく候、御渡し申もの侍れば、先づ其次第を語り申べし、去る夜のまた宵の間に燭燈下に寂寞と座する處に、誰とも不知男の、年頃幾つ計り身には斯樣の物を着し、勝手の方より常に立入者の風情にて、不圖來て、我は但馬豐岡邊の船頭に候とて、爾々の事を語り、難風にて破船致候へ共、我は隨分堅固にて、洋中に罷在候、乍去荷物爰かしこに散在いたし有之事、國許へ相達し度候、明日佛場に於て、貴僧へ御渡し申ものゝ候、穴賢たしかに御届被下候へかし、此外の儀は申すに不及候と云ひ畢て、勝手の方へ立行くを、猷も問んとするに、はや表の方へ出ける儘、伴僧僕等に追かけさせぬれ共、忽然として行方を失ふ、爰にて愚衲も夢にや有んと思ひ返せば、又さらに現なり、奇特に怪敷も妄相にこそと思ひて、其夜は臥し、あけの日檀家に作善の事有て、其許へまかりしに、斯る物こそ流寄たれと、掛硯を共座へ持出る、亭主諸ともに改め見れば、筥の內に金子貳百兩且つ荷物の帳面、何角委細の書付を見るに、前夜來りし男の申しゝに露たがはず、故に亭主に其由をかたれば亭主も奇異の思ひをなし、相共に地頭へ訴えし上にて、各を招きたると、段々の子細を演て、扨件の掛硯を渡し、且つ永源寺の事は、八郎兵衛旦那寺にて、往來手形も被差出たる由なれば、是亦一緒に申遣せしとなり、但馬の者共、傍ら物語を聞くに、一々相違なかりしかば、八郎兵衛が最期の一念に仍り、まさに今斯のごとしと各感涙して、早々國元五郎右衛門、其外へ達し、荷物散在の先々を改るに、聊の違ひ無く、五郎右衛門も不思寄、數箇の荷物の譯分明の上、右の金子迄を請取べき樣なし、若州の寺へ寄附して八郎右衛門が孝養とせんと申しけれ共、住持肯はず、各議合て詮方なさに、又々訴えて、裁判の上夫々へ配分せりとかや、此の事怪力亂神を語るに似たれども、一念凝滯すれば、かゝる奇事は今古まゝ多し、然れ共凡佗は愛着より出るのみ、八郎兵衛に於る己が欲に着するに非ず、啻其の正を顯さんとに在り、普通の迷には似るべからず、忠義の烈士抔の死後に怪を遺す類か、一念

既に貫徹して、死後に至て其事を解する事、偏に正直の果徳とやらん、

〇明智光秀齋藤利三墓の事

明智日向守事は、世に普く知處なれば爰に略す、古墳洛東粟田口黑谷街道より東の方、路傍北側人家の裏に在り、雍州府志、山州名跡志等にも見えたり、前なる家は町の會所なり、庭に古木陰々として、其下に古き五輪あり、是光秀が墳なり、僅なる庭に老樹茂りて影闇く、是を伐んと欲すれども、少にても是に觸る者は、忽ち崇り有と古より申傳へて、聊障る者なし、又白川橋通三條下る邊に、能役者(笛)明田理右衞門と云ふ所有り、然るに明和八年の春頃、見馴ぬ男袴を着し、理右衞門方へ來り卒談を乞ふ、則出向て尋之に、我等は粟田口邊の者に候、乍卒爾其許御先祖の由緒子細有りて承り度候、尤も御氣遣之筋は、毛頭無之事の由相演ぶ、理右衞門も不存寄事を尋掛られ當惑せしが、答云我等事若年にて親に後れ候故、先祖の譯一向に不存候、但亡父が申せしとて、老母の語りしは、先祖は丹波の者の由承し計にて、名も不存、勿論由緒等の儀は猶以て不存、其母さへ故人と成ぬれば、今に於ては曾て知れがたしと答ければ、彼男云、我等は町中よりの使に參候、其の趣を何れかへ可申聞由を申立歸ぬ、理右衞門頗る不審晴ず、何とやらんあやしき心地にて居けるに、二三日過て、又彼男來り頃日の趣相違候處、町役人共御面談申度と申候、夫々相揃ひ參候ても目立候如何に候願くは此方へ御入來候樣致度となり、理右衞門諾して兼日を約し、彼の町へ行向ふに、則件の家へ招入る、年寄五人組出會て、年寄申けるは、寔に卒爾の事を申進しさだめて御不審に可有之候、此方には樣子有て其許御先祖の事を粗承り候、御自分は明智殿の御子孫か、又は宗徒か、所從の人の末かにて候、此家の裏に、右の古墳有れば、則家屋敷共に、其元へ讓り申度候、尤も斯く申上の儀に候へば、家賣得の譯には無之、町内へ樽一つ被差越、夫にて餘の掛りもの一同無之、尤も右家に付、借銀等懸り金曾て無之、南禪寺領故、屋敷年貢少々出候へども、是は表の借屋宿料にて相濟候旨、委く相演ければ、理右衞門大に駭き、其由緒は兎もあれ、當

時何の所以も無く、家屋敷讓らるべき段、甚難及料簡と辭しけれ共、各一統に是非とも讓んと云ふ、其の子細を尋れども、其の樣子は不語、理右衛門も止事を不得、さ有らば一存にて、即答も如何なり、罷歸り一家共にも相談を遂げ、其上にて可致返答とて立別れ、其の後打寄相談の上、許容致返答、公儀の割印も頂戴して、相濟けるとなり、但理右衛門居宅にしては、勝手惡き故、抱屋敷に致し、其の庭に在る古木の生茂りたるを、是迄は懼れて手も指ざりしに、理右衛門は少も構はず鬱としきとて皆伐拂ひぬれ共、何の咎も無しとかや、意ふに右の町に何ぞ奇怪か、正敷夢想の告にても有て、如此成にや、其の子細は町内の密事にして語らざれば知れがたし、又齋藤藏之助利三は、無隱勇士にて、諸錄を閱に、信長の隷士にて、明智が麾下に屬す共、又は明智が服心の臣の樣にも見えたり、兩說不詳、逆戰の時を以て考れば、明智か臣の如し、光秀と倶に首を梟せらる、利三が女は不圖も後年大猶公の御乳母に召出され、勳勞積て公寵權勢並ぶ人無く、世に名高き春日局是なり、沒後麟祥院と稱し、其の墓は洛西妙心寺塔頭に在り、則其院を麟祥院と云ふ、公儀よりも別御朱印有り、淀侯よりも釆地貳百石を寄られ、崇敬最叮嚀なり、親利三は夫に引替へ、大刑の人なれば、僅に眞如堂東陽院に墓殘れるを、當院主其の由緒を淀侯へ訴歎く、淀侯聞之て爲に記文に著せよと、院主奉じて是を儒士那波主(聖護院邑寓魯堂)に託す、主膳院主に代つて章句を成す、其の記曰、

眞如堂東陽院長盛、與海北友松齋藤藏之助利三倶學茶式于千利休交友并深、利三舊事明智日向守光秀天正十年壬午光秀心生覬覦弑平信長于京都本能寺信長臣有秀吉西討逗備中國聞之回軍入京誅光秀及利三以爲復讎、特梟二人首級于粟田長盛與友松謀曰、光秀不必問惟至利三誼不可忘、夜到粟田將收其首級護衛者防之友松止鬪、騷擾之際、長盛遂袖其首而歸葬于院後之墓域友松亦逃來、利三見誅之後、其妻於安唯有一女、懷而避匿、住延暦寺之山下、家道乏絕、義故散盡、獨長盛友松、各以財物給其衣食、歲月之後賃屋遷置京都、猶倘助資、女亦漸長、初林八左衛門正成美濃國稲葉監塵通富之裔、臣事信長見弑秀吉襲職、

躬爲關白正成亦事秀吉妻稻葉兵庫頭重道女生正次正定而卒、於是納齋藤氏女生守右衛門正勝內記正利改姓爲稻葉從其舊也、久之出齋藤氏女女復與母家居貧益甚、長盛友松周急不倦、當時秀吉已沒、樂推之運民謳歸于東照宮慶長八年癸卯、京師賜東照宮以軍號、九年甲辰先是東照宮定臺德公爲主器是歲大猷公生臺德公之家子也、命擧謹厚女徒二十人擇乳母、友松嘗知司服賈人後藤縫殿、托以齋藤氏女女當其選改稱春日局、授以三位亦號三位局、局其職名也、十年乙巳臺德公立、即拜軍號、東照君稱大御所、春日局爲人敏辨貞淑、與參內治、元和二年丙辰東照君薨、勅稱權現寬永九年壬申臺德公薨、大猷公立、即拜軍號如臺德公故事、臨政之日、感春日局意養劬勞之有績、寵遇殊深、凡所復逆多賴此人、所乞多可、於是徵林八左衛門正成爵爲佐渡守、賜釆地二萬斛以有本多佐渡守改爲內匠頭釆地如故、蓋秀吉沒之後、正成仍事東照君以來、釆地三千石、未有爵號此度之擧、特稱優渥、以宇右衛門正勝爲嗣、後賜爵丹後守、賓淀侯之宗而春日局之所生也、母弟內記正利、事駿河大納言忠長重道之女所生、正次賜釆地五千石、正定爲尾張侯臣其佗以族屬ニ當賜有差、然正成一旦出春日局、於是欲定避嫌、更妻山內土佐守之妹、生伊勢守正能、亦賜釆地千石、春日局年老朝ニ于京師、禮畢之日、求友松友松已死、唯有其老妻稚兒與在長盛在皆贈金帛深謝舊恩併叙離合之感長盛之弟子良海以還、燈々相繼、香華不絕二百年、墳塋巋然、三友之誼、女氏之守、皆可傳也、簡牘多漏、史乘存略、併操現住東陽院興道傳聞之說、考按作記、冀爲後證、

右明和九年の事也、

齋藤利三素美濃國明智光秀が妹の子にて、光秀の爲には甥、稻葉一徹が壻なり、其の子伊豆守利光は山崎合戰の時十六歲にて野々掛彥之丞と水中に組て、彥之丞を討し勇士なれども、光秀が軍一擧に敗して、光秀幷に親利三を始、其の徒悉亡ぬれば、利光は世を潛て出家と成り立本と名を改め匿居するを、後年春日局登庸の後、兄弟の事なれば尋求て、是を擧し、還俗して御家へ召出さる、然れ共本姓を憚て改て、稻葉の氏族と成る、爰に記する族屬當賜の內也、

翁草　巻之三十八

○𢦏の字の事

𢦏の字を寅の略字に用ふ、是は𢦏斗とて、軍器の內なり、陣中を令する鉦なり(和訓ドラ)どらの假名を誤り、寅に用歟可笑、

○牡丹花肖栢の事

牡丹花肖栢は泉州堺の人、和歌を宗祇に學び、其名世に聞え、後柏原院に召れて禁中の連歌有り、肖栢發句なり(此句闕)賜天盃、中頃は攝の池田に居り後は堺に在り、大永丁亥歲四月卒、壽八十五、

○柔術の事

柔術は近世紀州の關口柔心を祖とす、其の子八郞左衛門希世の妙手也、其の弟彌太郞又父兄に同じ、高弟澁川伴五郞二十四歲にて、東武へ出で、諸士に術を傳ふ、其の徒千人に超ゆ、又菅谷某と云ふ浪人、是も此の術に長じて、門弟數多有り、一日澁川が藝を試んと、三田町佛乘院にて會す、兩徒擧つて見物す、遂に菅谷澁川に負て、澁川益々高名なり、

○里村昌程連歌の事

里村昌程連歌の附句に、

いつくの山にかくれ住らん　といふ句に

卯の花のさけとも鳴ぬ郭公

と附られしを、一座感ず、父昌琢聞居て、今少し有べしと也、人々いか成るやらん、此の頃の秀句なるをと申されしかど、かぶりを振り給ふまゝ、昌程又しばらく案じて、卯の花のと五字文を執筆へ渡さる

ゝを、昌琢夫にてこそよけれと有り、
卯の花のちれともなかぬ杜宇
流石の昌琢なれば、二の句を聞ずはやく合點有しを人々感ぜしとぞ、
〇源語秘訣の事
源語秘訣源氏の大事十五條
桐壺卷　源氏の服有無の事　夕顔卷　侍童着指貫の事
夕顔卷　揚名之助の事　花宴卷　翁もほと／＼まひ出ぬべき事
あふひ卷　大將かり隨身の事　あふひ卷　ねのこみつひとつの事
榊卷　とのひのふくろの事　あふひ卷　さるもしいませ給への事
あかし卷　まくなきの事　うす雲卷　わか君のたすき引ゆひ玉へる事
乙女卷　をしかいもとあるしの事　玉葛卷　水鳥のくがにまとへる事
初音卷　巾子の事　こてふ卷　ひのよそひの事
藤のうら葉卷　朔日頃の月の事
此內殊に三ケの大事は揚名助ねのこみつひとつとのひ袋也、
〇子の日に爪を切らざる事
昔は正月子日に爪を切らざりしにや、土佐日記に、二十九日船出て行くほとに日照りて漕ぎゆく、つめいとながくなるにとるを見て、日をかぞふればけふは子日なれば切らずと云云、
〇書法及ひ闕字の事數條
一三禮ロ決と云ふ本見侍りしに、書札の法式古代より三色なり、內封謹上腰文、內封と云ふは文の端を切紐にして上を包み上書するを云ふなり、近世の半紙に書て、上包して粘にて封じたるは、古の內封

の略なり、謹上書の事、近世の立文とて狀の頭の方捻り、又結て封じ上書する狀は、古の謹上の略なり、腰文は上包無して、本紙計にて、紐をする故に、腰文と云ふ、今の手紙に似たり、

一我名には官の唐名を書くまじ無禮なり、他は唐名を稱するは敬也、

一目錄幷に注文共に、端書に目錄注文と書す、進上と書す、又書く事も有り、是に一と書時は、下に物の數書べからず、下に員數書く時は一と書すべからず、又一つ二つなとゝ添書すべからず、たゞ一二と可書、

一法度書の事、登端に法度と書くまじ、たゞ定と書くべし、總て注文に注文なし、目錄に目錄無し、制札に制札なし、高札に高札無しとて、端書にせぬ事なり、

一平出、　皇祖(謂不及曾高也)皇祖妣　皇考　皇妣　先帝　天子　皇帝　陛下　至尊　太上天皇　天皇諡　太皇大后　太皇大妣　太皇大夫人　同皇太后　皇大妣　皇大夫人　同皇后

一闕字、　大社陵號　乘輿　車駕　勅旨　明旨　聖化　天恩　慈旨　中宮　至尊(謂一人也)　闕庭　朝庭　東宮　皇太子　殿下

一御書事、　詔書　勅書及勅符並用書日、詔書　勅書　覆奏文並書可、論奏及諸衛擬舍人並書聞、皇太子令旨用書日、

平出は行の頭へ上て左右の行頭と等く書くを云なり、闕字は一字の間を闕く、　朝庭　勅諚　伊勢　賀茂　八幟の類　陵號　詔書　勅旨　聖化　天恩　龍顏　天氣　逆鱗　叡感　中宮　春宮　皇太子　殿下等の類なり、若し一行の頭へ上らば不及闕字、又古事を引く類ひ平出闕字に當る事も、當代を指すに非れば不及平闕、此の法古法にて令義解第七卷公式令に出たり、漢例尤も有る事なり、武家に於ては　公方　將軍　大樹　御臺所或は將軍の御父母等平出たるべし、上意　御教書　御奉書　御代　御世嗣　御若君等闕字可爲、　詔書　勅旨は同じく論言ながら、重事を詔と云ひ、尋常の小事を勅と

云ふ令義解に詳なり、
一謹上書幷殿又樣書の事、信長公以來漸く書き來るなり、其時分も謹上書に殿書も間々有之し、當代に至り樣の字通例に成れり、先は天正の頃より弘安の禮法は絕たり、
一昔足利家公方の時より直に被下御書を、御內書と云、表向より仰遣はさるゝを老中の奉書と云、御內書は備中引合紙一枚に書之、封を常の如く、御判有り、御敎書は杉原一枚に書之、不封表包を押折て墨を引ず、御內書は月日計り書くなり、御敎書は年號月日有り、御敎書は管領の狀、奉書は奉行の狀を云、又御下知とも云、
一古文書に多く在判と書く、其紙の裏に判有となり、但在の字は古代の誤ならん、有の字可然、
一歌は眞名がちに書を嫌ふなり、假名がちに書ものなりと、
一同じく事書は歌より二字下げ書、また左書といふ事有り、是は歌の左の方に、此の歌は或人云柿本人丸が歌なり抔と云ふ類なり、是は事書より又二字下げて書くべし、
一文字に體用と云事有り、時雨ふる、初時雨降る、時雨などは體なり、うち時雨、しぐれつゝ、しぐるらん是等は皆々用也、用は何ケ度も假名に書くべし、體の文字は眞名に書くべし、又假名に書く事も有り、歌一行の樣子によるべし、
一和歌又は和文などは、たとへばむめの花を、梅花と書く、の文字入るゝはあしく、たゞ梅花とかいて讀にはのを入てよむなり、山城國伊勢國などの文字を添て讀む習ひなり、
一草紙書樣の事、紙の端よりかく事定賴卿の法なり、また兼載の說には、面一片は除て、紙の左方より書初る通法なり、云々、
一歌書幷外題押やうの事、物語は中に押し、其外は常の書の外題のごとく本の端に押す、(東野州聞書)
一將棊駒の王將、方々には點を打事は、兩王を忌てなり、(禮記天無二日國無二王、埃囊抄に出づ)

一檀紙とは引合の事也、源氏にみちのく紙と云、奥州より渡出す故なり、
一行の頭へ、書まじき假名字、不ふれりらてしつのれろ耻もくへ等也、又行の下に書ましき字、いふ雲ほとこ樂堂たすなそは衣を巳か
一口宣とは職事奉之覺書するを云ふ內記書之、
一宣命は詔書に似たり、中臣秡の文體の如し、
一勅宣とは凡の詔を云ふ、詔勅の謂に非ず、勅諚宣旨皆同、
一朝臣を䡊、如此書くを位署書と云、位冡は姓名の上に、官位を書連るを云、

○樂器の事

一樂器の事、絃は上管鼓は次なり、絃は堂上管鼓は堂下用、

○官職位勳の事數條

一幼主の御時御代に政事を行ふを攝政と云、御元服後、事をあづかりまうすを關白と云、本朝攝政は忠仁公に始り、關白は昭宣公より始る、是は臣下の事なり、仲哀崩御の後、神功皇后攝政たり、併帝統には不入、推古の御時厩戸皇子攝政、齊明の御時中兄皇子攝政也、
一諸太夫は正從四五位上下也、從四位に叙すを四品の諸太夫と云、凡五位にても四位にても侍從にならぬは諸太夫也、
一左近太夫と云官は、左近將監にて有ながら從五位に叙すを云、五位は太夫なり、
一官無くして從五位に叙るを、無官太夫と云、
一正大納言大臣に任ずる人の大饗と云ふ事行ふ時、其事を司る人なり、近代大饗なし、故に皆權大納言なり、
一散位と云は、位階計にて、官無きを云、前大納言前中納言等也、

一叙留とは別官に任ずと雖も、舊官本の如きを云、大將如元の類也、
一戸と云ふ事、朝臣眞人連宿禰等の類、姓に寄て二十四品有り、姓も氏も官にも非ず、古へより其の家に付て稱するなり、唐には無き事なり、
一勲十二等、昔は神祇又功官等へ賜ふ、今はなし、從一等到十二等、

○聖護院宮入峯の事

正德三年巳七月二十五日、聖護院宮二品法親王道承金峯山御入峯、御輿にて寺町下へ、五條橋伏見街道御下り、御裝束御頭にははね燕尾被召、左の御膝元に御太刀下に紅帷子目なし縫筋、上には忍摺御鈴掛、御輿黒塗、總蒔繪、金鐵物、御先行列に長六尺計の大山伏亂髪に、兜巾大髭斧持、其次引導山伏(先達と云)塗輿、御後陣、院家三人各塗輿、其外騎馬諸國の先達山伏幷下山伏に至る、凡五百人餘なり、寺町四條辻惡王子社前にて宮の御輿少し下候て、夫へ被向御拜有り、其外の輿は、皆々舁下し拜せらる、騎馬山伏は、寺町四條上る所より下馬して、件の社を拜し、同下る町にて乘馬す、此所より新に下馬札を建らる、此社は泉涌寺內來迎院より兼帶す、熊野山王寺の內也と云り、

○靈元帝御落飾の事

同八月十六日仙院(靈元帝)御落飾、御法諱素淨と奉稱、御戒師梶井宮二品道仁法親王、山門衆徒十人陪侍、勅使正親町大納言公通卿也、二條右府綱平公、近衞內府家久公、醍醐大納言照尹卿、六條宰相有藤卿、此外諸卿院參出納院歷官主典代出、此度御落飾御相伴の衆、園前大納言基勝卿五十一歲、(號義觀)押小路前大納言公音卿六十四歲(號〇〇)清閑寺前宰相長時卿五十七歲(號惠雲)櫻井三位兼供卿五十六歲(號徹源)東久世三位博高卿五十五歲(號善翁)右入道達へ現米三十石づゝ被下、御番も其儘被勤樣にとの御事也、(此時御寳筭六十か)

○御名代使上洛人名の事

御名代使上洛前錄

一寛永七午年	明正院御即位の時	(秀忠公御使)	酒井雅樂頭
		(家光公御使)	土井大炊頭
一同二十未年	後光明院御即位	(兩上使)	酒井讚岐守
			松平伊豆守
一明暦二申年	後西院御即位		松平讚岐守
一寛文二卯年	靈元院御即位		松平出羽守
一貞享四卯年	東山院御即位		保科肥後守
一天和三亥年	春宮成		松平讚岐守
一寶永七寅年	中御門院御即位		榊原式部大輔
一寶永五子年	春宮成		松平讚岐守
一慶安四卯年	家綱公將軍宣下		酒井雅樂頭
一承應二巳年	家綱公右大臣轉任		保科肥後守
一寛文九酉年	御入內(鷹司殿より)		松平美作守
一元祿十丑年	御入內(有栖川殿より)		本多中務大輔
一元祿十五午年	桂昌院殿從一位昇進		本庄安藝守
一寶永二酉年	綱吉公右大臣轉任		酒井雅樂頭
一同年	家宣公大納言昇進		松平隱岐守
一寶永六丑年	同將軍宣下		井伊掃部頭
一延寶八申年	綱吉公將軍宣下		井伊掃部頭

一正德三巳年　家繼公將軍宣下　松平下總守
一同六申年　八十姫君御結納　阿部豐後守
一享保元申年　吉宗公將軍宣下　松平隱岐守
一同年　御入內(近衞殿より)　松平出羽守
一同十巳年六月　家重公大納言御任官　酒井左衞門尉
一同十三申年六月　春宮　酒井雅樂頭
一同廿卯年十一月　櫻町院御即位　井伊掃部頭
一元文元辰十一月　御入內(一條殿より)　松平大和守
一寬保元酉九月　吉宗公右大臣轉任　松平肥後守
(家重公右大將兼任竹千代君元服任官)　酒井左衞門尉
一延享二丑十一月　家重公將軍宣下　松平讃岐守
一同四卯九月　桃園院御即位　藤堂和泉守
一寶曆五亥十一月　御入內(一條殿より)　松平出羽守
一同十辰三月二十一日　家重公右大臣轉任　松平讃岐守
一同三月二十二日　家治公右大將兼任　松平肥後守
一同十三未十一月廿二日　仙洞御即位　酒井雅樂頭

○鬼丸の太刀の事

鬼丸の太刀は粟田口國綱作、及の長二尺五寸八分有り、鎬作直燒及、柄は革の片手卷下鮫卷、金の笹の目貫、鍔は鐵の塗鍔、緣頭は無地赤銅、鈕は金、切羽は銀、鞘は革の縫くゝみを塗上る、是は北條家に時政已來代々傳て元弘の頃は、名越尾張守所持なり(太平記に見えたり)夫より年曆を輕て、織田信長公

の所持と成り、後に秀吉公へ傳はり、其節本阿彌光成へ、秀吉公より此の太刀を預けらる、光成是を預りて研之には、精進潔齋して勤之、御治世以後も、其儘に本阿彌に被預け置、將軍家御一代に一度づゝ上覽有りといふ、

〇花咲稻荷の事

花咲稻荷社、東洞院と、高倉の間松原上に、稻荷町と云ふ一町有り、此の稻荷社の內に、木花咲耶姫の小社有り仍て名づく、松永貞德暫く爰に住して、花咲宿と號す、

〇堂上方武家昵近衆の事

堂上に武家昵近の家十七軒有り、是は京都將軍武權盛りの時分より始るとなり、其の濫觴は不詳、御當家に至ても、先代の格を以て此名目有り、公方家御代始に、武家へ對し不依何事、疎略有間敷由の誓書を差出す由、又武家傳奏も、其の職に補せらるゝ時、所司代より右の趣の案文を被差越、誓書致さるゝとなり、昵近と稱する家は

日野　廣橋　柳原　勸修寺　飛鳥井　高倉　四條　山科　冷泉　舟橋　西三條　竹內　橋本　梅園　堀川　土御門也、

〇數寄屋庭の事

或人數寄屋庭の物好を利休に尋しに、古詩一句にて答ふ、靑苔日厚自無塵、又遠州へ尋しに、朧月海すこしある木間哉、と答られ、又宗旦に問へば「心とめて見ればこそあれ秋の山ちがやにまじる花の色々」物好は心々に替る事斯なん、利休は幽玄に奇麗なり、遠州は閑靜に物さび、宗旦は侘體餘りて細かに心付しとふるき書捨に在り、

〇將軍家上洛の節道橋の事

寬永三年六月將軍家御上洛に付、東海道大名領地の內、道橋掃除等に至る、尤御旅館の結構、各心を盡

し御馳走有り、就中駿河忠長卿は、御領分大井川に浮橋を渡さる、供奉の面々は此の大造成る御馳走を感ぜしに、將軍の思召に叶はせられず、上意には凡東海道第一の要害の地は、此大井川と箱根に不如然るを浮橋にて、容易渡る事、其主意を失ふ所なりと御不興有しとぞ、

○西丸失火酒井忠世蟄居の事

同十一戌年七月十一日、家光公御上洛有り、同月西丸出火有て、西丸中過半燒失す、御留守の儀は酒井雅樂頭忠世に命じ置るゝ處に、如此なれば忠世將軍の御怒を懼て、自ら罪を蒙て、東叡山へ蟄居し、宿次を以て京師へ注進す、公聞召て、執事土井大炊頭、酒井讃岐守を召て仰けるは、西丸火災の事、奚ぞ雅樂頭が罪とせんや、予が洽戸に在とても、火災を遁るべきには非ず、然るを預りの城を開退き、寛永寺へ入る條、其心實に心得ず、假、我怒强くして忠世に刑を命ず共、諍ひ諫て大切の守城を立去間敷事なり、其身の罪は小事なり、城を守護するは大事也、大を捐て小を取る、是元老たる者の意に非ず、武の吟味尤も闇し、御眼力に違ひたりと以の外怒らせ給、此段申遣べしとの上意に仍り、兩人方より委細忠世に報ず、忠世拜見して彌々身の罪を顧み、恐怖し、關東御下向以後も、謹で東叡山に蟄す、南光坊悼之、種々愁訴有りて漸く御赦免の上、執權職被召上ぬとぞ、

○生島幽軒年賀に老人集會の事

正德五年未三月江戶にて生島幽軒八十の賀に、老人七人集會有り、

榊原越中守家來初名金五郎　志賀瑞翁（百六十七歲）
醫師　小林勘齋（百三十六歲）
松平肥後守內　左治宗見（百七歲）
御旗本初名權左衞門　石寺宗壽（九十七歲）
醫師　谷口一雲（九十三歲）

御旗本　　　　　　　　　　　　　下東長兵衛（九十三歳）
浪人　　　　　　　　　　　　　　岡本半丞（八十三歳）
御旗本初名山田市之丞　（亭主）　生島幽軒（八十一歳）

此瑞翁は百八十歳の頃迄存命成し由、享保の中頃江府殿中の御沙汰書にも見えたり、正德五年に百六十七歳と有れば後奈良院御宇、武將光源院殿義輝公、天文十八己酉年の生れ成べし、寔に希世の老翁なり世に瑞翁六腑丸と稱する賣藥有り此の翁の傳なりやいなや、但し藥功を以て壽を延る事說無にしもあらねど、先は信じ難し、享壽の人に多く不養生成る人有るものなり、此藥も世を惑はす類ならんか、當代も洛東安井の邊りに、何の主稅とかや云る隱士（後に改名）高壽の人ながら、共の壽を隱して、自ら八九十翁と稱す、去れども噺の興に乘じては、不都合の事も出て、まさに石田治部抔をも覺たる口振なれば凡百六七十歲より下にては有まじ、此の翁伊賀の產にて、先年彼國の一揆の事を有々と語るを、連座の內に共事を粗聞傳たる人有て、眉をひそめ指を折て、夫は年號何の比にて今年より八十九年に成れば、共事を能く覺給ふ上は、誠の年齡を明されよと問れて、翁も笑ながら一座しらけしと、此の類の事折々有りとかや、隱士にして壽を隱すは入らざる事の樣なれ共、此の心を察するに高壽の事、流布せば高貴へ召れ、老後に公武の勤始りなば世の愧なりと思ひて、包しにや、實にも間近き先縱有り、享保八癸卯年三月朔日、靈元法皇の御所より高壽の人を被召、尙齒會を被催御料理を被下、

御姊宮暮明院宮　御年（九十）
（醍醐水本）　釋迦院大僧正有雅　（九十）　　西洞院大納言時成　（七十九）
藤波正二位景忠　（七十七）　（仙洞の女房）大進　（八十二）
醫官法印浦野道英　（七十八）　針師法眼岸本壽賢　（百二十）
上北面　松室仲觀　（八十二）　上北面　松室綱然　（七十九）

樂人　窪甲斐守（八十七）　針師　高谷玉泉（六十六）

此時岸本壽賢即席の詩有

恭賦御苑松奉祝

聖壽　　　　法眼岸本惟明

御苑靑松尾上遷、靈苗獻日遠差肩、
凌雲蒼色同皇壽、相共千年又萬年、

右獻之西洞院家藤波家幷釋迦院僧正へは、松の畫繪に富士綿を添被下地下の輩へは、同繪に白銀一枚宛添被下之、夫より壽賢は式禮の日は公武の御禮を勸め、鳩の杖にすがりて、其體勞倦に見えたりき、かゝる例を思ひけるにや、安井の翁は、生涯己が齡をあらはに云ず、一兩年跡明和の末に身まかりぬと聞ゆ、

○松平肥後守脇指拜領の事

會津城主松平肥後守容貞朝臣は寬保元酉年生年十八歲、美質にして才智有り（幼名長菊）有德公右府御轉任の時、京都御名代使を被命、御暇の折から、大樹君の佩せらるゝ御脇指を、御手自被下之、謹で拜領有り、元の座に暫く控居らるゝ故、御側の面々より御退出可有旨被申時、彼旁へ向ひ、御前の御腰あきし故、差控居候と被申、依之早々御指替を持出、右相濟上にて退出せらる、跡にて大に御感有しと也、

○諸士倥名の事

享保二十九卯年於江戸大納言樣仰の由、諸大名の家來倥姓名の分、書上候樣にとの儀に付、左の通銘々より書上る、

藤堂大學頭內　七里鎌倉（カマクラ）兵衛　　松平大隅守內　疋和田四方四五（ヒキワタヨモシゴ）右衛門
七寸五分（クツワタ）刑部左衛門　　仁禮正禧吾（ニレンコゼンゴ）

谷谷谷谷　松平陸奥守内　八幡男也
三方一所典膳　松平相模守内　古屋敷跡新五郎五左衛門
松平修理太夫内　竹下太郎八左衛門　小助助助
酒井雅樂頭内　一石八斗兵衛　牧野河內守内　入交彌六左衛門
鍋島攝津守内　嬉野白石社宗彌次郎　水野日向守内　大岡田村正九郎助之進
松平甲斐守内　穴山宮內兵衛　松平備中守内　平平平平
伊達遠江守内　東海村舍人　松平下總守内　伊藤車戶二
紀伊殿御内　宇知村條利九郎　且來賀多右衛門
了治泉　加留田多之右衛門
秦斧治　吳官治左衛門
李位保之介（且來十村は紀州鄕名也李氏吳氏は共に朝鮮人の末也）
松平大和守内　大戸好津　鄕半太
西尾谷次　藤田十五兵衛
猿木梶摩　塵子田角摩
勾坂內藏卿　藤司逸平
島田嘉總　順田貫八
松平平學　此外東海村氏數多有

此外奇怪の姓名諸家の數多有り繁き故略之、

○陵の事

近世の天子は洛東泉涌寺に、陵赫々たれば、汚穢不淨の論無し、其餘は所々に散在して、或は曠野山林

の間、或は荒廢の寺院の內抔に、僅に存して、雜人土人の爲に侵し穢さるゝ類多し、又上古の陵には、四維に疊して小丘を構へ、其營嚴に數千載の後迄、方境最分明なるも有り、其類は土人妄に穿つ事も不能、和州畝傍の邊に在る陵は凡如此、夫だに石棺を穿ちあばきて、內に詰たる朱を奪偷も有しなり、斯く陵の傾壞するを閣るべきに非ずとて、享保三四年の頃、其御沙汰有て、京師兩廳の與力石崎喜右衛門入江安右衛門に被命、畿內近國に在處の陵を點檢させられ、各陵圖に寫して玉垣石垣等の修理を積み又安定あらぬ事は、其邊の領主の方幷地下人へ尋ね、土地に隨て修理の品を被究、然れ共百餘皇の陵、其上往古の事なれば、分明ならぬ事數多有て、年を超て不成、後年同與力加納武助、飯室助左衛門是を繼て共遺るを補ひ、稍改畢て陵每に制札を建て、或は玉垣或は石垣等を修營し、後年破損に及ばゞ、所の者より可訴旨令して右兩人打廻りて檢之、後來妄ならざらしむ、但、適、邊國に在陵の分は、京都より不指揮、是は其領主の方へ、其砌達せられしや未考(其砌京所司代水野和泉守町奉行山口安房守諏訪肥後守なり)

歷帝陵左記

神武　大和國高市郡畝傍山の東北に葬○同國同郡四條村小泉堂村立會村に在り字塚山と云畝傍山東北なり、植村右衛門佐同內記知行所、○陵地除地

綏靖　同國同郡桃花鳥田の丘上に葬○同國同郡慈明寺に在字スイセンと云畝傍山の西北に當る桃花鳥丘は不知、神保主膳知行所○陵は除地

安寧　同國同郡畝傍山西南御陰井上葬○同國同郡吉田村の東南マナコ山の中に在、字安寧山と云、畝傍山の西南に當、小宮有、御陰井は不知、神保主膳知行所○陵は除地

懿德　大和國高市郡畝傍山の南纖紗谿の上に葬○同國同郡畝傍村に在畝傍山東に當小宮あり纖紗谿は不知、神保主膳知行所○陵除地

孝昭　同國葛上郡掖上博多山に葬○同國同郡三室村字天皇山と云小宮有、博多山は不知、ハタと云小山有博多を誤か、永井播磨守知行所○陵は除地

孝安　同國同郡玉手の丘の上に葬同國同郡室村小物成山に有之南都御代官間宮三良右衛門へ年貢相納、室村は桑山源七郎知行所、

孝靈　大和國葛下馬郡片丘馬坂葬○同國同郡王寺村に在、櫻井孫兵衛御代官所○陵は除地

孝元　同高市郡劔池の島上に葬○同郡石川村に在、字中山塚と云劔か淵の邊なり、劔か池の事が植村右衛門佐知行所○年貢地

開化　大和國添上郡春日卒川坂上葬○同郡奈良念佛寺境内に在字坂の上山と云春日の卒川の坂の上なり、南都油坂村念佛寺境内は除地○陵は年貢地にて御代官會田伊右衛門方へ年貢納

崇神　同國城上郡山邊道の上葬○崇神景行の際難決、同郡上總村の東に陵一ヶ所在、字大墓山○山邊道上今は不知會田伊右衛門御代官所○陵は除地

垂仁　同城上郡菅原伏見の東に葬○同郡濟音寺村在字寶來山菅原伏見西南當本多唐之助領○陵は無年貢興福院村に伏見と云花地有

景行　同城上郡山邊道の上葬○崇神の下に記

成務　同添下郡狹城盾列池後に葬○同郡超昇寺村に在、字石塚山と云、水上大池と云池西北に當○狹城盾列池は不知、本多唐之助領、超昇寺村七ヶ村有、會田伊右衛門御代官所桑山源七郎知行所分鄕、

仲哀　河内國志紀郡惠我長野西に葬○同錦部郡長野庄上原村に在り小宮有○惠我長野不知、字宮山と云、本多唐之助領○陵は除地

神功　大和國添下郡狹城盾列池上葬○同郡超昇寺に在○本多唐之助領○陵は除地、超照寺分郷委細前に在

應神　河內國志紀郡惠我藻伏山の岡に葬○同古市郡譽田に在、藻伏山とも申傳○志紀惠我藻伏山不知、譽田八幡境內、御朱印地の內後山陵有○譽田八幡は則應神天皇勸請の由

仁德　和泉國大鳥郡百舌耳原の內に葬○同郡袖松村にあり、久下藤十郎御代官所、陵地は堺奉行より支配立木等も同斷○陵廻りの地は久下藤十郎御代官所、(袖松村、中筋村)石原新十郎同(北庄村、添村)用水

履中　同國同郡百舌耳原の南に葬○同郡上石津村に在、久下藤十郎御代官所○陵は年貢地○百舌耳原未知

反正　同百舌耳原北に葬○同郡中筋村に在○陵地は堺奉行支配、久下藤十郎御代官所、陵廻り荒場は中筋村領

允恭　河內國志紀郡惠我長野北に葬○同郡國府村に在、渡邊備中守知行所○陵は年貢地免置候由

安康　大和國添下郡菅原伏見の西に葬○同郡寶來寺村に在、字兵庫山頂に有之、陵年貢地○牛頭天王社に勸請す北の氏神なり、本多唐之助領

雄略　阿波國丹北郡丹北高鷲原に葬○同郡島泉村に在、秋元伊賀守知行、陵は除地○丹北高鷲原不知、

靖寧　同古市郡坂門原に葬○同郡西浦村に在、間宮三郎左衛門御代官所、三方田地は北條遠江守土岐圖書知行所○陵は除地

顯宗　大和國葛下郡傍丘磐抔丘南に葬○同郡平野村に在字片岡山と云○傍丘磐抔丘不知○本多唐之助知行所○陵無年貢

仁賢　河内國丹北郡埴生坂本葬○埴生坂本不知

武烈　大和國葛下郡傍丘磐抔丘北に葬○同郡平野村在、顯宗の下斷

繼體　攝津國島上郡三島藍野葬○同島下郡太田村にあり、島上島下兩郡境の山に陵有、今島下郡に有○三島藍野不知○松平紀伊守知行、陵除地

安閑　河內國古市郡古市高屋の丘葬○同郡古市村に在○高屋丘は不知、本多豐前守知行所

宣化　大和國高市郡身狹桃花鳥坂上葬○同郡高屋村に在、字ミサンサイ山、陵は公儀小物成山に有會田伊右衞門御代官所なり、鳥屋村は神保主膳知行所

欽明　同國同郡檜隈坂合には葬○檜隈坂合は不知陵無の由同郡檜前村は植村右衞門佐知行所

敏達　河內國石川郡河內磯長中尾葬○同郡太子村に在叡福寺境內御朱印の內平山にあり、太子村松平和泉守知行所

用明　同國同郡同所に葬○同郡春日村に在松平和泉守知行所、陵は除地

崇峻　大和國古市郡倉梯岡に葬○同郡倉橋村字岩屋山に在、會田伊右衞門御代官所

推古　河內國石川郡磯長の山田に葬○同郡山田村に在、字馬塚、松平和泉守知行所　陵年貢地

舒明　大和國城上郡押坂內に葬○同國式上郡忍坂村に在り、字タンノ塚、會田伊右衞門御代官所、年貢地

皇極　齊明と同帝

孝德　河內國石川郡大坂磯長に葬○同郡山田村に在○磯長不知、松平和泉守知行、陵地年貢差免

齊明　大和國高市郡越智岡上葬〇同郡鳥屋村に在り字塚穴、起智村の東に當、神保主膳知行所　陵除地

天智　山城國宇治郡山科に葬〇陵村は禁裏御料玉虫左兵衛支配、同郡山科郷陵村御廟野に小宮在、御履石と申石有之、境內二町四方除地宮守竹鼻彥三

天武　大和國高市郡檜隈大內に葬〇同郡野ロ村に在、陵境內年貢除地植村右衛門佐領

持統　天武の陵へ合葬、

文武　大和國高市郡檜隈安舌岡上葬〇同郡平田村に在、無年貢地、植村右衛門佐領

元明　大和國添上郡奈保山東葬〇同郡法華寺村に在字宇和那邊山〇奈保山は不知、法華寺殿支配法華寺村は四株、法華寺殿海龍寺南部十二ヶ寺衆徒御朱印地

元正　同斷奈保山葬西〇元明と同所にて山は別字小那邊山と云

聖武　同國同郡佐保山の南葬〇同郡奈良町佐保山眉間寺境內山頂に在、眉間寺御朱印百石有

孝謙　稱德と同帝

廢帝　淡路國三原に葬〇同國三原郡十一ヶ所村にあり〇廢帝勸請(野間宮、大炊宮)とも云、松平淡路守領國の內、陵は除地

稱德　大和國添上郡高野葬〇同郡超昇寺村に在、除地、本多唐之助知行所

光仁　大和國添上郡田原の東に葬〇同郡東田原村に在字塚の本、藤堂和泉守領地の內、除地

桓武　山城國紀伊郡柏原葬〇同郡深草山の內に在、柏原は不知、深草村谷ロ町裏の方に在、公儀茶山の內にて陵地御山預り、長谷川太兵衛

平城　大和國添上郡楊梅に葬〇同添下郡超昇寺村に在、字ヒシヤケ山と云、添上添下郡境今は添下郡在〇楊梅不知、本多唐之助領、無年貢地

嵯峨　山城國葛野郡嵯峨山北葬〇同郡嵯峨二尊院寺內後山在、同清凉寺寺內五大寺堂前在、兩等の內陵歟火葬所歟難決

淳和　同國乙訓郡物集女村に葬〇同物集女村に在、同所車塚有、禁裏御料一條殿家領隨心院殿寺領入組、陵除地

仁明　山城國紀伊郡深草山に葬〇同深草山安樂行院寺內に堂一宇あり、是陵とも又御骨堂共深草山法華堂とも云、安樂行院に陵無之申傳も無之

文德　同葛野郡田邑に葬〇同郡陵村に小宮あり田邑の舊地之由、陵山あり、京極宮御家領の內、田地中塚有除免

清和　同愛宕郡粟田山に火葬〇粟田山不明、御骨丹波水尾山上藏、同葛野郡水尾山に陵有、字粟田山、山林は公儀運上山、水尾村は施藥院知行丹波山城境あり今は葛野郡なり

陽成　同國同郡神樂岡葬〇神樂岡陵所不知

光孝　同葛野郡田邑鄉立屋の里小松原葬〇同郡小松鄉福王寺村に有之、仁和寺殿寺領の內田地中有之、陵除免、小松里と申傳〇立屋小松原は不知

宇多　大和國大內山葬〇陵所并大內山不知

醍醐　山城國宇治郡醍醐寺に葬〇後の山山科と號、同郡醍醐村三寶院寺領の內に有、除地

朱雀　同愛宕郡愛宕山邊に火葬す〇御骨醍醐寺藏、火葬所不知、同宇治郡醍醐村三寶院院家理性院御朱印地の內、吉田權右衛門屋鋪裏にあり

村上　同葛野郡村上山に葬〇村上山不知

冷泉　同櫻本寺前火葬○御骨其寺の山側藏○同葛野郡小野鄕上村下村にて百姓家側陵二ヶ所あり、上村御骨藏下村火葬所歟、法皇御所御領の內

圓融　同圓融寺北原に火葬す○御骨村上山藏、同愛宕郡大宮鄕雲林院村大德寺領の內小野松梅院知行の內に陵有、此所圓融寺舊地○村上山不知

花山　山城國紙屋川上法音寺北葬○同葛野郡大北山村法音寺に申傳無之、陵所紙屋川上法音寺不知

一條　同北山長野に火葬、御骨圓成寺藏○同愛宕郡大宮鄕大德寺領船岡山の北、圓融寺舊地に古塚二ヶ所有、一條、堀川兩帝の間難決、長野ィニ長坂、不知、

三條　同巖陰に火葬○御骨北山藏○火葬所巖陰幷御骨藏所も不知

後一條　同愛宕郡神樂岡東淨土寺西原に火葬○御骨同寺菩提樹寺藏、同郡に淨土寺と云寺無之火葬所不知、菩提樹寺舊地有と云とも不知

後朱雀　同愛宕郡香隆寺火葬○御骨圓敎寺に藏、同郡船岡山乾蓮臺寺境內畑中に有之、後朱雀堀川二條三帝難決、圓敎寺不知、香隆寺は蓮臺寺

後冷泉　同郡船岡山西野火葬○御骨右同、同郡千本蓮臺寺境內北森の中にあり、後冷泉近衞兩帝難決、

後三條　同郡神樂岡南火葬○御骨禪林寺藏、火葬所不知、禪林寺御骨納所も不知、申傳も無之

白川　同郡衣笠山東麓に火葬○御骨香隆寺藏、後鳥羽の塔中藏、竹田村安樂壽院に申傳も無之、同郡衣笠山の東麓鹿苑寺境內大北山村川鰭中將家領田地の內にあり、年貢地の出

堀川　同郡香隆寺に火葬○御骨仁和寺圓融寺藏、同郡船岡山乾蓮臺寺境內に陵有之歟、後朱雀堀川二條三帝難決

鳥羽　山城國鳥羽安樂壽院葬○同紀伊郡竹田安樂壽院の內雜御塔に藏候由申傳有之

崇德　讃岐國白峯に火葬す○後山城國愛宕郡に宮を立粟田宮と號、不知○讃岐國阿野郡綾松山の頂白峯寺境內乾の方有之、長寛二年八月二十六日同郡府中村鼓岳にて崩御○陵綾松山に有、左右爲義爲朝の墓有之、松平讃岐守知行所

近衛　山城國愛宕郡船岡山の西野火葬○御骨知足院常行堂藏、後に鳥羽東殿美福[illegible]堂塔藏、同紀伊郡竹田村にあり、仁和寺御門跡寺領の內畑に有、年貢地、美福門院舊地竹田安樂寺知足院常行寺不知

後白川　同蓮華王院法華堂葬○陵幷法華寺不知、蓮華王院は大佛三十三間堂の惣名、法住寺殿と申、二間四方堂後白川尊像有之

二條　山城國香隆寺に火葬○御骨三昧堂に藏、火葬所不分明、同愛宕郡船岡山乾蓮臺寺境內畑中古塚有、後朱雀堀川二條三帝難決

六條　同國東山清閑寺葬○清閑寺に申傳有之と雖、陵地不知、

高倉　同清閑寺葬○同所歌中山境內に有之、

安德　長門國赤間關入水故無葬所

後鳥羽　隱岐國海部郡苅田鄉山中に火葬○御骨山城國大原法華堂藏、山城國葛野郡北大原勝林院塔頭實光院に有、御火葬所隱岐國島前海士郡海士村に小社有、松平出羽守領地、海士村源福寺境內に有

土御門　阿波國にて火葬○御骨山城國西山金原法華堂藏、西山金原法華堂不知、同國葛野郡二尊院寺內の後山陵の由にて御石塔有、阿波國板野郡里浦鼻中有、火葬所除地、松平淡路守領地の內

順徳　佐渡國雜太郡出野火葬〇御骨山城國大原法華堂藏、山城國愛宕郡大原寺境內後鳥羽御骨堂藏、佐渡國雜太郡竹田村眞野眞輪寺境內に有、

後堀川　山城國東山觀首寺葬〇同愛宕郡泉涌寺塔頭觀音寺にも申傳無之

四條　同泉涌寺葬〇同泉涌寺御位牌堂の後山有之

後嵯峨　山城國龜山の別院藥草院に火葬〇御骨淨金剛院藏、後西山法華堂金原法華堂藏、淨金剛院舊地天龍寺邊なり、二尊院寺內後山御堂有之

後深草　同紀伊郡深草山葬〇所不知、深草安樂行院にも申傳無之

龜山　同龜山上火葬〇御骨淨金剛院南禪寺金剛峯寺三所藏、金剛峯寺不知、同葛野郡嵯峨天龍寺境內御火葬所不知、同愛宕郡南禪寺境內山陵幷尊像在

後宇多　同蓮華峯寺葬〇同葛野郡嵯峨大覺寺殿境內後山字蓮華峯と申山に有之

伏見　同紀伊郡深草山火葬〇御骨後深草帝法華堂藏、深草安樂行院境內とも申傳無之、火葬所幷深草帝法華堂も不知

後伏見　山城國葛野郡嵯峨野に火葬〇御骨深草山法華堂藏、深草安樂行院境內に申傳無之、火葬所幷深草法華堂不知

後二條　同北白川葬〇同愛宕郡北白川村畑中に陵在、字福塚、玉虫左兵衛御代官所

花園　同妙心寺葬〇同葛野郡妙心寺開山堂徹笑庵に在之、開山關山國師の石堂と左右に在

後醍醐　大和國吉野山檖藏王堂葬〇同吉野郡吉野山如意輪寺境內後山陵在、吉野山日光御門跡御支配吉野町は會田伊右衛門御代官所

光嚴　丹波國山國山の後葬○同桑田郡山國庄井戸村常照寺境内の山に在、玉虫左兵衛御代官所

光明　攝津國勝尾寺葬○同島下郡應頂山勝尾寺境内に在、本堂より五町程東に陵在

崇光　山城國紀伊郡伏見葬○同伏見大光明寺今は大手筋大光明寺と云、陵申傳も無く不知

後光嚴　同泉涌寺火葬○御骨深草法華堂藏、同愛宕郡泉涌寺塔頭雲龍院寺内に在、安樂行院に申傳は有と雖　陵不知

後圓融　同泉涌寺葬

後小松　同斷○右二帝泉涌寺塔頭雲龍院内後山在

稱光　同泉涌寺葬○陵不知

後花園　山城國悲田院葬○同愛宕郡西陣扇町大應寺の内に在悲田院舊地の由、大應寺無住本寺興聖寺より支配

後土御門　同泉涌寺葬

後柏原　同

後奈良　同

正親町　同

右四帝陵泉涌寺、御代々御位牌堂後在(是迄陵改有之)

後陽成　後水尾　明正　後光明　後西　東山

右六帝陵泉涌寺に在り改は無之

右は享保年中陵改之寫也、但地頭支配等名、當時悉換ると雖も、其時の儘に記之、假令ば、本多唐之助（郡山城主十二萬石、享保九年本多喜十郎に至て早世無嗣邑除）郡山領松平和泉守領と有は淀領なり、數十年を經る內、御領私領の割替等も可有、可追校、

靈元　中御門　櫻町　桃園

右四帝は陵改以後の崩御なり各陵泉涌寺に在、

翁草　巻之三十九

○和州郡山城主本多家斷絶の事

享保七寅年九月、和州郡山城主本多唐之助十六歳にて死去、舎弟喜十郎に家督相續仰付らるゝ處に、翌八年十一月疱瘡にて死去(于時八歳)幼少無嗣に仍り家名斷滅、城地を被除、城爲受取、丹波篠山城主松平紀伊守被仰付、同九年辰正月三日、江戸御暇歸國の上、二月十三日篠山發出、郡山へ被相向、行粧騎馬五十、引馬二十四、鐵炮五十挺、弓二十張、長柄五十筋、旗五本、乘掛の士百人餘、雜兵千人上下三千人、紀伊守は紫羅紗陣羽織、各騎陣羽織陣笠着用、押家老與平與惣左衛門なり、郡山家中諸士は引渡前より致出城、南都法花寺に罷在、夫より退散す、城内には家老用人、其外役人少々殘居て、城地引渡無滯相濟む、二月十九日紀伊守歸邑、本多喜十郎江戸屋敷は松平左京太夫拜領なり、

○中御門院謎の御歌の事

中御門院勅製謎の御歌と申すは、

秋風のはらへは露の跡もなし萩の上葉も亂てぞちる

是を月と解くなり、心は上の句露のあと無ればつ文字なり、下の句萩の上のはを散せばき文字殘る故に月と成る、誠に幽玄成御謎なり、法皇御所も、謎御好み遊され、勅製餘多有しと聞く「四國の刀「麻絲と解く、心は「阿波讃岐伊豫土佐の片名なり「びびび「光國刀と解く、心は「備前備中備後三國の片名なり」待宵に更行鐘の聲きけばくるま(車)うし(牛)「あかぬ別れの鳥は物かは、はなれうし(放牛)」是等も法皇の勅製と云り、實否は不知、又「渭北春天氣江東日暮雲、是を「藻と解く、心は」渭北春天退き、江東日暮退く、右皆退く跡は、もの一字殘る、是も右の類か、

○唐崎の松の事

唐崎松の事、此本に在る御社は、大己貴を祭守と云々、南都春日大宮と御一體にて、大宮權現と申奉る昔此の松の下に、女別當と云者住り、此女の勸請する所なりと、往古の松は、應仁の兵火に燒失す、今在るは後植ゑたるなり、又六月晦日千日參の故實は、名越秡なり、昔は貴賤、この濱にむれ居て秡をせしとぞ、

○儀同三司の事

儀同三司は元從一位の唐名なり、近代准大臣の後號儀同三司、然れども、官に非れば人數も定りなし、また辭表にも及ずと云り、

○紫宸殿の柱の事

紫宸殿は皆丸柱なり、但し艮の方一本角柱有り、往古大極殿角柱なり、今の紫宸殿へ、大極殿を籠らるる所以にて、角柱一本殘さると云り、下々此柱を削りて守袋へ入る、旅行に災なしと云ひ傳ふ、

○內侍所及び伊勢神宮の事

內侍所御唐櫃二合、御正體北向也、是至極の神秘なり、堂上の說には、御內陣西向なり、又一說外陣扉は北向なり、內陣は丑寅の方に向ふ、御殿は西向也、

內侍所平生神輿に乘居給ふ、四方錦にて包之、伊勢の神體も常に船に乘居給ふ、內宮は八花形の鏡、是れ陰神の御神體、外宮瓊矛是れ陽體なり、前に鶺鴒の繪の几帳を掛く、其次に小車紋錦の御帳を掛く其次に翠簾を垂る、其次に布帳を垂る、

小車錦は大和錦也地薄紫にて小き車紋なり、是伊勢外宮御用なり、又屋形紋錦と云は、地紅に御殿の形を黄絲にて織る、是は內宮御用なり大和錦は東洞院二條南櫟井と云者、代々織之錦織氏本姓と云り、

御良子(オハラコ)男子は十五歲限り、女子は月經あるを以て限る、朝夕配膳內宮に十人內正殿三人、左御船に男子

三人、右御船に女子三人、荒祭女子一人合十人也、

○天下の御旗の事

天子の御旗は代々持明院家の御預り也、是は神功皇后三韓御征伐の御旗なり、年々六月土用中に、宮の儘出さるゝ迄也、

○八葉車の事

八葉の車は輪の葉八つ有り、常より大形なるを大八葉と云、小さきを小八葉と云、七葉は輪の及七つ有り、小八葉は轅頸木に至る迄眞直也、御車大工、昔は惣司久太郎とて、車屋町丸太町上る所に居候故に車屋町と號す、今は久太郎は丹波へ引越し、是か一族惣司茂左衛門と云者、上京の本町に居て、御用を勤め且御車副に出る、

○御名代使井伊掃部頭に御料理を下されし事

享保二十卯年櫻町帝御即位の時、上使井伊掃部頭幷高家衆禁中に於て御料理被下砌、傳奏園大納言相伴なり、御料理後御茶下され、小原木とかや云る御茶菓子出る、是は胡桃の入し菓子なり、園大納言胡桃嫌にて有し故、楊枝にて胡桃を探出したべられしも、上使も高家も是を見て、各楊枝にて胡桃を出したらべられしとなり、一笑々々、乍去武門の歷々ながら、大内の事は不案内なれば、作法故實の事、覺束なく斯せられしも實にさもあらんかし、

○駿州草薙神社の事

駿河國有度郡入江府草薙村に、草薙神社有り、日本武尊を祭奉ると云、此所上古尊東征の御時草を薙ぎ火を遁れ給ふ舊跡と云、右社駿府より行程二里計り、吉田村南谷田村東の方に左り、近世社燒失して、今は形ばかりの小祠有り、舊社の礎石等殘り、社傍右の方大木の楠有り、土人傳る處、尊の御時生出たる木なりと、最甚老樹にて、其の根にうろ有り、うろの內凡一丈四方有て、寶殿の如く其の邊多く石と成る、或は

枯朽たる根なる所も有り、其上より尋常の大木程なる枝生じて繁茂せり、世に希有なる大木なり、又同國𤏐頭郡に入江大明神と云社有り、元は燒牛神社と云、草薙と同じく、日本武尊を祭奉る、又庵原郡にも久佐奈岐の神社有り、右草薙燒牛久佐奈岐各三社とも、延喜式神名帳に見ゆ、

○下總國鴻臺の事

下總國眞田川弘法寺山左に八町の大門に鴻臺といふあり、曹洞派安國山總寧寺と號す、此山中に里見北條合戰の城趾堀等有り、一間餘の石提あり、寺僧も恐れて堀を不越、今は荻薄生茂れり、大門前に鴻宮有り小祠なり、日本武尊東征の御時、此の川端に趣せ給ふに、此の鳥瀬蹈して參らせしかば、尊之を賞し玉ひ、此の山を鳥の栖に賜ひ仍て鴻臺と號すと傳說す、

○强盜日本左衛門の事

延享七寅年日本左衛門と云ふ强盜の儀に付御令出、

(重右衛門事)　　濱島庄兵衛

一せい五尺八九寸程

小袖くじら尺にて三尺九寸

一年二十九歲見かけ三十一二歲に見え候　　一月額こく引疵一寸五分ほど有り

一色白く齒なみ常の通り　　一鼻筋通り

一目の中細く　　一貌面長く

一髮(中びん中少そり元結十卷ほど卷き)　　一ゑり右のかたへ常にかたぶき有り

右の外迯去候節着用の品々

一こはくびんうろじ綿入小袖(但紋所丸に橘)　下着單物もえぎ紬　白郡内じゆばん

一脇指長二尺五寸つば無地ふくりん金もやうさめ眞鍮筋金有り、小柄なゝ子、生物色々切羽鎺金さや黑

小尻銀張、

一鼻紙袋もえぎ羅紗裏金入　　　一印籠鳥のまきゑ

右のもの惡黨仲間にては、異名日本左衛門と申候、其身は左樣に名乘不申候、右のもの於有之は、其所に留置、御領は御代官、私領は領主地頭へ申出、夫より江戸大阪京向寄奉行所へ可申達候、尤見及聞及候はゞ其段可申出候、若隱置き、後日脇より相知候はゞ可爲曲事候、

寅七月

右御書付江府より到來候、山城國中へ可相觸者なり、

日本左衛門事、海道筋幷東國在々を横行致し、富祐の者の方へ間諜を入て財物の有無を能く測知て、後其徒數十人を卒ひ、深夜に押入り、四維を圍み、劍戟を振て防ぐ者を殘戮し、偏に夜討の如くにして過分の金銀を奪ふ、是に隨ふ惡黨夥く、近世希有の强盜故、公儀御尋ものに成る然るに、庄兵衛事道中見付宿の邊徘徊する由注進有之、公儀より捕手を被遣しに、其捕手を切拔て逐電す是故に彌々草を分て搜求られしに、京都梶井御門跡近習新參の士に、怪敷者有て召捕られ、穿議を被逐處、庄兵衛が腹心の徒、中村左膳と申者成故に、同年十二月京町奉行三井下總守、永井丹波守より、與力河合理右衛門、神澤與兵衛に同心を被副、左膳を江府へ被遣しに、翌卯年正月庄兵衛事、天に脊くゞまり、身の置き所無しにや、自ら名乘て、京永井丹波守役所へ出ける儘、吟味の上庄兵衛紛無きに仍り、與力鹽津太郎兵衛、棚橋八太夫に同心を添られ、是亦江戸へ相渡され、同年江府に於て、庄兵衛左膳其外重立候惡黨數人梟首、殘黨死刑等に被處(右庄兵衛左膳江戸へ被遣節、所司代牧野備後守よりも家來を被添)

○洛西鳴瀧盲人城松の事

洛西鳴瀧に城松と云ふ盲人音律に委し、能く洞簫を翫き、瀧に對して、是を翫くに唯簫聲のみ有て、瀧の聲なし、人皆奇なりとす、一日勃然として、人に云けるは、此日風水に異聲有り、里中恐らくは禍變あらんと人怪で是を信ぜず、城松は獨是を恐れて、愛宕山に登り、院中に止宿す、果して其夜大に地震して近郷

は勿論、畿內壓死するもの許多なりと、何頃の事にや、年曆不知、寶永の地震歟、

〇廣南象渡來幷に武者小路實陰卿歌の事

享保十三戊申六月廣南の商船象を獻ず、雄は七歲雌は五歲、其雌は長崎にて死す、同十四年三月十三日長崎を出で、四月洛に入り、寺町淨花院に、象厩を造る、象遣二人名は潭數潭綿廣南人なり、長崎人も一人其の術を傳へて是に加る、象頭に跨て鐵鉤を持て象を遣ふ、象の長丈餘高さ七尺、食物は饅頭笹の葉の類なり、同二十八日禁庭へ參り又上皇宮に入る、廷に當て拜跪、人意を解するに似たり、右濟て東武に發す、

院御製

已か名のきさらきやよひ夏かけて

武者小路實陰卿

いさやまた見ぬをみし哉大和なるきさ山河の名には聞ても

其外餘多の詠かご耳に洩て侍る、「今や曳く不二の裾野のかたつふりと俳諧師仙鶴が申せしをも、其頃人沙汰し侍る、

因に書す儀同實陰公は、世に知る處の歌匠なり、反古の端に見當りし和歌を少々爰に拾ふ、

朝日圓如鏡(仙洞御會始)ます鏡もろこしかけて春そとは見るや朝日の本つかひかりを

柳色辨春(公宴御會始)　吳竹のうてなの春に色そへてなひく柳も萬代やしる

江上春望　心ある和歌のうら人いかに見ん入江は春の波霞むころ

忘　戀　たのめてもかはる言葉はつるにかく忘るゝ草の根さし成けめ

夏　烟　夕けふりまかふ螢は夏かりにあまのたく火のあしのやの里

深溪餘寒　消かての雪の埋木谷ふかみ春ともしらすさゆる山風

荻似人來　露分る袖と聞しはそれならてそよや秋來る荻の上風
村夕立　里つゝき梢をすくる雨の音に山もとつとふ夕立の雲
薄氷　もとよりの淺瀨にかゝる瀧の糸はうすき氷にやかてたえぬる
耻人戀　思ひ川人の思はんことをさへしらすはいかに身を沈めまし
花忘老　さかりなる色にましれは老らくの外よりそ行花の下道
七夕　岩戶より出し其夜の月やしる天津星合の秋の始を
山花　三芳野は花に匂はぬ峯もなし雲も櫻の色になる頃
寄苔戀　色かへぬものとも人にいかて見む苔むす岩のかたき契を
歡遊不限年　八千とせもかきらぬ君か春にあひていさやもろ人花にあそはん
落葉　さそはるゝ音は時雨の梢より嵐を染てちる木の葉かな

（嵐山の花見給ふける日むしろのするよりよみてたてまつり侍る）　似雲

けふこゝに君かためとや山の名の嵐も花をよきてふくらん

返し　東阡莞翁

誰かためはしらす嵐もよきて吹く折しも花を見るかうれしさ

因記、似雲は今西行と呼れて雲水の身ながら、嵯峨よし野にはなほも心のよるべを殘して

住替ん草の花野の秋はさが春はよし野の花の下庵

となんよみて、三しう院のはやしの中にかりのいほをむすびて、秋は必こゝに住めるを、あるとしの秋暮る頃、予も彼いほりを訪ひしに、林の朽葉はうつ高くあやしの岡をなし、かたへにはあしたに歸る鹿兎の落葉蹈分たる道一筋の、おほろげなるをたつきにつたひ行て、いほりをのぞきて、ひじりやおはすると音なへば、よくこそとてまねき入らるゝに、いほりの內は、疊二帖敷か三帖か忘れた

り、西の方に一圓窓有り、常にかき餅を食として自炊の勞もなくたゝ茶を喫する具のみ有りて、他は一物もなし、淡しき茶をもてなされ、しば〳〵打かたらひて、折柄のよみ歌を尋しに、打はゝゑみて、さればこの頃はさせる事も侍らず、一日程ちかき小くら山のもみぢを見にまかりしに、峰には一木も見えず、院內にはやゝ色づく木々も見えわたれば、其梢にかくなんすさみてむすびつけ歸りしとて

心あらは峰にも移せ小くら山ふもとの紅葉一本なりとも

と語られしも、三十とせ餘りの昔なりけり、

○茶名極揃別義揃の事

茶名に極揃別義揃と云ふは、揃はそろへるの義撰出すなり、極は最上を云、別儀とは珠光と云茶人、松花の靑香に茶を詰られしに、眞壺餘り持過て茶炎故、密に宇治へ云遣し、茗を少させしなり、是より珠光の別儀に仰下さるゝとて、薄茶の上をば別儀と號す、亦半一と云ふ事は、一斤の茶目二百目なり、夫を十に割り一つを一袋と云ふ茶目二十目なり、其一袋を二つに分くる故に、半一と云袋を半にするなり、

○茶種を植る始の事

本朝に茶を植初しは、建仁寺千光國師、栂尾妙惠上人、同船にて入唐し、同時に歸朝す、其時茶種を持來て、筑前脊振山に植て、岩上茶と云、又上人栂尾に移し、宇治に移す、夫より所々に弘まる、又曰義滿將軍の時、大內氏の人をして、宇治に茶種を植さしむ、其後森祝長井氏の人茶を製す、上林等の茶師丹波上林より來て茶を製するは、近世の事なりと、

○有德公日光社參幷に廟石の事

享保十三申年四月十二日、將軍吉宗公(有德院殿)日光山御社參、御發輿、雨天黑き御服、黑縮緬御紋付御羽織、菖蒲皮御袴、鮫鞘御大小、唐人笠(表あめ色裏金)被召、

諸國より集役馬二萬六千六百七十三匹(但千石に村七疋宛の積)

總御人數十萬三千人人歩二十三萬八百三十七人、役馬三萬四千九十四、

日光御祭禮の次第、

榊四人にて皆覆子持筋のはつぴ　大太鼓鉾四十本鳥甲にて歩行
騎馬神主一人(束帶)幣持　朱鎗九十本子持筋はつぴ
神馬十匹　弓五十張　猩々皮鐵炮五十挺
矢箱　玉藥箱(海老皮胴鐙武者)百人
御刀　錦袋入せおひ束帶にて騎馬一人　御脇指同斷
束帶三騎(五人神樂男八人乙女)　猿面掛裝束にて子供三十人
猿引二十人　猿二十疋　鷹師五十人作り鷹五十居
樂人十人　大太鼓　鉾十本(わくに入白張にてかつぐ)(此中程に大太鼓有)
　大太鼓眞鍮の幣持束帶一人歩行
賴政權現　同幣同斷
東照權現　同
秀郷權現　樂人
　(左松平玄蕃頭　右本多豐前守)束帶歩行
大太鼓
　(日光奉行)林備後守　大紋歩行
　　右三人の刀番八人
御宮より鉢石迄行列なり、尤上覽、御榊より先へ日光御門跡
　右御社參の委式可追加、

日光山の神體社殿へ被爲入は御造營より遙以後の事なり、神祖御在世の內より御廟に建らるゝ所の石形色寸法等迄圖に顯して普く國々を求させらるれ共、其石なし、然るに、泉州堺浦にて、漁獵の網に異なる石を引揚る、同所絲割符の者倩見之に、彼靈石の圖に頗る違ふ事無し、大に奇なりとして、政所に訟井京師其外所々(京堺大阪江戶長崎是を五ケ所の割賦と云)の割符人へ告之處に、京都所司代より右の御石を割賦人共大切に守護して、早々江府へ可差上旨下知有に仍り、道中嚴重に警衞し、東武に至る、寺社奉行衆を以て獻ぜらるゝに、御褒美の上直に日光山へ可奉納旨臺命を蒙る、夫より日光へ趣き、社殿へ奉納す、此割賦の者共は御當家御草創の頃、長崎入船開發仰付らるゝ砌、格別御奉公筋有之者共故、公儀より數箇の唐絲を年年下され、是を仲間へ配當する、仍て絲割賦と號す、今度も圖らざるに、大切の靈石を獻る條共功最大なりとて、社殿石の間迄、御免を蒙り參上し、神供神酒を共所にて頂戴す、右由緖を以て、今に於て、年頭江戶拜禮より、直に日光登山、舊例の通に社殿を拜すと云、

但右の靈石に、惟石貫遺命の文字、儒士那波了淳に被命て書之と云傳ふ、

○書家廣澤の事

近世の書家廣澤は、筆を執る時心に浮む故人の風俗、自ら筆力に顯れ、或は歐陽明が如き有れば、文徵明に似たる有り子昂卽之と共折々の筆意換りて、見る人眞書に惑ふと云り、常憲院殿、淺草寺の額を上覽有て、誰が書なりと御尋有り、爾々の由を申上るに、御稱美有り、浪人ならば、召抱らるべしとて、老臣歟若年寄の亭へ廣澤を召呼れ、書は孰の流義を學やとの御尋に、廣澤云、夫書に流義と申物は無御座候古の名筆皆以て爾に候と御答申けるを、上に對し不敬の放言とや思しけん、重て被召出御沙汰も止けるが、有德院殿の御代、書名世に鳴るを以て、御先手組の與力に被召出、細井次郎太夫と號し勤仕す、惇信院殿の御手本をも被仰付差上しとなり、門弟多き中に、關原內(號思恭)三井孫兵衞(號親和)など殊に純粹なり、

○大阪傾城屋幸齋の事

大阪新町傾城屋茨木屋幸齋事、身分不相應の奢を極め、我居間は金襖水晶の障子を輝し、宛も宮殿の如く、朝夕掛盤にて饗膳の式に等しく、山海の珍味を揃て食之、餘多抱への傾城禿陪膳給仕す、己が心に叶はざる料理をば足を以て膳を蹴返し、身には綾羅錦繡を纏ひ、臘虎の敷皮、梨子地の曲彔其の過奢高位の人にも超え、其頃八文字屋自笑が出せし草紙にも、傾城竈將軍と題せし五冊物に、其の侈を書けり我家の裏に公儀地の有しに、夫へ能舞臺を建て、常に猿樂を翫ぶ、加樣の類重々超過して、享保三年か四年に、公儀へ被召呼處に、虚病を構へて不出、仍て先づ手錠懸け、所へ御預け、家內は急闕所なり、金銀財寶の高は未考、

傾城　太夫(三十七人)引舟(三十七人)禿(三十七人)天神(四十二人)禿(四十二人)

其外局女抔大勢有之、凡家內數五百人許なり、同九月三日吟味の上、幸齋幷悴多助牢舍被仰付、其落着は如何相濟しや聞き洩し侍る、其後茨木屋の家名は、公儀を憚て相止め、幸齋が子一人は京都島原に來て、新に家業を始め桔梗屋治助と號す、一人は大阪新町にて大阪屋彥三郎とて、今に兩所に相續す、

○江城御能開に文句の事

正德五乙未年四月十七日東照宮百回御忌相濟み、五月十一日江戶御城に於て御能有之、開口の文句は弘文院製する處左の如し、

夫日の光山高く動かぬ御代はもゝ年の後なほ萬つ代々かけて若竹の葉の生つゞく松の綠はみさをにて目出度かりける時とかや

○宮城野の萩の事

宮城野の萩は木萩にて灌木のごとく、尋常の草萩とは異にして、弓などに作る樹なり、また本あらの萩といふは、梢に靑き枝生出で、其枝に花咲ゆる本のあらはれざると云(下略)歟

宮城野の本あらの萩露おもみ露を待こそ君をこそまて

山萩は、北國の山中に有る木なり、花は白或は白紫咲分など有り、其の大なる物は凡の柱に成るべき程の木なり、又四國の山には、南天の大木有り、但に畿内邊の人は異なりとす、

○伊豫國の十六櫻の事

伊豫國和氣山越村了恩寺の林中に一本の櫻あり、正月十六日に花咲なり、故に十六櫻といへりと、

○相國寺再興の事

洛の相國寺は、慶長年中東照宮再興なり、故に方丈は其後に東福門院の御所を爰に引せらるゝに仍り最も華麗なり、塔の傍の楓樹大さ二圍許り、枝葉茂り紅黄交染て、餘色絶妙なり、是も彼御所の御愛樹なるを當寺へ移さるゝ、元は高雄山より召れし樹なりと、

○富士山人穴の事

並河五一郎と云る浪士、奉臺命、五畿內志撰の爲め上京の砌、道中に於て富士登山の志有りて、麓の度子五郎右衛門家に宿し、名にしあふ人穴をも見むと云ば、五郎右衛門大に制し止めて、人穴の事は普く人の申傳る通り、古來奇怪の說多く、かゝる御用に上京し給ふ人の、其の道中にて自然變有らば奈何、是非無用の由止めけれ共、五一郎は其怪敷窟をも見屆てこそ國志の實を糺す物の本意ならめと、五郎右衛門が言を不用、案内者三·八連れて、人穴へ往く、嚮導者も恐しく思ひながら、食物水筒炬火餘多用意して、さだかならぬ道をたどり、漸と窟の口に至る、夫より火を燈して入ぬ、內もさのみ狹からず人長けには餘り唯蝙蝠多く飛かふ計にて、思ひの外穴も淺し、三十間計り往けば向は岩にて行當る夫より先は道なく、向の塞りし所に、一尺計の小穴有り、杖にて穴の內を突試るに、僅三四尺程入しなり、此外に何の怪敷事なし、古よりいかめしく書傳へ云ひ傳れども、聊も變事見えずと五一物語りし由、

○天地始終消息の事

凡そ年月に春秋有り、日に晝夜有り生有る物に死有り、天地も奚ぞ始終なからんや、邵康節一元を立て天地一始終の事を云ふ、一元は十二萬九千六百年なり、是をば十二に配し十二會とし、一會を一萬八百年とす、先づ

一日(即十二時)　一月(三十日即三百六十時)　一年(十二月即三百六十日)　一世(三十年三百六十月)

一運(十二世即三百六十年)　一會(三十運即一萬八百年)　一元(十二會即十二萬九千六百年)

かくのごとく、十二より三十、三十より十二と反覆相乘して十二萬九千六百年と成る時に至て天地の終る時とするの理數と知るべし、佛家には、成住壞空の四劫を立て算數をなす、總計するに十三萬四千四百年を以て極數とす、是は何の數による事にや、今皇極經書の數によりて算を起せば、享保乙巳の年迄は、混沌未分よりして六萬八千百四十五年に當る、此數を十二萬九千六百年の內にて引去る時は、六萬千四百五十五年殘る、此數終て後天地滅却して又混沌の時と成と知るべし、

初會　子會　一萬八百年　三千年を經て天略有り、五千四百年にして天始て開き、七千年にして天大に開き一萬八百年にして天すでに成る其天西北に傾く

二ノ會　丑　一萬八百年　二千年を經て水を生し火を生ず、三千年にして地略凝て木を生じ土を生ず、五千四百年にして地始て開き、一萬年にして地盡く、平き水流れ、火炎上り、土石かたく日月の行道有り、定地巳に成る其水いまだ東南に滿ず、

第三　寅　一萬八百年　五千四百年を經て人始て生じ、七千年にして天地の氣定らず、或は蛇の身にして、鱗有り或は牛の首にして角有り、或は馬の足蹄有り、槲葉、獸の皮を衣とし毛を食ひ血を飲む、人に人倫なし、此時(日本國常立尊中華般古王)に當る、

第四　卯　一萬八百年　天皇氏地皇氏人皇氏是を三皇と云、又九頭記より疏仡紀に至て凡十紀有り、此間卯の會より巳の會に至る、此時(日本天照皇太神宮彦火火出見尊)

第五　辰｝一萬八百年｝何を以て天地の始終をしるや、邵子天を見るに寅の會の箕宿り一度より午の會の星宿の一度に至る、該四萬五千年、是を以て推て前後許多の數を知る、

第六　巳｝一萬八百年｝巳の會の末に至て伏犧出で、書契を作り、神農五穀を種ゑ百草を嘗て藥を教へ、商賣を始め、黄帝干支を定め律呂に及び內經を作る、堯舜暦を作、閏月を定、五倫五常有り、日本葺不合尊に當る、

第七　午｝一萬八百年｝夏禹王卽位の後八年、午の會始一年に入、卽開闢より一元半分六萬四千八百一年なり、日本葺不合尊に當る、是より貞享甲子に至る迄、凡三千八百八十二年

第八　未｝一萬八百年｝三四千年を經て後、此時に至り、人五十巳に過たる如者、血氣既衰へ天地老矣、

第九　申｝一萬八百年｝數詞悔休を得、

第十　酉｝一萬八百年｝六千年を經て後儒道衰へ神仙倶に盡く、存する事無く、釋談に云る丼に烟を生し、樹に火生ずるとは是なり、

第十一　戌｝三千年にして日月行ず星辰しかず、五千年にして後、天大に昏く、六千年にして天壞日月星辰常なく、一萬年にして此時大壞盡、

○

第十二　亥｝一萬八百年｝五千年にして此時に至り水流下らず、火また炎上らず、土凝結す、石がたからず、六千年に比して、此時に至て地闔了て一萬八百年にして天地萬物却てなし、又始て循環窮なし、

和漢畫師譜

○狩氏畫工道統

- ○○正信　狩野大炊助　四郎二郎　九十七卒　法眼祐勢　又伯信　相州小田原生　後上洛　東山殿ニ仕
  - 元信　四郎二郎　法眼永仙　又玉川　古法眼ト云　越前守　正親町院之御宇文明八年生文祿三年卒八十四
    - 祐雪　元信長子　法眼　宗信　三十一
    - 正信　治部少輔　又季頼
      - 了琢
        - 季政
          - 外記　季信　柳雪
            - 外記
      - 了不
        - 數馬
          - 主水　爲信　梅雪
    - 松榮　兄祐雪養子
    - 女子
    - 雅樂助　之信
    - 國松
    - 松榮　實元信三男　迫信　直信　法眼　始民部　八十

- 治部　乘信　一說李頼子ト云
  - 眞乘　又眞笑　信止同人カ
  - 了乘　季信　又季之トモ
  - 元俊　隼人
- 春雪　隼人信之
  - 春笑　求馬　亮信
    - 一學
    - 求馬
  - 梅榮　一學知信
    - 春水　旭信
      - 春笑　宣信
      - 梅笑　師信
    - 梅春

春笑ノ兄病身故不繼家

- 永德　州信　重信　法印　四十八
- 宗秀　法眼　眞說　法橋
- 宗巴 ─ 宗知 ─ 友益　氏信
  - 伯圓　景信 ─ 素仙　成信
  - 即譽　種信 ─ 船川　仝信　又信晴
  - 春悅　重信
  - 伯清　因信
- 休伯　法眼　長信 ─ 休伯　左衛門　昌信 ─ 休碩　宮內　友信
- 休圓　內記　清信 ─ 休山　內記　是信
  - 休琢　里信 ─ 燕玉　季信
- 松林　實昌信二男　惇信 ─ 休山　德信

右近 孝信 四十五

源七郎

右京 將監光信 繪所 — 永眞 右京進法眼 安信號牧心齋

右京 時信 — 永叔 右京法眼主信 始敏信又明信 — 永眞 憲信 又季信

內藏助 親信 早世

祐清 英信 如滴齋 中橋住 — 永德 高信

永羽 袁信

養朴 法印常信古川 正德三 七十八 — 如川 法眼周信 — 榮川 古信

隨川 岑信始主稅 松本ト改 — 隨川 甫信 始郡信 — 常川 幸信

探幽 采女 守信 法眼 法印 筆峰居士

主馬 自適齋尙信 二十四

安信 右京進 養子トナル

一受川 玄信 早世 ― 榮川 典信 廣三郎 新橋住

洞雲 法眼 益信 本名後藤 探幽養子 ― 洞春 福信 實父五郎左衛門 ― 玄仙 方信 早世 ― 雲仙

五郎左衛門 ― 探淵

探信 圖書 法眼 守政 ― 探船 章信 千二郎

探雪 守定 ― 探牛 守睦 斷絶

探常 守富

探林 守美

女子 雪信 探幽猶子

永仙門人 ― 養雪 ― 得菴 ― 玉樂 ― 金玉仙

壽朴 ― 宗得 ― 玄也 又永德門弟ト云 ― 養拙 元信養子ト云 養雪同人カ

- 松榮門人
  - 祖酉 新右衛門松榮養子 後ニ別出
    - 素川 外記 信政
      - 洞元 邦信
        - 洞珠 波信
      - 洞樹 克信
        - 木村永光 江州ノ人
  - 山樂 光頼永光子 修理永德養子
    - 友松 海北
      - 休德 源助
        - 壽石 敦信
  - 伯壽 武信
    - △能庵
      - 宗珍
        - 宗周 法眼
  - 一溪 内膳 重良
    - 主膳 良信
      - 安仙 春信
        - 友甫 宴信
  - 内匠 種永 宗心
    - 内匠 種信
      - 左近 種次
        - 大學 氏信
  - 柳雪 秀信
    - 柳伯
      - 柳溪 邑信
  - 梅雲 爲信
    - 梅軒 富信

- 松榮門人
  - 宗泉 奈須
    - 養清
      - 宗仙 政信
        - 隆仙

翁 ―― 元巴 ―― 等伯 ―― 松伯

草

右京光信門人 ―― 興意 狩野 ―― 永眞 探幽 主馬 三人ヲ指南セシ功ニヨッテ代々狩野免許

奥也 刑部伯甫 法橋 ―― 道味 與助 ―― 興甫 彌左衛門 ―― 乘昌 沼津

永直門人 ―― 宗仙 奈須 法橋 ―― 昌運 狩野法橋 本姓岩本 ―― 永雲 狩野法橋 本姓太田 ―― 常眞 本姓日比

永惇 狩野 本姓石田 ―― 泉碩 狩野 本奈須 ―― 永翁 奈須 ―― 永相 高本

七左衛門 多良尾 ―― 永休 狩野 本武田 ―― 長湖 多賀 後ニ英一蝶ト云

隆仙 奈須 ―― 永納 縫殿助

探幽門人 ―― 神足善左衛門 ―― 久隅半兵衛 ―― 松原探梁

春笑門人――春湖元珍――春賀理信

永叔門人――常慶本姓日比――興碩――泉碩奈須――永伯三谷筑後住餘國有同名

――永恕藤田――永三津田――常眞日比――洞益飯田

――友元目賀田――凉岷池田始探信門人後永叔門人トナル――休眞羽賀始玉燕門人後永叔門人ト成

――永碩――永了――林叔――永壽三谷

右之外他門ニ狩野氏不克免許

○本朝畫家雜系

●僧明兆吉山又宗明兆典子赤脚子號破草鞋

――一之　僧

――永　存　又長孝

――義持公　勝定院教道詮足利四代公方

――寒典子　又赤脚子ト云

- ●曾我秀文 大明國ヨリ來朝シテ曾我ノ壻トナル飛騨住 世ニ唐人秀文ト云
  - 蛇足 武臣越前 周文ヲ師トス
    - 宗文 蛇足子
    - 一休 宗純蛇足弟子 大德寺老和尚
    - 玄仙 又紹仙越前守 — 宗譽 玄仙子 — 紹祥 宗譽子 — 直菴 — 直菴

- ●僧如拙 又如雪九州人 相國寺住

  別傳云如雪又蘭芳軒ト號シ大明人應永年中來朝ス狩野祐勢ノ師トナル仍周文モ從テ學フト云リ兩說可從宜

  - 周文 春育薩州生 越仙又越溪ト書
    - 小栗宗丹 自溪 室町家ニ仕
      - 宗栗 宗丹子ト云 — 宗休
      - 江西和尚 龍派 靈泉
      - 九淵和尚 龍賝 癸齋
    - 等春 拙宗日本禪人
    - 等揚 書畫モヨク雪舟等揚ニ似リ始ニ揚字ニ書後ニ楊
    - 雲甫 周苦 良因
    - 洞玄 又宗丹 弟子ト云
    - 眞能 鷗齋春鷗トモ 能阿
      - 眞藝 學叟 藝阿 — 眞相 鑑岳 松雪齋
  - 祐勢 元信父
  - 宗泉 周文法分

◎雪舟等揚 備後齋 宋光山王號雲谷
- 雪村周溪 鶴仙老翁 常州ノ人 ― 雪林 雪村門弟
- 春林 右同
- 周耕 東海周耕又扶桑周耕ト書號東順
- 揚門 雪溪等澤 ― 雲谷等顔 始正永弟子 後揚門カ圖ヲ學 雪舟三世ノ畫孫 ― 等益 法橋稱雲谷雪舟四世
  - 等與 法橋稱雲谷 ― 等璿
  - 等爾 法橋稱雲谷
- 揚月 和玉薩州生 後笠道ノ揚月ト云
- 宗淵藏主 如水
- 秋月等觀 始薩州武士 雪舟高弟 ― 等碩 ― 長谷川等伯
  - 信春 久藏 等伯子 ― 弟子 宗宅
  - 宗也 等伯子 ― 等悦
  - 門弟 等的 ― 等林 ― 等作
- 周德 惟馨 ― 東陽 ― 弓削等薩 初狩野氏門弟後ニ自立シテ雪舟五代ト自書ス能州七尾ノ人
- 雪窓 ― 雲溪 ― 等祥 ― 雪汀
- 等歲 ― 等梅 ― 等藝 ― 山田道女 ― 楊溪

◎康西堂 ― 僧祥啓 書記雪溪 休月齋貧樂齋 ― 僧鑑貞 法眼 墨溪ト號 ― 如奇 楞屋 ― 墨隱

僧子建 西堂 自牧 是菴 ― 僧義圓 ― 僧遮莫 月船 ― 一船 ― 周位 ― 可卜 ― 甫舟

經隆 土佐元祖藤原氏 土佐守繪所 ― 行光 越前守 ― 光重 ― 廣周 土佐守 彈正忠 ― 光信 刑部太夫

― 光茂 刑部太夫土佐守 右近將監 ― 女子 元信妻

土佐門弟　修理　光繼　道純　光起　光益　經光　相保　海田釆女

○佛祖正傳宗派圖大徳寺嗣世譜

世ノ翫茶人専ラ大徳寺一派ノ墨跡ヲ愛ス然レ共其道統ヲ詳ニ記ス物無シ今是カ爲ニ春屋和尚ノ眞蹟アルニ仍其次第ヲ明ニス

毘婆尸佛
尸棄佛
毘舍浮佛
拘留孫佛
拘那含佛
迦葉佛
釋迦文佛
迦葉尊者
阿難尊者
商那和修
優婆毱多

鳩摩羅多
富那夜奢
闍夜多
馬鳴尊者
婆須盤頭
迦毘摩羅
摩拏羅
龍樹尊者
鶴勒那
迦那提婆
獅子尊者

般若多羅 — 達磨大師 初祖
惠可大師 — 僧粲大師
道信大師 — 弘忍大師
惠能大師 — 南岳懐譲
馬祖道一 — 石丈懐海
黄檗希運 — 臨濟義玄
興化存拜 — 南院惠顒
風穴延沼 — 首山省念
汾陽善昭 — 慈明楚圓
楊岐方會 — 白雲守端
五祖法演 — 圓悟克勤

提遮迦
婆須蜜
佛陀難提
伏駄密多
脇尊者

羅睺羅多
婆舍斯多
僧伽難提
不如密多
伽那舍多

虎丘紹隆—應庵曇華
密庵咸傑—松源崇岳
運庵普州—虚堂智愚
南浦紹明
▲宗峰妙超—大徳寺開山 大灯國師
徹翁義亨—大現國師—言外宗忠—華叟宗曇
養叟宗頤—春浦宗凞—實傳宗眞—古岳宗亘 大聖國師
一休宗純
陽峰宗韶—東海宗朝
以天宗清—大室宗碩—梅隱宗香—菊徑宗存
琢玄宗章

- 大林宗套
  - 笑嶺宗訢
- 江隱宗顯
- 春屋宗園 圓鑑國師
  - 萬江宗程
    - 文室宗周
    - 天祐紹果
      - 傳外宗左
  - 玉室宗珀
    - 玉船宗播
    - 大室宗竺
  - 江月宗玩
    - 安室宗聞
    - 江雪宗立
    - 翠岩宗珉
- 仙岳宗洞
- 一凍宗滴
  - 澤庵宗彭
- 古溪宗陳
  - 玉甫紹琮
    - 賢谷宗良
      - 清岩宗渭

〇彫金後藤譜

- 元祖法印 ● 祐乘 古今名人 瑞之（弟子 昌尊名人）
  - 宗乘 武光
    - 乘眞 吉久
      - 傳乘
      - 琢乘
      - 元乘
    - 光乘 祐伯
      - 德乘 光次

長乘 — 立乘光頼 — 釆女洞雲

休乘光正
- 慶乘光詮
- 運乘光如
- 林乘光實

覺乘
- 寂乘頼實
- 演乘光英 — 勘兵衛
- 十右衛門光年
- 光三郎衛門

海乘光縄 源七光茂子

狩野探幽養子 七郎兵衛光延

益乘光次 — 源七郎光茂

清乘光長 — 光明 — 順乘 — 權之助光敬

九代目
- 程乘
- 寛乘光利 — 俊乘光永 — 八郎兵衛
- 殷乘光留 — 作十郎
- 仙乘光清 — 源之丞光誰

榮乘正光
- 顯乘正繼
- 石乘

乘圓光信 — 乘仙
- 源八郎
- 伊兵衛信連 — 瀬兵衛光則

昌乘光政 — 市郎右衛門光質

即乘 光重
程乘 光昌
廉乘 光侶
良清 小判坐トナル
悦乘 光郡
通乘 光壽
乘賢 光嘉
理兵衛 光信 當時通用之金銘
壽乘 光理
四郎兵衛 光孝

○俳諧統譜

●貞德 本姓入江本國駿河攝州高槻城主入江九郎盛重曾孫政重孫永種子永種改姓稱松永一說貞德母松永彈正久秀伯母云々幼名勝熊壯年薙髮號松友軒名逍遊晚年復束髻而着童服自呼曰延陀丸（一說圓陀麻呂）後改號長頭丸異本貞德母播州宇野氏女云々元龜二年辛未生子京師蚤寄心於歌林受業於名範九條玖山公細川玄旨法印中院入道飛鳥井亞相學道得其精微究筑波之道於法眼紹巴始取式於連歌定格於誹諧編分國字四十七名曰御傘貞德家書內淀川油糟御傘謂之三部書洛下雄家附今花開之地酬之當時唯有社趾不知何名祠也翁移琴書於此偶詠和歌曰　しつかなる住居なれども出はてぬうき世の中の身こそつらけれ　此夜有夢異文人威儀肅々立中庭之社趾口誦之句　歌人のこの花咲の蔭にきて云々翁謂神詞可以興吾道可以弘之靈告也於是結構小祠神稱花開稻荷又以花翁自名吾之舍也其賀詞曰　萬代をみつの社の春秋は花さき實なり言の葉の色　共載翁之家書逍遊集翁以屢陪妙法院宮堯然法親王竊告翁希望王即賜廬舍郡殿之南地方幾許翁自種果樹署榜名柹園中有藏名報恩納以妙經之印本千部藏戶之外着篇書六歌仙之像前有吟花郞直通芦丸屋承應二年癸巳十一月十五日壽八十三而沒于花咲舍辭世曰　露の命消る衣の玉くしけふたゝひうけぬ御法ならなむ　葬於洛南上鳥羽邑實相寺法華宗洛妙覺寺末寺柹園方域東西二十間南北三十間

- 親重　野々口氏薙髪號立圃背師命私定誹式自立而爲點者自稱松翁善書畫圖曾學畫於探幽幽亦學書於立圃云々後仕於土岐家寛文十二年壬子三月十七日歿行年七十一辭世曰　月花の三句めを今しる浮世かな　雛屋立圃とも云此統を傳ふる者左記
  - 立圃
    - 常長
      - 常矩
        - 定武
        - 助叟
        - 正業—詞流
        - 竹亭
      - 常牧
      - 和及
        - 長牟
        - 西生—文推
    - 幸知—幸佐
    - 鷺水
- 重頼　松江氏剃髪號維舟得師之勘當而後爲里村家弟子學連歌自立而爲俳諧點者云々延寶八年庚申六月二十九日歿七十四辭世　林禽も菩提樹のたつまくむ清水　統系如左
  - 維舟
    - 重榮
    - 宗因
      - 西鶴—才麿
        - 只丸
        - 團水
          - 文竹
          - 百合
      - 高政
    - 言水
      - 兒永
      - 金毛
      - 言石
    - 我黒
    - 鬼貫
- 西武　山本氏西武之字訓仁志太計俗名也剃髪而以俗名爲法名曰佐以牟曾自蚤歳給師家之執筆故秘決故實等悉傳習之矣翁子正章西武毎歳組三物而不許佗翁二子爲得意之人乎延寶六年戊午二月十八日歿七十三號無外軒辭世　夜の明て花にひらくや淨土門

- 西武
  - 一雪
  - 貞木
    - 柳水
  - 随流
  - 定之

- 令徳　鶏冠井氏初良徳後改令字延寳二年甲寅三月七日歿六十八
  - 令當
  - 常春
    - 常英
    - 延清
      - 鴨好
        - 愚堂
        - 虚船
      - 徑定
      - 歌鳥
      - 和吟
      - 之水
    - 安山

- 正章

安原氏薙髪號貞室又曰一壽軒延寳二年甲寅二月七日歿六十四　辭世　今迄は目見えせねとも主人公はつ〳〵といひし年もあきけり　言者以六十四之數爲秀句乎　或曰正章巧詠俳諧且能達諸藝故翁之顧受異于他親重重頼等嫉之太正章亦不善二子重頼著毛吹草於是池田正式著氷室守雖冐正式之名而實者正章作爲之而難判毛吹草自是二子倍相水火矣翁以家傳正統許正章之年正章自祝而作歳旦句曰　つきとめて今そめひわくの鼻ひしけ　正章前年爲瘡毒損鼻根故哢之若此又朝顔送火等之惡口傳在于人口

翁――草

貞室
喜雲――引牛
貞恕――春澄
貞恕――貞佐

季吟 北村氏號拾穗軒又稱呂菴曾居京師新玉津島社中後依台命參仕東武叙法印號再昌院即仰爲歌學所寶永二年乙酉六月十六日卒八十六

季吟――湖春 季吟之息
季吟――元隣
季吟――桃青

桃青 松尾氏伊賀國上野人也曾仕藤堂家壯年而薙髮號風蘿房又稱芭蕉翁一時檀林之俳風横行於世翁惛其異体而獨唄正風体其風流日盛其徒弟月加矣元祿七年甲戌十月十二日歿五十三異本五十二

其角
淡々――大圭
淡々――竿秋
淡々――羅人
淡々――富天
巴人――宋屋
原松
千那――角上
許六――孟遠

梅盛 高瀨氏號陀心子元祿十二年己卯四月八日歿八十九

以上謂之七俳仙或曰梅盛者翁之存日未得引墨許可而沒後自立云々

梅盛
- 道耳
- 信德
  - 重德
  - 信安―隆志
- 信房
- 如泉

安靜　萩野氏號似空軒貞享二年乙丑二月十九日歿八十

安靜―似船
- 鞭石
  - 練石
  - 知石
    - 荃石
    - 知木
    - 蘭石
    - 丈石
    - 芦中
    - 林石
  - 暮四―市貢
  - 芳全
  - 羽紅
- 林鴻
- 友扇―攀高
- 舟露
- 滴水
- 方山―雲鼓

正由　宮河氏後號松堅又曰松亭又號道柯居士有菴名柹園在于大佛殿南蓋是鼻祖興立之遺跡而什物許多松堅歿後門人傳之矣享保十一年丙午二月二十三日沒九十六　或曰正由幼而視師翁々曰孺子有句邪正由對曰有之即書以呈几上其句曰　ほの〳〵にさく朝顔や垣の本　翁嘆其秀逸而施長點誘之以爲弟子也翁辭世之後正由漸二十歳隨木瀨三之而傳習其遺事兼學和歌而深究其奥故歌道之門人亦多于諸國矣

又曰此翁病將死之時欲書辭世詞而不能起使扶牀之人掀料紙而臥拈筆書其詞曰　をはりまで筆をはなさずゆく水に數かくよりも我ぞはかなき　又有狂歌曰　かり置し地水火風もかへすなり何ももたねば殘念になし　如月二十三日夜半書畢忽瞑

翁草

松堅
- 晩山
  - 貞爲 ─ 松貞
  - 正宜
  - 捨女
  - 其諺 ─ 流石・懷童・袋河・米史
- 晃山
  - 道山
  - 白鵠
  - 旭水
  - 晩來

- 貞兼 藤谷氏初名號貞好後改兼字號仰雲軒又自稱桂翁元祿十四年辛巳十月二十七日沒八十七
  或曰貞兼者令德門人也人訝其犯貞字於是令德誘之以使視師翁而爲貞弟云々辭世 月は
  彌陀ほざつや二十御來迎
  貞兼 ─ 西角 ─ 一方
- 正式 池田氏和州郡山人
  イニ貞兼正式ノ間ニ德元未得玄札加友ト養ヲ列シテ江戸五哲トス
- 日能 越前本勝寺僧
- 道節 末吉氏攝州平野人
- 貞宜 中島氏號蝶々子初季吟門人而後爲直弟移住于東府
- 宗畔 馬淵氏
- 元知 西田氏
- 未得 石田氏號乾堂東府人
- 可賴 青地氏
- 是誰 池田氏播州姫路人

―貫風　加藤氏號空門子
―良保　片桐氏或曰元令德門人
―重以　谷口氏
―友仙　有馬氏江州人
―胤及　岡本氏備前人
―正在　小原氏元西武門人

右正武以下數人皆鼻祖許可之點者也其家譜不詳門人傳系絕無但貞宜未得之孫弟在于東府今存矣

○荒木田支流譜

●守武―伊勢山田神官荒木田氏號園田長官善連歌兼嗜俳諧天文十八年己酉八月八日卒私曰卒去年紀有異說苟由一說而載之又不審行年幾何

―望一　杉田勾當伊勢山田人也遠慕守武之俳風雖異世同道如師弟老後每受貞德翁之添削寬永七年庚午六月二日歿八十三非點者

―美津女　伊勢山田人杉本吉太夫光貞妻也正保四年丁亥七月二日歿六十五諸家之集中記光貞妻者此女非點者

―惟中　岡西氏備前人也初號一有後改惟中號一時軒後爲宗因門人元祿五年壬午八月十日沒于浪華行年不詳

―固女　伊勢松坂人也不審其苗氏或曰驛亭之娼曾師美津女學俳諧雅趣不耻丈夫惟中去鄉住于浪華之日迎之爲妻中沒後移住于東府屬其角學芭蕉流後經廻京師暨浪華而復歸于享保十一年丙午四月二十日歿七十四

○宗鑑家譜

●宗鑑　支那氏江州人佐々木黨也號彌三郎範光善連歌故仕足利家浴恩澤復薙染居于城南山崎巷其庵跡今見在頃年趣于西國歸路暫止讃岐國琴彈山之邊而假卜居號一夜菴々今爲寺尙存寛永二年乙丑十月一日寂齡不容幾許　辭世　宗鑑はどちへと人の問ふならばちと用ありてあの世へといふ

─宗因　世傳宗因學俳諧於宗鑑云々或曰鑑之俳諧者獨樂耳其徒宗因隨重賴而得其道非鑑之傳也宗因西山氏號一幽又號梅翁又號西翁江北天滿人也曾慕宗鑑法師之風流往學連歌後師里村祖白而倍究其蘊奥晩年以連歌遷俳諧遊于東府興立檀林一風信德桃靑等黨之或曰宗因師維舟而學俳諧後倣常矩之新樣立檀林風又或曰宗因出自連歌而立俳諧實是一派之鼻祖也云々二說蠻觸未決案維舟與長頭丸不快之後入里村家專學連歌自立以爲俳諧宗匠因亦爲里村門人然則時々相會而與共可知其涯底也世人以之推謂入重賴之門者乎又宗因依維舟而得俳諧之道亦不可知苟且記兩說以俟他之支證　天和二年壬戌三月二十八日歿七十三

私曰右ニ記ス誂系ハ近年千載堂丈石カ編ル俳諧家譜ニ倚ル、爰ニ記ス所ハ其繁ヲ省キ、嘗鼻祖俳壂直弟ノ譜ノミ拔萃セリ、尙委キニ至テハ、丈石カ本書ヲ可見、但丈石カ纂タルハ大旨點業ノ弟子ノミ、不業ノ人ハ希ニ加タリ、是故ニ芳名ノ人多ク脫之、將彼書ヲ管見スルニ、系統不分明ナルヲモ不涉較正、當時稱スル儘ニ記シ、或ハ歿年等ノ相違モ見エタリ、如是ハ後勘ヲ需モノ也、此外東府露沾子（奥州岩城領主內藤氏）ノ弟子沾德カ類、爰ニ脫スル者不少、佗日可追加、

翁草　巻之四十一

○仙院尺八の一手に勅名を賜ひし事

仙院（靈元法皇）いまし給ふある秋の暮つかた、御苑の高殿にて、御つれ〴〵の御遊の折から、何地ともなく簫の音の風にたぐへて吹送れる、其聲怨が如く慕ふが如く、たゞならぬを院聞し召て、御はしへ勅有て、其簫の行方を求めさせらるゝに、仕丁の輩御築地の裏、京極街の邊りへ立出みれば、獨の普化僧の街を通る手すさみにてぞ有ける、則渠をいざなひて御所へ歸り參り、かくと奏すれば、今の一手は何と云ふ一曲なりやと人して尋させ給ふに、薦僧云、唯今吹すさみ候は、名のある曲にても候はず、何となく秋暮の物悲しきに感じ候て、時の調子をはからずもしらべ候のみに御座候と申上れば、其者能に堪たりと叡感有りて、渠が名を尋させられ、今の一手に夕暮と云ふ勅銘を下さるゝ儘、此後に一曲に定むべしとの御事にて、御かつげ物などを賜ひ、時の面目を施しこも僧は退出せり、夫より此の一曲を端手の組に入て、今も是を吹とかや、其こも僧は鈴木了仙となん云るゝ、正德享保の始迄も有し、尺八の妙手なりと承り侍りし、

○松前の昆布の事

或侯家の陪士、主人より松前への使者を蒙て、彼表へ立越え、何角用向無滯相濟み、歸府の時、松前侯より殊に今般の功勞を賞せられ、彼士へ昆布一本を賜の段、其家の長より達之處に、使者心裏には、褒賞の微なるを怒ると雖も、流石いなむべくもあらねば、不快ながら請之に、家長いふ、右の品は跡より船便宜に江府御屋敷へ可着由なり、かくて使者は江府へ歸居る處に、其屋敷は船入の邊成しが、或朝着船有て、大荷を引揚る者喧く、長屋へ聞ゆれども、何心も付ずよそ事に聞なし居ける處に、其船の船頭

何某か長屋を尋來て、昆布着船せり、如何可致やと問ふ、彼士不案內なれば、唯尋常の物と心得、是へ持參すべしと答ければ、船頭云、扨は兼ての御用意無之と相見候、中々左樣の容易の品には無之、大そう成る物に御座候、御不案內に候はゞ、當所の問屋へ此方より相賴み宜き樣に取計可進やと申すに仍て、其意に任せ、問屋へ相拵かせければ、問屋是を請負て、夫々に頒ち、其價銀三十貫目計りに成りけるを、彼士へ渡ける、彼士も始の怒に引替へ、おもひ設ぬ過分の金銀を得て、殆ど喜びけるとかや、松前にて昆布一本を賜ふと云は、格別の譯に非ずしては無之事とぞ、昆布一本にも大小にて大に違ひ有りと云、

○水野山城守士の謀判の罪を問はざりし事

水野山城守（采邑六千石）は、始十兵衞と號し、若き時ははさらを好み、角力取を抱て徒士とし、奴僕迄も究竟の壯者を揃へて、供立爽に振立させ、假初の事にも肱を張り、我心に應ぜぬ事は、上へ對しても無憚所放言し、無隱男伊達の名を取し人なりしが、稍年長け物ごと次第に穩便に成て、後は兩番頭を蒙り、山城守と改名し、勤功せらるゝ處に、自分の組何某とかや云る御番衆、差詰る事有りて、金子を他借せんと欲すれ共自力に不調に仍り、山城守の名を僞て謀判し、其身は是を世話する體にもてなし、金子百兩調達して、要用を辨じぬ、既に期月に至り金主返濟を責れども奈何共する事不能故に、金主より組頭某へ此段を訴ふ、組頭聞屆て山城守へ達す、則山城守彼某を呼て、尋之處に、爾々の要用有て、無道懸命に及候に付、金子才覺仕と雖も、一向不調候に付、不得止事御名を僞り、御印形を贋せ畢ぬ、無道の事露顯の上は、覺悟仕ぬ、相當の罪を可蒙と、少もわるびれず白狀す、城州倩聞て、聊の陳謝なく、尋常の白狀責てもの事なり、委細承ぬとて其士を差返し、組頭を呼て、右借金の事、自分印形有之上は、自分より返金致さば事濟なんや否と、組頭云、畢竟左樣にさへ有之は、普通の事なりと云、城州然らば某より金を可返とて、金子百兩貸主へ相渡さるれば、勿論金主も異儀なく金子を請取、證文を戾し事濟ける、其後少程過て右の何某事平日行跡不宜事有之間、御番を被除、小普請入可被仰付なりと相伺けれ

は、其品の御紀明も無く、伺の通仰付られけるとなり、城州内々にて被申しは、一組の事は飽迄もかばはるゝ事は可取繕條勿論なり、況や僅の金子の事にて、侍一人捨んは、頭たる者の本意に非ずと被申しを洩聞し人感じて語之ける、

○松平下總守忠明の行狀

播州姫路城主從四品拾遺補闕前總州太守源忠明卿（年六十二）行狀、

山西出將、山東出相、風土之偏也、使之然乎、治世出相、亂世出將、期運之數之然乎、文武之才常難得如此、蓋稽之古昔、盛周之十亂大漢之三傑、世以爲盛事、下此則麒麟之圖、雲臺之丹青、一善一能、皆以顯榮矣、爰前拾遺補闕總州太守源忠明卿、世將種也、其先出于兒玉之族、父前作州太守奥平家昌、母盛德夫人、前大相國家康公嫡女、以天正十一年癸未、生太守于參州設樂郡平井邑、生而聰敏、長而英武、具膽之器、出于天成矣、年六歲、家康公視寧馨之不凡、養爲子、含飴之愛、異佗、十歲賜食邑于上州長根、方長順事、上養老之敎、存敬兄愛弟之道、其守己也信、使下也以禮、太守之溫潤也、於是可見、慶長庚子秋、太守十八歲、從家康公繇于濃州關原、公以其慈孫故置之麾下、不容妄發、是以雖無血刄之功、猶懷枕戈之志、二十歲又封參州作手一萬五千石【割註】中華以所藉戶口多寡計地之大小吾邦以所納租粟量數較地之廣狹」是先人墳墓所在也、惟孝之誠感動天心、於是存累祖之典刑【耀晝錦之榮光、前後八年于此矣、其間或朝駿之府、或貢武之城、述職勤衞一日不慢、二十八歲增封勢州龜山城五萬石、庇廕士衆、保育幼孤、常欲立功于變事、三十二歲甲寅冬、大阪之役太守又從家康公在軍、既而兩軍相和、脩盟于城下而歸、明年乙卯夏公再征大阪、太守爲一方都督軍事、濃國之軍旅悉屬之、一柳城門郎德永左典厩、遠山久左衞門尉等、在太守之列伍矣、五月五日太守道于大和、進兵陣于河內國府、前有一山越、翌日昧爽、大阪軍將後藤又兵衞尉等、帥軍而來前、太守陟山、與後藤挑戰、遂擊而走之、斬首三十餘級、太守軍吏山田十郎兵衞尉、菅沼七郎右衞門尉等死之、太守加失右左手而心猶不屈也、騎士百餘旌旗數十旒、知小之不可敵大、轉虛爲

實、變正爲奇、整兵于藤井寺、以備敵人之來也、少間大阪援兵四萬餘來于此、兩軍相對不敢爲先、已而敵人欲引兵而去、旌旗亂繞、士卒變動、太守欲尾而擊之、於是使人于越後羽林忠輝卿、進軍趣戰、招仙臺黄門正宗曰、敵人將退請擊之、而彼多我寡、不足抗之、願君爲後援、我爲前隊、正宗不肯曰、其擊兵也應節爲善、彼將退其勢已成、我擧後矣、欲戰不可得、且自此距大阪行程三十里、不獲已而驅之、則昏而得執下、時彼爲主我爲客、彼爲佚我爲勞、日暮道窮、後難將至已矣、勿復言、固請之、掉頭而不顧、遂議罷矣、惜乎、此日隨太守之言、則逆儔無遺孑矣、正宗面折之、而心竊美其神武、從此締忘年之交、越翌日萬國四面進兵迫于城下、太守抽身而先登、直入城中、斬首六十餘級、俘戳之功、於是居多矣、此日城放火、飛焰蔽天、灰塵滿城、咸陽之紅可幷按焉、家康公感太守之大勳、同年六月初旬、賜封大阪十萬石、特表汗馬之勞也、裂城分地之賞、首于此矣、太守不日而遷大阪、問亡國之墟顧敗軍之場、田野曠而不毛、村落寂而絕煙、唯見人馬糜爛、狼藉街衢而已、於是鐲焦土、除枯骨、疏池隍平郊壘、經之營之、三里之城七里之郭、不幾而成矣、市人安壥行旅出塗、城下之見戶日滋不經歲而過萬家、法約三章刑審五辭、號令遍行、吏民得所太守之政治、於是籍甚矣、居之五年、先是丙辰四年、家康公薨于駿府、大相國征夷大將軍秀忠公代立、於是元和己未秋轉封遷和之郡山、增秩貳萬石、專爲邦畿之里寄、兼領南國之藩屛、太守相其比之隘陋也、招士廣居、構字結屋、民戶蕃密、生齒繁育、阡陌墾開、而地利不廢、溝洫脩築、而水旱得便、加之不奪農時、愛財節用、居者守積倉、行者齎餱糧、都下殷阜十倍曩時矣、太守之用心于民也、可謂至矣、寬永乙丑冬朝東武、明年五月辭武城、秀忠公手自賜靑木鄕(寶刀名)驗功課之最、示寵異之誠、太守歸國、自後比年大聘三年一朝相繼而不絕、辛未秋朝東武、于時秀忠公寢疾、明年正月薨、當斯時今之大君年猶壯也、太守先後三年、勤省武城、與聞政事、凡朝廷有疑事、則召而問之、太守擧前朝之故事對之、指掌合節、如記錄之備參考也、衆皆歎服焉、入掌機密出領藩鎭、太守之事上也、可謂備也、於是海內安如覆盂、靜如泰山、太守徐々而退守愚致忠、而不失天下之功名、太守之操心也、可謂明而哲也、癸酉春大

君使太守歸國治私事、時賜晩櫻、(碾茶壷名)表太守之勞也、始終恩賜不知幾千萬、是獨舉其重器而已、丙子冬朝鮮國賀大君之新立、使三使航海而來聘、時太守自武歸國、逾月會有朝鮮來使事、星言弃波、直至武城、太守與一二之執事、共傳國命于彼、因是三韓知太守之威名矣、己卯三月、增封播州姬路十八萬石、專任西方之節度、旁招四方之客士、虎賁貔貅倍于往昔、前後六改封、於是封境益大、經界漸廣、水陸之咽喉、舟車之交衢、室津在西明石在東、武夫臨濱而虎視、戍卒守門而誰何、太守之備于不虞也如此、此年南蠻之邪說流言、我邦眩亂愚氓欲伺釁而入寇、朝廷憂之、深禁其說、制之邊塞、故使太守嚴警邊事、是以常置諜于長崎、折蠻賊覬覦之策、若有事于邊、則卒欲發兵而應之、平日備船楫之具、待不時之變、然兵介居千里之後、折衝千里之前、非神謀奇策不能決矣、假令太守之智以拒之、勇足以威之、力小則不足當之、且器械不具不能濟軍、篙師柁工不足、又無通轉運之用矣、常以爲憂、於是朝廷豫命備前小豆島、編戶屬之太守、有變則補助船梁之手、太守之任重大也又如是、蠻虜聞之震慄、昔三韓傳名、今蠻賊潜迹、太守之威風、非獨暢我邦、而延流荒域之外、嗚呼矍鑠乎、太守也德孺被名于塞垣之草木、伯顏飛榮于江南之梅花、方斯蔑如也、居之前後六年、去年十有一月、太守不幸而罹風疾、然恐失朝聘之期、强朝武城、逾年疾不平、至春喉生膿血、治方萬變無所不至、朝廷日使人問疾、良醫多在側、使者幢々、冠蓋相臨於道路、大漸彌留、針藥不達、扁倉逡巡而斂手、和緩畏避而顰眉、凡國内之臣民、焦思腐心、禱于山川、無神而不告所、命哉、今年三月二十有五日、逝于東武私第、既而屬之不屠氏葬城外之地、諡號天祥院心巖玄鐵大居士、行年六十有二、平生不近婦女、屬纊之日又然、易簀結纓之意見于此矣、蒼天々々、何不憖遺梁木、擢折泰岳傾頹、朝廷悲之、爲減膳徹樂、都下遏八音、且使執事松平豆太守賜朱提一百錠、補含襚衣衾之具、孝子鶴松君、敬拜鈞命之焉、朝廷之恩非無餘于太守、太守之忠非不足于朝廷、何君臣相感之深也、乃使太守死灰更燃、枯骨復肉矣、況闔國之臣庶聞之不堪哀慟、豈翅舂人不相商賈罷鄽而已哉、猶子喪父母也、若可贖則誰不有其身哉、夫太守之在世也、身自歷事三朝之間、謙遜而不驕、正身而下人、

孜々而全大臣之節、功烈如是、其人也一文一武貫他、張于治亂、或寛或猛、宜相濟于處置、有始有終者、共惟太守乎、因是觀之、威德之士豈其拘風土之偏屈期運之數乎、獨恒太守之不解讀書也、如益之以博文學、初其功豈可止此乎、盖想太守生于戈之會、而弱齡之餘習猶未除也者、漢高帝有曰、乃公馬上得天下何事詩書、太守之微意在此乎非乎、然漢祖聞陸賈之語、不能無感于太平之時、太守亦如有悔于老成之日、加旃太守之雄辨也、精理分毫、驚人耳目、太守之折獄也、明寃鉤距、服民之心志、其聰明過人遠矣、至是學者猶有愧焉、(小臣)不堪犬馬戀至之情、恐太守之令名勳績不傳于無窮、故舉所聞之萬一、而之期不朽謹伏、

寛永廿一年四月上浣　　小臣國島康之謹書

附　錄

謹奉悼

前拾遺總州太守源忠明公捐館

芳烈功名達四方　　可知遺愛詠甘棠

猶餘東閣拓賢地　　多少來賓問北邙

謹上　靈前

低頭號泣更無言　　哀涙恰如河水飜

自愧神靈明仕事　　辨香何報二天恩

寛永甲申四月　　國島康之泣拜

○別所長治墓石之銘、東播八郡總兵別所府君墓表

君子之觀人不必以成敗興亡而定其論、蓋取其義之當與不當焉、夫成敗勢也興亡天也、在天在勢者非人之所能共惟顧其志之所在如何而巳、府君姓源氏別所、諱長治朝臣、世之所謂赤松圓心之裔、而其先出□村

上帝、圓心之孫敦範爲別所氏、屬赤松麾下、貞和五年大樹尊氏公、以播州佐用豊福二邑、賜敦範、此乃府君之曩祖也、高祖大藏少輔諱則治、盡忠於其主政則、英譽芬郁、初圓心屬足利氏有功勞、而賜播州及旁近數州、曾孫滿祐傳領播備作三州之地、嘉吉之弑逆也、赤松氏幾殲長祿應仁之際、政則勃興、文明之末但州之兵入播州、州兵失利、政則敗走、則治護政則來京師、密謀秘計、聞于東山相公、請討但兵以復舊國、相公許之、於是奉政則、歸播州、與但兵相持者五年、但兵夜逃、播州盡平、備州作州相次克復、赤松氏膽茂則治是賴、政則感其忠誠、割膏腴之地封之、遂以東播八郡隷其管下、居三木城、而則治之威名大震方國、曾祖某相繼克厥家、乃祖加賀守諱就治、勇有智略、信愛御衆、大永之初邦內搶攘、兄弟親戚各懷異志、就治能處其間、撫順誅逆、遂致蕩平、雲州尼子氏率大兵入播州、所至城堡望風而遁、三木一城固守不降、州有叛者借兵、三好氏攻三木城累月、就治大戰敗之、別所氏之世々有人、可謂盛矣、考安治亦有父風、不墜家聲、府君幼喪怙恃、叔父賀相重棟相共執家政、永祿八年三好義繼、弑大樹義輝公、暴橫畿甸平信長奉義昭公討賊、馳檄四方、府君使重棟率兵祗京師、力戰有功、及信長之開幕府、將伐毛利氏、遣使于府君曰、願卿爲我嚮導中國、府君許之、天正五年信長使秀吉出兵播東、府君遣叔父賀相及三宅治忠謁之、秀吉問西征之策、治忠盡言以對、秀吉大言曰勿多言、卿等爲前鋒力戰可也、若號令籌略、我自有處置矣、府君大怒曰、吁吾初謂、是役也信長之行將若非信忠則信雄矣、今乃使奴隸秀吉爲之將、吾若爲彼先驅掃馬前塵、爲天下之笑、不若違約絕和、決勝敗于此矣、急檄麾下、聚兵城守、使別將各據其城、與三木角立、秀吉召重棟、曲諭利害、府君不答、遂與秀吉絕、秀吉自率親兵放火略行、巡覩要害而還、既而用嚮導、按地圖曰、我若直攻三木、則諸城出兵掎角其後、不若先拔諸城、使三木孤立、乃可以成功也、而先攻野口城急擊下之、府君求援于毛利氏、輝元遣兵三萬救之、信長亦使信忠以大兵到播州、毛利兵逗界于備作之間而不進、信忠攻神吉城拔之、主將民部躬自力戰、遂爲其下所殺凱還、使秀吉築寨于平山、逼三木城、明年二月府君使弟治定及賀相、率精騎三千、攻平山寨、不克鏖戰數刻、治定鬪死、一日秀吉襲

淡河定範、定範出奇計破之而退、保三木城、毛利氏使蒙衝二百到明石魚住、納糧于三木城、秀吉急築砦列柵、横亘數十里、絕三木餉道、毛利兵潜與城兵刻期襲平田寨、斬守將谷衞好、秀吉馳救之、城兵敗衂、淡河定範健鬪死之、於是秀吉圍三木益急、城中食竭殺馬堀鼠飢羸特甚、外城既陷、府君謂弟友之曰、吾當竭心勵勇以克復爲念、將士守義不叛、然糧道已絕、命在旦夕、縱能强戰何得復當敵哉、願吾兄弟自殺、可以救衆人之命、友之奮起曰、君言是也、因遣書秀吉、請以身代衆、秀吉報曰、頃年之戰君雖屢失利、而非戰之罪、殆時勢之乖天運之窮也、而今立志守義、殺身代衆、雖古之英烈、復何過此、讀盡不覺涙之淫々下、若然我豈食言、因贈酒殽慰之、府君大喜謝衆告訣、悲歌慷慨、手刺妻子兄弟相共自殺年二十有三、實天正八年正月十有七日也、噫嘻嗚呼人之立其朝、食其祿、而患難顚沛之際、忘義負恩、委靡軟熟、惴々然苟免之不暇豈遑恤佗、而況爲人之君、自殺其身、以代萬衆之命、若府君、天下有幾人哉、府君當此時、突圍出奔耶、强奮疲羸、惜一戰死抑縋城潜逃耶、亦將出奇計而降之、然則信長之殘暴、秀吉之勇怒、城中之屠戮、禽獮靡有孑遺、府君慮之、周明立志殉國斷義救衆、上無辱祖先、下不負士民、寧可玉碎不爲瓦全、豈不誠烈丈夫哉、東播父老相共語曰、府君之死于今百年、嚮微府君之代衆、則我鄕先人殆無噍類、吾儕至今保首領、而優游於太平無事之日、府君之賜也、願勒義烈于貞石、而垂令名于不朽、使我子孫知所敬、不亦可乎、遂相謀來京師、屬余記之、余謂如府君事載靑史、名傳口碑不待鄙言赫然顯著、雖然樂道人之善者君子之道也、不敢以辭、想夫非府君之賢、孰能感父老、千百年之後、非父老之厚、亦何慕府君千百年之前、所謂斯民直道相感相慕一出于義也、遂書顚末繋之以銘、銘曰

維赤松族　分枝播東　奕葉垂蔭　百戰偉功
八郡之督　萬夫之雄　時運所否　勇烈遂空
重義輕命　代衆致裏　胡爲不弔　仰彼蒼穹
人誰無死　孰若我公　民好懿德　爰懷遺風

百年相感　千載共同　石其可勒　英聲無窮

延寶六年歳次戊午春正月十有七日　江東　柳順剛撰幷書

此墓表は予が祖父の許へ、寶永三戌年六月播州高木郡孫兵衞と申者、別所記と倶に携來るを、爰に寫置なり、別所記は次卷に一篇とする而已、

○宇喜多能家之傳

竊案、宇喜多和泉守能家先、上世爲百濟國王之子、甫兒時兄弟三人、依後母讒泛船漂流、來于本邦備前一島、始措新第、旗幟皆書兒字爲紋矣、仍其所曰兒島焉、中年立姓稱三宅、三子別居故也、有武名以備之郷邑號宇喜多（一曰浮田）文治之頃丁源平騷亂之日、與佐々木盛綱戰藤戸浦矣、厥孫當赤松氏執國權其家臣浦上美作守、紀則宗爲京洛所司代、守于備州、能家事紀氏代爲股肱、明應六年丁巳、江州前司紀宗助、略地于州之伊福、軍不利退禦嶮、松田之兵圍之四面、能家獨身入宗助壘、身被堅執銃相戰四十日、一日勝鹿田軍群敵解圍而去矣、同八年己未、紀則宗禍起蕭牆、與播之東軍戰退日出陣入白幡城、親族群臣首鼠不爲者夥矣、能家切齒勵聲曰、人生一世之間、烏能央々有貳心乎、乃歸則宗、衆皆愧能家言、而屬則宗、々々輿幼主（赤松政則）而入赤松下野前司政秀之播鹽屋壘力戰數矣、能家軍功不可枚擧、能家法諱常玖、通稱玄仲、前南禪九峰成和尙、作贊褒之、能家主砥石城（備前邑久郡）有故爲島村豐後守某（高島山城主）殺、能家子曰興家、々々子曰直家（和泉守）爲紀宗景（備前守則宗子）寵臣、而威權掩國、有中山、備中守某（沼城主）輕宗景命、於是宗景竊議、直家曰、誅中山者最容易也、于茲島村者我祖父敵、而城地舊領與爲復所奪、願使吾誅渠、則須伐中山、宗景諾、既而寄言左右呼島村（豐後入道觀阿彌）於城中、忽令直家誅之、而賜島村田領於直家、々々能謀竟戮中山、亦與其采地、直家移居沼城、而振威國中、是以與宗景弟政宗有隙、政宗與兼光宗高（岡山城主）交好、直家讒曰、政宗宗高作叛、宗

景命直家欲討之、少焉政宗往岡山、數日放鷹、直家窺之、乘不意率多兵、夜襲岡山、得擊二士、亦復領共地、移岡山、使弟春家與沼城于忠家頒八幡山城（南大寺）是故不假宗景之援兵、速略備中欲劫美作、後藤美作守高光（作州海老城主）勢大竟修婚爲壻、後鴆殺之、而領作州、猶且親長船戶川明石花房岡延原國富高畑等、同州而割所領地與之、於是視宗景讐如父、辭家而子立直家無嗣子、養兒姪基家（春家子與太郞）爲子、宗景欲誅宇喜多、而計家長及國人皆以不應宗景、憑播州之族、及藝州毛利、而欲攻岡山、直家聞之追宗景、々々奔播州室、歷鹽飽島、得妹尾氏扶助、又倚賴佐々木美濃守（兒島主飽浦氏）而新築兒島江島兩城、日戰不息、基家竟殞命、永祿十二年己巳三月十五日、宗景爲直家被弒、直家天正九年辛巳二月卒于岡山、其子秀家事于豐臣秀吉、任中納言、爲備播作三州太守、慶長五年庚子秋九月、與石田三成忤東照神君命、秀家父子配豆州八丈島、國除家絕、應于戶川氏安吉丈人之需、考檢舊記舉其概略、紛冗之中不遑縷陳、暫俟它日云爾、

延寶四稔龍輯丙辰十一月二十五日　加松子記焉

右は戶川記に首記す、戶川記は次卷に篇す、

○鳩巢室先生行狀

先生諱直淸字師禮、又字汝玉姓室氏、鳩巢其號也、室氏之先出於熊谷次郞直實、直實次子、曰直秀、直秀始食備中州英賀郡、子孫遂爲英賀人、高祖諱某拜大和守、曾祖諱某稱孫三郞、相繼仕尼子氏、祖諱某又稱彌三郞、亦仕尼子氏、後仕浮田氏、考諱玄樸號草庵、始自備徙家武州、不仕、妣平野氏、先生以萬治元年戊戌二月二十六日、生武州谷中邑、幼名孫太郞、幼而穎悟、大異常兒、總角巳如成人矣、寬文十二年先生年十五始仕賀藩、稱順祥、以君命往學于京師、遊於順菴木先生之門、稍長慨然以道自任、於世之功名富貴、無一動其心泊如也、天和元年在京師、二月詣於北野神廟、疏自警之目十餘條、與神約守之、三年在東都藩邸、是歲丁草菴先生憂、居喪三年、貞享三年夏奉太夫人、遷賀州、是歲改稱新介、元祿十

年太夫人卒于賀州、三年服闋有思二親十二首之作、十五年大學章句新疏成、是歳十月赤穗侯諸士、報主仇於都下、先生深義諸士之擧、而偉其事、乃具其始末、以著于篇名曰赤穗義人錄、先生自元祿十年、常在賀州、我先侯時引見使講說、侯嘉嘆焉、嘗上書論事、語甚切至、侯手書答之、寶永五年今侯君夫人氏入邸、有寄新井君美國慶百韻之作、新井先生嘆賞以爲昭代盛事也、先生在州、誘進後學、孳々不倦、其愛君憂時之誠動見于色、州之人士化其德、而鄉學者頗衆、嗚呼使先生終老在賀、將見其樂育之功偏及於國、而人材之成就也、其所裨益豈少々哉、然其防閑正道、禁遏邪說、以爲天下之歸焉、則未必能如今之盛也、此吾州之不幸天下之幸矣、正德元年辛卯先生年五十四、是歳三月有東都之徵、十月朝鮮使臣來聘、奉命草國書稱旨、與學士李礥等唱和於客館、有與李礥等詩文若干篇、及叙三韓事蹟二百二十韻之作、二年二月賜宅於駿河臺上、六月自大塚市中舍移居之、享保二年正月都下大火、延燒駿臺宅、書籍器用蕩盡無餘、復舍大塚市中、五月宅成反焉、四年九月以今大家命、與二三同職開講高倉書院、六年閏七月、命撰六論衍義大意、七年三月特召先生於內殿、始講尙書、從此迄於九年秋、屢引見者無數、講貞觀政要、及進五倫五常和解等、皆在於此間、其他凡所論諫、退而不出于口、故其將順之美、人不得而知之也、十年十二月遷西城侍講、常俸外別歳賜二百俵、十一年二月八日講大學卷首一條、十二年得支疾、十三年春困疾乞解職、優命不允、居久之疾逾劇、復表請辭職如初終不聽、先生雖以老病廢、而日夜研究典籍未嘗休止、疾痛之甚人所不能堪、而處之裕然略無戚容、患伊藤維禎荻生茂卿之徒、妄非毀程朱、敢肆其邪誕而無忌憚也、嘗曰大廈之傾非一木所支、然而辨別邪正、明章眞僞、使學者莫迷於所歸嚮、此吾志也、其不信於今、必有傳於後乎、於是著駿臺雜話等書、常云疾敎誨生徒、至卒之前七日、尙臨講席如平生、四方學者翕然以先生爲歸、惟大家亦深知先生而重之、不聽其請、蓋惜先生之賢也、十九年甲寅八月十四日終于正寢、享年七十七先生晚年尤潛思於周子之書、病諸儒之說莫能得周朱之意、乃就朱子圖解之書、反復論述爲太極圖述、草藁已成、手親繕寫、未終而歿矣、夫周子之書、最爲淵微簡奥、微朱子固莫以發周

子之旨、徽先生亦豈能達朱子之意哉、而使學者昭然若發矇、是可謂有大功於道學者也歟、論語孟子等解、嘗已屬草藁、罹丁酉之災、隻字不遺、厥後凡所論述、論語廣義三篇、左傳辨疑二卷、僅克成編、其餘皆未及著定可勝惜哉、先生二男四女、男洪謨今繼任幕府、一早亡、女適幕府士高階經道先卒、其三亦夭、孫男一人今年正月生、先生之卒、門人飯室長邕河口光遠伊東貞思地繼美集堂厚兒玉一鳳等、聚謀後事、乃請于官、卜于善地、以卒之月二十一日安厝于大塚新田村之原、以成先生之遺意也、其他愼終之禮必以法故不苟、皆頼數子之力爲多、洪謨走書使昌玄狀先生行實、將求於有道而文者、以銘焉、昌玄伏念、先生之蘊固非昌玄等能窺知、姑取其較著可見者而書之、至於其深造自得之實、則世之知德者、觀諸其書亦可見矣、謹狀、

甥賀府大地昌玄狀

享保十九年歳次甲寅冬十二月

〇山コカシの行狀　筆の次手に山こかしの行狀を著せよとの友人の勸めに應じ漫に狂筆す

或國史本記に曰、世祖姓耶摩名狐、字古可志、國號倶羅矣、其先出于瑞見王、世繼於洪業、云々此君究めて謀計深く、寓言は老莊を欺き、辯舌は蘇張をあきれさせ、常に他領の山川を我物にすれども、敵する人無し、世祖以來耶蘇宗魔法を相兼て行ふ故に、世々耶摩の二字を以て姓とすと、又一說には佛誕生の摩耶を倒して是を始とせり、邪法を立るとも云り、され共伴天連伊留滿などの名目をも以てせざれば憚所なく、縱横に行はれぬ、是莊子に所謂大盜成諸侯に近きもの歟、此君の錦城或時は空虛にして兵糧は米からとの隅に有やなしやと、かげろふのおのれは紗綾縮緬のたぐひを身に纏ひ、家のつき〴〵しく、屛風襖は金銀瑠璃をちりばめ、一軸は唐のやまとの奇筆に、表相目を驚しめ、常釜をかけて香氣紛々として、琴線の音絕えず、不夜城水邊の遊郭にも、能く名が通り、立者役者も悃なり、武に疎きかと思へば、何に入るやう指いても大事ない、身が指これらし行義正しくして、常に袴をはなさず、そこ爰の拜領の紋をひらめかし、有る事も無き樣に云なし、無きことをもまざ〴〵敷有と云、人をたぶらかす事幻術の如

し、權門の人の名を賣あるけでも尻も來ず、東都の時めくれき〳〵の狀をびろつかせども咎なし、智謀群を出たりといへども、人口に乘る程の勝利も得ず、又落城せずして兎や角仕似せて居る内に、終に古池の主と成て、サア一丈餘りのスツポンに成り課せければ、最早網にも掛らず、生涯安穩なり、是を崇む人、呼で山狐王と號す、是故に落城に及んと欲る人は早く此君に降參して、麾下に屬する時は名目陣と名る、官府に召れ、モトメンと云有司の者を附らる、彼則斥候間牒と成て、所々へ入込、城を十重二十重に書入れ、下し文として軍勢を催促す、此モトメンの者共神變不思議の軍者にて、官軍僅百金二百金を、何萬銀にも遣ひこなす故に、其威を羨みて、大小の貨殖侯よりさま〳〵手を入れ機嫌を取て大勢の援兵を差出すにより、終には猛勢を取込て、城を持固る歟、又は城の要害あしきと見れば、態と城を開けて、多勢を卒し、ホイとするも有り、何れにも宜數、調練の出來る事なれば、今鳳城にては、我も我もと此耶摩氏へ心を通はす人のみにて、此道の廣く行はるゝ事、宛も儒佛の教より盛んになり、また隣國にも曹馬子翠峯などゝ云る牧伯有り、孰も一個の豪なり、曹馬子は其國海濱を請たれば、船軍に馴たり、其質寛量にして天文地理に委しく、智勇備りて而も雅なり、常に秋風を愛しては、故人の春宵に直段をつけしを笑ひ、風空一尅價千金と飜案して諷動すれば、城を乘取る兆有り、軍勢千金貳千金の打死を屑ともせず、死の決斷さつぱりとして、翠は孤をかぶるも厭ぬ將なり、翠峯は義有る將器智勇兼備ると雖も、惜むらくは寛量ならず、常の戰も多くは夜襲を用ひて、晴々敷駈合を不好、是故に後記に留る程る程の大合戰も無し、去れども義を宗とする所は、譬ば異心の輩九良といふ所に寨を築き、欲心熾盛の角を振立て僞計を企ると聞や否、翠峯みづから出馬して、目をいらけて是に向へは、鼠輩大に恐怖して、忽に降參す、假初に僞計を惡む所如斯、其風大に麾下に及ぶとかや、耶摩氏曹氏翠氏鼎の如くそばたちて、互に威權を競ひ爭ひ、中に耶摩氏は殊に時風に協ひぬれば、次第に其徒盛んに成て恣に手を延し、南州大佛八坂邊に砦を構へ、南州の浪人を催促するに、是に應ずる徒夥く爰に馳集る、凡一度此砦

喪家の面々は各好む所に隨ひ、或は耶摩氏に屬するか、曹氏に降るか、何れ此三國の內に便らざるは無く、虎落氏、田須李等の小臨主多くあれども、泛々の輩にして、其黨を立る程の器に非れば、辨するに不遑、但し知謀の歷主の內にも、適には敗北の君あり、それに名の上に被の一字を冠らしめ、山こかされと呼て、道統を省き廢主にするなりと云々、

翁草　巻之四十二

○別所記　別所家與織田信長鉾楯之記

別所小三郎長治は、大藏少輔安治の男にして、村上源氏具平親王二十六代の孫、赤松則村入道圓心が庶裔なり、圓心父子、元弘建武の間に、武名を輝かすに仍て、足利家天下創業の始、頻に其功を賞せられ、備前美作播磨の三州を賜ふ、家門繁榮する處に、圓心の孫赤松左京太夫滿祐入道道性、奢に誇り、逆意を挿み、嘉吉年中、大樹普廣院殿義教公を奉弑、本國播州へ逃下て旗を上る故に、細川山名等の諸將を被向、彼國に於て數戰の上、滿祐父子遂に滅亡して、家苗斷絶す、其後長祿の頃、赤松政則僅に家名を興すと云共、始の勢ひ十が一なり、長治は曩祖敦範（圓心之孫）より、世々總領に仕へ、長治の高祖大藏少輔則治、特に功有に仍て總領政則より東播八郡を割與へ、三木の城主として、長治と五代是に居す、長治若將ながら、將器有て、士卒を愛憐し、同姓山城守賀相、舍弟、孫右衛門重棟（長治叔父）扶之て、國事直き故に、家風佗家に勝れり、然に永祿年中、京師には三好族叛逆して、將軍義輝公を弑奉り、逆威を震ふにより、將軍の御舍弟南都一乘院門跡覺慶は、南都を忍出て、江州へ趨り、還俗して義昭と名乘り、佐々木承禎を賴まんとすれ共不諾、却て殺さんとする故に、夫より若狹越前を漂泊して、濃州へ出、織田信長を賴み給ふ、信長諾して國々軍勢催促せらる、此廻し文長治の許へも到來するに仍て、則別所孫右衛門を首として、人數三百人を添へ上洛せしむ、京白川の戰に於て、孫右衛門粉骨の功有により、三好沒落後義昭公より格別の御感有り、面目を施して歸國す、夫より重棟其功を高しとしけるが、奢恣日を追て募り、諸士を輕んじ、舍兄山城守をも侮る故に、兄弟不和に成り、賀相方重棟方と二つに分て、家中不穩、或は法を犯す者あり、賀相是を罰せんと欲すれば、重棟是を荷擔す、是に於て家風亂

れ、偏に亡瑞を顯す、斯る處に信長の武威旭の如く四海を偃し、既に關西征伐の企有て、評定の上別所長治魁首たるべし、さ有らば、播州一圓の事は勿論、其餘の賞は功に寄べしと申送らる、長治辭するに不及、時日を不移、幕下の城主の人質を取り、信長へ使者を以て被言送けるは、國人皆々味方に屬し候畢ぬ、此上は急ぎ大將を可賜、西國魁の事、長治屹と畏侍るとなり、信長是を聞給て、西國退治の將は、心がさ有て、勇も勝れたればとて、羽柴筑前守秀吉に被定、秀吉將の任を帶して、其勢七千五百餘騎、天正六年寅三月四日京師を電發し、中國へ赴く、其行粧善美を盡せり、而して同七日播州加須屋が館を本陣とす、國中の諸士門前に市を成す、中にも別所の老臣同姓山城守賀相（異本吉親）三宅肥前守治忠は爲軍儀伺、秀吉の旅館へ參向し、恭しく總督を拜する禮義を以て敬て口上を演けるに、秀吉對面あり、其體嚴重にして、織田の貴族に等く威を逞して、遙の次に兩人を蹲居させ、應對、吾が從士に言が如し、然れ共兩士敢て怒の色を不出、平伏して軍慮を伺ふに、秀吉曰、長治西國の案內者たるべき旨に仍り、信長公爲御代官今度某下向せり、其方家の軍令、且西國攻擊に付、不日に挫敵謀有や演說すべしとなり、三宅治忠曰、今度の御合戰、一國一城の小迫合と違ひ、輝元は大軍なり、萬死一生の合戰、何か程も有之候へば、定て御手間とられ候はんと存ずるなり、就夫當家陣の張樣の事、代々の法令を以て先づ陣を押す事一日の行程三十里（上道五里）に不過、卯刻より前に不出、未刻を限て陣取を定め、而して斥候を遣して夜蒐の用心伏兵を置き、扨陣を取固る法は、四時に隨ひ、東西南北に相對有之、夫に應じ陣を張る、尤も地形の嶮易、斥候の仕形如斯に候と、詳に演ければ、秀吉宣く、さやうの延々成る術は對揚の人數の事なり、今度の敵は大勢、味方小勢なれば、唯不意を討て、五度も三度も强き働きを見せ敵に臆病神を付ねば急に勝利を得がたしと有ければ、治忠再申上るは、强く働く計りは必勝の術ならず、柔能く剛を制する御術こそ專要に可有御座候と、尙も軍議を述んとする時、秀吉色換つて、ヤア卿等は先手の役なれば、隨分働を心掛べし、軍の指揮に於ては、此方より指圖すべし、無益の長詮議を述る事勿れ

と、不興氣に惡口せられれば、兩士口を閉て退去し、歸城して別所一族宗徒の面々會合して、是を評定す、山城守遮つて申けるは、抑も秀吉當國に下向して、近國に威を振ひ、當家へ對し、遠慮なく事を執計ひ、臣等を芥のごとく惡言す、是を察するに、偏に信長の謀計と覺ゆ、其故は近年東國の巷說に、關東に四大將有り、北條氏康、武田信玄、上杉謙信、織田信長あり、中に信長は表裏第一の大將なり、仍て家風輕薄にして、實無しと云り、今度も當家に、西國の先手をさせ、西國靜謐の上にては、初の約を變じ、當家をも亡して、播州は秀吉に宛行はるべき信長の心底顯然たり、如斯表裏を察しながら、其謀に乘ん事、口惜き次第に非ずや、所詮此方より色を立んには不如と申ければ、長治莞爾として、いざとよ、信長より兄弟の思を成さん抔と、頻に賺されしに仍り、心ならずも同意して一人の大將を乞しに、定て信忠か信雄を差向らるべきと、待設くる處に、思ひの外秀吉を被向ぬ、此秀吉事は、誰かは知らぬ匹夫より出て、稍ゝ昨日今日侍の眞似をする者を、如何に拔群の人物なればとて、長治其下風に付て軍せば天下の物笑たるべし、凡大將を立るには、其人を撰むは至て大切の事にて、古今和漢に其證多し、然るに信長其の蘊奧を不知、卒忽に秀吉を將として差向る事、淺智の至り、就中當家を輕んずる條謂無し、此等は始の約を變じ、向後信長と矛楯たるべし、先づ手はじめに、秀吉が首を見るべしと有ければ、舍弟小八郎生年十七歲成るが進出て、軍立不意を擊つに利有り、長會議して敵にさとられては後悔なるべし、某に人數四五百賜り候へ、今夜夜討にして、火を放ち切て廻りなば、秀吉を討ん事必せりと潔く申されば、別所甚太夫暫く思案して、尤も御謀も一理無きに非ず、去れども一國一郡の軍には、夜討など可然術なり、流石天下に旗を立る信長公が、秀吉程の侍五人三人失はるゝとも、させる損には非るべし、同くは尋常に敵の色を立て籠城して驅相の合戰を仕、敵引かば付慕ひ、引返さば城に籠り、縱橫に惱さば、敵は他國、味方は自國なれば、糧米其外の手番ひなどか味方に勝らん、敵退屈の費に乘て、中國の援兵を乞ひ、一當あつる程ならば、秀吉は敗すべし、逃るに追すがりて京洛へ攻登り、一日なりとも天下に旌を

立るならば、武門の本意、且は曩祖圓心公の元弘の吉例に似たりと云ば、山城守を始め、是を點頭して、籠城にぞ究りける、去らば先づ敵を欺んとて、信長へ使者を以て被申趣は、去七日羽柴秀吉爲西國征伐御代官、當國へ下着畢、毛利輝元は、元就以來大國數多領知し、大身の事に候へば一旦の合戰に勝負決し難かるべし、苟も長治魁首を蒙候上は、蒐引自由の爲、又は軍勢を勞慰の爲、居城普請仕度と申遣す、長治に於て斯る企有んとは思寄ず、信長許容し給ふ、其往返の間に、要害を固め、近邊の城主まづ志方には櫛搯左京亮、神吉には神吉民部少輔、淡河には淡河彈正忠、高砂には梶原平三兵衞、野口に長井四郎左衞門、端谷に衣笠豐前守等、最前より人質を出す故、異議なく同心して、各居城を守る、殘る小城は悉く引拂ひ、上月中村高橋服部後藤長谷川神澤大村光枝上原魚住加古加須屋來野垂井飯尾藤田以下、各人質を出し、總勢合て七千五百騎、三木城に楯籠り、敵の色を立る秀吉是を聞き心得ぬ別所が振まひ哉、信長公他に異におぼし召て、當國の人質を預け置れ、今度西國發向の魁を任し給ふ上は、何の恨有ての謀反ぞや、偏に若氣の致所か、左無くば同苗山城守が所爲なるべし、別所孫右衞門は、味方に志の者なればとて、密に手立を以て孫右衞門を呼寄、樣子を被尋、先明石小寺は奈何と、重棟云、右兩人は初より無二の御味方に候、然らば卿は山城守弟なれば敵たるべしと宣ふ、重棟承て正八幡も照覽有れ、此度の企、某には聊の評定も無く、唯面目を失ひ罷在候と落涙して答、秀吉公左有らば、卿より狀を調て、長治に說べし、其旨趣は、信長公と別所家、水魚の思ひを成して中國の魁首を賴み給ひ、名家の事なれば、軍法等萬端、長治の指揮に可任との仰なるに、何の恨み有ての逆心ぞや、其趣意を承つて、秀吉いか樣にも執計べしと、重棟に書簡を調させて遣すと雖、長治返答に不及、再三に及て長治よりの答に、多年毛利輝元に賴まれ申上は、從來の好み默止難し、夫を破て、表裏第一の信長へ睦ん事、勇士の本意ならず、此上は當城を枕として討死するか、秀吉の首に對面するかの外なしと、手切の返答なり、秀吉然る上は是非なく當國の面々を敵に請け、爰にて一戰を遂げ、長治を討ずんば播州を一足も引まじ

とて、則軍勢の手分して、三月二十九日三木城へ押寄る、抑此城と申は、前に大河あり後は高山にして、要害堅固の名城なり、殊に城主は別所累代の名家なれば、一族譜代恩顧の輩、數を盡して八千騎志を金鐵に比して楯籠る、四方には淡河志方神吉高砂野口端谷の城々有て、敵三木城へ寄るならば、横槍を入ん、後を取切んと待蒐たれば、容易に可落とは見えざりけり、秀吉先谷々を放火して、足輕軍を懸け、敵の動靜の位を計り、卒爾の軍して、敵に氣を付れば、後日の軍仕にくき物なりとて、輕く兵を引揚らる、旣に斜陽に及しかば、羽柴小一郎秀長後殿して、秀吉は采取て信長流の車引に、人數を左右へ引取り、城の若武者、跡を慕んとて城戸を開き、打出んとする時、別所左近と光枝小太郎先を爭ひ、喧嘩に及ぶ、山城守馳付て、對陣の病は火事と口論なり、穴賢和平有べしと、双方を宥め制止し、城門を鎖て兵を出さゞりける、

○野口合戰

秀吉先づ當國の案內者を呼て、國畫圖をさせ、地理を量り、宗徒の面々へ宣ふは、國人ども銘々の居城を守居るは、第一三木後詰の爲なるべし、先づ其城々を一二ケ所も攻拔なば、殘る小城は不攻に明退べし、然る時は、後に敵無して本城を攻るに易かるべしとて、四月三日早天に、長井四郎左衞門楯籠る野口城へ押寄る、此城は播州一の名城にて、四方沼深して馳引自在ならざるを、秀吉下知して、近邊の樹木を伐倒して、沼へ打込々々、平地にして先手咄と鬨を發して、塀下迄攻蒐る所を、城內より弓鐵炮、爰を先途と射出し打出し、少しく瘦む處を、大筒をつるべ懸け放ける間、手負死人算を亂す如く、諸勢崩て引退く、斯て戰ふ事三日に及べども、城更に不弱、秀吉怒て中國の者共と、手始の戰に、かゝる拙き軍の仕樣やある、秀吉を手本にして敵に息な繼せそ、美濃尾張の名折ばしすなと、馬廻り三百騎を卒し、采配を揚て、自身眞先に馳給ふ、是を見て總勢潮の涌く如く、一度に押蒐る勢ひ當りがたく、旣に外側四五十間は打破られ、城勢詰の城へ逃入時、城主長井四郎左衞門、勢盡て降を乞ふ、諸勢は何條今

と成て降参は未練なり、唯鏖にせとん勇進むを、秀吉制して降人を誅するは、殘敵必死と成て、重ての軍大事に成物なりとて、則降を許し、城を受取らる、秀吉の智勇を感し賞せり、

○神吉城攻

去程に播州軍立の趣、長治より羽書を毛利へ飛して、援を乞ふ、輝元披見して則小早川左衛門督隆景、吉河駿河守元春を將として、人數三萬差添へ、備作の境に出張させらる、京師にも此事聞えければ、秋田城之介信忠卿、三萬騎を卒し進發有り、毛利勢に對し、播州の內に陣を被構、而るに毛利家に衆議有て、唯國境に屯して陣を不寄、仍て信忠衆は斯て、徒らに在らんより近邊の神吉の城を攻落して、敵の氣を折んと、大軍神吉を十重二十重に圍み、一擧に揉崩さんとすれ共、城兵よく防て先手に三百人の討死有り、故に寄手少しく攻口をくつろげ、重て足場を平均し、竹把を付て押寬る、其頃迄中國には未だ竹把を不知、不思議の術哉と、城兵肝を消す、城將神吉民部少輔は、心剛にして自ら大手の櫓に上り、敵に向て廣言し、櫓を下りて大手の城戶を開かせ、究竟の兵二百を眞丸に備て突出し、寄手の先手千餘騎を突崩し、颯と備を引揚て城へ引入處を、寄手喰留すがうて城へ付入んとするを、民部采配を捨て、自ら重代の備前菊一文字則宗の太刀を以て切て廻るに、向者討れざるは無し、見之新手の城兵百騎計り、咄と叫て打出入る敵を追崩し、大將を押包て、門內へ引けれども、寄手大軍故、新手を入替々々をめき叫んで打入けるにぞ、遂に外構一重打破られ、城兵二丸へ引籠る、去れども橋板を引たる故、寄手も暫したためらふ處に、三木よりの加勢梶原十右衛門道菴と云ふ勇者、行桁計りの橋を渡つて敵を欺き走廻る體、さながら古の筒井淨妙とも云つべし、寄手我打取んと相寄を、長刀を以て三人迄堀へ切はめ、一人は深手を負ひ、今一人と引組で、敵の首を撥落し、手に提て引けるを、譽ざる人はなし、是に續て、三木加勢の內、小寺主馬介、柏原治部右衛門、中村壹岐、長谷川權太夫、藤田藤二、行桁をわたり、爰を詮と戰けるに、城中より民部が家の子、同苗藤太夫、矢文を以て一命を助け給はゞ、民部を討て味方に

可參となり、大將許容の旨を射返させらるゝに、何とたばかりけん、手もなく民部を討て、首を提げ城外へ逃出、大將へ捧ぐ、藤太夫が爲に民部は甥なり、骨肉の總領と云ひ主君と云ひ、渠が人畜の擧動を惡まざるものなし、斯りしかば大將を討れて、城兵蹙込する處を、大軍押込て打散し〳〵遂に城を乘取ける、梶原道庵ば、手の者三十人前後に從ひ、散々に戰けるが、郎等大方討れければ、主從三騎櫓に火を放て自害す、此道菴十三歳の時、親の仇備前國萩原與一と云ふ大剛の者を組打にせしにより、其名高く尤も場數も餘多有之、惜き勇士の打死哉と、大將も嘆息し給ひける、かくて大將信忠卿、首實檢有り、夫より三木城點檢有て、卽時に落城し難くや思しけん、二三里の間に向ひ、城を數ヶ所付させ、中國勢の手當等、秀吉と評定の上、此表の仕置、秀吉へ指圖有て信忠卿は歸洛し給ひ、秀吉は平山の峯に向城を取て三木を守居られける、

○平山合戰

三木には軍評定可有とて、天正七年己卯二月五日、早天に各相詰る、上座は小三郎を始、兄弟三人、同苗山城守已下、一族郎從、宗徒の面々、威儀を整へ居流れたり、時に長治曰、去年以來野口神吉の兩城を攻落されし事、士卒の科に非ず、偏に長治が過ちなり、此上は各の軍慮を聞ん、心底を不遺可被申となり、各默して暫く答ざる處に、久米五郎、志水彌三郎兩人進出、末座の異見憚有り、諸將の術を承て、其上にて愚意を述んと云、山城守曰、去年秀吉發向後永き對陣の內、差たる一戰もなく、唯籠城を期したる計も云甲斐無きに似たり、其上中國援兵も來ると雖、國境に屯する而已にて、墓々敷牒し合も無く、斯く徒らに月日を送る間に、國中の城々攻拔れ、後詰の根を斷れなば、味方大なる弱り成べし、今度は目覺敷一軍して敵の氣を折くべし、合戰は、明日辰の初刻、城を出で、先づ長屋表に總人數を伏置、武者五六百に、足輕少々添へ、室田保隅岡村を足輕大將とし、前なる川端にて敵を呼び引べし、秀吉勇將の上、野口神吉を攻取て、氣に乘たる折なれは、我一と川を渡さん、其時暫く會釋して、僞て敗せば、

敵足を亂して追ん所を、伏兵四方より起つて備を固め、さし狹み引包て討ならば、敵を虜にする謀成べしと申ければ、久米志水あざ笑て、城州の術一理有と雖、昔より川を隔たる軍に渡たる方は勝ち、渡されたる方は負る事必せりと云へば、山城守重て夫は一概の評なり、第一地理人數の多少にも寄事なれば、强ちに申難しと有ければ、兩士遮て申けるは、渡して善ればこそ背水の術漢に始る、特に今度の儀は、當家の一族數を盡して、普代恩顧の手勢計にて、而も人數敵より多く、敵は秀吉一朝の威に誇ると雖、數代の主君にもあらず、唯信長秀吉の猛威に懼て、當然從ふ者どもなり、凡そ城攻は三層倍の人數に非しては、攻難きものと承るを、大勢城に籠ながら、小勢の寄手を恐れ、手立して勝たると云れんも口惜し、手立の軍は敵大勢にて、味方若干小勢の時こそ入事に候、願くは明日の軍は、法令の通の手分して、先手は城州を將として、秀吉の先手に蒐り、軍を被始時、跡の一手は小太郎殿を將として、吾等ども加り、東の山の麓より秀吉本陣へ攻蒐り、一擧の勝負を決し、若し味方打負ば、某兩人に於ては、秀吉と組で、打死を可期と、さも潔く申ければ、軍議是に究りて、明れば如月六日卯の刻より二手に分て、先手大將は別所左近、小野權右衛門、櫛橋彌五三、足輕大將室田內匠、保隅越中、岡村因幡、其外、國人には高橋源太左衛門、神澤民部、加古左京、大村九郎左衛門、小寺若狹、黑田右衛門尉、廣岡藤九郎、矢田太郎左衛門、其他侍七十二人都合二千五百餘、又一手は別所小八郎、大將にて、侍大將別所甚太夫、同三太夫、光抜小太郎、同道碩足輕大將は久米五郎、志水彌三郎、幷國人服部五郎右衛門、後藤又左衛門、加須屋玄蕃、垂井武藏守、有田兵庫、端山左馬介、永郎魚住、巳下六十三人、多勢は六ケ敷とて、態と勇士を勝て、七百餘騎勇み進て押出す、秀吉平山より見下し、敵寄來るぞ、いざ蒐れとて、軍使を以て令せらる、常々軍令不怠故、夫を聞と否ひたひたと馬を乘出し、前後左右へ備へを配るとぞ見えし、先手千餘騎、颯と蒐向、互に足輕をかけ、暫く鐵炮迫合有て、夫より若武者五騎十騎二十騎駈出々々戰けるが、後は兩方入亂て打込の軍になり、雌雄分らざる處に、二陣の三木勢、備を押出、新手を入替歟とみれば、

左は無くして東の山の岨を一文字に、秀吉の旗本を目がけ押蒐る、秀吉下知して敵旗本へ寄來と見ば今日の軍は勝たるぞ、其故は敵味方の間十町餘なり、其間を驅て、人馬の足勞れ、備しどろなる所を打ならば、必定味方勝なん、但居ながら敵を向れは、陰の位に成て惡し、吾采配に付けとて、敵間半町計と見えし時、蒐れと下知し給や否、旗本備一度に咄と蒐る、秀吉の弟羽柴小一郎秀長先登に抽で一番鎗たり、是を見て宗徒の勇士、我も〳〵と鎗を合す、兩陣攻撃の烈しき有様、喩るに物無し、實にも城兵は純粹の者を勝り、寄手は名にあふ秀吉の勇士なれば、互に命を風毛に比して不顧も理り哉、去れ共城方の微運遂には駈負敗軍と見えければ、久米志水は如何して紛入けん、敵中に入て大將をねらふと雖、志遂不得、見顯はされて、兩人共に兼ての言の如く切死にしけるこそ勇々敷けれ、三木勢色めき立て、右往左往に敗軍す、敵透間なく追蒐るを、大將小八郎手廻り百五十騎にて返合し、自身後殿して相働故に、京方にも手負死人、立所に數百に及ぶ、是を屑ともせず、ひた追に追打に仍り、小八郎手勢も漸く十四五騎に打なされ、小八郎も今は斯とや思れけん、自ら鎌鎗を取て、敵中へ駈入らるゝを、本郷采女と云ふ小姓引留れども不止、樋口某と云ものに會して、遂に討死せられけるこそ潔けれ、是を見て衣笠の嫡子岑本金右衞門、中島藏人、山下勘解由、中山民部、竹下金五郎、松本又市、以下十四五騎の者共、一人も不殘其場に於て打死す、別所山城守は、味方の敗軍を見て、高き岳に百騎計りを從へ、屯して退口を思惟しける處に、敵是を大將と見て討て蒐る、三木勢の內、上月宮內、高橋彌五左衞門、神澤又市、上原越中、同孫之允、眞先に進み寄る敵を眞下に突崩す、殘る百餘騎も命を抛て働ける故、敵五百餘騎咄と敗して引けるを、追捨て跡を顧れば、櫛田傳藏、飯尾長吉、藤田總六手の者二十人計り引殘る、廣澤左衞門佐是を見て、此若者共、敵引返さば一定討るべし、いざ引れて歸らんと云を、山城守聞て加様に後殿にしたき者は捨殺す物ぞ、不構引べしとて、徐々と退けるが、慕ふ敵も無りければ、兎角して右の若者共も馳着て無恙引取ける、其外飯尾吉左衞門、伊藤某後れて引けるが退口に敵三騎切て落し、靜に

退ける、武者振見事なりしを、鐵炮にて既に打んとす、秀吉制止して、あたら者共を助けよ、當國平均の後出して召仕んと有しに仍り、不思議に兩勇士は虎口を遁れ、是も子細なく城へ歸る、此日城方大將別所小八郎をはじめ、宗徒の侍三十五騎上下合て七百八十餘人打死す、秀吉勝鬨三度揚げ、氣色ばりて本陣へ引返さる、天正七年二月六日平山合戰是なり、嗚呼別所の軍立、拙きのみに非ず、唯秀吉の高運に壓るゝ物歟、凡將の位等しければ、勝敗の事も計略且つ時運の可否に依るべし、拔群の將に至ては、其論に非ず、全體の位懸隔する故に、自然に位負するなり、秀吉に於をや、後年日本は物かは、異國迄手を掛給ふ程の古今獨歩の將に對して、亡家の長治いかで其鋒先に向んや、

○丹生山夜襲并淡河軍

粤に攝州守護荒木攝津守村重は、信長を恨る子細有て、謀反の色を立る、依之播州より京師への往返自由ならず、秀吉駭て村重を賺すと雖、曾て承伏せず、斯ては前後に敵有て、無勢の永陣成難しとて、秀吉より京師へ軍勢を乞る、扨高槻茨木兩城を、早く調議を以て味方となし荒木方の城は、有岡一城計にして、播州より都への通路自在ならしめ、道中詰り〳〵に城を構へ、專ら敵の手當有けるを、三木城には聞之て、攝州に事出來るは、責めても味方の潤色なり、衰れ秀吉を追拂はん事、近きに在と勇て荒木が端城、兵庫鼻熊に內通し、且つ永々の籠城にて糧乏ければ、毛利家に乞て糧米を運び入ん爲に、丹生の山は當國第一の切所なれば、此所に近邊の一揆二千計り籠め置、淡河の城下を糧道に支度しけるを、秀吉聞付て、夜討に馴たる究竟の士三百人すぐり、風雨の夜を待て、丹生山へ押かけ、一揆の大勢を切散し、丹生の砦を乘取るに仍り、淡河彈正一族郞徒を集め申けるは近邊丹生の一揆を敵より迫落しぬる上は、定て不日に當城へ押寄すべし、防の用意をせよとて、日々に城外へ人夫を出し、敵の寄すべき道を堀切落しを付け、或は馬さぐり車菱を蒔せ、彈正も自ら出て下知しけるを、竊盜より秀吉へ告故、舍弟小一郎秀長五百餘騎にて、俄に押寄けれども、堀切馬さぐり等に支へられ、少ためらふを見濟して、

彈正足輕に申付置、兼て近江より率寄たる女馬を五六十疋揃立て、寄手の方へ向け、尻を敲き立て、鬨を作つて敵中へ追込めば、敵方の馬ども、大にいれて劍廻り、馬武者を劍落し、廢亡する所を、彈正手の者五十餘人咄と叫て驅入ける程に、秀長の備しどろに成て敗しける、城中よりも彈正弟新三郎、百五十騎にて打出追討ける、彈正甥江見又四郎、其外柏原大膳、宅野兵庫、高田與一など働有り、彈正長追を制して城內へ早く引取んとする時、江見又四郎が云、今日の軍不意に勝利を得たる事、大將の妙計によれり、定て秀吉腹を立て、多勢を以て押寄んか、左あらば味方如何に猛くとも、無勢なれば遂には打負べし、其時落人の體にて、三木城へ引んは見苦しかるべし、今日の働を一面目にして三木へつぼまんは如何にと云ければ、彈正始め各尤と同じて、淡河城を燒拂ひ一族郎黨を具して、三木城へ引入る、長治を始め各彈正の智勇の程を賞せりとかや、

○大村合戰

三木よりは毛利家へ粮を乞て、運送の道筋の手當有ける處に、粮米未着ざる內に、丹生淡河の要害も空數廢し、いとゞ渴魚の魚をなす、少程經て中國の加勢、吉川小早川の許より兵部兒玉內藏太夫を首として、兵糧船數百艘、三木城見繼の爲、明石の魚住へ漕寄る、紀州雜賀の武士どもゝ海邊を警備して、此船着する處に、敵方より三木と魚住の間を取切んと、君が峯を始め、方々に附城役所を構へ、つまりつまりに柵を振り、粮道を斷ちけるを見て、秀吉は奇妙の大將哉、僅六七千の人數を以て、六七里の間の陣を張り却て味方の多勢を惱ますこそ心得ね、抑三木の後詰として、去年より出張しながら、衆議區々として、捗々敷一戰にも不及事、人口も如何なり、三木へ牒し合可有一戰とて、此旨を三木へ申遣し、來る十日丑刻合戰と定め、狼煙を相圖に城中よりも押蒐り、双方より挾て可攻討となり、夫に就ても城中糧乏して働自在成まじければ、九日の宵に城より案內者を出し、間道より城へ兵粮を取入んと中國方へ其の手筈を定置、約束の通、手島市之助、土橋平之允、渡邊藤左衛門、案內者として百餘人に弓鐵炮

を持せ、忍て間道を經て、魚住へ遣す、斯て天正七年九月十日丑刻、中國勢の先手生石中務を將にて、秀吉の與力谷大膳と云者、平田に城を構へ居る處へ押蒐り、相圖の狼煙を揚げ、咄と鬨を作て、透間もなく打入、未夜深なれば、敵周章する中にて、大膳は手の者八人にて、大勢の中へ切入り、散々に働き討死す、城將討れて色めき立間に、夜は朗々と明ける、三木勢も狼煙を見て、平田城へ押寄る、偖亦兵粮奉行の手當土橋渡邊は七八千の人夫に、兵粮を運ばせけるが、平田の城既に落ると見えければ、運び掛りし兵粮の事は打忘れ、我一と平田へ駈付るに仍り、人夫散亂して、はかばかしく城內へ糧米の不着こそ、切ての運の究なれ、平田城は前後左右に敵を受て、迚も遁ざる處なりと必死に防ぎける間に、秀吉の千手備千餘騎、疾風の如く駈付て、中國勢の後を撃つ、秀吉令して是程相圖を定る軍なれば、敵には術多く有べし、先三木勢と城の間を取切れやと笠坂の上より打て蒐る、別所山城人數三千にて大村の前に控居たるを、秀吉大音揚て、多勢と平揚の軍は尋常の如くにては仕にくしとて、味方の勢を鋒矢の陣に押し推掛りに突かゝる、双方數戰して城方多勢と雖、遂に駈負て敗走す、秀吉の勢是を追打事甚急なり、爰に於て三木方侍大將別所甚太夫、同三太夫、同左近、光枝小太郎、同道碩、櫛橋彌五三、高橋平左衞門、三宅與平次、小野權左衞門、砥堀彌太夫、大將分十人、相從者九十六人、一度に取て返し、今日を限と戰ひけるが、一人も不殘討死す、淡河彈正、此軍にも不覺を取らず、力戰して痛手負、郎等五騎打連て退けるが、敵に追はれて、重創にて働も成ざれば、切て當の敵に差違んとや思ひけん、とある芝居に坐して自害する眞似をして俯に成たるを(脫文あるべし)敵の首を取り、膝に首を抱て腹を切る、郎等も甲斐々々敷働して打死す、名譽の討死と、跡にて母衣をみれば、村上源氏具平親王二十三代の後胤淡河彈正定範と有り、扨は先日淡河の城にて術を成せし大將成べしと諸軍擧つて感じける、毛利勢も是に僻易して敗走す、秀吉馬廻二三百にて小高き所に上り、馬印を押上られば、軍を亂して追討する味方勢、是を見付て、皆敵を追捨て、大將の屯へ馳集り、勝鬨を取行ふ、其日城方の頭分七十三人、郛合

八百餘人討る、此合戰に城中股肱の士過半を失ひ其の上糧盡きて戰ふにしきも無し

私曰、中國援兵の將は、名に負ふ吉川小早川なれば、斯程拙き軍は有間敷事なるに、最も不審なり、按るに別所長治、始は毛利に屬し、中頃信長に通じて却て毛利へ鉾先を向んとして、亦聊の憤に同盟して、再び毛利に從ふ事、兵家の常に戒る處なり、されば別所家累代の家柄たると雖、時の勢ひ微にして自立する不能、戰國の間に狹れて、心ならず其威の及ぼす所へ靡き從ふ事、主將の失のみに非ず、時代の成行とも云つべし、毛利別所の合體、表向計にて、底には斯る隔意ある故、實に長治を救ふの義に非ず、唯援兵の名目のみにて、誠は自國の境を固る主意ならんか、去ればこそ三年に掛りし對陣の間、さしもの吉川小早川が、仕出したる事、一つもなく、徒らに守居しは此謂か、

或問、秀吉永陣の內、させる術もなく、唯年を重ねて對陣し、敵の色立時は是を會釋ふのみにて、緩みたるは、日頃端的の勇將に似合ず、若其間に中國勢、實に援け來らば、敵は自國と云ひ多勢と云ひ、將は小早川吉川なり、良將の軍立を以て惱ます物ならば、さしもの秀吉なりとも叶ひ難からん、又其頃、天下一統に亂て、さも鬧敷中にて、信長隊下に於て、一二を爭ふ秀吉程の將を、斯く寛々として置るべき樣も無し、此儀奈何、答曰、此秀吉永陣の事は、實に別所に對する計に非ず、先は關西の事暫く秀吉を以て壓置物か、其所以は、其頃四夷八蠻、一統に亂れ、漸く東北は有増に征せられ、信長上洛有と雖、未半にも不及、西中國の事は、素より東國の面々不知案內の上、中國に毛利と云る一豪家有り、是卒爾に可責敵に非ず、是故に西國の先手と稱して、一箇の將を提て、先づ是を壓へ置き、其間に東北の根を全して而後に西中國へ手を延さるべき計策か、去に仍り秀吉戰を要とせず、敵に應じて會釋迄と見えたり、尤も小早川吉川實の援兵ならば、六ケ敷かるべけれ共、秀吉良材の將なれば、敵の機を察して、寔の援兵に非ざる事を鑒られし成べし、左無くば別所如き小敵に、永々敷將卒を費すべき事にあらず、唯敵の位を測り時を待つ所、關西を壓るの主意成るべし、

○三木城兵糧攻

去程に秀吉所々の戰に打勝ち、國中の城々も過半攻落し、中國の援兵も大村合戰に手懲し、三木城も糧盡て見えければ、今は斯うと彌々附城に打寄り、南は八幡山、西は平田、北は長屋、東は大塚迄詰寄らる、敵城と近き所は僅五六町に不過、向城に井樓を高く上げ、前には柵逆茂木を振り、大篝を燒き、鎭り返つて、偏に兵粮詰とぞ見えし、如此して秀吉城中の烟の立樣、運氣の位を見定て、天正八年正月六日自身の馬廻計りにて、宮の上の要害を乘取、則宮の上より城内を見下ろし、兵力既に盡たりとて、同十一日南の構に、人數を付て山下を放火し、長治の弟彥之進友之の持口鷹尾山城守が構の新城へ蒐り給ふに、城兵飢ゑ勞れて甲斐々々敷働不叶、適切出る者も、忽爰彼處に切伏らせ、中に名を惜む者と見えて、老武者三十八人、大手の木戶を開き、各一面に立並て、一度に腹をぞ切たりける、仍て易々と大手より乘入、首實檢ありて、詰の城へ打寄らる、

○長治友之自害

當城を守護して、十四代別所小三郎長治に至り、既に力盡き運究りて、一族郞徒と倶に詰の城へ集る、其時長治の曰、古今和漢の良將だに、運迫つては、敵の爲に命を殞す、是兵家の常なり、況や長治如き怯弱の身として、今更愁ひの軍して、拙き死を遂んよりは、不如吾等兄弟幷山城守、速に士卒の命に換り、自殺して泉下に怨を報ぜんとおもふなり、斯迄先途を見屆け、義を重んじて吾等に屬する忠勇の士を、悉く滅さん事、將の心に非ず、此旨趣を友之執筆して敵將の許へ書を送るべしと宣ふ、友之承之て、則一封の書を、近士宇野右衞門と云者に持せて、淺野彌兵衞方へ遣す、彌兵衞是を捧て、秀吉の前に於て讀上る、其文に曰、

唯今申入旨趣者、去々年以來敵對の事雖不無其故、今更不克述素意、併時節到來、運已窮矣、安嚙臍乎、長治友之山城守三人、來る十七日申刻可切腹定畢、然士卒等以憐愍於被助命、今生之本懷奈如之

哉、此旨宜被披露者也、
天正八年正月十五日　別所小三郎長治
淺野彌兵衛殿
秀吉聞之、暫く首を低れ黙然として歎息し宣ふは、長治將の意に叶へり、早く領掌の返書を記し、且つ最後の慰めに、酒肴を添て送るべし、是士の情とて、樽肴尋常に整へ、回報と倶に城中へ遣す、其回章に曰、
背札到來令披見候、今度籠城の始末合戰一無不當理失勝利更不可謂怯、是併運命之致所歟、然來十七日申刻長治友之賀相被致自害、殘士卒及雜人被助命度之旨、寔大將愛士之道可謂良將也、感其心底落涙難止、三人於自害軍卒赦免之事不可相違候、猶從淺野彌兵衛方、委細可申達候謹言、
正月十五日　羽柴筑前守秀吉
別所小三郎殿
長治則披見して、翌十六日早朝諸軍不殘召寄せ、長治威儀を正して曰、去る天正六年より前後三年の間、當城堅固に持答へ、防戰に於ても人口を愧ぬ振まひ、全く士卒の忠勇に依れり、然れ共運縮て兵糧盡き、勢力脫する上は、世も今を限りと覺えたり、就夫斯る義臣を悉く亡命させなん事大將の意に非ず、所詮吾等自殺して殘卒助命の事を敵將へ請ふの處、許諾の返書到來せり、仍て明日吾等自殺に及ぶべし、特に敵の情有て、美酒佳肴を贈れり、是にて最後の酒宴有べしとて、酒肴を士卒へ配分ありければ、寔に同流一箄の醪なりとて、上下涙と共に酌流し、大將の寛仁をぞ仰ぎ嘆ける、斯て翌十七日には、婦人幼兒は見苦からぬ樣に、早く生害然るべしと、其旨をかきくどき、解き聞せ給へば、皆々潔く覺悟有て、十七日早天に山城守室（攝州畠山之女）先づ童子こそ死出の山の案内致侍らめと、幼き男子二人、女子一人を守刀にて刺殺し、其刄を取直し自ら生害しければ、女ながらいしくも計ふ物哉と、長治是を賞し

て其身も三歳の男子を引寄せ、一刀に刺殺し、同室（備前國守浦上則宗女）友之室（播州端谷城主衣笠女）倶に殺害して、各の骸を大庭へおろし、蔀遣戸を打碎き、心閑に火葬し、今は心掛りも無しと、兄弟打笑て客殿に疊一帖づゝ敷せ、兄弟左右に坐して、山城守はなど遲きと待居らる、めのと三宅肥前守治忠は年老ぬれども、意氣揚々として、威儀を崩さず、最期の供せんと傍に在しが、山城守が、遲參を不審に思ひ、生害唯今なり、疾く出座あるべしと、使者を立ければ、山城守曰、抑將たる者は、國家の柱石たり、故に將の命に換る士卒は、古今類ひ多し、士の命に換る將は例し少し、然るを長治士卒を愍み、自殺の企有らば、士卒は又其恩儀を感じて、將の命に替る歟、或は將の死に殉ふべき條勿論なるに、長治が慈愍を能き事にして助らんと欲する不義の者共を助けて何かせん、唯城に火をかけ、將も士卒も死を倶にせんと答て、既に櫓に火を放んとするを、山城守が手の者共大に忿て、長治公の仁愛とは、雲泥の違ひ哉、敵將許諾して、相濟たる事を今更賀相の我意を以て、臺に成ん事、思ひも不寄、其儀ならば、賀相を打果し參らせんとて、各一統に走寄是非を云はず、山城を討て出す、長治友之は是に不拘心閑に生害有しを、三宅治忠是を相けて、自身も其刀を以て殉死す、別所累世の垂統、茲に絕ることそ是非なけれ、

一本に治忠當家に於は、宗徒の老臣にて、緣坐たる上に、長治の乳人たれば、常に賞翫せらるべき身なれども、如何成故にや、日頃させる用ひも無りしを、治忠兼々述懷す、而るに今生害の際に至て、さしも寵臣の輩も死に不殉、治忠義に仍て殉死すと、自ら廣言して腹を切ると云々、

予が先祖神澤善左衞門治勝は、三宅治忠が壻なり、治忠沒期に遺命を諾して、治勝三木を去と云ひ傳ふ、治勝事我家には貞勝と有り、別所安治長治兩代に事へ、長臣六人の內其獨にて、百三十騎の士大將と有り、此記錄に神澤民部神澤又一などゝ同姓の名は見えたれ共、善左衞門は不見、若くは此兩名の內善左衞門前名なる歟、後世其裔にして、其祖先を詳にせず、

今は唯恨もなしやもろ人の命に替る我身と思へは　長治（生年廿三）

諸ともに消果るこそ嬉しけれ後れ先立習ひなる世に　同室

命をも惜まさりけり梓弓末の世迄の名を思ふ身は　友之（生年廿一）

頼めこし後の世迄に翼をも双ふる鳥の契なりけり　同室

後の世の道も迷はし思ひ子を我身にそへて行末の空　山城室

君なくはうき身の命何かせん殘て甲斐のある世成とも　三宅治忠

翌十八日群士助命の砌、長治の小姓林辰之介、此短冊を携出て、秀吉に獻ずとかや、長治の質、日頃は柔弱に似りと雖、沒期に諸卒を扶け、連枝曁び令室の人々迄、各一首の詠に思ひを述處、仁勇全して而も優にいみじき振舞ひ、吁人は死を善くするこそ後代の鑑なれ、山城守賀相は其性佞にして人を猜み、表は忠に似て、底には逆心有歟、始長治を諫て、秀吉と鉾楯たらしむるも良計に非ず、一度反するだに武門の愧たり、況や再びする時は、豈毛利の合體整んや、去ればこそ、毛利よりも援兵の名のみにて、實に援る事無し、是若將を賺して自を立るの謂歟、其所以は、舍弟孫右衛門重棟は、信長秀吉と善し、賀相元より重棟と不和なれば、行末東士に睦びては威を重棟に奪るべきを察しての所行成べし、故に最後を善くせず、後の嘲を遺す物歟、孫右衛門重棟は、功に誇りて舍兄を始め、諸士を蔑如し、我が威を輝す所不可なり、去れ共一本に天正元年酉八月別所家名代として、重棟池田輝政（時代相違是は池田信輝なるべし）に從ひ、信長に謁す、其頃長秀をして、但馬因幡の山名兩家を征伐の事有り、重棟迎之案内者として、但因兩國に向ふ處に、倶に信長に降て平均す、翌年天王寺河州若江表信長出張の節も、別所家功名有り、夫より信長に屬し、西國發向の魁首も承れけると云々、是皆重棟が働成を惡んで、賀相違盟の企を勸るもの歟、尤も重棟總領長治を棄て、秀吉に屬する條、不義の

名は遁れがたし、去れ共元は賀相が不和より起て、重棟身の立所無き儘に、東士へ從ふ成べし、過失を競へば、賀相が失は猶重しとやせん、重棟は右の譯にて、一家の滅亡を遁れ、僅に別所の家系を遺し、今に至て御旗本に其裔有り、

かくて秀吉三將の首實檢の上、翌十八日城兵不殘助命有り、則三將の首京都へ登せ、信長公の實檢に備へ、殘黨（〇本ノマヽ）御着志方魚住の城々を即時に攻拔玉へば、此勢ひに但備作三ケ國一圓に屬し、其餘風西國四國へ及ぼして、使節到來の國も出來ければ、此旨京師へ訴らるゝ處に、信長公より勇武調儀無比類由の感狀を賜ふ、而して三木城へ引移り城地を掃除し、堀を浚へ、離散の人民を呼返し、國中の法令を立らるゝに、須臾にして一國治をぞ諷ひける、

翁草　卷之四十三

○戶川記上

戶川の濫觴は、曩祖を平右衛門秀安と云（幼名平助）備後國門田と言ふ所の產なり、父は門田某、姓氏不詳、天文七年戊戌誕生、五歲の時父死、母の介抱にて備前に漂泊す、次は女子にて二歲なるを母懷にて養育しけるが、母熟思ふ樣、今亂世にて、男子たる者は運に任せて、いかなる立身をもするぞかし、哀れ平助を世に在せ度と念願し、先づ此女子を携ては、足手纏に成て妨なりとある池へ女子を沈め殺し、夫より平助獨を倡ひ、作州に富川某と云入道は、我姊壻にて名有者なれば、渠を賴まばやと思ひ、作州にたどりゆき、入道に斯と云ければ、入道平助を倩見て、未だ嬰兒ながら唯ならぬ所有り、後には家を興す聞敷者に非ずと甲斐々々敷請合、則養子として富川を名乘せけり、母悅て平助をこゝに殘し置、自らは再び備前へ歸る、其頃宇喜多興家は、備前の守護浦上備前守宗景に仕へ、邑久郡音湖の內に於て、僅にて、主人の心に恊ければ、家事を悉く渠に任せて、甚寵す、然るに作州には、干戈起て、富川入道も害せられ、母の姊も死に臨んで、姊歸依の僧に平助を託す、此僧肯て平助を連て、備前に越て、實母に渡す、主人宇喜多憐之で、母と倶に召仕ひ、幸ひ嫡子直家も未だ幼若なれば直家が伽にして扶助し置く（平助は直家より年五ツ劣）忠家稍長ずるに仍り、乳母を宇喜多家來岡惣兵衛（岡豊前守が父）方へ主人より令嫁、爰にて男子三人女子三人を產しけれ共、此後の子どもの事は大抵にして、母は偏に秀安を取立るの心なり、女ながら軍陣にも馴て、子供に具足を着せ、駈引進退の事杯をも敎けると也、或時夫子共の留守を知て、强盜大勢來る音しければ、其儘强張の簇を取出し、矢たばねを解音して靜り返つて

人を呼集る體を、盜外面にて聞之恐怖して逃失けるとなん、斯くけなげ成る女故、秀安を思ひの儘に生立、宇喜多の長臣と成て、武功飽迄還敷かりしは、偏に母の功なりとぞ、此秀安武功の事、正敷記錄は無しと雖、其人の姨丼古き人にも粗覺居たる人有て語りしを、左に少く書顯す物也、秀安後受領して肥後守と云、又富川を戸川に書改候、右の母は長壽にて、孫肥後守達安、備中國廣瀨在城の節迄存命し、諸人に崇敬せられ、慶長八年九十二歲にて死、法名妙珠云々、

富川秀安は、生質廉直柔和にて仁慈有故に、政事賞罰の事直家に不直有時は、何返も押返諫之て正理に論に及ぶを宥之論之、此三人不和成る時は、主家破却の基と淚を流して抑留する故、兩人も和平せりと行ふ故に、人敬怖し懷く、岡平內（後豐前守）長船又三郞（後越中守）は共に短慮にして、動すれば口や、直家は表裏ある將にて、時々相差ふ事多きを隣國に克く知つて、何角議する事有時は、秀安が起請文を乞取て、是を實なりとす、秀安武勇場數の事は、右に記す如く委くは難知、智勇相備はり、後の肥後守よりは猶増りたりと云傳ふ、主人直家音湖に居て、小身の砌領知高よりも人多き故、世路續兼、一ヶ月三五度は失食とて、扶持方を控へ、是を溜置、兵粮に用ふ、其頃は家老共も、寔に幽なる身體なれば、窮迫の砌は、長船岡を始め岡山邊へ出て、夜盜辻切杯を致けれ共、平助は不出、右の兩人に被勸て、唯一度大に後悔し、再び不出、偏に身を約かにして、餘人の如く不窺、其行ひ正敷篤實なり、而して直家跋扈の後も、秀安が貞心に智勇相備るを被愛、大小の密事此秀安へ不被談事無し、偖直家美作國へ手番ひ有て、年を經て不止、富川平右衞門岡平內長船大三郞、此三將は始終作州の付城に在り、備前より飛檄を以て指揮せらる、其時の狀、少々所持せる人あり、上書は富平岡平長大と片名書なり、（是は其頃の風俗にて貴賤となく、片名にて通用せるよしなり）此砌作州には、村上某と云者强將にて、數回の攻戰有し也、右戰に平右衞門異父の弟、岡與八郞十九歲、力量人に勝れ、數度高名す、刺物は揚羽蝶片羽九尺にして麾に七道具を立る、作州三の城へ一番に乘込時、頰先を射られ、與八郞怒て其矢をかなぐり拔

とて、頰骨を割り氣絶せし處を、津島善右衞門と云者走來て、與八郎が首を取る、無双の勇者にて、後には平右衞門にも劣間敷物と惜まざるは無し、是岡惣兵衞が子なり、其次甚五郎と云早世す、其次岡市之丞、後玄仲と號す、戸川又左衞門父なり、

秀吉公播州發向の頃迄は、直家も毛利に屬しけるが、數年の間別所に秀吉公の弓矢の體を、隣國の事なれば、直家倩鑑て、密に秀安に被申けるは、信長秀吉の鋒先不可及、其上賞を重て罰を輕くする故に、人是に懷く、不如今是に屬せずんば後悔すとも甲斐有まじ、急ぎ秀吉を賴み、信長に屬せんは如何にと有ければ、秀安尤も御諚の通に候、早々思召立るべし、事延引の上にては、其功立難かるべしと申す、直家聞き夫は去事ながら、汝が二男孫六人質として、備後に在り、是を捨殺さんに不忍と被申、秀安云、御家の大事に、幼稚の者一人抔を替申さんや、其儀に拘らせ給べからずと遮つて勸之、直家大に感心して、左有らば孫六事は後日の手立有べし、先秀吉を賴むと、其調義整ける、天正七年より信長に從ひ、播州の合戰にも加勢を出し、毛利家へは手切の使者を遣し、庶幾ば人質を可返賜由申遣せ共、勿論毛利に於て承引せず、然るに安國寺惠瓊所用有て上京すと聞き、是究竟の事也と、京都安國寺許へ使者を登せ、御歸國の節備前へ立寄せ給ふべし、內談を得度事有と申送るに仍て、安國寺歸國の砌、備前へ立寄しを、則押へおき、藝州へ使を以て富川平右衞門子孫六を御返可有、左無ば惠瓊を此方に止置、其式に可隨と申遣故、毛利家にも色々評定すと雖、所詮安國寺は難捨とて、可引替に定、備中河邊川を隔て互に人數を出し、川中にて行違ひ樣に、双方を引替、孫六を連歸る、秀安等く拜謝之、孫六事後に助左衞門と號て、御當家に奉仕すと云々、

右の後は、毛利より備中境目を侵し、備前の內一宮のまへ、辛川表迄も責入に付、直家兵を出し戰て、是を追退く、其頃平右衞門秀安は、兒島の常山城に居、藝兵此城を取卷體にて大勢充滿す、是を見て常山城に籠る組頭中島左馬進廣戸某杯より、岡山へ注進して加勢を乞ふ、直家聞て驚き、急に兵を揃へ川

口に觸すれ共、城の上將秀安より何の注進も無きは子細有べし、先秀安が一左右を待て、出勢可然と猶豫する所に、翌日秀安が注進狀到來、急ぎ披きみれば、決じて御出勢不可有、是は敵の手立にて、岡山より當城への加兵を出させ、其上にて兒島と岡山の船手を取切、岡山の無勢成る虛を見て、本城岡山を攻る術と存候間、某を御捨殺有べし、假令無勢にて、城は責拔れ候共、味方の瑕瑾に成る働は仕間敷と申越に仍り、直家共意に被任處に、案の如く敵の計略相違故に、無程藝兵は引拂ひ、秀安が良智掌を指が如し、直家最感賞せらると云々、

宇喜多忠家（入道後號安心　小野四郞右衞門（直家家老分の者也）を擊つ、直家大に怒る、忠家怖て、富山城に引籠る、直家呼之不出、旣に叛心と見ゆるに付、岡豐前長船越中抔は、日頃忠家と中惡敷に仍り事を幸ひに、御果し可有旨を讒す、秀安は忠家乳母子故、是を歎き、某に御任せ可被下旨相願ふ、偖富山城へ向ひ、一言の敎訓にも不及、偏に城攻の用意して仕寄を附け、井樓を用意し、夥敷攻戰の勢ひを震ひ見せければ、忠家此勢ひに僻易せしか、起請文を以て降參す、秀安是を取繕て和睦整ぬ、忠家の日頃物驚の氣質を能知て斯の如しとなり、

備中國撫川鄕定場城、秀安一手を以て攻之、小城ながら地嶮に泥有り、道狹して駈引自在ならず、少手間入と雖、翌は可乘取と申居る處へ、直家より花房助兵衞を被差越、其城の事、先一旦責ほくし引取候樣にとの使の旨趣なりしかば、助兵衞爰に來て、城の輙く可落體を見て、忽ち使の旨趣を違て、是程の小城、などや乘兼る事や有る、早く可乘取との仰なりと云も不敢、某先手して攻屠んと眞先に城を乘破る、籠兵も元來城を明退く心なれば、墓々敷拒ぐ事もなく、一擧に落城す、則城に火を掛け、秀安助兵衞倶に岡山へ歸ると云々、

直家卒去の後は、猶々毛利より兒島の內を犯すに仍り、兒島波知須表に城を築き可守とて、宇喜多與太郞基家、（春定子直家甥八郞秀家の名代）檢分に出る、秀安も同く渡海する由、備中境に在る毛利の者共

聞付て、大勢を催し不意を襲ふ、宇喜多方は、思設ざる俄事にて仰天す、基家勇將にて、自ら眞先に出で、士卒を勵ます處に、亂炮たちまち基家の胸板を拔て立所に討死、備兵は見之、散々に崩引く、基家乳母三五兵衞（苗字欠）唯一人、基家に抱付て切死す、敵勢ひに乘て追之、秀安は死を究て、馬引返す處に、能勢大五郎と云者、同く供せんと一番に馬の口に引添、續て馬場重助、岸本惣次郎、小林三郎右衞門、（今一人不詳栗井三郎兵衞か）追々馳來、國富源右衞門、完耳太郎兵衞は、外の山手に在しが、遙に此體を視て、谷岸とも不云馳來、秀安が馬前に於て、國富は能敵を鎗付て首を取、完耳も同く敵と鎗合けるが、嶮岨を馳たる勞倦にて甚々敷働き兼るを、國富己が當敵の首を取て、直に太郎兵衞に助るぞと聲を懸け突蒐る、兩人して其敵を鎗付、太郎兵衞は我勞たり、其首源右衞門に取れと云、馬場重助は上の岸にて働き、敵の首取て、岸に腰を掛て居しが、是を見て、太郎兵衞喰ひ付て成共、當敵の首は取るものぞと呼る聲に應じて、太郎兵衞起上りて、其敵の首を取る、秀安が奮然として自ら殿するを見て引懸りし者共も、追々に引返せば、足を亂したる敵兵故、又追崩されて、物別して各岡山に歸る、其後常山城にて高名穿議の上、能勢又五郎一番供の功を以て一番に盞を賜ふ、二は國富源右衞門、三は完耳太郎兵衞、夫より次々賜之、小森三郎右衞門鎗合有れ共、山を隔て證人無によつて帳面に洩る、敵方には能見て譽けると後日に聞えし、此振舞の時、功ある者は朱碗を以て饗す、尤も上座に着、功無き者は黑碗なり、下座に着、日比名有者も黑碗多かりし、先年武田信玄此事有し由、其例を以て如此、右七人の者共、殘らず手に合ひ、秀安馬前の働、寔に七本鎗とも可稱れども、天下軍に非れば、普人不知之、功名匿るゝ事を恨む、乍去後年肥後守逹安の時、備前宰相忠雄卿を庭瀨城にて招請の時、波知濱軍の事を尋給ふ故に、肥後守詳に物語有り、忠雄卿甚感心有て、中にも國富源右衞門は拔群の者なりとて、其席へ呼出され、直に褒美有しとぞ、

天正十年には、東北國は凡靜謐に成て、信長公在洛なり、秀安其比病氣を患ひ、幸ひ東國治りぬれば、

關東草津の溫泉へ爲療用立越逗留する處に、秀吉備中高松城を水攻にせられ、危急の告有り歸らんと欲する處に、信長公御父子不慮の横死に仍り、諸國一統に騷動し、東海北陸の邊は、殊に一向通路も成兼に付、秀安心ならず草津に四月より八月迄逗留し、八月上方へ登つて、則秀吉公に拜謁し、其後大阪へも相詰るとなん、去れ共此病氣故、年々御陣にも不出事多し、天正十四五年頃、秀家長臣五六輩受領被仰付、秀安叙任從五位下肥後守、暫有て病氣を申立、受領を嫡子助七郎逹安に讓り、其身は入道して友村と號す、兒島常山麓に引籠、茶湯連歌幷文筆を翫ぶ、日頃日蓮宗を崇み病ひ超過の後は、佛道の外無他事、備前家臣古老の面々は、不殘日蓮宗を尊崇す、慶長二年八月六日死、肥後守逹安高麗陣留守の內なり、常山に葬る、其所に今も石塔在り、法名自任齋坊授友村と號す、惜い哉、生涯の行狀、記錄無れば委く難知、僅に十が一を爰に擧るのみ秀安、秩錄二萬五千石、外に預五十人組凡合六萬石、人數三千の先手備にて直家第一の長臣なり、

其子肥後守逹安、永錄十年丁卯生る、始名助七郎（功名大二）人體長高太逞く、力量衆に超え、若き時は相撲を好む、寺尾作右衞門は鹿角を引裂く、高畠平八は八人舁の石一方を荷ふに、片方の者挫く者の强力成が、逹安も是等と無甲乙、年老齒落白髮に成ては、偏に二王の如し、

天正七年直家信長公に屬するに仍り、其秋毛利家より、小早川隆景、備中に出張して、備前境に在る宇喜多方の忍城を攻居る、其後備前津高郡辛川表へ、藝兵押込に付、備兵打出大合戰有り、藝兵敗北、是を辛川陣と云、此時肥後守未助七郎とて十二歲初陣なり、敵中へ駈入付添たる家人高名す、逹安若年にて健か成る挊故、首帳に逹安高名に立つ、

天正十年四月秀吉公、備中表出陣、備前勢右先手として、備中宮地城（今足守の上の山）を備前一手にて攻落し、其外冠の城を屠る、其外高松城水攻等の事は、餘錄に見ゆるにより爰に略す、此時逹安十六歲、父平右衞門入湯留主故、家老先手役を勤む、秀吉公歸陣の節、岡山城へ被爲入、城主宇喜多八郎秀

家(于時十歲)岡山入口迄御迎に出で、助七郎も御直に御禮申上る、今度毛利家より差出處の備中川東九萬石餘を、此般の賞に秀家に賜ふ、
明智合戰にも備兵差登、爲人質戶川平右衞門娘幷明石掃部其節未幼少なるを差出す、
天正十一年柴田勝家合戰の時、備兵出陣せしや否不知、
同十二年小牧長久手合戰には、備前より大勢登る、助七郎登し哉、平右衞門出陣か不詳、
同十三年根來攻の時、和泉國千石堀に於て、備前勢軍功有り、根來寺滅却の後、紀州雜賀へ御發向、諸勢丁場を分て、長堤を築き水攻の節備前丁場の堤切れ水溢出づ、秀吉公御機嫌損す、岡豊前守早速御前へ出で、私不念故に、堤を切せ候、申譯には切腹可仕と申上れば、忽御機嫌直り、加樣の事は有物なり、早々水を留候へとの上意にて相濟み、卽時に人夫を掛て、元の如くに提を直す、無程落城に及しなり、其頃秀安は病氣、長船は死故、萬づ豊前守一人の指揮なり、
同年六月四國攻の時、長曾我部元親弟親安が籠る一宮城攻戰の時、肥後守家人靑井善兵衞一番乘す、城兵早落去て人無き故に、井の釣瓶を取歸り高名と成る、(此軍に平右衞門出陣共云不分明)九月四國平均、
同十五年三月秀吉公九州發向、毛利輝元浮田秀家先鋒、秀家は初陣たり、黑田如水豊後の大友長曾我部幷伊豫の衆中は、前手より下て城を拵居るに仍り、毛利浮田も都喜枝城を築き、秀吉公渡海有て、日向境高城を總勢を以て攻之、備前の攻口肥守後手より一番に乘破る、此時分宮部善祥坊が陣へ、島津義弘夜擊す(一說島津中務とも云)克く拒て島津敗す、其後豊後府內岩石城小熊城、其外九州の城々攻屠り大隅より薩州へ打入に至て、島津修理太夫義久降參、秀吉公鹿兒島に入給ひ、筑前博多に御逗留有て、御凱陣、此陣中備兵の功、肥後守拃、其語に不及、達安自ら夜廻して寢食を忘ると云々、
頃年秀安重病に仍り家老役を肥後守に讓る、其頃大阪に於て御普請止事無し、右公用に達安出精する故に、殿下の御意に叶ひ、亦岡豊前守が壻と成る、其頃は備前の國事、豊前守一人に執計けるが、肥後守

緣組已後は、何事も肥後守任せ仕置事申付るに、政事聊も私無き故に、岡戸川程の家老は他家にも無之と、世擧て稱美之、

同十八年小田原陣御發向なり、浮島ヶ原にて、備前秀家と、武者競有べしと上意にて、殿下も異形の御出立にて御競有りに、備前勢の爽さ肥後守が逞さを上覽有て、御旗本備よりは備前の軍粧勝れりと御感不斜、此御陣には岡豐前は不出、肥後守國兵を掌て進發す、山中城攻落、翌日湯本迄攻寄、殿下松山に御本陣を被構、肥後守は備前の魁首として、湯本の北の山を攀登り、小田原の尾首に至り城近して鐵炮茂く來る故、峯へは不被出、味方より鐵炮可放樣無き處に、中吉與兵衛は、百挺の鳥銃頭成が、我足輕を備て、空へ向て、鳥銃を放つ、其音松山に聞えて、御旗本より加兵を被遣、糒酒等卓散に被下、備前家老は一日替に先手を勤る法令にて、其日は長船紀伊守が先手當番なれ共、抑懸りの事なれば、肥後守尾首の山へ押詰め陣を取る、長船が與頭延原土佐も、旗験押立來る處に、肥後守弟戸川玄蕃（後號助左衛門）肥後が跡勢を召具して來るを、延原押へて、今日の先手は紀伊守なり、先へは通す間敷と云、玄蕃怒て肥後守唯今先手に於て戰最中なり、先番後番とて、敵に斷り申さるべきや、宿老の御邊にても妨らるゝに於は、相手たるべしと鎗を取て、馬より下るを、土佐老功にて天晴若手の强盛尤に候、左有らば通り給へと先を讓る、于時玄蕃生年十六歲なり、戸川が旗奉行中村彌右衛門旗押立、先へ押行を、土佐組の內より聲を掛て、彌右衛門は昨今迄同組に居て、今掟を破り不知顏にて押行は如何にと云、中村曰、紀伊守殿に從ふ內は勿論なり、今肥後殿に屬する身の、なんぞ紀伊殿の言を用ん、武道不案內の申樣哉と詈て先へ進み、尾首の山に登り旗おし立る、夫より寄口を不去、柵を振ひ井樓を揚げ、大筒を掛け、色々攻擊有て、其後銀掘に穴を掘せ、旣に櫓へ堀付る處に、城內にも知之て、內より熱砂を流し懸る故に、其功空し、何れの手も同前なり、兎角して小田原城亡、夫より直に奧州御進發、秀家も供奉し、白川に於て、秀家に檢地仰付られ、肥後守承之て、組家來を出し、早速檢地相濟み御歸陣後御稱美有て、

金銀等を被下、小田原陣の事は、備前の手に不拘事故爰に脱す、

天正十九年の頃は、秀家稍長ぜられ、參議に被任、器量骨柄と云、公儀向殊に宜しく諸人の覺え他に異なり、天下の御壻として、威勢最盛なり、長臣代る〲大阪に詰る、岡豊前守は、第一の宿老にて、勇武才智人に超え、世に良臣の名有り、殿下の御前能くして萬づ御直に言上す、故に家中に異議を云者なし、戸川肥後守豊前守に相續て威有り、或夏夜殿下秀家亭へ御成有り、涼取の茶屋にて饗應有り、小西攝津守御前に在て、明年高麗御進發の軍議す、肥後守は茶屋の廊下に踞り居けるに、殿下御聲を被掛、是へ罷出で軍議を聞候へとの御諚ゆゑ、緣側に畏る、小西朝鮮の事を手に握る如く申述ぶ、御機嫌不斜、夜闌にして御座敷へ入御の時、茶屋と座敷の間に土堤有り、其所にて肥後負ひ候へと上意なり、則負ひ奉て、御座敷へ歸らせ給、扨々强勢成る負ひ樣哉と御笑ながら褒さひ給となり、

文祿元年四月朝鮮國へ御先手、諸勢渡海す、殿下も肥前名護屋迄御動座、日本の大小名、皆名護屋へ詰る、秀家は第八番目渡海の定なり、然るに小西行長、彼地に於て先登し、所々城を拔き武威を震ふ注進有り、秀家老臣を集め謂て曰、行長朝鮮に於て危事多し、渠深進んで、屍を異域に曝さば、殿下の御損我も亦日頃の睦ひ有れば、是を餘所に見んに不忍、不如早く渡海して救之と被申、長臣等各承り、尤可然と申す、是は殿下朝鮮へ進んで渡る者を强ちに悅給ふ事知て、幸ひにして勸之、仍て同五月出船なり、肥後守魁船して、一番に釜山浦へ着、秀家も引續着有て、行長と對議の上、都て釜山浦の間城々々（是をワタリ城と號す）秀家を以て令守之、肥後守則其一ヶ所を預、或時組衆を働に出すに、朝鮮兵大勢蒐て、組頭中島杢助を打殺す、殘兵敗して歸るに付、翌日肥後守自ら出る、先斥候として、宿老の組頭新面伊賀岡市之丞小山岑に登て敵の形勢を測るに、廣野に群る人數思ひしよりも大勢なり、兩人も此多兵には當り難く見切り、本營へ引とつて拒んと云、肥後曰、各老功者なれ共、夫は臆心なり、引かば敵可追打つ、待て戰んは卒少して難及、所詮多兵の內へ驅入て打破り引取ん、死地に入時は必遁る、唯我に

任すべしとて、小松山の有るに旗指物小荷駄の人夫を登せ、此山に勢の在る如くに見せて、手勢一同に備へて、一度に颯と蒐る、鮮兵此勢ひに辟易して、忽壞北して後ロに有る川へ逃掛り敗亡する處を追討して、數百の首を秀家の本陣へ遣す、是備兵鮮兵との戰手始なり、共後日を經て、肥後守持分の所々へ人數を分て働に出し、此留守の虛を敵方に窺知て、雲霞のごとく金太鼓を打ち鬨をあげて蒐り來る、宗徒の者は、皆外に在り、是に居合す者は、老人若年の輩計なるに、肥後守敵の手並も知ぬ、心靜に湯漬を喰ひ酒を飲み、士卒を勵して云、敵は異國人なれば、此營中に在る人々、敵に紛れて落べき樣なし、然る上は死を一途に究て突破るべし、死なんと欲れば活き、活とすれば死る、則今此時なり穴賢見苦敷働して、國の耻を顯すべからずと下知して疾風の如く突出す、景山作十郎と云若士、一番に敵中に驅て打死す、中間小人の大頭砂場六郎右衛門、山上甚左衛門抔、力量の者にて、大に働き敵を打つ、然れ共敵多勢なれば、彌が上に下り重り、營中の味方もあぐみ勞せる處に、所々へ働きに出たる者ども、是を聞て追々に馳戾つて敵の後の山に旗を立て、後より蒐るをみて、あはやと色めくを、得たりやと前後より突崩せば、敵擾亂して引返す、追討之首ども、數多持せ秀家へ獻じて、其次第を相述れば、秀家大に賞美して、感書を賜ふ、其後は敵も懲けるにや、兵を出す事無く、右兩度の首日本へ送り委細注進す、然ども自分の働の事故公儀帳には不錄となり、

豐臣將軍譜曰、文祿元年朝鮮征伐之時、戶川肥後守屯一營士民逃竄、肥後守諭曰、非殺汝也、其勿恐焉、乃出木標六百分與之曰、持之則無其害傷焉、土民大喜以油紙裹之、係于頸以安其心、於是四民雜商、皆肉足來聚肥後守營、故米粟豐、材木滿矣、炭薪積矣、魚肉足矣、每事無不足者、既而肥後守移他營、則人居其前營時土民繫木標來曰、肥後々々其人曰汝何謂乎、卽悉捕殺之、自是而後朝鮮土民皆曰、日本人者虎猿也、不可觸近、其軍法不定矣、皆躲避于山中也、又神功皇后以弓弭書巨石曰、高麗王者吾日本狗也、其石今尙存焉、肥後守歸朝之後謂人曰、秀吉自赴朝鮮、則軍法堅而善矣、然則諸將豈殺人如

麻危惜哉（法印道春ノ書ナリ）

肥後守朝鮮の人を、自身一人も不剪之、其所以は始め刀を拔て、鮮人を斬らんとする時、手を合せ聲を揚て泣叫ぶ事、日本の婦童に劣る、達安是をあざみて、武人の斬る者に非ずとて、追討抔の時も、自身は刄を以せずと云り、達安常には驍勇者成故に、家來手討幷刑人を自ら樣し抔しけるが、夫とは違ひ、異邦にして一人も人を不害、

文祿二年正月小西攝津守平壤城に在を、明兵二十萬を以て攻之、大軍不當を考て、さしもの攝津守も、夜城を出て都に歸る、依之總軍も一先づ都を引拂ひ、加藤清正兀良哈の境に在て引取んとす、秀家より家臣三人加勢に遣す、戶川肥後守其第一たり、則馳往ければ、清正の戰最中なり、仍て加兵も力戰して、一方を打破る、清正大に感悅す、扨明の大將李如松、十萬の兵を卒ひ、開城を出て、都に日本勢少き由を聞て、速に開城川を渡して夥敷備を立る、是を聞て日本の軍監列侯軍談有り、各將先鋒を望む、小早川隆景曰、先陣は我必是せん、日本大明の戰、大事此時に有り、老年ながら先鋒に於て、豈他人に渡さんや、諸將不肯、隆景頻て乞ふに仍り、各其望に任す、是明と日本兵を合す手始なれば、都被攻出は辱なりとて、今度は不殘、碧蹄館に出づ、隆景先鋒たり、二は立花宗茂、久留米秀包、毛利元康段々に備ふ、浮田秀家は第八の備にて遙已下なり、日本勢は山手、明兵は廣野に陣す、秀家、陣は後備なれば、地形に仍り敵陣へは却て近し、秀家の先備肥後守山より下て森に出で備ふ、辰の下刻に軍始り、一の先小早川の手へ敵打蒐る、此手の先備粟屋四郎兵衞、暫く戰ひ二の備井上五郎兵衞入替て奮戰すれ共、明の大兵入替々々克戰ゆゑ、井上も突負る時肥後守古老の組中を呼て、明軍の位を見て曰、二の先立花手は多分可堪、其時我横合に可蒐と少く山手に登り、尙も敵味方の働を見るに、案の如く立花立堪て、敵少卻色を見て、其儘麾を揚げ、諸卒に聲を掛て馳出るに、敵の本陣より色めき立て額敗す、小早川總勢横鎗を入て突破る、爰に於て明軍大に亂崩る、味方の諸軍一統に追討す、肥後守眞先に追討處に、引後れた

る敵、馬に離て歩立に成り引き行く體、明人の內にても物主の類と見、大の男にて究竟に逞敷に、國富源右衛門追付て、鎗付んとするに、長き袖にて刀鎗を卷き取、源右衛門透さず組付けるを、事ともせず國富を組敷、國富も他に勝れたる大男の力量者なるが、敵は又夫に一かさ增たる大男にて、大力なれば、國富刎返す事不叶、旣に源右衛門を引敷て、喉を搔殺さんとす、國富脇指をつゝ張りて是を堪へ、危き處へ家人下り合ひ漸にして敵を討つ、其外我も〳〵と追蒐け、敵を開城川へ追込、諸手へ討取明兵數千人なり、各川を起て追んとするを、隆景長追を制止して、爰にて敵を追棄つ、各都へ引取云々、寬永の頃、大樹公御咄衆とて、立花飛驒守戸川肥後守等、其外江都に在て、常に出合中にも、此兩人は入魂故に、色々雜談の折節、肥後守此戰の事を申出し、貴公の驍勇を以て、大敵を挫き給ふと被譽は、飛州は又其時貴客の本陣を突崩されし故にこそと互に功を讓て、譽返されしなり、さて岡豐前守は朝鮮に於て病に罹り、八月卒而後は、秀家の事、軍事其外何事に不限、一圓に肥後守執之、三月明兵猶々莫大に來て所々の城に籠る、秀家は據龍山、米穀數十萬石庫に納置を、明の將査大受竊を入て、米穀を燒く、仍て粮乏くなりて兵大に窮す、

翁草　卷之四十四

○戸川記下

文祿二年六月朝鮮爲和議、加藤清正の去歳擒にせし彼國の二王子名護屋に被留置し、今年歸し給ふ、朝鮮の上下悅合事限なし、明將李如松は未だ朝鮮に滯留す、

秀吉公福原右馬助熊谷內藏允を爲御使在朝鮮の列候へ被仰遣旨趣は、晉州城始軍に越度を取候條、此度は總勢を以て攻落候由なり、右の始軍と申すは、當三月頃、加藤遠江守、長岡越中守、木村常陸介、長谷川藤五郎等、彼是七將抽て晉州城を攻、城中寄手の小勢を見て出勢して相戰ひ、七將各力戰すと雖、城方多兵にて勝事を不得引退、城兵強く追討、七將夜に入て漸王城に歸る、此義を被仰遣しなり、又七月に淺野彈正黑田如水を被遣、城主牧司能く拒由、急ぎ渠を討取可攻屠旨諸將へ申渡す、依之八月諸手一同晉州を攻む、加藤清正小西行長先鋒たり、毛利秀元浮田秀家各一方へ向ふ、島津義弘、鍋島直茂、長曾我部元親、蜂須賀家政、立花宗茂、小早川隆景、黑田長政、淺野彈正、伊達政宗一手と成り、四方より攻之、城兵最も強く防ぐ、加藤清正は高櫓一堀崩して一番に攻入、黑田長政手には、後藤又兵衞、龜甲と云物を揃へ拵る、其仕形は厚板を筥に刺し、內に强切梁を立る、石杯落し掛ても挫けざる樣にして、其內へ又兵衞入て棒を棹にして地車を掛け、跡先自在にして石垣刎崩し、城へ乘り入る、肥後守も並備にて、後藤と一度に石壁頽倒して攻入る、秀元は西の方より攻入る、前後左右同時に攻蒐て、一擧に城を揉落せば、城中さばかりの强兵も散々に切亂され、或は山より落ち後の川へ飛入る、凡死する者二萬五千餘人なり、伊達正宗小勢にて、竭軍忠秀吉公感書を賜ふ、城將牧司は逃て藪中に匿るゝを浮田物頭岡本權之介と云者見付て首を捕り、降人に見すれば相違なし、仍て首を鹽漬にして、名護屋に獻ず、秀

吉公大に御感有て、感状を被下、日本へも名高き强將を權之丞打取事、武の冥加に叶ひ、剰此功に仍り備前の方黑田より先登に定り、注進目錄に如此書く、然れ共軍監福原右馬介は是を承引せず、此城乘の一番は黑田甲州內、後藤又兵衞其次、浮田家戶川肥後守なり、我は監察の事なれば、歸朝の砌申開んと約して、後日に其段言上せしとなり、此事秀家幷肥後守に於ては不諍、淸正長政とは一二の諍ひ有り、淸正一番乘に定ると云々、

同十月殿下より、毛利秀元浮田秀家へ御書を賜ふ、寒天に向ふ間可歸朝由、故に衆に先立て歸る、殿下も名護屋より御開陣、釜山浦に殘る列侯皆以て三年の春歸朝、名護屋に詰る大小名も不殘大阪へ歸る、肥後守は當時備前一の老臣にて、國中仕置一人して申付るに、山州伏見に城を築せられ、諸大名夫々請取場有て、右御普請に掛る、秀家は本丸の手傳なり、此御用長船紀伊守（三家老の內越中守嫡肥後守妹婿なり）勤之、普請御急に付、別して本丸の事なれば、紀伊守萬づ叮嚀に執計ふ、晝夜の境無く出精致す、尤も普請の下知等に付ても、才智類なきを殿下御感有て、向後備前の事、一圓に長船に可申付よし上意なり、自是先花房志摩守幸次、殿下播磨姬路御直館の時より御使して、御意に叶ひ、備前大小事に不限、三家老よりも內々志摩守へ仰付られけるが、此度長船へ如此被仰付に付、其以後は、長船心の儘に國事を執る、肥後守を始各怒れ共、上意なれば詮方無し、近年軍役繁く、其上所々御城普請打續き、諸大名勝手の難儀大方ならず、去れども秀家卿は、天下の御壻なれば、威勢他に異にして、世の用ひ目出度かりし故、次第に奢侈長じ、物毎我儘に擧動る、鷹野を好て黃鷹百聯、鷹匠三百人を抱へ、鷹場の經營言に陳がたし、又猿樂を數寄て、度々の能興行を如上方家取計ふ、其外の花奢に費す事夥敷故、他見と違ひ、勝手向存の外に不足なり、粤に中村次郞兵衞と云出頭人有り、是は秀家卿の室家に附て、加州利家卿より來る者なり、又浮田太郞左衞門と云先代よりの用人、是も出頭して彼兩人紀伊守と入魂して樣々密談して伏見へ登り御內々を伺ひ、四年春御家不如意に仍り、儉約と號し宇喜多の分國悉く撿地を

入、且つ譜代の諸士の拜地をも宜敷分は割替て、所替を申付る、是皆次郞兵衞が仕業故に、諸士擧て彼を惡む、又己に親き者を吹擧して取立、疎きをば聊の事に閉門遠慮申付、或は身上を滅すも有れば各薄氷を踏如くなれ共、上意を以て行ふ故、奈何ともする事無し、其折から岡越前守組と、肥前守組に申分出來て、兩家引分れ闘諍に及ぶ、一家中の諸士緣に觸れて、兩家の內へ荷擔す、備前騷動大方ならず、是故に秀家卿の母儀大方殿より老人を使として、大使御留守主の內と云ひ、斯る擧動双方共に大に不可なり、是非堪忍可仕と遮て扱て、漸く無事に相濟ぬ、同年夏の頃、秀家の室家所勞なり共病物怪の如くにて、醫術に不及、依之祈禱の事、日蓮宗の僧徒に被申付、各抽丹誠、數日いのれ共無驗、其後山伏加持して平復す、秀家怒て向後家中の輩、日蓮宗を相改め、他宗に成候樣被申付、其時明石掃部正、吉利支丹宗門をすゝめ、伴天連を呼下しければ、我も〳〵と此宗門に傾かざるは無し、肥後守は親友林殊更に日蓮宗を崇みたる故に斷を申、其儘日蓮宗を立る、其外浮田左京亮、岡越前守、花房志摩守、花房助兵衞以下、家中半は肥後守一統なり、紀伊守方は次郞兵衞太郞左衞門延原土佐杯、一味す、明石掃部は、此宗門を廣めしのみにて、何れへも不寄、如此家中和せずして、常に靜ならず、遂には浮田家滅亡の端と成ぬ、

慶長元年、大明と和議整ひ、冊使遊擊來朝す、太閤殿下御馳走の饗嚴重に夥し、然るに大明の書簡、大に思召に齟齬す、殿下忽御機嫌損じ、兼日饗應の用意徒らに、明の兩使を泉洲堺へ早々追返され、すご〳〵と本國へ歸る、依之ふたゝび朝鮮征伐の事被仰出、同二年三月毛利秀元浮田秀家以下、總勢十三萬餘釜山浦にいたる、戶川肥後守此度も供なり、同八月、全羅道南原城を攻む、一手は秀家、先手小西行長、島津義弘、蜂須賀家政、長曾我部元親、加藤左馬助、生駒讃岐守なり、其勢五萬、一手は毛利秀元加藤淸正、黑田長政、淺野幸長、其外人數五萬、慶州より王城へ寄て、明兵と戰ふ、名島中納言秀秋も一方將にて釜山浦に在り、南原城後援たり、島律義弘加藤嘉明閩取して、金州に向ふ南原城（南門と云）

秀家行長攻之、肥後守家人完耳太郎兵衛（家老分の者）青井善兵衛（物頭）同時に、壁下に着、青井、先壁上に乘る、完耳、人は無かと問ふ、無しと答ふ、我を引揚くれよと云、青井則手を取て引揚る、太郎兵衛壁に乘と均く、大音にて名乘故に、完耳一番に定る、青井は一番に乘れ共、太郎兵衛に出し拔れて、共次に成り後悔すれ共詮方無し、諸手に先立て、肥後守手一番乘の事、殿下の御聞にも達す、夫より諸手追々乘入高名取々なり、討取首數三千餘、小西行長猛勇を震ひ、本所乘破生捕千餘、此内女多しとなり、南門の一番乘と稱する者、頃年にも聽之共、皆僻事なり、完耳青井が外には無しと知べし、同三年秀家卿上意に仍り歸朝、御前に於て、南門の城一番乘の軍功御稱美有けり、

花房助兵衛長船紀伊守と申分有て備前を立退、源君内府公、其勇敢を聞召及ばれ、關東へ下り蟄居すべき旨仰られ上州岩村に住す、

同十八日殿下御他界、五大老衆盟書を以て、秀頼公輔佐の義被申上、秀家卿も共一人なり、

同四年長船紀伊守病死、既に死期に臨て先非を悔ゐ、肥後守と和睦して跡式の事を頼む、紀伊守實子無し弟吉兵衛（實は甥）相續す、近年中村次郎兵衛が仕置に仍り、家中恨を含者夥し、今度長船死し再び肥後守仕置と成ても、是迄の通にて差置故、浮田左京亮、岡越前守、花房志摩守等內議して、肥後守に面會し、此分に差置れなば、御家の滅却近きに有べし、唯打破られよと勸るに任せ、先づ紀伊守が腹心と賴みし寺內道作を、山田兵右衛門と申者に申付殺之、夫より大阪に出て、中村次郎兵衛を果さんと欲る由を聞き、中村は奥向緣有者なれば、奥に入て不出、因茲、門に侍番を付置處に、中村は女乘物に乘て夜に紛れ遁出で、加賀に趨る、秀家此次第を聞れ、長臣共の、主人を蔑如し、我意に任る仕形を怒て、大谷刑部少輔を被賴、刑部亭に於て、肥後を可討に極まり、既に刑部が招に應じ、肥後波の亭に往き、玄關に坐居所に老臣共此催を洩聞て、浮田左京は自身長刀を提げ、大谷が廣間に至り、肥後を引連立歸る、其體樊噲が鴻門の會に到るに似たり、而して大阪玉造りの家に取籠、則岡越前守、花房志摩守同彌

左衛門、戸川助左衛門（肥後弟）角南隼人（肥後妹聟）猪村監物、戸川又左衛門（肥後従弟）中吉與兵衛等一統に爰に集る、左京曰、唯今討手可來、如斯にては敵味方辨へがたし、各剃髪して一人も不遁様に覺悟して、一同に働べし、是に集る者は上下を不云、不殘剃とて其身一番に坊主に成る、仍て上下不殘剃髪して必死に究め待蒐る、秀家も討果度思れけれ共、大阪の騒を遠慮有て、一先延引の處に、慶長五年正月源君御取扱有て、右の者共を關東へ御下し、岩付に蟄居させらる、暫く夫に在て左京亮越前守志摩守助左衛門隼人等は備前へ下る、

內府公と秀家常に御間不宣、秀家隨意を以て、內府公へ無會釋、其外大名中へも凡如此、唯奉行幷小西攝津守と計り、諸事被申合、何ぞ底意有之事にや、

同六月上杉景勝謀叛に仍り、爲御退治、源君京都御進發なり、東海北陸四國中國迄の大小名下向す、秀家爲名代浮田左京亮奥州へ趣く、其時肥後守、花房助兵衛、岡五郎右衛門各御供に出向、然る處に石田治部少輔謀反を起し、濃州關ケ原出張の注進有り、依之軍を班さる、先鋒福島左衛門太夫、田中筑後守、細川越中守、加藤左馬助、黑田甲斐守、池田三左衛門等引返し登る、肥後守も同敷登る、肥後其頃は浪人の事なれば僅の家人を連る、黑田甲州殊に入魂故引廻しに預る、花房助兵衛も肥後同前、是は尙以て手廻り計なり、

秀家石田三成小西行長に與しけるを、古老の者共諫れ共無許容、岡花房巳下の者戸川肥後守に同意して今度歸參したる者共は、秀家隔意して、偏に外様者の如なる故、斯る大事を擬すべきに非ず、勿論此度の陣立にも、供相除かるべき由を聞き、岡越前花房志摩戸川助左衛門角南隼人猪村監物父子備前を立退、肥後母妻子は、春より奈良に居るに付、右の面々も一先南都に蟄居す、同意の輩の內、浮田左京計は陣代として關東へ下り軍中を勤む、

秀家卿は家老分幷宗徒の者は大方立退き、相殘れる內には、長船吉兵衛こそ第一の筋目の者なれども、未年若く、侍大將も申付られざる故に、今度は明石掃部正先手を承り、諸軍法唯一人にて申付る、掃部

もさせる武功は無れ共、生質大氣にて采配をも任せらるへき器なり、當時は備前一の大身、四萬石を領す、九月先鋒の關東方美濃國に、至り、岐阜中納言秀信卿の城を攻落して鄉戶六の渡へ押詰、翌日未明、田中黑田細川加藤等同意して、福島正則の陣に至、正則唯今起たる體にて、寢卷を着しながら迎入て軍議す、諸將川を可渡や否と云、正則曰、金吾秀秋表裏と云ふ巷說あれ共、川を渡すに於ては、兎角一戰可有と云、左馬助云、川を越ば我一人たり共可戰由、黑田長政も同樣に被申、依之諸將皆是に同す、正則其儀ならば、勢を出さん、山陣は治部少輔と見ゆ、先鋒は加藤殿たるべしと云、左馬助歡て諾す、正則は軍議決すと否、早勢を繰出し、自分も寢卷の上に武具を直に着し出る、肥後守は此議評を聞き、黑田の臣後藤又兵衞と連て川端へ行き、渡口を定む、後藤云、今暫爰に待給へ、我長政に可告事有り、追付可歸來とて、本陣へ引返す、肥後守は爰ぞ後藤を待合す事や有と、自身颯と川へ打入、家人續て渡す、後藤歸來て直に渡す、是を見て、總軍一同に川を越す、川向の敵小勢故、味方の川を渡すを見て、川端を退んとするを討之、肥後守一番に鎗を合（此敵は石田內柏原某と承る）思切て討死の體なり、田中吉政の士鎗提て馳來、肥後守を見知て、御助申と聲を掛け、敵を突く、敵は十文字の鎗にて少し高き所に居て、二本の鎗をあしらふ、田中の足輕體の者馳寄て、此敵に蒐らんとするを、田中の士叱して、卒爾に掛らば、汝共に突殺さんと云、兎角して肥後が鎗敵の耳下に入て倒る、田中士の敵に乘掛つて、此首可賜やと云、肥後いかにも御邊にくれたりとて、其場を去る、戶川又右衞門鎗は無しと雖、其働大に勝る、近藤勘十郎（後勘右衞門又助兵衞）と云ふ十六歲にて、組討して、手負事七ヶ所、取たる首を前に抱ながら、臥居けるを黑田長政見付られ、肥後が小姓成る事を知り、若年の手柄申計無しとて、藥を賜ひ、首を奪れざる爲にとて、人を付て送らせらる、福島田中も是を覽て、甚感賞せらる、岸本與右衞門、能鎗をする、湯原治右衞門能働き、手を負、其外手に合たるもの餘多有り、肥後守は朝鮮にては勿論、總じての軍陣に自の挊は心に掛ず、常に云けるは、少にても人數を扱ふ者の、自の働を心掛るは大に惡し、唯一筋に

軍の駈引を不忘、人を遣て勝を専用とす、爰ぞ一已の働を好んや、高名手柄は我人數にさせたるこそよけれと申せしとなり、今度肥後は浪人にて、我備なき故に、自の拵をせしと見えたり、郷戸川端滯留の頃、肥後守へ公より御內意有て、明石掃部方へ、肥後より內情を遣す、其旨趣は、秀家卿東方に荷擔有て尤に候、西の利運に可成儀に非ず、御家の大事此時に候との趣なり、則認遣す處に、返書有り、公の御怒を憚り、此返書は上覽に不入候也、文言は大抵の報なり、其時此方より遣候書狀案并返書とも、今に戸川家に在り、掃部色々諫と雖、一旦申合たる武の道を可飜と、遂に無承引となり、肥後守後迄申出して、我備前にあるならば、假令秀家卿いか樣に宣ふ共、諷諫すべき物をと嘆しとや、

私曰、肥後事、左程に節義有べからず、抑中村次郎兵衞を討んと欲してより後の所行一つとして理に不當、主人を蔑如して、自を立る物なり、安ぞ實忠有んや、此內狀の事も自らの心より出るに非ず、公の仰有故不得巳なり、而るに後日に斯く嘆く事、肥後が奸惡むべし、譬ば當醫が、先醫の事を難ずるに似たり、此書元戸川の家士が編む處にして、其主家を輝かさんと書るなれば、若しくは斯る說をも編者の臆し構へたるにや、

關ケ原御陣金吾秀秋裏切有て、大谷刑部爰に命を果し、其餘の上方勢總崩にて伊吹山の方へ敗す、島津一手のみ備を不崩、海道を直ぐに引退く、他家の落人も是を賴み、從行者は大阪迄無事に引たる者多しとなり、肥後守は如定加藤嘉明の先手に加はり、治部少輔陣に蒐り、石田家の者六七十騎、柵破り一同に突出するを、嘉明勢左右に開き、押包み、一人も不殘討殺す、此手總衆は其側に備て、拔落の者あらば、打んと先手にのみ働かせて、其餘は後に見物す他家衆是を見て、偖も見事成る討樣哉と稱美せり、三成は軍評に他の備へ往たる儘にて、我陣へも不歸敗走す、右嘉明の先手と戰ひ切死せし大將は、島左近なりと云り、關ケ原沒落前後佐和山の城居､其時肥後守も諸勢一同に乘り､岸本與右衞門兜一刎取て、肥後へ差出す、與右衞門は今度郷戸に於ても働有故、右兜を與右衞門にくれる、後迄の驗に、岸本方の

家寶とす、內府公御入洛、石田三成、小西行長、安國寺惠瓊を虜り來、京師の河原に梟首す、御敵の衆中除國遠流樣々なり、毛利輝元、上杉景勝、佐竹義宣領知を減ぜらる、軍功の衆中國拜領過分の御加增有り、筑前秀秋は備前美作拜領、仍國爲引渡、肥後守浮田左京亮兩人に仰付らる、肥後守は先達て備中へ下り、濱村に居、秀秋入國の時、兩人より國を引渡、扨肥後守は本知高二萬五千石にて、備中の內庭瀨鄕を賜、宇喜多左京本知三萬石、石州津和野にて賜、花房助兵衞本知高七千石、備中高松に於被下、此三人は軍中勤故なり、岡越前守（備中江野七千石）花房志摩守（備中橫谷七千石）楢村角南も相應に領知下さる、是等は南都蟄居して御陣を不勤故に領高減ず、

秀家卿は敗北の後伊吹山に隱れ、其後忍て大阪へ立越、船にて薩摩へ下り、島津を賴まる、其由達上聞、急き秀家を可出旨、薩州へ被仰下、島津承つて古より我家を賴來るを出したる例無之、此義に付縱令御不審を蒙るとも、御請難仕由言上す、其時秀家我事に仍り、島津家の大事を起さんは本意にあらず、速に出て誅に伏せんとなり、島津は又秀家一命を御助けに於ては、出すべき由を被申、此段御許容有て、秀家出府、死罪一等御赦免遠流に被處、子息侍從幷二男父子三人供侍五人（姓名失念）八丈島へ被遣、秀家剃髮して名を休福と改む、長壽にて八十有餘迄島に在て、寬永年中に卒す、子息兩人幷侍も悉先へ死す、秀家獨父と成て後年に至被卒ぬと云々、

內府公江戶へ御下向、公方と奉仰、日本の列侯參勤して源家御治世と成る、扨駿河府中城御普請、大小名奉て石垣の御手傳す、肥後守も丁場を受取、家來相詰て石垣成ぬ、其後右の御城へ御隱居有、肥後守も駿河に相詰、其外備前衆岡越前守花房志摩守花房助兵衞楢村監物等、各駿河に詰る、秀忠公は江戶御在城、日本諸伯在府、妻子家臣を人質とす、肥後守も江戶に屋敷拜領して、二季には江戶へ越御禮申上る、中納言秀秋備前美作拜領の後、岡山に在城して、威を震ひ、隣邑の領主を蔑如し、領境を擅にし肥後守と兼々間不宜、然に秀秋の長臣に云分出來て、兩人家を立退、兩人の內稻葉內匠佐退候節、肥後守を賴

み、一先づ庭瀬迄立退んと欲す、肥後守則許容して廣瀬境に堀切して橋をかけ、柵木等用意し、專ら防戰の支度す、其頃は宇喜多浪人名有者共、所々に散在せるを、肥後守夫々合力も致置ぬれば、すはと云はゞ、彼輩庭瀬へ馳集るへし、左有らば備作兩國の人數を以て攻らるゝ共容易には被取潰間敷とぞ見えし、扨內匠立退日限に至り、肥後守より池田市右衞門小森三郞右衞門と云物頭兩人に、足輕五十人添、境目の少先に川有る、白石と云橋迄出向、內匠を守護し、庭瀬に歸る、內匠則使を以て、段々の御手當寔に不忘置忝存候、備前表何の無子細引拂候上は、是より直に可立退候と一謝す、肥後守町口迄出て面會し、互に式代して立別、內匠は兒島下津井より船に乘り、上方へ登る、其後秀秋より肥後守方へ手入有て、近隣の事なり、殊に宿老の義、萬づ賴存の旨申越るゝ故、以後はかの家へ出入致し、庭瀬へ秀秋卿招請の時、秀秋より大左文字の刀を被送、肥後守より通天と號る駿馬、是は關ケ原鎗場の馬にて、無類の駿足なるを進上す、夫よりは彌々悃意にして、肥後弟戶川主水を秀秋卿へ遣し、備前に居す、無程秀秋逝去有て、家斷絕、其跡へ池田輝政入國せられ、是は殊に從來の懇故、隣邑に成て彌々したしく被因候事、肥後弟助左衞門は、黑田筑前守を賴み、二三年九州に居り、其弟主水備前斷絕の後、秀忠公御小姓に出で昵近するを羨み、色々御願ひ申上、助右衞門も被召出、駿河詰被仰付、二千石側中の內にて拜領す、慶長十九年、大阪御謀反御手切に成り、片桐市正茨木に楯籠候を、大阪より被打潰風說頻なり、其頃肥後守は、駿府御暇を賜ひ在所へ歸るとて、京都へ立寄、所司代板倉伊賀守の許へ參向する處に、伊賀守云、片桐市正茨木に在を、大阪より可被攻の由なり、仍て唯今加勢の事專ら相催候との物語なり、肥後守も不取敢某は常の旅行故、一入人數も少候へ共、是より直に加勢に可罷越なり、板倉大に感心して、流石は肥州なり、其許於御加援は、茨木最も潤色たるべしと被申、依之其場より直に肥後守は茨木へ立越、市正に對面し、爾々の旨を述ぶ市正大に力を得て、則城の前成る大寺に肥後守を置く、肥後爰に宿陣し、四五日滯留する處に、大阪に異議出來、其上肥後守加勢に來る事などを聞て、容易ならずとの評定有て、

茨木攻の事相止み、彼表無事なる故、一先肥後守も在所へ歸る、扨諸國御陣令出る、肥後守は備中組の頭にて、岡越前守花房志摩守同五郎左衛門戸川助左衛門一同に登る、花房助兵衛は隱居して足不立共、駕籠にて出陣す、籠舁の者に謂て云、今度危戰に及ば、我籠を向へ棄て汝等は可生延と申付る、霜月五日出船して大阪へ着、肥後守は尼崎口より寄る、池田右衛門督大和口乘取時、肥後守東の向中島に陣取、共節九鬼長門守シンケイを大に働き取段御本陣へ注進す、且戸川肥後守等近邊に居候共、曾て取合不申候、加勢を可被下由申上る、則奉書を以て手柄仕段神妙なり、加勢可被仰付由にて、池田右衛門督へ被仰付、肥後守も右衛門督に屬する故、一緒に御請申上、シンケイは地狹く池田の多勢にては難居候、シンケイは敵自燒して立退候處を、船手の面々押寄せ被申候、右の場所は戸川肥後守人數相應に御座候間、可被仰付なりと、與菴法印を以て申上處に、則奉書にて肥後守に、シンケイへ可移旨仰付られ、彼處に陣を移す、船手の者は堺浦へ可被趣旨にて、九鬼以下革島に退く、翌日肥後守上福島を取敵大方立退、殘兵の首十計取て、御本陣へ上る、御感有り、上福島は城間近く、大事に思召由にて、上使安藤帶刀成瀨隼人正山口但馬守を被遣、小勢にては無御心許とて、淺野但馬守に加勢被仰付、又上意に自是西大小名攻口軍の儀は、一向肥後守申に可任旨被仰渡、然るに福島の地狹して淺野陣難儀の由に付、家臣淺野佐衛門鐵炮百三十挺、加勢に來て後の村に在り、初海老江に大阪より砦を構持之、此所へ九鬼が船三艘寄を見て、肥後陣より程近故、早速手の者を出し、九鬼と倶に働く、首四つ捕る、安宅丸の人も無き流船を肥後家人景山總左衛門山上甚左衛門乘取を、肥後制して人も無き流船を取は、僻事なりとて兩人を叱して船を捨る、此船を船手衆取之て高名す、其後今橋筋中島へ押詰、大勢井樓を揚げ、大筒を打て小路の通路を止む、仍て此筋の敵敵儀に及ぶと云り、是より先戸川方へ上福島を取し時、戸川が小勢を見て城より夜討を掛んと云を、後藤五兵衛曰、肥後は少勢にても、夜撃抔に討破らるゝ者にあらず、結局多勢の陣には油斷有り、渠は能く人を遣ふ此企無益なりと止む、後藤は古より肥後が武邊を能知故に如

此、斯て近々總乘の御觸有り、何れの手にも支度する處に、極月末扱ひと成り、和儀整ひ御凱陣、諸軍圍を解て歸國し、一度は御靜謐に成ぬ、
慶長二十年（號元和元年）兩公正月末御歸府、無程大阪との御和睦破れ、同三月御陣令有り、急に出陣可仕由にて、四月諸大名悉登る、兩御所四月末御上洛、內藤紀伊守尼崎御番仰付られ、肥後守幷備中組不殘尼崎加番被仰付、各彼所に相詰番所を構へ、往來を改む、五月始諸勢大和口より押詰、國分道明寺松坂に陣す、五月六日兩公被出御駕合戰始、同七日朝未明肥後守船を木津口へ遣し、戰の樣子を立聞せけるに、唯今合戰眞最中の由、七日朝五時前注進す、肥後守是を聞と否、尼崎にては松平宮內少輔へ見廻と申斷て、花房助兵衞申合、天王寺表へ馳る、其路次にて、早大阪城に火掛り御勝利なり、則茶臼山の御本陣へ參上し、與菴法印執次にて御目見申上、肥後守御直に申上けるは、尼崎御番仰付られ候へども、御旗本の儀無心許推參仕申上る、上意に何の尼崎と被仰御機嫌能し、扨助兵衞は駕籠より抱下して肥後守側に居ゑ置、花房助兵衞義も參上仕段、肥後守披露申上處に、大御所御覽有り、汝若き時より軍好故、其體にても出陣奇特との御意なり、兩人平伏して、御前を立、助兵衞は肥後守を拜み、今此諚を蒙る事、偏に和君の御恩生々世々不可忘、老後の面目何事か如之と歡事不斜、夫より大樹公の岳山御本陣へ參上、御目見仕、尼崎へ歸る、肥後弟戶川主水は御旗本に在しが、榊原左衞門佐、（後飛彈守）と一同に乘込、櫻の御門迄到る處に城內に火滿て入事不叶、中山勘解由に言を番ひ、後に御旗本御僉儀の時中山證人に立つ、其後大阪落人死生御詮議有り、明石掃部死場不知、岡越前守等は掃部妹壻にて越前嫡子平內は又掃部壻にて重緣なり、子細有て越前と平內父子の間不和に成て、親の許を出て流浪し、今度掃部大阪に在るを便に、平內も籠城す、此事京都にて大に御穿鑿あり、肥後は一所の事なり、平內越前內通の事可存と、御直に上意なり、肥後申上るは、越前父子の間不宜不通仕條歷然なり、中に內通の事は有間敷候と申上る處に、御機嫌惡く、此儀陳する事有は、汝も同罪と仰なり、肥後私に於て、聊陳謝無御座候、此上如

何様の上意にても別に申上處無しと、御前罷立、其後證據有て、越前は科に伏し、肥後は證人の申處不存に相究、其科を免る、乍去御穿議の場にて、肥後申分强過たる處、御心に有しにや、御他界の節、駿河詰の面々へ御遺言の御加増有ければども肥後は洩けるなり、扨岡平内可捜出旨、肥後守越前守へ仰付らる、平内は備中に居たる家人、伊賀四郎兵衛と云者の寢所の下に穴を堀り、夫婦して給仕し匿置、召仕にも知せざりしに、六月末に至り、親越前身上危由を傳へ聞き、我身を遁んとて親の難儀を餘所に聞べきに非すとて、平内自ら名乘て京へ出る、則肥後守へ預り、七月越前守は妙顯寺に於て切腹、平内は耶蘇宗を信ずる故に自殺を忌て斷を立て首を斬らる、越前二男忠兵衞は、江府にて切腹す、明石掃部は大阪にても、大將分の上日頃耶蘇宗を專ら勸る故、殊に御憎み深く、肥後守に仰付られ、普く草を分て捜求れ共遂に死生を不知、蠻國へ渡たると云說有り、元和二年辰四月十七日、東照大權現御他界に仍り、駿河詰の面々、皆江戸へ歸り、同五年夏臺德院殿御上洛、於伏見福島左衞門領國被召上時、家老福島丹波難澁致に仍り、中國四國の大名藝州廣島發向の時、安藤對馬守、永井右近太夫、戸川肥後守三奉行として出陣す、四國中國の列侯崇敬取用不斜、安藤永井は昵近の家柄なれば、さも有なん、肥後守は外様の身分にて、此御用を蒙る事全く武功に寄物なり、右の節加藤左馬之助嘉明に先鋒仰付らるゝ處に、嘉明云、正則在國不仕家來計の儀に候へば、私一人にても打潰し可申は容易の業に候と申上る、右各伏見に於て被仰付、諸家段々に廣島へ押詰、重々の御下知を相待處に、伏見より花房志摩守を爲上使江戸へ遣され、正則へ仰遣さるゝ旨あり、正則心伏して無滯御請申上、則證文を正則自筆に認め、廣島へ遣す、福島丹波是を披き見て、然る上はとて無事に城を渡す、正則は越後に蟄居、四萬石を被下、

元和九年臺德院殿御上洛、家光公同始て御上洛なり、臺德公其時奈良へ御成り、寶藏等上覽、肥後守御供仕、外様大名分には肥後一人なり、是は肥後若きより學を好み、東福寺和尙(名闕)に睦び、故實等博く學ぶ事、道春抔も能知らるゝに仍なり、其後於江戸御噺衆を被定にも、藤堂和泉守、加藤左馬助丹羽五

郎左衛門、立花飛驒守、青木民部少輔、谷出羽守、戸川肥後守、三好因幡守、㭜木卜齋等なり、三日に一度宛罷出る、古き事御尋は、大方肥後守と上意なり、隨分御答申けるとなり、寛永四年の頃、大猷院殿肥後武勇を聞召及れ、臺德公へ御所望有之、御沙汰の處に、同年夏より肥後病惱を受け、醫療手を盡し上よりも御醫師餘多被仰付、度々上使を以て御悃の御事成しに、醫療無驗、同十二月二十五日春秋六十一歲にて卒、法名不變院覺如居士武州池上に葬る、家督は二男市藏正安、後號土佐守、次子戸川内藏介へ高三千四百石、其次戸川平右衛門に三千三百石分知し、土佐守は二萬二千五百石を領す、其外女子迄に似合の高少宛遣す、肥後守道具目利を好み、能道具餘多所持す、依之公儀へ上候遺物は不及申老中已下の役人中或は親類末々迄、夫々相應に所持の品を悉く頒ける、弟戸川助左衛門は、寛永四年春於備中病死、其子の孫六（後助左衛門と號）同十一年御上洛御供仕、於京都病死、無子して斷絶す、

肥後嫡子は平助と云、子細有て在所に蟄居す、肥後煩の春、江府に下り、其後斷を遂げ、京都にて家を調へ京住人と成る、每年現米三百石宛在所より合力を受て、遊客にて生涯を終る、

戸川土佐守は、次勇の頃より臺德公の御小姓を勤め、阿部對馬守、太田備中守などゝ同事に勤仕す、土佐守家督の翌年夏始、臺德公日光御社參、御先は井上主計頭、戸川土佐守左右に列し、御供をつとめ、辰年大阪御普請一分役石垣を營す、寛永七年午年寺澤志摩守女緣組被仰付、志摩守死後息兵庫頭より祝言相整、後の土佐守安宣は此腹なり、寛永九年正月二十四日、大相國秀忠公御他界、奉稱臺德院殿、土佐守剃髮在所に歸る、大猷院殿寛永十一年御上洛御供にて登、同十五寅年高野大塔御造營、先奉行死去に付、小出大和守、戸川土佐守被仰付、早々造畢、何角無滯相濟、其後火消役蒙仰、十年餘勤之、老臣より褒詞の事共有之、世上にも右勤役の內譽たる事多し、大猷院殿慶安四年辛卯御他界、家綱公御治世、寛文三年癸卯仙洞女院兩御所御作事有り、分部隼人正御手傳被仰付處、其年の五月朔日大地震にて、北近江山崩れ川溢れ、領分大溝の邊損亡甚敷故、右御用御免有り、寅年六月右代土佐守へ仰付られ、則家

來ども差登せ、御手傳の相組稻葉加藤伊東黑田毛利一柳等の諸家申合せ、自分も兩度上京し、卯七月迄に造畢、九月御徙移、御勘定等無滯相濟、土佐守平日御奉公向至て大切に相勤め、十年餘も病身に成候以後も、御禮日は勿論聊の事にも登營缺事無く、智有て列侯も手を置れし人なり、治世に出る故、拔群の功は可錄事無し、島原一揆も國を隔たれば出陣せず、寛文九酉年五月二十二日卒、行年六十四歲、法名は無之、土佐守正安とのみ稱之、其子玄蕃安宣(後土佐守)家督を繼ぎ、二萬千石を領し、舍弟杢之助千五百石を分知す、若年ながら公家衆東武參向の御馳走役を勤め、幷御門番等を仕る、領分へも兩度歸る、家中以下領内の慈み篤して能き主君と末賴母敷思ふ處に、不幸短命にして、延寶二寅年極月二十八日年二十歲にて庭瀨に於て早世す、法名淸性院殿覺庭圓意と號す、無嗣、同苗縫介殿嫡子を家督に願ふ處に、翌辰六月願の通被仰付相續之(于時五歲)弟主計(四歲)千石を分知す、幼少故伯父戸川杢之助後見する處に、延寶十年八月より病氣同霜月二日卒無嗣邑除かる、弟主計五千石を賜はり御旗本に候す、

翁草　巻之四十五

○木村長門守重成の事

木村長門守重成は豊臣右大臣秀頼公耳目の臣なり、父は常陸介重玆と號す、關白秀次公の難に遇て、攝津茨木城にて自殺す、其の時長門守は當歳にて母の懷に抱かれ、江州馬淵に落行き、稍長る頃、江州先大守佐々木義郷の介抱に仍り、文武の道を學ぶに、其の材衆に抽で、無程秀頼公へ被召出、忠勤不怠處に、慶長十九年不慮に大佛殿鐘の銘の事より、大御所と秀頼公と不和と成せ給ひ、其の事發覺して、既に天下の動亂と成る、然れ共大御所元來寛仁の君なれば、頓に御和談に成り、御互御誓詞可有に定まり、其の御撰有て臘月二十四日巳刻大御所御判元の拜見木村長門守重成生年十九歳【割註】一說二十三非也、父生害の時當歳當年十九也」大阪二の丸の大手門を出で、天王寺より茶臼山御本陣に至る、其出立、肌に白小袖上は淺黄に四ツ目結の紋付たる小袖、同色の麻上下を着、常の大小を帶て、葦毛馬の逞敷にかゝみ鞍置き、紅の厚總手綱にて大文筥を淺黄巾に包み、首に掛け、徐々と乘出す、口取一人侍二人鐙草履取挾箱上下僅七人の外を連ず、最各素肌なり、本町八町目藤堂和泉守持場より、淺野但馬守伊達陸奥守、段々に途をはさみ、長柄を以て是を警固す、其の體頗る嚴重なり、長門守は陸奥守陣場を通り過ぎ、御本陣に至り、御門前にも馬より下り、御營へ入時、成瀬隼人正、安藤帶刀出迎ひ、御玄關に伴ふ、爰に於て本多上野介迎へて御書院に倡ふ、此時御玄關廊下に群列の面々は、皆御譜代勇功の士なり、長門守其巾を見向もせず、尤も默禮に不及、刀を指ながら御文筥を左右の手に捧て仰向通る、諸士其の無禮を怒といへ共、大切の御使の事なれば、是を咎めず堪忍す、扨御書院に座を設居る處に、秋元但馬守、西尾豊後守、成瀬隼人正、安藤帶刀出て御上段近く左右に侍座す、暫く有て大御所出御、先づ御同朋德阿

彌小蒲團を持出て、上段の眞中に敷く、次に御小姓鳥居左京亮御脇息を持出て上段に差置く、大御所御肌には着込の綿子（尾張義直卿の御母堂より上られたる物と云）を召れ、其の上に茶縮緬の御小袖、同胴服、繻子の御袴、紫縮緬の御頭巾を二ツ折にして御頂に置せられ、はみ出しの御腰の御、御刀は竹腰筑後守持出て御座の左に差置く、少し退て是一人は始終御側近く候す、其の時本多上野謹で御城中より御判形の御使木村長門守參上仕と披露す、其の時木村進んで頭を上げ言上して曰、主君秀賴公、今度不慮に叛逆有之處、其の罪を被免御和睦に相成候段、主君欣悅不斜、此上慈愍を仰ぎ奉る、殊に泰平の證として、御誓詞可被遊之由、重々御慈惠何事か如之、仍て御判形拜見之爲、臣を被差越候と、少も不憶鮮に口上を演畢、少しく退き謹で平伏す、公宣く和睦の上不及其儀と雖も、互の誓詞は世上靜謐の爲なり、可默止に非ず、次に汝は常陸介子とや、寔に面指父に似て、天晴の骨柄、大將の器愧る所無し、昔日關白殿全盛の時、北野松梅院に於て、汝の父と茶の湯に會せし事など今更思ひ出るなり、常陸介は智勇兼備の者なりしを、太閤、治部少輔が讒を信じ、罪無きに死を賜ぬ、汝其の時は當歲と聞く、弓矢取る身ほど無墓ものはあらじ、但汝は父の仇石田增田長束等の奸臣は、先達て予が打亡す所なり、相構て疎くなおもひそと仰有れば、木村が鋭氣も少く拆けて、不覺の涙を落す、時に御祐筆曾我左衞門佐、文臺に御硯筥と大文筥を置き持出て御前に差置き退く、公御誓詞の認有之を披せられ、墨を被點、御諱墨御判を被遊、封刄を以て御指を突給に、御血出ざりしかば、公宣く、歲老て血も乾きけるにや、深く突とも不出と上意なり、此時諸人思へるは、木村定て御血判に不及と可申上と察る處に、然らず、右の御言を空不聞して、俯ながら御手元を目も離さず守り居たり、公も時移りて如何とや思しけん、御舌の先を裂せられ、御血を盟紙に灑ぎ玉ふ、則御醫師粉藥を持參して御舌先に點し奉る、上野介は臺共に御誓紙を披きし儘に、木村が前に置く木村同く臺共に捧げて是を拜見す、其の眺る事良久し、其の間に御醫師入り、曾我御前へ出て御硯文筥等を取入る時に、御血判漸く乾く故に、木村靜に卷て、持參の文箱に納め、中

を以て上を包み、左の手に是を捧げ、右の手計を拱て稽伏す、鳥居左京亮熨斗臺を持參す、竹腰筑後守御名代に立て、熨斗を挾む、是御側へ近くべからざる爲なり、重成頓首して御熨斗頂戴、右相濟、公入御、重成も坐を起て始て刀を置し處迄退き、御文箱を又首に掛け、刀を帶て退出、御玄關廊下の中央に寄て、徐々と坐して謹で云く、最前は未だ君命を不述、台命を奉らざる内故に、各へ失禮御宥恕に可預と、恭く述之、列士感心の餘り、卽答に不及處に、良有て伊奈筑後守御念入候御事、早々御通り有べしと答ふ、成瀨安藤式臺迄送る、斯て木村、城に歸て、委細を言上す、城中の諸將各不感は無し、或る評、木村が盟使に向ひし時七功有り、其一に、素肌にて敵陣に至る、其二、人數を不連奴僕計り僅を召連、其三、御玄關に於て列士に不揖、其四、大御所の御前に於て聊無憶、其五、御血判の時血虚の上意を耳に不聞が如し、其六、御血判濟て良久しく拜見して其血の乾くを待つ、其七、文筥を首に掛る、是上を敬し且つ變に遇ふ時働よし、此數箇の功僅生年十九歲の重成が智勇全く遂之事如何成る功士も及がたし、翌年夏陣には死を決して冑の内に蘭奢待を炷きしめ、忍緒の末を絕て討死を諸人に示し、類ひ無き死を遂て、芳名千載に輝す、後世豈斯る英雄有んやと云々、重成首を井伊家士安藤長三郞御本陣へ持參して實檢に入る、兩公共に先づ安藤長三郞と御詞掛る、偖首を上覽有り、大御所扨々能嗜哉と上意有り、依之諸人心を付るに、此首甚薰す、阿部備中守本多上野介感心の餘り、立寄て耳鼻を嗅ぐに、口には鷄舌香を含み、耳鼻同じく薰藥を詰て、向暑の砌なれ共聊の臭氣なく、重成元來美質なれば、其首の見事さ喩る者無し、兩公御側の面々へ向せられ、斯る英士の擧動を見習ひ置べしと被仰に仍り、我も〳〵と立掛り見て、後は御前とも不云して群集する故に、兩公御叱有り、御小姓衆の內より加程最後を嗜む身に月代の少し延しは奈何と呌くを、兩公再び御叱有りて、夫は風氣なる歟、又は冑のしまりの爲に、態と剃ざる歟成べし、死を決したる首なれば、忍緒の端は必定切て可有、改見よと御意に隨ひ改之に、果して上意の如く成りとぞ、

右は或櫃中に在りしを愚父寫し置ぬ故に爰に擧る、

○肥前島原一揆の事

予が曾祖父神澤善太夫貞宜は、善左衞門治勝（系には貞勝）が孫、理右衞門八勝が子なり、當姓は赤松と祖を同うして、倶に村上源氏の庶裔なり、元弘建武の比は、先祖の者赤松圓心に屬し、六波羅攻に相加り、山崎合戰の時、田中小寺八木神澤の者共（下略）太平記にも見えたり、予が系連綿不全故、其頃の事不詳、總じて神澤を稱する者普く他姓に無し、適名乘は悉く同姓なり、總領赤松斷滅の後は、同庶別所家に從ふ、別所長治、三木城に喪し後、善左衞門治勝は備前へ趨て、宇喜多の家臣花房志摩守正成は治勝が壻故、正成を賴て、爰に生涯を終ふ、其子理右衞門八勝は黑田長政の許に浪客たりしが、大阪へ馳入り、毛利豐前守に屬し、五月七日天王寺表にて働有り【割註】證人同組永井九兵衞なり、九兵衞後に保科家に在て、「加古自齋と改名す」創を蒙て戰場より直ぐに落行き、再び花房が許に蟄す、其子善太夫貞宜は花房が臣と成る、寛永年中肥州島原耶蘇一揆の頃は、貞宜未だ壯年に不滿、然るに彼蜂起の巷說喧しければ、勇氣殆堪ずして、主家に暇を乞へども不容、是故に匿れて西國へ趣く、忩劇の折柄なれば、御關所殊に嚴にして制止之、貞宜兼て是を察して花房が僞書を整へ、黑田家への軍中使なりと欺きて、事故無く御關所を通つて、日を經て某の浦（地名闕）へ着して島原へ渡海の舟を索るに、段々嚴令有て、諸家の使者も所以無くしては渡海を禁ぜられ、彼浦に御用舟より外は、一艘も無し、こはいかにと惑ひて、爰彼所を尋廻るに、蘆間に獵船一艘有り、是天の與へと漁夫に渡海を乞ふ、漁夫が云、領主より固く制せられて、獵船すら自由ならず、去れ共今日の營なく飢渴に及ぶ故に、舟を隱し置て、忍び〳〵の世渡を致す事なり、其上此小舟にて島原迄の渡海思ひも不寄と答るを、よしや沖にて破船せは運の究ならむ、是より徒らに引返すべき樣やある、唯運を天に任せて、舟を出せよと軍用金を解きて拾兩彼漁夫に取せければ、漁夫大に悅て押戴き、斯る過分の金を生涯得たる事無し、吾元來孤獨の身なり、故に爰に名殘

を惜む心もなし、斯く所の制法を破る上は、此金を携へ他に越て營をなさんと勇進んで、速に舟を出しければ、運に乘じて無恙島原へ着岸す、夫より松平忠之の陣所へ行き其來趣を演ければ、兼て花房家へも睦有り、殊に貞宜が父は長政の許に在し由緒を以て、忠之早速許諾し、我陣に差置くに、貞宜爰に在て樣子を聞ば、松平伊豆守、戸田左門爲上使着陣以後は、偏に兵粮攻の積り嚴令有て、攻戰は停止なり、城中も稍兵粮盡て、一旦の勇氣折けぬれば中々合戰は無しと聞て、貞宜は力を落し、退屈して徒らに日を送る處に、二月二十一日夜、何となく陣中轟て夜討出たりと聞く、あはやと自ら具足を着、指物を差し鎗を携へ躍出るに、後より誰か引留る如く覺るを、放せ〳〵と振切て竹束の外へ鎗を捻て突出る、此手の夜討殊に手痛して、忠之の長臣黒田監物父子討死す、其外歷々の者共餘多討れ崩れ懸る所に、忠之の舍弟黒田市正守り返され難なく徒黨をも追出し追返す、貞宜も是を追打て、とある川端にて一揆原を鎗付、鎗を打ち折り、其身も手疵を蒙けるを、忠之遙に見て、後日の證人吾なりと直に貞宜を感美せらる、斯て夜討の者共、引鹽いと物閑にして、人數扱ひ容易ならざれば、黒田衆も長追せず、追棄て陣所に歸る、島原落居後、忠之貞宜が働を被賞、千五百石の俸祿にて、是を招るゝに、花房家に聊の我意有之諾せず、事空く廢せるこそ本意なけれ、貞宜が創何も急所を外れぬれば、日を經て平愈し、生涯障る事無し、但飛び玉にて左の大指を打れ、大指の骨少しく不具になる、又夜討の時後より引留と覺しは、指物竹束に掛りて自由ならざりしを、振放すとて、指物ずた〳〵に裂たり、此具足指物胴着今に所持し畢ぬ、平士の着料麁品たりと雖も、まのあたり事に逢たる具足故に、所望して見る人不少、胴着の血其儘に百有餘年の後に遺り、殊勝の品、予が家の珍器なり、但落城の時分は、貞宜彼地より歸りけるなり、又黒田手に付て、城乘にて出けるにや、父祖の言傳も無れば、右の餘事は知がたし、貞宜暮齡八旬有餘迄、至て堅固にして、其子與兵衛宜茂が許に隱居し、禪入居士と號し、元祿六癸酉年十二月廿五日死、與兵衛宜茂が朋友石崎喜右衛門衆長と云ふ士、禪入を敬て自らの師父を崇め、常に傍に來て、軍慮を問事切なり、

予が父祖沒故して先祖の事ども聞漏しぬるを、他日此衆長に尋て、補闕しける事多し、禪入翁彼地に於て、所の別當杢左衞門と云者の書付たる一冊を携へ歸て、匱中に遺し置けるを、今閲之に、文章至て俚言なりと雖も、時の土民の筆記にして、假にも虛譚を不交、有の儘を著する所の記錄と見えたれば、一字の添削をも不加、左に全寫す、好古の士は更に賞して翫味せらるべし、

○島原一揆の次第

寛永十四年丑の八月中旬より、天草の內大矢野村の百姓松右衞門、久右衞門、善右衞門、宗意此四人の者申候は、先年異國へ伴天連御返し被成候、則彼伴天連申置候は、當年より何年目にあたり、東西に雲の焼け野山に白はた立、諸人驚事有べき由申候、是を考へ見候へば、當年に相當申候、いか樣不思議も出來可申候哉、朝は東の雲の焼たには（〇本ノマヽ）西の雲の焼申候事、何れも不審成由、天草に風聞仕候よし、島原へも其沙汰仕候、此段原の城、落人山田左衞門佐、松平伊豆守樣より御尋の刻も此通書出差上申候、

其時分天草大矢野村に益田四郎と申者年十六歲にて、名擧を致候由、近國風聞仕候、此四郎稽古も不仕、かきよみを仕、諸經の講釋をいたし、頓て切支丹の世に成候よし申勤め候、其證據を見せ可申と申、夫より鳩を招き寄せ、手の上にて、卵を產せ、夫より割候て切支丹の經文を取出し見せ申候、或は竹に雀の留り居申候を、枝折など仕、萬づ不思議なる事のみ致し、天草と有馬の間に有之伊島と申島、海上を陸渡り仕見せ申候、萬づ是を見及聞、元來切支丹を心底に含申候者は、彼伊島に出會、四郎勸めを受申候、其後此島を談合島と申候、中にも先立て進み申もの島原領の內南有馬村の庄屋次郎右衞門と申者なり、弟角藏此有馬村の三吉と申者、兩人共に百姓にて御座候、此二人の者御法度之刻、隱置候切死丹の繪像の佛を取出し證人に是を拜せ申候由、島原へ相聞え申候、夫に付代官本間九郎左衞門、林兵左衞門、有馬村へ越申候、其外代官衆不殘持々の村へ被參候、是は十月廿二三日之義に御座候事、

角藏三吉義、九郎左衞門兵左衞門方より島原へ被申越候に付、こさん足輕市川平兵衞、松平左兵衞、尾

中平左衛門以上二十人、小早の舟にて有馬村へ被遣、角藏三吉兩人妻子共、十六人搦捕、十月廿五日なり、朝島原へ牢舍被申付候、其翌日十月廿七日の朝見せしめとして、成敗いたされ候事、

右角藏三吉召捕れ候義、何れも無念に存候にや、南有馬岡と申所にて、代官林兵左衛門を、十月廿五日の四ツ時分に殺し申候、本間九郎左衛門も殺し申相談仕候を、北有馬村庄屋長助と申者、日頃九郎左衛門目を掛け申候、其上切利支丹の志無之者にて、此內證九郎左衛門に聞せ、則弟一人悴一人相添落し申べき相談仕候、然共道口には方々に番を召置候に付て通り申候儀、不罷成候、悴弟儀は有馬より溫泉越を仕らせ、島原へ、差越申候、九郎左衛門義は、北岡と申所に鐵砲屋御座候、是は切支丹とも見へ不申間、先此鐵炮屋大膳所へ御越候て、相談被致候樣にと申に付、上下三人にて、十月廿五日の暮六時分に、遠干潟波打際より忍び被參候折節、天草より切支丹の畫像の佛を拜みに參候者共、乘捨被置申候小船に見當、是に乘漕出し候、然處に島原より兵船數多參候に付、有家村立石之沖にて、岡本新兵衛と申家老乘參候舟近く漕寄せ候へば、何舟ぞと被申候、本間九郎左衛門と答、有馬にての樣子一々次第新兵衛に咄被申候、有馬村北岡に鐵炮八百挺程にて戰申內に、殘る勢にて、島原の城を取可申相談の由、九郎左衛門、新兵衛に咄申候新兵衛被申候は爰元にて敵蹈潰し候ても、入替し餘の勢にて、島原を取られ候ては、專も無き事にて候間、歸候て城を固め、其後押蒐蹈潰し可申候由談合極、兵船にて不殘島原へ押返申候、

角藏三吉搦取島原へ被召寄候跡に、見分の爲に甲斐野半之助と申侍、小早の舟にて被參候、半之助被存には、有家村(〇本ノマヽ)濵川へ舟を着け、代官體島久太夫に相談仕、案內者を召連可申と存、有家村の庄屋源之丞濵川の乙名（長十歟十准之）善左衛門平作、此者を舟に乘せ、北有馬藏の下に舟を着候へば、百姓共餘多押寄、切支丹の宗旨取返し可申候由申候に付、漸舟を漕出し申處に、石煉を打蒐、其上鐵炮を打申候へば、半之助道具持に中り相果申候、庄屋源之丞も手を負申候、此舟も九郎左衛門同前に、新兵衛乘參候舟に着、新兵衛に樣子咄申候事、

林兵左衛門害し候て不移時刻、北有馬の權目藤室加兵衛并島原より瓦積に參候船頭水夫十五人害申候事、
賀津左之代官山田小右衛門、小濱村にて代官高橋武右衛門害し申候事、
新兵衛有馬村へ被參候義は、代官林兵左衛門を殺し申候由申來候に付、十月廿五日の暮六ツに、家老岡本新兵衛、同多我主水大將にて、侍不殘數船數大小十九艘にて、有家村立石の沖迄被參候處に、彼九郎左衛門に樣子聞き、同八ツ時分に被歸候、町には町奉行菅野加兵衛岸田七右衛門、町横目木村彌平次池田權之助、大手門脇別當杢左衛門所へ出町別當乙名共を寄せ、町を被固居候、然處に有馬村より何れも船を被乘戻候に付、船場に篝火を燒相待居候へば、船中よりは最早町中も敵に成候と、船を着け兼申を町奉行横目被申候は、町中替事無之由被申候へば、何れも舟を着揚り被申候、
右之通に城下之町人を心許なく被存候に付て、別當乙名相談にて老中迄申候は、今度の儀に御座候條、隨分御身方可申上候條、武道具御借し被成候樣にと申し候へ共、承引無之候、左樣に御座候ば、人質を上げ可申と申、妻子共城中へ傳々に上げ候てより、鐵炮長柄御貸し被成候、最早七ツには城中陣立と申觸られ候、
家老田中宗夫同田賀主水義は、十月廿六日の朝六ツ時分に、江東寺之南今村之橋際にて着到付けさせ勢を揃へ、夫より安德村へ宗夫內馬場七之丞を使として被遣候、安德之義は味方仕候哉、返事次第に押寄踏潰し可申と被申候、安德村庄屋太左衛門義は、深江村へ樣子見聞の爲參候由にて、太左衛門弟內藏介乙名忠兵衛を質に取參候、夫より岡本新兵衛城より罷出、宗夫義は歸城被致、城を持被申候へ、新兵衛替り候て可參由にて、深江野原へ押寄被申候、私親杢左衛門義は、宗夫兼々目をかけ、其上名付の親に候間、宗夫に被賴、宗夫悴田中藤左衛門に仕、深江の合戰に參候、安德村と深江村の境目より中木場村庄屋吉兵衛乙名市右衛門兩人を、深江村へ使に被遣味方申候や返事次第に蹈潰し可申由被申候へば、唯今一合戰可仕候間、急ぎ御出候樣にと申候、十月廿六日の九時分に、敵は深江村の廣はたと申所に罷出、

互に鬨の聲を揚げ鐵炮にて打合申候、敵は一度に鐵炮を打放申候、此方よりは半分打せ敵虜はたにて、鐵炮の藥つかひ仕候と相見へ候時分、半分の鐵炮を打掛け、鎗長刀太刀打に追散し、夫より深江村寺之北脇乙名半兵衞と申ものゝ家に、取込候を踏破り、以上敵八十五人討捕申候、味方には富岡彌左衞門鐵炮に中り相果申候、其外新藤甚兵衞鐵炮手を負ひ、翌日相果申候、鐵炮大將松田長右衞門父子竹村新右衞門中西甚五兵衞、是も鐵炮手を負申候、荻野馬之助下々には餘多手負死人御座候、敵は布津村さして敗軍致候、若侍衆被申候は此勢ひに押蒐、踏潰し可申候へども、新兵衞被申候は、而々召れ候者ども、或は敵の兄弟供に召連候へば、城の義も心許なく候、其上拙者義も此ごとくに右手を負申候間、明日の事にも可然と被申十月廿六日八ツ時分に引申され候、深江合戰の跡に、入江與右衞門新兵衞内林田清左衞門は、鐵炮十挺付殿り被申付候事、

深江村の合戰、布津堂崎有家此三ケ村之者聞付、早速駈付候へば、深江陣最早引被申候に付、つけ入に島原の城に押懸申候、安德村の百姓共、牛馬に荷を付け、子供を抱き、島原の城へ迯參候、最早江東寺櫻井寺には火を付申候由申之、私所に町奉行衆町横目衆原兵左衞門と申者罷居候、私父子何も櫻井寺の手前白土迄參候へども、敵大勢にて御座候に付て引申候、其內に城より新兵衞大將にて大手門溜りに押出し被申候、若侍衆爰彼所にて防ぎ可申と被申候へども、新兵衞申され候は、城內に火付餘多入候樣存候、城中を穿鑿致し、籠城の用意可然と申、押込被申候、最早大手の內にて火付を捕へ切捨、門を立候處に、大勢咄と押寄せ鉞なた長刀にて門を打破り申候、大手にて働候侍は、菅野加兵衞、木村彌平次、林治部左衞門、相良金左衞門、白石市郎右衞門、野村長左衞門、青木庄七、隈部四郎左衞門、其外は大手塀裏に餘多見へ申候へども、聢と覺無之御座候、親杢左衞門馬場七之丞は、門番部屋より鐵炮にて打申候、大手にて敵八十三人程打取申候、大方は鐵炮にて打殺し申候、味方には靑木庄七、鐵炮手少く負ひ申候、其夜の八ツ時分町燒拂ひ、先駈門脇に町家少く殘り申候、討殘され候敵、有家より侍衆乘歸られ候舟を

取、有家之様に罷歸候、翌日より塀裏に長筒を仕懸け、晝夜共に鐵炮を打居申候、

十月廿六日大手に押寄申候刻、鐵炮町に火を付け、樓門に大勢押寄せ戰ひ申候、樓門にて井熊助之丞と申者討死仕候、

十月廿七日の朝六ツに、豐後御目付衆様へ島原家老中より以使者被申上候事、

村々より其刻御城へ細工に參候鍛冶三十人餘居申候を吟味被致候へ候ば、在所より切支丹に立歸り可申と申狀抔越申候に付て、不殘廿七日に城中にて成敗被仕候、

同廿七日朝細川越中守殿より爲使者、道家七郎右衞門と申人參被申候、夜前は肥後より大火事の様に見え申候、併し鐵炮之音夥しく聞候に付、不思議に存じ勢を川尻に繰出し候へども、先見分に參り候にと被申候様間、罷越候由被申候、

三會村之百姓共、餘多味方可申由にて、城へ籠り申候處、いか様に存じ候や鐵炮長刀六十程取り、樓門の脇塀裏より逃げ敵方へ參り候、夫に付三會村之者吟味被致、二百人之餘城中に獄門に掛られ申候、三會村に居申す敵、十一月晦日迄は、千本木に罷居候、中木場の敵はかはらの平に籠居申候、十一月十日に三會村杉谷之藏に米御座候を、籠城の兵粮として取に遣し、米七百俵程城に籠被申候、其翌日は休み、十二日には田中宗夫世倅藤兵衞、家老脇金木善兵衞、金澤角右衞門、佐野惣左衞門、鐵炮大將松田半太夫、高畑次郎太夫、舟奉行高橋彌治右衞門、三浦十右衞門、入江千右衞門以上九人、足輕舟手の者、町人足都合四百人にて參り候、此人足ども明家に入亂り、財寶を望み色々不行義に罷成候處に、千本木かはらの平より敵共忍出てゝ、高畑次郎太夫、入江與右衞門、高橋彌治右衞門、船頭又助以上四人鐵砲にて打殺し申候、田中宗夫は我屋敷に罷在候が、此段承り駈出し申候、就夫田賀主水、北門持口之侍、何れも兩家老に打連れ、杉谷の道迄參り候、杉谷にて打殘され候衆敗軍仕候に打連れ、同前に被歸候、新兵衞は筋鐵門に居被申候、宗夫主水杉谷に參り候由承り、櫻門北門をゑびおろさせ被申候、宗夫主水共

外駈出し候衆迷惑いたし、新兵衛に申分被仕候、新兵衛被申候はいか様持口を明駈付申され候へば、其儘は引れ申間敷由被申候、何も三會に兵粮取に參候衆、首尾悪しき由申候、

千々石村にての事、山田守山野井愛津の代官、牧田長兵衛新甚左衛門兩人にて、四ケ村の百姓を召連れ、千々石村へ押懸け燒拂ひ申候、味方仕候者は、山田村のごとく引申候、敵方に逃申者は、追付々々打殺し被申候、殘者共敵方へにげ參候事、

島原一揆の義、十一月九日に江戸に相聞え、同十日の晩に松倉長門守殿、板倉內膳樣石谷十藏樣、江戸御發足被成、長門守殿は、十一月廿九日に島原へ御着被成候、

松倉右近殿、十一月十四日に御暇被下候て、極月朔日に島原へ御着被成候、

板倉內膳樣、石谷十藏樣は、肥後高瀨にて牧野傳藏殿、松平甚三郎殿、近國の家老中御寄合なされ、御來談にて御逗留遊ばされ、極月四日內膳樣十藏樣島原へ御着被成候事、

十一月廿九日之晩に、長門守殿被仰候は、千本木の敵ども、其儘召置候義不覺と被仰、晦日の朝踏潰し可被成由にて、人數付御座候處に、城內に殘る衆、合點不仕候に付、一日相延申候、其段敵承付申候や、千本木をあけ、居不申候、煙なども立不申候に付、近藤源右衛門、かはらの平には白石市郞右衛門、極月朔日夜忍び參見申候へば、居不申候付、火をかけ燒立罷歸申候、極月四日五日兩日には鍋島信濃守殿御內鍋島安藝殿先陣にて、中木場六本松より今村迄後陣續き申候、

極月六日松倉右近殿、雜兵千人にて、安德ほうしの瓦に一番陣、七日には深江にて二番陣、同八日に松倉長門守殿、內膳樣、十藏樣、何も御同前に有家村の御陣場、道すぢ敵の明家ども皆々燒拂ひ申候、極月六日に越中守殿傳藏殿甚三郎殿、肥後高瀨を御立被成肥後のうち宇土に御泊被成、翌日三壽三と申所に、二三日御逗留遊ばされし由申候、

同八日に有家村之陣取罷在候刻、天草の敵小船餘多乘、原之城へ罷越申候、

同九日には有家村を何れも御立被成辰刻にくひ越と申所にて、長門守殿使番天方又左衛門、白石市郎右衛門、敵方見分に被差遣候處に、一揆の內より老人一人落參候を捕へ、樣子相尋被申候へば、原の城に籠り、ひのゑみ城其外所々には一人も居不申候由申候、其段內膳樣十藏樣聞召被上、落人之義は島原へ被遣牢舍仕候事、

彼落人元來吉利支丹にて無御座候に付、凱陣之刻御扶被成、其上御褒美被下、有馬村にて百姓仕候、

同十日に原之城へ押寄せ、互に鬨の聲を合せ鐵炮にて打合申候、長門守殿陣には、時枝宇右衛門と申者、鐵炮に中り相果申候、下々には手負多く御座候、鍋島殿御陣所にも手負死人御座候由承り候、一日そこにて御陣場被成、十一日には銘々御陣場定り、東濱ばた松倉長門守殿同右近殿、夫より西大江の濱ばた迄、鍋島殿の御陣場にて御座候、

板倉內膳樣、石谷十藏樣御陣場は、鍋島殿長門守殿陣場の後にて御座候、

同十二日陣小屋の用意、竹束の用意にて互に鐵炮無油斷晝夜共に打申候、

追付立花右近殿、有馬玄蕃殿、原の城に御着被成陣場替り、東の濱端には立花飛驒殿父子、其次松倉長門守殿、同右近殿、其次に有馬玄蕃殿、其次大江の濱ばた迄、鍋島殿御陣場にて御座候、

十二月廿日に立花殿御一手にて、三の丸を御攻被成候へ共、城破れ不申、手負死人大分御座候て、四時分に御引被成候侍大將立花三太夫殿打死、松倉長門守殿侍奧田左京と申者駈付打死仕候、內の者餘多手負申候、

右同日に諫早豐前殿二丸を攻被申候へ共、破れ不申、死人手負多く御座候由申候、

餘の陣所よりは拵詰懸居申候、

廿一日より何も陣場能固め、竹束近く押寄せ、鐵炮嚴敷打懸け日を送り申候、

右の間方々よりの使者御座候、其內に有馬左衛門佐殿使者光井丹下、山尾五左衛門主從廿人程打死仕り

一兩人殘り申候、
正月朔日寅刻總掛り巳の刻に押寄せ候へども、城中より中々防ぎ鐵炮嚴敷打申候、有馬玄蕃殿懸り口出丸より横矢烈敷打申候に付て、玄蕃殿勢崩れ申候、其刻內膳樣御馬を駈出し被爲成處に、城よりの鐵炮にて討死被遊候、夫より戰は午未刻迄にて陣所々々に引退申候、
同二日より竹束裏より鐵炮を打ち日を送り申候、
同六日に松平伊豆守樣御父子、戶田左門樣御父子、細川越中守殿御父子、松平甚三郞殿、牧野傳藏殿、其後黑田右衞門佐殿、同甲斐守殿、同市正殿、寺澤兵庫頭殿、有馬左衞門佐殿御父子、水野日向守殿、此御衆有馬村御着被成候て、寄せ口の陣場替申候事、
陣場の事、東大手細川越中守殿、其次立花飛驒守殿、其次松倉長門守殿、同右近殿、其次有馬玄蕃殿、其次鍋島信濃守殿、其次寺澤兵庫頭殿、其次黑田右衞門佐殿、同甲斐守殿、同市正殿、其後の山つきに、小笠原右近殿、同信濃守殿、其次有馬左衞門佐殿、
細川越中守殿御陣の後、松平伊豆守樣御陣場、其次西に戶田左門樣、其次水野日向守殿、其近所に御目附衆御陣場有り、
右の如く陣場替り候以後、城中の敵ども、干殺しに可被成の由にて、竹把付柵を振、要害たゞしく被成候、城中は兵粮もきれ、東大手より磯物取に參りて歸申處御覽被成、越中守殿柵をあけ召置被成、落人參候はゞ生捕に可被成との事にて、御待被成處に、落人ども餘多參候を、とられ被成候內に、島原よりまきごめに被成候者ども是有に付て、城中の樣子こまぐ\御尋候へば、矢だねも盡き兵粮も無御座由申候、
二月廿日の晚に方々へ夜打に出申候事、
右夜打鍋島信濃守殿、井樓に忍び火を付申候へ共、子細無御座候、陣所々々にて餘多打留被成候、夜打の晚に、黑田監物殿父子共に打死の由申候、長門守殿陣所にても夜打之者十二人打留申候、其晚の陣に

西尾七郎兵衛と申者打死仕候、
廿一日の頃より、細川越中守殿、陣場より釣井樓を引上げ、三の丸の内見下し鐵炮を嚴敷打懸被成候に付、三の丸明け居不申候、
同廿七日の申刻に、鍋島殿手より出丸へ乘入火をかけ申樣に相見え申候に付て、何も追々に總乘に被成候、其日の暮合迄は、本丸計り落不申候處に、越中守、殿本丸に御乘被成候、其後何れも一度に御乘被成候、日も暮候に付、小屋共に火を掛け燒立て、其晩は本丸の外側に御陣被成候、其刻牧野傳藏殿御手を負被成候由承り候、松倉右近殿も手を負ひ申候、
廿八日の卯刻本丸乘破り、落城仕候、落人方々に御座候を、陣所々々にて成敗被成候、落人の内山田右衛門佐御扶け被成、松平伊豆守樣被召連、江戸へ參り候、松倉長門守殿より口津に召置れ候藏奉行三宅次郎右衛門と申者の世悴半三郎と申者兄弟三人、大原次郎兵衛世悴熊之助、此四人黑田右衛門佐殿被召連筑前へ參候、
正月中旬に、唐船二艘紅毛船二艘被召寄、城近く寄せ、紅毛に石火矢を打せ被成共、少の利も得不申候、結句城より阿蘭陀一人鐵炮にて打殺し候に付、長崎の樣に御歸し被成候、
御目付衆樣御越大方の覺、石谷十藏殿、榊原飛驒守殿、馬場三郎左衛門殿、林丹波守殿、松平甚三郎殿、牧野傳藏殿、中坊長兵衛殿、其外は不覺に御座候事、
有馬籠城の刻、島原の城本丸にて小笠原壹岐守殿、二の丸に久留島丹波守殿、上代被成候事、下曾根三十郎殿、野瀨四郎右衛門殿、島原の御仕置被成候事、
原之城落人の内、小濱村の庄屋三會村の金作有家村の甚吉、此三人は島原にて竹鋸引に被成候、此御にくみの故は、三會村にて佳を殺し、小濱にて代官武右衛門を殺し申候に付如此被成候、
二月五日　肥前島原有馬町別當

（此日付若前なし不審）　隠部李左衛門

右覺書と或正錄を并せ考へて、耶蘇實記と題して余が著しける物有り、其委しきことに至ては可閱之、

翁草　巻之四十六

○由井正雪の事

慶安年中の奸賊由井正雪【割註】大阪御陣より三十餘年島原一揆より十餘年後なり今安水に至り百二十餘年になる」が事蹟、其實記を捜求るに、未得之、世に流布する慶安太平記、望猿記の類は、皆後人の狂言にして、可翫味物に非ず、由井根元記(一名寸虫大望記)は、其頃駿城加番秋田安房守内山下彌惣右衛門が覺書、又松平伊豆守の臣鈴木理右衛門が錄し置たる兩筆を幷せて著する由、奥書有れば、先づ實記の樣なれ共、文法花有て而も不審多く、信じ難し、去れ共正錄を得る迄の間、姑く根元記に倚て、其大旨を書す、正雪は生國駿府紺屋の子なり、姓氏不詳、由井とは自稱なり、幼少より實業を疎み、武藝諸學を好み、同所手習の師に、高松半平と云ふ浪士、記錄を好て汎く是を翫ぶ正雪小賢しく師の傍にて是を試むと雖も、未だ幼稚なれば、文字の怪敷を患ふ、其の中に在る太閤記幷に楠の壁書などこそ平假名にて讀よければ、常に机邊に隱し置て讀けるが、太閤の卑賤より出て、洪業を開き、且つ正成の仁勇古今獨歩成る事を幼な心に美み初けるこそ恐しけれ、稍志學に近き頃、密に菊水の旗を染め、一卷の系を唐櫃に藏め、竊に淺間山の松が根に埋むと云々、而して其身は生國を去て武江に出で、兵學に身を委ね、素より才智絕倫なれば、頓て其名東武に溢れ、諸侯幷に御旗本の處士より師の禮を以て招かれ、凡是が門弟たる人、千を以て算ふ、正雪時を得たりとや思ひけん、或時悃弟四五人を集め申けるは、祖先正成昨夜夢裏に來て余に曰らく、爾が生所駿州淺間山の松が根にこそ去る驗有れ、相構へて夫を證として我系統たる事を忘るゝ事勿れと、正しく告を得たり、去れ共奇怪を人に語らんも流石我心にあらず、旁は日頃斷金の交有れば潛に告るなりと云ふ、是を聞者共、奇異の思ひを成し、此事爭で唯にや止なん、我輩

急ぎ彼地に越て、其證を見るべしとて、壯士四五人淺間に往て、そこ爰と尋求るに、果して古松の根より怪敷物を掘出し、改めみれば件の品出たり、各感涙して是を携へ東武に歸りて、正雪に渡せば、正雪も横手を拍て、扨は浮たる事にては無りけり、正しき告にて有けるよと、頻に落涙し、是を得て家寶とす、此事世に流布してより彌々正雪は楠の裔と世擧て是を信じけるにぞ、後に逆意の節も、諸人多く語らはれける、又一說には正雪東武徘徊しける時、楠不傳と云ふ兵學者有り、渠は楠家の裔にて、菊水の旗幷に正成の秘藏せし中脇指を相傳しけるを、正雪傳聞て、不傳に因を篤し、是に仕ふる事師父の如し、乍去上の御沙汰には、不傳より相續しけるに決定しけるとなり、又丸橋忠彌は、管鎗の妙手にて、門弟數多有り、其氣ざし尋常ならず、筋目も正敷故、方々より過分の高知を以て招るれ共承引せず、正雪渠が智勇有る事を聞及て、兼て是に交らん事を欲す、又弓師藤四郞と云者、丸橋とは殊に懇にて、丸橋が內證賄迄も致遣しける、奧村八郞右衞門と云ふ浪人も忠彌幷に藤四郞と親しく出會ひけるが、此奧村さる者にて正雪と知人に成ける故、奧村誘引して正雪忠彌に入魂被成けるなり、

私曰丸橋忠彌は、長曾我部盛親子と云ふ說有り、また吉田初右衞門は、明石掃部が子なりと、其外色々の異說を、辻講釋の者共抔が口に任せて詈るを、嘲る人有れ共、一概に非なりとも云ひ難し、尤其事を餝りて、文章に綴り、或は夥敷說述るは、古今の習ひなれば、其の十が一と知べし、中に一向の非說有るべければ、翫味して取捨すべし、按るに慶安の頃は、未だ御治世間も無れば、百六十年後の今の人心とは大に替ふべし、其頃は未だ大阪の餘類も究て有る筈の事なり、渠は誰子是は何某が家來抔云ん者、幾等も存命有べきなれば、徒黨は凡其類多からん、殊に京大阪の大將分にて、其器を撰て差向けたる者共は、最も各由緖も正敷、さる覺の者共成べし、今より見れは、正雪が逆謀有べき事とも思はれぬ故に、多分は虛談の樣なれ共、時代の相違を以て考れば有間敷にあらず、

由井丸橋屬因を重る儘に、互に大義の心を通じて、かれ是の問答を、根元配に書連れ共、斯る密談を誰が聞傳へて後世へ洩しけん、畢竟は外より推量て能程に書る事故に爰に略す、又金井半兵衛と云、浪人智勇逞しく、其上飽迄金銀を貯し者故、忠彌が吹擧にて正雪半兵衛參會し、如何說賺しけん、金井同心す、是等大將分五人の內なり、連判帳にも一國一城の主金井半兵衛と書りとかや、此金井が働にて、兵具の用意等も多く調しと云り、斯て由井丸橋密計に神身を凝す事已に三四年に至る、其間に忍び〱に語らひ入たる同盟の徒黨凡二千餘人、中にも正雪忠彌に劣る間敷器量の者、佐原十兵衛、長山兵右衛門など、是等は連判狀に、一國一城の主と記す、其外宗徒の者金井半兵衛、吉田初右衛門、平昧次郎右衛門、同七郎右衛門、櫻井喜兵衛、岡彌左衛門、岡村次左衛門、加藤市右衛門、熊谷三郎兵衛、櫻井彥兵衛、同伊右衛門、加藤長左衛門、小川六左衛門、齋藤九右衛門、土屋市右衛門、岩山六左衛門、同三七、栗山又左衛門、匂坂甚兵衛、原田五郎右衛門、渡邊半左衛門、松田右兵衛、河內八郎兵衛、柴田三郎兵衛、河島三左衛門、柴原七左衛門、同又左衛門、金田庄太夫、松田彌五七、曾根三郎兵衛、井上五郎右衛門、草下六左衛門、野田庄兵衛、栗屋三右衛門、平川治兵衛、幷に材木屋又兵衛、畫師彥兵衛に、其外は聞洩しつ、其中に畫師彥兵衛を加へし事は、正雪駿州久能の要害を察して、畫圖を此彥兵衛に畫せけるに、彥兵衛何となき物語の內に、總て繪の事我凡二十餘年の間心を碎き候に、稍筆法其片端を得たり、聖賢武將歌人各其備る相有り、卒爾ながら貴邊には究て大將の相おはします、若し見違候はゞ我一生の名折れ成べし、此言天晴違ひ候はじと云、正雪倩聞て、渠はさる者哉、誠に門出の能者なり、さらば語らんと思ひ、かの旗系圖を見せければ、扨こそ御覽候へと、天にも登る心地に歡びける、則徒黨の數に加り、正雪が潛に設る旗の紋等も、悉此彥兵衛に書せ、其旗の上に何れも淺間大菩薩と書りとかや、忠彌が母は此逆謀の事を、旦夕に歎き、小夜更る頃には、忠彌が夢を驚して、千度百度教訓すれ共、斯る大事をおもひ立程の忠彌なれば、慈母の異見も徒に、竟には母も鈴森の刑罰に骸を並べしは、忠彌が

八逆罪なるべし、又正雪が相借屋に、干物屋又助と云者有り、此者家業に入事有て、朝な〳〵正雪が扉を音づれ、其日々々の天氣を問に、正雪空を眺て先に答ふに遂に聊違ふ事無し、去ればこそ江戸にて逆意の綻たるを、其身駿府に在て未然に知ぬとぞ、

正雪平家物語の評を著す、逆意の後絕板仰付らる、全部二十四卷、文法餘書に勝たる物なり、世に流布する平家物語評判と題せる物は、他作なりと云り、

忠彌妻と物語の事、根元記に著したれ共、是も想像の說にてしるすに不及、實に忠彌が妻は畢竟の場にて、連判狀を燒しと有れば、甲斐々々敷女にや、

正雪潛に駿府へ赴き、先づ我志す城郭なれば淺間山に登り點檢して地理を量り、夫より城下足洗村百姓に半左衞門とて、名高き豪家の者有り、渠を賺さばやと彼許へ立越れば、半左衞門悅びて馳走す、其時正雪黃金一枚取出し、是は紀伊殿より拜領せり、御邊に可讓とて遣之、半左衞門大に欣受之、如何賺しけん共時半左衞門も一味に判す、渠が働を以て兵粮の手番ひ、其外用脚自由なりしと云、

浪人奧村八郎右衞門事、初正雪忠彌を引合せ、無二の友なれば、連判の第一座たるべき處に、是を除きたる子細は、一日此三人會して棋を圍む、正雪と奧村相對す、丸橋傍にて見物しけれが、謠によそへて正雪へ助言する事再應なり、奧村大に忿て、丸橋に向て刀を取る、正雪其儘中に入て是は盤上の戲なり、など左程忿り給ふぞ、今の手を用るにこそとて、頓て石を置直して奧村を勸め打けるに、始は由井が勝の樣成しが、終には正雪三目負に成ける故、奧村も心解て座與にして、其座は濟ぬれど、夫より奧村丸橋が間少く踈く成り、仍て連判に洩しとなり、斯る事共數々有て、正雪、丸橋事を危くおもひ、由なき者と與しける者哉と後悔しけるが、案く如く忠彌が方より大事は洩しなり、

正雪は、紀伊亞相君の御名を犯して、其徒を集るに渠が辯佞を信じて、是に屬する黨强大に及ける處に、大猷公御不例の御沙汰頻りなれば、其紛れに事を遂んと寄々徒黨を催す處に、慶安四年卯四月二十日薨

御有しかが、時至ぬとて、同二十五日夜深更に宗徒の惡黨集會して評定す、此會所由井が宅とも丸橋宅とも、又は道灌山とも云り、斯る集會は市亭は可憚事なれば、道灌山と云說可なるか、正雪采配を採て議之、先當地は丸橋忠彌を將とし、大阪は吉田初右衞門、金井半兵衞、京都は加藤市右衞門、熊谷三郎兵衞を首として、其徒是に從ひ、指揮を受くべし、此三所最も專要に候、唯火を掛て燒打に不如、丸橋には內通を以て二の丸焰硝藏に火をかけられよ、其騷動の紛に、葵御紋の印兼て支度し置々たる品を携へ、面々城內へ入込事第一、二ツには表立候大名屋敷へ投火致し、江戶一面の暗闇とし、水道の水上、其外堀々へも毒を流し込み、天下半分生死の境を究る事肝要なり、愚意此上を不存と述る、丸橋云、而して正雪には何方へ被向候やと、正雪云某は駿府久能を志し候、乍去小地にて前方より與力の面々を忍せ置べき所無く候へば、相圖を定め上方より騎馬鐵炮の卒差越さるべし、日限は追て諸方牒し合せ同日同刻たるべしと、其外の軍議鷄明に至て事畢、各退散すと云ゝ、是徒黨の者共後日に拷問白狀の趣如此と云り、

金井半兵衞、吉田初右衞門は、正雪が下知に隨ひ、其徒と共に忍び〳〵に大阪へ登り、吉田は同國有馬に着、金井は住吉は着、兩人城內の手筋を伺ふと雖も、就中當所城內の通路は、甚容易ならず、徒らに日數移る故に、斯ては徒黨の面々も、云ひ甲斐なく存ずべし、所詮兩人所を隔ては、評議も捗取らず、先づ吉田と一所に在て、急に事を議せんと、金井は住吉を立て有馬に赴く、加藤市右衞門、熊谷三郎兵衞も、同時に關東を立て、洛に來る、加藤は朱雀邊に居を定め、始の程は彼是を窺ふ樣に見えしが、名におふ都の遊廓島原は、朱雀に隣りて間近く、不圖其廓に通ひ初しより、日頃の有增は失果て、軍用金は是が爲につかひ捨て、唯日夜の酒宴に現心もなし、或夜熊谷も打交り揚屋に宴する折柄、熊谷加藤に云るは、關東より其後通路もなし、如何有やらんと云ふ、加藤は酒色に蕩されて、其返答もそこ〳〵なれば、熊谷も加藤を見限り、斯る者と議して爭で大義を成さんと思ひけるか、又は斯る御代を動かさん

は蟷螂が斧なりと始めて觀念しけるにや、加藤には兎角關東の事心許なし、ゞ先罷下り樣子を窺てこそ歸登らめと賺して、遂に行方なく失ぬ、後に白狀の者に、色々御尋有しかども知者なし、淵にや入けん山にや籠けん、其後は御沙汰も止けり、

正雪忠彌は、右の手分の後、其用意大方には調ふと雖も、日本一の大事なれど、闕たるは多く滿るは、百か一なり、さて京大阪の事奈何と、忠彌が腹心、の下人八藏と云者、下﨟ながら連判者なれば、渠を飛脚として差登す、手簡は焔硝を入て封すとかや、八藏馳て上方に登り、京大阪の首士に會して、大事を議して手簡を渡すに、熊谷が關東下向の事を聞て、日限を積て大に不審し、さ有る時は是非關東にて可遇事候に其義なし、是は究て逐電かと覺候へば、片時も早く馳歸て、此旨を正雪忠彌に可告と返翰を取て、夜を日に繼で立歸る處に、道中天龍川にて折節雷鳴頻に白雨篠を衝が如し、船を呼べども渡し守無し、八藏心せく儘、何條事や有らんと、繫げる船を解て、自ら棹さす處に、雷雨も止て、船頭河原表へ出て、八藏が擧動を見て、大に怒り船盜人よとて大勢立掛て八藏を投んとす、南無三寶一生懸命の揚なりと、樣々詑言し、辛うじて虎口を遁れ、無程して東武に歸て、兩士へ返翰をわたし、先以て熊谷三郎兵衞の逐電と相見へ候由、樣子を委敷語ければ、兩人大に駭き、正雪は忠彌に向ひ、早時至ぬるぞや、熊谷か注進せぬ先に、月とも成れ闇ともなれ、取掛らばやと存ずるなり、徒黨の面々へ、急ぎ廻文を出し、色々用意こそ專用なれと、犇々と手配りをぞ致しける、扨徒黨を集申けるは、多年の蟄懷、今此時期として丸橋の指揮を守り、十死一生の働を要とせらるべし、上方兩所へも此段牒合する處なり、某が開畢、兼て牒合る通り、某は七月廿二日駿府へ出發致すべし、諸士は丸橋殿を將とし、二十五日の夜を同道は由井三左衞門、熊谷六郎右衞門、粕野九郎右衞門、同十郎兵衞、同作右衞門、僧廓然、是等と倶に可越とぞ述たりける、此廓然は日蓮宗にて、宗旨の奧宗を究め、身延山の法燈を挑げて、一宗の長共可成器を以て、斯る徒に交りしこそ惜まゐれ、吉田初右衞門も元來增上寺の會下に螢雪の窓を求め、學

頭の聞えある僧なしが、如何成所爲にや、綸旨頂戴に登る折から、品川にて丸橋に會し、忽に三衣を脱て、其徒と成り、剩器量拔群故、黨中に於ても擧用らる、是は元來福僧の聞え有る上に、智勇有る事を、丸橋兼て能く知り、其金銀をも出させ、且宗徒の人數に加へんとて勸入しとなり、斯て正雪は、七月二十二日、東武を發するに、態と不目立樣に人數を先立て、神奈川宿迄出し置、自らは侍一人草履取計りを連れ、地步行の體にて夕方に江戸を越え、鈴森にて鈴蟲の鳴音を聞て「鈴蟲の誰に振らるゝ夕かな」と打吟じて、神奈川宿に至る、由井の人や渡候と尋させければ、待設けたる者共、皆對面してそこ爰より出來る、爰にて正雪は心裏に思ひ有る體にて、唯ならぬを粕谷九郎右衛門早く見咎て、其所以を問ふに、正雪云、江戸に一つの心掛り有り、哀れ忠彌を討て登らばやと窮ぬれども、折を不得して其事徒らなり、渠は大欲の者にて智淺し、金銀の爲に仕損ずべきは丸橋なりと悔みしが、果して大事は忠彌より洩けるなり、扨徒黨の輩段々爰に落合ひ花を餝たる如く、尋常に出立、凡五六千名の供廻りにて、其夜藤澤驛に宿し、翌二十三日筥根關所に駕籠を番所の前に寄て戸を開き、是は紀伊大納言殿家來由井正雪と申者にて候、病氣に付紀州へ罷下候、起居不自由に付致乘打候と相斷に、不及僉議御通り候へとて、無子細關所表相濟、同日駿府へ七時到着し、梅屋と申者の方に上下旅宿す、

東武には早手筈の日附近付ぬ、丸橋は晝夜寢食を忘れて事を調べるに付ては、兎角用脚手支へ心に任せざれば、又々此才覺に掛り、田代又左衛門と云ふ有徳成る浪人の許に往て、火急の要用を賴みけるに、田代當時不有合と答ふ、丸橋重て忠彌が眼違ひたるにや、且は御爲と存ずるなり、十兩に百石百兩に千石の返報を致さん、達て申には非ずと田代が耳へ口を寄て、何やらん咡ける、田代首を低て思惟し、追付金持參可致、運判の義其節たるべく候、是迄御愼の段、呉々深き御心慮に候とて或は恨或は賺し計つて忠彌を返しける、忠彌先づ安堵して御茶の水の我家へ歸る處に、留主に聲する者有り、誰ならんと見れば、弓師藤四郎が例の金催促なり、忠彌内へ入て、いつも申事ながら、百兩には八千兩の返報可申當

なりといへども、藤四郎中々承引せず、最早何地へか可漏有増を語り聞せんと渠に呼んとするを、女房制止之けれ共不用、是迄不審にこそおはすらめと、一々呼き聞せければ、藤四郎驚きながら得と様子を聞届け、忠彌へは一味と返答し、我家に歸て蚊屋の內にて足うちたゝき有けるが、むくと起て、天晴斯る不道人も有るものかな、能き末代の見懲成べしと袴を取出し、是を着る儘に駈出る、女房は此體を見て、狂氣成やと引留るを振はなし、一さんに、町奉行石谷將監の役所へ駈行ば、早先立て訴人や有けん、政所には挑燈星の如し、

田代又左衛門は、忠彌を欺き返して、直に御老中へ駈込み、丸橋が耳相談の趣一々に注進す、仍て諸向俄に騷動し、老臣より早々上聞を被經し上、夫々役々へ命令有り、弓師藤四郎は奉行所へ走付て、是を注進す、石谷將監早速藤四郎へ直に尋問せられ、先立て注進の者有りと雖も、神妙の訴人、共段言上に可及とて、帳面に留置る、其後林理右衛門と申者も、訴人の內なり、松平伊豆守へも、同時に訴人あり、是は奥村八郎右衛門兄弟、奥村權兵衛、同四郎右衛門は、伊豆守家來成る故、其緣によつて八郎右衛門より相訴ふ、尤も權兵衛四郎右衛門も、一統に注進す、右注進の趣、正雪は駿府に在由なれば、即時に駒井右京進へ討手を被仰付、殿中より早乘物にて發出、自分の人數は、追々支度して跡より追付く、扨丸橋は大切の囚人故に、其夜石谷將監與力同心を召連れ、自身に相向ふ、丸橋が家の四方を固め、火事と呼るを相圖に踏込べしと牒し合せて、將監は左隣に控らる、如此手配して後、合壁を敲き、火事よ水よと聲れば、忠彌が寢耳に入て女房を起し、單帶をして刀をも取敢ず走り出んとす、次に寢たりし八藏俱に飛起て、表の戶を明ると否、一番駒込彌右衛門飛込て、忠彌に組む、忠彌あはやと思ひ、丸橋に手向ふ者は、けなげ者と彌右衛門をかい抓み、一二間投出す、二番手三番手透間なく落合々々、竟に繩を掛る、其隙に女房は甲斐々々しく連判帳を取出し、燈に付して灰燼と成す、捕手は忠彌八藏を搦て、猶奥に人在と駈入るを、女房立向ひ、騷ぎたまふ程の事も無く、老たる母と我のみに候と、髮かき撫て

衣紋を直し、尋常に繩を請る、女ながら靜まりたる勇氣、天晴忠彌には勝りたりと人々稱嘆之、石谷は丸橋が一類を洩さず搦取る氣色ばうて歸ける又徒黨の內柴田三郎兵衞は、其翌日髮結の噺を聞けば、夜前弓町に捕物有て、丸橋忠彌といふ浪人捕れたる由聞くと其儘逐電す御詮義有けれども行衞不知となり、正雪は駿府に於て、七月二十五日の早旦に、東方の空を良久しく眺居けるに、粕野作右衞門傍に有て、向の黑雲は風か雨か、又は其儘に散候はんや、何となく唯ならぬ氣色に候と問ふに、其答はせず內に入る、折節水仕女の釜より飯をうつし上るを見て、正雪横手を礑と打ち、東武に於て、大事に發覺す、恨むらくは丸橋が所爲ならん、今にも東武の討手來るらん、運の盡る所は、過去世の因緣無量なり、此上は尋常に自害の用意肝要なりと、かすがいを餘多調、居間に一々行渡し、是に細引を結付て、竪横に曳く、譬は碁盤の目の如し、其後正雪湯を浴み髮を剃り身に香を留め、連判帳其外書物書翰類を集めて悉く燒き捨て、偏に自害を期したりける、扨東武より駒井右京進、夜を日に繼で、二十五日晝八時駿府へ着せられ、御城代大久保玄蕃頭に會して、件の旨趣を被述、玄蕃頭則町奉行落合小平太に達して、往來の旅人を止め、與力同心を以て旅籠町の跡先を堅め、旅人の風體を改る、駿府町人共は、右京進の早乘物の體、其上右の改を見て、是は定て切支丹宗門の者、當所に在よし訴人有りて如此や、何にもせよ唯事ならずと府內大に噪動す、旅籠屋町の亭主共は、皆町奉行所へ呼れ、不殘口上書を上る、其中に梅屋が書付こそ正敷癖者なれ、上下十人內法師の樣成者有り、亦四方髮も有之、何れも詞の品傍輩には疎く、又道連とも不見と書上る、右京進東武より持參ありし正雪が人相を合せ被尋處に、彌々是に決し、さらば取卷せとて西北の方は加番秋田安房守人數、東南は大久保落合、其下の與力同心を以て取圍み、其後駒井右京進より使者を以て梅屋が座敷へ云入られけるは、今度江戶に於て人を討ち立退候者此所に落止り居申候條、一々詮義を遂候、其者に手創有之候、若左樣の心當無之や及吟味度と申遣はさる　正雪聞之、粕野作右衞門を以て答けるは、手前に於て曾て左樣の覺無之者に候、某儀は紀伊大納言殿家來

にて今般紀州へ罷下り候が、病氣に付對面不致候、胡論に思召候はゞ座敷へ御入有て御見屆有べしとの返答なり、右京進押返て、所勞の段承り候、左候はゞ旅宿の式臺迄杖にて成共御出で可遂對面候、天下の御名代として國の政道を執行ふ一人にて候と重て申遣はさる、此往反の間に、夜はほの〴〵と明ぬ、大久保氏は究て荒武者の聞え有る人なるか右京進の應對手ぬるく思ひ、某直に罷越て、其者に對面可致と被申、右京進兎も角もとの挨拶なり、仍て玄蕃椛屋が方へ被參、當地御城代大久保玄蕃頭、直談の爲に是へ罷越畢、夫へ推參可申哉、是へ可被罷出や承度と被申入、正雪聞之、扨は使の分にては無ぞいでさらば對面せんと、練の桃色の裏付たる袷帷子に、菊水の紋所をふせ縫にして、唐綾の丸ぐけの帶をゆるく結び、杖にて路次下駄を履き左右に爽成る七八人召連れ、坊主に刀を持せ、坪の內の戸を開かせ、靜に座に附て、昨夜より樣々被仰越候趣、返々其の沙汰無之者共に候、一々御改候へとて面々肌を脱だり、玄蕃頭云、さ候はゞ町奉行落合小平次方迄御越候て、右の段御申斷り候へ、若同心無之候へば無力事、乍去翅を以て天を翔り水搔を以て大海を渡され候共、是より外道は思も不寄と、言葉を放て被申、正雪打笑ひ、然らば追付參候べし、乘物の通り候はん程、門を開かせ御待候へと云て、其儘內へ入る、其樣自然と威有りて人に勝れたる器量を得たり、さしもの玄蕃頭も少し後れてぞ見えし、

正雪座敷に立歸り由井三右衞門、熊谷六郎左衞門、糟谷九郎右衞門、同吉兵衞、同淸兵衞、同淸右衞門、僧廓然其外下人迄車座に並で最後の酒宴を始む、其中にて一通の書捨を認む、是を硯の蓋に差置き、扨某が介錯は廓然に賴むなり、各には是を手本に跡より追付れよと押肌脫ぎ短刀を腹へ突立引廻し聲をかくれば、廓然透さず首をうつ、殘る者共追々に自滅の音洩聞えて、すは搦捕れとて、四方より踏込けれども、戸口々々には跡付樣の道具を積上げ、其上千筋の繩を張たれば、急に入事を不得、刀を拔て切拂ひ〳〵して亂入る、其間に徒黨の者共は、心靜に自殺しけるが、廓然は介錯に時移りけるや、または後れしにや、敢なく搦とらる、其外一人當座の死を遁れ、永く拷問の苦患に逢り、扨人々亂入して隈なく捜せ共、

心掛の物は不殘燒捨ぬ、唯一通の書捨のみなり、玄蕃頭をはじめ、各立會披見の上、江府へ差上、自害の首は與力同心に預り、先づ生捕の者を拷問せらるゝに、廓然は一言に不及、眼閉て居けるが小者が白狀にて、足洗村半左衞門も召捕れ、半左衞門を責らるれば、是も無敢落て色々騷動に及けり、

正雪書捨之文言

今度讒奸有之私儀叛逆の樣に被入聞候段、尤斯可有儀奉存候、併私體四代天下……可叶義無之候、然共天下の制法無博上下困窮仕事、心有者誰か不悲哉、然に松平能登守殿、雖爲諫被遁世却て狂人に執成忠義志空敷罷成事は、天下の大成歟、上樣御爲不宜儀奉存候、私義不肖に御座候へ共、天下困窮……讃岐守等爲令遠流謀叛と僞人數を暫……其上にては如何樣にも罷成可申と相謀候得共、不肖の身徒に成行申候、紀伊大納言樣の御名を借り不申候得ば、人數語らひ難成候故、仍御扶持を蒙る者と申候、私儀誰人よりも扶持申請る者に無之候、此外無他御座候、申達度事數多御座候得共、時急故早々申殘候、

慶安四年辛卯七月二十六日

右は根元記に有りと雖も誤字多し、理義不分の所は……略す、可追校

半左衞門訴けるは攝州有馬金井半兵衞、吉田初右衞門と申者、大阪御城を窺ひ罷在候由申に仍り頓て捕手を差登せらる、捕手攝州に到着して案內者を以て吉田が隱家へ踏込み、初右衞門に小者權助を捉へ金井を尋れ共行方不知、吉田と小者計を牢を組て、是を乘せ、駿府へ指下す、金井事は吉田を拷問せば可知と各申合れける處に、大阪天王寺に自滅の者有由、飛脚到來す、則小者權助手錠を懸て天王寺へ遣し見せらるゝ處に、金井に相違なし、仍て首を鹽詰にして江府へ送り品川に梟首せらる、此金井は中にも五人の大將分故、其科重しとかや、次に吉田を拷問に懸るに、度々に及び白狀しけるは、京都朱雀に、加藤市右衞門、熊谷三郎兵衞と申者、二條御城を心懸罷在候由申之に付、時刻を移さず討手を被向、加藤も先立

て事露顯を聞ければ、立退んとしけれ共、所支配の者共怪て付纒ひ候故、無是非日數を經る間に、駿府の討手馳上つて安々と搦取り、直に東武へ被引、拷問の節熊谷事様々問れけれども、元來逐電の者なれば竟に不尋得、其餘の事を猶も加藤に問るれ共默して不答、是故に市右衞門子供兩人を加藤が眼前にて、樣々憂目見せて苦しくば親に詑言すべし、可申事を包故なりと、又責ければ、加藤も流石恩愛に引れ、白狀の趣、七月二十六日夜久能を可乘取手筈を定め、大將分佐原十兵衞、長山庄左衞門と申者共は、五人の指折に候旨申上る、折節久能山御門番榊原越中守、在江戸成しが、此白狀に仍り時節は遙に違へども、此砌の事なればとて、御暇下され、急に久能へ被歸、則越中守指圖にて柵を振り其外の手配有り、猶無人にては如何と、老中評定の上、戸田藤五郎を、被遣尤も駒井右京を秋田安房守（奥州三春城主五萬石）へ合力の事、御下知有に仍り、安房守家來荒木金右衞門、松井彥兵衞、荒木武兵衞、五十川文左衞門、植田次郎右衞門、奧村太郎兵衞、馬場喜左衞門、龍田藤右衞門、靑木七左衞門、高野淸右衞門を首として、侍足輕等餘多添ひ久能へ遣す、其様子に寄り安房守も出馬の積なり、然共寄來敵も無く其沙汰止しとかや【割註】吉田初右衞門が小者權介は當座雇の者にて非徒黨申譯相立追て御免なり」

又半右衞門白狀に、七月二十八日夜鐵炮五十挺、騎馬二十騎計にて駿府へ押來候筈申合有り、大將は平味次郎右衞門、柴田又左衞門、同七郎右衞門、各智勇有る者共に候と申上る、因茲各兵具を帶び、弓鐵炮の備立等有しかば、町中又々騷動し、盜財雜具を取除き、老若男女逃惑ひ敗亡大方ならざる故、町奉行落合小平太より制止すと雖も、崩れ立たる者共なれば、耳にも不入、悉く落失せて町中は寂々として人もなし、其虛を窺て盜賊亂入して、資財を奪ふ由聞えしかば、與力同心を以て被制之、斯りけれ共其沙汰のみにて寄來る敵もなく、徒ら事にぞ成ける、七月二十七日には、何事やらん、駒井右京進早駕にて東武へ下向せらるゝ故、又珍事出來せるやと上下安き心なく、箱根關所も、四五日は往來を停止せられ、萬人の煩ひ幾ぞや、其節小田原城主稻葉美濃守、自身箱根に詰て武具を枕として明されける、駿府

の騒動大方ならざるに仍り、駿府に於て拷問の義は暫く可相止旨御沙汰有て、足洗村半右衛門も江都へ送られける、

丸橋忠彌は、於東都嚴しく拷問に逢ふと雖も、一句の白狀に不及、松平伊豆守自ら糺明して理害を諭さるゝに、忠彌云、不肖に候へども某も武士の數にて候、何程被責と申共、迚も白狀被致や、伊豆守殿程の人が侍に對し、物の問ひ樣御存無き樣に存候、此度の企において、所詮纔の人語らひて、事を可成候はんや、日本に溢るゝ大望に誰を指し、何を指て、白狀可致や徒黨の面々は天よりも不降地よりも不沸、御裳濯川の流を汲み、源平藤橘士農工商と分れども、元同姓同侍の人間なり、豈自佗の差別有んやと答しかば、伊豆守も言なく獄屋へ歸されけるとぞ、

此時忠彌拷問の苦患に堪兼るを見て、錫天目に水を入れ、伊豆守手づから與へらる、忠彌拜謝して請之と根元記に在り不知實否、

徒黨の內、加藤長左衛門、小川兵左衛門は、日比入魂成しが密に申合けるにや、兩人一所に奉行所へ被出、某等は逆意の數に入たる者どもに候、一つには共科を悔ゐ、二つには逆罪難遁を覺悟仕自訴罷出候、疾く首を被刎候樣にと申す、石谷將監聽之先づ大小を取り繩を掛け、神妙成る訴へ何樣可申宥旨稱美有ければ、是を聞傳て將監の詞の端を賴にして自ら訴出者共には、齋藤九右衛門、土屋市郎兵衛、岩上六左衛門、栗山又左衛門、匂坂甚兵衛、福島傳兵衛、原田五郎右衛門、渡邊半左衛門、內山八郎兵衛、繪師彥兵衛等なり、また麻布土取場にて、以上十一人自害の者有之由注進す、則生捕の內八藏を牢より引出し、檢使に副て差遣はし、一々見せられけるに、何も連判の者なり、川島三左衛門、柴原七兵衛、同又左衛門、金田庄太夫、松田彌五七、曾根三郎兵衛、井上五郎兵衛、草下六左衛門、野田庄兵衛、粟屋三右衛門、平川淸兵衛なり、各名を書留印を付け穢多に被預、寔に無下の次第なり、其中に正俊と書る辭世に、

三十五歳彌長　　　　　　如何千歳松邊遊

按るに此句松田彌五七が名を含めり、正俊は實名成べし、其外誰とも名はなくて、

曉の鐘より先に消る身の露よりも猶哀とや見め

七月二十八日暮方駿府旅籠屋町に怪敷者を留たるよし訴ふ、則與力を以て今窺に不分明故に、また駿府中騒動に及んとせしが、其夜四時分に實事知て各安堵をなしぬ、右旅人三人は、久保寺小左衛門、油原八左衛門、谷庄兵衛とて、正雪を能知たる者故に、同吟味の爲に、江府より被遣しとぞ、

駿府阿部川河原にて、由井正雪、同三左衛門、熊谷三郎左衛門、佐原十兵衛、長山兵左衛門【割註】此兩人は五人の大將分の中なれば磔罪たるべきに梟首に被處は是も自殺しけるか」粕野九郎右衛門、同吉兵衛、同作左衛門等梟首せらる、其時の落書、

阿部川に六道錢も持されは首計りにてかち渡する

正雪は元か紺屋て有けれはこくもん振か見事なりけり

又正雪が辭世とて

秋はたゞ馴し世にさへ物うきに何國留りの門出なるらん

彌打續靜なりければ、榊原越中守駒井右京進も東武へ下向せらる、（前條に右京進を早駕にて東武へ下向とあり奈何）

八月二日於評定所、左の通に仰渡、加藤長左衛門、齋藤九郎右衛門を、京極主膳正へ御預、小川六左衛門を三浦志摩守へ、金丸權左衛門、岩切兵左衛門を土屋民部へ、畫師彥兵衛を堀大學へ御預なり、同日松田忠兵衛、佐藤善右衛門、栗山又左衛門、土屋三郎兵衛、福島傳兵衛、金井庄兵衛、名倉太兵衛、同傳右衛門、安藤五右衛門、原田五郎右衛門、此者共は最前御詮義の上申譯相立徒黨の者に非ずとて御赦免を蒙る、同十日於江都鈴森嚴刑を被行、丸橋忠彌は人品骨柄群を出で、實もさる見と見えたり、行年四

十歳餘、四方髮にて大小は朱鞘を好めり、刑日に至り、衣類の義好を願ひ、隨分爽に美を盡して出立ける、頃日嚴敷責を受ると雖もさせる疵もなく、勞倦の色も見えず、莞爾として眞先に引渡さる、續て岡彌右衞門、同權十郎、平味次郎右衞門、加藤市右衞門、同龜之介、同辰之介、岡野彌兵衞、同三七、材木屋又五郎、岡村治左衞門、櫻井彥兵衞、父三太夫、同伊右衞門、忠彌母、同妻、彌五兵衞母、淸兵衞母、彥兵衞母、（其外闕）以上二十六人磔罪なり、中にも忠彌妻は、母に十念を勸め、尋常に最期を遂たる由、權十郎が兄武兵衞、同弟吉十郎、彌五兵衞養子大藏與三左衞門下人八藏七人は斬罪なり、其外四十餘人、追日被刑、忠彌は品川にて、馬より抱下され、直に役人へ一禮を述ぶ、其後は物を不言しが、辭世と覺くして、雲水の行衞と云出る言葉の下より血烟を立て見えければ、見物もあはやと無下成る事に云合へり、流石の忠彌なれ共、數日の拷問に身神疲れしにや、唯一鎗に息絶けるとぞ、其後雲水の跡を色々綴りて云ひわたりけれ共皆僞なり、

　雲水の行衞も西の空なれは賴むかひある道しるへせよ
　雲水の行衞ともなき此身をは何に寄らまし南無阿彌陀佛

また落書も取々多かりき、

　丸橋をかけし品川なりければ安房上總迄云渡るかな

八月十四日訴人の面々國の騷動を止るのみか、厚く恩賞を蒙る、松平伊豆守へ御加增五千石下され、家來奥村權兵衞に五百石白銀十枚時服を被下、奥村八郎右衞門五百石、同四郎右衞門五百石、田代又左衞門五百石、林理右衞門五百石、右四人は召出され、石谷將監組に仰付らる、弓師藤四郎白銀百枚米百五十俵下置れ、内五十俵は永代被下由なり、駒込彌右衞門も召出さるゝ御沙汰成しが、病氣故御延引の內に、彌右衞門病死に仍り無其儀、矢場榮的と云へる町人、渠も訴人の內故、則住所本鄕にて屋敷拜領しける、同頃御中間頭吉岡源右衞門父子三人、佐渡へ流罪に被行、科の子細は知ざれ共同類と云とも遠か

らぬ類と沙汰せり、
今度の噪動其根元は皆正雪が謀計を以て、奥深く徒黨の者に申聞すと雖も、右に付大名以下歴々の面々に疑しき筋も一圓聞えず、唯紀州の御事のみ人口に在り、既に正雪が書捨にも亞相公の御名を顯す處不審なりと老臣の評議なり、松平伊豆守云、我等事年老露命旦夕に在り、天草已來捗々敷御奉公も無之、老後の思出に某紀伊公へ參り、御直談を遂げ試んと有ければ、各最と被諾、仍て豆州は紀伊の屋敷へ越し、其段申入られけるに、早速御對面有て、唯平生の通なり、豆州云、今般由井正雪事、數度御名を顯し候と雖も正說とも不存、然るに最後自筆の書捨に是を殘し置候、幼君を守護し奉候へば、萬端無心許奉存候處、稍世も靜に罷成候と相述られ、書付を入御覽、近う推參し、すはと云ばの兆あらはれしにや、紀州侯是を二三遍見給ひ、斯る目出度左右や有る、天下長久成るべし伊豆守と宣ふ、豆州は唯あつと計り被答、其後御盃出て、豆州へ賜ふ豆州頂戴して盃事相濟み退出せらる、右の御一言にて、賴宣卿の御胸中を測知るゝ、豆州の英智唯ならずこそ、

一說に此御使伊豆守には非ず酒井讃岐守(法名空印)なりと可重按、

落穗集云、問云、慶安年中、由井正雪と申す逆賊有之由、奈何、答云其儀は、大猷院殿御他界の砌の事に候、我等幼年の時にて、慥とは覺不申候、正雪事は同類と示合、其身は駿府へ上り、府中梅屋とやらん申所に罷在、種々の惡意を企居たる內に、當地に訴人有之、悉致露顯、駿府へ駒井右京進を被遣、彼地御城代大久保玄蕃允、町奉行落合小平次抔評議して、正雪を捉んと欲るに、正雪幷同類不殘旅宿に於て自殺す、御當地にては丸橋忠彌と申浪人召捕れ、其餘の同類大勢捉られ、數日御僉議の上、品川表に於て從類迄其輕重に隨ひ、磔罪斬罪に仰付らる、右科人ども引渡されけるを、某も井伊の屋敷に於て見物致せしが、丸橋忠彌は鼻馬にて、其跡段々續き、妻子等も引渡さる、嬰兒は切繩を首に掛させ、手には人形風車抔を持せ、穢多是を抱て、母親の乘候馬の傍に引副て參候、其節迄は、櫻田御門外、唯今馬溜

り被成候所に、上杉の向屋敷と申て有之、其門前迄丸橋が先幟參りつるに、跡の幟は未だ麹町上橋邊に相見え申す、前代未聞の事と諸見物も申ける、

問云、正雪は後に楠と名乘、先祖正成傳來の兵法の由門人を集め世上廣く知れたる其俗姓いか成者ぞ、

答云、楠末裔と申すは虛事にて駿州由井驛紺屋の産に無紛、幼稚の時、其親同國淸見寺へ遣はし出家にせんとするに、釋門を嫌ひ遁出て江府に徘徊し、牛込邊に在て、次第に富裕の身と成る、浪人にて罷在處に、下町邊に楠正成嫡流の由を申令家書抔を所持する年老たる浪士有（楠不傳と號）正雪傳へ聞て緣を求め、是に因り朝夕の賄迄營み遣はしける程に、彌々親しく成り、遂に父子の約を成して、近所へも披露し、其後彼老人歿しければ、其喪を勤て、夫より楠正雪と名乘、家流と號して書を編み、門弟廣く歷々の知音も多成候とや、生得才學有る故に、人是に懷くといへども、元正理より出たる事にあらざるに仍り、大逆無道の企に墮ち、其身は不及申餘多の人を損ひ亡し、逆賊の名を得たるなり、右御刑相濟て以後、御當地焰硝の置場御吟味有り、且つ駿州久能御宮附として、榊原越中守に與力同心御預け被差置なり、

翁草　巻之四十七

○武家時代分限帳

世に流布する處の世々の分限帳、其實否を不知と雖も左に錄す、右大將家の時代は、武家國初なれば、當世と大に換りて見ゆるもさに有なん、尊氏公に至ては最早國々に累代の大名多し、所謂筑紫に小貳大友宗像島津等、四國に河野一族、中國の赤松、東北國には夫々名高き豪家有り、然るに爰に記す處、僅に其の十が一にして、而も分限最も微なり、是は足利家草業の時、華族幷に幕下に屬する他家の輩を封ずるの高歟、何れも難信と雖も、本書の儘載之、秀吉公の時代に於ても、姓名の違ひ漏脫等不少、他日之を正すべし、

鎌倉右大將家の時

四萬五千町	(相州甲州豆州の內)	北條四郎時政
三萬町	(武州上總の內)	畠山庄司重忠
一萬七千町	(相州武州豆州の內)	和田小太郎義盛
四萬町	江州の內	佐々木四郎高綱
一萬町	上野の內	梶原平三景時
七千町	相州の內	梶原源太景季
三千町	野州の內	梶原平次景高
七千町	武州の內	熊谷次郎直實
三千八百町	同	平山武者所季重

一萬町	同	三浦大助義澄
一萬町	相州の內	足立與市安房
三萬町	武州の內	成田五郎房本
五萬町	甲州の內	武田太郎信義
一萬町	豆州の內	金子一郎近則
一萬五千町	駿州の內	舟越三十郎忠平
一萬三千町	下野の內	宇都宮彌三郎友綱
一萬八千町	(下野下總の內)	結城七郎友光
一萬町	下野の內	堀彌太郎正義
一萬七千町	下總の內	千葉助常胤
一萬町	同	小山小四郎幸義
一萬町	同	相馬次郎依胤
一萬五千町	同	猿島兵衛幸重
一萬八千町	上總の內	里川彌次郎次綱
三萬五千町	常州の內	竹下孫左衛門義正
三萬八千町	上總の內	片山三郎盛高
一萬五千町	常州の內	佐竹太郎盛直
一萬町	豆州の內	田代冠者信綱
一萬町	同	村上判官代安國
一萬町	上野の內	行方次郎秀房

一萬五千町　同　茨木彌五郎義久
二萬三千町　房州の內　東城五郎高秀
一萬五千町　安濟兵衞道定
一萬八千町　朝比奈民部是道
一萬八千町　山城の內　逸見三郎
一萬五千町　大和の內　小笠原將監賴光
一萬町　同　南部佐源次賴助
一萬町　同　下山彌太郎久茂
一萬三千町　河內の內　石堂次郎直正
一萬五千町　信州の內　內藤次郎秀長
一萬八千町　同　齋藤彌次郎重道
一萬八千町　井上三郎義盛
一萬町　遠州の內　濱原太郎有本
三萬町　同　豐田彌次郎重氏
一萬五千町　伊賀の內　加藤彌太郎遠光
一萬五千町　皆川小源太秀重
一萬町　伊勢の內　藤堂民部高光
一萬千町　美濃の內　五十嵐小豊次助政
一萬八千町　同　立井藤次久秀
一萬八千町　下野の內　那須與市宗高

一萬町　　　　太田原判官義重
一萬町　下野の内　簗田三郎秀忠
七千町　豆州の内　曾我太郎祐信
五千三町　武州の内　土屋兵衞高本
三千町　相州の内　本間彌太郎信高
五千町　　　　足助義本
七千町　武州の内　川越太郎重房
三千五百町　　　　木村源三義秀
千町　相州の内　堀太郎經高
千町　同　堀佐助經次
三千町　武州の内　岡部六彌太忠澄
三千町　同　猪俣小平六朝次
三千町　同　槇見兵内氏助
三千町　同　玉井四郎助高
二萬五千町　同　江戸民部賴森
五千町　同（畠山重忠稱從弟）　秩父六郎重泰
三千町　甲州の内　一條次郎槇義
五千百町　甲州　板垣四郎高房
三千八百町　　　　佐久間宗次郎元安
千八百町　　　　和田小太郎義次

二千町	武州の內（重忠長男）	畠山太郎重氏
千町	（同直實長男）	熊谷小次郎直家
千町	（同武田五郎息男）	成田小兵衛房次
三千町	豆州の內	眞田與市近房
五千町	同	秋田彌源次高元
五千町	同	木下庄衛門尉勝茂
三萬町	同	金子十郎家忠
五千町	（武州豆州の內）	河原小太郎盛賴
三千町	同	河原次郎盛重
一萬五千町	豆州の內	土肥次郎實平
三千五百町	同	後藤兵衛眞基
三千町	同	相生小太郎賴高
千町	同	後藤新次直次
一萬町	駿州の內	新開四郎忠政
七千町	同	村越宮內重基
七千町	下野の內	長沼五郎宗正
七千町	同	木村兵內左衛門重房
七千町	下總の內	小原小次郎秀次
六千町	上總の內	丹波久內久盛
五千町	同	玉村太郎祐氏

五千町	豆州の內	佐原十郎義連
三千町	武州の內	澁谷藤太直重
千町	同	榛谷四郎友正
千町	同	稻毛三郎高光
五千町	和州の內	土肥彌太郎遠平
五千町	豆州の內	新田四郎忠綱
三千町	駿州の內	高橋彌次郎之元
五千町	上野の內	長北三郎師光
五千町	同	長南次郎光重
七千町	同	金岡小次郎重高
七千町	同	小寺左源太高光
三千五百町	同	山田藤內氏基
五千町	同	片岡三郎正久
三千町	同	山田宮內左衞門重方
八千町	同	依田彌次郎・幸安
三千五百町	同	眞壁與市是久
三千町	房州の內	金丸判官代基茂
七千町	河內の內	山名右馬允氏政
五千五百町	同	近藤三郎是義
七千町	信州の內	黑田小四郎友高

八千町　同　村上次郎是重
三千町　遠州の內　石山又太郎安意
四千町　同　白河兵衛景重
三千町　伊賀の內　佐久間庄司惟義
三千町　西越三郎經眞
五千町　今川十郎元光
七千町　杉浦兵衛惟道
八千町　八谷冠者高賴
七千町　山本次郎兼光
七千町　足利庄司次光
三千町　堀九郎近忠
七千町　大橋源內義政
千町　山門兵衛泰助
一萬町　岡崎四郎義實

右領高一萬町は當時の十萬石なり、下倣之云々、
已三百廿〇三カ五人

愚按姓名にも誤多く見え、中にも後人の不知姓名多し、平家追討の人數に洩たる輩は、其剛臆ともに後世に匿るゝ所以也、且つ領國をみれば凡そ關東幷畿內の國々計りにて、南西北國は一圓に不記は奈何、また一萬町十萬石の割不審、爰に記す町數百廿三萬五千町餘見えたり、右の格を以てすれば千二百三十五萬石なり、中々關東畿內計りにて此の石數有べからず、定て國名の書違ひ歟石割の違ひ成る

べし、可追考、

尊氏公時代

三千貫（八幡太郎義家九代號寂光寺） 吉良左京太夫 滿義
二千貫 （長男） 同 上總三郎 滿貞
五千貫 右同 石堂中務大輔 賴房
三千貫 同 左馬頭 直□
三千貫（同十代號斯波法名道朝引付頭人） 尾張修理太夫 高經
千貫 （子息） 同 民部少輔 氏經
二千貫 （同） 同 左近將監 氏賴
三千貫 引付頭人 細川刑部大輔 賴春
二千貫（細川八郎次郎賴貞男） 同 兵部大輔 顯氏
九千貫 （賴春甥） 同 相模守 淸氏
五千貫 畠山宮內少輔 國賴
三千貫 畠山大藏少輔 直宗
三千貫（勸修寺內舍人良門十六代胤） 上杉伊豆守 重能
三千貫（養父重顯實父憲藤） 同 彈正少弼 朝貞
三千貫 同 左馬助 賴房
二萬貫（八幡太郎義家九代諱範國號正光寺） 今川五郎入道 心省
六千貫（心省甥國子） 同 駿河守 賴貞
八千貫 吉良左近太夫 貞經

八千貫 （新田義重九代法名道静） 山名伊豆守時氏
六千貫 （執事職引付八幡太郎義家十一代號持地院） 仁木左京太夫頼章
五千貫 （頭人管領頼章弟） 仁木右京太夫義長
九千貫 同 彈正少弼頼勝
五千貫 （八幡太郎義家十代） 桃井修理亮義盛
九千貫 （源頼光十五代善忠） 土岐刑部大輔頼康
五千貫 （頼康弟號下野入道） 同 明智次郎頼兼
五千貫 （頼康弟號出羽入道祐禪號大興寺） 同 新藏人頼雄
二千貫 （宇多天皇十五代道譽子） 佐々木佐渡判官秀綱
五千貫 同 太夫判官氏頼
五千貫 同 五郎左衛門定矩
五千貫 同 次郎左衛門頼清
六千貫 同 四郎左衛門貞綱
七千貫 同 太田判官時親
八千貫 （桓武天皇十九代常胤より八代） 千葉助貞胤
同 宇都宮三河入道
五千貫 武田伊豆前司信氏
同 （新羅三郎義光十二代） 小笠原兵庫助政長
同 速見八郎信茂
同 結城小太郎助房

同　梶原三河守景茂
同　（新羅三郎義光十一代）佐竹掃部介師義
同　同　和泉守景義
同　三浦遠江守行連
二千貫　和田越前守義道
五千貫　土屋備前守範遠
七千貫　土肥美濃守高眞
同　大友豐前守賴時
五千貫　島津四郎左衞門輝親
二千貫　大高伊豫守重成
五千貫　（天武天皇廿三代高階氏師直號從弟）高土佐守師秋
一萬貫　木曾藤太義行
二萬貫　九鬼兵庫次郎景茂
同　安田民部大輔仲景
五千貫　宇佐美三河三都清氏
三千貫　（八幡太郎義家十一代新田義重九代）里見藏人義宗

合五十四人

高合三十二萬貫、石にして三百廿萬石也、一萬貫は十萬石の積、下傚之、（此割相違歟、可追考）

秀吉公御時代

二百四十萬二千石　大老　（德川）江戸内大臣家康公

百二十三萬石 同 (前田)加賀大納言利家卿
百二十萬五千石 同 (毛利)安藝中納言輝元卿
九十一萬九千石 同 (上杉)會津中納言景勝卿
四十七萬四千石 同 (宇喜田)備前中納言秀家卿
三十三萬六千百十石 (小早川)筑前中納言秀秋卿
十三萬千石 (織田信忠公嫡) 岐阜中納言秀信卿
三十三萬石 越中宰相
十萬千石 (家康公御三男) 結城宰相秀康卿
十三萬石 (丹羽)松任宰相長秀卿
安藝中納言領高之内 毛利宰相秀元卿
六萬石 (京極)大津宰相高次卿
四萬五千石 (織田常眞息) 大野宰相
六十三萬石 (島津)薩摩少將家久
六十一萬九千石 (伊達)大崎少將正宗
十一萬石 (細川)丹後少將忠興
五十五萬石 (堀)越後侍從
五十三萬石 (佐竹)常陸侍從義宣
廿一萬五千石 (前田孫四郎利長弟) 能登侍從利政
二十萬石 (蒲生)宇都宮侍從
十五萬石 吉田侍從輝政

十三萬二百石　(立花)柳川侍從宗茂
十三萬石　最上侍從義光
十一萬石　(長谷川藤五郎)東江侍從秀一
九萬八千石　(長曾我部)土佐侍從元親
八萬石　(毛利河內守)伊奈侍從秀賴
七萬石　(森)金山侍從忠政
十三萬二千石　懸川侍從
六萬二千石　(木下)若狹侍從勝俊
四萬五千石　(安房)里見侍從
四萬石　(森)郡山侍從忠政
三萬五千石　(毛利藤四郎)久留米侍從秀包
六萬石　(筒井)伊賀侍從
一萬石　(宗)對馬侍從義知
三十一萬石　鍋島加賀守直重
廿一萬石　奉行　淺野彈正少弼長政
廿萬石　同　增田右衞門尉長盛
同　羽柴左衞門佐
同　福島左衞門太夫正則
十九萬五千石　加藤主計頭清正
十九萬四千石　奉行　石田治部少輔三成

十七萬三千石	蜂須賀阿波守家政
十四萬六千三百石	小西攝津守行長
十四萬五千石	中村式部太輔一氏
十三萬石	黑田甲斐守孝高
十一萬二千石	堀尾帶刀吉晴
十一萬石	南部大膳太夫信直
十萬石	田中兵部太輔吉政
八萬石	宮部法印善祥坊
八萬石	青木紀伊守
七萬石	小川土佐守
七萬石	藤堂佐渡守高虎
六萬千石	中川修理太夫秀重
六萬千五百石	那須衆
六萬千石	生駒雅樂頭近世
六萬石	加藤左馬助嘉明
六萬石	松浦民部鎭信
五萬八千石	石川玄蕃允
同	仙石越前守
五萬三千石	小出大和守
五萬石	山內對馬守一豊

五萬千石　大谷刑部少輔吉隆
五萬石　富田左近將監
五萬石　奉行　長束大藏太輔正家
同　同　德善院僧正玄以
同　羽柴伊賀守
同　宮部兵部少輔
同　秋田藤三郎
同　高橋九郎
四萬石　加藤佐十郎
同　有馬修理
三萬九千石　佐竹修理太夫
三萬八千石　眞田安房守昌幸
三萬五千石　有馬玄蕃頭豐氏
三万四千石　九鬼大隅守家隆
同　古田兵部少輔重勝
三萬三千石　金森法印
三萬千三百石　寺澤志摩守忠高
三萬千石　小野木縫殿介
三萬石　伊藤長門守
同　德永法印

同　原隱岐守
同　脇坂中務少輔安治
同　戸澤九郎
同　小野寺彌七郎
同　津澤右京
同　小出播摩守秀政
同　木下肥後守
二萬八千六百石　島津又七郎
二萬八千石　日根野織部正當吉
二萬七千石　堀內安房守
同　直田源三郎
二萬五千石　稻葉藏人通道
同　羽柴美作守
二萬二千石　岡本下野守
同　氏家內膳正
同　土方勘兵衞雄久
同　齋藤左兵衞
二萬石　大村新八郎純賴
同　多賀出雲守
同　福原右馬介

同　山崎左馬介
同　木下宮内
同　木下備中守
同　木下右衛門太夫
同　木下美作守
同　羽柴下總守
同　水野和泉守
同　西尾豊後守
一萬九千石　杉谷越後守
一萬八千石　杉浦宮内少輔
同　筑紫上野介
同　高橋主膳正
一萬七千石　横濱民部
一萬六千石　桑山法印
同　桑山修理亮
同　谷出羽守
同　五島孫左衛門
一萬五千石　石川肥後守
同　（石田三成兄）石田木工頭
同　寺田播磨守

同	氏家志摩守
同	別所豊後守
同	吉田飛驒守
一萬四千三百石	伊藤民部
一萬四千石	木村伊勢守
同	戸田下野守
一萬三千石	兩遠藤
同	龜井豊前守
同	竹中源助
同	津田長門守
一萬二千石	片桐市正
同	松下右兵衛
同	新庄越前守
同	新庄駿河守
一萬石	稻葉兵庫頭
一萬二千石	石川備後守
同	糟谷內膳正
同	池田孫三郎
一萬千石	奥田雅樂頭
同	大野修理亮

一萬石　鹽冶隱岐守
同　池田備中守
同　戸田豊前守
同　赤松上總介
同　早川主馬正
同　福島掃部頭
同　長谷川右兵衛
同　山崎左京亮
同　蒔田權之佐
同　中江式部少輔
同　山口右京亮
同　松浦伊勢守
同　寺西備中守
同　寺西下野守
同　池田河內守
同　織田三十郎
同　岸田伯耆守
同　秋月三郎
同　青木民部少輔
同　伊藤丹後守

同　堀内圖書頭

同　脇部民部

九千石　有馬法印

合百六十七人

領高凡千七百九十萬石餘也

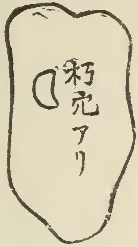
此外に延寶九辛酉年、薩州へ巡檢使を被遣御改あり、家中分限を書付出さるゝ由、薩州分限帳と號するもの有之と雖も薩州の人に尋る處に虛事なる由、仍て爰に除く、

翁草　巻之四十八

○正倉院寳庫蘭奢待の事

南都東大寺勅封の庫藏に蘭奢待、槃、大紅塵の名香在り、

總目三貫五百目　黄褻香、蘭奢待と云、今此形殘り有之

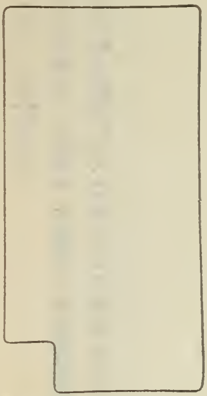


長五尺一寸本口周り三尺九寸指渡シ一尺四寸

末口周り一尺五寸指渡シ中周り二尺七寸五分

外小切一ッ長一尺（本口指渡シ三尺五分末

股一寸五分）



大紅塵香長三尺四寸　末口指渡九寸五分本口

同眞中太サ三尺二寸五分　切闕ニテ

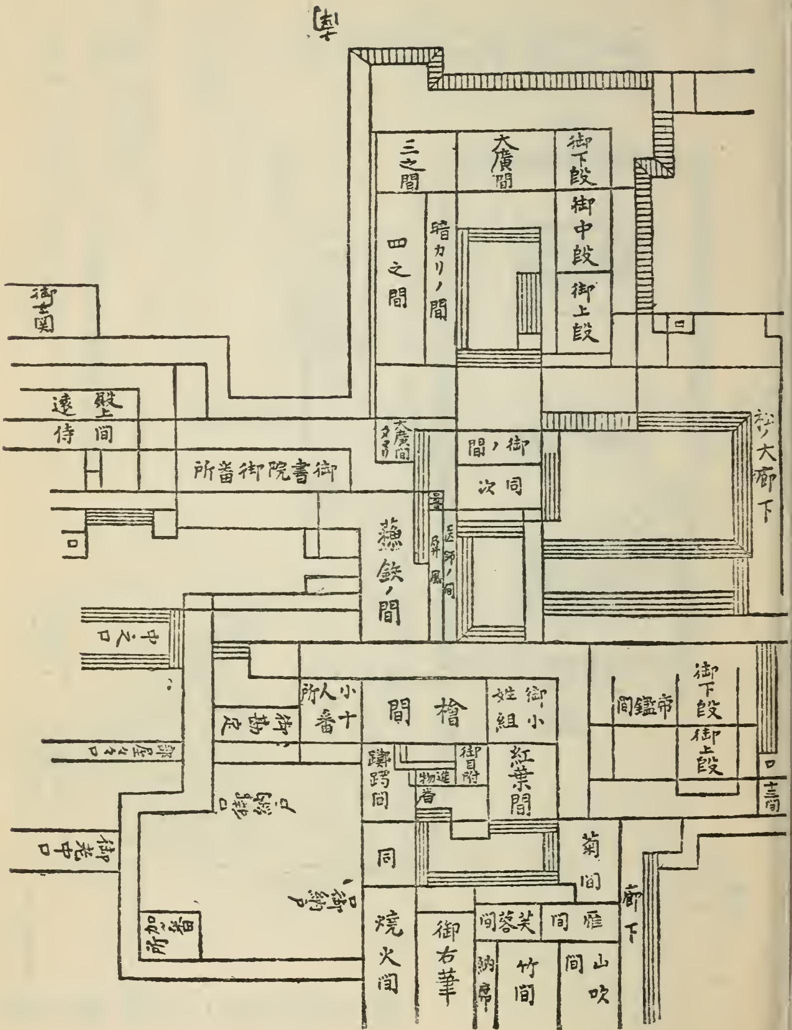
二尺四寸二分外小切一尺五寸五分（九寸一分

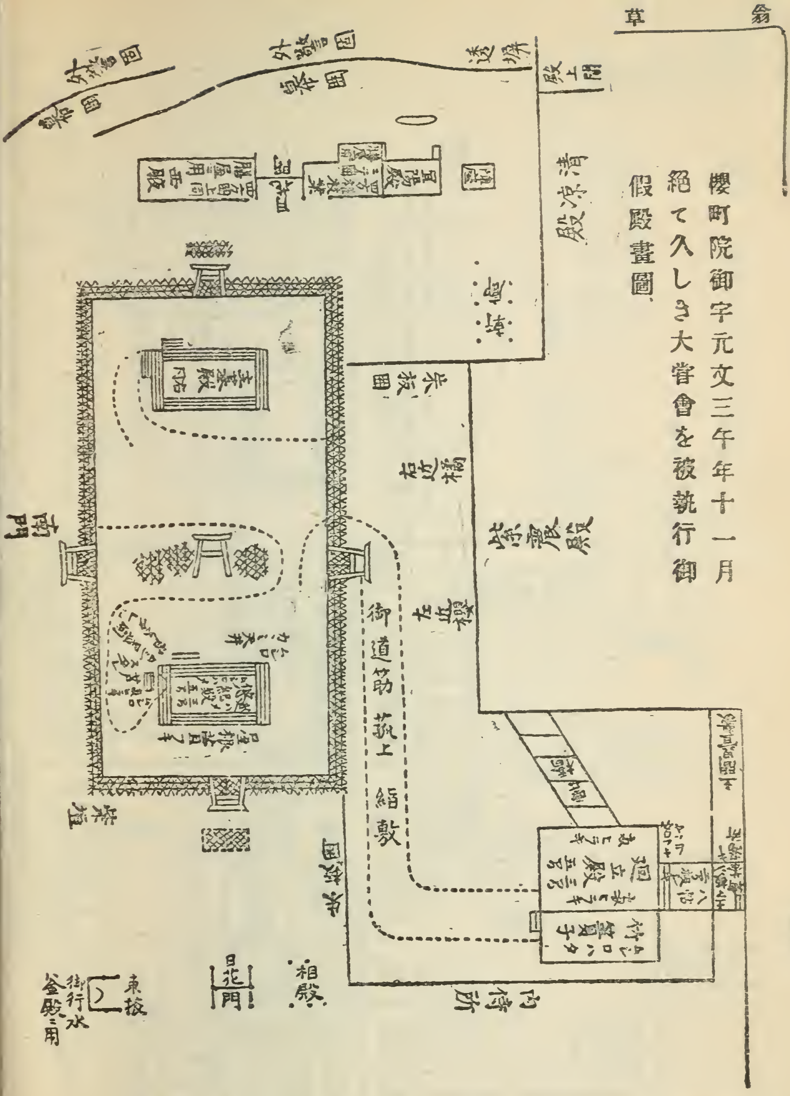
六寸二分）

總目四貫七百五十目

右、東大寺正倉院勅封の庫に在り、元龜三年三月廿八日織田信長公經奏聞任先例一寸八分宛切給ふとなり、其後慶長七年六月十一日、家康公も切給ふ、此外靈寶數多有り、就中十六股鹿角、鴨毛の屏風、吉備大臣中國より持歸碁盤等寳物の最上とす、

武城殿中圖


奥
三之間
大廣間
御下段
御中段
御上段
四之間
暗カリノ間
御玄関
殿上間
遠侍
御書院御番所
大廣間タマリ
御ノ間
同次
松ノ大廊下
蘇鉄ノ間
屏風
中之口
小十人番所
檜間
御小姓組
帝鑑間
御下段
御上段
躑躅間
物番
紅葉間
同
菊間
焼火間
御右筆
芙蓉間
雁間
竹間
山吹間
納戸
廊下
御老中口


櫻町院御宇元文三午年十一月
絶て久しき大嘗會を被執行御
假殿畫圖
翁
草
清涼殿
紫宸殿
主基殿
悠紀殿
南門
柴垣
御道筋 莚上 絹敷
宜陽殿
迴立殿
内侍所
日花門
東拔
御行水 釜殿
右近橋
左近橋

大嘗會悠紀主基殿の圖

○壺碑の事

奥州壺碑之圖

此間八寸五分

石厚　南方一尺　　石色青紫

西

多賀城　去京一千五百里
去蝦夷國界一百卄里
去常陸國界四百十二里
去下野國界三百七十四里
去靺鞨國界三千里

此城神龜元年歳次甲子按察使兼鎭守府將軍從四位上勳四等
大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歳次壬寅參議東海東
山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守府將軍藤原惠美朝
臣猲侯造也

天平寶字六年十二月一日

石高六尺五寸　幅三尺四寸　厚北方二尺五寸

奥州壺の碑は、頼朝公の詠歌なども有て、殊に世に普く知る處、四十七代廢帝の御宇、都は平城年號は天平寶字、安永の今に至て千十餘年、此碑何の頃歟、土中に埋れて知人無りしに、近年國の大守古跡を掘らしめて、ふたゝび世に顯れ、其所に立置る、千載の後一字の磨滅無く筆蹟最も奇古にして、好書の輩は特に是を嘆稱す、其所は奥州宮城郡市川村の北阜に在り、自然石にて其背馬鬣の如し、筆者ゟ誰な

る事を不知、近世陸奥風土記と云物出で、夫に出る所は、故鎮守の門碑は、恵美の朝狩（押勝子）建之
見雲眞人清書すと云々、

○千枚分銅の事

寶永六年歳次己丑十一月二日、依台命被鑄千枚分銅、



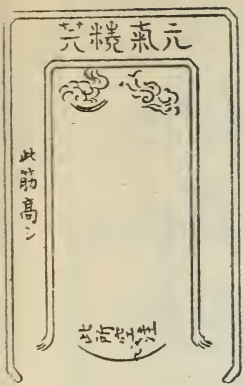
中の御紋の間文字　　上之文字

安不可用盡　　行軍守城用

右は石見灰吹金にて數百枚被鑄なり、

○松蔭硯の事

洛東百萬遍智恩寺に、松蔭の硯と云ふ當寺第一の寶物有り、是は趙州の宋王より平相國淸盛公へ被饋處なり、其後三位重衡卿讓受らる、而るに彼卿源氏に囚はれ刑に被處の砌、導師法然上人へ布施に被贈之、故に當寺に傳ふと云へり、



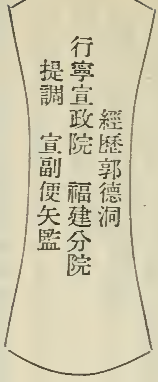
紫石
竪七寸三分
横四寸八分
厚一寸三分
月形は海なり
雲は彫上　篆字は彫入なり

此硯應仁亂に紛失す、五十年計過て、江州篠原の正淋と云人より當寺廿五世傳譽上人へ歸すと云々、

○博多長正寺の法馬の事

筑前博多長正寺（一說福岡正福寺）と云ふ寺有り、此寺の檀方先祖代々の墓地數度水難にて地形損ずる故に住持に斷り改葬せんと、旣に墓地を掘返す處に、一丈計り下になりて、大分綠靑出る故、怪みて猶も掘返見れば、大なる壺を掘出す、內にもなほ綠靑大分有り、壺中には黃金にて作れる鳳凰一雙同龍の目貫丸く環の樣成る腐りたる物幾等も有り、亦金銀の法馬數十入有之故、檀方と住持爭論に及び、則國主へ訴る處に、加樣に諍論に及ぶ物は、上へ可取上條勿論なれども、墓地より出しものなれば、資領可致とて、則彼寺へ被下、其法馬皆々京都金坐に登せ引替る所、凡銀高百參拾貫目計の由なり、其圖如左、

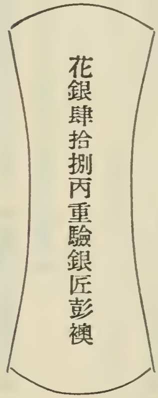
金目四百九十八目



長四寸五分　厚九分

數大小八（大三小五）斤目各不同

同四百九十三目



○此長厚本書に記なし

同百三十五目



長二寸六分

厚六分

右は正德四午六月の事と云ふ、亦享保の始とも云へり、京都金座へ登りしは、享保三戌年四月の頃なり、土中を穿て奇物金銀を獲る事は、今古不珍と雖も、是は過分の事故爰に記す、

○忠岑硯及び西寺瓦の事

先年壬生の田間より壬生忠岑の硯を掘出す、則今壬生寺の什物と成る、その形古雅にして忠岑形と稱し、

此の寫世に多く翫ぶ追て可圖、亦西七條の南鹽小路の田間よりは西寺の瓦折々出る、其色古銅の如く、瓦の甲に西寺と銘有り、予が友、彼邊の土民より是を乞得て、硯に製す最雅物なり、

○道成寺鐘の事

洛二號寺町妙滿寺の什物に、紀州道成寺の鐘有り、是は謠に有之鐘より已前の鐘なる由久しく民家の竹林に埋れ有しを、故有て當寺に納むと云々、

右鐘銘

聞鐘聲智慧長菩提生煩惱輕離地獄出火玩願成佛度衆生天長地久御願圓滿聖齊日月叡筭等乾坤八方歌有道之君四海樂無爲之化紀伊州日高郡矢田庄文武天皇勅願道成寺始鑄鐘

勸化比丘瑞光別當法眼定秀

檀那源萬壽丸幷吉田源賴秀

分力諸檀男女大工山田道願小工太夫守長

正平十四年己亥三月十一日

按に正平は、南朝後村上帝の年號、十四年は北朝後光嚴院延文四年に當る、勝知按に謠曲にある道成寺の故事は元亨釋書に載たれば、正平より前の事なり、今妙滿寺に在る物は、其より後に鑄たる物と知べし、

○勢州劒が淵岩窟奇恠の事

勢州壹志郡川股川劒の淵に、方一丈餘の岩窟有り、寛文年中の頃、此窟の内に人有り、川向の家城村より遙に是を見て怪み、里人筏を組みて、其所に至るに三十計の女髮を亂し、空ざまに髮の先きを上の岩に漆膠を以て付なる如くに釣て、苦も無き體にて、中に在り里人抱き下さんとするに髮離れず、中より髮を切て抱下し里に連歸り、水漱ぎ藥抔あたへければ、正氣に成ぬ、仍て國所幷に其仔細を問ふに、前後を

不知、美濃國龍が鼻村の長の妻なる由を云ふ、この所は津の領分なれば、早速訴て領主より濃州へ相達せらるゝ處に迎の者大勢來て具して歸りぬ、いかなる所以を不知、

○火浣布の事

元祿の頃長崎に苦明と云ふ俳諧師、一つの小袋を所持す、白き茶宇の如き地組の裁なり、是所謂火浣布成由、異國にも今は殊外拂底なりと云、明清戰の時、明朝より國姓爺を語らふに、數の寶を贈りける其中の第一なり、火浣布は神異經に云荒外に大山有り、不盡の木を生ず、晝夜火燃えて暴風猛からず、猛雨に滅せず、不盡木の火の中に鼠有り、重さ千斤、毛の長さ二尺餘り、細き事絲の如し、但し、火中に居れば赤色にして時々外へ出れば、毛色白し、水もつて逐〔本ノマヽ〕天是に沃げば、即死す、取て其毛を績き紡織て布とす、垢つく時は火を以て是を燒ば、則淨く成る、按るに火浣布は、南方海外の山鼠毛なり、雲南國より貢すと有れば、妄說ならざる歟、今製の火浣布と云ふものは、明ばんを以て木綿布を煮る事半日計にして、是を晒し乾かして、再び砂糖の煎汁を以て是を浸して亦晒し乾かして、僞て火浣布と號す、則火に逢て暫は不燒と云へり、

○しほじりの事

伊勢物語に富士の山の形は、しほじりのやうになん有けると云々、此しほじりと云ふ事、諸說有てさだかなる事を不知、多くは古注に隨ひて、壺鹽といふ物の尻、山の形に似たる故、鹽尻と云ふ、此說もしかと落着せざるなり、亦一說に鹽じりとは近江國三上山を云ふ、此の三上山の形、不二と同じき方なればなり、是を鹽じりと云ふは、此山に月の上る事下によつて潮の指引を知る故に、潮知と名づくと云々、續拾遺集淨助法親王の御歌に「雲晴るゝ三上の山の秋風にさゝ波遠く出る月影」とあれば潮知の說も據有る歟、

○藝州大桃樹の事

安藝國新庄村と、佐東村の堺に大なる桃樹有り、南は新庄、北は佐東なり、此の桃實佐東の方へ指たる枝に生ずるは苦く新庄の方の枝は悉甘しと云へり、

○駿府大筝の事

元祿年中、駿府の寺に一夜の內に、庭に假山の如く、地形凸に成る、怪見るに一兩日過れば、筝生ひたり、近隣に數無きに希有の事なりと沙汰する內に、追日筝成長し大竹と成り、目通り凡三尺廻有り、前代未聞の事と、諸人群集して是を見る、其後往來の御番衆某、是を聞及て、彼寺に立寄見物して住僧に所望す、住持も此竹故に寺內へ人の群るを厭ひて、幸に伐之て彼士に與ふ、彼士是を携歸り、人々に配分して思ひ〳〵の器物とす、丸盆煙草盆、或は樽抔に製して珍器とす、或人飯器にして翫びしを見たりと語れる人有り、其大さわたり八九寸有りしとぞ、

○稻虫及び狂犬の害の事

享保十七年、畿內南海山陰山陽西海道の國々、稻に蟲つきて實のらず、米價最も貴き故に、たづき無き者は、道路に袖をひろげて物を乞へ共、與ふる人稀なれば、飢死するもの夥し、故に公儀よりも御救米、且つ夫食等を賜ふ、其餘東海東山北陸の諸道は能實のりて異なる事無し、就中西國中國の困窮云ん方なし、其上犬煩ひて、狂ひ驅て人に喰ひ付倒死す、凡中國邊は、犬悉く死界て一疋もなし、又其毒氣に觸侵されて人も卽死、或は日を經て死るも有り、其後同廿一年丙辰の春も、南海畿內に人病流行し、東海道は翌巳の夏頃、流行して犬のみに非ず、狼狐狸の類ひ多く死す、人牛馬も嚙付れたるが、熱强く三十日五十日乃至一年も惱み、食事を絕ち犬の如く狂ひ這廻り死す、醫力爰に屆き兼る處に、或醫の一方此病に的中して、是を服するものは、各々其害を遁る、是は元鼠に喰れたる時の奇方なりとかや、總じて獸の毒を消す妙藥たりと云、中にも鼠の毒は、强く受る時は、癲病の如く成て死すと云、必此藥を服すべしと或人の書置るを爰に顯す、

土茯苓(大)　　川芎　　甘草(少)

右大服に煮じ可用、

○麝香鼠の事

肥前長崎に麝香鼠と云ふ物有り、常の鼠より少く喙尖く、庭の砌牀下に在て、食物を偸む臭氣强き故に猫も是を取らず、人は勿論是を忌嫌ふ、其匂ひ麝香には不似と雖も、靈猫を麝香と云に對して、斯く呼習はせるにや、餘國には其鼠なし、

○公武御誕生日の事

今上皇帝英仁桃園院第一皇子、寶曆八寅年七月二日誕生、明和九壬辰六月卽位、御寶笄、安永二巳に十六、人皇百十九代、

仙洞(智子)櫻町院第一皇女、元文五申年八月三日誕生、御算算(當已)三十四、人皇百十八代、

大樹家治公、惇信院殿家重公の長子、元文二巳年五月二十二日誕生、(當已)三十七德川十代、大納言家基公、家治公長子、寶曆十二午年十月二十四日誕生、(當已)十二、

○公儀御忌日の事

一東　照　宮　(家康公)　(元和二丙辰年四月十七日薨)(安永當已に至百五十五年)　金地院

一台　德　院　殿　(秀忠公)　(寬永九壬申年正月二十四日)(同百四十二年)　智恩院

一大　猷　院　殿　(家光公)　(慶安四辛卯年四月二十日)(同百二十三年)　養源院

一嚴　有　院　殿　(家綱公)　(延寶八庚申年五月八日)(同九十四年)　同

一常憲院殿（綱吉公）（寳永同六己丑年正月十日）（同六十五年）　同
一文昭院殿（家宣公）（正德二壬辰年十月十四日）（同六十二年）　智恩院
一有章院殿（家繼公）（正德丙申年十月十四日）（同五十八年）　同
一有德院殿（吉宗公）（寛延四辛未年六月二十日）（同二十三年）　養源院
一惇信院殿（家重公）（寳暦十一辛巳年六月十二日）（同十三年）　智恩院

○芭蕉國分幻住菴の記

石山の奥岩間のうしろに山あり、國分山といふ、そのかみ國分寺の名を傳ふなるべし、麓に細き流れを渡りて、翠溪に登る事三曲二百歩にして、八幡宮たゝせ給ふ、神體は彌陀の尊像とかや、唯一の家には甚忌なる事、兩部を光を和らげ利益の塵を同じうし給ふもまた貴し、日頃は人の詣ざりければ、いとも神さび物靜かなる傍に、住捨し草の庵有り、よもぎ、根笹軒を圍み、屋根もり壁落て、狐狸ふしどを得たり、幻住菴と云あるじの僧何某は、勇士菅沼氏曲翠子の伯父になむ侍りしを、今は八年計りむかしに成て、正に幻住老人の名のみ殘せり、予又市中を去る事、十年計りにして、五十年やゝちかき身は蓑虫の蓑を失ひ、蝸牛の家を離れて奥羽象潟のあつき日に面をこがし、高すなご歩みくるしき北海の荒磯に踵を破りて、今歳湖水の波に漂ひ、鳰の浮巣の流とゞまるべき蘆の一本の蔭たのもしく、軒端ふきあらため、垣根結ひ添などして、卯月の初いとかりそめに入し山の、やがて出じとさへおもひそみぬ、さすが春の名殘りも遠からずつゝじ咲き殘り山藤松にかゝりて、時鳥しば〳〵過るほど、宿かし鳥の使さへ有を、木つゝきのつゞくともいとはじなど、そゞろに興じて魂呉楚東南にはしり、身は瀟湘洞庭に立つ、

山は未申にそばたち、人家よきほどに隔り、南薫峯よりおろし、北風湖を浸して涼し、日枝の山、比良の高根より、辛崎の松は霞こめて城あり橋有り釣たるゝ舟有り、笠取に通ふ木樵の聲、麓の小田に早苗取歌、螢飛かふ夕闇の空に水鶏のたゝく音、美景物としてたらずと云ふ事なし、中にも三上の山は不二の俤にかよひて、むさし野の古き栖もおもひ出され、田上山に古人をかぞふ、さゝほが嶽、千丈が峯、袴腰と云ふ山有り、黑津の里はいとくろう茂りて網代守にそとよみけむ萬葉集の姿なりけり、猶眺望くまなからんと、後の峯に這ひ登り松の棚作り、菊の圓坐を敷て、猿の腰懸と名づく彼海棠に巣をいとなみ、主薄峯に庵を結べる王翁陳佺が徒にはあらず、唯睡僻山民と成りて、孱巖に足をなげ出し、畫山に虱を捫て座とす、くま〳〵心まめなる時は、谷の清水を汲て、自炊ぐ、とうとうの雫を侘て、一爐の備へいとかろし、はた昔住けん人の、殊に心高く住なし、侍りて、たゝみ置る物すきもなし、持佛一間を隔て、夜のもの納むべき處などいさゝかしつらへり、さるを筑紫高良山の僧正は、賀茂の甲斐何某が嚴子にて、此たび洛に登りいまそかりけるを、或人をして額を乞ふ、いとやす〳〵と筆を染て、幻住菴の三字を送らる、頓て草庵の紀念となしぬ、すべて山居と云ひ旅寐と云ひ、さる器たくはふべくもなし、木曾の檜笠、越の菅簑計り枕の上の柱に懸たる晝は稀々とぶらふ人々に心を動かし、あるは宮守の翁、里のをのこども入來て、いのしゝのねくひあらし、兎の豆畑に通ふなど、我聞しらぬ農談、日既に山の端にかゝれば、夜坐靜かに月を待て、影を伴ひ、燈を取てはかげぼしに是非を凝す、斯くいへばとてひたぶるにこし、拙き身の科をおもふに、ある時は仕官懸命の地をうらやみ、一たびは佛籬禪室の扉に入らんとせし閑寂を好み、山野に趾をかくさんとには非ずや、やゝ身人に倦て世を厭ひし人に似たり、倩年月の移りしも、たよりなき風雲に身をせめ、花鳥に情を勞して、暫く生涯のはかり事とさへなければ、遂に無能無才にして、此の一筋につながる、樂人は五臟の神をやぶり、考杜は疲たり、懸愚文質の等しからざるも、いづれか幻の栖ならずやと思ひ捨てふしぬ、

先たのむ椎の木もあり夏木立、
半時庵淡々が文、あまた有中に、一通を爰に拾ふ、
〇淡々の文
星霜時を忘るゝ計、參と商とも可申候き、不絶一道御忘却無御座、此度俳道の祕意御悃望、常に蛭牙齊より相聞え候、神慮の御事も候や、此節珍重欣然の一筋、御書寫の事ども、一派の大慶指上に難略候、(中略)世上の宗匠ども秀逸付句は承り候へ共、發句は橋に不承候、羅人は精出し候歟、二章計耳に留り候て有之候、然共多くは句發と申物にて、發句は無之候、かゝる文章も出候へ共、是亦章文と申物にて候、若者どもは、老人の邪念など打捨て云ひ散し申候、みづから譽候て、一道の奥義を不知不尋、當時諸藝、渡世の事に成行申候、俳は古今集の一品、中々利を追ひ候心裏にては行ぬに極り候、其憶は句の上にも見え申候、各點者にて朽可申歟と、寐覺の遺恨不淺罷在候、昔より連俳相倶に宗匠得がたき物にて候、先比左京の節、朱英と申す門人、三本木にて求淸風候催にて、竿秋各罷出候き、七ッ八ッ探題有し中、神樂岡半月
初月や夜は夏なれや短山
七月當年土用の內、四日の事にて候き、五文字のや文字、發句の專要此境御勘辨第一にて候、
七夕
此日高瀨にて下る棹主云、いづれの御時歟、七つの井戸を掘らせ玉ふに、七ッとも名水と語る卽吟、今七ッ井と云、
けう汲むや東竹田の七ッ井戸
七の字、東の字を幸に得たり、尤西竹田に有之ては語をなし兼候、織女を東女と申侍り候歟、誠に紀行の一體にて候、自意汲の字のみ實境直語の一格なり、淀川舟中の夜申出候は、

星逢夜水の枕の舟遊び

暫く旅情くるしき中より遊の字を下し候事此夜成べし、因以後の字虚ならざる歟去月末、獨臥徒然として

朝惚て闇なほ露の柏かな

右小庭五六樹有り、其中に愛る有りにくむ有り、其中の一樹申出候、是ら發句とも申侍らん歟、古人も柏の句は申落し候歟、

壬七月七日夜

鵲は宵から寐るや雁の文

是らは咽詠なり、所詮篇序題曲流の工夫一體に止るべからず、風賦比興雅頌を押かへし押たゝき、一體の車輪のごとく相考不申候ては、詩歌の達人に對しがたし俳人と云もの、當時目當にする所なし、よし有とも俳句は詩歌の達人を勘破すべし、月明垂葉露とは老杜と申せども、闇なほ露は愛すべしと打罵べし、兎角申中には老情盡き筆ちゞみ、心疲はからざる所にて文も文章も申止候事、常の事にて候、恐惶謹言、

壬七月十五日　　　　半時庵

水をまくらのと云宜き句なり、水のと堪耐たる所のみ、てにをは專要の事なり、以上、

〇京地役人格式及び大工棟梁由緒書の事

御大工頭中井主水事以前は帶刀不成、馬は御免ゆゑ、一刀乘馬にて出勤す、呉服町茶屋四郎次郎も一刀乘馬成し、其後主水は帶刀御免、御目見以下の士分に成る、延享の頃より故有て御目見以上に准ぜられ、御代官の次に列す、角食與一(京都)高木作右衞門(長崎)等も、元は町人成を、御取立有て、御代官被仰付候、其外簑笠之助等各御代官の末座たり、宇治御茶師上林又兵衞、上林門太郎杯も、先年は御代官を勤め、右の類たりしが、兩人共越度有て御代官被召放、當時御茶師計故、御目見巳下なり、近江蘆浦觀音寺、是も先年は御代官を勤む、今は輪御門主の院室を預る而巳、淀川過書船支配木村宗右衞門も、以前

は騃と御目見以上の格とも無りしが、近世如何してか格も宜敷成る、右同役河村與三右衛門は、神祖御草業の頃より、御奉公申上、淀城水車抔も、渠に始ける由にて、淀の與三右が水車と世に諷はるゝ程の者成が、元祿の頃此役を召上られ、跡役を角倉與市へ仰付られ、與三右衛門浪人す、子孫は今に淀に在り、此譯可追考、同所木村藤五郎義も、代々御宛行を頂載致ながら、無役浪人の如く成を、恐嘆て、御奉公願を差出すと云へ共、今に於て何の御沙汰もなし、又嵯峨の角倉平次(與一同家)是も帶刀無役にて年久しく御扶持頂戴致居けるが、御代々御奉公願を差出ける故に、元祿の頃、賀茂川筋堤奉行仰付らるそれ迄は右の堤京都町奉行支配しけるを、平次へ引渡す、(尤平次事御目見下なり)又中井主水下に御扶持人棟梁と云者三人有り、右由緒の者共なれ共、常帶刀にも非す、漸御用帶刀御免にて、町棟梁の上に立、御普請御用を勤む、町棟梁は、作料を下され、此三人は役扶持を下さる、町棟梁と云は、皆和州法隆寺より京都へ相詰て、主水役所を勤めき、其功勞年齢に隨ひ、太夫成りと號して、在所法隆寺へ立歸り、其舊式有り、右相濟て名を何太夫に改む、又其中にて重も立候者を撰み、頭棟梁とす、禁裡御普請御用を勤れば、其規模として、頭棟梁へ呼名を賜ふ、御扶持人棟梁には、左樣の式無之、是は御扶持人の方は、古來よりの大工にて無之、町棟梁は聖德太子已來大工の筋目故今に至り色々の古式有りとぞ、御扶持人棟梁三人より、公儀へ差上候由緒書の扣、左に記す、

覺　　高百石　　辨慶小左衛門

一高祖父辨慶仁左衛門義、吉岡新三郎と申、劍術指南仕、細川幽齋老御披露にて、天正七卯年三月參州岡崎にて、權現樣へ被召出、御奉公相勤、毎度御陣御供仕、就中小牧御陣の節相働、御褒美の上御出馬毎に新三郎を辨慶と被召出、直に名字に仕候樣にと、難有蒙上意、其後は御藏米にて、二百石被下置、其時拜領仕候武具馬具等今に所持仕候、高麗御陣の節、筑紫肥前國名護屋へ御供仕、京都への御使被爲仰付、上下首尾克く相勤、此節知行地方に被成下、近江國甲賀郡針村にて、百石拜領仕、于今頂戴

仕候、天正年中慶長年中、度々御陣場御用相勤、駿府御城下に屋敷拝領仕候、寛永二年十二月十一日台德院樣御朱印頂戴仕、度々御目見被爲仰付、御城御作事御用相勤申候御事、

高七十一石　池上五郎右衛門

一先祖畠山三郎次男池上五郎右衛門より以來、寶篋院殿義詮公勝定院殿義持公光源院殿義輝公信長公太閤秀吉公より所領被下の旨、右將軍家の御下文、信長公秀吉公の御朱印于今所持仕候、

一當五郎右衛門より六代先、池上五郎右衛門義、慶長年中中權現樣に被召出、御奉公仕候、駿府御城江戶御城尾州名護屋御城、其外所々御作事御用幷大阪御陣の節、御陣小屋の御用相勤、其後大阪御城御作事御用等被仰付、相勤申候、元和三巳年八月廿八日、御知行山城國岡崎村の內にて、高七十一石如前々被爲下置之旨、台德院樣御朱印頂戴仕、度々御目見被爲仰付、諸御作事御用相勤可申候御事、

高三十八石餘　矢倉久右衛門

一先祖中西源七と申、尊氏公御代より以來御作事御用相勤申候、秀吉公より所領拜領仕、御朱印于今所持仕罷在候、

一曾祖父中西久右衛門義、慶長十三年權現樣へ被召出、駿府御城江戶尾州御城御作事御用被仰付相勤申候、御城御櫓の建樣、御感被爲思召、御用の度每に櫓と被爲召呼候に付名字を矢倉と相改候大阪御陣の節、御陣小屋の御用被仰付、其後大阪御城御普請等之御用相勤申候、御知行之義、元和五未年九月十五日、山城國愛宕郡田中村の內にて、三十八石餘被下置之旨、台德院樣御朱印頂戴仕、于今拜領仕、御奉公相勤申候、

一私共先祖より每度江府へ參上仕候節は、權現樣より以來、御代々御目見、御小書院帝鑑之間御椽側にて、獨禮被爲仰付、允獻上物指上御暇被成下候節は、御服或は御銀頂戴仕來候御事、

右三人の者共由緒略如此御座候、

（四十九（いろは辨）五十より五十三まで（同文通考）省之）

翁草　卷之五十四

○濃州郡上噪動幷金森家邑除大略

美濃國郡上城主金森兵部少輔賴錦は、其鼻祖金森五郎五郎八長近入道印素玄、信長公悉吉公に仕へ、天正慶長の間、武功屢人口に在り、庚子の亂に、神君に屬し奉る、功に仍り、御勝利後濃州郡上八幡領二萬石御加恩領池飛州を被下、三萬八千石を領す、夫より六世の裔出雲守賴時の代に至り、元祿三年七月、羽州上の山へ所替、同十年舊領の內、郡上幷に越前大野郡穴馬の谷を合せ、本高にて歸邑被仰付【割註】元祿の頃迄は飛州一圓を領し歷主の中に飛彈守と稱するもの有て凡國主の如し然ども小家の事故外々郡邑の侯と列を同して國主の格には非ず」當主賴錦は、此の賴時の孫にて、御奏者番を勤む、賴錦の質奢侈にして、京師より妓を餘多呼寄せ、日夜淫酒に耽り、領內へは過分の課役運上を掛け、專ら聚斂を事とす、長臣金森左近、渡邊外記、粥川仁兵衞事を執る處に、左近は諷諫の咎に仍り蟄居の上、金森の名字迄取上られ、本姓田島に改む、其子又五郎漸く本知千石の半減を賜ふ、外記は老い衰へ其職に列するのみ、萬づ粥川一人が指揮に洩ざる事なし、仁兵衞事天性佞姦邪曲の者なる故に、己が徒の年寄役大野舍人と心を合せ、主人の貪戾なるに、猶々薪を添て、その焰を熾んにす、仍て兩人が威勢肩を並ぶるものなし、金森左近が弟、半田園右衞門、其兄とは質大に異にして、粥川に媚諂ひて、同じく出頭す、爰に於て、粥川が徒恣に威を振ひ、己に諂ふ士を揚て、潔白の士をば、凡て咎罰し、領分富裕の者よりは、用金を取上、また難澁の者には、無體なる課役を掛け、或は所を追放などするにより、農商日夜安き心なく、薄氷を踏む思ひをなす、然るに寶曆四年、黑崎左一右衞門と云ふ浪人を、大野舍人が吹擧に仍り、召抱られ、いかなる由緒の者にや、古參歷々の者を指し超え無程用人格に云付られ、目ざましく出頭す、彼者地方功者のよしにて、同年の秋領內を悉く巡檢し、村々より反別帳を取り、其上にて百姓共を呼出し

申けるは、當領の事は四方は高山多して、寒氣他國に越え、五穀不順の譯を以て、先領主代々貢納の高下を平均の上今に於て定免の地と成ぬ、然れども此免の事、當時曾て他に例無き事なれば、隣國の法に准じて、年々見立免に申付べき旨を演喩す、百姓共大に歎き、當所は元祿の比迄、遠藤家の御領地にて【割註】元祿年中遠藤岩松早世に仍り、一旦家苗斷絕、其後同姓備前守へ、江州三上にて一萬石被下、苗字を立る」彼御家斷滅の後、暫く笠松御郡代所の支配と成る（御代官岩手藤左衛門時分）又無程井上家（井上大和守正峯時分）へ渡り、夫より當御領と成候き、元來地形惡しく、百姓共年々困窮仕候段、關東へ御願ひ申上、遠藤公の御時代より世々の御地頭皆定免にて納來り候、然るに近年凶作相續き候も、聊御救の恩澤も無之、剩種々の課役運上を掛られ、百姓共飢餓に及居候上に、又々此度見取免の事、一向に存も不寄と、一統に强議の返答に及けるを、黑崎或は、威しつ宥つ、色々利害を說と雖も、一向に諾せず、口々に惡口して、既に珍事にも及んと見えける故、黑崎も無是非其日の穿議は止ける處に、

自是先見立免の事、郡奉行より、百姓共へ申渡ける時、見立免を請間敷ならば、米一俵を四斗六升入にして、四斗俵に立可納や抔と申けるを、百姓共兩條共不諾事有しなり、

夫より直ぐに百姓千人計り、八幡の城下へ群り來て、三十餘箇條の訴狀を捧ぐ、各蓑笠を着て、城下を横行し、叫び罵る事夥し、因茲目付役物頭等、足輕を以て制すれども、敢て不聞入、益人數もかさみ、數千人に成て、强訴に及ぶ故、家老渡邊外記、粥川仁兵衛、役所に立出で、百姓共へ申渡けるは、太守の御事、當時天下の御役をも勤させ玉ひ、公儀御法式の事は勿論御存の上、爭で非義の政道を行れんや、見立免の事は、世上一統の事なれば、仰付らるゝ所なり、然るを斯く强訴に及び、上を蔑如する段、太守の御怒量り難し、去ながら近年百姓の困窮も眼前相違無き事故、此度相願候數條の內、十六箇條に於ては、伐々精力を盡し申立遣はすべき間、先づ穩便に在所へ立歸るべしと演ければ、百姓共口々喧く惡口する中に、上の保組明方組下川組三鄕の內より頭立たる口利ども進出て申けるは、然る上は唯今仰聞

らるゝ趣、證文を下さるべしと答ふ、仍て兩家老印形の書付を渡しけるに、また望みけるは、御家に於て金森左近殿の事は、法印樣巳來格別の家柄、御家第一の仁なり、當時蟄居たりと雖も、其印形を加らるべし、さもなくば各方の如き讒侫邪曲の面々の印形計にて、證文とするに足らずと申せば、數千の鄕民一度に喚き叫て、是を望む、其體もし否と云はゞ、必死に成て、狼藉を働ん勢ひ歴然なれば、止事を不得、左近へ是を達し、右の一紙に左近加印せしむ、其證文に曰、

一御年貢買納直段先規の通、町方へ御拂相場に願候事、
一茶木紙油荏、先規の通、牛荷物迄も御通被遊候樣願候事、
一植木持林御崎山の外雜木の儀、持主自由に願候事、
一竹藪御用の外御拂竹藪役御斷申上、藪主自由に願候事、
一絲の御役先規の通、願候事、
一牛馬の御役御斷申上候事、
一他領より入米先規の通、平入に願候事、
一農鍛冶御役御斷申上候事、
一晉物御役御斷申上候事、
一銀立上納の錢替町々相場に願候事、
一棚木の儀御定の通り、願候事、
一御毛附駒無用の外、代金馬主相對に願候事、
一薪直段賣買相場に願候事、
一計御藏箕御釣被遊候事、前々の通願候事、
一橋御用木近村に御立被遊候樣願候事、

一當夏指上候反別帳御返し可被下事、

右の趣江戸表へ、何分にも申上、御免被成様に可致者也

戌八月　金森左近印　粥川仁兵衛印

渡邊外記印

郡上郡中總百姓共

一此度立毛見立免被仰付候得共、其方共御斷申上候趣、令承知、我等共引請、此度願之趣、諸事江戸表へ何分にも可申上候間、左様相心得可申者也、

右三人連印

戌八月

宛所右同

鄕人等此の二通を受取退散しけるが、此の騒ぎに時移りて、各飢勞ければ、いざや日頃怨有る者の方へ蹈込て、飢を助けんと城下町に居住せし用聞の町人、池戸仁右衛門（本町茶店）方へ、千餘人の者共理不盡に押入て、家内を亂暴狼藉し、思ふ儘に食をしたゝめ己々が本鄕へ歸りぬ、此の池戸に怨有事は、池戸事地頭表の首尾能く、諸役人に心易きに仍て、川除の普請を願ひ郡中より夥敷人足を出させ、池戸が所持の田畑の痛なき様に構拵しを恨惡みて如此とかや、夫より郡中暫は靜成しに、寶曆五年亥二月中旬、八幡の役所へ右の百姓共を呼び集め、郡方役人山下藤右衛門、同郡上一郡の代官別府彌格、猪子庄九郎立會ひ、足輕に嚴敷固めを申付け、百姓共を呼出す、彌格申けるは、去秋汝等强訴狼藉の次第、一々御聞に達し、以の外の御怒なり、其の科死に當ると雖も畢竟土民の事、上の御掟をも辨へずして致せし事なれば、不便に思召御憐愍を以て命を被助候處なり、此の厚恩豈廣大ならずや、斯くの趣なれば十六箇條の事は勿論、存も不寄事、已後急度思ひ止るべしと、相演しは偏に金森喪家の兆とぞ聞えし、百姓等聞之て大に信伏せず、抑今度の願の主意は、鄕中相續の爲に、銘々が一命に換て訴る處なり、然るを其訴は空く成て、我拋たを命を助らるゝ段、奚ぞ是を悦んや、其上家老中より渡されし誓印、徒ら事と

成るぞ、武士の意地は、何を以て立らるや、所詮我々餓死に及んよりは、事の起りは、黒崎なれば渠を打殺して、死を俱にせんと、ひしめきけるを、黒崎も聞及て、自身十文字の鎗を提げ待けれ共、郷中に異議有て其事止ぬとかや、黒崎も此騷動竟には其身に蒙らん事を恐れしにや、其夜直に逐電して行方不知、【割註】此黒崎は先年同國加納の城主安藤家の領內百姓を騷動させし村山小助と云ひ者のよし」斯て村々穩ならず日夜集會して物騷なる故、金森家より內々の示談や有けん、

金森賴錦は御老中本多伯耆守へ緣有に仍て、內分にて賴有り、則伯耆守より御勘定奉行大橋近江守并靑木次郞九郞抔へも內々の沙汰有し故、靑木方にて本文の如く取計ひし事なりとぞ、

亥七月同國笠松の御郡代、靑木次郞九郞方へ、郡上上の保明方下川三郷の名主共を呼寄せ計策を以て賺し課せ、不殘得心の請證文を取る、此事郷中へ早速聞えて、武滲郡上兩郡に相殘居たる百姓共、大に怒り、凡二千餘人村々、蓑笠を着し、川端へ出て、川東は勝原村松方村、川西は木尾村母野の芝原に屯し、風雨も不厭出張して、此度名主共總百姓へ相談を不遂、私として請證文を差出候條謂無し、然る時は名主の面々共に、我等が爲の仇敵なり今にも歸らば證文を取戻すか、もしさも無くば在所とては入立名じと忿り詈て、老若の差別なく、川端に關所のごとく出張して、五十日が程彼者共を在所へ入立ず、其間に宗徒の百姓四十人計り、江府金森が屋敷に馳下つて、訴訟を企つ、依て何れにも双方和順すべし、さ有らば、是迄の定免の上に、二分五厘加免有べしとの申渡にて、百姓共夫を規摸にして、本國へ立歸ぬ、名主共は、當分郡中へ歸入事不能、無是非笠松近所岐阜邊に迷ひ居けるが、右申渡相聞えたる已後は、自然と圍みゆるみし故に、各竊に本郷へ歸りけれども、兎角和談調兼、請印の者并に加免願之者へ、荷擔する分を寢物方と唱へ、訴を企る者を立て物方と稱し、郷中二つに分て親類且隣家たりと雖も、言語をも不通いと不平成る有樣なり、斯て亥十一月立方の者共內談の上、氣良郡比前谷切立四箇村の內より五人勝つて江府へ下り、御老中酒井左衛門尉忠寄の御駕へ、數箇條の訴狀を捧ぐ、因玆郡中村々の名主笠松請

印の者共、江戸へ召呼れ、諸百姓共、右請印の趣得心にやと評定所に於て御尋有る處に、得心の分は、御請に及し故、駕訴の者を村預に被仰付、郡上へ召連歸、領主より番を付置る、又八幡城下の町人は、近在野村小野村田尻村五町村等の田畑を買求め、面々高持にて百姓同前の者多し、依之此度江戸にての公訴入用の割合、高掛りにて、一石に付壹貫貳百六拾文づゝ餘出すべき由催促頻なりけるを町人ども再三斷に及べ共、百姓共承引不致、彼是申募し上、寶暦七丑年六月、百姓等二百人計相催し、城下町年寄原茂十郎、岩崎與兵衞、平野長兵衞【割註】此者共を三町代と號して帶刀免許田畑多所持して富裕者也」を始、其外怨有る家々二三箇所へ亂入して出錢の催促惡口狼藉以ての外なり、領主より制止の役人出て、是を制すと雖も、却て嘲惡口し、强氣益盛んなれば、取鎭る事不能、町人共は利を盡して其斷を述れ共、得心せず、さ有らば田畑を本郷へ取上べしと申に仍り、無是非町人總代として、四人江府へくだり、地頭金森家へ願ひけれ共、踠々と裁判も無く、一箇年餘滯府す、又同年の冬、八幡新町太平治と云ふ者、商人宿にて、屆方の不屆有に仍て、入牢す、元來此者城下にて、立方成故に、此度訴訟の事に付、牢舍せし百姓ども推察し、十月の頃又鄉中より二百人計相催し、町代原茂十郎の家に亂入、汝等が申條にて太平治入牢と覺えたり、此者を貰ん爲に來れりと、例のごとく狼藉に及ぶを三町代共出會て、全く其訴の事に非ず、外の事にての牢舍なりと委申聞て漸事濟けり此時も地頭よりの制止もあれども、裁許不濟の土民共なれば、公儀の憚旁にて、强て手ざしも無りき、斯て町人所持の田畑當秋は百姓ども、我儘に刈取て、所務しけれども兎角申さば、又騷動にや及んと、持主共に是を堪忍し、又誰有て請作せんと云者は無れば、多くの田畑徒らに荒果るを領主の役人見廻して、大切の田畑斯く荒し置條、以ての外たりと、利害を陳聞せければ、百姓共も此理には伏して、寶暦八寅年の春迄、村々より八幡町地主共に、田畑と籾種を添事故無く返しけりとぞ、去れ共前年の立毛は村方へ悉く刈取て地主へは、一粒も取事不能しとなん、村方に於ても寢物方九家へ立方の百姓每度押込、出錢の事を申立、狼藉に及ぶ事數を不知、

十一月下旬上の保筋歩岐島の內、千田の野村四郎左衞門等いふ百姓、此度の公訴共外萬の元じめ張本の由聞え有に付、地頭より爲召捕に足輕を被差越處に、其沙汰を聞て、四郎左衞門逐電す、仍て藉帳面は領主へ取上げ、家財雜具は封を付け、同村寢方の者へ被預、百姓共番を致居る處に、立方の者共、彼家へ踏込み、寢方の者へ狼藉し、番人難儀に及ぶ由、相聞え候爲、警固足輕を被向しを傳へ聞、立方凡三千人計催し來由、八幡へ注進有、依之代官足輕小頭徒目附鄉廻し役等五十人計駈付、四郎左衞門家へ入處を、四方八方より百姓共群り出て、礫を打つ事雨の如く、稻麻竹葦に取卷て、既に珍事に及んとする故、無是非足輕ども刀を拔き切拂ひ〳〵辛じて城下へ引返る、礫疵を蒙る者五六人、百姓方にも手負三十六人、双方死亡の者は無し、是だに有にまた郡中相談を遂て、歩岐劍、市島東僕、二百町向鷲見六箇村より總代の者六人、同八年三月又東武に越て、傳奏の箱へ追訴を捧ぐ江戶にては去年駕訴の上、郡上名主共を被召、百姓共得心の趣なれば、夫にて事濟ぬらんと、重て評定も無き處に、又々右の訴を上るに仍て、再吟味を遂らるゝ處に、野村四良左衞門方へ亂妨、地頭へ對し不法の働等、一々露顯せしむるに付、右懸り合の者共、悉く江府へ召呼れ、禁獄せられ、糺明相濟て後、寶曆八寅年十二月二十五日、張本人三人、駕訴の者五人箱訴六人、合て十四人討首に被仰付、歩岐島村四郎左衞門空水村由藏前谷村貞四郞、是等は、殊に張本たる故に、翌卯正月十八日郡上へ被遣、數見峠に於て梟首せらる、其餘那比村彥吉遠島七人は重追放、歩岐島手負の者三十人餘悉追放、また寢方百姓總代十人は過料三貫文づゝ、庄屋二十人は役義取上、

右の通落着相片付被仰付候て相濟けるなり、

【割註】私曰野村四郎左衞門方亂妨十一月下旬と有、又奧に金森賴錦御預り十月二十四日と記、同二十九日より彥根に人數を以郡上手當被仰付たる趣なれば、十一月下旬に斯る變は有まじき事か時節の書違なるべし」

爰に又一つの難儀重れり、越州石徹白の地は、加賀白山の社地にて、白山權現は泰澄大師、養老年中建立有り、此山越前飛驒美濃三國へ跨り、加州牛首越前の平泉寺內、幷に石徹白皆何れも白山へ参詣する道筋の麓なり（石徹白より白山へ、九里）高山三つの峯峨々と聳え、本地十一面觀世音別當は、平泉寺にして石徹白一邑家數二百餘軒、無高無年貢の地にて、郡上侯の預り支配也、神主上村豐前、松本左近、威を爭ひて不和なり、已に石徹白は皆社家ながら、田舍の事なれば、當に農作木樵を業とするのみ成に、獨左近は神學を嗜み、白河神祇伯の門下と成り、豐前は吉田家の門人故に、彼是に付て爭論止む時なし、爰に飛州高山正蓮寺末寺威德寺とて、本願寺宗の道場有り、左近に從ふ者、甚此宗旨を歸依する故に、正蓮寺より親鸞上人の名號數軸を遣し、威德寺吹擧を以て信迎の者過分の價にて、是を調へ、豐前は社家共の佛道歸依する事を難じ、其上威德寺と不和なれば、京都に登り、本願寺坊官下妻に其次第を語る、因玆本寺表に於て被遂吟味處に、右の軸物贋物に究り、威德寺は追院申付られ、後任の事は、社家中の望に任せ、住職可申付旨、本願寺より書付來と雖も、社家各得心せず、是皆豐前が所爲なれば其分に可差置に非ずと、一統に怒を含ける、然るに豐前は金森家へ由緖も有之、常に彼家の諸役人と入魂にて、用木等所望の節は、我儘に神領の木を伐て、金森家へ遣し所に於て傍若無人に威を振ひ、奢の餘り京都吉田家へ相願石徹白一社中は豐前支配たるべき旨の許狀到來、寺社手代片重半助より社中へ申渡すと雖も、各承伏せず、金森家へ一統に願ふ處に本願寺の院家安養寺へ右扱の儀を申付られ、安養寺色々取扱ひ、押て和融せしむといへども左近以下各信伏に不能、寶曆四戌年東武に下りて寺社奉行本多長門守へ訴狀を上る處に、金森家より本多長州へ內談有之故、左近が訴狀を下げらる、仍て無是非同九月下旬歸鄕する處に、越訴仕不屆の由にて、松本左近、上村十郎兵衞、櫻井吉兵衞、右三人手錠にて、町宿預に申付、翌亥五月より牢舍申付、永々の間何の吟味もなく、其儘にて打過ける、豐前は左近已下の者を思ひの儘に退け、猶も石徹白一邑を我物にせんと、金森家へ媚諂ひ、當所我一人の支配に、仰付られ候は

ゝ郡上へ永々米千石金貳百兩宛、年々貢納可致と願ひしかば、貪欲第一の役人共、委き穿議にも不及、同十一月二十六日、左近已下の三人追放申付て黨八十五人を八幡へ呼寄一夜獄に入、翌日皆々追放す、父母妻子老幼是が爲に所を拂はるゝ者、合四百九十人、路頭に迷ひ叫悲む、時已に十一月下旬、特に寒國の事なれば、積雪軒を埋み、路街歩を絕の折柄、老幼婦人家を離れそこはかとなくたつきを失ひ、飢凍て橫死の者、不可勝計、誠に前代未聞の惡逆なり、田畑山林家屋敷は、悉く豐前一人が有と成、斯て左近は木尾口へ追拂はれ、須原へ（白山權現の神主尾州領なり）赴く、須原の社家是を憐て衣服帶劒を給ふ、夫より京師白川家へ願出んと、芥見村迄往く處に、篠田源兵衛と云豪民、兼て左近に因有故に、是を迎て當分扶助し置、左近暫く爰に止り、其後江州三井寺に、左近が弟の僧有けるを便宜として、圓滿院御門跡へ御歎きを申、御門主より御取持有て、白川家にて聞屆けられ、早速添簡を賜ふ、八月左近出府して、御老中松平右近將監へ是を訟ふに仍り、豐前も江府へ被召、先双方共獄に入られ、石徹白の社家不殘追々東武に被召、御糺明の上、寅十二月二十五日、豐前は討首に仰付られ候件、夫々の御仕置有り、委くは奥に記す、

金森家の苛政、數々令露顯に仍り、寅九月金森兵部少輔賴錦指控仰付られ、且在所に罷在候家來の內、渡邊外記、粥川仁兵衛（家者）大野舍人（年寄）半田園右衛門（大奉行）田島五郞左衛門（用人）根尾甚左衛門（寺社奉行大目附兼）津田平馬、石黑十左衛門（郡奉行）其外代官役人足輕等迄、掛り合の者五十四人幷安養寺同末僧願蓮寺常因寺等、各江府へ被召呼、同十月二十四日金森賴錦を松平遠江守忠名（攝州尼ヶ崎城主四萬石）御預け、屋敷は親類間部若狹守（越前鯖江城主五萬石）案川兵部少輔（在所下總生實一萬石）に御預、同二十九日井伊掃部頭へ濃州八幡城へ可心付旨、台命に仍て、早速彥根人數八幡へ被差越、同十月二十九日於評定所、左の通被仰渡、

本多伯耆守

（名代）　黒田大和守

其方儀加判の列相勤候節、金森兵部少輔領分、村々百姓領主の申付を不相用、無法に相募候儀に付、居可有之如之旨間柄の譯を以て及内談候節、内々取計の不埒之手段致候事、兵部少輔家來共、其方家來石居丹下被申達し、承知の上、其方へも爲申聞候由、右體の不埒の儀承り候はと糺之、列座へ申談取計方可有之處、無其儀、畢竟丹下申聞候節、不輕義を等閑に相心得は不聞屆け共通打捨置候事にと相聞入候、仍て兵部少輔噂彼是と申達の儀に候、且青木次九郎、筋違の取計方の儀、於評定所御勘定奉行等度々尋有之節も、右內々子細列座へも可申達心得も無之、全く重き御役義相勤候身分に有間敷、等閑成る所存不屆の儀と思召し依之逼塞被仰付候、

寅十月二十九日

右於評定所、神尾備前守（大目付）依田和泉守、（町奉行）菅沼下野守（御勘定奉行）牧野織部（御目付）立會備前守和泉守申渡

本　多　長　門

其方儀金森兵部少輔領分の義、大橋近江守へ頼の儀無之候得共、右領分の儀、兵部少輔物語りにて、承り候趣を、最初近江守へ申達る儀具に尋之、度々右體の義、決て無之旨、相陳、於評定所御尋有之、今更存出候旨申之、兵部少輔より近江守を以て、青木次郎九郎へ頼れ爲取計の儀、最初より共方存罷在、右噂幷近江守へ會し、少輔致面談度申候節の儀迄、申上候間駕籠訴訟吟味伺書幷答書役義の節、評定一座へ右存居候譯可申談處、無其儀、剰先達て兩度迄御尋の節、勤柄の儀も思召、格段の御尋方有之處、近江守へ頼の義無之噂等申候儀も無之旨相違の儀共申なり、再應相尋の節に至り、存出候旨申候段、後闇き儀重き御役をも相勤候身分に有之間敷儀、重々不屆の至に候、依之領地被召上、松平越前守へ永御預け被仰付候、

大橋近江

共方儀金森兵部少輔領分取計の義に付、本多長門守挨拶の上、兵部少輔より書狀を以て頼越し、迚も同人家來へ致面談支配之青木次郎九郎へ、兵部少輔頼の趣印形を以て申遣し、其後長門守申聞令任せ、兵部少輔宅へ罷越、次郎九郎存寄の趣、伺越候儀も、返書の指圖難及、兵部願筋能片付仕癖も直り候樣、可取計旨急度申遣候故、次郎九郎も御用同前に心得違、右の譯百姓共、遣致吟味、始末相直り、殊に郡上百姓共、駕籠訴訟相渡候儀承はり、最初次郎九郎へ頼遣候段心得違とも存付、次郎九郎へ掛合て書付返書豊後守へ相渡右體心得違の義に付豊後守を以て伺置、其上伯耆守承知の事と相察、伯耆守幷長門守へも相障へきなり、駕籠訴訟吟味書、評定の義其節も次郎九郎へ掛合相談一座へ不申、再應相尋候節も、相違の義共申上候、剰次郎九郎方より一通り利害申遣して殊濟候段、跡にて相屆け候段、一向無之儀を取扱之間、今般吟味に相成候ても、最初相陳段々心得違を可押隱所存候て、僞の義を申達、御後闇き儀重き御役相勤候身分に有之間敷儀、重々不屆の至、依之知行被召上、相馬彈正少弼へ永御預被仰付候、

此一條殊に理義不分、本の儘寫置之、

曲淵豊後守

去亥秋金森兵部少輔聞合の節、最初近江守を以て、青木次郎九郎へ頼置、兵部少輔領分の儀、相濟承罷在候駕籠訴訟、近江守次郎九郎と掛合の訴狀共請取置候處、駕籠訴訟吟味幷伺書答書評議の上、右の趣申出候ては、同役の心得違相知申趣有之、其上駕籠訴訟吟味の儀とは別段の事と心得違、同役をかこひ候心底には無之候段、其方右の趣申出、心付も無之段不埒の至、依之御役被召放、小普請入閉門被仰付候

青木次郎九郎

金森兵部少輔賴錦最初近江守より申越候、兵部少輔より書面を以て家來差越候に付、段々領分の義承糺、存寄の趣、近江守へ申達候處、何れも筋能片付候樣、急度申遣に付、御用同前と心得の由申候得共、近

江守返答難及差圖と有之上、取計候處無其儀、兵部少輔と度々懸合、右領分百姓共を其方陣屋へ呼出吟味、其上百姓共銘々同心印形不申付、庄屋組年寄百姓計請證文爲致印形取候段、押て印形取候同然の義、且兵部少輔手紙に本多伯耆守へ致內談候趣、兵部少輔領分の儀、何分取計可遣所存より吟味筋の儀迄、兵部少輔掛合取計候始末、不埒の至、依之御役被召放、小普請入逼塞被仰付候、

（長門守養子）本多兵庫頭

父長門守不屆の所有之に付、松平越前守御預被成候、依之其方改易被仰付候、

（近江守總領）大橋海老之助

父近江守不屆けの所有之に付、相馬彈正少弼へ御預被成候、依之其方改易被仰付候、二男大橋主水三界同主膳右同斷、

（大橋近江守家來）齋藤喜次衞門

其方儀主人大橋近江守より、美濃の郡代靑木次郎九郎へ金森兵部少輔領分に付、懸合の書狀認め候上、近江守支配の次郎九郎、右體の賴筋の儀申遣候儀、近江守心得違にて有之候間、存寄を可申處無其儀、用人役をも相勤不屆に付、急度叱置、

（本多伯耆守家來）石居丹下

其方儀金森兵部少輔領分、美濃郡上郡の儀に付、兵部少輔より大橋近江守を以て、美濃郡代靑木次郎九郎へ賴遣、笠松の陣屋にて、百姓共利害申聞候處、致難澁者共有之由の儀、兵部少輔家來宇都宮東馬雜談に申聞候節、伯耆守へ咄候儀有之候得共、兵部少輔家來伊藤彌一郎、右の趣申聞候義に不相知、其外東馬申聞候儀をも、聢と覺不申候由申なり、彌一郎東馬申聞候趣も、得と承糺伯耆守へも委細申聞、書面等も致可置儀無其儀、且近江守幷兵部少輔へ御尋の儀、有之、次郎九郎も御呼下しの由、承屆候砌、伯耆守相尋候節、心付無之旨申候得共、既に伯耆守より尋の上に、心付無之と申儀は、此節申陳候て先達

て東馬物語りを、伯耆守へ申聞候節、挨拶無之候得共、覺忘も難計儀に候間、一件御吟味始り候以後、最初東馬物語り候趣を、猶又申聞せ、主人心得にも可相成事に候處、少捨置、伯耆守相尋候儀にて有之上は、不心得と申儀、不忠に相聞え、旁不屆きに付、重追放申付者なり、

（青木次郎九郎手代）山崎權右衞門
御構無之

狩野條左衞門
急度叱

（同元手代當時角倉與一手代）西村左七

右於評定所被仰渡、

同十二月二十五日、於評定所、阿部伊豫守（寺社奉行）神尾備前守（大目付）依田和泉守（町奉行）稻生播磨守（御勘定奉行）牧野織部（御目付）立會左の通申渡、

申渡之覺

金森兵部

共方儀去戌年領分郡村の檢見取付の儀に付、百姓共及强訴候故、戌年は定免に致、取鎭候處、一旦申付の檢見取之儀、其分に難致、大橋近江守を以て、青木次郎九郎方へ賴遣し、百姓共へ利害申聞候由の儀を、家來宇都宮東馬より本多伯耆守家來石居丹下へ雜談同樣に申聞候迄の儀を、次郎九郎方掛合、度々自筆の書面、伯耆守へも及內談、權門方へも申聞置、伯耆守も委細承知の趣認、重き御役勤候者の儀を度々次郎九郎方へ申遣、幷曲淵豐後守大橋近江守へも申談取計候趣、認遣候段、畢竟次郎九郎へ丈夫に可爲取計、彼是取集事、厚認遣、幷西氣良村甚助駕訴訟、落着も無之處、相屆候心付も無之、仕置申付、且石徹白社人上村次郎兵衞儀、家來根尾甚左衞門取計、追放申付、跡にて承候節、叱候迄にて差置、甚左衞門儀段々不屆の品有之をも不存、松本左近は、石徹白豐前惡事を申立候處、豐前糺も無之、殊に吉田白川支配の儀を取計候處、吉田家へ計懸合、白川家へ掛合無之、右體の儀は公儀御吟味も可相願處、無

其儀、既に此度吟味の上、豊前悪事有之處、先達而豊前吟味の故、其旨をも不存、左近其外大勢の社人共を追放申付候始末、不屆の至、依之領地被召上、南部大膳太夫へ永々御預け被仰付者也

金森出雲

(兵部三男) 金森伊織
(同五男) 同　熊藏
(同六男) 同　武九郎
(同七男) 同　備吉

父兵部不屆の儀有之候に付、南部大膳太夫へ被成御預候、依之其方儀改易被仰付者也、

右同斷

押込 (金森兵部家來元目付役代官兼帶當目付) 別府彌吉
輕追放 (同人家來用人當時郡奉行兼帶) 石黒十左衛門
江戸十里四方追放 (同人家來當時在所年寄) 大野舍人
同 (同人家來用人) 平田園右衛門
輕追放 (同人家來側用人) 宇都宮東馬
急度叱 (用人) 田島五郎右衛門
(存命ニ候得ハ遠島申付候旨御鷹匠組頭小野新九郎へ申渡) 黒崎左一右衛門
構無之 松本小平太
同 黒川專左衛門
(同家來構無之) (足輕小頭) 三人
同 (足輕) 三十四人

（同人領分越前郡石徹白元社人）松本左近
急度叱　久保田九郎助
同　森清左衛門
同　上村五郎右衛門
同　上村十郎兵衛
同　上村七左衛門
死罪　（石徹白神主）石徹白豊前
構無之　同　左膳
同　長左衛門
中追放　（豊前召仕）由助
（石徹白威德寺先住當時飛驒守山東本願寺掛所に罷在候）
（存命ニ候得ハ中追放申付候旨東本願寺輪番法泉寺へ申渡）惠俊
輕追放　（不遠寺）祐明
（存命ニ候得ハ死罪ニ申付候旨森川兵部家來へ申渡）（兵部家來）根尾甚左衛門
中追放　（同）津田平馬
死罪　（同）片重半助
遠島　（同人郡上在所家老）渡邊外記
同　（右同）粥川仁兵衛
重追放　（江戸家老）伊藤彌一郎
構無之　（石徹白社家）上村喜平治

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
郡上ニテ獄門
同
同
死罪
同
同
同
同

同升右衛門
同八郎右衛門
山崎太郎兵衛
上村與惣兵衛
原品左衛門
（社　人）十二人
（石徹白祠官）櫻井大膳
（同社家）押谷孫右衛門
（兵部家來）松山茂右衛門
（郡上安養寺）辰可
小倉左吉
今多十郎左衛門
（寒水村）由藏
（前谷村）貞次郎
（歩崎島村）四郎右衛門
（向鷲見村）彌十郎
吉右衛門
（三田町村）傳兵衛
（歩崎島村）次右衛門
（劍村）勘次郎

同　（東俣村）　太郎右衛門

同　（市島村）　孫兵衛

同　（氣良村）　善右衛門

同　長助

同　（那比村）　藤吉

同　（切立村）　喜四郎

右は駕訴五人箱訴六人の者共なり

無構　（百姓）　三十七人

所拂　（同）　二十三人

重追放　（同）　四人

中追放　（同）　一人

庄屋役人組頭役儀取上其外百姓十人過料三貫文宛

金森大助

同　清助

兵部息女

右郡上に被罷在しを金森左京方へ被引取候由

（仁兵衛惣領十四歳）　粥川政之丞

（外記養子）　渡邊伴吾

（甚左衛門惣領十三歳）　根尾島之助

（同二男八歳）　根尾淺之丞

右四人江戸へ被召外正月十日出立

先達而牢死　（代官）増子庄九郎

郡上記畢

附録

一説曰越前國（社號不知）大明神は大野郡中村に在る三社の神なり、往古より除地にて社領五百石餘、社家を松本左近と云、共別家に石徹白豊前と云者有、當社は昔より兩部の神道を修め、左近に至る迄七十代、年中神事無懈怠相勤、吉田家白川家へも不屬して、一流立之社家なり、然に五年以前豊前事上京して、始て吉田家へ參候し、爾來は吉田家の門下たるべしと約して歸國致し、其由左近へ達る處に、左近一圓肯ず、當社は日本三所の社にて、古來兵亂にて無斷絶寶燈を挑げ、孰れの門にも不屬、一つの流義を立るを以て、當社の規模とせり、然るを今更事新しく吉田家に屬せん事、何の謂ぞや、其上當社は世々兩部を修めて、當所の檀方一統に錦依する處に、巳來唯一の吉田家の流儀に改む事、所の者の思ふ所も有、旁以存も不寄と聊承引せざれば、豊前も無是非此由を吉田家へ申遣す處に、吉田に於て評定の上右社は金森家領内の事故に、金森の方へ右の譯を亘細に相達せられ、違背なし吉田家の支配を請候様御申付候様に致度との趣也、因茲金森家より江府寺社奉行本多長門守へ聞合有之、長門守は内意を得て、金森家へ松本左近を召呼れ、委細吟味の上段々利害を被申聞と雖、左近一圓承引不致、且は一村の者共も往古よりの儀を申立一統に不得心故、此上は領主の命令にても承引致間敷旨の證文を書せ、而後强訴の咎に准して、神主左近は令追放、幷右の儀を申募候頭取の百姓共を、御法度の徒黨の科に比して、死罪に處せられ、扨社領の事は金森家より役人來て繩引竿を入て改る處に、古來竿入ざる處故五百石餘の地面ながら、今竿にて三千石程あり、此邊金森の領分は高凡一萬石餘有と雖、新檢打詰の地なれば、右社領改の節今竿を以、五百石餘を神領に究、打出しの二千五百石は公儀へ届けも無く、金森家の領知と

せらるゝ、是等の始末は非儀無道御後ろ闇き事を、左近疾と書付に調へ、出府して三年以前老中松平右近將監の乘物に付て訴訟すといへ共、取上無之、仍て此度又々箱訴仕とも、又は老中堀田相模守へ乘物訴致せしとも云り、兩說不分明、何れにもせよ、九月七日評定所へ松本左近を被召出、御尋の上左近義も先宿預け被仰付、且此一件の科に仍て死罪に被處し百姓共の妻子眷屬は、左近同樣に相願ひ、其外領分豪訴の忩動、彼是一度に起て、遂に金森家滅亡に及畢、併翌卯六月金森左京(兵部伯父)を被召出、格別の思召を以、越前國南條今立の內にて、新地三千石被下置旨被仰渡と云々、

翁草　巻之五十五

○異國船入津の事

古來戰國の時分は、定りたる港も無ければ、異國船濫りに津々浦々へ入込て、己がさま〳〵交易す、耶蘇宗門の日本へ渡りしも、其頃の事とかや、其後御當家御治世に至て、始て崎府を入船の港に定められしより、規矩今に及びて嚴なり、御治世始迄は、南蠻の黑船入津して、名物奇寶の類數々携來りし故、土地の賑ひ大に今とは異なりしが、黑船御制禁の後は、指たる貨物も來らず、今に於て、名裂名陶の世に稱せらるゝ物は、凡て蠻國より持渡りしなり、其後も常憲院殿御治世の頃は、特に華物を取はやされし故、入津の船多く結構の諸物を積來り、爰に記る享保の頃迄も、大船にて、船積の品も上品にして、船數當時とは格別多かりしが、吾朝の金銀を、年々過分に異國へ渡さるゝ條不可然の由にて、段々に減ぜられ、始は船一艘に銀高の定めもなく、幾萬兩の物をも積來りしを、一々歳の銀高船數を究られ、猶も次第に銀數減じ、今にては一艘の高銀百三十貫目限、船は一ケ年十三艘を限として、異國人歸帆の節、長崎奉行より信牌（切手の事）を渡され翌年に來る時、是を持參して交易の證とするなり、此切手の改所、南京の港、左浦と云所に、十二軒の船問屋有て、北京へ運上を出して、諸州の船を改ため此信牌を以て、日本の渡海を免すとなり、享保十四酉年入津船積荷物目錄、或記に有りしを左に記す、

八番南京船

一白　絲	千九百三十五斤	一大飛紗綾	五百九十八反
一無紋紗綾	九百反	一續大緋縮緬	百　反
一上緋縮緬	百四十反	一尺長緋縮緬	百五十反

一右同斷　五十反
一上白縮緬　百八十反
一濱白縮緬　二百四十反
一尺長同　二百八十反
一大白同斷　二百五十反
一錦　一反
一尺長白路　八十一反
一白しやり　百反
一島純子　百二十反
一純子　一反
一紗　二十七反
一緋まがひ絲　五十斤
一手くす　九十斤
一水銀　千八百三十斤
一木のみらう　一萬千五百斤
一甘艸　三千六百斤
一白砂糖　三萬三千斤
一地楡　二千四百斤
一五味子　百三十斤
一地骨皮　三百八十斤
一肉蓯蓉　九十斤
一白附子　二千斤
一黄芪　百二十斤
一大凡子　六百斤
一黑砂糖　二百五十斤
一桂枝　二百斤

九番寧波船（十月二十二日入津）

一白絲　千五百斤
一大飛紗綾　九百六十反
一無紋紗綾　二百反
一上白縮緬　六百反
一大白縮緬　三百反
一續小白縮緬　二百二十五反
一大緋縮緬　三百反
一尺長白同斷　五十反
一白路　三百八十反
一木綿　五百反
一眞綿　四百反
一毛氈　二十反

一白砂糖　一萬五千斤　一水銀　四千斤
一白朮　六千八百斤　一芎藥　二千八百九十斤
一甘艸　四千八百九十斤　一めうばん　一萬千斤
一大人参　十一斤　一小人参　二十三斤
一白芷　六千斤

十番寧波船（十月二十三日入津）

一白絲　九百六十斤　一大飛紗綾　八十七反
一白縮緬　千二百九十斤　一績廣緋紗綾　三十反
一小人参　百四十五斤　一白朮　八千斤
一白砂糖　一萬八千斤　一山歸來　三萬斤
一芎藥　一萬千斤　一黄芪　六千三百斤
一白芷　一萬千八百斤　一甘艸　二千八十斤
一蜜　八千斤　一甘松　千斤

十一番臺灣船（同月入津）

一白絲　六百斤　一大飛紗綾　八百反
一大白縮緬　五百反　一上白縮緬　三百六十反
一白路　六百反　一績白段子　四百反
一眞綿　千斤

十二番南京船

一白砂糖　一萬八千斤　一甘艸　三千四百斤

一玄参　九斤

十三番寧波船

一白絲　八百四十斤　　一眞綿　七百斤
一白まかひ　百八十斤　　一大白縮緬　五百反
一大緋まがひ　百八十斤　　一績小縮緬　五百四十反
一績小緋まがひ　百五十反　　一同小綸子　五百反
一白路　五百反

十四番南豆船

一大飛さや　千二百反　　一上白縮緬　六百反
一大白縮緬　三百反　　一績小縮緬　二百二十五反
一上緋同　五十反　　一大緋同　三百八十四反
一島路　百二十反　　一木綿　五百反
一まがひ絲　三十五斤　　一眞綿　四百斤
一白絲　千九百斤

十五番寧波船

一人参　十六斤　　一白砂糖　二萬三千五百斤
一水銀　二千百斤　　一蒼朮　二千斤
一甘艸　六百四十斤　　一黑さかほ　三千三百斤
一木實蠟　五千斤　　一蠟燭　二千九百斤

十六番占城船

一人参　十七斤七合　一白砂糖　二萬三千二百斤
一黄芪　二千八百斤　一白芷　二千六百斤
一蒼朮　二千二百斤　一白朮　六千五百斤
一甘艸　一萬五千七百斤　一水銀　三千斤
一めうばん　三萬三千斤　一麻黄　百八十斤
一山歸來　四百七十斤　一砂参　二百六十斤
一木の實蠟　一萬斤　一連翹　九十五斤
一當歸　八百斤　一山棗仁　百斤
一肉桂　七十斤　一升麻　二百斤
一大腹皮　二百斤　一黄芩　二百五十斤
一白つこん　二百斤　一知母　三百八十二斤
一附子　二百五十斤　一黒砂糖　三百斤

十七番東京船

一小銀　二百八十斤　一白芷　二千二百斤
一芍藥　千五百斤　一連翹　千三百斤
一麻茅　七百斤　一地黄　二千六百斤
一甘艸　二千斤　一ろかん石　七百四十斤
一破故紙　七百斤　一白朮　二千七百四十斤
一延胡索　二百二十斤　一百部根　千斤
一黒砂糖　千九百斤　一木へつし　百斤

一草杲　百斤　一烏藥　百三十斤
一遠志　二百八十斤　一大腹皮　百斤
一木爪　八十斤　一白砂糖　六百七十斤
以上

○新渡伽羅并に近松門左衞門の事

享保八九年の頃の船に、最上の伽羅渡りしを、御用物掛り高木作右衞門【割註】元長崎總年寄なり近世御取立ありて御家人に成り御代官仰付られ當時御代官高木菊次郎父」改之處に、各掛目百目餘有之に仍り【割註】掛目百目にて不足ははした物に成て御用物に不相成異格の由」江府へ伺上候處に、有德院殿吉宗公則是を被召て甚賞せられ、禁裏へ被獻、靈元上皇是に勅銘有て、かくれ家、「軒もる月と呼せ玉ふ、自是先々に新渡の伽羅を獻ぜらるゝ事有しに、其香富士の煙に似て、又淺間の風情有とて、ふた山と名付させらるゝとなん、其頃は大阪竹本儀太夫、芝居に大内裏大官臭鳥と云新淨るり出て、世にはやる事類ひ無之、なべて人の口に有り、其道行の序に、かくれ家の軒もる月にこがれ出で、露にやしなふはそて香爐をしやすかりと炷きしめて、下着に殘る香取姫（下略）新勅銘の隱家軒洩月と、言葉の始にとり、句づゝき優艶にして、今の世の淨るりのごとくいやしからず、其次の言葉うつぶし色の袈裟朝にかけて云へり、うつぶし色は、俯しの心に、黑色の事なる由、袋草紙に見えたる言葉なり、是作者千々が筆を勵して、近松が餘風を慕ふものなり、近松門左衞門が作に於る今古類無し、譬ば蝶の翼の白粉を草にこぼして梢には鶴の霜毛を脫かくるは。時賴記雪之段に、風色を詠る道中の言葉なり、是等の對句などは、凡老杜をも欺くべし、佳作の數々周く人の知る處なれば、一々擧んに遑あらず、近松が素性は、岡本以筑にて其頃名有る町醫の弟にて、若き時正親町家に仕へぬ、正親町一位殿は、名におふ狂歌の達人なるが、一位殿或時參内有しに、若殿上人集りて、一首の狂歌を衆議判につゝりて、かくなんかけられける、

本歌をは詠んたら德か正親町狂歌をよむは一いらぬもの
言下の返し
一いらぬ物とおもへど狂歌さへえよまぬ公家が世に正親町
彼卿若冠の頃、戲に宇治加太夫が、新淨るりを作られしを、近松其使をして、加太夫方へ常に往反して、
其身も筆才有に任せて、此作の事を手傳ひ、次第に是に遊て、加太夫が高弟義太夫をそゝのかして、新
たに義太夫節と云ふ一流を語り出させ、己も竟に其作者とは成ぬ、また其世に江島屋其碩と云る浮世艸
紙の作者有り【割註】世に大佛餅屋の本家なり當時大佛前に住する〇〇とは家異なり」是も禁短氣色三味
線曲三味線、其外何質氣など云ふ草紙に、世のわざの事、又は時の人情を、よく書こなして、今に至て
名を遺せり、同じ狂歌ながら、近松は、此草紙を書く事難く、其碩は又淨璃理を作り得ず、適々淨るり
を書けば趣向は面白けれども、人形働らかざりしなり、斯る事にも、其道々に差利有事知ぬべし、

〇長崎高木彥右衞門の事

長崎奉行は他國の奉行と違ひ、交易の事を專要にして、其餘の事は枝葉の如し、町方の仕置公事出入等
迄、悉同所年寄方にて吟味を遂げ、奉行所には相居候迄にて、年寄方に於て、夫々申付る事なり、故に
町年寄威に誇りて、我意を振ふ事多し、此已前正德の頃か、總年寄高木彥右衞門（總年寄八人有）不慮
の横死に仍り家斷絕の事左に記す、彥右衞門は中にも御本丸御用物掛りにて、威勢も他に越え、家富榮
て、「常に傍若無人多かりしが、其子出生して、產神諏訪社へ宮參の折柄、途中にて深堀官右衞門【割註】同國
深堀の地主にて代々其所を領鍋島家の家來分無役にて代々長崎住居」家來足輕體の者通り合せ候を乘物
の脇より片付候へと聲を懸け候故、道の傍へよけ候とて、折柄雨後の溜りへ踏込、蹴上の水乘物の內迄
入ければ、こは慮外狼藉者とて、駕脇の者大勢立寬り、散々に打擲し、傍なる溝へ踏込、いかゝ敷行過
る、彼者卑賤ながら帶刀も致居候者を、町人の分にて、法外の仕形と以の外怒て、主人屋敷へ立歸り、

傍輩に告ぐ、傍輩共皆久敷長崎に住て、兼て高太が威光を能知たる者故、一向に是を宥れ共、渠は在所より、近頃來て、所不案内の者なれば、一途に鬱憤して、其日屋敷を出奔して、右所深堀へ七里の海上を馳歸り、在所に有て諸士に語れば、各倶に怒て其翌朝まだき篠目の頃、濱の町高木が宅の前へ、船を漕着け、何かは知らず大勢催來て、高木が門を敲き、明るや否、各內へ押込て、家內を切散す、彥右衞門も不意の事ながら頓て手鎗を取て立向ふ處に、大勢立掛り、忽切害して、彼本人の足輕一人玄關に相殘り、腹を切る、其餘助太刀の者は、直に船に乘り、深堀へ立歸る、玆因穿議有之處に、深堀方は、昨日駈落いたし、其後の儀は、曾て不存由、官左衞門より屆有之故、大勢の助太刀は、全く深堀より來るに必定なりと雖も、强て不及穿議、彥右衞門家は斷絕し、其跡親類高木作右衞門へ總年寄仰付られ相勤候處、近年御取立有て、作右衞門事御代官に相成候事、

○南部信濃守使者の事

奧州盛岡城主南部信濃守より、獻上物の使者、代々御家老中面謁有て古格の處、寶曆の頃、御老中御用有之由にて、御奏者衆の披露と成るに仍り、南部家にて後例を歎き、翌年も又右の格に相成候はゞ、遮て家格を申立る存念にて、翌年の使者佐藤左次、留守居尾崎富右衞門申合せ、おなじく六月右兩人同道にて致登城けるに、御目附大久保荒之助出會れ、當年も御老中御用向候事多に仍り、御奏者衆にて可被取計旨被申、時に尾崎進出で、去歲今年相續き右の御沙汰に候へば、主人家格にも差障り、此段當惑仕候間、何卒古格之通奉願候、御用向相濟せられ候迄、差扣へ可罷在旨强て申之に付、又々御目附稻生下野守出られ、再往被申聞ども、富右衞門承引不致、然る上は、今日は先立歸るべし、追て御沙汰可有之の由、下野守挨拶に仍り、使者は其儘に退出す、其後御用番御老中へ、牧野豐前守を召呼れ、六月廿八日豐前守も相越候處、南部信濃守儀、御目通り差扣の格に被仰出、尾崎富右衞門、佐藤左次義は、國元へ早々差遣、押込可置旨、信濃守間柄に仍り、豐前守を以て被相達候也扨御評定の上、陪士殿中に於て、

過言の古例、奥御祐筆柴田藤三郎、神保左兵衛へ被仰付、大猷院様已來の御日記詮義有之處、今度の類格曾て無之候段申上る、依て猶御評定有り渠等殿中を不憚、多言被申募候段法外に候、然る上は、急度可被仰付歟、信濃守は不被存事ながら、自分の使者の越度なれば、右に准じ被仰付品有べしと被評處に、獨西尾隱岐守默然として出語無りければ、堀田相模守隱州に向て、如何思召も候や、承度と有ければ、其時隱岐守には、各方の御評議上の敬を思召候段、御尤至極に候、乍去慮外も不敬も事と品に寄可申哉、今度の者共の過者等、敬は全く自の爲に非ず偏に主家の爲に殿中をも不辨、其身の科とも不顧段、流石奥州士の風俗、無骨には候へども、忠誠寔に感入候、斯く主人へ身を拋志の者を被罰候はゞ、世の風俗如何可有之哉、爰を以て考る時は不敬は輕く、其志は最も重し、豈其重きを捨て輕きを取んや、是御政道の要樞とこそ存じ候へ、信濃守もかゝる忠士を公命に仍り罰し候はゞ、さこそ惜しくも存べき、加樣の士を、隨分家々に多く所持仕度ものに候、則是が御治世第一の御手當成べしと被申ければ、各人々信伏有て其段上聞を被經、同八月十一日、御用番御老中より、南部信濃守在所の使者城夫々內を以て被獻候樣被仰出、則使者被出候處、古例の通、老中本多伯耆守面謁、さて首尾能く獻上の式相濟けるとなり、

〇江戸吉原松葉屋瀬川の事

享保年中江戸淺草の邊小菴(再法庵)に住める自貞尼が來由を尋ねるに、此の尼元は吉原江戸町松葉屋抱への瀬川と云ふ遊女なり、其親は和州南都の產にて、若きより都に出で、富小路家に仕へ、大森右膳と號す、然るに我家にて、傍輩の女と不義有之、露顯の上、兩人共に暇出て、京都にて住居難成、其女を連れて、古鄉南都へ歸り、大森通仙と變名し、醫業賣藥等にて、佗敷暮しける中に、女中を設く、幼名たかと號す、是則瀬川が事なり、たか十六七歲の頃、町奉行組與力玉井與一右衛門が若黨源八と云もの、たかに戀慕して、通仙が僕與八を賴て、艷書を送りたり、是に從はざる遺趣に仍り、密に源八が所爲として、鹿を殺して、夜中に通仙が、表に置く、【割註】南都は鹿を殺すこと古來堅禁制也若過之ときは殺害

人の科より重し故に本文に記す如くなり」翌朝見付て、奉行所へ訴ふ、依之檢使を差越され、色々吟味有と雖も、殺人不知故、先づ通仙牢舍申付られ、段々穿議の上、通仙が仕業とは見えざれども、殺人不分明の上は、通仙其儘差置るべきに非ずとて、所拂と成る、夫より通仙は京都へ來て、山脇通仙と改め、僅の營を致し居けるが、樣々の難に遇ひ、其後大阪に漂泊して死す、跡に遺れる後家娘難義に迫りぬるが銅屋大和（貞柳狂歌にて鳴る）通仙と親しかりしが、世話致し遣し、御城代内藤豊前守小野田久之進と云ふ者百五十石取候勘定役の者の方へ、彼娘を嫁せしめ、母諸とも久之進に引取、暫くは安堵の思ひをなせしに、享保三年豊前守退役にて、江府へ下らるゝに付、久之進も供致し立歸り、江戸深川屋敷の長屋に罷在しが、大阪跡勘定の爲、同十月久之進は、用金四百五十兩を預り、携へて罷登る處に、道中江尻驛に於て、盜賊の手に掛りたる條、他の聞え難相濟とて、久之進跡目立難く、家内の者離散に成けるを、飛澤町若盜賊の爲に横死す、仍て豊前守怒て、多く用金を取るゝのみか、其身も云ひ甲斐なく、松屋金七と云ふ者、日頃懇故、之を憐み當分母子共、先づ我方へ引取りかくまひ置ける内に、近隣より出火して急火の類燒に逢ひ、金七倶に大に難儀の身と成ける程に、金七が妻の弟金戸町竹本君太夫と云ふ者方へ、久之進家内もろ共、暫く掛り居る内に、たか我身の憂さを、君太夫にかき口說き語り、此上老母の養育いかにとも詮方なし、所詮我身を遊里へ賣て、母を育み、其遊廓は諸國の入込と聞傳れば、もしも夫の敵の手筋の知る事もや侍るべき、願は何卒肝煎給はれと、涙と共に賴めば、君太夫も哀を催し、幸ひ專に吉原へ入込身なれば、吉原松葉屋にて、爾々の由を語る、松葉屋には、其折柄、能き奉公人を尋る最中故、早速親方君太夫が方へ參り、たかが樣子を見て相談究り、十年百廿兩に召抱へぬ、おたかは老母の事を、金七に呉々賴置て、自分は松葉屋に行て、つき出しの女郎と成しに、元來容儀風俗相備り、諸藝格別宜しければ、親方大に悅喜して、間もなく瀨川と名を改させ、此家第一の女郎とす、此名は松葉屋代々の通り名にて、通例の女郎には、此名を付させず、前の瀨川は、去年大傳馬町の何某

に受出され、暫く此名絕たりしを、幸ひと是を後の瀨川にして、二間の座敷を持せ、時めきたる折柄、享保七年四月、上方の客三人連にて、松葉屋方に數日逗留し、中三の女郎歌浦八重咲幾世と云ふ三人を揚て遊戯せるが、或日亭主を呼て云けるは、我々是より鎌倉一見して、又爰に歸るべし、夫に付金子少々爰に有り、右一見に、是携行んも心遣ひなれば、路用計り持參して、其餘は爰元に預けたし、自然右路次にて、金子遣ひ切候事もあらば、飛脚を以て取に越す事も有べし、其時は渡し可給となり、亭主諾して尤も金銀の事に候へば、容易には仕難し、印鑑を殘し置れよと云ふ、尤なりとて印紙を渡す、亭主請取て、勝手へ入、女房にも其段を語て、印紙を出し見せける處に、折柄瀨川は女房の髮を直すとて、其座に居合けるが、彼印形を見て、何とやらん見知たる印形故、其儘部屋へ歸り、夫久之進が印形の書付を取出し見るに、凡そ違ひ無し、故に亭主に相斷て彼印紙を借て、とくと合見るに、聊も違ぬ同印なり扨はと女房に、其客の事を問へば傍輩歌浦が客にて、上方歷々衆の由なり、さあらんには、其腰物を見せ給へと云ふ、總じて遊廓の法にて、貴賤となく遊興の間は、其宿へ腰物を預り置事なれば、女房則戶棚より歌浦と札の付たる脇差を出し見せければ、瀨川取て改見るに、夫の指料に違ひなし、瀨川はさりげなき體にて、女房に脇差を戾し、部屋に歸て、金七が方へ文にて知せ、心靜に身拵して、用意の一腰を、襲の裾へ隱し、彼遊び居る座敷へ忍行き、襖の間より差のぞけば、歌浦にもたれ掛居る客は、慥に其昔見覺たる源八なり、あはやと騷ぐ胸をしづめて、密に歌浦が禿を呼て、歌浦の客はあれ成やと聞糺し、扨歌浦を禿に呼のけさせ、客は襖にもたれ、淨瑠璃を語居る處を、思ひ込て襖越に詞をかけ、肩先より乳の上迄突通す、源八は不意の事には有り、念力の理劒に貫れ、悶苦む計にて、敵する事不叶、連れの兩人瀨川を抱留んとするを、振切て夫の敵きなれば、斯の如しとゝどめを刺んと、源八が上に乘りかゝる所を、親方其外家內のもの、大勢追々駈付、敵討と有ても、證據云では上への申上容易成まじ、先此儘にて公儀へ訴へ、檢使を請て、公儀へ任すべしと、早々訴出る處に、金七幷瀨川が老母君太夫、皆々

息を切て馳來り、委細の様子を聞き、年來の本望此上無しと悦び事無限、扨檢使曲淵治左衞門廣瀬作之助來り、段々詮議の上、手負を連れて、奉行所へ立歸り町奉行中山出雲守、御役所に於て、嚴敷手負を糺明有之處に、奈良にて鹿を殺し、通仙に難儀を掛け、京都に於ての惡事數條、夫より道中の强賊と成り、江尻にて小野田を殺し、金を四百五十兩、其外腰物已下雜具不殘奪取、上方者と僞り、此處に遊與致居る段、悉く今白狀、同類も相知、神奈川にて二人共被捕、大科の者共なれば、鈴ケ森にて、源八始三人共梟首せらる、又瀬川事は、年來の本意を逹し、其上右の事より、大科人相知れ、尤も神妙の至り、依之今日より傾城奉公御免被成旨被申渡、松葉屋亭主事不存義とは乍申、盜賊の宿を致し候段不屆候に付　瀬川が抱へ料百廿兩の内、今日以後の所損失たるべし、且又盜賊所持の金子二百兩の事、元來は内藤豐前守用金たる由なれども、最初右盜賊の事、公儀へ屆も無之に仍り、右金子は公儀御取上被成候段内藤家來被召呼、仰渡され、右金二百兩を、若松屋金七、竹本君太夫に渡され、其仰渡趣は、金七君太夫儀年頃瀬川が、老母を育み遣し候條奇特の至なり、今度瀬川事、女の身にて難知敵を討ち、手筋より公儀の科人相知れ、其身の本望而已歟、上の御奉公に相成り神妙に付き、右金子瀬川へ被下候、金七世話致老母諸とも、流浪不致様取計らひ可遣旨にて、一件悉く落着被仰付ければ、瀬川は夫より直に幡隨院の弟子と成り、剃髮して自貞と名乘り、淺草邊の小菴再法菴と云るに住て、親夫の跡を弔ひ、尤も老母諸共念佛三昧に入、行ひすまして居けるとぞ、再法菴の壁に、數首の歌書付有り、其中に、

池水に夜な〳〵影は移れとも水も濁らず月もけがれず

其後代々の瀬川何れも各題者にて、其名高し、近頃の瀬川が文とて或人の寫し置るを爰に拾ふ、

聞まゐらせ候所、此里の火宅を、けふし御はなれ候て、凉しき都人御根引の花めつらしき御新まくら、御浦山しきとは物かは、殊に殿は木、御そもじ様は土、一陰陽を起し、陽は養にして御一生養といふ字の卦、萬人の養育萬人にかしづかるゝと、賴もしくもめで度御中と、ちよつとうらないまいらせ、穴

賢、

松瀬ゟ

てう雛様御もとへ

丁子やの雛鶴へ遣したる文なり

○江戸大火

明和九辰年二月廿九日晝九時頃（或未刻）目黒行人坂より出火、南風強く白銀臺邊樹木邊夫より相模殿橋麻布新町邊、仙臺坂近所、夫より善福寺裏通、十番馬場近所、長坂通麻布六本木通、重兵衛町、かせんぼ谷、赤坂溜池近所火消屋敷、夫より工器坂中程迄、西の久保通切通し邊、江戸見坂、虎御門外屋數方町家共、新橋近所町家計幸橋御門通焼失、幸橋御門内屋敷方不殘、虎御門内屋敷方不殘焼、

但上虎御門龜井能登守伊東大和守北條豊吉殘

夫より外櫻田之倉屋敷方不殘類焼、櫻田御門内御老中屋舗幷御用屋舗、幷松平下總守、松平肥後守、夫より和田倉御門外、大名小路屋舗方不殘、傳奏屋舗共焼失、日比谷御門内屋敷焼失、

但青山大和守松平主殿頭町奉行屋敷井伊兵部少輔殘

右之外屋敷不殘、神田橋御門内、常盤橋御門内屋敷方不殘　御作事方とも、民部卿殿殘る、夫より神田橋御門外通、御成道、稲葉丹後守迄、三河町鎌倉河岸邊、神田白銀町邊、石町本町駿河町淺草御門の內、一町前まで、堺町邊、江戸橋近所、日本橋邊不殘焼、中橋北へ一町目迄、夫より昌平橋の內屋敷不殘焼、神田明神湯島天神聖堂、夫より池之端邊、榊原屋敷迄、上野黒門町二王門、右之近邊、上野下寺町不殘、幡随院幷門跡小寺共移り、淺草觀音一町程前迄、夫より千住宿、右宿二町程焼、小塚原村不殘焼、六郷兵庫頭共、右近所焼失、同日夜五時より、本郷丸山臺より出火、菊坂邊、小石川白山權現社内、夫より追分駒込邊、千田木原、松平加賀守、新奥御殿、水戸殿御下屋敵、夫より禰津權現社、谷中三崎道、日

暮里邊、上野新御闘屋御類燒、

別書曰……鎌倉川岸、神田御門外へ燒、下谷通淺草、晦日朝六時千住大橋向にて火鎭候處、南又風替り、大北風吹戻し、淺草御門の內馬喰町、横山町、兩國橋手前一面に相成り、柳原大手筋、紺屋町、大傳馬町、小傳馬町、本町、石町、堺町へ燒、堀江町、室町、本舟町、日本橋燒落、江戶橋半分殘り、本材木町、日本橋一町目より、西川岸一面に相成り、中橋迄燒拔、通り四町目の內半町殘り、人死の數夥し、凡長さ六里、幅廣き所二里或は一里燒申候、二十九日未刻より燒出、晦日夜子の下刻鎭火、火元、目黑行人坂明王院中念佛堂より出火（イに火元行人坂中程天台宗大圓寺と有り）

大名衆類燒左之通（●印上屋敷○印中屋敷へ印下屋敷）

行人坂有馬左衛門佐五萬石へ　堀直一郎一萬石へ　白金松平讃岐守十二萬石へ
五島大和守一萬二千六百石へ　松平阿波守へ　織田丹波守へ
分部集念二萬石へ　伊達和泉守三萬石へ　植村出羽守二萬五千石へ
松平陸奧守六十二萬五千石へ　土屋能登守九萬五千石へ　同長坂松平右近將監へ
土方近江守二萬千石餘へ　大田原出雲守一萬四百石●　眞田伊豆守○
飯倉織田丹後守一萬石餘●　上杉彈正大弼へ　上杉駿河守一萬石●
秋田信濃守五萬石○　稻葉能登守五萬六千石へ　市兵衞町南部甲斐守二萬石●
稻垣長門守一萬三千石●　木下肥後守二萬五千石●　永井町水野和泉守六萬石●
龜井能登守四萬三千石○　西久保仙石越前守五萬八千石●　牧野新次郎七萬四千石●
れいなん坂石川近江守二萬石●　谷町眞田伊豆守十萬石●　江戶見坂土岐美濃守三萬五千石●
松平千太郎十五萬石●　牧野新次郎○　松平肥後守○
溜池松平筑前守○　松平日向守一萬石●　山口但馬守一萬石●

織田八百八二萬石●
芝新三橋京極能登守五萬千百石
三浦志摩守二萬三千石●
霞ケ關松平筑前守五十二萬石●
相良讃岐守六萬石●
戸田豊次郎一萬石●
本多伊豫守一萬五千石●
同向屋舗●
増山對馬守二萬三千石●
朽木出羽守三萬二千石●
丹羽勘助一萬石●
松平薩摩守七十七萬石餘●
西御丸下酒井飛驒守一萬石●
松平下總守六萬千石●
板倉佐渡守三萬石●
本多平八郎五萬石●
松平相模守三十二萬五千石●
松平土佐守二十四萬二千石●
松平内藏頭三十一萬五千石餘●
松平和泉守六萬石●

藪小路木下佐兵衛門佐三萬五千石●
虎御門内堀田相模守十一萬石●
高木主水正一萬石●
松平安藝守四十二萬六千石●
阿部駿河守一萬六千石●
松平筑後守三萬石●
北條豊吉一萬石●
松平大膳太夫三十六萬九千石●
松平大膳太夫○
南部大膳太夫十萬石●
幸橋内松平美濃守十五萬石餘●
山下御門内井上河内守十萬石●
阿部豊後守十萬石●
松平肥後守二十三萬石●
松平右近將監●
永井能登守三萬六千石●
青山下總守五萬石●
西尾主水正三萬五千石●
松平春之丞七萬石●
土井大炊頭七萬石

相良壹岐守二萬二千百石●
内藤備後守七萬石●
九鬼備後守三萬六千石●
外櫻田永田大學頭三萬二千石●
板倉隱岐守五萬石●
上杉彈正大弼十五萬石●
小笠原能登守六萬石●
太田備後守五萬石餘●
大岡越前守一萬石●
有馬常吉一萬石●
福島加賀守七萬三千石餘●
松平肥前守三十五萬七千石●
鳥井伊賀守三萬石●
水野壹岐守一萬五千石●
大名小路牧野越中守八萬石●
本多伯耆守四萬石●
松平阿波守二十五萬七千石●
溝口主膳正五萬石●
松平丹波守六萬石●
松平能登守三萬石●

細川越中守五十四萬石●
松平周防守五萬四千石●
秋元攝津守六萬石●
小堀備中守一萬六百石餘●
酒井雅樂頭十五萬石●
酒井左衛門尉十四萬石●
遠藤下野守一萬石●
筋違御門松平伊賀守五萬三千石●
松平長門守二萬千二百石●
細川玄蕃頭一萬六千石●
立花和泉守一萬石●
酒井大和守一萬二千石●
石川宗十郎六萬石●
向柳原小笠原佐渡守○
同向屋敷○
立花左近將監十一萬九千石●
宗對馬守十萬石以上格●
佐竹左京太夫二十萬五千石●
七間町立花左近將監○
松前志摩守無高●

戸田采女正十一萬石●
安藤對馬守五萬石●
常盤橋內大岡兵庫頭二萬石●
小笠原左京太夫十五萬石●
榊原式部大輔十五萬石●
松平越前守三十五萬石●
小笠原飛驒守二萬二千石●
土井能登守四萬石●
松平備前守二萬石●
神田明神下內藤美濃守一萬五千石●
下谷大名小路大關辨吉一萬八千石●
小笠原左京
井上筑後守二萬石●
藤堂和泉守三十二萬四千石●
藤堂和泉守○
柳原新シ橋向佐竹右京太夫○
津輕出羽守四萬五千石●
柳澤式部少輔一萬石●
本多彈正少弼一萬五千石●
寺町板倉備中守三萬石●

松平右京太夫七萬二千石●
堀大和守二萬石●
酒井石見守二萬石●
田沼主殿頭三萬石●
水野出羽守一萬三千石●
神田橋外松平采女正二萬石●
稻葉美濃守十萬二千石●
戸田因幡守七萬七千石餘●
元誓願寺前市橋伊豆守一萬八千石●
建部內匠頭一萬石●
堀丹波守三萬石●
黑田大和守三萬石●
天神下板倉攝津守二萬石●
藤堂左京五萬三千石●
下谷御徒町加藤次郎四郎六萬石●
酒井左衛門尉へ
三味線堀松平下總守○
大久保伊豆守三萬石●
織田山城守二萬石●
松下出雲守十萬石へ

元鳥越松浦肥前守六萬千石餘● 毛利讃岐守一萬石● 松平筑後守へ
下谷金杉石川宗十郎○ 戸田釆女正へ 本多彈正少弼へ
六郷兵庫頭二萬石● 根津谷中郷田攝津守へ 伊藤伊豆守一當三百石へ
三浦志摩守へ 本郷本多平八郎へ 駒込小笠原信濃守一萬石へ
西御丸水野壹岐守一萬五千石● 加納遠江守一萬石● 鍛冶橋御門内松平越後守五萬石●

桔梗御門内角櫓西丸下御厩、和田倉内御厩、西丸下馬、桔梗御門外、大手先下馬、虎之御門、櫻田御門、馬場先御門、和田倉御門、日比谷御門、神田橋御門燒、上野仁王門、淺草寺中共、新吉原、堺町芝居、幡隨院不殘、

目黒行人坂より千住大橋の向ふ掃部宿二町程先迄、凡長四里、

凡明暦三酉年正月の大火【割註】其節は御丸炎上西丸は殘江戸中過半燒委しくは落穗集に有之」以後、百廿年に及び、尤も今後程なる大火は無之、大名衆百七十三人類燒旗本衆は存の外少く、三百計燒、明暦の節は、燒死人十萬餘と見えたれども、今度は燒死夥敷、沙汰のみにて、員數聢と不相知、大和屋敷内に死人怪我人別て多く有之由に候へども、表向屆も無之故、其數難知し、火事の方境、或は四里に幅二里とも申、或は長六里抔と書付に仍り、色々違ひあれども、四里餘と有が實事成べし、右火事に付、御老中方其外重御役人類燒の方へは、舊例に任せそれ〴〵御金を被下、屋敷普請有之處に、同年八月二日大風雨にて、右普請悉く吹倒し、本所深川邊は致出水、所々寄火事跡假屋も水込にて流失、誠に水火の難に逢ひ、途を失ふ族少からず、重御役人の御役宅には、直に再造作有之處に、又々九月十七日大風にて元の如く吹壞す、此費幾ぞや、斯く地怪打續くは如何成所以にや、唯事ならずと諸人安き心も無し、自是先に人々評しけるは、明和九の暦數和音迷惑と通ず、古より年號の難陳かゝる例し多し、今年世の迷惑やありなんと眉をひそむる人無にしも非ず、果して此大火に仍り、世界の迷惑大方ならず、京大阪は

勿論、日本國々、此江戸燒響き渡りて農商各產業に間窮する事甚し、其故に歟同年冬改元有て、安永と號す、是に付ても呼合けるは、最早明和九世上へ行渡りて、以後の改元なれば、實に其詮無しとて、色々誹謗の落書などを、取はやしけるも、例の京童部の癖なるべし、

塵泥拔萃

翁の几のほとりに塵ひちと呼る反古有り、これ怪談輕談にも非ずたゞ風情のをかしげなる噺を、より〳〵にすさみて、かいつもれる物にぞ有ける、其中を拾ひて、爰に一二を擧る、

○芝居役者市川海老藏澤村宗十郎の事

芝居役者市川海老藏、澤村宗十郎は江戸兩輪の立物なり、或年同座の芝居を勤ぬ、上手の出合故、其年は面白き狂言有べしと沙汰す、其二の替大佛供養の狂言に、海老藏惡七兵衛、宗十郎は重忠なり、惡七兵衛衆徒の姿にて、長刀をかひ込み、幕の前をのさ〳〵と花道へ立歸る所を、重忠幕を揚て、景淸まてと呼ぶ事なり、仕組の時、其所兎角思はしからず、ひたもの仕直し見れども、兩人が心に叶はず、肝心の所斯の通にては不當ならんと、皆々氣毒に思ひながら是非なく初日を出しけるに、くだんの所にて、景淸のさ〳〵と花道を立歸るに、花道を這入る迄、幕の內より呼ばず、ゑび藏も不審ながら、そこにぶらついても居られず、實に這入る心に成て、ずつと花道より入る所を、颯と幕をあげて、景淸まてと呼ぶ、海老藏も誠に驚き、踊り返つて白眼し所、流石の上手なれば、自然の大當り、言語に不及初日より夥敷評判ありける、則其初日の氣を手本にして、致しける故、每日々々そこのいき込み、格別成しとにや、兩輪の立物ながら、其所の工夫は宗十郎勝りしか、尤もさしものゑび藏なれば、澤村が工夫を請て、忽我工夫を附しなるべし、京にても此の宗十郎師匠の長十郎、或る狂言の仕組も敵役松本友十郎、颯と障子を明て出る處を難じて、夫にてはあしきと云ひ、また出直しても氣に入らず、扨々久敷役者ながら、

是式の事合點不行やと叱るを、友十郎聞て、いかに自ら上手なりとて傍若無人の申様哉と、實に腹を立て、颯と障子を明るを、それより／＼夫にてこそあれ、其氣を忘るべからずと申ける由、又篠塚次郎左衛門、二の替り狂言に、若殿の放埒を、我引負にして、相家老の詮義にあひ、科を身に請て、あほう拂に成る趣向、作者かたより申出しけるに、次郎左衛門云、尤もよき趣向ながら、其詮議をする家老、此座になし、その詮議の仕様あしければ、あたら狂言がはやるまじ、幸ひ山下京右衛門、役者止めて引居れば、京右衛門程の役者が暇乞の狂言一廉の事無ては惜き事なれば、此家老を名殘に勤めよかしと勧められよと申遣せば、尤なりとて、京右衛門に斯く云けるに、次郎左衛門、相手ならば成程可勤由にて珍らしく、其役を勤けるに、其詮議の段、古今になき大當りにて、則傾城男山とやらん云ふ名題狂言と成し由、又芳澤あやめ、老後素人と伴ひ、傾城淺間嶽と云ふ狂言を見物しけるに、其狂言はやりて見物夥しかりければ、舞臺の上のかたみとかや言所にて見て居たりしゆゑ、狂言を目の下に見しけるに、三浦といふ傾城を、霧波瀧江といふ女房勤けるが、二度の勤にうられ行くあたり、見物も涙を催す所なるをあやめに伴ふ素人、あやめに其日の出來を問ければ、先はあの様な物の由にて、さのみ譽ず其譯を重ねて尋るに、さればあの三浦の藝は、我々たび／＼勤めしが、我娘を殺され、其場より主夫の爲に、ふたゝびうられ行く段、毎日々々身せまりて悲しく、樂屋の方を向きて、顔を直すふりにて、涙を拭ひ、笑を作りて勤めぬ、唯今瀧江の致さるゝに、樂屋を向きて、顔を直す計にて、誠の涙は見えず、瀧江とも云るゝ役者が左様の情移らずしては、立者と言難しと難ぜしとなり、されば坂田藤十郎が切幕を出る時、常々手には扇を持て、ちよと扇の頭にて押ゆる體をして舞臺へ出る癖有り、人是を尋けるに、見物の氣の立て有所へ出れば、うけあしき物なり、其氣の頭を一つ押へて出るなりと云、此の藤十郎或大盡の座敷を勤めける所節、其頃名高き能太夫澁谷某も侍座しけるに、彼大盡へ藤十郎訴訟有げなり、大盡何かと尋ければ、澁谷氏の居曲舞を御影にて拜見し度由望ぬ、則澁谷へ斯と申せば、易き事なりとて三井寺の曲

舞を居りてうたふ、藤十郎感心して、見物し、我藝に其機を用ひと聞及びぬ、此類の事は、近世男鈴が書し役者大全、或は耳塵集などに、數々書置ぬれば、餘は略す、斯る賤敷業にも、道の長ずる者の心は一なり、

○能太夫橋本權之進の事

近頃にも能太夫橋本權之進、友人と伴ひ、堀井千助が辻能を見物す、其日道成寺を致せしを、いかにも感心の體にて、見居たりければ、友人曰、辻能抔は、畢竟心を留る物に非ず、誠に其形に似たる事をして、間を合して置く物なり、増て道成寺などは、笑種計の事なるに、いかで左様に見給ふぞと尋れば、實々さに非ず、千助が道成寺今日始て見るに、感心云ふ計無し、今ロをきく、太夫に是程道成寺を舞ふ人は覺えず、尤も其形はわけもなき事にして、からが一體道成寺我物に成てあるなり、餘の物をする心も、道成寺も同じ心にて、勤るゆゑ、自ら道成寺くつろいて面白し、理り哉、爰彼こにて、道成寺の場數千助ほどのもの他に有まじ、いか程上手にても、場數少なき故、あれほどくつろはずと云て、寔に感心して見物しけるは、流石權之進と云はるゝ太夫程有と、人々稱せしとぞ、

○謠曲更科の事

謠曲に更科と云ふ曲舞有り、さもなきやうなる謠ながら、福王派にて大切にする謂は、一昔白極善兵衛（或は葛野九郎助兵衛）と云ふ鼓打其世の妙手なり、福王茂兵衛も、謠曲堪能たり、或る侯家の饗席に、此兩人を召て鼓の一挺を打せらるゝに、次の間にて、福王白極に對して何をか謠と問ふ、白極何心なく、何成とも謠はるべしと答、無程一挺始り、福王出て、此の更科を謠出す、白極此の謠を知らず、去れ共歷々の饗席と云ひ、殊に何成共と答へし上の事なれば、時宜に隨ひ鼓を擊ち終ぬ、聞く人兩人が堪能を興ず、其翌福王が許へ、白極行向ひて、頻に慙愧す、福王其所以を問ふ、白極手を拱て曰、予藝に誇る心聊無しと常に相嗜む處に、昨日不圖も御邊に對し、卒忽成る過言に及ぬ、あれは何の謠に候や、御傳へ可賜と、誠に悔悛の心面に顯れぬ、福王手を拍ち、扨々堪能の人哉、其謠を不知してあの如き一挺の

感情、凡手にあらず、あの謠は更科にて候、御次にて御邊へ相伺ひし時何成ともと有し故、心廣く不圖心に浮みしまゝ、此の謠をうたひ候が、例よりもこゝろのどかに謠よく覺候ぬと申せしかば、白極は偏に我が非を悔て、是則我心の師なりとて、福王が弟子と成ぬ、友れば自然と人をなびけたる謠なればとて、流義の秘藏とせりと云へり、

○富士太皷の能舞損じの事

下手なる能太夫富士太鼓を致しけるに、猶も思へば腹立やと云ふ所にて、手くたりを忘れびつくりして舞ひたりしを、見物聲をかけてじや〳〵申せしを、此の太夫は南無三寶舞損ひぬる氣の見えぬるにや、見物笑ふよと面の內、汗をかきて、やう〳〵舞收めける、後日知音の人、此の富士太皷の事を申出し賛めければ、されは加樣々々の次第にて有し故、見物の聲かゝり候は、慥に舞損ひの見えて笑ひし物ならんと覺え候と申ければ、彼の人手を拍て、いか樣其時の面は凡ならず、上手名人の業とこそ見えたれ、慮外ながら足下の御執行にて、あれ程の出來、返す〳〵不審に存ぜしが、今の返答にて合點參りぬ、其前迄ほれ切たる所に、狂氣にて心替る味ひ、面に移り、感心餘り有り、其氣の替り求ては出來難かるべし、舞揭ひが怪我の高名なりと笑ひしとなん、

○柳生但馬守能を見て掛聲の事

昔日東武御能に、諸侯威儀を整て着座し、靜り返ぬるに、其頃の觀世太夫、幕を切てずつと出たるを、列侯の內よりイヤと聲を掛し人有り、嚴重の席にて、卒爾の事、誰人にや、あはや御不審を蒙なんと、各堅唾を飲み、互に顏を見合ぬれども、誰の云しとも不知、案のごとく御能濟て後、先程列席の內より、かけ聲の聞えしは誰成や、何と存じ聲を掛け候やと御尋なり、于時柳生但馬守進出で、先刻觀世太夫切幕をズツト出候を見候に、其氣みち〳〵、一身の固め、少も透間なく、中々容易に立向がたく、相見え候故、御前を忘れ、思はずも聲を掛け由被申上ければ、追但馬守、相應の賛めやうなりとて、何の御咎

も無りしとぞ、

〇小堀和泉守茶道功者の事

小堀和泉守政岑は、享保の末より伏見奉行にして、延享年中西丸若年寄仰付らる、和泉守先祖遠州は、茶道一統の祖として高名なる故に、和泉守許へ、諸家より茶湯の事を被尋事屢あり、泉州思へらく柳生家の代々刀術を嗜るゝは勿論の事なり、我家を夫にたぐへて、茶湯の家の如く世に唱らるゝは、本意に非ずとて、悉く不知とのみ答へて、常に其道を避られしが、久しく伏見の在役の間に、洛西革島村に有之、宮極殿の別荘は、先祖遠州の作成由を聞及て、何ぞ紀し置るゝ事も有けん、障り無き折柄に、一覽致度由、彼の御家へ申込れけるに、容易の事なり、いつなりとも御越し候へとの返答なり、扨泉州日を定て、かしこに相越され、御屋敷守案内にて、隈はく一覽致さるゝ處に、路次の飛石の、いかにも苔むしたるへ、足をかけらるゝと、首を傾けて、此石とは御尋、案内者答之、さん候、其石は先年加様の譯にて、後入の由申傳候と答ければ、さも有りなんと被申、一覽畢て被歸ぬ、常は茶道不案内の由成しが、實は隨分鍛錬有しとなり、此の石抔も、年久敷昔の事故、聊後入とは不見、尤も其道の人の入置たるなれば、普通に別義無りしを、直に後入と知られしは、流石遠州の裔なりと屋敷守の物語りき、

〇狐つきの事

有德院殿御代の側衆小笠原石見守家來末の者に狐付て退かず、御次にて、その沙汰有を聞しめさは、石見守をめして、其狐に我申付る間、早々退けよと申せと上意なり、石見守畏て、急ぎ退出せられ、上意の趣述されければ勿狐のきて正氣と成る、則登城して其由言上に被及候、其筈の事と御意なり、石州重て被申上は、畜生の儀に候へば、自然上意を背く間敷物に非ず、若し然る時は、如何仰付られ候やと被申候へば、夫こそ易き事よ、江戸中狐狩して、一疋も置ぬなりと被仰しとかや、先年尾州にも、隱れなき、强氣の士有り、(名失念)彼士の僕に狐付て、部屋にて叫ぶ、傍輩色々制すれ共不止、主人聞付て、おと

なを呼て尋けるに、爾々と云ふ、主人暫く默然たりしが、我家來に狐付たると外へ聞えては恥なり、不便ながら其僕手討にすべし、書院の庭へ廻せよと申付、自分は下げ刀にてはや立上る勢ひ、日頃申出せし一言を飜さぬ生質を、おとなも存居れば、扨々不便なる事哉とはおもへども、無是非部屋へ行て、其僕に旦那の御用有り、路次へ廻るべしと呼ぶ、かの僕震ひわなゝき、御免有れと云ふを、大勢引張て、無理に連行ば、最早退きます〳〵とて、路次口にて、大勢を振散し、表へ飛出し倒れぬ、呼び生れば正氣に成り、忽狐は退きたり是威しに非ず、一徹の強氣者の實に手討にせんとする、氣に、狐も負たるならん、或時鹿狩に夜深より太守御出馬有り、御先備段々山口へ押行く處に、山奥の方より、猿の年の猿月の日猿を殺せし何こにぞ怪敷恐敷聲にて叫ぶ、是を聞と等しく總勢上下ともに醉るが如く蕩け候、趾へも先へも不行、太守聞玉ひて、彼の何某は居ざるやと高聲に呼給ふ、遙跡より聞付て、一さんに馬を馳せ來、御意を承て、直に御先備へを乘拔け、山口に蹈またがつて、尾州御内何某是に在り、斯る奴は何奴ぞとハツタと白眼て、仁王立に立たりければ、妖怪立去しと見えて、夜の明たる如く、總勢正氣に成て、何事も無りしとかや、其頃名高き士なり、

〇一向宗風俗の事

親鸞上人は、末世の風俗を能く計給ひて、流義の僧侶を、凡俗に等うし、剰へ門下の徒慕ひ信ずる事、餘宗に超え、一宗皆定る事を知ごとく、敎置るゝ、いかなる方便か不審成る宗旨なり、隱元禪師來朝の後、此宗旨の女犯肉食を許せる事を聞て、其開山の德を被稱しに、二十八日を大切に精進する由を申ければ、眉を顰て、精進日を立れば、其餘は不淨になるべし、夫は不審なりと被申しとや、

〇俳席雜談の事

年忘れの俳席に、三上勘治香山玄超と云ふ兩士有しを、三上勘治、タチハナ香山玄超ハコイタと興せしは、實にも暮行年つものを賣る聲に彷彿たり、

〇全暇狂畫の事
全暇はざれ畫に長じたり、貴人の宴に、席畫神を揺しぬるを、迚もの事に長銘をと好給へば言下に筆を點して、日本鍛冶宗匠伊賀守藤原金道上の町全暇と書く、有合ふ人々是を見て一度に咄と笑ふ、かゝる活氣を以て常に狂畫に委る故に、繪毎に神在るが如し、惜むらくは此の筆意を正畫に用ひなば、一世の妙手に成ぬべしと嘆ずる人多かりし、

〇諸道衰微の事
近世諸道衰へぬと云人有り、一概の說か、諸藝の內勝負なき事は、據りがたし、譬ば盤の遊は立所に勝敗有る故に、名人と稱せし何某と、誰との手相如此、其誰より相次で誰々と連綿する故、其名人今在世なれば、今の誰と是程の手相たる事顯然なり、夫を以て考るに、左程の衰にもあらず、少は劣なん、又妙手の出まじきほどの樣子にも無し、されば諸道其格なるへけれ共、毀譽のかしましきに、勝劣紛るゝなり、不易の世界に、僅五十年百年見ざればとて、昔の今のといふ差別あらんや、千年や二千年は、皆今の人間の仲ヶ間なれば、人の氣憶のさほど違ふべき樣もなし、唯故人を慕ひ、今をこなす故に、其いきおつにて懸隔の樣に聞ゆる計なり、去れども治久しきにつれて、人々の奢益々高く、姦佞日を逐て募る故に、人の志も篤からず、然れば道に堪る人は、此後次第に乏しかるらんや、中にも武の道こそ、

〇棋打木村道仙の事
洛の木村道仙は、棋局に鳴る、享保年中迄在し人なり、時の國手へ先々先の手相にて凡そ上手に等し、又專龍と云ふ碁打有り、浪華に鳴る、或時道仙を招て手合はす、其半に道仙所勞有とて棋を果さずして去る、是故に專龍が門人丼に群りたる好士評しけるは、道仙棋を以て名有と雖も、我師には不及、去ればこそ碁を半にして、已が負を知て所勞を僞て止ぬと、浪華の評判喧し、是を洛に傳へ聞て、道仙門人憫き事に思ひて、道仙に告ぐ、道仙云く、それは存の外なる評なり、其碁は打終る時は專龍が負に成な

り、専龍も浪花に於て師範を産とするものなれば、あの碁を打損じては、家業の障とならん事を厭て、わざと碁を半にせしを、斯く評判を成す時は、我志徒らに成ぬ、不如再會を催し、勝敗を分明にせんと、重ねて日を定て、其棋を次ぐに果して専龍負たりしとなり、

○刄物目利の事

刄物の目利する人に、其道を尋るに、外に稽古とてはなし、唯たくさんに見るべし、目功にて自然と覺る事なり、先づ鯉口をずつとくつろげると、焼出の味ひにて何となく、初一念浮むなり、扨上々の出來を考る内に、日本國の鍛冶が、もや〳〵と心に出できたるなり、去れ共詮ずる處、大方初一念へ戻るものなりと語ければ、同席に有る醫師云く、醫業素より一なり、診脈のはじめに、初一念發す、扨て様體を聞に付て、色々四百四病混じて分ち難し、夫をやうやう匙を取、段々自然と初一念にて調劑する事多しと申き、凡諸の目利、皆此の格なるべし、其の初一念に品々有べし、未練の初一念は、あたるべからざるか。

○世諺ろくしきの事

世諺にろくしきに覺えぬと云ふ事有り、是れ鄙言に非ず、識に九つ有り、爰に至事は難し、凡そ物を六識に覺ゆる時は、其の事を空うする物なる由

○思ひやりの事

色好む生涯のふるまひなど、文の餘情をもて云つらねなば、光源氏在五中將も物かはと、其人のさま心にて床しく思はるゝを、扨其質を見れば、案に違ひて、さも醜き人多し、なべての事かくのごとし、己がさま〳〵に引くらべて見るにより、智識良將名人も、我が分量程の人に成て仕舞ふなり、されば、菅公を始め、義經重盛正成、近くは大石良雄のたぐひを賛んとて、文花を餝り過て、却て其の人を辱しむる様成事まゝ多し、思ひやりの合ぬ事は、徒然草に書るが如し、

○音律の事

聖樂は僅に吾朝に遺る、中華も今は狄樂なり、淸主元北狄より出給へば、物每自から其國の風を用ふる樣に成ぬ、理りなり、本朝は御裳濯川の流れ絶せず、中國は今に不限、歷世に異域の君も有て、國風色々に換れば、樂のみならず、諸の道、上古の風は悉く失て、國土計りは、中國にして、物每我朝よりは劣なんと覺ゆ、時の諷歌に、國風の顯はるゝにて知るべし、たとへば謠曲は戰國の時出來たる物故、自然と音聲に殺伐有て、律に合がたしと云へり、又其他の淨るり小歌のたぐひは、尤も治世の製なれば、音聲は隨分穩なれども、メリカリ大に不順にして、律法大に違ふ、中にかぐらすき歌、田植歌なとの調子まだも順なりとにや、實も其類は急に下げ、急に上る事なく、順を立てあげ落しをする所、古風にて、少は音律のゆかり有やらん、其外流行の歌は風流にせんとて、注をも不知、めつた無性にうたひちらし、唯淫聲さかんなるたは言成べし、

○江都方角火消の事

江都大火の頃、方角火消の諸侯銘々の請取場へ、人數餘多出して被固に、火勢强大にして、稍時を移して不止、晡時を過ぬれば、或大名の固場へ、屋敷より辨當を運びて、それらへ割手を投る事、環の事し、其格々々相應に間違ひなく、さしもの大勢上下共に飢たる色なし、さすが手の廻る事大家は格別なりと、見る人感ず、去にても仙臺の固め場は、未だ辨當の體も見えず勞れたる樣子なり、他家すらかくのごとしなどや遲しと評する處に、暫くすると總大將總奉行、其外始の人數ほど少も違ひなく、新手の一備來て、始の人數は交代して歸りぬ、去ればこそ辨當の段にてはなかりけれと諸人我を折ぬ、

○學者の臭氣の事

一狂者の曰く、學問と云ふ物こそすまじき物なれ、あしく學問だてをすれば、夫々に質氣出來、儒者くさう成り坊主くさう成りねぎくさう成り、もろ〳〵の道の匂ひして、其臭氣故に、先づ一番に慢心と云

ふ蟲がわき、我行ひは不正にして、人を非に見、佞奸いやまし邪路に入て、直ならず、是等は唯己が程々に物を覺たる、藝者と云ふ物にて、先生と尊ぶべきものにあらず、是濁世の人間故、眞の學問のすべてを知らぬからの事なれば、邪心の學問は、なま兵法、大疵の基と云が如く、益なくして害多し、

こゝろだに眞の道に叶ひなば祈らずとても神や守らん

神明には限るべからず、萬づ是にて濟なりとしやべりぬ、斯る狂者は己が放蕩を忘れ、諸教を詰る、凡人たるもの、諸意を棄て、今日の道理計にして行ふ時には、譬ば器用なる者の、諸藝を習はずして、我才覺にてするに等し、大概は覺たる樣なれども、役に立ず、夫よりは不器用にて修行したる方が篤し、假初の藝能さへ如斯、增て一道と立たる教を、此狂者が見の樣に蹈破候は、所謂斷無の見に墜て、天地の間の罪人ならんかし、去れ共此氣違ひが言葉の中に、學問の臭氣の事は尤も成歟、此匂ひの出る事は、もと學問の仕込樣が惡敷故なり、何れの道にても、篤實の先生に隨順し、鹽加減さへよくすれば、いか成炎天にも、臭氣は出ず、能く馴て熟すると知るべし、

〇柘植如水の事

作州に助三郎と云ふ桶屋有り、或時細工に行たる先にて、上方より儒士を招じて、大學の講席を催す、助三郎亭主に願ひて其の末座に連なり、始て明明德の所を聽て、頓に志を發し、我屋に歸て、直に家職を弟に讓り、其の身は學窓に入て、聊他念なく、工夫を凝し、發明して竟に博學宏材の大儒と成り、柘植如水と號して、中國に双び無き先生なり、其後彼大學を講ぜし儒士、再び其國へ來れるに、如水立向て拱手して謝之、儒士自始の事を聞て大に感嘆し、何を以て發明し給ふやと問に、我すべて好ける事を退治して、而して道に入ぬと答ふ、其見大にして儒士頗る信依し、今は我及ぶ所に非ずと申けるを、其我の學を難ず、儒士最閉口せりとかや、近來常陽の繁伯氏が纂る何とやらん題せる書にも、此如水の事出たりと聞侍りし、

○鳳凰出現の事

享保十七年の頃、長崎奉行より京都通用の文の端に申來けるは、雍正帝【割註】清の弟主雍正元年に日本の享保八癸卯年なり」は希世の仁君にて、貢税三分通年の豊凶に不拘、戌亥兩年（雍正八年九年日本享保十五六年に當る）大淸一統に是を許さる、萬民大に潤色して、其德化に懷く、同年三月北京西山の上へ（西山は帝の離宮都より東行程三里）鳳凰雄雌二羽出で飛行す、鳴く聲數十町に聞ゆ、大鳥二羽先に立ち、諸鳥夥敷後を守護する體に見ゆ、鳳凰の羽色五色長は凡一丈程と見えたる由、

右書附にて申來候由、長崎奉行の紙面有之、

○坊主小兵衞の事

元祿寶永の頃、坊主小兵衞と云ふ隱れなき巾着切の名人有り、犯科に仍て囚獄せらる、又た其の頃目あかしと云ふ物有り、夫は獄舍に在る囚人の內を選て是を役せしめ、盜賊且つ溢者を指せ、其指ロの功重る時は、渠が科を免さる、常に役人京街を廻る時、此目明しの者に、腰繩をつけて召連る事なり（享保の初の頃より目明し止む）此の小兵衞も、目明しを勤む、或時同心目附役、加々山權兵衞と云ふ者、小兵衞を連て洛を廻る、權兵衞戲に小兵衞に云て曰、汝は巾着切に妙を得たり、今日某が下け物を切て見よ、我亦聊爾に切れまじと云ふ、小兵衞諾す、扨所々打廻りて廳へ歸る時、權兵衞廳の門前にて、我腰を探り見るに、下げ物其儘にて有り、扨こそ小兵衞手垂なれ共油斷さへせねば切る事不能と思ひて、門へ入て廻りの屆相濟、小兵衞義は、夫より牢屋へ返すとて、共に門外へ出て立別るゝ時、小兵衞權兵衞を呼びかけ、御下げ物を返すべしと云ふ、權兵衞あはやと思ひ、腰を探るに下げものなし權兵衞あきれ果て、こはいかにと問ふ、小兵衞云、されば流石御役柄程あつて、今日色々透間を窺候へども、少も御油斷見え不申候故、切得ず候處、唯今御門へ御入の節、腰を探り給ひてより、大に御油斷の氣相見え候故、其所を切るはたやすく候と答へければ、權兵衞大に慚愧して、我卑しき身ながら、大切成る役義を

勤る上は、隨分物毎に心を用ると思へども、まのあたりかく怠慢あり、今汝が一言こそ、我心の、師なれ、總じて油斷と云ふ物大事には出ぬものなり、皆加樣の事より起て、大に身を過ち、いか成る大事をも引出すなり、今日圖らずも、假初の戲に仍り、汝が金玉の言を得たりと、小兵衞を禮拜して立別れぬ、權兵衞が後悔、小兵衞が權變、皆名人の出會成けり、惜哉小兵衞事、色々の功有て一旦助命せられしが、再犯有て被捉、竟に被處死刑畢、

○並河五一郎話の事

五畿內志を編し並河五一が云るは、昔の神祇官は今の奉行屋敷東の內に在る稻荷の社是なりと云々、實も明德記を見るに、山名氏淸討死場の所に、神泉苑の西二條の南神祇官を後ろに當てと有れば、五一が考と符合す、又櫛笥通（千本通りより一町東）蛸藥師通（本名四條坊門）門の辻田間に小祠隼神といふありと同人の說なり、是を聞誤て、はやふさを、はやくさの神と心得て、夫より小兒のくさの願を掛るに、隨分驗有て、段々諸人願を籠め、繪馬を揚げ、小祠を修補しける儘に、翁が若き頃迄は、田間に僅方二尺迄もなき程の祠成しが、今は華表も出來。方境も少く廣まり、祠も大く成て、繁昌有體なり、鰯の頭も信からと云ふ類ひ成べし、當時はやらせらるゝ錦天神も、元六條河原院の舊跡にて、後世今の地へ引れたり、去に仍て今も此寺を六條道場と稱す、其來由を以て、融公の像遺りけるを幸ひ、大臣裝束の古像故、菅神と祭るは近年の事なり、此の來由を聞て信を喪ふ人有り、甚僻事歟、木象元何なりや、一株の古木たり、彫刻せれば尊像と成る、調度に製すれば調度と成る、融公を菅公に轉ずる時は、まさに菅公なり、奚ぞ是を歎んや、松永霜臺が、金瘡の家法も、今疾藥と成れば、疾を治す、是にて思量すべし、

○蛸とボケの酢と喰合せの事

元文の頃歟、大津の人所用有て、北近江へ行とて、夙に起き行厨を腰に携へて出かけるが、途中市店に立寄て、辨當をたうべんと披き見るに、持參せし蛸に酢を忘れ掛ざる故に、彼茶店にて、酢を乞ふに、

折から酢は、切たりボケの酢ならば有合すと答ふ、さあらば、夫にても不苦と、持參の蛸にボケの酢を掛て是を食し、終に旅人は出行ぬ、其の後にて、皿に少し殘りたる蛸を其儘にて棚へ片付け置處に、暫く有て棚より物の落る音す、何心なく是を見れば、件の蛸張裂ごとくふくれ廣がりて、棚より落し音なり、是を見る者怪み思ふ處に、其の邊何川とかや云る川端に、旅人體の者行倒れ果て居ると沙汰する故に、彼茶店の亭主、其の年頃人相着類等を尋るに、右の旅人に相違なし、扨は蛸にボケの酢は大禁物なる事を、各始て知たるとなり、其の頃翁が知たる大津の人の物語なり、總じて鮮魚にぼけの酢は惡敷由、其後餘人も申しき、心得居べき事なれば、筆の序に記し置ものなり、

○寺內宮內狂歌の事

甘露寺家の內寺田宮內は狂歌に名を得たり、或る武家へ不圖訪ひけるに、其家の子息繪を半ば書所なり、寺田を見付けて、此の畫に賛をと望まるゝを見ば、蔓のみ出來て、未だ何とも知れざれば、猶豫して有しに、頻に乞はれける故、其のさま瓜の蔓と見ゆるに任せ、瓜の蔓と五文字を申出しければ、忽其の蔓を葡萄に替ていかに〳〵と責らるゝに取あへず、

瓜の蔓に茄子はならぬ浮世とてぶどう見事に遊はされたり

と申ければ、各々宮內が頓材を感ず、

○和漢文法の事

中華は物每に優長なる樣なれども、文章は短かくして、而も理義分明なり、日本は人はげしく、小賢しげ成れども、文章迂遠なり、此の前歸帆の唐人沖中にて、病人出來難義せし時、崎府へ早船にて、急病請醫の四字を書送、直に醫者を被差越、間に合たるなり、然るを和國の癖として、斯ろ折にても、近頃御世話ながらの、くれ〴〵賴入のなどと、色々文章を餝る事、國風とは云なから、扨々入らぬ事なり、是も古へは今程にはなかりしが、次第に人輕薄におもねりて益長く成る、宮根權現什物の內に、曾我時

宗が文有り、文章は、

昨夜隣火忽消貴寺安穏珍重候　時宗

と有り、以前は文章も短く、是にて濟たりと云ふ、然れども此の文の事實を聞けは、北條九代の內、時宗の文なる由、實も師の坊へ送る文とは見えず、時の執柄家より送らるゝ文體なり、書面短きも一つは其譯ならんかし、時宗の宗の字も違ふ、五郎時致は、北條時政の烏帽子子に成て、時の字をもらひ、北條五郎時致と名乘し由宗に非ず致なり、然るを今緣記を說くにも、北條時宗にすれば、世人合點せぬゆゑ、幸ひにして、曾我時宗にして並べたり、

○異名の笑談の事

若き友どち日頃睦びぬる妓屋、後家名前にて、其の後家片眼なる故に、聖一々々と呼ぶ（聖一國師片眼なる故に世諺に片目を聖一と云）是興稜とかやに友どち云合て、彼聖一が亭へ行とて、常に出にくがる息子を、今日は格別なりとて誘ふ、彼息子も何とぞ行たく思へ共、今日出にくし、跡よりまかるべし、さきは何方と問ふ、誘ふをのこは何心なく、聖一方成る由を答ふ、聖一所はと問へばそこ〳〵と云ふ、扨て約束の通、內の首尾をつくろひあとよりあたふたと心せき行ける道すがら、去にても聖一と計にて、聢と名をきかざりしが、聖一といへるからは、松屋の一なるべしと思ひ、其邊りで松屋お市といひて尋れども兎角知れずして徒らに歸りしとなん、斯る間違は事々有べき事ぞかし、

○堀江治部齋書道に志しゝ事

堀江治部齋は、むそぢの頃迄、無筆同前成しが、不圖筆道に志し、先づ一文字を引事、年を以て算ふ、稍一文字自由たり、次に棒を引事數年また自然なり、扨て丸を書く事幾春秋、是も熟しぬ、手習ふ事は是のみにて、暮齡に及て、書に名を發す、

○誦經念佛の事

佛前に向て誦經念佛すれば、あらゆる妄念うかぶ、是心魔と尋ればさに非ず、一心は器の水の如し、常に絶ず氣の動搖するに仍て、彼水たぶ〳〵と動く、物の影は移らず看經の折は心氣靜りし故に、彼水も動き止る、水靜なればもの〳〵の影は移るなり、是を移すまじとするは無理なり、其の移るに任て著せさるが執行なりと被申し、坐禪觀法素より此道理なるべし、

〇窮鼠嚙猫事

寶曆の始、中京何某方に、夜々燈の消る事有り、不思議さに、是をためし見れば、夜更て大なる舊鼠出て、油をねぶる故に如此、依之近隣の猫を借りて掛けゝるに、例の頃彼鼠出て、行燈に掛りし處を、猫見濟してねらふ、鼠また猫をにらむ、稍久敷いどみ居けるが、猫ひらつと飛かかりけるを、鼠飛違て猫の咽へ喰付嚙殺して去ぬ、是に驚て、方々にて逸物の猫を搜し、やうやう尋求て、件の鼠をねらはけせるに、いつもの通に鼠出て、又彼の猫と白眼合處に、此猫は少しも鼠に掛らず、白眼詰て居る事久し、鼠堪へ兼ね猫に飛懸りけるを、何の苦も無く引くはへて嚙殺しけるとなん、窮鼠却て嚙猫の謂、爰にまのあたりなりけり、夫に就て考るに、碁を打つ人の曰、勝負は障子に移る日影の如し、世界を照らす日の力とうす、紙一枚の力れば、突破つて入ぬべきに、さもなくて、明暮氣根くらべする內に、さすが薄紙の力なれば程ふる儘に破るゝなり、破るゝと否と、間に髮を入れず、日影の內へ入が如し、如何樣の小敵にても、此方より破らんとするに無理なり、弱敵ほど、己と破るゝ所有り、そこを圖を脫さぬ物なりと申き、所謂武術の水月の位も皆一なり、

〇公卿某質素の事

寬延寶曆のころ何卿とやらん質素の人にて、小祿貧窮を申立て、綿服の願あり、御ゆるしを蒙て、四季に用ゐらるゝ木綿縞の單上下を拵へ、素より衣服悉く綿服にして、御番參內にも、裝束は當番の、非藏人に預け置、途中にて件の上下を着し、無僕にて往來せらる、常に自炊にて、奧方もたすきがけにては

しりもとを働き、息女も乳母有て、外々男女の召仕なし、斯て身を約せらるゝ故に、小家領ながら、賄料潤澤に、勝手向あしからず、諸拂等聊滯なく、立入者も滿足する樣に、あしらはるゝ故に、此前東武御使を被蒙し節も、早速用意整ひ、供廻りも餘の公卿達より結句美々敷出來て、日頃のさまとは、格別の違ひなり、儉約の仕形は、かしらを超れども、花奢の過たるよりは遙に增るべし、

〇松任屋幽靈の事

享保十四五年の頃、京都の松任屋德兵衞と云ふ問屋に、松之助とて十四五歲の男子有り、さのみ美質と云ふにもあらねども、宿因の成る處か、女の執着を受る性にて、其邊り小女兩人しつ心なく、松之助に戀ひ忍て既に二人が靈、松之助につきて、或時は呵責に逢ふ如く、宙に引はられ、釣上られ、兩女がこはねにて恨かこち、嫉妬の問答など目前に在がごとく、唯形はなくて、松之助が口を借りてしやべる計なり、是に惱まされ、松之助心地煩はしく、色靑ざめ、病ふの床に臥す、二親悲しみて、其頃千僧供養を遂げられし象海和尙を招じて、祈加持を賴ぬるに仍り、象海色々致化せらる、始は驗も薄かりしが、次第に歸伏して、和ぐ樣なれども、月をかさねて退かず、兎角する內に、一人の娘は果ぬ、靈は其儘立さらで、和尙幷に弟子閙首座(今壬生村新德寺に有る天巖和尙是なり)への問答いと哀なる事共り、我は此の世を去りぬと覺て我が淺ましき形、自らの眼に遮り、二親の歎きを見るにつけ、いとゞ悲しく侍るなどゝ語る、或時は和尙のゝはせし儘、早々迎出よと呼べども、松之助出ず、やゝ有て出るゆえなど遲かりしぞと詰れば、餘り取亂したるさま故、着替て出ぬと云、其小袖を問へば、何色にて模樣は何なりと云へども、姿は見えず、娘の親は貧敷者にて、近き邊りなれば、斯樣の咄迄も、一々聞て、其小袖は重寶致せし小袖なりとて歎き臥ぬ、斯てやゝ示しを請て、兩女が靈も難有き功力に引れ、和尙幷閙首座へ、暇乞して立去る、其後は再び來らず、松之助も快氣して、元々通に成ぬ、其頃都鄙に專ら此沙汰有て、松任屋が方へ、人群りて是を見聞す、德兵衞難義に思ひて、色々制止すれ共用ひばこそ、理不盡に、

家内へ人押込み、取り〳〵批判をなす事市の如し、まのあたり三世有りと打冒れ共、三世の事は無益の論なり、一念凝らば斯く有まじきに非ず、夫に依て三世有と云ひ、又無と云も倶に迷ひ成るべし、此前生れながらの盲人黒白の色を問ふに、是に答るに黒きとより外に云樣も無し、其黒きを知らぬ者には、千度說ても解がたし、凡身にて三世の論、是に等し、昔爲家卿の若き時、慈圓僧正の門弟に成給ひ、歌稽古有しに、慈圓より爲家卿の許へ送らるゝ文に、少將どの、頃日歌御けいこ有が難義などを少しも問はせ給はず、器用の御心ざしと見え侍ると書送られしとなり、なべて物の奥儀をいたく探らすはよからぬにや、其場へ至らば自ら開くべし、神佛も唯たうとみてよし、深くうかてば色々の事もやつきて、却て疑を生じ、信うすらぐ事多し、

○有德公寬仁の事

有德院殿御代御鹿狩に、御先手頭某、組を連て御先を備しに、まだ夜深きに、後の方より唯一人馬に乘切て來る人有り、彼某咎めて、御先手某、此所を固め、罷在處に、何事成や狼藉なりと急度振返り見れば上樣なり、はつと驚て平伏す、則彼人の名を呼せ給ひ、精を出せと上意にて、乘拔給ふ、御跡にて相備の同役へ此次第を語る某浮沈爰に究ぬ、早々退て遠慮を可伺と存ずるなりと語る、同役の人聞て、曾て夫に及べからず、其御言葉を被掛し所が御免の印しなり、然るに遠慮を伺れなば、却て思召に叶ふまじと申故に、其儘にて御用相勤しに、何の御咎も無りしとかや、彼人の直物語なり、（向井兵庫後伊賀守京町奉行を勤し人なり）其御時代に、斯る事多し、濱御殿御成の節、掃除人足一人、うろたへ殘居て、入御の音に駭き、走り出るとて、御目通りへこけつまろびつ行當る如くして迯出ぬ、御供の面々苦々敷も思ふ處に、其邊りを御覽有て、目付共は不居やと御尋なり、居合せ不申旨申上るれば、夫切にて何の御沙汰も無りとなん、目付の目に掛りては、御用捨遊されがたきとの思召なるべし、

○角力取渦が崎の事

仙臺の渦が崎と云角ふ力取り稍年たけておくれたり、其頃巖石といふ取出の角力(後に鍔間津と云)初日より勝そめて、段々八日目迄に、片屋の名有る相撲に悉く勝て今は合す相撲なし、翌は誰と取らせんと、頭取共の評する處に、渦が崎出て、明日我取らんと云ふ、頭取を始め、其外相撲の好士、相撲溜に來て是を聞き必無用なり、今少し若き時ならば勿論の事なり、おくれの身にて、斯樣の取盛の角力に對するは、いらざる事なり、色々止れ共不聽、我聊思ふ所有り、是非に可取と云ふに仍り、習の手相かくの如しと行司より見物へ披露す、渦が崎は、日頃贔負多き相撲故、是を聞く人おくれの身にて迚も叶ふまじきに、扨々無用成事哉と氣毒に思ひ、去にても流石の上手なれば、如何にや有べきと取々に評判して、翌を待兼ね、好士いち早く詰掛て、彼の勝負を待つ、既に兩方名乘合せせて、立合ふと、否、岩石が頰を渦が崎礑と張る、巖石氣を立て、例の得手を以て渦を一擧に投んとする所をほぐれを取て、見事に巖石を投げたり、其時數千の見物、我を忘て踊り揚り、手を拍ち扇を投げ是を譽る聲雷の落る如し、贔負の見物、渦を扇ぎ立〳〵如何にやよく〳〵覺えあればこそ望て取し甲斐有て、比類無き勝負驚入ぬなり、我々見切者にて、凡勝敗の筋をも見分れ共、今日の事に於て合點不行、奈何と問ふ、渦が云く、御不審尤に候、此程あれ是が取を見るに、誰と取にも得手の一手を以て勝續けぬ、此の一手計ならばほぐれ取て可勝手段有之處に、歷々今を盛の者共、其工夫付ざるや、悉く負ぬ、我ならばおくれたりとも取て可見と存れども、取出の角力に、おくれを掛る時は、必ず取出の方より、得手を不出、唯一通りに取物なり、夫にては折角望て立合ひても無詮と存じ、頃日其得手を出させる工夫を致居候が、昨日漸々存候故、望て取候ぬ、其工夫は別儀に非ず、手合を致候と否、敵の頰を張候が則共、手立なり、夫にて相手に氣を持せ、おくれのあしらひを忘れさせ、得手を出さんの謀に乘て候、案のごとく其謀に乘候て、思ひの儘に勝候ぬと申ければ聞く人渦が崎、か機變を感ぜしとかや、

○謠曲者園久兵衛の事

謡曲者園久兵衛、播磨路に弟子有て、先年招かれ、彼地に暫く滯留する內に、洛に謡の上手下りし由、近郷聞つたへ、あれ是來て、知る人に成り、謡を所望する故一曲謡ふ、さのみ感心の體も無し、跡にて噂を聞けば、指たる事もなき、唯の謡成るよしの沙汰なり、總じて上手名人の事を聞傳へては、何で格別の事も有樣に思へども、畢竟唯の事なり、其唯がならぬ事と知るべし、古人の傳記記錄にて事々敷聞ゆる事も皆其の如くにや、

翁草　卷之五十七

塵泥拔萃

○菓子の狂歌の事

武者小路殿歟烏丸殿歟忘れたり、御門弟の某新製の菓子「けぬが上」と云へるを捧ければ、賞し給て、其家の雜掌なる、人の取敢ずよめる出して下し給ふ、

心ざしあつき氷のけぬが上に積りてふかき雪もめづらし

假初の戯も優艶なりけるよ、菓子は氷砂糖に衣を掛け製れるなり、銘は誰が名付けしやらん、いとをかしげに聞ゆ、

○石原市正逸道の事

石原市正は鄕中の神職なり、きはめて早道のをのこにて、常に浪花に友有りて、是へ往きかふ事近村へ經歷する如し、日返りに參宮せし事有しとかや、或時用事有て、山道を通るに、山賊二三人有りて酒手を乞ふ、爰ぞと思ひて、懐へ手を入れ、サア酒手をくれん、我に續けよとて、隨分逸足を出して歩む、さらでだに早道のをのこが逸足を出せるならば、なにかは續くべき、山賊も一二町が程は追ひかけしが、あれは天狗歟と罵る音、幽かに跡に聞えて止ぬ、其時着たる菅笠の菅、風を含ておのづから抜けたる由、自身が物語なり、其友たる人兼て早道に付て見度思ひ、石原に斯と申せば、迚も叶ふまじ入らぬものと留けれ共、遠方は所詮及びがたし、責て祇園淸水は同道しなんと云ふ、去らばとて伴ひけるに、何となく足取おくるゝ儘に、或は走り追付て漸く祇園迄はたどりつけるが、最早叶はずとて、二軒茶屋の邊に

道など武にありては云に及ばず、常々の益いくばくならん、増て早体りて草臥る事無しと申しき、總じて一事に得たる人は益有りて楠兵の泣男すら功を立てにき、夫にて足草臥るゝなり、我はある時は足にて歩み、又腹にて歩み、扨て手さて腰と歩き所を替るなり、はや石原は向ふより戻りぬ、希代のわざなりけり、常に石原が云るは、世人の人足計りにて歩行する故腰をかけぬ、さればこそと石原計清水へ參る、跡にて大息をつき、あつき茶を一服たうべ切らぬ内に、

○長崎唐商人の事

長崎商人曰、唐土、吾朝、人情尤も異なる事無し、南京の人は人品宜しけれども商事すゝどくして、杜秤をはね込む事など、和朝の人の及ぶ事に非ず邊國幷に外國の人は、人品格別ふつかなれ共商正路にて相手に成よし、扨互に毎年の様に、崎府にて出會ふ故、唐人とも心易く成り、和語能通じ、あの方の様子を問に、唐も金つまりにて、代呂物の趣り、何角工面の賢き事、和國はだしの沙汰なり、諸相場を聞けば、たとへば大紋の飛紗綾着尺にて二寸八分高直成時が三匁位、其の餘准之由【割註】此類御買上直段の凡十五匁のよし落札直段は四十匁位凡如此の割合なり」日本の氣にては、めつたに安きやうなれども、其國を以て見れば、其筈の事なり、但し【割註】銀通用は此格にて差問有まじ、錢通用は如何したる物にや和の一錢の割にしては錢殊の外卑く成る可追尋」唐商人在府の内、妓に相馴て子を設る類多し、唐人の子を懐姙すれば、早速奉行所へ訴へ、出生すれば檢使を受て、改有となん、さて所にて養育するに、其唐人大方年毎に渡るにより、年々彼の幼兒へ土産を持わたり、富裕の唐人は、崎府の人を賴み家屋舗等を求て、嬰兒の家督とす、總じて日本にて出生の子を、異國へ連れ歸る事御制禁に仍り如此、故に父子離別の情哀なる事多し、紅毛は都て鼻高く先赤し、出生の子皆同質にてかくれなし、一國の人相同敷事、餘國には類なき、珍敷國なり、

○女中といふ語の事

ぽんと町の座敷に俳諧の會有て、四五輩工案して居る中、中居の女酒肴を運びて付居れども、うかれ客と違ひ、皆々物案じの姿なれば、不興氣にて、傍に侍る所に、纙手裏を麗しげなる女の通れるを、連座の内の人、向ひによき女中が見ゆると申せば、彼の中居見て、イヱ〳〵あれは女中樣では御座りませぬ、町ので御座りますと申しぬ、彼の邊の妓をさして女中々々と唱る故、其の餘は女中とは云はぬものと堅く申し覺たるもをかし、

〇三井淨貞華奢の事

洛の三井淨貞（今の三井一統が爲には主家なり淨貞家は當時衰廢す）と云ふ町人奢り高し、吉見喜齋と云ふ茶人と、常に親し、暮行く歲の日數も僅に殘れるころ、喜齋許へ、人して鷹峯の茅室しつらひ成就しぬ、獨り見にまかるもさう〴〵しきに、いざと誘ひ來ぬ、折から年のいとなみ最中なり、いつとても、彼方へいざなはれては、日を重ねて歸らざるを、喜齋が妻女兼て知ぬれば、斷を云やり給へと云へども、夫も疎きに似たり、一先づ伴ひ行て、早々歸りなんといふ、穴賢疾く戻り玉へと約して、使と倶に喜齋は出行き、淨貞と伴ひ、鷹峯へまかる、扨山莊のこなたより彼の茅室をつく〴〵打眺て、淨貞云るは、此の山家の中にて、藁屋にしつらひしは、物數奇あしかりけり、喜齋何と思はるゝやと問ふ、實にもと答ふ、夫より室に入て先づ内のしつらひはともあれ、茅葺は早く崩して、瓦葺に替へと由なき事に長途を誘ひて興なし、いざ島原へ行なんと云ふ、喜齋は取敢ず常の形にて、まかりし故、餘り見苦しと云ふ、夫は喜齋ほどの人に似合ず、衣服を飾りて何にせらるゝぞと笑ふ、さらばとて鷹峯より駕を飛して島原へ行く、臘日の迫るをよそになして、長閑き心地して遊び戯る内に、僅かの日數も盡きて、はや大晦日になりぬ、喜齋妻女との約も相違して、心うはの空にてやう〳〵座敷をぬけて、足を空に歸り道すがら思へるは、定めて年の仕舞ひも不都合にて、さぞや妻女のつぶやきなんと、家内ながら直にも得這入らで、密かに外面より内の體を窺ひみれば、みそかもはや暮々て、妻女は表の妻女と快く打語り居る、先

はつゐであしからずと思ひ、ずつと這入て、いかにやと尋れば、今年は幾年になき仕舞ひにて例より早く取いとなみしといふ、喜齋合點行ず、其譯を問へば、扨は何事も御存じなきにや、一日伴ひ行玉ひし跡へ、彼の方手代衆下男に錢かますを持せ來、事しげき折から、喜齋老を誘ひ申し、さぞ留主の內難義たるべし、夫故暮の仕拂ひ此方より致遣候樣申し付られしなり、買掛り其外一式書付見せられよと有之故、悉く差出せば、算盤にてさら〳〵とおき立見て、扨々僅の仕拂哉と笑ひ、折角主人の心ざしにて越されし事なれば、まだなんぞおもひ出されよ、つゐでに仕舞ふて歸るべしと申さるゝゆゑ、あらゆる事ども申出し、それ〳〵に拵へ呉られ、今年ほど緩やか成るせいぼは無しと、斜ならず悅ぶ、喜齋扨もと始て我を折り、世上の人毎におもての濳上を專らする事なるに、頃日數日の內、彼人と膝を組居たりしに、其色目見えず、追名におふ淨貞なりと感心せしとかや、加樣の類の濳上をする人は稀成るべし、

〇千足屋又眞吝嗇の事

百足屋又眞は是に反して吝なり、召仕ふ手代夏の頃縮の帷子を着し居るを見咎めて、以ての外不興じ、詮義する、彼の手代云るは、右の縮は、疵物にて、晒島より直段下直故、勘定合にて着したる由申披きけるに、更に肯ぜず、其の直段の事にはあらず、某が手代たるもの、縮を着ると世上に沙汰有ては、家風の害なり、總じて町人の故もなきに苗字を名乘り、物每分限を越るは、永久の謀に非ず、町人は唯何屋の誰にて濟む事なり、萬づ其の規矩を及す時は、あたらずといへども遠からずとて、右の手代を暇を出しけるを、色々佗ける故、漸く宥免し、過怠として、十日の間米を蹈せけるとかや、此の親仁常に起て表を明け、店に多葉粉盆をひかへ寒氣とも不云遠見して居る故、近邊の若人朝歸りなどするに、迷惑して「槿や見せず一輪咲く親仁」と申して忌嫌ひけるとなん、或時養生の爲、有馬濕泉へ心易き醫師を伴ひ行き日を重ねて逗留す、其間にもざん〳〵吝さか成る事のみにて、醫師我を折けるが漸く歸洛すると、直に白銀五枚縮緬一疋添へ、此程の禮の由にて、醫者方へ送る、醫者驚て門違ひならんと斷を云へ

ども、手代も添ひ來り相達ひも無れば、早々又眞方へ行き、御影にて寛々入湯し、是よりこそ御禮可申處、唯今の御使甚以て迷惑仕ぬ、如何成思召にやと尋れば、又眞倩聞て、其許には產業に御緩怠有と見えて歎しく侍る、今度湯治に御失却無しと思召や、全くさに非ず甚御失却を掛しなり、此一月が程、療治を差置、いたづらに暮し玉ひし事、我故なれば責ての寸志に謝するなりと答しとかや、此の又眞隱居以前仁左衛門と號せし內は、遊所などは足踏もせず、隱居剃髮してより、殘生を養ふ所なりとて、遊里へも折々まかれ共、隨分垢付たる不斷着を持せ行て、遊店の上り口にて直に是に着替て、途中着用の衣服は念を入て疊置ぬるを、友たる人夫は餘りなりと笑へば、又眞眉を顰て、旁は不了簡成る申樣哉、遊里は酒肴油の類衣服に掛りて、不淨の所なり、然るに世の人常に麁服を着て、加樣の所へ美服を餝るは何の用ぞや、大成間違ひなるべし、不淨の所では不淨の物を着るがよし、去とて途中はさながら不相應のものも着がたければ、途中より着用を改るなりと申き、吝さかながら一理有て、面白き言葉あまたありぬれど聞洩し侍る、

〇柊屋甚右衛門大酒の事

柊屋甚右衛門は、かくれなき大酒にて、其頃今一人何とやらん云へる禪門と此の兩人は、一席に一斗宛の酒を飮と云ふ事院御所叡聞ましまし兩人を召れけるに柊屋は餘の事とて召れなば面目たるべけれ共、酒にての譽れは恥なりとて、所勞を申立て參らず、今一人は召に應じて院參し、一斗の酒を飮しとや、此柊屋或時、矢橋のわたりを乘けるに、荷桶に、酒一斗餘入て持たる童僕同船しけるが、戱に申けるは、哀れ此の船中に此の酒皆飮人有らば振舞ひなんと云ふ、柊屋聞て我飮べきが彌々振舞ふやと問ふ、いかにも振舞ふべきが、其替に一滴にても殘りなば代物を取んと云ふ、さらばとて引掬ひ引掬ひひた飮に飮て忽ち干ぬ、乘合の人々あきれ果て見物す、童僕はよもやと思ひて戱に申せしが、親方の手前難儀なりと當惑するを、柊屋見てさこそ有らめ、たとへ斷を申すとも、其代は遣す積にて飮たりとて、料足を渡

して立別れぬ、此事をある草紙に他によそへて書き載たり、虚談に非ず、其子孫蛭牙齋羅人が直物語なり、

○岡和仙の事

岡和仙と云ふ碁打、棋會の席を設くるに、人寄少なかりければ、或人、

碁やならば寄大炊なと有べきに岡和仙とは御手違ひ哉

○京師落書の事

牧野河内守京都所司代の節、洛の町にて兎や角批判の事有けるに退役の時、

河ちどり立ば嬉しくおもへどもなど雁かねの歸らぬぞうき

其跡土岐丹後守仰付られしかば

紋きしやう又かるかやで有まいか牧やかしはを見るにつけても

○入交彌六左衞門の事

右の牧野河内守取次番の士に、入交彌六左衞門と云ふ者有り、珍らしき姓名にて、其上言語の少しさだかならぬ男故、諸家の使者來て名乘合ふ時姓名聞え兼る故、再往いひても見えず、さのみは問ひ難くて歸り懸け門番に其士の名を尋て歸る使者多かりしとなん。

○拜賀宴謠曲の事

堂上方拜賀の宴席へ謠曲の者を召れけるに、幸ひ御長袖の賀筵拜見もしたしとて、或素人二三人申合せ參りしに、何の大納言かの中納言殿、段々參向有て、式々の盃濟み酒宴闌に及び、それ〴〵の祝儀つゐで宜敷うたひけるに、興に乘じ給ひて何大納言殿とやらんは是を付けよとて、何歟謠出し玉ふを聞けば、其謠を知らず、二三句うたひて、サア付けよと宣へども、唯ハツ〳〵と計にて、汗をかき居る故、餘の公卿達氣の毒がりて、助音有り、謠ひ終りて、皆の者は、謠の役に來りながら、是を知らぬやと甚笑給

ふ故、素人共赤面して、唯今のは何と申す謡にて候やと申にぞ、あれは俊成忠度なりとて各こぞりて笑ひ玉ひ、結句是が興に成て、猶々酒も長ぜしとかや、此の謡遠き物にも非ず、普通の者、謡の様にもなし、さすが素人故各覺えざりしもをかし、堂上方にては、此の謡武家の四海浪と同前にて、假初の參會にも出ぬ事なく、殊の外近き謡と思召處に、知らぬと申せし故、人々笑ひ給ひぬとなん、理り哉松の葉の散り失ば、正木の葛長くつたはり、鳥の跡あらん共程は、よも盡せじな、敷島の歌には、神も納受のと云ふ文句なれば、堂上に専ち謡玉ふ筈の事なり、此の素人の噺に、やごとなき御參會なれば、さ程優美に物毎平人とは違ふらんと思ふ處に、酒振其外打解玉ふ體、更に平人と替る事無し、去れ共貴卿々々と宣ふばかりは眞似のならぬ所と申き、

○數ならぬ身といふ事

數ならぬ身など常ざまの人の云ふまじき事にや、畢竟云はずして知れたる事なればなり、光廣卿の耳底記云、貴人ならぬ人の、數ならぬなど詠ぬものなり、共故はなんでもなけれども、數ならぬ抔とよむは貴人高位の人の事なり、久我大將殿、愚庵と御付有たるを、稱功院笑給ひしなり、愚極と云ふ事唐日本に二人名前有り、至極の智者成が故なり、讀方の口傳なり云々、憶ふに、今時人の、謙下の心にて付る名に間違多かるべき歟、

○加州太守老中へ返答の事

先年何かの御事にて、金子五萬兩加州へ御借用被仰懸事有て、先づ御內がら御聞合有べしとて、加州太守登城の砌、御老中松平左近將監太守を呼びかけられ、密談有しに、先づ御用金は何程の御事に候やと被尋、五萬兩程の儀の由、將監返答有ければ、奉畏ぬ、何時も仰つけらるべき由、餘り速か成る御請故、却ていかゞ敷被存候や、重ねて將監被申けるは、中將殿には、御大家の事に候へば、加程の儀は容易に思召べく候へども、猶亦共筋の御家來へ、とくと吟味被仰付、共上にて否の御返答可然由申さるゝ處に、

是は將監殿の御言葉共覺えす候、御内分にもせよ、上への御請に、爭で卒爾を申上候はんや、當家の儀代々大國數州宛行はれ、無比類高祿を食しながら、格別の御奉公も無く、誠に冥加に餘り候仕合故、責て御恩謝の爲に、預け下さるゝ三ケ國の義は、とくと心掛け置、風土の事は勿論、其外不依何事、胸中に心得罷在御尋に應じ、御卽答相成候樣覺悟仕處なり、增して金銀米は不及申、大切の儀に候へば、中々家來任せに不致、一々勘定合等致し罷在候中に、公儀御用金の義は、當時御在城の御天守御普請仰付られ候は、當家一分として造營仕程の儀は、先祖より手當仕置候ぬ、剩へ今度御用の程の儀に於てをや、寔に聊の御事に候へば、卽座の御請仕候と、詳に演述有ければ、將監かへす言葉も無く、大に感心せられ、則上聞に達せらるゝ處に、有德院公最も其將器を賞美し給ひ勿論御金も早速被差上ぬとかや、

○當世英傑の將の事

明和の末山州淀城主稻葉丹後守正益（イに美濃守正弘）箕裘を稟嗣てより其臣田邊釆女信吉か（イに勝敬後權太夫改）物に觸れ、緩怠非儀あるを兼て量知せらると雖も、筋目と云ひ、さしも當時家長のものゝ非を顯して除かれん事を厭れ、夫となく身退く樣の內意有て、田邊は役を退きぬ、さて家臣某を呼て曰、當家窮し、公私の事に差閊候條以ての外の油斷なり、儉約是々を以て往々に償ひ行べし、且つ先年火難に仍り兵器多く失せぬ、是暫も難差置事ながら、當用の借銀だに返辨滯る折なれば、其調儀出來難からん、吾幸ひに數年の間に身を約して、密に用金を貯置ぬ、其數旣に一萬兩に及ぶ、是を以て武器の用たるべし、去ながら御靜謐の砌、當家に於て、武器修復の事、上への憚り世の聞え旁以て穩便ならず、依之其意趣を江府へ言上を經て執行はゞ、尤も御聞得も可有事なれども、右丸の內炎上の事も、最早餘程年を經たる上、今と成て是を申立る時は、先代の怠を顯す道理故、是を以て言上に及び難し、詮ずる處、一度に是を整んとせば、世の批判も有べし、年を經て、追々に不足の物を補ふより外の仕樣は無し、但我貯の金を以て、差當る借銀の方を捨置て、武具の修復をするといふ事を、銀主共洩聞かば、町人の

心にては不都合不實の樣に思ふべし、此段尤も歎かはしと雖も餘事と違ひ、武器の事は、偏に差置がたし、我不實に非ざる段は、此後身を約し、連年の功を積て、銀主共へは申披くべしと委く被命之ければ、其臣大に感服して、其命に隨ひ、とり〳〵に用意を整けるとぞ、斯る治平にも將器の人絶せぬこそ目度けれ、是に付ても細川越中守重賢の事を傳へ聞くに、彼家代々不如意にして、江戸にてのわる口にも、かな氣の出る鍋釜の呪に、細川と書けばかな氣出ずと申程の事成しも、重賢家督の始、格別の儉約を取立て、入國の節長臣等を集めて、こま〳〵法令を申渡され、自分の着用も綿服に改られけるを、長臣の内より申けるは御小身の御家には、左樣の儀も承及候へども、御當家は御代々、終に其例無之、此儀は如何と申けれども、是は家例に拘るべからず、自らの心の戒なり、家中大身は申に不及、其の以下質素を宗として面々程々の覺悟有べし、我綿服なりとて、大身の輩右に准ずるには不及、且當家借銀の事、是迄相對の仕方不宜と覺ゆ、凡其家へ立入る百姓町人等其家の用を聞に付け、銘々相應の德分を得るに仍り、其恩を忝として立入ん事を願ふ、況や金銀を用立者は、夫々の利分取事なれば、猶更銀主の方より、用立ん事を冀ふべきに、傳へ聞く當家の用向をば、世上に忌嫌ひて是を避んとするを、役人共色々、調練を以て是を賺し、討つて漸く借り入るゝ由、是甚不實の至、他聞を恥るに堪たり、左樣の手段にして、金銀を調る事、向後堅く停止たるべし、前々よりの借銀段々約束違ひ、不實に相成可有之分は、我々儉約を以てこれを償ん、以後新に組借銀の分は、手法を改て實義を以て相對すべしとて、是迄の銀掛りの役人悉く替られ、銀主の分へも改て申渡有之、始の程は、又是も一つの調練ならめと、皆人肯がはざりしが、月を超え年を重て、重賢の言行相等しく、正路なるに各心伏して、當時彼家の通用、他家に勝りて、最も自由なりとかや、總じて國政の直なる事、皆是に准ずれは、國中大に潤色す、就中刑罪の内、國中拂の一刑を止らる、其謂は犯科の者、國を拂ふと云は、公儀の政道には有べき事なり、私領においてさやうなる徒ら者を、我國を拂て、他領へ趨らしむる事、他國へ對し、甚無禮狼藉たり、此後右の

科相當の者は、仕樣有とて、一廓をしつらひ、夫へ追込み放し囚人の如にして、差置き、家中を始め、城下鄉中に至る迄、人夫入用の節は、無賃にて渠等を可雇遣と被令、札を以て廓の出入を改させ、帳面に名前を留て、改の役人糺之、其內に非を改て出精し、家業に取付く志の者有れば、役人吟味の上、名所を書出し其段被申上れば、則其科を免して、廓を出す、但右雇れ出候日數も、悉く定扶持を被付置に仍り出精して每日雇るゝ者は、扶持米大分延有之を、役人共勘定して科免の節賜之、則是を元手として、產業に取付もの多し、又入廓以後も聊改めず、再犯の者は國の費なりとて、小科と雖も斬之。其外國政の事數々承りしが忘れたり、又一年朝鮮人來聘の頃にや、宗對馬守不如意に付、細川家と緣有に任せ、米一萬石借用有度由、使者を以て賴越るゝ處に、重賢諾せられず、家臣等是を氣の毒に思ひ、御緣も有之儀、適の御賴の事に候へば、少分成共御許諾有度由申けるに、重賢云、勿論宗家へ對し、全く疎意を以て許容せざるに非ず、被賴品惡敷故なり、侯家互に私として糧米を通用すると云事尤も上へ憚有り、用金無心ならば、隨分身程の事は用立べき物をと申されければ、家臣實にもと口を閉づ、重賢の行狀度々に世に評するに就て、我も思ひ當れる事有り、一日植木へ立寄て見れば、杉苗を夥敷集めて荷作り致し居けるを、何方へ遣すにやと問へば、是肥後へ下し候と申す、其所を尋れば、彼國に方何里とかや茫々たる荒地有り、作毛一切不生立樹木も無之、郊野なり、當太守其地を檢分有之、是國土の費なりとて上方より杉苗を夥敷取寄せ、彼地に植付らる、後年榮えなば大なる國の利益成べしと語る、實も日頃沙汰する重賢の量智尤もなる哉とぞ思ひし、就夫以前江州大津町支配の御代官古郡文右衛門は、志篤き士なり在役の內關寺逢坂其外大津領の兀山に松苗を隈なく植させたり、當分は其功も見えざりしが、數十年を經て、近年右山々陰々と松生茂りて、結構なる御林山と成り、年々の松茸、且當時御用木足代木等、多く此山より出る、今の人は目前の御奉公を心掛て、加樣の御奉公をする人稀なり、今時物每輕薄なりし事、譬は或る鍛冶の語りしは、古の冶工は、刄を打おろす時は隨分鈍かりし、數百年を經るに隨ひ、

其鐵自然に錬れてわざ者と成なり、唯今はさに非ず、當分の間に合ねば合點せぬ故に、打おろす所をわざと鐵をすかうて盛りに打なり、去に仍り一二百年の間の新刄殊外はやりて、歴々の士の指料に專ら用之、此類古の鍛冶の如く、手數を重ねば、みなすかうて一向に役には立まじと申き、扨又播州宍粟領主本多肥後守忠可なども、英雄の聞え故、細川重賢の芳名を聞及て心床しく思ひ、交りを結ばれしが、重賢の行狀被難し事を聞しかども、忘れ侍る、今も人物無にしも非ず、

〇土岐玄叔亞鉛發見の事

洛の土岐玄叔と云ふ醫師は、元來僅に業を營みて、貧しく暮しゝが、立身を志して、先づ可然家居を買求んと、あれ是へ賴て、銀子を借り集ぬ、四條堀川高倉通の角屋敷を買得し、頓て移居せんとて、人足を遣し、其家の掃除をさせけるに、穴藏の石垣を洗はせ見せに、何とやらん底に光有て、唯ならぬ體なれば、其內の石を一つ拔て功者に見せければ、是は昔のトタンなり、當時通用するトタンは、殊の外性惡し、此時代のトタン、適に出れば、價甚尊しと云ふにより、段々堀穿ちて改見るに、四方の石垣悉くトタンにて積上たり、依之先家主へ尋れども、曾て其所以を不知、然る上は天より與へ給ふ幸福なりとて、其筋の人へ觸流せば、追々に見に來て、斯るトタンは當時外に無しとて、其絕品を褒め、銘々に入札す、さらでだに近年トタン大に拂底にして、相場至て尊き最中に、斯る絕品しかも夥しく出たる事なれば、我一に競ひ勵て、札を入る程に、此上も無き價と成て、悉く售渡ぬ、玄叔圖らずも大金を得て、始の調練は物かは、借銀の分不殘濟し、餘金を以て、我思ひ付の事をかせぎ見るに、斯る運なれば成す程の事に利潤を得て富裕の身と成り、今は子係其家に榮ゆ、近世最上のトタンをみては、是は玄叔成らんと云るは此謂なり、

耳底記拔萃

耳底記のそこ爰を少し拾ふ

○僧正遍昭の歌の事

古今にての作者いづれと定家に勅問有しかば、僧正遍昭と勅答、まことすくなきは、いかゞとあれば、夫こそ歌といふ物なれと申されき、

○粟田口法眼筆屛風の事

粟田口の法眼がかきたる屛風有り、竹に梅の畫なり、是を永德見て云ふ事は、あはた口の法眼の繪なり、まづは見事なりしとつゝきに云ふなり、予云扨も奇特なる事をしやあると云ひたれば、そこで云ふ事は、見やうに習ひ有り、何をも其物の程にかきたるなり、

○名香をきく習ひの事

名香をきく習は蘭奢待を本として夫より淺きこき、あるひは、ききがなきなどゝ分別するなり、

○禁裏御能の事

去月禁裏に御能あり、穿鑿に云く、小進遊屋の衣裳似あはなんだなり、此時大阪の太鼓打彌三が云、其事にて御座候、小進衣裳に手のなきは、一つも御座なきなり、たゝまるゝ程にやと云、曰其事なり、如何様とする事に、よき事はなきなり、いつもの事にて、其内に何とやら、めづらしき事の有がよきなり、其時予が方を御覽じて、さやうに風雅などの事も有なり、よの事はしらず、風雅などはさやうに有り歌などもいかさまと思ふとわるくなるとが一度なり、此次云く、主の氣にあはんとするはわるし、達はぬ様にするよきなり、碁に勝んとするが惡敷なりと云事有なり、それもいか様とするものわるきと云ふにつきての事なりと宣ふ、

喟の次に云く、しふや能事の外、上わたり能大ぎれに成たり、あの藝も功の入さまにわろく成ものなるかた様となし、奇特なり、大きれにて詰る所のつまりたるがみよきなり、

宗説に謡を所望すれば、畏つたと云てから、其儘もうたはず、ちつと逗留して又遅くもなく謡出したり、所望と謡出す間の拍子いく度も同じ様に有なり、

○藝のあがるといふ事

久次郎碁上りたるとあるつゐてに、何の藝も上る分際がとうと定つてあると見えたり、私云藝の分際有てあがる程、主の分際あると云ふ事、今迄覺て五六度もおしやつたなり、

○中庸を得べき事

物の抄をするに、跡に云ふ事を先に云うてよい所も有り、また後に云ひよき所もあり、云過すもわろし、たらぬもわろし、其内云過したるはあしきと覺えたり、いひも過さす、云も落さぬかたがよいなり、

○宗養連歌の事

宗養連歌いかにも細かに有しなり、それが求たるやうなる事は、一圓無りしなり、たゞいつもの荻の上風など云なる事成しなり、それが誠によひものが出て有り、是でなふてはと思ふやうに有しなり、

○宗祇宗長等の事

宗祇物の註をしたる様な事はなきなり、短くて長く書たるよりは能く聞ゆるなり、あそこがよくたけたるいはれなり、

物の細かに成たるは宗牧からなり、人に能く物を敎へたる者にて有しとなり、

宗長は古今傳授したれども、餘り念をも入れなんだなり、我は連歌しにてこそあれ、道をつたへて何すべき事にも非ず、連歌のつけあぢだによくばと云ふ事餘りかまはなんだなり、そのかみ昔も今もと云歌をよみたれば、三光院殿昔もといふに今は有ものをと仰られしなり、

○詠歌制の詞の事

かすみかねたる　　今朝見れは雲も櫻も埋れて霞かねたるみよし野の山　　家隆

花のやどかせ　おもふとちそこともしらす行暮ぬ花の宿かせ野邊の鶯　（此所名なし本ノマヽ）

うつるもくもる　難波かた霞まぬ波もかすみけりうつるもくもる朧月夜に　具親

嵐そかすむ　相坂や木末の花をふくからに嵐そかすむ關の杉むら　宮内卿

月にあまきる　山たかみ峯の嵐にちる花の月にあまきる明かたの空　讃岐

霞におちる　くれて行春のみなとはしらねとも霞におちる宇治の柴船　寂蓮

むなしき枝　よし野山花のふる里跡たえてむなしき枝に春風そふく　攝政

花の露そふ　駒とめて猶水かはん山吹の花の露そふ井手の玉川　俊成

花の雪ちる　またやみんかた野のみちの櫻狩花の雪ちる春の曙　（此所名なし本ノマヽ）

みたれてなひく　春風の霞吹とくたえ間より亂てなひくあを柳の糸　大輔

雪の玉水　山ふかみ春ともしらぬ松の戸にたえ／＼かゝる雪の玉水　式子

空さへにほふ　よしの山花のさかりやけふならん空さへ匂ふ嶺の白雪　守覺法親王

浪にはなるゝ　霞たつ末の林山ほの／＼と浪にはなるゝ横雲の空　家隆

すゝしくくもる　よられつる野もせの草のかけろひて凉しく曇る夕立の空　西行

雨のゆふくれ　うちしめりあやめそかをる郭公なくや五月の雨の夕くれ　攝政

きのふはうすき　小倉山しくるゝ頃の朝な／＼きのふは薄き岑の紅葉　定家

ぬるともをらむ　露しくれもる山陰の下もみちぬるともをらん秋の形見に　家隆

ぬれてやひとり　下もみちかつ散山の夕時雨ぬれてや獨鹿の鳴らん　（此所名なし本ノマヽ）

かれてや鹿の　あらし山色かはり行秋風にかれてや鹿の妻をこふらん　知家

尾花なみよる　鶉なく眞野の入江の濱風に尾花なみよる秋の夕くれ　俊成

露の底なる　あともなき庭の淺茅にむすほゝれ露の庭なる松蟲の聲　式子

月やせしまの
色なる波に

霧立のほる
わたれはにこる
わたらぬ水も
こほりて出る
あらしに曇る
やよしくれ
雪の夕暮
雲ゐる嶺の
われても末に
身を木からしの
袖さへ浪の
ぬるとも袖の
我のみしりて
結はぬ水に
たゝあらましの
我身にけたぬ
きのふの雲の

秋の夜の月やせしまの天の原明かたちかき沖の釣ふね　家隆
あすもこん野路の玉川萩こえて色なる浪に月やとりけり　俊成
玉川の峯の山吹かけ見えて色なる波にかはつ鳴なり　後鳥羽院
むらさめの露もまたひぬ槇の葉に霧立のほる秋の夕暮　寂蓮
散かゝるもみちの色は深けれとわたれはにこる山川の水　讃岐
立田川あらしや峯によはるらんわたらぬ水も錦たえけり　宮内卿
しかの浦や遠さかり行く浪間よりこほりて出る有明の月　家隆
小初瀬や岑のときは木吹しほり嵐に曇る雪のやまもと　定家
やよ時雨もの思ふ袖のなかりせは木葉の後に何を染まし　慈圓
駒とめて袖うち拂ふかけもなしさのゝ渡のゆきのゆふくれ　定家
もらすなよ雲ゐる峯の初しくれ木の葉は下に色かはるとも　攝政
瀬をはやみ岩にせかるゝ瀧川のわれても末に逢んとそ思ふ　崇德院
消えわひて移らふ人の秋の色に身をこからしの森の下露　定家
見るめこそ入ぬる磯の草ならめ袖さへなみの下にくちぬる　讃岐
我戀は槇の下葉にもる時雨ぬるとも袖のいろにいでめや　後鳥羽院
忘れてはうちなけかるゝ夕哉我のみしりて過る月日を　式子
思ひあまり人にとはゞや水無瀬川結はぬ水に袖はぬるやと　公實
思ひつゝへにける年のかひやなきたゝあらましの夕暮の空　後鳥羽院
不二の根の雲にや今はまがへまし我身にけたぬ空し煙を　前入道太政大臣
おもひ出るたかかねことの末ならんきのふの雲の跡の山嵐　家隆

末のしら雲　あけは又こゆへき山の嶺なれやわけ行く月の末の白雲（此所名なし本ノマヽ）

月も旅ねの　かり衣袖の涙にやとる夜は月もたひ寝の心地こそすれ　崇徳院

涙にあらすな　立かへり又も來て見ん松島やをしまの笘や波にあらすな　俊成

嵐もしろき　みよし野の高ねの櫻散にきや嵐もしろき春のあけぼの　太上天皇

べらなり　山たかみ見つゝわかこし櫻はな風はこゝろにまかすへらなり　貫之

此外少々可有之

右詠歌制之詞雖非於耳底記之內、光廣卿別紙之以有予聞書而令書寫、附其末也、

右耳底記の奥書也、

翁草 卷之五十八

永夜茗談拔萃

永夜茗談は、不知何人編、文法古體にて實記たるべき物なり、少々爰に拔萃す

○淺野家先祖の事

淺野先祖は又右衞門と申候て、屋張の町人有德なる者なり、質借など仕居候、又右衞門子を淺野彈正と云ふ、妻はおく殿と云ふ、後號長成院、又右衞門妹の子にて姪なり、從弟緣組なり、長成院母儀は七まかり殿と云ふ、又右衞門妹なり、

○秀吉公父母の事

木下藤吉郎秀吉（後號筑前守）御父は、木下彌左衞門（イに彌右衞門）と云ふ、尾州愛知郡中々村の住人なり、愛知郡に上中村中々村下中村と云てあるなり、彌左衞門は信長の父信秀の足輕なり、年寄て後、中々村へ引込む、其の時太閤と女子一人有り（村雲殿と云、後瑞龍院、是に秀次の母儀あり）彌左衞門死てより、信秀の童坊に筑阿彌と云者有り、此の者中々村の者なり、依有病者中々村へ引込居候、彌左衞門女房後家にて居候故、所の者筑阿彌を入聟に遣す、筑阿彌子美濃守後號大和大納言女子一人、（筑阿彌娘）權現樣へ太閤より被遣、太閤とは種替りの兄弟なり、

太閤御本妻號政所、（淺野又右衞門妹子なり）彈正と政所とは從弟なり、

太閤御母儀は、尾州旭と云ふ所の人なる故、旭殿と云ふ、秀吉天下を御取り有てより、大政所といふ、何れも山城國靈山の麓高臺寺に御影の御位牌等有て、號龍雲院、

秀頼御母淀殿は江州淺井郡小谷城主淺井備前守長政娘なり、

○淺野長政女の事

長政は信長妹聟なり、此の腹に娘三人有て、一女は淀殿、二女は京極宰相室京極の御方と號す、三は尾州の住佐治與九郎と云ふ人の方へ、太閤より被差遣後に取返し、太閤の甥丹波少將（秀次弟）と云人の方へ被遣候、息女一人有り、是を九條の太閤へ被遣候、丹波少將死去の後、右内室台德院樣へ被遣、大御臺所と申す、御子八人有り、大猷院樣御母儀樣なり、

○小谷の方の事

淺井沒落の後、妻（小谷の御方）の柴田修理方へ再稼す、修理自害の節申候は、秀吉より降參仕候へと申越候へ共、あの猿めには降參は不被成候、其方は女の事に候へば不苦候、其の上信長妹に候間、秀吉惡くは仕間敷間出城被致候へと申候、小谷の御方被申候は、淺井自害の節、倶に自害可仕ものが、斯樣に生殘り無面目候に、今度も又出城して猿めが介抱を請ん事不相成、共に自害せんとなり、さあらば娘三人は我が子にてもなし、淺井が娘信長の姪なれば、秀吉も惡くはせじ、城を出し候へとて、三人の息女は皆出城、後に一女は秀頼公の御母堂、二は若狹の宰相の妻、三は台德院樣の大御臺樣なり、柴田自害の節、小谷御方を何とぞ尋出し助けよとて毛利勘八（後伊勢守）を被遣候へ共、早自害の跡なり、

○秀吉公本妻の事

太閤本妻は尾張のゴキリの禰宜の娘なり、淺野又右衞門妹の子姪なるを養ひ置り、或時信長鷹野の歸りに、又右衞門所にて休息あり、彼娘茶を運びしを、信長所望有て連歸り、秀吉に被遣、又右衞門は有德なり、藤吉は貧なりとて被遣、秀吉又右衞門長屋にて祝言致す、是則後に大政所と號す、右祝言の時は、簀子の上に藁を敷て、其上に薄緣を敷き、御祝言有し由、後に大政所直の御咄しなり、大阪落城以後目出度とて、權現樣へ大政所御出の節、權現樣御上下を召れ、御待受なされ候を、小栗大和見て、何ぞや

織子をにくみ、其家の潰れるを目出度と申様なる不義ものに對し、御祝義は無益なりと申せしとかや、

○家康公妻子の事

權現樣御本妻駿河今川義元の姪、關口刑部と云人の女なり、關口に女二人有り、御本妻は築山殿と號す、妹は台德院樣御使番牟禮鄉右衛門妻なり此の御腹一岡崎三郎信康、二加納樣、（奥平九八郎室）三は御ガフ樣、（三州鵜殿の女の腹號西郡殿、日蓮宗京室町本禪寺に位牌有、始北條氏直室、後池田三右衛門に嫁）、四は三河守樣、（越前中納言苅屋大宮司女の腹一説には家の女房と云、權現樣御子にて無之由に仰られ御總領に立られす、下總結城順友方へ入聟に遣され、結城樣と申候）五は台德院樣、（御母三州泉酒井左衛門尉家人石原百度右衛門室、召仕の下女なり）六は良雲院樣、（御母三州三川衆家の女房蒲生秀行室後淺野但馬守室）七は薩摩守樣、（台德院樣御同腹）八は御男子（御むすめは甲州衆三井左衛門と云者の後家なり、御目附三井左衛門母なり、高麗陣の節、肥前名古屋にてお誕生、七日目に御母子共御逝去）九は民部樣、（御松樣信濃衆、權現樣御召仕の女房衆、御菓子奉行なり）十は上總介樣、（御母遠州金谷の人、駿州島田へ緣付、離別して金谷は歸居て御鷹野の節御覽なされ召出さる）十一は萬若樣、（御母穴山梅雪女水戶へ被遣、水戶の萬君と號、二十八萬石、其跡を頃日水戶殿へ被遣、右の御家中皆萬君の御家來なり）十二は尾張大納言樣、（御母は京八幡衆童名五郎太郎）十三は紀伊大納言樣、（御母小田原衆、正木と云ふ人の娘、童名長福君、後號常陸介）十四は水戶中納言樣、（右御同腹）十五は（御母武州遠山と云ふ人の女今の太田備中守伯母なり、太田道灌筋なり）

○小栗直言の事

薩摩守樣關ケ原にて頸を御取り御前へ御出なされ候、權現樣御悅びなされ諸大名も譽申され候、小栗又申候は、迯廻る敵の足手を押へて頸をとらせられ候を譽申候へば、いつも敵は弱き物と思召て、後の爲惡く候と申す、薩摩守樣も是を御聞被成、御立腹なされ候由、又一は久敷御使番にて覺有ものなり、權

様へも、すね廻り、悪口など仕る故、立身もえせず一代五百石取なり、死る年御加増下され間もなく死去なり、

〇家康公に關する小話の事

權現様御自身の御働終になし、蒲生氏郷なども、自身の働なし、武勇智辨にて大身になるなり、權現様圍碁御好被成、御下手候由、淺野彈正福阿彌など御相手候由、

權現様は吝き御大將の由、御代官の御勘定御直に御聽被成、何百何十何貫目迄は、御藏へ納め、何百何十何匁何分と有る餘分は、御私銀になされ、金子も同前なり、其銀子盡候節は、女﨟衆を集め、御算用をなされ、誰がしは何匁、又は何分に成る、或は何匁と成候と、女﨟衆の手の指を出させ、御算用なせれ候由、

權現様無筆同前の悪筆なり、御せいちいさく御ふとり被成、御髮太く無口なり、見苦敷御男振なり、戰場或は御鷹野の時も、御采配を取らせらるれば、摩利支天の如く御座候、御音聲十七八町ほど聞え候由

〇太閤活量の事

太閤は活量の人なり、權現様御膝を枕になされ仰けるは、日本は扨置き、唐迄も手に入れ思ふ事も無し、信玄や謙信などと云ふ人道共、存生に候はゞそくび押へて引付け能き咄坊主たるべき物をと宣ふとなり

其蜩私に曰、此四五條、神祖の御事を、あからさまに著しぬるは、編者の世に阿らぬ實記たるの謂なるべし、謹で考之、是は編者の生意を過てりと謂んや、言は神祖の洪德千歲の後迄も篤く尊信せずんば有べからず、而を本文の如きは、下愚の人の信儯ぐに似たり、信儯ぐときは國恩を忘る、飽迄も神祖の御事は祟するに不如、さりとて世に流布する記錄の如く、文華を以て飾刻むは、人亦之を信ぜず、却て疑を生ず、唯有りの儘をかざらず錄する時は、神祖の御事にも、愚意に落ざる事は、憚りなく論之て、識者の後勘を竢つ事間々多し、武王の紂を討が如き下愚の見屆かざる事、今古珍しからず、爰に記す本文の數ヶ條は、後記にして益なき事、神祖を辱奉るは入らぬ事なり、譬ば御人柄の事を記せ

む事なり、是文華に非ず、又過失を掩にあらず、小細の事を捐て、要を擧るなり、御手跡の事も、神祖に限るべからず、戰國には旦夕武を嗜むの外なし、文といへ共、治世の如く書に暇を曝す暇有べからず、良君と稱す大將は、文意の大綱を知て、文字の精密には至らず、云はゞ、生知安行の類ひなるべし、況や手蹟に於てをや、是を學ぶの暇などか有んや、太閤秀吉公、加藤清正各惡筆なり、其餘名高き人々皆書の事は拙かりしと見えたり、人物の事も、徒然草に書る如く、其人を聞て、頓て其形を想像に、又其思ひやりの合ふたる例なし、故人素よりさ有べし、源の義經は、美男かと思へば、いかにも醜き小男なりしとかや、楠子尤も不男の小兵、太閤秀吉は、所謂猿の異名有り、必ず世に轟く名公は人品惡敷が多し、仙臺正宗は器量骨柄宜しく書も凡そ善く、鍛冶の道をも得られ、何角揃ひし大將の樣に承りぬ、織田信長の像は、大德寺芳壽院に在り、是は御容貌すゝどく、鼻高く天晴武將と見ゆる影像なり、此の像彫刻成しに、細川幽齋當院に參詣有て、尊像を拜し、さながら在すが如く恐しくて間近くは拜し難しとて、遙隔て拜せられぬとかや、寺僧の傳說なり、等持院に在る、足利歷代の像も、格別醜きはなし、近年西の丸家基公（俊明院殿家治公の御子奉號孝泰院殿）薨去の後、京都大佛師左京に彫刻仰付られ、尊像成りて年寄の者へは、內々拜ませける、我も往きて拜しけるが、御容貌の端嚴美麗なる事云ん方なし、黑袍御束帶の御姿なり、一番雛を見るが如し、斯も麗く艶かに渡らせ給ひしにや、一入惜き御事哉と申せば、或人の曰、總じて加樣の尊像は、其大旨を採て强ちに似奉らずとも、後世に御威風の輝く樣に作りなほす事故實なりと云り實にさも有べし、右に記す名將達の醜も、像に刻むは、此の意を以てする成るべし、旣に太閤秀吉公の像を拜するに、諺に云ふ猿の如くにも非ず、或人の說尤も宜なる歟、

○謙信信玄の死を惜しまれし事

信玄死去を聞き、謙信涙を流し被申けるは、信玄存生の間こそあれ、勝頼代にならば、國治り申間敷、向後信濃方へ向て鐵炮を打物あらば、曲事たるべしと令せられけるとなり、

其蜩曰、信玄死去の事を、御家の若士傳へ聞て勇み悦ぶ、神君之を聞て、大に御氣色損じ宣ひけるは、武門に生れん者、左樣の志にては行末心許なし、隣國に名將有れば、自家の武備不怠、之を喪ふ時は、自ら武に怠慢出來るなり、信玄死去は我家の弱りとやならん、今手切の時節なれば、弔使は遣さね共、返す〲惜むに堪たりと御落涙有し事、岩淵夜話歟、何やらんに見當れり、燒失故、書名聢と不覺、

○大野壹岐守の事

元和元年五月七日、秀頼御出馬の處、俄に城中へ御引取の子細は、修理弟大野壹岐守（初名市兵衞）權現樣御側に被召仕、三千石下され、御意に入罷在候處、七日の朝、壹岐守を召れ被仰候は、其方は母も兄も城に罷在候へば、參度は參り候へ、此方は馴染計にてこそあれ、少も不苦と被仰候、壹岐守申上けるは、私義は御厚恩の者に御座候へ共、御意は難有候へ共參間敷候、達て被遣候はゞ、爰元にて御成敗遊され被下候樣にと申上る、其時御意被成しは、さらば其方へ無心有が承引との仰なり、いか樣の義なりとも、奉畏候と申す、其時自筆に書狀認候へとて御前にて文言御好御書せ被成候は、今日秀頼公御出馬なされ候義、御無用に候、七組の者逆心仕候間、御出馬必ず御無用と御書せ兄の修理方へ遣され候、若使の者に御意にて、如斯書候へども、僞りて可申事も可有候やと思召候なり、御童坊福阿彌を横目に被遣候、夫ゆゑ秀頼城外迄、御出候へども、又城内へ御引入候、直に御出馬被成候はゞ、始終の事は不知、先づ一旦の御勝利は可有之由、

其蜩私曰、永夜茗談は始に云る如く、文法百有餘年以前の風俗にて、說々殊勝なる事多し、惟此の一箇のみ、愀然として眞僞に惑ふ、抑も祖君の神策、御一生の間に、斯る僞計を用られたる事なし、去ればこそ名君の聞え、千歲に貫けれ、此本文の謀書の如きは、先蹤無に非ず、近くは、關ケ原の御陣

の頃、大谷吉隆が、中川宗半に謀書を書せ、加賀利遠を欺し如き、是は普通の奸將の成す所にて、最も陋し、可惡の甚しきなり、神祖究て御心より出べからず、但し、御主意は覺えざれども、大野壹岐守を城中へ遣はされたる事ば、實錄に出たり（玉露叢か燒失故書名聢と不覺）左樣の事を好事のもの聞はつり、附言杜撰して、本文の如く書けるなり、此一箇は假初ながら、後世神君の御瑕瑾爰に記るも憚り多けれ共、責ても編者の妄語を挫む爲に、爰に記し畢ぬ、前條に神君の御事を卒爾に書ると、此一條にて、編者の淺陋知られたり、或人之を聞て、素より御僞計の事はさも有なん、去ながら、大阪一擧に於ては、御僞計無にしも非ず、是も其類ひならんかと云り、予憤然として、詈り叱して曰く、われも大阪一擧の御事に於ては、恐れながら前に評論せり、夫はよしや御僞策にもせよ、事廣大なり、爰の一條は、愚將の用ふる淺なる術なり、神祖の御深量より聊も出まじき事なり、必しも此の本文を信ずる事なかれと答ふ、

○大猷院兵法の說の事

大猷院殿御意に、兵法は老人ほど可遣事なり若き時はいか樣にも働きもなる故に、取合もすべし、老人に成ては、手足も思ふ儘ならず、此時は彌々兵法入所なり、手足叶はずとも、不慮の時、其儘も有べからず、然らば老人は、彌々兵法を執行すべき事なり、刀脇差をさす內は必ず、可執行、もし刀脇差もとりおきて丸腰に成べき者は、夫は又執行せず共、少は尤なりとの御意なり、

○左近太郞の事

南部家衰微の時、家來左近太郞（各字闕）上方へ巡禮して安土へ着て、一宿をす、時に信長、明日能興行の由に、左近太郞宿の亭主に見度由申す、亭主案內にて見物す、安土城にて、太閤秀吉共の頃は未だ木下藤吉と云し時なり、萬事申付られ候風情、唯人ならぬを、左近太郞見て、亭主に名を問ふ、亭主爾々と答ふ、藤吉も又左近太郞が體を見て、知人に成り、藤吉宅へ左近を招く、其後左近馬二疋を南部よ

り送る、如此人魂の上、年を經て秀吉天下を知し召、小田原陣に勝ち、奥州發向の時、左近太郎を呼出し、南部一跡を左近に與ふ、左近曰、南部は代々の主筋なり、かれに被下候樣にと願ふ、秀吉感じ給ひ、則其意に任、南部の正統再び家を興す、是左近が忠節に仍てなり、委は四家勘老に在り【割註】四家は正宗會津蘆名最上上杉景勝此四家を記す書なり、保科肥後守家來作之、但し不出他」

○鈴木石見の事

鈴木石見と云ふ者は、權現樣より水戸中納言殿へ御附なされ候無隱武邊者なり、或時石見水戸殿の刀を持ち、御城大廣間の溜の間に在し時、伊達正宗も其所に被居しかば、目を放ち見る故、正宗も不審に思ひ石見に謂て曰、其方我等を目を不放見られ候いか樣の事に左程見候や、其方は何者ぞと問れければ、石見答へけるは、我等事は聞も及ばれ候べし、水戸殿の內に鈴木石見とて隱れなき者にて候、御自分の事、音には聞しかど、見る事は今が始なり、然れば水戸は奥州の御先手にて候、奥州にて逆心をすべき者は、御自分より外になし、依て御自分の顏を能く見覺置、逆心あらば其方御首を可取爲に如斯見申候、水戸の內にて、其方御頸を取べき者は、拙者ならではなしと云ひければ、正宗其心入を感じ、我等ならで奥州にて可逆心者はなきと見られ候は、如何にもよき目利にて候、何の日に可申請とて、則水戸殿へ、其斷を云て、私宅に呼寄せ、自身に給仕をして殊の外馳走し、終日顏を見せられしとなり、

○德川家の祖先及ひ葵の紋の由來の事

御當家は新田義貞より御傳來の樣にいへども、さに非ず、新田大炊介義重より御傳來、その時より御紋葵の丸なり、御系圖にも義重と有り、酒井家より葵御紋上候と云ふ、本多家より上候とも申せども、兩說ながら違ひ申候、實は義重御代より葵の丸なり、由良信濃守（當時高家衆）方に、義重の甲カウガイ小柄鍔有之、皆葵の丸なり、公儀へ差上度とあれども、今に召上られず候由、義重は惡源太義平の甥なり、義重義貞同家なれども、義重は庶子筋なるか、

其嫡曰、義重を庶子筋かと云ふ事、編者の甚不吟味なり、八幡太郎義家の三男、式部大輔義國は、新田足利兩家の祖なり、義國の長男、則義重始て新田を稱す、庶子の段にてはなく、新田の鼻祖なり、故に慶長、國初の頃、勅有て神祖へ菊桐の御紋を賜りけるに、勅答曰、菊桐御紋の事は、往年足利家へ下し賜、後年に至り、當家拜領仕事、眉目薄きが如くに候、哀れ庶幾は、鼻祖義重、父廣忠へ贈官を賜なば、面目たるべく候、仍て御紋の儀奉辭旨勅答有ければ、則義重へ鎭守府將軍御父廣忠公へ、正二位大納言を贈らせ給ふ、是御當家御鼻祖の證例なり、新田家一旦衰微の譯は、故右大將賴朝公の義兵の始に、一族の事なれば新田義重を殊に催促有しに、義重其身を高ぶり傲て、催促に不應、其後賴朝の猛威海內に及ぶに至て降參せらるゝ故、時にあはずして衰微せり、足利は始より右大將家に屬せし故に、時にあひ、新田は國人の如く埋れて有しが、夫より三百年を經て、新田小太郎義貞に至り、鎌倉北條を亡し、大功を立て、大に家を興すといへども、一族足利尊氏に權を奪れ、竟に新田は亡びて、足利一統の代となる、義貞の一族、脇屋、堀口、江田、大館、里見、鳥居、岩松、世良田、一ノ井、大井田、荒川、金谷、其外數家有れども、元弘建武の頃、德川と稱する人不見、稀に得川と有を見當れり、是御家の事と見えたり、得を德に改められしにや、この德川は世良田と同家の樣に承り及ぬ、實にさも有べきか、第七代有章院殿家繼公は、丑の御年にて、御兄君御二方御座に仍り、御幼名世良田鍋松君と奉稱し事、余もかすかに覺え居れり、是則世良田と御同家の事知ぬべし

葵御紋の儀所以聢と不知、古へより色々說有り、大猷院樣御代八幡御造營の時、內陣の御紋皆葵の丸なり、然れば新田義重より葵の丸歟、但尾張殿お袋樣、八幡の禰宜の女房なり、故に權現樣御造營なされ候や、たとへ御造營有とも、葵の丸は其時分は、御付被成間敷事なり、秀賴の時分なればなり、治部少輔よりの十三ヶ條の內にも、內緣の好み有により、八幡神領の檢地を除る事とあり、如斯事を考れば、御造營被成候やとなり、葵の丸の儀、義重よりの紋歟不知、

其蜩曰、御紋の事を編者色々に書り、但由良家に有之古來の武器各葵の丸の由なれば、是造なる證なり不可論、

○葦毛の馬の事

葦毛の御馬御厩に不立は、八幡の御影葦の馬に召し御座候、其御遠慮か、

○德川家より禁裏へ獻上物の時の事

今に至て禁裏へ何ぞ被差上候時は、勾當內侍より傳奏迄へ奉書に、新田殿より何被進面白く思召候、此由傳へ候へとの勅書なり、其勅書傳奏衆より江戶へ參り候、

○新田萬治郞の事

新田萬治郞殿事、權現樣關八州御取なされ候時、萬治郞殿は、武州忍に百姓をめして御入候故、同家の事故、後々は壹萬石も可被下思召にて召けるに、萬治郞返答に、其方は庶子筋、我等は總領家なれば、褥を引て我を請ぜば可罷出となり、內府樣聞召、あほうめが同樣の好みを以て申遣候に、斯る返答をする條不屆なりとて、終に召出されず、其後萬治郞困窮に及び、南光坊を賴み、大猷院樣へ訴訟有けれども、南光坊取次申されず、故に春日局に便り訴訟す、春日殿色々申上られ、漸金百兩其方手前より差遣し、其分に仕置候へと上意故、其通に執計はれ候、其後萬治郞居宅の邊、阿部豐後守殿知行被成、さすが御同姓にて難義の體を氣毒に思ひ、御老中御相談にて、豐後守殿より貳百石を遣候、夫より今に至り、正月二日の御目見なり、

其蜩曰、當時此の裔上州田島住居岩林滿次郞と稱す、

○松平伊豆守臨死の時の處分の事

松平伊豆守臨死の時、公方家御自筆の物、不殘大なる桶に水を入、能浸して、扨火に燒き、右の灰を袋に入れ、首にかけて被終しとかや、

○黑田長政抱負の事

黑田如水子筑前守長政幼少の時、父如水或る時粕谷內膳を招請て被申けるは、御手前事しづが嶽に於て、七本鎗の事世に名高し、忰長政、貴殿の武名にあやからせたし御鎗を賜らんとなり、內膳辭退あれ共、達て所望に仍り鎗を遣す、如水悅て長政に與ふ、長政不喜して鑓を取て、次の間へ出て、鎗を捨て被申けるは、如水は老耄し給ふにや、我內膳づれが武勇にあやかる心更になしと不興ぜられけるを、內膳傳へ聞て、さこそあらめ、長政が生先賴母しと被申しが、果して內膳より遙に增れる將となられしなり、

○大猷院人を評せられし事

大猷院様中根壹岐守を召て、誰はよき者と聞召れ候、さなりや、壹岐守上意の通を申上る、又世間にさも云ふか、壹岐守左樣と申上る、又年寄共は如何云ふや、壹岐守老中の面々も、譽被申と申す、其時上意に左樣になべて譽る者は、輕薄ものか、柔弱者かなり、半分々々に善きと云ひ又惡きと申者にこそ目利はあれと上意なり、

○台德院勵精の事

台德院樣御病氣に成せられ候節、御老中被申上候は、御不例中、專ら御政事を、御聽被遊候事、御病氣の爲に不可然候、御用向御差略被遊候樣にと申上らる、其時上意に、其心故に拔群能き人出來ず、將軍樣へ被爲附候御人も無之、餘命寡きと思召候に仍り彌々御用を御精御出しなされ候との上意なり、難有思召なり、

○家康公大竹鄉右衞門を賞せられし事

權現樣御代大竹鄉右衞門大刀をさし御供す、上意に鄉右衞門、其刀拔事自由なりや、大竹云く拔事不自由なる刀を士がさし可申や、上意にさ有らば御前にてぬけと被仰、則御言の下に拔く事速なり、御機嫌能く御泊りへ着せられ、鄉右衞門へ、百石御加增下さる、時に松平九郎右衞門と申す仁、御供の節、御刀を帶す

還御の節、被仰候は、先日大刀をよく抜たるとて、大竹鄕右衛門に加增をとらせたるに、汝又如此、渠等とは違ひ、汝は松平をも名乘身として、斯様の志不及是非とて、大に御叱の上、御家を御拂なされ、年を經て水戸殿へ遣はされ候なり、

○兎兵法の事

板倉周防守の言に、世間にうさぎ兵法とて、敵に逢ぬ先に、とやかくと工夫し、其事を積るをあしきと云へども、必ずうさぎ兵法が能なり、子細は上使に參りたるは如此すべし、御奉公何を被仰付は斯く、自らの政道は斯くすべきと、常に兎兵法を遣ふ事尤なり、兎兵法ならずば、實の時役に立べからず、是を惡敷とて、何も覺悟せぬよりは增なり、隨分汝らうさぎ兵法を遣べしとなり、

○大猷院平重盛を評せられし事

大猷院様上意に、小松內大臣は賢者の様に云へ共、淸盛の惡行を數て、神に說て、我命を縮め、其上敎訓の仕様あしき故に、淸盛の惡末世に傳へて隱れなし、爰を以て見れば不孝の人なりと仰られき、

○台德院及び大猷院御咄衆の事

台德院様御咄衆（每日晝夜登城の面々）

平野遠江守　立花飛驒守　加藤左馬介　脇坂中書　佐久間大膳

谷　出羽守　丹波五郎左衛門　有馬玄蕃　佐久間備前　三好因幡

內藤唯心　堀田若狹　猪子內匠　前波半入　青木民部

（小身衆）近藤石見　本多三彌　初鹿野傳右衛門　横田甚右衛門　眞田隱岐

久世三四郎　坂部三十郎　道三安淸

大猷院様　御咄衆

柳生但馬　佐久間將監　內藤平左衛門　大橋立慶　大河原源五左衛門

○江戸城雨溜桶の事

御城内に雨溜桶八ヶ所に有之、此の桶大火事以前は、銀にて有之、火事に燒失に付、唐銅にて仰付らる、松平伊豆守指圖にて、八の桶を九つ拵させられ候、此桶一つにても大分の御物入にて候間、餘慶は不入ものと各被申候へ共、伊豆守の了簡有之由にて、九つ拵へさせ、推名と申鑄物師方にて桶致出來、直段は桶一つ五百兩の由なり、奉行衆餘り直段高直なりとて、鑄物師方吟味候處、掛目夥く重く候故、御入用多く掛り候、地金の積を御吟味被下候へと鑄物師申せども、此桶一つを牛二疋にて牽候へば、容易に衡にて掛申義難成、其時伊豆守作の餘慶の桶一つ打碎かせ、掛目を改られ候へば、桶一つ金百兩にて出來る積なり、總じて御城へ召せられ候諸品、二割三割の利を以て下さるゝなり、右の桶其算用にて百兩に相當なり、鑄物師大に困り、御侘言仕しとなり、此桶長五尺横三尺五寸深さ三尺五寸厚四寸と云り、

○松平越中守老人を近づけられし事

松平越中守云、老人はたとひ不能なりとも、節々對談すべし、何ぜには益有り、況や場を踏たる老士は、殊に賞翫して咄を可聞事なりとて、家來の内にも、年老たる者をば、常々傍に近付け置れしとぞ、

其蜩曰、今の白川侯の祖なり、寶永の末迄は、代々勢州桑名の城主なり、然るに新參の出頭人、野村増右衛門、輕卒の類より經上る、千貳百石を領し、國の仕置を蒙りて、大に苛政を行ひ、奢重疊す、家の大事に及んとするに至て、家中二つに割れて、大に騷動す、既に東武に聞えて公裁に及んとす、因玆、野村父子從類、幷に荷擔の者共、悉く刑せられ（此條前卷に委記）漸く家中鎭りしかども、此事世にかくれなし、公儀表不首尾にて、本高は無相違、越後高田へ所替仰付られ、其後寛保の頃奥州白川へ移らる、

○三好宗三が刀の事

三好宗三刀を宗三左文字と云ふ、三好打死の時帶す、其後今川義元指料と成る、桶狹にて打死の時、毛利新介取て信長へ上る、信長家眼を入れ、織田尾張守信長今川義元を討取刻所持の劍と銘ぜらる、後に權現樣御道具に成り、大阪へも御帶し被成候、右のごとく兩將打死の刀なれ共少しも御構無之、

○安藤帶刀の事

安藤帶刀に井伊掃部頭姉川合戰の事を尋らる、帶刀其時は、某いまだ十四歲故、うろ〳〵して手に合不申と何事なき挨拶なり、總て帶刀一生の軍咄に、少もかざりたる事なく、有の儘なり姉川合戰巳後、權現樣御戰場に於て、帶刀一度も不覺を取らずと云ふ、八十四歲にて歿せらる、常に無口にて言事は唯二言なり夫はよし是は惡しと云事ばかりなり、其善惡も委き事は其方にて知れと計り申さる、又さうかと見れば、太平記評判を講ずる席にて、其評の上を論ぜらるゝ事、甚精密にて聞事なりしと、或人語れり、帶刀鎗銀拵へなり、鎗持或る時銀をはづし盜む、家老中聞て、惡き奴哉、油斷して人に取られたらんは如何せん、巳が預りの物を盜む條、不屆千萬なり、成敗致すべし、但一應主人へ可申上とて、達之處に、帶刀云く、其者妻子有りや、答子供四人有り、給分は何程ぞ、答十五俵なり、帶刀云く夫ならば道理なり、妻子の育ひ一人前不足なり、子供飢は盜む間敷物に非ず、五俵加增して罪を赦せよと申付られしとなり、

○家康公寬大の事

權現樣御出頭の女中に、殊の外嫉妬深く、自餘の女中を御側へ遣はさぬ樣に致に仍り御あき被成、當分大久保七郎右衞門へ御預け、遠州二股へ遣はさる、又其時分小笠原越中守と云ふ者、是も御勘氣にて、同前に御預被置候處に、如何してか、彼女と密通せり、七郎右衞門聞て大きに驚き、脇より上聞に達しては彌々申披無之、直に言上せんと、則申上る處に、殊の外御機嫌能く、越中は未だ女房無之やと御尋に付無しと申上る處に、さ有らば彼女を女房に下さるゝとの仰なり、七郎右衞門案に相違して日頃には斯樣

の不義不作法は殊に御惡しみ深く、嚴刑に行はるれば、此度も本人は不及申、預り人迄も、急度御科を可蒙と覺悟せられしに、案の外なるは如何成子細なりや不知、越中守も御免を蒙り、其子權之丞切支丹故御改易なり、大阪御陣前の事なり、

○家康公京の町の事をきかれし事

關ヶ原後、京の町の事を、御大工頭中井大和へ御尋有り、二條御城の事を御聞なさるべきと存候處に、第一禁裏、第二傾城町を御尋有となり、

○家康公年貢の說の事

權現樣上意に、百姓の年貢を取る事、鷹のしゝあての如し、過るも惡し、不及も惡しとなり、

○畠山休山大阪大將の事を評せし事

畠山休山云、大阪の大將衆、人數を持たる故、大身の樣に聞ゆれども、何も小身なり、大野主馬知行千石なり、人は一萬持たるなり、御陣に付、金子を秀賴より過分に付下され、人を抱たるとなり、大野修理は一萬五千石なり、

秀賴の御藏入、畿内爰かしこにて四十萬石なり、代官片桐市正、伊藤左馬、井上小右衛門に其外にも有り、大阪向小豆島も秀賴御藏入なり、

私曰餘錄には攝河泉七十萬石と有り、

○大阪七與衆の事

大阪七與衆の內、中島式部少輔は、金の御門の間、秋山の櫓にて切腹、堀田圖書介は、屋敷にて切腹、大阪覺書には、堀田圖書介、大廣間にて、加州堀田與右衛門に會して討死と有り、野々村伊豫守は、二の丸にて切腹す、速水甲斐守は、秀賴の側にて切腹、靑木民部少輔は御使に參候と、駿府に御差留、伊東丹後守は城を立退後に召出さる、

難波戰記、其外餘錄には、靑木民部と一緒に駿府へ御使に參り、直に被差留と有り、大阪覺書には、伊東丹後守は逆心して、鐵炮を打出と有り、孰是なるや可追考、眞野藏人は、御陣前病死、子豐前守は、御陣後藤堂和泉守に仕ふ、眞野豐後守、餘錄には蘆田曲輪に於て、秀賴一所に切腹と有り、其外渡邊內藏介、月見櫓の下にて貞宗の脇指にて腹を切る、木村長門守、山口左馬介、內藤新十郎、増田藏人各打死なり、

○家康公人の一代を評せられし事

權現樣上意に、人一代の內に了簡三度替る物なり、十七八にて物の心究り忠孝身持定候、扨夫より能く勤行、二十七八に成時分存樣は、此年迄勤め見候に、別に年寄候者とても替事無之ものと存候との念出來て、老功を侮り候樣に相成候、扨二十七八より三十七八迄勤め立身もせす、替事無候へば、そこにて令退屈、此上させる事も有まじければ、樂を致すが増なりと存じ、夫より己が得方の樂を行ひ、或は命を損じ、或は不義の者と成り、一生空しく廢るなり、必ず右三度替る可しと上意なり、

翁草　卷之五十九

○五音開合及記憶傳の事

世俗の言語に、五音開合を辨へざる片言多し、譬ば山は音サンなり、上よりの讀つゞけに寄つて、上に引字か、㓟字有れば、其縁にてザンと濁る、然るに或は魯山抔と、上一字假名の下に在る山をザンと濁る事、何の故も無く惡敷なり、又一字假名ならずとも、引字㓟字の外、或は天台山の類悉く淸むなり、其他是に傚ふべし、又昨日は實は、此類上に詰る入聲あれば、ワイウエヲ、アイウエオ、皆タチツテトに變ず、

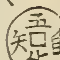
月菴（アン・タン）　八音（キン・チン）　悉有（ウ・ツ）　闕腋（エキ・テキ）　佛恩（オン・トン）

幾等にても同事なり又上に㓟字有れば、アイウエオ皆ナニヌ子ノに變ず、

頓阿（ア・ナ）　瞋恚（キ・ニ）　霖雨（ウ・ヌ）　近衞（エ・チ）　觀音（オン・ノン）

其他准之、加樣に變ずるも「タチツテト「ナニヌ子ノと、五音混ぜずして、其の一音へ變じかたまる處、和音深妙の道理是なり、五音各其字を引けば、悉く「アイウエオを生ず、「カア「キイ「クウ「ケエ「コオ此格なり、子母字の道理是なり、然るを口上を立派に云んとては、故もなきに、ハをなと云ひ、ハをタと云ふ類ひ卑俗に多く有り、せめて深遠の事をこそ辨へずとも、加程の事をば心得てよし、古來謠曲を好む輩は、五音開合を專らに嗜み、喉舌齒牙唇の假名に無理なき樣に心掛け、訓音の謠ひ分け假名遣ひの分ち、ヂジヅズの差別、人毎に是を穿議しけるが當世の謠曲に、此嗜は稀なり、諸藝の輕薄に成事斯の如し、たゞ程拍子さへ間に合へば、能きと云ふ樣に成ぬ、其程拍子だに己が心にはよしと思ひても、誠の拍子へは皆行ぬなり、前卷にも耳底記を拾ひ記すごとく、宗節が謠ひ出す所、遲くも早くも無りしと

元廣卿の書置給ふが是誠のほど拍子なるべし、亂舞音曲は云にや及ぶ、なべて今日の世渡り士農工商、それぞれの業に、皆程拍子有り、夫を音曲にのみ有と思ふは大成僻事なり、日用のほど拍子違へば、音曲は物かは、大に害をなすなり、又碁を打人の云、世渡りは、シテウの如し、よしと思ふ事も一手違へば、シテウの崩れたる如く、是迄のよき事も悉くあだと成なりと云り、唯人は油斷せぬを要とす、さりとて是をあしく心得て、人の云事を我よこしまになぞらへて我をはかる歟と疑ふは間違なり、是は油斷せぬと云物には非ず、素よりさかしらなる事は更なり、さもなき假初の事をも心深く疑ひ聞けば、向ふの人も又心を置て、眞の交は出來がたし、此道具紛れのせぬ樣に有たきなり、斯云へば腹あしく嗚呼がましき樣になれども、翁がごとき無學短才の世外の者のあだしごと成とて、あながちに捨給ふべからず、よきはよきにし給へ、無學者の早學問も稀には用に立事なきにしもあらず、返す／＼も油斷有べからず、世外の我抔は、油斷しても何かくるしきと思へども、生ある內に是を離るゝ事は成らず、今も油斷せぬ事二ツあり



此紋を付て心を戒む、吾は唯知足の四字也、又罷官誠君恩此句を聯にして、常に佛壇に向ふごとくに拜むなり、是二ツを克己の道具とす、明和八年の頃、何とかやいへる漂人洛に來て記憶傳と號して、方金一片の謝禮を以て、諸人に口授するに、爰に競ひ集る人千々に及びて、頓に四百兩程の金をかきあつめ、彼ものは暮に何地へか失せぬ、世のからき事を云ひ罵る中にも、又かゝる妄事に蕩かさるゝやからも有れば、世界の事は一概に云難し、鄙諺に一寸先きは闇の夜と云るは、實に尤なる歟、唯おろかに後をはかる故にこそ、もろ／＼の雜念を生ずるぞかし、彼者の傳を洩聞に、さしたる事なき童蒙の戯なり、凡そ記憶は其人に在て傳には寄るべからず、又一つには心を用ると用ひざるとに寄べし、愚父が常に訓しは、總じて物を覺ゆるには先づ物によそへ、其事を考るに、夫は譬ば何事の有し年と覺るがよし、凡そ一年の內に何事も無き年はなし、夫を目當にして、其事よりは前とか跡とか考れば、大むね違ふ事なし、又數を以て覺る次第は、いか樣に成とも三十一文字に字數を合つゞり置き、入

用毎にひたと吟ずれば、後には口にたまらずよく覺る物なり、我不學不覺成故に、幾等も歌を拵置ぬと敎示せり、余も實にもと思ひて、敎に任せ色々歌をつゞりて用之に、甚益有り、思ひ出る儘に左に書付侍る、是人事の無盡藏なれば、此後何事に不依此格を以てつゞるべし、たとへ百首千首にても入用の事、且好む事をつらぬる故に、覺安く、女子の百人一首を覺ゆるごとく、いつとなく暗んずる物なり、なまじいの記憶傳よりも益有かと覺侍る、（但古より有來る所の歌も一所に左に著す）

〇書籍朱引の歌

右所中は人の名左官中二に書の名左には年號

和歌八代集　八代は、古（コキン）、撰（ゴセン）、拾遺に後拾遺や、金（金葉）、詞（詞花）、千載、新古今也、

十三代集　新勅（センショクセン）、續後、續古今（ショク）　續拾（キ）、新後（セン）、玉（玉葉）、續千（ザイ）
續後拾（キ）、風（風雅）、新後拾（キ）　新千、新拾（キ）、新續古（キン）

源氏物語目錄　桐壺に、箒木、空蟬、夕顏の、紫（若）を、摘む（末花）、紅葉（賀）はの、安（花）
葵、榊、花散（里）、須磨に、明石、みを（澪標）、蓬生、關屋、繪合の、松（風）
薄雲に、朝顏、乙女、玉かつら、初音、こてふに、螢、とこ夏、
篝（火）、野分、みゆきの、袴（藤）、槇（柱）や、梅（枝）、藤（裏葉）、若（菜）、柏（木）、笛（横）に、鈴むし、
ゆふ霧に、法（御）の、まほろし、雲（隱）、匂ふ（宮）、紅梅、竹川、橋（姫）、椎か本
總角に、早蕨、やどる（宿木）、東屋は、うき（舟）、蜻蛉も、手習ふた、夢（浮橋）

二十一史　史記　前（ゼンカンショ）、後漢（ショ）、三國（志）、晉（ショ）、南史（ショ）、宋書、南齊（セイショ）、梁（ショ）

七雄の發句　陳、北魏、北齊、周、隋　唐五史宋史、遼、金、元

七雄や秦楚燕齊趙魏韓

七書　孫子、呉子、司馬法、尉繚に三略や、六韜、太宗問對、是七書也

六經　樂經は秦に亡びて六經も夫より後は五經とぞいふ

書十體　古文體、大小篆に籀文や八分隷章に行飛白草

五音（サシスセソ）　「ア「ワ「ヤ喉「サ「タ「ラ「ナ舌に「カは牙音「サは齒音にて「ハ「マは唇音

（淸ハ齒音濁ハ舌音）

同知五行　前齒「金奥齒は「木にて、喉は「土、舌は「火ぞかし、唇は「水

五行生剋　生剋は隣が生よ又隣みな剋すると兼て知べし

此謂は五行の順を「木「火「土「金「水と立て木の隣は火なり木生火と相生す木の又隣は土なり木剋土と相剋す、餘可倣之、

名香（十一種）　名香は法隆、東大、逍遙や三芳野、紅塵、枯木、中川、法華經に花橋の八橋や園城寺にて十一炷なり、

近世年號　大永や享祿天文弘治より永祿元龜天正文祿

慶長十九元和は九年寛永二十正保慶安みな四年づゝ

承應や明曆萬治三年に寛文十二延寶は八

天和三貞享四元祿十六や寶永七に五年正德

享保二十元文五年寛保三延享四年寛延も三
寳暦(リヤク)は十三年に明(メイ)和八安永九年天明は八

一事を數首にて覺る類は其歌の列を違ぬ樣に覺るを要とす

假名遣　假名遣ひは「ハヒフヘホ「ワイウエヲの二音を第一に辨ふる事なり左の歌を以考味すべし
上に有わの假名は皆わなりけり中下のわははとぞ書べき
いゐともに上中下につかふなりひをいとよぶは中下と知れ
きくはうの假名になしつゝへひは又ふと書かへてともにをとよべ
えとゑとは上中下に置もするへをえといふは中と下なり
端のをは何れにも置けおは上ぞ中下にてはほををとも云

一代守本尊　子は千手丑寅はみな虚空藏卯は文殊にて辰巳普賢よ午勢至、未と申は大日に酉は不動ぞ戌亥八幡

齋日　齋(サイ)日は八日十四五二十三二十九みそか殊につゝしめ（小の月は朔日なり）

血忌　正二三四五六七八九十十一十二
丑未寅申卯酉辰や戌巳亥午子は血忌なりけり
（其月の節より節道を用ゆ故に月前後へ跨ると可知）

運行　正二三四五六七八九十十一十二
未戌辰寅午巳酉や申亥女に丑卯は運行日なり

不成就日　正七は三よりかぞへ九日め二八は二より三九朔日

四十は四五霜は五日六と極六日にこそは初りにけれ

正七	三日 十九日	十一日 廿七日	
二八	二日 十八日	十日 廿六日	
三九	朔日 十七日	九日 廿五日	
四十	四日 廿日	十二日 廿八日	
五十一	五日 廿一日	十三日 廿九日	
六十二	六日 廿二日	十四日 晦日	

右不成就日の事は色々說有て用るに不及と雖、今專ら世俗の用る所なれば假に爰に載る、

七淸華

淸花家は花山、西園、大炊御門、久家、轉法輪、德大寺、菊亭（今出川トモ）と知れ

洛中竪小路

寺、御幸、麩屋、富柳、堺、頂妙寺通（今高倉ト云）間の東に車、烏丸、兩かへ、室、衣、新、釜、西、小西、油、醒、堀、よしや、猪、隈、黒、大宮、松、日暮しに智惠光院、淨福寺通、千本、扨は西陣、

同横小路

馬口、鞍や、寺ノ内、上立賣、五つ辻、今出川、元誓願寺、武者小路、一條、中立賣、長者町、三通り、出水、下立賣、椹木町、丸太町、竹ヤ町、夷川、二條、押小路、お池に、姉小路、三條、六角、蛸薬師、錦小路、四條、綾、佛、高辻や、松原、萬壽寺に、五従せきだや、魚の棚、珠數屋、二筋、萬年寺、七條越て通り町なし、

竪小路の內上下にて町名の替候分

上「葭屋町	上「黒門通	上「日暮通	上「車屋町	上「釜座通
下「岩上通	下「新シ町	下「神泉苑町	下「不明門通	下「佛具や町

よしや町、岩上馬黒門は新シ町、日くれ暮シ神泉苑町車ヤ町はあけず門通釜座も佛ぐぞヤ町

洛陽觀音廻りの順

六角やせい願寺圖子下御靈から堂過てよし田黒谷
長樂寺から臺(泉涌寺)二ケ所、清水に五ケ所六はら扨おたぎ寺
大佛やせんゆじ二ケ所今熊を伏見街道九條へぞ出る
東寺より松(原)西東蛸やくし出水下立賣二ケ所かい川(紙屋川)
東向觀音過て天皇寺清和院にて札ぞ納る

月の出汐を知る

朔日は「卯の四十一「未の四二十一日「亥の四なりけり（毎日四刻づゝ延候なり）

五畿七道

畿内とは山城大和河内ちやいづみ(和泉)攝津の五ケ國を云
伊が伊勢に志(摩)尾(張)三(河)遠(江)駿(河)甲(斐)豆相(模)武(蔵)房總二(上)に常陸東海
近江ぢや美(濃)の飛(驒)だ信(濃)の上野に野州むつ(陸奥)出羽東山と云
若(狭)さぢや越ぜん(前)加賀にのと(能登)越中越後佐ど(渡)をば北陸と云
丹波丹後但(馬)因(幡)ほうき(伯耆)出雲ぢに石見隱岐こそ山陰道なれ
幡磨(美)作備州三ツにあき(安藝)周防長門合せてこれを山陽
紀伊あわぢ(淡路)阿波さぬき(讃岐)伊よ土佐が南海道の六ケ國なり
西海は筑(ゼンゴ) 豊(ゼンゴ) 肥(ゼンゴ) 日(向) 隅(大)さつ摩(薩摩)岐外に二島壹岐對島(ツシマ)なり

無海國

海なきは山城大和伊が河内つくしにちく後丹波美作
近江路や美の飛だ信のかい(甲斐)の國上野野州是は海なし
（但筑後に無海と云は非なりと云々）

五十三驛

大(ツ)草津石部水(口)土(山)坂(下)の關龜(山)庄(野)石(藥師)に四日(市)桑名路
宮鳴海ち(池鯉鮒)り藤(川)赤(坂)に五井吉田ふた川白須(賀)荒井前坂
濱(松)見付袋(井)掛川につ坂やかな島藤枝岡(谷田)(部)丸子(マリコ)宿
府中江尻沖つゆ(由井)い神(原)よし原や原沼(ツ)三島箱(根)小田原
大磯の平塚藤(澤)戸(塚)程がやもかな(川)川崎に是や品川

(伊勢參宮の歌大(ツ)草津石べ水(口)土(山)坂(下)ノ關窪(タ)津(ツ)雲(坂)松小畑山田ヨ)

曲舞の出

夕顏に安達(原の)玉(居士)井玉かつら敦盛もり久みな木拍子
竹生島白髭東岸唐船に邯鄲鉢木本拍子なり
田村前松風俊寛櫻川せい願寺こそ二の拍子なれ
二の拍子井筒野の宮船橋に楊貴妃佛(原)千手なりけり
蟻通鸚鵡(小町)實盛老松に海士のかるも丶二の拍子なり
田村後二人靜に道盛も龍田烏頭は一拍子なる
一拍子百萬はせを賴政や小鹽羽衣花筐のち
芦苅に關寺(小町)定家難波熊野三井寺山姥一拍子哉
雲休院(春日)龍神西行(櫻)柏崎朝長姨捨一拍子なり
錦木の當麻阿漕に紅葉狩安宅鵺こそ一の程なれ

一の程呉服釆女に蟬丸檜垣是界天皷に花筐靜
白樂天は船辨慶に自然居士遊行柳浮船志賀一の程
杜若源氏供養に殺生石清經兼平みな一の程
二の前は高砂八島藤戸三輪斑女女郎花木賊東北
江口こそ片拍子にて出るなれ小皷よりもとるは梅かえ

有氣無氣

木は「酉に火は「子金は」卯水土は「午より有氣(ウケ)に入と知べし
木は「辰に火は「未より金は「戌水土は「丑無毛(ムケ)に入なり

爲人鈔拔萃

○秀吉公西國城の御指圖の事

秀吉公の代に、西國諸大名居城を可築とて、各堅固の地を繪圖に顯し、太閤の披見に入奉る處に、暫く工夫有て宣ひけるは、諸侯心當の地形は、皆惡き所なり、地の利堅固に築くべしとて、大概惡き地計に差圖し、繩張悉く畫圖に記して賜ふ、各本國に歸て其繩張を用ひ、居城不殘築きたり、年經て後仰に曰く、西國所々の城主共、城取を賴し間、若し我存生の內に、敵と成すに於ては、責落すに輙き樣に、繩張をして遣したりと宣ひし、此物語を聞て、一座の老人の曰、秀吉公右の御內心にて、繩張をし給はゞ、諸大名城を築終て後も、其意を輕々敷は宣ふまじき處に、斯く有し事は、深き謀略成べし、されば又西國の城主共に亂を與せさ間敷御工夫にも有んか、

○柴木村甚助孝悌の事

備中國淺口郡柴木村に甚助と云ふ農人有り、僻地の民なれば、孝悌の敎をば、誰有て說聞せんや、されば共彼者親兄弟に孝悌の道を盡す事、更に比類無りければ、備陽侯是を聞給ひ、感心不淺、自筆に感狀を書て賜ふ、その文に曰、

備中國淺口郡柴木村抱之田方三反畠二反都合五反、依感有孝悌の行永代與之、素僻地の民、雖不知有孝悌の行、誠天質靈妙也、郡中皆至然共美足天質の靈也、故以天祿賞之者也、

承應三年十一月十三日　　光政判

柴木村甚助

誠に有難き國主の志、天鑑曇り無して森羅萬像を照し、大明無私照至公無私心とかや、されば甚助が孝悌の道に叶へる事、生知とも、云つべし、諸國の遠里邊土にも、加樣の者有べけれども、其名埋れて末代に聞えざらんは、殘多き事なり、我と同志の人有らば、聞傳て書に記し後の世に留め給へかし、

○卜傳兵法の事

土佐の卜傳と云ふ者、兵法を一派立て、無手勝流と號す、或時東國へ下りける折から、江州矢橋の渡りにて、乘合船に乘しが、其中に三十七八計の男、長高く髭黑にして言語いかつなり、船中にて唯一人口をたゝき傍若無人に、兵法を自慢する、卜傳始は知らぬ顏にて、打睡居たりしが、餘り慮外なる過言を聞兼て、彼男に云けるは、扨も種々の御物語を承る物哉、其中に兵法の抗言こそ心得ぬ事なれ、吾等も若干よりかたのごとく精を出し、稽古したれ共、今迄人に勝んとは思はず、唯今に負ぬ樣に工夫するより外に、更に他事無しといへば、彼男聞て、御坊はいみじや、兵法は何流ぞと問ふ、いや唯人に負ぬ無手勝なりと答ふ、男云く、無手勝ならば、御坊の腰の兩刀は、何の爲ぞ、卜傳いふ、以心傳心の二刀は、我慢の鋒を切り、惡念の萠を斷つと云へば、さらば御坊と仕相を致さんに、無手して勝給はんや、卜傳云く、されば我心の劍は、活人劍なれ共、對する人惡人なれば、其儘殺人刀と成る、男腹に居兼て、船頭に向ひ、此の船を急ぎ押着よ、陸に上りて、勝負を決せんと怒りければ、卜傳潛に乘衆船頭に目くばせして、陸は往還の巷にて、見物事々し、あの唐崎の向なる離島にて、人に負ぬ無手勝流を見參に入ん、乘合の御ふせうに急ぎのかたがたも有らんずれども、あれ迄押させて御見物あれかしとて、船を頻に押させて、彼島へ着と等しく、彼の男三尺八寸の刀するりと拔き、岸の上へ飛揚り、御坊の眞甲二つになさん、急ぎ揚り玉へと罵れば、卜傳聞て暫く待給へ、無手勝流は、心を靜にせねば成らぬ事なりとて、徐々と裳を高く挾み上げ、腰の兩刀は船頭にとらするなり、其の水棹を我に得させよと、船ばたにつゝ立て、

水棹にて向の岸へひらりと飛かと見れば、さは無くて船を沖へつき出す、男驚てこはいかに、御坊は揚り給はぬかと云へば、何にしに揚り申べき、口惜くば、水を游で來り給へ、一則授て引導せん、無手勝流は是なりと、高笑しければ、男餘りの無念さに、悪しきたなし返せ戻せと怒れ共、更に聞入ずして、湖水一町計隔て、扇を開き招きつゝ、此兵法の極秘をば、定て殊勝に思ふべし、執心ならば重て傳へん、さらば〳〵と云捨て山田村に着船す、

○小田原陣中の事

太閤相州小田原陣の時、家康公は東口の蓮池より押寬り給ふに、此の口に篠曲輪と云出丸有り、夫より又橋有て持固たる出丸なり、家康公、此出丸を可取工夫し給て、井伊兵部を召て、橋歟々々と計り仰有て、子細を仰られず、兵部是を心にかけて、種々思案をめぐらすと雖も、其理分明ならず、いか樣に橋下の水の淺深を尋させ給ふ物成べしと推量して、橋の下に杖を立て、水の淺深を試み、其杖に印しをつけ、猶又兵部自ら水中に下りて、能く見證し斯と申上れば、兎角仰もなく又橋歟々々と計り宣ひて、水の淺深には聊も取合給はず、兵部不審に堪兼ね、今度は自身密に行て、橋の强弱安危を見るに、橋桁以の外弱ければ、立歸て其由を申上る、其時家康公宣ひけるは、此間其方に謂しは橋の强弱の事なり、是程の事をば定て思ひ當るべしと推量りて云ざるなり、加樣の事迄我が云付る事は、家康に不似合なりと宣ふ、此物語の底心を、或老人の語りけるは、さしよりの曲輪を取て、續く曲輪を一度に取ざる事は、家康に不似合事なりと沙汰すべし、橋弱くば、軍士を渡すに可落事必定なり、橋强くば手間入らず可取物なりと工夫し給ふ與意なり、橋歟々々と仰られしに、兵部思ひ當らざる事、四十八日なりとかや共後此曲輪を討取べしとて、廣瀨美濃、三科肥前に相圖れと仰付らる兩人承て當家の人々の若き子供、或は其弟甥など餘多聚り居侍る、是等へ仰付られては如何と申上れば、此儀尤可宜とて、總家中へ相令させらる、廣瀨三科が了簡は、若輩共計に仰付らるゝとあらば、銘々我子に功名させんとて、我々も倶に出て

可働事疑ひ無し、夫のみならず、其者の、伯父兄弟親類迄出んに於ては、人數も不足なし、卽時に乘取べし、若又取損じたりとも、此曲輪に於ては、物の數ならねば、若輩計に云付て、遊役させて見給たると風聞せば、難無るべしと廣瀨三科が慮りけるとぞ聞えし、扨總家中此令を聞て、勇み進まざるは無し、案のごとく其子供の親の親類眷屬加つて、若き者どもに、手柄をさせんと拵ぬる程に、早速此曲輪を乘取る、こゝに最前家康公の工夫し給ふ如く、橋の本にて、人數間ぬる時、井伊兵部元より知たる事なれば、此橋危しとて、續の曲輪を取らずんば、家康公の御心底も世に口惜き事なりとて、自身橋爪に押寄せ、鐵炮を取て放つ時、誤て二重籠したる筒なれば卽時に裂て、指の股を損じたりと雖も、兵部是を物ともせず、其手にて鐵炮を提げ、ゑいや聲を出し、蒐りければ、其威に勵されて、橋より向の出丸をも、終に乘取けるとぞ、誠に井伊兵部が戰功は、家康公の御智謀より興り、軍慮の賢きは、廣瀨三科に出たり、去れば名將の奧意は、一言出ても其理深しとなり、

〇內藤四郞左衞門夢想の事

關ケ原陣の時、家康公濱松を御出馬有て、其後に內藤四郞左衞門申けるは、今度肝要の事を申落したり、若御其子細は、關ケ原へ御着の翌日、有無の御合戰可被遊候樣に、言上すべき物を、大に失念したり、若御心を付られずして、翌日の合戰御延引あらば、大事有べし、其故は今度家康公に、上方衆餘多隨ひ奉て上りたり、自然戰間有に於ては、いか樣成る密謀をか巧み出さん、是のみ心元無しと申ける、誠に四郞左衞門工夫の如く、家康公も覺悟し玉ひ、御着無程御合戰有て、勝利を得給ひしとなり、此四郞左衞門は、武功人に踰え、智謀深き勇士と今に云ひ傳へたり、或翁が曰、家康公未天下の主と成り給はざる始、濱松に居給ふ時、內藤四郞左衞門夢想の告有り、白張裝束着たる人、門のとじきみに立て居たりしを、夢心に怪く思ひて、如何成者ぞと尋しに、我は是家康へ使に來りしと云て、一首の歌を詠吟す、

咲花に和泉河內のをさまりて金の橋をわたすよねくら

是を四郎左衞門に渡して、其使は歸る、四郎左衞門是を見送るに、濱松の町を過て、八幡宮の鳥居の内へ行と見て、頓て夢は醒たり、内藤此よしを家康公へ言上せしとなり、夢想の告より百日に當つて、秀忠公御誕生有り、關ヶ原御勝の後、天下の主と仰れ給ひて、武州江戸に御座有れば、市中迄家作り結構に成り大橋を渡し、米倉橋と云も出來たり、夢想是迄は合ひたれ共、和泉河内の事は、更に合點に不及と、度々心に懸て語りしが其後家康公駿河へ御隱居有つて、秀忠將軍の御代に至り、大阪滅亡してこそ、和泉河内の夢想を思ひ合せしとなり、按るに内藤奚ぞ夢幻泡影の理を辨へざらんや、智深き者なれば、ひたり、和泉河内の事迄は、合點に不及と、常々語りしは、當來の理を能く勘へて未來の理も斯く有べしと察したる物なり、去れば大將の人を見て取立給事、近代に至ては、信玄公秀吉公家康公と承る、一度秀頼を責亡し給はずんば、天下穩に成り難からんと、是非に慮つて夢想に寄せて、よねくら橋迄合

○花房助兵衞武功の事

秀吉公の時、備前中納言秀家の臣に、花房助兵衞と云ふ者有り、秀吉公の氣に背き佐竹へ流さる、家康公は始より助兵衞に御悃切なる故、其方が子を一人取立て遣すべし、江戸近邊の寺に預け置べし、折を以て召出さるべしとの御事故、助兵衞難有存じ、忰一人武州の内、長榮山本文寺の聖人に預け置き、其後家康公鷹野に出させ給ひ、池上に立寄給節、彼助兵衞子に御茶を持せて差出けるを御覽有て、此者は何者の子ぞと尋給ふ、聖人敬て是は何國ともなく浪人ものゝ忰にて候と申上る、家康公聞召し、さらば此者を我に給はれ、使ふべしと宣ふ、聖人則御請申上らる、苗字も尋る名も無き者なりと申上るに仍り、其時御供に召連られし、榊原式部が子分にして、苗字を名乘らせよと宣ひ、後年榊原飛驒守と名乘者は、此の花房助兵衞が子なりと傳承る、抑々此助兵衞事は、西國にて人も能く知る武功の聞え有ければ、家康公も他に異に思召ける、其後太閤薨去有て、景勝陣の時、助兵衞家康公の幕下へ參る、家康公宣く、佐竹事今度景勝と一味して敵と成て可出者か、又我爲に味方と成て出間敷者か、常々助兵衞は佐竹家中

されば佐竹は常に正直に在し者なれば、定て其趣を委く知べし、眞直に申すべしとなり、助兵衞承り、今度第一の人なり、然ば何ぞ御爲に敵と成て可出や、出申間敷者なりと申上けるに、左有んに於ては、聊疎略有間敷とは奉存れ共、起請文を以て佐竹事を請合奉る事は難成由申上るに仍り、其儘に差置れぬ、世治て後、家康公宣ひけるは、花房助兵衞は武功の者と思ひしが、案に相違して武功は無之者なりと宣ひて、一門の者共に語て云く、扨も我思ひ當るべき事を思ひ不當して家康公に、一言の御請を申損じ、御前も遠ざかり、一世の間、此身上にて朽果るなり、此趣を存生の內に、各へ語て聞すべし、去れば名將に仕へ奉る者は、假初の事にも、心を付て物を申すべき事ぞかし、家康公の、佐竹は景勝に與して可出か、又出間敷かと御尋の時、出間敷と申たるに依て、さ有らば起請文を書けと宣しを、其義は成難しと申切て、書ざりし事後悔千萬なり、其時起請文を書たればとて可出佐竹が出間敷にも非れば、誠の證據には思ひ給間敷けれども、上方勢を始め旗本に至る迄、扨は佐竹は必定出ざるべし、是迄佐竹家中に在し花房が、能々內證を知ずんば、何とて神文を可書や、既に是を書し上は、佐竹事は、心易しと諸軍の心を易からしむる時は、則味方の競と成る、此謀を以て被仰し事を、唯一偏に聞誤て、自然佐竹出たる時の後難を畏れて、是を書ざりし事、愚昧の至り、後悔餘り有り、夫よりして家康公の思召入の深きも、いつしか淺く成ぬると覺て、死期に臨み、是のみ口惜き次第なりと云しとかや、去れば此花房は、西國にて武功の名ある者とは云ながら、加樣の者は東國に幾萬もあるべきに、取分け此の助兵衞を御憫になされ、太閤の勘氣を得たる者の其子を取立て、榊原が苗字を以て召出さるゝ抔いか成思召にて、左程御賞翫成やと推量り奉るに、東國の事は勿論なり、一度天下を望給んに、西國の事御不案內なれば、其節の案內者の思召たるべきかと智ある人の申合り、昔義經公の鷲尾十郎を用ひられしも、案內者の爲ぞかし、名將の心古今一

致なり、花房末期に及で、一門に是を遺言せしも、是又武功名人の故なり、士たる者愚に思ふべからず

〇策彦和尙の言の事

或人策彦和尙の許に來て、扨も誰々は善人にて候と云へば、夫は身罷りたるやと問ひ給ふ、いなと申せば、其時、人の心は知れぬ物に侍る、遮つて譽る事勿れ、又誰は惡人に候と云ふに、其答も同事にて、毀る事勿れとなり、去れば邵康節は、人の謗りを聞て、未嘗怒、人の譽るを聞ても未嘗喜、人の惡むを聞ても未嘗和、聞人言人之善則就和之、又從て是を喜べり、故諺にも其志を顯せり、樂見善人樂聞善事、樂道善言、樂行善意、人の惡を聞ては芒刺を脊に負が如くに思ひ、人の善を聞ては蕙蘭を腰に佩るが如くに思ひ給となり、有難き訓なり、

〇隱居の辨の事

人は二十にして冠し、三十にして妻を娶り、五十にして仕へ、七十にして官を返し、其後世を遁るゝ事其身を安くする故に隱居と云ふ、されども其人の德、高き時は、朝廷より杖を賜ふ、又參內して道を論じ、義を談ず、八九十歲に及ては朝廷に杖つく事も成らざる時は、天子自ら其屋へ行幸成て、其事を問給ふ、何ぞ隱居と云れんや、彼商山の四皓世を遁れ、箕山の許由、是又論ずるに足らず、然れ共是は君臣德高く道の道たる時の事なるべし、道の興ると廢れると、人事の宜きと不宜と天道の盈虧、人の力の及所にあらず、如此なる時は深く世を厭ひ、隱居しても可ならん乎、かたちばかりは隱居して、心の隱居せぬ人は、子に家を讓ても子を恨る族も有り、隱居の二字を忘れつゝ、世間を勤る者有り、如此の隱居こそ慾に眼の見えざれば、其諂ひの顯れて最見苦くぞ見えにける蔣詡が三徑、劉商錫が陋室、何も心床敷事なり、

捨かぬる人もすつれは捨る世になど捨られですてかぬる身ぞ

此歌或僧のよみ給へるを、不圖思ひ出て爰に書付侍る、

○廣田義太夫の事

水野日向守家中に廣田義太夫と云者有り、少身にて右筆を勤居たりしが、慶長十九年五月六日、鳴野口にて手に合ふ冑首一つ取て、日向守の見參に入る、日向守感悅不淺時、義太夫愼て望けるは、明日の御備にも先手に召加へらるべきや、推參成る事に候へども、同く御手廻りに召置れば、身不肖ながら御先途を見屆け討死を期せんの外他の望無之と、頻りに丹心を顯し願ひければ、日州其忠誠の僞らざる體に愛て、則旗本に召置れ、我手に合なば、汝も手に合べし、さも無くば側を離るゝ事なかれと約して、翌七日道明寺口へ出張せらる、其日はさしたる事あらじと思ふ處に、晩景に及で、敵の多少は不知、一群眞しくらに、日向守の本陣へ蒐る、義太夫莞爾として日州の眞先に立ち、日州も物あひ近くなれば、鎗を取て立る、義太夫鎗を横たへ、敵中へ蒐入んとせしが、後を急度見て、今生に於て主君の拜顏是迄なり、我に暇を賜れと、聊臆したる氣色なく、敵中へ蒐入る、敵は多勢なり、混々と鎗を付け忽に廣田は鎗下の討死なり、日州眼前に廣田が討死を見て、こは口惜とて自身火出る程戰ひ數十ケ所創を被り本陣へ引れしが、義太夫が討死の勇しげなるを憐て、戰場より廣田が死骸を取寄見られけるに、數多の鎗創にて朱けに成り、目も當られぬ有樣成るを、日向守自ら笄を以て廣田が口を開て、末後の水共成らばなれ、先づ氣付藥を用ひ見んと、藥を口中へ吹入させらるゝに天數最不盡にや、廣田息を吹出しけるにぞ、愈藥を用ひければ、不思議に蘇生をぞしたりける、扨外科を以て創を療用するに、餘多の鎗疵急所を脫れければ、追日平愈し、其後有馬へ入湯して、悉く本復す、斯て世治て後、和州郡山六萬石の地を日向守に賜ひ、仍ほ今度大阪に於て、功有る諸士へ、夫々賞祿有る中に、廣田一人は、其期を延て、重て諸臣を集被申けるは、廣田義太夫軍忠の事は、各々眼前の處なり、然れば恩祿の事、拔群に遣はし度思ふは如何にと有ければは、皆一同に御尤の御事の由申之、是故に千石の加增にて、長臣の列に入られ、後年迄長命し、廣田圖書と云ひし家老は、此の義太夫の事なりとぞ、

〇高木村越武勇の事

家康公の御内、高木主水、村越與三右衛門、遠州にての働は、兩人田中の細繩手を引退に、敵十騎計り追蒐る、主水幾度となく、鑓を振廻し、一足も引まじ、一鎗參らんと踏止れば、村越は弓に矢をつがひ、鎗脇を詰るぞ、心閑に一鎗せよと訇り、敵しらめば兩人引退く、此道一騎打にて、兩方は沼なり、敵一度に押蒐る事成難き地形なり、兩人心得たる勇士なれば、横溝に橋の有處を目蒐け、其所にて取て返し、無二無三に蒐り、向ふ敵を突伏る、村越鑓脇を詰るぞ討て討てと聲を懸て番へる矢を放ち、其場にて兩人して、敵三人を討取り、兩人共恙なく引取たり、武功無類成る勇士と云々、此物語を聞て、或人云く、或は溝或は橋何れも一つ凝る地形を目付にして返すがよしと云事書に顯然たり、鑓脇を詰るに刀を上とし弓を中とし、鐵炮を次とす、其子細は鎗脇の刀は、鎗突入よりも蹈込ねば、其刀敵にあたらず、故に刀にて鎗脇をするを、就中譽る、さあらば、鎗よりも手柄と云べきなれど、先づ鎗を敵につけぬ前は、刀にて成り難し、鑓を付るゆえに、刀にて鎗脇をする、仍て其手柄鎗に續ぐ、弓は又精兵は知らず、小兵は根矢にて十間より延ては思ふ程の譽無し、六七間たるべし、然れば鎗つく人の跡より射ても、二間三間たるべし、故に刀に續て、弓を譽たり、鐵炮は一町二町さきの者にても打落す、況や十間二十間にても中り自由なり、因茲鐵炮鎗脇をば、弓よりは又次に譽たり、武士道不穿鑿の家にては、鎗脇を詰ると云へば、何れも同事の樣に心得たるも有らん、さには非ず、能々武道の僉議有べし、

〇家康公船繫見樣御指南の事

大阪陣の時、世間の風聞に、西國より、島津其外大阪へ手合の內通有て、兵船數千艘にて上ると專ら申觸しける故、家康公使番を召て、木津と堺の間に船の繫り所有や具に見て來れと宣ふ、畏て御前を立んとする時呼返し給ひ、右の見樣は何と合點して行んとするぞと問給ふに、使番の者遠慮して、更に其理由を不申上、家康公以の外怒給て、其方何を分明に知て、其理を不問して行んとはするぞ、凡船をかく

る所と云は、見様有事なり、濱近き磯際には、船はかからぬ物なり、或は入江或は船入抔の無き所にはかゝり難し、船に乘て五間と漕出せば、陸より船にはならぬものなり、汐の干潟に船をかけては船もゝたれず、乘ても推出すに不自由なり、入江渚の水の淺深泥土砂石迄に心を付る者なり、其子細をも不知、何を目當に見て歸らんと思ふぞと有て、右の趣を委く語り聞せ給ひ、既に被遣ときに、秀忠の使番衆をも副て遣し玉へと有しに仍り、家康公の使番衆、一兩日は待けれ共、遲かりし故、先づ行て木津より和泉堺迄の間を見屆て、急ぎ歸て此の三ケ所の間には船をかけ置べき所無き由を申上ければ、公聞召し、扨は西國より島津其外押來共、輙く船を掛置べき所無しと思惟し給て、其後秀忠の使番も行たるかと尋給ふに、是は遲く參たる故に、道にても不逢由を申す、公御不興有り、若き者共に加樣の事を見習はすべき爲につけて遣せと云つるに、一緒に往ざる事曲事なりと使を以叱給ふとなり、旗本の說には、秀忠公の使番衆は、聞損じて大和の木津へ行たる抔と、人々申合り、誠に使番の無案内故なり、家康公は名將にてましませば、海陸の理を能く知せ玉ひ、木津和泉堺の間の船掛を見せに遣はされし事、誠に深き御工夫有ん、凡慮の及ぶ所にあらず、是を思ふに、大身も小身も、朝暮萬事に心をつけざるは、大成誤なるべし、秀忠公の使番衆船のかゝり所を見よとの仰を承て、船着も無き、大和の木津へ行しは、無調法なり、木津と計り聞ては、似たる名の誤にも成らん乎、大和の木津攝州の木津間違易し、されば心懸けの功者と云は、物に能々念を入れ、云ふ所を能々言ひ聞く所をよく聞て、差當たる理を脫さねば誤も少きものなり、

〇大阪御陣扱の事

慶長年中大阪陣の物語は、世間に流布するのみならず、其手筈にあひ、始終の沙汰眼前の樣子を見たる人世に多くあれば、此書披見の時、前後相違の處添削を待物なり「【割註】其蜩云、此爲人鈔梓行の年暦は寛文二年なり、右御陣より僅四十餘年後の梓行故に、此文章有り」畧に或軍師の曰、相州小田原の大

扱の事合點仕たるやと被尋故、予答て曰、大抵合點仕たり、今の世にも時節有らば、臨機應變の品は多かるべしと申せば、軍師曰、扨は其方は物語計り能く覺て、其理を工夫せざる故、目前に有し事をさへ思ひ當らずと見えたり、武士道の物語を聞ん時は、其理を工夫して、我覺たる武邊の理に引合せ見る物なり、さらば小田原の大扱を近來用ひ給ふ其理を語て聞せん、抑家康公大阪城を扱にせさせ給ふ事、是皆右の工夫なり、大阪は名城と云ひ、其上長陣に於ては過ち有べしと、兼て悟り、先づ大扱を懸て、二度目に攻落し給ふ事、是併ら家康公智謀を廻して、京極殿の母儀を扱人に定られし事第一なり、其時寄手は悉仕寄の內より金掘を入て掘をほり崩させんとの下知に仍る、然らば近國の金掘を呼んと有て、丹波山に居たりける金掘を、板倉伊賀守に可喚越由、若き出頭衆申ければ、伊賀守曰、丹波山の金掘は、一向城など掘崩す事は知べからず、甲斐の國の金掘ならでは叶難しとて、近き丹波よりは不呼して、遙々甲斐より呼越て、巨細を金掘に尋れば、六ケ敷城なり共輒き事なり、況や此城をやと云ふ、尤も一片の切岸の山に添たるは、さも有なん、是は掘深うして水又深ければ、掘底に成て如何有んと云ふに、金掘云、城の底には板を以て箱をさし、夫を沈めて通る巧有り、其筥の拵樣有り、去らば指圖せよとて、檜板を取寄せ、所々の陣屋へ觸しめて大工を集め、樋を打て、山の如くに積上る、其後京極殿の母儀を、城內へ遣して、家康公宣ふは、我に於て聊心疎無しと雖も、秀忠氣强成者なれば、是非に城を掘崩し、秀賴を亡さんとて、遙々甲斐の國より金掘迄も呼越たり、此者共は信玄の時代に、度々城を掘崩したる功者なれば、いと易く請合たり、依之諸大名に云合て、頻に其用意をなす、掘の底を通らん謀には、材木を寄せて樋を巧み、夥敷積累ねたり、是僞に非れば、竊に人を越ても見せ給へ、我等此企を見て、樣々留め侍れ共、秀忠合點し給はず、さ有ん時は終に秀賴滅亡し給べし、家康公此期に臨んで、一世ならぬ愁嘆なり、秀忠は秀賴にこそ遺恨有とも、更に我が孫娘の知たる事に非ず、秀賴亡給ふ時は、我孫娘も共に滅べし、今迄ながらへて、孫の故なく亡ぶるを目前に見るべき事悲みの涙やむ時なからん、秀忠は悉

頼の舅なれば、少し心に合ぬ事をば、婿に對して堪忍有、向後秀忠と秀頼和睦有て、我なき跡にても二人談合し給て、天下愈々靜謐の基を仰がれん事專用なり、秀頼も母公も、其分別をし給はゞ、我も亦一つに成て、秀忠へ隨分異見を加ふべし、是偏に我孫を助度の餘なりと、言葉に道理を含ませて、誠しやかに宣へば、京極殿の母儀、此趣きを秀頼の母公へこま〲語りませば、遉女儀の事なれば、未來を少も辨へ給はず、唯一筋に秀頼を救んとのみの御心にて、母公扱に乘し給ふ故、今は早秀頼も和平の方に引れしは、運の盡たる所なり、家康公より京極殿の母儀に、本多佐渡守、板倉伊賀守兩人を差副られ、秀忠公へ種々御異見有ければ、秀忠公は兎に角に、此度攻亡さでは叶まじと、重疊仰有けれども、强く家康公より御異見故、親の命に背ん事、恐れ多き事なれば、さらば和睦仕べし、扨も秀頼我に楯をつき給ふ處に、御異見にて、和平仕る事なれば、何ぞ一つ其印なくては成難し、秀頼に於ても、能々思案を廻らされ、秀忠も重て手を失はざる樣に侍らば、御異見に順つて和平有べきとの儀なり、家康公聞召、以ての外御腹立有り、扨も秀忠は我に背いて、不入所の意地强し、是偏に大なる疵なり、然れども夫を惡敷と教訓しても、偏なる生れつきの、今俄に直るべきにも有らざれば、事を左右に寄せて、又和談すまじきなどゝ云出しなば、是程成就し懸りし事の、又破れんも如何なり、此上は秀頼へも吾等異見を加ふべしとて城内へ仰遣はされけるは、秀忠の意地强き段々如此なり、もし事延引せば、吾等が異見空敷成ては詮無し、此上は秀頼も是非に分別有て、籠城の難を開かれ、以來無隔心樣談ぜらるべし、和平のしるしには、外曲輪の堀ばかり埋初るを證として、秀忠も歸陣し、我も駿府へ歸り、鷹野に日を暮し、天下安全老後の遊樂誠に以て望む處なりと、樣々手を盡されて、終に扱に成り、外曲輪の堀一重埋らるべきに究りける、互に御和平有る上は、起請文を取替し給はんとて、秀頼も母公も同く起請文を被調、家康公秀忠公、これ又牛王寶印の裏を飜し給ふ【割註】諸記には大御所と秀頼公との御誓盟の事を錄す、本文の通り爾なりや追考すべし」御筆元の證人には、木村長門守を差出さる、家康公大老にてましま す

故に、おかちと云し女房、御手の血を漏し御誓紙に塗付て、木村長門守に渡す、其後家康公は無程上洛し給へば、大阪にも安堵の思ひを成し給ふ、扨又和睦の印には大阪外曲輪の堀一重埋させ給ふ、其の奉行は本多上野成瀬隼人安藤帶刀なり、其外普請奉行は總大將の中にても、萬事功の入たる人を差出し、外曲輪の堀を埋め、夫より二の丸に取掛る、秀賴公を始め城中の面々これを見て、御約諸相違なりとして、城より人を出し咎之に、本多上野承り仰尤なり、物頭ども聞誤て埋かけたるなり、去らば下知を加へんとて、其場へ出で其由を堅く申付れば、何れも心得たりと返答しながら、上野介歸れば、其跡にて推參の奴原ども、散々に惡口して埋たき儘に埋ぬる間、母公これを怒り悲み給て、おたまと云ふ女房の御前を遣して、いかに斯はするぞ、更に心得られずと宣へば、成瀬隼人生得わる口者なれば、其返答はせずして、其女房に向ひ、扨もそなたは美目よく姿かたちのうつくしやなどゝ戲れけり、安藤帶刀は物をも更に不言して兎角せし間に、下知も不聞、埋寄るに仍り、是は怪敷事なれば、其儘に差置難し、急度家康公へ御斷可有とて、おたまに大野主馬を相副へ、京都へ差登せらる、扨本多佐渡守に相對して、右の趣を具に申せば、佐渡守承り、悴上野介と云ふたわけ者、物の下知する事をも不知して、不覺の次第、是非を云に據無し、唯今御使の旨を家康へ披露申べきが、二三日風病に惱され、藥を用ひ玉へば、平愈の上披露申さんとて不果、其後は佐渡守も、氣分惡しとて出仕せず、板倉伊賀守に催促すれば、佐渡守快氣次第、同前に披露申さんとて、兎角する内に大阪の堀ははや本丸迄寄埋る、其到來を密に聞て、大阪よりの仰の趣言上すれば、家康公聞召、是は道理至極せり、先各は急ぎ歸るべしと有て、頓て佐渡守を差下さる、佐渡守大阪へ下りてみれば、堀は悉く本丸まで埋寄て、普請の者は一人も無し、佐渡守僞あきれて、是迄はよも埋間敷と存じつるに、扨も無分別者共の寄合にて、早盡く埋たる事不覺の第一、言語に不及、此上は何共可致樣無し、悴を始め此義に掛り合たる奉行役人、各曲事たるべし、急ぎ罷登り此由を申さんとて、佐渡守は上洛す、其後東西愈々和平相濟み、兩公關東へ下向し給ひ、翌年五月和

平破れて、終に大阪を攻滅し給ふ、是近代の大扱なり、此謀のきゝ處は、先京極殿の母儀を扱の使にし給ふは秀賴の母公と姉妹たる故なり、扨又堀をほり崩さんとて、金掘を呼給ふに、板倉伊賀守近き丹波山の金掘をは不呼、遠き甲斐の國の金掘を呼越て云聞せけるは、堀の底を通つて、城へ掘入ん事は有べき事に非れども、信玄の時代にも、掘崩たる覺有と僞せ、種々の道具を調て、城内の見聞夥敷響かせて扨扱をかけて、和平の驗には、外曲輪の堀一重計り埋んと約束し、萬事上野介が緩に仕なし、物奉行は下知不聞様に仕成して、城内より使ひ出れば、隼人帶刀其趣を推量り、京都にては佐渡守所勞氣なりとて、出仕せざる事、又板倉伊賀守は、佐渡快氣を待て、御使の趣を披露せんとて延引せし事、底意を尋れば堀を悉く埋ぬる注進を待て、其上にて事を取計らはんとに在り、又家康公、御誓紙の時御手の血を取て、牛王に塗たるは、おかちと云女房なり、後に榮生院と云り、木村長門守、さしも利發者なれ共、名將の前にては、其智も曾て不出にや、此の女家康公の指の血を出さんとする時、公の宣く、老眼にて見え難し、血を出して付けよと有しに、其時品をよく仕なし、我無名指のはづれに針を刺し、公の指に塗付て、隱謀の誓紙を調し事、尋常の女人に非ず、流石名將の御側に召仕はるゝ程の者なりし、大阪落居の後、或人公の御前にて申けるは、大阪大扱の意趣、滅亡の次第、更に凡慮の及ぶ所に非ず、古より名大將多しと雖、加樣の計は承たる事も侍らずと申ければ、公宣く是は我智謀にあらず、太閤の敎られし事なり、相州小田原の扱の趣は、武田信玄の家風を傳へ、吾等秀吉に指圖申たり、大阪の事は城を取立給時に、此城は力攻などには中々思ひも不寄、扱をかけて二度目ならでは、責落す事成難しと、語り給ふ事、我に敎られたるにてはなきか、此物語を將たるもの聞ざるは無りしかども、心を付ざるに仍り聊思ひ當らずと宣へり、去れば相州小田原の扱の趣を聞て、大阪の事に心の付ざるは、軍法の鍛錬よはき故なり、此後とても事をかへて、其軍利無にしもあらじと、軍師以の外に耻しめられしとかや、此の物語を予密に片耳にて、仄に聞て記し付侍れば、其理雲泥萬里の違ひ多からん、誠に物知たる人こそ、

和漢の理を聞て、和の物語には、漢の故事を引合せ、漢の物語には、和の故事を引用て、是を喩すに、文盲第一なれば、其理分明に知難し、殊更名將の御噂を筆に任せて記し事、恐入侍れども、老者の座談なればさも有べしと思て記付たり、熟思ふに、關白秀吉公、初は纔かの松下嘉兵衞が宅に身を寓せ給しが、一心の術を以て天下を掌握の中に治めし而已ならず、朝鮮迄責伏られし事、本朝に於て類ひ無し、さばかりの名將の大阪の城を取立給ひ、成就の上にて、諸國の大將の志を聞んとて、此城の責やういかゞ可有と宣へば、皆々口を閉て默然たり、其時秀吉公曰、地の利堅固にして思ふ儘に築たる城なれば、力攻に責て落る利は少し、此城は一度扱を掛て、堀を埋め、虎口を破りなどせずしては、輙く落城成り難しと、諸將に向て語り給ひし事は、大成誤に聞え侍れども、必ず趣向落着の所あらんと云へば、座上の賓客云、愚意の可及所に非れ共、思ふ事云ざるは腹ふくるゝとやらんなれば、他聞の嘲を不顧、本意には非れ共、事の心を案ずるに、是更に秀吉公の誤給所にあらず、未來の工夫ましましての事なるべし、如何となれば、秀吉に於て、世を繼せ給はん年頃の嫡子無し、幼少の秀頼生立給迄は、秀吉公の壽命不足所を慮り、扨秀頼幼稚の間に、薨逝し給はゞ、母公の指圖多かるべし、秀吉公の良臣、皆取立の者なれば、我が行跡をば能々見及たり、忠節を忘ざるものは、秀頼を可取立、さは有ながら家康名將にてましませば、秀頼の代に至ては、大名の中よりも天下を奪んとする者出來らん、我取立の者も、世上に恐憚て災を免れん事疑有べからず、兎角我一代と工夫有て宣たるもの成べきや、猶不審云々、

私曰、秀吉公の奥意庸愚は測るべからず、本文の說の如く、一代切の心にしても、まのあたり後來の大事を、諸侯に聞せらるべき事にあらず、而るに諸侯の問ひもせぬ事を、能々說聞せ給ふには、何ぞ奥意有ての事成べし、又秀吉公の斯く宣ひしとほり、實に爾なりや、又は神君の御策にて、虛事なるやも不可知、實に秀吉公の宣ひ置れし事ならば、城中にも古老の輩、殘居れば、是を聞傳へずと云事有まじ、若左あらば扱をかけ給ふに至て、是に心付ざる事や有べき、又甲斐の金掘の事も、城中に眞

田左衛門も籠居れば、信玄の代の事を聞せ給はんに分明成べし、しかれば是扱をかけん爲の計策と量知有べきを、其儀無きこそ、偏に運の窮する所成べし、

又秀吉公、伏見木幡山に城を築き給ひ、成就の祝儀とて、日本の諸士を聚て、饗應有り、其上にて太閤宣ふは、此城を築き了りて滿足何事か是に如ん、然れば、諸士の志す所其慮りを不殘聞んと有けるに、誰有て何を可申哉、唯子孫繁榮御壽盡期不可有など申上るに、太閤重て宣ふは、天下を一枚に治め、所々城取心の儘に築き、此城迄出來する事本望至極なり、最早思ひ殘す事無れば、最期を待計りなり、仍て生前の辭世をせんと宣ひて、

露と落ち露と消ぬる我身哉なにはの事も夢のまた夢

是を披露有けり、人間僅百歳に足らずして死れば、其間なにはの事にも心を寄せて力の不及處を憂る中に、昨日はけふの昔に成て、歸らぬ光陰をあだなる夢にたとへられたり云々、

右に錄する小田原大扱と云は、太閤御代に相州小田原北條氏政氏直父子爲退治、太閤自ら十萬餘騎を率して發向せらる、小田原は名城といひ、關八州の人數楯籠る故、容易に責落さん事難し、こゝに小早川左金吾隆景は、尾州清洲の城代に置れけるを被召呼、太閤宣く、餘り長陣にて、諸軍氣を屈するごとく見えたり、唯今の體にては、早速落城すべき共不見、所々に付城を構へ、我陣城石垣山には三好孫七郎を名代として、其方を差副置、大抵の事は、家康を賴て、一兩月の間、京都へ上り、仕置等定て、軈て下向すべしと思ふは如何に、心中か不殘可申となり、隆景謹で云、身不肖に候へば、愚意其理に可當をば不存、先づ以て今度の御長陣は、一段然べき御勝利の根本とこそ存ずれ、然ば先づ此時の御上京を取止め、暫く御逗留有て、急に城を責給事を取止、弓鐵炮の鳴を鎭め、仕寄を固く、夜陣夜討を掛ざる樣に用心して、此上彌々長陣の體を敵に見せ、亂舞遊宴抔を催して、敵に退屈させられ可然と申上らる、秀吉公甚信伏有り、其方父元就の時にも是に似たる事有やと仰給ふに、仰の如く

品こそ替り侍れ、幾度も加様の事仕たりと被答、隆景は代々の名人なりと御感不淺、則其謀のごとく彌々長陣の體を敵に見聞させらる、抑々秀吉公石垣山へ押寄給ふ初めより、陣屋の掛様、城中目を驚す、子細は一夜の間に、所々に矢倉を上げ、白土を付て、偏に城郭に等くして、敵に見せ給、是は先年毛利退治の時、備中高松城にて、清水長左衛門を水責にし給ひし時、此謀を被用、其仕形は、在々の家を毀取て矢倉陣屋の具とし、戸板を集め上に杉原紙を張て、白土と見せ、或は黑塗にして腰板に用ひ、敵の耳目を駭かされしが、當時は増て殿下の御勢ひなれば、事の自由思召儘に調ひ、向城丈夫なる上に、頃日は寄手に亂舞小歌のばさら事始り、優々寛々たる粧ひにて、いつ勝敗の可分體も無ればゞ、城方大に退屈の色見えけるを、隆景能く見濟して、品よき時分なり、東國の案内者たる家康へ御内談有て、御計策可然となり、秀吉公諾し玉ひて、則家康公に談じ給に、尤も能き時分なり、乍去某が手より智略を仕なば、惣ひ北條と緣者たるの間、却て謀の致しにくき事有之べし、敵に由緣無き上方衆の中より計策有て宜しからんと宣へば、秀吉公浮田秀家へ、密に斯と仰らる、因玆秀家謀を廻らす、浮田寄口を固めたる城將は岩月十郎なり、或時浮田家より城内へ今度子細有り暫く矢留し給へと云ければ、城中矢留して是を待時に、秀家陣より侍一人出て、長陣の勞を慰し、折柄上方より到來すとて、京南都諸白大樽十荷、生鯛十を贈る、岩月十郎敵のいみじき風情を感じ、遉上方人なりとて返々も賞美して、悃の返答を以て使を歸し、一兩日過て、城より矢留を呼はり、一人の士出て、互の勞倦を述ぶ、又贈物を携へ出て是は近國伊豆の内、江川と云所の三年酒なり、不珍と雖、所の賞翫なれば奉贈の由なり、浮田相應の懇答して、其後は色を替へ品を替へ手を盡して音信絕る間無し、其手立は、浮田家に武功の才智有と聞ゆる、花房助兵衛が最初より取營みたる工夫なり、餘り度々の使にて、却て敵心元無く思ひなば、計謀の障ならんと、其後は年齢二八計り成る小姓の淸らなるを撰て、使に遣はす、近年迄存命し利川肥後抔も、其頃十七八にて堺際迄の使を、毎度勤らる由、自から

語りき、岩月も此の情に賺されて、互の將終に見參せずして討死せんも本意無く、願くば塀越の見參を庶幾すと申越ければ、秀家も尤も望む所なりと塀際に來て對面す、夫より少し程過て、秀家より密使を以て十郎方へ被申越意趣は、北條殿より御年増の家康公さへ、秀吉公と和平ある上は、北條殿も御持分の國相違なき様と御談合有て、和睦し給はゞ、御互の幸甚なり、幸ひ御緣有之家康公も是に御在陣の事なれば、能きに御談合あれかしとの趣なり、岩月是を肯ひ、其後城中各相談せしと見えて、日を經て後、岩月方より浮田家へ和平許諾の返答有ければ、秀家より去らば關白家へは吾等より內分を可申、城中よりは家康公へ可被仰遣との事にて、城より家康公の方へ、人質を出し扱に成る、家康公の御指圖にて、秀吉公の家臣を城へ被遣、北條長臣等と相談可然とて、石田治部少輔、黑田勘解由、羽柴下總に、家康公の家老を副へ、城へ被遣、北條の家老と相談して、彌々分國無相違に究り、秀吉公へ北條殿一禮の約束にて、互に神文を取替して、終に和談の體に見え、何事も家康公と不相替様子なり、城中の人々長籠城に退屈の上なれば、門を開くと否、大水の出る如く群り溢て退散す、餘り待兼て、此彼の塀を破て、洩散者も多しとかや　斯る處に秀吉公より北條殿へ使を以て時宜の爲なり、城を一旦御下りあれ、さなくては和平の驗無しとなり、氏政聞て、是は存の外の儀なり、此の儘城に居て分國相違有間敷との約諾成に、夫を變じて下城せん事は、存も不寄と有ければ、秀吉公重て使を以て其儀に於ては、和談を破り可申となり、氏政兎やせん角やと思案せらるれ共、和睦を聞と否、此一日二日の間に、士卒右往左往に退散して、俄に又籠城せん手立なし、家康公の御異見にて、氏政せんかたなく下城有り、其後上方勢城へ入替て、嚴重に固之、偖氏政は法體可有之と、秀吉公より頻りに使を被立候、所詮下城の上は、何事も心に不叶、無是非法體せられければ、則家康公へ被預、二十日計り過て竟に氏政は切腹せり、氏直は京都へ被送、抑今度和平の許策は、家康公の御取計にて、秀吉公へ様々御指南有とかや、又時節を窺ふ工夫は、小早川隆景の諫なりと云り、

○横田廣瀨武功の事

大阪天王寺表の合戰に、先衆崩掛る時、横田甚右衞門、味方の崩るゝ中を唯一騎馬を乘除て、古き築地の破れ殘たる其上に、馬を乘上て控たり、されば何程武き者にても、大勢の崩かゝるに、押隔られては難叶物なり、其程を能く考知て築地を虎口の如く用ひて殘たるは武功の名譽なり、築地に乘上し事、高きを用れば、衆輩に推阻られず、其上崩る味方を追ふ敵迄、一人には目をも掛まじき物なり、地形見合工夫分別を用る處專用なり、偏に殘りたるがよしと計り心得て、退く事を不知者は、蝸牛の壁に上りたるが如く成べし、此前三州吉田にて信玄の眼前に於て、廣瀨鄕右衞門大手より敵突出、迫合の內に、廣瀨脇道を乘通りて、敵の後を白母衣を掛て乘廻り、敵、味方に追立られて引退く時、又急に小道へはづす、其折しも信玄は土岐を同心せられしが、土岐廣瀨が樣子を見て、名を被問、信玄いふ、是は廣瀨鄕右衞門と申我召仕ふ士なり、あの如く成る事を仕るは、今に不始と答られ、其後土岐氏に廣瀨を見知置給へとて、手づから轡を賜ふ、されば、廣瀨功者にて敵の後へ行は、歸べき利を能々考知るなり、其上又宜き程を見合ひ溢者を討て歸る、是皆武功の成す處なり、横田廣瀨が進退の覺悟を聞て、武の後學にすべしとぞ、

○三皇以下歷代の事

三皇、伏羲、神農、黃帝（又曰天皇氏地皇氏人皇氏）五帝は少昊、顓頊、高辛、帝嚳、唐堯、虞舜（又曰伏犧神農黃帝堯舜）五帝の後大禹有り、是を夏后氏とす、（大禹、帝啓、大康、帝杼、帝槐、仲康、帝相、帝不降、帝局、帝廑、帝孔甲、帝皐、帝發、桀、帝芒、帝池十七主四百五十八年ィに四百卅九年）、夏の桀王を亡して湯王是を承く、是を商（號殷後改）と云、（成湯、大中、大康、小甲、沃丁、大戊、仲丁、外壬、河亶甲、祖乙、祖辛、沃甲、祖丁、南庚、陽甲、雍己、盤庚、小辛、小乙、武丁、祖庚、祖甲、廩辛、庚丁、武乙、大丁、帝乙、紂、二十八主六百四十四年）紂王を亡して武王是を承く、是を周

王とす、各稱王、（文、武、成、康、昭、穆、恭、懿、孝、夷、厲、宣、幽、平、桓、莊、釐、惠、襄、頃、匡、定、簡、靈、景、悼、敬、元、貞、定、哀、思考、威烈、安烈、顯、愼靚、赧、東周君三十七主、除文王東周君也、凡八百七十年、東周五代惠王人皇一代神武にあたる）この夏、殷、周、を三代と號す、其後平王東遷の後春秋戰國と成る、去れ共皆周を主とし崇む、周衰て秦の昭王是を承く、始皇帝に至て、遂に燕、趙、韓、魏、齊、楚、の六國を滅し、天下を一統して二世に傳へて子嬰が時亡ぶ、秦（始皇、二世、孺子嬰、三主四十年、人皇七八孝靈孝元のころ）漢の高祖是を繼ぐ、西漢とす、（孝元帝より十一代垂仁帝のころに至）劉氏稱帝（高祖、惠帝、呂后、文帝、景、武、昭、宣、元、成、哀、平十二帝二百十四年除孺子嬰也王莽簒位十六年）是を前漢と云、時に漢の光武中興して王莽を誅す、是を東漢とす、（十一代垂仁帝より十三代成務帝の頃、光、武、明、章、和、殤、安、順、冲、質、桓、靈、獻、十二帝百九十六年）獻帝に至て亡ぶ、是を後漢と云、後漢の後三國是を承て（十四代仲哀、十五代神功の頃）鼎足の如く、曹氏は魏に在り、（文帝、明帝、齊王、高貴卿公、陳留王五主四十六年）劉備は蜀に在り（稱帝、昭烈、後帝二主四十三年）孫權は呉に在り、天下三分たり、三國の後司馬炎立て是を西晋とす、晋（司馬氏稱帝、十六七代應神仁德の頃）西（武帝、惠、懷、愍）東（元、明、成、康、穆哀、帝奕、簡文、孝武、安、恭十五年百五十六年）西晋後東晋とす、惠帝より以來五胡中華の地を亂し、群雄並起て、五梁、四燕、三秦、二趙、一夏、一蜀、共に十六國迭に興り迭に亡ぶ、兩晋の間に於て、王劉晋を取て宋とす、宋（劉氏稱帝、武、少、文、孝、武、廢、明、蒼梧王、順帝八主六十年）蕭道成宋を取て齊とす、齊（蕭氏、高帝、武帝、明帝、東昏侯、和帝五主二十四年）蕭衍齊を取て梁とす梁（蕭氏、武、簡文、元、敬、稱帝四主五十四年）覇先、梁を滅して陳とす、是を南朝と云、陳（陳氏、武帝、文帝、臨海王、宣帝後主五主卅二年）東晋、孝武の際にして、拓跋珪立て後魏とす、魏の後室煌、繼て西魏とす、其善見、繼て、東魏とす、東魏位を禪て高祥起て北齊とす、西魏位を禪て、宇文覺、起て後周

とし、其後、北齊を周とす、併せ保つ所、西魏に在り、恭帝の際、又、蕭登、諸侯の國に附庸して、後梁と成る、是を北朝とす、周の後位を禪て、楊堅、繼て隋とす、南朝の陳氏北朝、後梁も亦從て、天下を滅して一統したり、隋（楊氏稱帝、文、煬、恭、三主三十八年、卅四五代推古舒明の頃）隋の後位を禪て、李淵起て唐とす（卅六代皇極より六十代醍醐の頃迄）唐（李氏、高祖、太宗、高宗、中宗、則天睿宗、玄宗、肅宗、代宗、德宗、順宗、憲宗、穆宗、敬宗、文宗、武宗、宣宗、懿宗、僖宗、昭宗、昭宣帝二十一主二百八十九年）哀帝の時衰ふ、其後朱全忠、是を繼て又後梁とす、五代、後梁、（太祖、均王二主十七年）梁敗て後、李存勗、繼て（醍醐帝より六十二代村上のころ）後唐とす、後唐（莊宗、明宗、閔帝、潞王、四主十三年）唐、敗して後、石敬唐、繼て晋とす、後晋（高祖齊王二主十二年）晋、敗して後、劉知遠、繼て後漢とす、後漢（高祖、隱帝二主四年）漢敗して後、後周とす、後周（太祖、世宗、恭帝三主十年是を五代と云合十三主曆數五十四年）唐宋の亂に、諸の節度使、兵力有る者、各國土により王と潛號す、呉、楚、燕、秦、閩、殷、胡越、南唐、南平、三漢、三蜀、十有餘國承繼て、五代の季を襲て後周を滅して趙の太祖繼て是を大宋とす、（六十二代村上帝より八十三代土御門帝に至 宋 趙氏、太祖、太宗、眞宗、仁宗、英宗、神宗、哲宗、徽宗、欽宗（南宋）高宗、孝宗、光宗、寧宗、理宗、度宗、恭宗、端宗、帝昺十八主三百二十年）鐵木眞、蒙古より出て、是を承繼て大元とす、（八十三代土御門帝より九十代後宇多に至）元（蒙古、世祖、成宗、武宗、仁宗、英宗、泰定、明宗、文宗、順帝九主八十九年）順帝に終て大明に歸す、（九十九代後光嚴より百十代明正の頃迄）明（朱氏、太祖、建文成祖、仁宗、宣宗、英宗、景宗、英宗（再祚）憲宗、孝武、世宗、穆宗、神宗、光宗、熹宗、崇禎皇帝十六主自洪武元年至崇禎十六年二百七十六年）清の世祖韃子より出是を承繼て大清とす、（百十一代後光明にあたる）清、

三皇より後季に至る凡三千八百餘年、夏、殷、周、其半に出て最も道の長たり、是を三代と云、

○毛利元就の事

傳聞く大江の元就雲州發向の時、士卒を引て軍を押るゝに、夜に掛て被申けるは、思ふ子細有れば、自是先へは押まじとなり、衆將其心を不知、是を元就に尋るに、されば此川下の螢火を見るに、其光り一町程續きたり、其中間の斷たるは、いか樣にも人の渡りし所疑有べからず、定てあの向の山の茂りに伏兵あるべし、油斷すべからずとて、軍士に下知し、扨斥候を越さるゝに果して伏有しとかや、又正月朔日早天に手水漱して東方に向ひ、暫く默坐有しに、近習粟屋彌次郎と云もの、元三の御祝を召上らるゝ樣にと伺けれども、兎角の返答無し、再應に及び、元就其座を立れ、彌次郎に向ひ、汝元三を祝する道理を知やと宣ふ、彌次郎謹て默止す、元就さらば語つて聞すべし、世の愚なる者は、元方を拜して昆布栗を取り、屠蘇酒を酌み、壽命長穩子孫繁昌を祝して深慮なし、予が志す所は、元三は、年の始、月の始、日の始なれば、寅の一天より起て、一年中の工夫をするなり、譬ば去年を以て今年を思ふに、去年東國は五穀熟して夫々饒なれば、民も其所を得、不慮に兵亂興ても、兵粮も事闕ざるを考へ、西國は水旱損に飢たる色有れば、萬民安堵の思ひをなさず、假令兵亂の危きに臨まずとも、艱難の不堪救事を計り知て、今年萬民を可救手立、己を責て儉約を守り、扨又召仕ふ諸士に可令渡箇條を案じ、彼も不恨我も非を不云、國家安全の用意をなして、事の急なるに當りても、聊上下當惑なき樣に覺悟するを以て、元日の祝とは云り、凡一年の計は春に有り、一日の計は寅に在り、一生の計は勤るに在とかや、起べき時に不起して、其日の用を缺く事は、將たる者の行に非ず、それ〳〵太刀を持來れと宣ふに、並居たる小姓共は、不圖仰出されたる事なれば、心付なくして默止けるに、彌次郎つと立て、鎧の飾りたる床の間へ行き、右の太刀を取り來る、元就莞爾として今の物語にて彌次郎が心の付所早くも替れりと被感しとかや、此の元就の由來を尋るに、始は藝州吉田に於て、僅三百貫を領して、雲州の尼子に屬し居られしが、尼子晴久愚將にて、父勝久には似るべきもなきを見限り、防州大内家の麾下と成り、數度雲州へ

發向し、尼子と鋒先を爭ふ內に、大內義隆不慮に、賊臣陶尾張守晴賢が爲に滅亡せられ、其後元就智計を以て大內の弔軍して、微勢を以て陶が大軍を一擧に攻崩して晴賢を討ち、竟に雲州尼子も降參させ、中國十州の十守と成り、威名を四海に振はる、素生寬仁大度にして、胸に天地の機を藏し、世の治亂を豫め察し給ふ名將なり、常に仁義を守り、禮を以て節し給へば、一門眷屬にも聊不和無く、民を撫育する事、手足の如く、士卒を慈む事腹心の如し、故に其世四傑と稱する名將の內にも、第一に此元就を呼び、扨北條氏康武田信玄上杉謙信と、世世賞しけるも實に理ぞかし、

○大阪陣後評判の事

一日老功者四五人寄合ひ、大阪陣の物語す、扨も家康公京都へ御着有て、洛中の者共、今度の事いか樣と取沙汰するぞと宣ければ、日向半兵衞いふ、關東御旗本は、人も揃ひ、殊に御譜代の歷々なり、大阪は集勢にて、何の證據も無き者に、金銀莫大に賜に仍り聚來れば、爭で一戰の功をもなすべきや、竹流の金子など大半請取ば、落行べきと京童も申なり、旗本の批判も、さやうの通なりと申上れば、公忽ち色變じ、大に怒て宣く、己何を知て武道無案內なる事を申ぞ、推參至極なりとて日向を追立給ふ、折節御前に板倉伊賀守、本多佐渡守なども有合けれ共、兎角可申上樣もなく退出す、暫く有て、日向を召出され、いかにも御快く打笑せ給て、汝弓矢不案內にて、物の云樣を知らざる也、竹流の金子を大半請取ば、落行べき抔と此方の者も云へば、是を大阪に洩聞て、落ぬ手立をせば、味方の難儀なり、隨分落失る樣にするが味方の吉事なり、必重て加樣の事をば申べからずと大に戒め給となり、誠に名將の慮不淺事なりと云へば、其座の老人聞て、家康公の取沙汰は京童も知て云ひ、其上關東旗本に風聞すれば、叱給ひたるとて、是を云ひ止には有べからず、加樣の時節下々の雜說は無限と雖も、碇としたる人の云ぬ事は人證據にせず、されば日向半兵衞が御前にて右沙汰を申上るを、其儘に聞置せ給へば、家康公も左思召せばこそ、何の御咎めも無りしと、世上漏聞えては如何やと思召て、叱らせ給と見えたり、大阪を物深

く心にくき様に仕立られて、油斷さすべきとの御智謀と見えたり、更に言語の及ぶ處に非ずといふ、傍の老功者聞て、仰の通吾等聞及びたる事にも、是に符合せる事有り、城中よりの落人を搦て、御前へ牽居ゆるに、公落人へ御直に尋ね給ふは、城中米の賣買有や如何に、落人云く有り、具に直段を答ふ、狹間一つに足輕幾人立居るや、答足輕三人、塀一間に士如何程掛り居るや、答二間に一人程、騎馬足輕預りたる侍幾程ぞ、答幾人浮勢の員數、答幾等、米倉の在所、答何方、此類答の趣を書留させ、扨唯今は何々と云所より、米を出すや、倉數幾等抔と尋させられ、城の大抵を分別し給ひ、何萬何千何百間有べきと積り、倉數を考へ、米直段にて有米の多少を考へ、城中總人數の兵粮を目論し、市中の米の賣直を考へ、又城內賣餅有やと尋給へば、有と答、餅の大小且つ白粉赤小豆兩様の餅をも賣や、何れも有と答、扨は城中に食物多きなりと心に不審し給しにや、餅の大中小を土にて作らせ、落人に見せて、其大小を云はせて聞給ひ、又器に剛き土と柔らか成る土と大にゆるき土と別々にして、餅を三様に作て、城中の賣餅、何れの剛柔ぞと問せ玉へば、落人其中にて大にゆるきを指て是程なりと答、扨は城中に米穀澤山には有まじきと察し給ひ、落人をば髮を剃て、城中へ追入れ給ふ、其者城に歸て、此由を忠節顏に語れば、方々へ呼寄せて是を聞く、後藤又兵衞、或人に語りけるは、家康の餅迄穿鑿せらしは、今始て聞たり、兎角萬事に就て、工夫强き人なれば、詰の勝負は成難からんと、舌を卷て恐れしと承ぬと語れば、末座の老人、是を聞て、誠に小蠡を以て巨海を量見るに、家康公の御智謀至極せり、假初に聞たる處は、城中の人數の積り、兵粮の考を知らるべき爲成べしと思へども、此の落人いかでか軍士の積米倉其外の事迄を巨細に知べきや、此者が言を取用ひ給ふには非ず、是を近付けて、問ひ給は敵方へ聞せん爲の謀成べし、扨こそ城內へ追返されたるは肝要の聞處なり、城將秀頼公若將なれば、軍法術可被知事愚なり、臣下亦年若ければ、萬づ穿鑿を不知、因茲軍の行ひ、工夫の深き事を、豫め敵に知らせて、不戰內に敵を威さしむる事、後藤又兵衞が一言にて、勝利顯れたりと云へば、中座の老人語て云、冬御陣に御旗本

よりの斥候、公の御指圖を以て、横田神右衞門に、其の外一兩人差副へ遣さる、冬の事なれば、寒風甚し、三人共に衣服を重着て、馬に乘行けるが、敵の出たる物色なれば、いざ近く寄て見究んと、三人同時に馬より下り立、兩人は帶を解き上の衣服を脫去る、其隙に横田は物早く兩人に先立て進み行く、是は始より先に於ては、步立に成るべしと兼て覺悟したれば、衣服能き程重着て、帶を堅くし、其上に風を凌ん爲に、衣服を厚く重ねて、手拭を以て上帶にしたれば、馬より下りると等しく上なる手拭帶を解去て、衣服を脫ぎ去り、刀を指し其儘行故に如此、殘兩人は右の支度に遲々して横田に二町計り後れける、横田は先の樣子をとくと見濟して歸る時、漸く兩人來れり、其時横田兩人に向ひ、先の樣子は見切たり、いざ歸り給へと同心して歸る、歸田が覺悟を聞て、諸人大に感心す、此横田、始は甚五郞と號し、甲州衆原美濃が子なるを、横田十郞兵衞實子なくして、養ひて子とす、高天神其外所々にての武功、世に知る處なり、當時御側衆横田筑後守（五千五百石）の祖なり、

○中川瀨兵衞手柄の事

昔日荒木攝津守、和田某と淀川を境ひ對陣して、軍は明日と約する時、攝津守筆を取て、和田の二字を書き壁に振て、諸士に向ひ、和田を討んと思ふ輩、是に點を掛べしと云、老功士を始め、誰も點を掛るもの無き處に中川瀨兵衞と云若士進出で、黑墨に點を掛たり、舊功士見之、若輩の何を覺悟して推參なりと咎れば、瀨兵衞云、手柄は老幼に限るべからず、御免あれと答て、宿所に歸て、妻に語之て別を期す、其妻聊不愁、倶に勇て海老の吸物を以て瀨兵衞に酒を勸め、首途を祝す、斯て瀨兵衞は其夜不圖立出しが、如何したりけん、同夜子の刻に、首一級提げ歸り、荒木攝州が前に出て、和田が首を輙く討取畢、明日の御合戰に被及迄も有まじ、今夜殊更御油斷有べからずとて、首を實檢に備ふ、荒木大に駭き感心して諸士に是を令して、尤も用心堅固に申付、扨中川に問て云、汝奈何にして、和田が首を獲る事の斯く容易成や、中川云、若輩の慮は、尋常理に當らぬ事のみなるべけれども、今夜幸に軍利を得たる

所二つあり明日の一戰なれば、敵定て淀川の淺深を測らんと、夜中斥候を出すべし、其の上和田が質を察するに、其斥候計りを賴みにすべからず、究て自身斥候に出べしと工夫したる是一つ、又某が水練を得たる處是二つ、此二つの利を以て敵の斥候を出さぬ先に、川を渡て、向の岸に添たる柳の陰に伏て待處に、案の如く和田は二番の備に出たるを、件の木蔭より能く見濟して、密に敵中へ紛入り、不意に和田が首を討つと否、水中に飛入て、虎口を遁歸畢、翌日戰場にて捨ん命を今宵捨てば易かりなましと思ひ定て、軍利を得たりと、辯舌分明に演ければ、攝津守を始め、諸士舌を振て、天晴後生畏るべき若士なりと感賞する事比類無りける、此の瀨兵衞淸秀、後に信長公秀吉公に仕へて、功名世に知る處なり、當時豐後岡城主中川修理太夫久貞（七萬石）祖なり、其先は丹波馬路邑の鄉中より出たりと云へり、

老人雜話抜萃

老人は江村專齋なり、諱は宗貞、醫を業とす、初加藤肥牧に事へ、後に森作牧に事ふ、永祿八年光源院殿亂の年生、寛文四年六月沒す、滿百歲
新安手簡云、老人雜話は、江村宗貞物語を、細川桃庵被書集候物の由被仰候、桃庵事浪人の時、江戸上野寺中に居住、拙者若き時分出會申候（進藤元翁書）
私曰、原本誤字多く理義分り兼る事多し、故に刪補して少々抜萃す

○五山大詩會の事

五山の大詩會を短冊切と稱す、南禪寺傳長老の時、短冊切の會有り、龍山賞雪と云ふ題にて詩を作る、其後絕て無之、會の式は五岳の長老、及び西堂會し、早朝粥を供す、而して題評と云事有り、出世の人各題一つを書て、一座を互に回し、可然を其日の題に定むるを題評と云、題定て後、其題を上座の壁に貼す、而して引合紙を、廣き短冊に切て、三枚重ね、面々の前に置く、硯筆筆架水滴等、美を盡して、面々に供す、詩成て草稿を一座の衆回し見て後、淨書して座心の文臺に載す、而して五岳より一人宛出て吟ず、五山の吟聲各殊なり、詩事畢て大饗有り、亂舞酒宴夜に入とぞ、

○一遍上人踊念佛の歌の事

遊行上人の始祖を一遍上人と云ふ、隆蘭溪に法を聞く、歌學に勝れたり、是故に今に至て其の法流の者は、連歌をせり、昔し或人一遍上人を嘲て云く、躍念佛を爲すは、佛の踊躍歡喜といへる意なるべし、

然れども是れのみにて成佛不審しといふ、上人和歌を以て答て云く「はねはねよ躍らばをどれ春駒の法の道にははやきばかりぞ」是等の事を書たる書一巻有とぞ、

○多武峯の事

多武峰の事、鎌足入鹿を討んと欲する時、帝と此の山に入て談合す、是故に此の峯を談山といふ、鎌足を祠りて談山權現といふ、談と多武と聲近く、又入鹿を討て武功多しと云ふ心にて、多武峯と云、

○京中四書を素讀するものなかりし事

老人少年の時、洛中に四書の素讀する人無し、公家の中、山科殿しれりとて、三部を習ひ、孟子に至て、本を人に借し置たりとて、終に不敎、實はしらざるなり、

○論語講談の事

右の時分外家の道伯と云人、論語を講談す、惺窩も、惺窩の伯父宣首座(相國寺普光院僧董父の弟)も、老人と同く、毎度講席に出づ、右の時分妙心寺の南化、天龍寺策彥名有り、

○攝政繼嗣の事

五攝家正統絶る時は、清花の家の人、又其より下等の家の人なり共、嗣く事例なり、親王家の人を以て嗣がしむる事法に非ず、方今近衞殿、一條殿、親王家の人を以て嗣がしむるは非なり、上の私なり、【割註】私曰近衞應山公一條惠觀公は後陽成帝の皇子なり」

攝家の人は初官少將より歷昇る例なり、

○定家卿自筆新勅撰集の事

立賣の町人所持する定家卿筆の新勅撰を、細川幽齋に求られし時、直、白銀拾錠なり、其頃第一の買主なり、今は烏丸家に有之、

○連歌の事

宗祇は今より百四五十年以前の人なり、其時會の給仕などせし者に、成庵と云へる有り、老人は其成庵に會すとなり、聯歌の式定りて盛になりけるは、宗祇よりなり、其以前は百句滿る事まれにして、唯言捨の様に有しとぞ、

○連歌師の次第

昌休　昌叱（紹巴弟子）　昌琢　昌程　紹巴（昌休弟子）　元紹（昌叱の婿）　元的

○貫之筆土佐日記の事

貫之自筆の土佐日記は、蓮華王院の什物なりしを、定家卿寫せる本、連歌師玄的が、所にあり今は加賀の家藏となる、定家の寫本、全く自分の筆力に寫し、末二三葉をば、貫之が自筆の本の大き、字の形とも摸して書れたり、是は後世に、貫之が書法を不知者、是を法とせん爲とて跋にかく、是を以て見れば、貫之が自筆は定家の時さへ、至つて稀なりと見えたり、今時往々に、人の家に貫之が眞跡とて所持するは、可笑事なり、定家の時迄は、貫之自筆の本有りと見えて、其本の大きさ圖をして定家の本にあり、貫之が本は今は絶ぬ、定家の本は、老人度々見たりしに、貫之が書法かはりたる字様なり、今時の贋物とは似たる物に非ず、定家の本は、今は加賀より八條殿へ參らすとぞ、

○得長壽院の事

得長壽院は、今の三十三間堂に非ず、鳥羽院の御造營なれば、昔は鳥羽に有けんかし、蓮華王院は、後白河院の御造營にて新千體佛を安置す、今の三十三間堂なり、增鑒拾芥抄にも明らかなり、

○大佛寺號の事

大佛の寺號は方廣寺なり、

○小池御所の事

二條殿の小池の御所は、今の室町の小池の町なり、御池の御所は應仁亂の頃燒失し、老人幼少の頃は、

小池の跡遺れり、小池より泉湧出で四條へ流れ今の月鉾の町より西へ流る、小池の邊には庭の石抔あり、大松に藤など纒へるも殘れり、二條殿は傍に小さき屋を造りて御座す、二條の御所の十境の名あるも此の小池の御所なり、信長の時に二條殿をば、報恩寺（今の近衛殿の屋敷歟）を易地にして移し、小池の御所を取立て屋形を結構し、小池に反橋などを掛け、烏丸通に東の壁をかけ、室町の東側の町家は有て、後に長壁をかけたり、門は南面なり此の御所成就して、暫く信長住して、頓て、陽光院殿へ獻ず、陽光院殿は御陽成院の御父なり、春宮にて御卽位に不及崩じ玉ふ、陽光院御遷りの時、老人も新在家六町中の役に指れて供奉したり、養安院玉翁も故有しにや供奉す、織筋の塞目隔子の服を着す、老人と同年にて十一二歳の時なりと語れり、信長は此の御所を陽光院殿へ進じ、又如前上京の時は、妙覺寺に館す、妙覺寺は今の室町藥師町に在り、小池の御所の鄰なり、

〇醫師延壽院の事

老人幼き時、延壽院玄朔は已に壯年にして、故道三の世嗣とて、洛中醫師の上首なり、人々敬慕す、故道三は其時はや耳遠く、療治もたえ〴〵にて隱居せしなり、玄朔盛んに療治はやり、方々へ招待す、其時は肩輿と云ふ物なくて、大なる朱傘を指しかけさせ、高木履にて杖をつき、何方へも步行す、人々羨むほどに有しとぞ、

〇靈陽院信長と戰爭の事

公方靈陽院殿、信長へ謀叛し、京悉く燒亡せしは、老人九歲の時なり、其より已後の事は、大形に記憶すと語れり、時に承應二年八十九歲なり、

〇秀頼公參內の事

秀頼五歲の時參內、伏見より行列をなす、太閤は二三日前に入洛有りて、中立賣最上殿の屋敷に御座す參內の日迎ひに御出有り、室町を南へ指す、見物群集す、太閤立髮の馬に駕す、むりやうの濶袖の羽織

に鳥を背縫にし、襟は摺箔なり、無底の投頭巾を着玉ふ、馬の左右に五十人計り徒立有り、半町許り間有て、又千人許從ふ、大佛の邊にて秀頼公に御出會太閤輿に乘移り、秀頼公を前に置玉ふ、錢を箱へ納れば廻る人形を輿の先に持す、諸大名は大房の馬に乘り二行に供奉す、是は聚樂の城破れ後、中一年過ての事なり、

○太閤能を好まれし事

太閤肥前の名護屋に御座す時、吳松越後と云ふ能太夫御見舞に參り、其の時より能を御すき有りて、御自分も度々被成事なり、

太閤於禁中能を被成時、吳松も立合に能をす、吳松能をする時は、太閤長柄の刀を帶し、虎の皮の大巾着を下げて、橋懸の中程に立ながら見物す、能果けるにも、其儘立給ふにより、太夫衣裝を着ながら、腰をかゞめて通りけるとぞ、

或時太閤馬にのりて、烏丸通を參內す、新在家の下女四五人、赤前垂をかけて見物す、太閤馬上より見て云く、唯今內裏にて我れ能をすべし、皆々見物にこよと、【割註】太閤禁中にて能有る時猿樂に物被下さる時は同樣に出て拜領し肩にかけて入とぞ」

○太閤の歌の事

太閤全盛の時、何事も人のなす事は皆是をなす、式法の歌の會有り、其時は裝束にて上段に座す、友古といふ者、御前に近付き、感じたる體にて退き、座中に歌を吟ず、實は皆友古がよめるなり、

○二條城の事

二條城は關ケ原陣過て頓て造れり、

○鎧の着やうの事

鎧をきる事、昔は人不練にして、天井に釣て、下より我身を入ると云、人の笑草にいふ事なり、武事鍛

錬の人に問へば、急なる時は釣て置て、下より身を入るゝ事、尤よしとぞ、

○慧星の事

元和三年の頒、近江湖より星出で空に飛ぶ、數百丈に燹く事あり、人皆慧星と云、

○春日局の事

慈照院殿の時、春日の局といふ女有り、彼が所爲にて、應仁の亂興り天下騷動す、近來の春日局の號は是を不考して然る歟、

○眞田安房守の事

太閤小田原陣の前に、關東土地の圖を見る、東照宮近く侍る、時に眞田安房守末席に在り、太閤云、安房來て圖を見よ、汝を中山道の先手に云付るとなり、此時家康と同輩に呼で圖を見せ玉ふ事、國郡をいかほど拜領したらんよりも樂かりしと云、安房守は伊豆守の父なり、東照宮と意趣有て、中あしき人なり、其後太閤安房を近く召て、汝家康に禮に往て間をよくすべし、長にはまかれよと云へる有り、旅にて不如意ならむとて、給廿進物迄遣され、富田左近を添て被遣、太閤の仰なれば、東照宮も是非なく對面せらる、後富田に逢て、東照宮云く、先日の事は不及是非、重ねて石川伯耆を、此樣に被仰付ぬ樣に、取成し賴むと宣ふとぞ、此人又大に意趣有て間惡し、然ども是も亦小田原陣中にて禮に被遣しとぞ、

○櫻井左吉の事

志洋が嶽の時、櫻井左吉が高名無比類、七本鎗にも優れり、早く死する故に人不知、

○長岡玄蕃の話の事

長岡玄蕃云、吾關ケ原陣の時、引て退く馬武者を見て、回せといひければ、則立歸り組む、吾組敷れて、已に首を取られんとせしに、郎等來りて敵を引退け、我に首をとらせたり、危き目に逢ひけり、足を亂

さず引く武者には、必ずかへせと云べからざる者なりといへりとぞ、玄蕃は度々功有る者なり、

○太閤家康公に關八州を與へし事

東照宮太閤に馬をつなぎ玉ふ後、關八州を與ふといへども、實は六ケ國半なり、常陸は佐竹に與ふるなり、

○上野國佐野の事

上野佐野は殊外富饒の地なり、太閤東照宮を關東に封じて後、佐野修理太夫を此に封ず、修理多材の者なり、、上野半國を修理に與ふといへども、佐野彼に屬すれば、皆取たるも同前なり、

○慶長庚子の事

石田慶長庚子の一事、其時迄知る者なし、前知する者は、加藤肥後守一人なり、是故に東照宮景勝追討の爲に、關東進發の時、肥後守達てとめ、石田必ず異心あらんと云、東照宮信ぜずして遂に發す、是故に諸將皆從て往く、肥牧一人國に歸る、

○太閤諸將を饗せし事

太閤に諸大名出仕すれば、多く留て饗す、或は棊、或は象戯、或は亂舞、好に隨ひて遊ぶ、太閤常に云く、よき夢を見するがなと、口癖に宣ふとぞ、

○太閤大言の事

太閤常に身を輕くす、德善院等諫む、太閤云、天下に我に勝る主なし、誰か謀反せんと、

○太閤小牧に出陣の事

小牧陣の時、先手より御馬を出されよと云來る、太閤其時伏見にて利久が茶の會の座にあり、路次より出て尻をまくり、ゑいや〳〵と云て、直に出陣し玉ふ、

○太閤磊落の事

太閤萬事早速なり、或時祐筆醐醍の醍の字を忘る、太閤指を以て大の字を書して、汝不知歟、如斯書べしとなり、又高麗の軍中へ奉書抔下さるゝにも、繼たる紙に書き、又あしき所は墨にて消し遣はさるゝとぞ、

○太閤氏鄕を引見して謠本をたのまれし事

太閤氏鄕を會津に封じて後出仕す、太閤他事を不聞して、汝手をよく書り、謠の本を一番書きて呉よ、紙硯を持來れと宣ふとぞ、君臣心易き間柄なり、

○家康公太閤の履を直されし事

太閤或時宇喜多殿にて能を見物し玉ふ、庭へ下り玉ふ時、東照宮下りて屐を正うす、太閤手を以て東照宮の肩をおさへて德川殿に屐を直させ申す事よと宣ふとぞ、

私曰此屐直の事、餘書には、仙臺正宗と在り、東照宮を憚りて書る也可追考、

○氏鄕諸士を饗する時の事

蒲生氏鄕諸士を饗する時は、自ら頭を裹て風呂の火を燒れしとぞ、

○細川三齋戰功の事

細川越中守(三齋)終に戰功なし、一度信長死去の年、甲斐國合戰に能く陣を張れりとて、太閤褒美す、此一事のみといふ、

○明智光秀の事

明智初は細川幽齋の臣なり、幽齋家老米田助右衛門なとあしく當りければ、明智こらへず、信長に歸し、遂に丹波國(五十萬石計)近江にて十萬石を領す、明智常に云く、全く米田が陰なりと是故に三齋を壻とす、

明智龜山の北、愛宕に續きたる山に城廓を構へ、此の山を周山と號す、自分を周武に比し信長を殷紂に

比す、是謀反の宿志なり、

〇水棚繩張の事

太閤の時分は屋を作るに、指圖と云事を不云、繩張と云、太閤天下を得て後、水棚の繩張を見て、向へ短し臺所に相應せずと云、太閤宣く、我天下を得るといふとも、人の手長く成べからず、向へ長くする理有るべからずとなり、

〇津田長門守改易の事

治部少輔亂の年、津田長門守（所領二萬石）と云ふ人、鞍馬詣の歸るさに、加茂にて女の乘たる輿をあけて見たり、此女は後藤長乘が妻なり、光乘と云老人付來、（長乘が伯父なり）長門が所爲を見て、是は長乘が妻なり、長門殿見知たり、比興なる事を遊ばすと辱しめたり、長乘は東照宮御懇志の者なれば、長門守身上危しと人皆いへり、其秋改易せらる、東照宮亂やみて、御上洛の時、桑名へ迎に出て、直に申上しとぞ、

〇辨當の事

信長の時分は辨當といふ物なし、安土に出來て辨當と云ふ物有り、小さき内に諸道具をさまると云、僞ならんとて信ぜぬ者も有しとぞ、挾箱といふ物もなし、挾み竹と云ふ物を用ひたるなり、挾箱は大阪の津田長門守初て製すとぞ、

〇信長慶賀の能の事

信長、城を武衞陣に築き、公方をすゑて慶賀の能有り、老人も四歲許にて乳母に抱れて見物す、其日信長は小鼓を打れしなり、長岡三齋は老人に二つ長じ六歲ばかりにて猩々を一番まはれし、其時歸りに、門外にて盜人に後の紐をきられし事を覺えたりと語れり、其の頃の盜人は、刀の笄、小刀などを拔て取事を得たり、是故に盜人をぬきと云し、今のすりと云が如し、

○靈陽院の事

靈陽院殿（足利將軍十五代義昭後號昌山）は、十三代光源院殿（義輝）の弟にて、南都一乘院門跡なり、永祿八年光源院殿を、三好が黨弑せしより還俗して、方々の大名を頼れけれ共、承引せず、岐阜に往て信長を頼む、信長許諾して上京し、三好が黨を討て、義昭を天下の主と定め、本國寺に置て、其身は岐阜へ歸らる、其後三好が餘黨又發りて、本國寺を攻め（同十一年）巳に外郭を攻破けれども、信長上京の間に服したる伊丹池田の輩來て、三好が殘黨を討盡す、信長も早速に馳登られけれども、亂鎭て後なり、扨本國寺も心元なしとて、室町武衞陣に城を築て、昌山をすゑらる、而るに其後信玄に賺され、信長に謀反す、信長其儘上りて、城を攻落す、公方逃れて宇治の牧の島の城に籠る、信長追駈爰をも乘破る、公方は漸逃て、中國の毛利を恃んで隱れ居る、太閤の代に成て、傳を以て出られたり、元公方の事なれば、會釋も格別に、所領も相應に附らるべきと思しに、案の外僅三百石を與へて、咄の衆とす、其後幾程もなく病死せらるゝと云ふ、

私曰、秀吉登庸の始、姓氏無し、故に公方義昭へ、足利の世系を嗣ん事を望まる、義昭其俗姓を陋しめて、許容なし、秀吉詮方なく、兎角して豐臣姓を立らる、本文の如きは、其返報に義昭を辱しめらるゝと見えたり、

○佐々陸奥守の事

佐々陸奥守は信長譜代の家なり、柴田などゝ同じ、信長死去の後、秀吉に征せられ、陸奥守降參して坊主に成り大津へ來る、其時秀吉大津の城に在て禮を受く、陸奥入道大津城中に於て武道物語有り、淺野彈正を散々に叱り、武道の事何とて和主等の知事に非ずと云、人聞之、治部彈正は當時の出頭人なり、而るを斯く惡言に及ば、後にて惡かりなんと批判せり、太閤肥後半國を與ふ、（半國は加藤主計頭領、）入部の後、一揆度々發り、樣子惡かりければ、身上果たり、彈正のさゝへも有しと云、陸奥守道號は道閑、

尼崎に石塔在り、尼崎の寺にて自滅すと云、【割註】京出水千本西へ入曹洞宗慈眼寺は佐々陸奥守寺なり、則陸奥守石塔在り」

○禁裏御衰頽の事

信長の頃迄は、禁中の微々なりし事、邊土の民屋に異ならず、築地などはなくて、竹の垣に茨など這ひ纒ひたるさまなり、老人も子供の時は遊びに行て、椽にて土などを翫び、破れたる簾を、折節明けて見るに人もなき體なり、信長御領など沙汰せられ、造作等有し故に、少し禁裏らしく成たり、因之叡感有て信長を高官に進めらる、

禁中、信長の時より興隆とは云へども、太閤の初迄はまだ微々なり、近衞殿に歌の會などあるに、三方の臺色飽迄黒きに、ころ〳〵とする小豆餅を乘せて出されたり、然れども歌は今時の人に十倍すとぞ、常盤井殿と云ふ公家に、目見を望む人有り、媒介の人を入れければ、夏衣裳にては耻か敷と宣ふ、苦しからずとて、具して行たり、彼人も夏の裝束の事ならんと思ひしに、帷子もなきと見えて、蚊帳を身に巻て逢れけるとぞ、信長の時分の事なり、

○觀世太夫及び樋の口太鼓の事

觀世黑雪は宗雪が孫なり、宗雪子なし、保生太夫が子を養子とす、三郎と云、黑雪は三郎が子なり、宗雪も三郎も、東照宮御懇にて、兩人とも三州にて死す、今に至て觀世の家御家の太夫なるは此故なり、相國寺にて石橋兩度有しに、初度は宗雪、後の度は三郎なり、是は百年許已前の事なり、脇は小次郎、太鼓は高安道善など出づ、小次郎一の弟子に堀池宗室と云ふ者在り、二日の能に張良を二度芝居より所望しければ、宗室にさせたり、

樋の口と云太鼓の上手、津の國より來て京にて時めきけるは道善より遙に後なり、樋口鼓は老人も度々きゝたり、石井了雲が姪に石井傳左衞門と云者有り、新在家南町に居る、彼が亭にて、囃子有て、樋口擊

けるをも聞ぬ、是聞をさめなり、了雲も撃たり、樋口は太閤の御前に御用有て、囃子二番過て來る、笛は一増なり、樋口一增に御老僧いざ一番仕らんと云ふ、一增は其時老人なりしとぞ、一增は豊後の者にて、備前屋と云ものなり、一增京へ來てより、牛尾など云ふ笛吹も音を入けり、其頃笛彦兵衛木野など云ふ笛の上手有しと、桑垣元二と云ふ鼓者名高し、觀世又次郎などより先輩なり、道成寺など有る時は、又次郎より桑垣撃たる事多し、桑垣は宮增が弟子にて、男色なり、鼓はすぐれざれども物を知たる事比なし、

○太閤内裏にて能の事

太閤内裏にての能度々の事なり、其頃謠を作て、明智討、高野詣など有り、高野詣には、大政所の幽靈出て、あら有難の御弔やといふ事有り、太閤と東照宮と加賀大納言殿と、三人狂言も有り、毛利輝元、鼓を撃れし事も有り、道知當手になる事も有り、明智討も明智になるは其頃山崎に居し太夫吳松なり、

○法華亂の事

法華亂と云は、百二十年許已前の事なり、(承應二年)老人父既在などが當歲か二歲の頃なり、日蓮宗行れて、京中に寺々多く成たるに、叡山より悉く追放せんとす、法華宗是を拒ぎ、大なる合戰有り、今の新在家の者に法華宗の旦那多し、合戰の時打死多し、老人が外曾祖も討死せり、此時は公方家微にして、上々輕き故に、放埒成る事多し、(私、曰後奈良院御宇天文の始武將は萬松院義晴公)

○飯尾彦六左衞門歌の事

飯尾彦六左衞門は慈照院義政公の右筆なり、鳥養樣の書法は飯尾より出たり、和歌も好く詠じ、亂後京盡く燒亡したるを見てよめる、(應仁記に見えたり)、

住馴し都は野邊のゆふ雲雀あがるを見ても落る淚か

○金銀少かりし事

世上は金銀澤山に成る事五十年以來なり、台德院殿の御時、佐久間フカン所持の雲山と云ふ茶入を金森黄金百錠に求むる、台德院殿御聞有て、其價を與へんと宣ふ、折節金參拾錠有之、七拾錠不足なりと云、今の世と甚相違す、南都東大寺の奉加に賴朝金五拾兩を寄進せんと云れけれども、其年旱にて調はざりしといふ事東鑑に見えたり、

○菊水の茶釜の事

太閤の時分茶釜の名物は菊水の釜とて、菊と水とを紋につけたる釜有り、口廣くはた一寸許殘りたるほどなり、蓋は藥罐の樣に打きせふたなり、蒲生の家に在し物とぞ、

○大講堂の茶釜の事

公方家に有し大講堂といふ釜は、叡山より出たり、大講堂と云字を釜の腹の横に鑄付たり、丁酉の炎上に滅す、是も口潤し、

○古筆の事

後京極殿の書給へる歌仙あり、中殿の色紙なり、九條殿に今に傳れり、梶井門跡に、世尊寺伊賴の書る朗詠集有り、佐理より六代目なり、佐理の朗詠より賞翫すとぞ、

○氏鄉利家康を評せし事

蒲生氏鄉の近臣氏鄉に問て云く、太閤已後關白殿(秀次)に馬をつながんやと、氏鄉答云、彼愚人に從ふ者誰か有んと、又問ふ天下の主たらん人は誰ぞと、答云、加賀の又左衞門なり(大納言利家)又問、又左衞門これを得ずば如何、答又左衞門不得ば我得べしと、東照宮の事を問へば、答云、是は天下を得べきに非ず、人に知行過分に與ふる器量なし、又左衞門は人に加增分に過て與ふる物きれなり、取るべきは此人なりと云りとぞ、

○石田三成奉公人の心得をいへる事

石田三成云、奉公人は主より取ものをつかひ合せて殘すべからず、殘すは盜なり、遣ひ過て、借錢するは愚人なりと、

○茶入の事

茶入高直に成たるも近代の事なり、老人少年の頃は、世上おしなべて名物と云は玉堂といふ茶入と利休が圓座肩衝と計なり、是も何程といふ事もなく、無類の名物の樣にいふなり、其後相國寺に在し名をも相國寺といふ唐の肩衝を古田織部黃金十一枚に求む、是高直の始なり、程もなく加賀へ千五百貫に賣る、是は織部と治打中惡敷ゆゑ、勘定をせつかれて其爲に賣られしなり、道哲親圓淨坊取次にて、代金を持て來りし時、老人織部殿に居合たり、黃金六十枚と、蓮花王の茶壺一持來る、壺は此方より所望の由なり、圓座肩衝は江戶に在しが、丁酉の火に失すとぞ、

日野肩衝は、日野唯心大文字屋に賣玉ふ時、老人を呼て此の茶入黃金五十枚に賣べき約束す、少し味惡敷事有るほどに、五十貫おとして四十五枚になりとも、森美作殿抔に、御取あらば遣し度事なり、袖に入て持行見せよと宣ふ、見せけれ共代物とゝのひかねたるに、仍り首尾せず、遂に大文字屋が手に落つ、

○小倉色紙の事

小倉色紙は元來伊勢國司所持にて、屛風一雙に百枚押て在しを、宗祇の弟子宗長勢州へ下りし時、一雙共に國司與ふ、宗長辭退して一隻を留め、一隻をうく、一隻は勢州にて火災に燒失す、一隻殘つて世に傳ふ、それも三十枚許有り、紹鷗天の原の歌と八重葎の歌とを表具し掛物にすとなり、

○鶴の一聲の事

利休子道安茶の會に、老人五六年ほど續て會す、鶴の一聲といふ花入に花を生て、終に一度も掛物のかゝりたる事無りき、今程道具種々つらね、華美をあらそふは心入格別なり、其鶴の一聲は、今公方家に有とぞ

○普光院及び小姓の事

普光院殿の時、北野參詣に先を拂ひけるに、或少年馬より下りて、目とゞきの所につくばひける、普光院殿見て、福阿彌といふ目明を遣はして問しむ、問べき詞なくて「相見ての後の心にくらぶれば、と云ふ歌の下の句は何と申ぞと問ふ、少年答「誰か誠よりしくれそめけん」と云ふ歌の上の句は何と申ぞと答へけり、其由を申上る、普光院殿面白き者なりとて召出して寵愛甚し、因之前年より寵愛の小姓に心遠ざかりければ、其小姓恨て立退き、嵯峨の邊に隱れて居けり、方々尋求けれども、不知、或時公方嵯峨へ遊行有しに、伽羅の遠く薫るを聞給て、此の香外に有べられず、此邊に不審なる者有る歟、能尋見よとて人を遣す、或茅屋の內に彼少年机上に香を炷き閑にして有ける、公方直に至り玉ひて、前々のあやまりをゆるし、還り仕へよと色々と仰けるゆゑ、兎角に不及、頭を下げ泪を落す、公方悅び酒を呼て盃をさし、又返させて、日頃好める謠を一曲所望有ければ、姨捨の小謠をうたひける、公方彌感じて寵愛昔に倍せり、赤松普光院殿を弑せし時は、能有て鵜羽の中入の時、刺殺せりとぞ、此時公方の帶せし脇差は、抜國光といふ名物なり、本阿彌といふ同朋、刀脇差を日頃預り、死前兩度抜け出たる科にて、禁獄せられけるとぞ、後に前表と知れて、抜國光といふ、本阿彌日蓮宗に歸依する事、此獄中よりと云ふ、

○賓池坊證信の事

叡山の僧賓池坊證信は、平家能登守の弟なり、賓池坊に堅座し、學問の大願を起し、源平の亂を知らず、後に牒狀か返狀かを書れよとて、窓より入るゝ事有り、此時始て知れり、然れども坊を不出、三大部の私記を著す、文義甚勝れたり、今に叡岳に其坊有り、今は賓池坊とは云ざるなり

○肩衣半袴の事

近衛龍山公は、三藐院殿の父なり、衰微の時薩摩に御座す、肩衣半袴は龍山公の初製なり、素襖の袖を取り、それに襞を加る者なり、

○雪踏の事

雪踏は元來有て、革を付る事は、利休なりと云傳ふ、

○木綿足袋の事

木綿足袋は、今の製法の如くなるは、長岡三齋の母、初て製す、三齋の茶の會に出らるゝ時足冷るとてなり、

○ノ觀流の事

茶の會にノ觀流と云者有り、是は上京の坂本屋とて、茶の會を好む者有り、おどけたる茶の會を出す、初號を如夢觀と云、後改てノ觀と云、一溪故道三の姪壻なり、ノの字人の字の偏なり、人に及ばぬといふ意とぞ、宗易より少し後なり、

私曰世諺に異風なる事をノタ事と云ふも是より出たりと或記に在り、

○香爐の會の事

香爐の茶の會といふ事有り、主人炭を直して後、長盆に香爐と香合と香筋を置て出す、料理まだしき時是を出して、勝手口の障子をはたとたつるなり、其時上客香爐にある香をきゝ、左の袖より懷に入、炷留て右の袖より出し、炷殼を懷中して、次の人へまはす、次の客又香合の香を銀盤へつぎ聞て、左の袖より入て右へ出す事上客の如し、末座に至て、炷をはりて殘りたる一炷を、香爐におき、上客に呈すれば、上客勝手口に置き主人の爲にするなり、客五人なれば、香五片、六人なれば、香六片、香合にいるゝなり、大さは二分四方厚さ八分中なり、若料理間もなく、又は客を試んと思へば、勝手の障子を細目にあけておき、其時は初よりつぎて出せる香計をきゝて廻し、勝手口へ直す法なり、香爐も必青磁の勝れたるを用るにもあらず、瀨戸などのこびたるよし、心得有べし、茶屋に棚有は、香爐をおき、香を炷時は爐へは薰物をたかぬ者なり、

○林道春圖書編を貸さゞりし事

惺窩その時、林道春圖書編を求め得しを聞て、要通の書を以て借られけれ共、我手に入らざる由にて終にかさず、惺窩翁人に語て云、道春は非道の者なり、圖書編彼が手に入る事分明なり、僞て無しと云は非道なり、借す事ならぬといふより遙に劣れりとぞ、

○文章達德綱領の事

吉田素庵に在し文章達德綱領十卷を、戶田以春と云者借りて失へりといふて、終に返さず、今亡ぶ、

○惺窩の說を聞きたる人々の事

惺窩翁に儒道の事少し聞たる人は、細川越中、淺野釆女、曾我丹波、小畑孫一、城和泉等なり、

○淸原極﨟の事

野槌に淸原極﨟と有は舟橋家なり、當時は皆稱して極﨟殿と云り、外記環翠軒の曾玄孫の間なり

○太閤伏見にて砲聲を聞されし事

太閤伏見在城の時鐵炮四五十計放す音す、人皆怪む、太閤云、大名共鳥など打に出て歸るさにこみたる玉藥を打ぬくならんとあざ笑ふて御座す、則見せに遣したれば、はたして爾り、此者共聞て少し氣味惡く思ひて、一兩日過御前へ出づ、太閤笑ふて云、此頃の遊び面白かりしやと、少しも心に掛玉はぬ體なりしとぞ、

○太閤抱負の事

太閤常に云ふ、天下に我ほどの主なし、故に我に謀反する者有まじとなり、

○江口三郞右衞門の事

江口三郞右衞門は、丹羽沒後越前黃門公へ召出され、一萬石を賜ふ、越前の家の子に高木勘平とて、武勇の者あり、新參者の過分の所領するを怒て、或時江口の膝に迫りて問ふ樣、上方の武邊といふは如何樣なるを申ぞと、江口答云、上方の武邊と云は、人に武邊者といはれて、此殿の樣成る所へ召出されて、

高知行とるを申すと答、高木尻もなき體にて、ウンといふて退きしとぞ、若江口自分の前々よりの武功などを云立なば、我も夫程の事は八百度もしたりといはんと思ひしに、江口が案に相違の返事故、返す詞なかりしとぞ、江口は武のみならず、才も勝れたる者なりとぞ、

○黒田如水臨終の時の事

黒田如水病重く、死前三十日許の間、諸臣を罵り辱しむ、諸臣驚て偏に亂心の體なり、是を諫めんは、筑前守殿なるべしとて、長政に達す、長政則父の枕元に往て、是を諫む、如水長政の耳を取て、小聲に云れけるは、是汝が爲なり、亂心に非ず、諸臣に倦れて、早く筑前殿の代になれかしと思はせんためなりと被申しとぞ、

○美少年羽柴長吉の事

羽柴長吉は、太閤の小姓無類の美少年なり、太閤或時人なき所にて、近く召す、日頃男色を好み給はぬ故、人皆奇特の思ひをなす、太閤とふて云、汝が姉か妹か有やと、長吉顏色よきゆゑなり

○一柳監物の事

一柳監物缺脣なり、人指合をいへば、殊外怒る、晉苻堅に似たり、

○島田彈正直言の事

島田彈正（越前守兄號由也）直士なり、戸島刑部井上主計を斬し後に、城中にて各評論有て、戸島が擧動殿中に於て、前代未聞の事なりと云、由也座に在て云は、又重ねても年寄衆をきらんならば、殿中ならではなるまじと云、痛快なり、又或時老中會して米高直にして、萬民困窮すとの評議有り、其時由也云、老中の歴々米の買置などめさるゝ間、米何としても下直には成まじといふ、誰買置したると問れければ、先づ酒井讃岐殿からが買置めさると云、其時讃州云、我聊此事なし、さらば深津九郎右衞門（酒井家老）を よべと有ければ、深津來り、曾て此事なしと云、由也居丈高に成て、某月某日大豆何程買しを知たり、

點の口も陥有り　是は買道に非ずや、其外證據多しと云詰たり、如此の人いまは不聞、

○鷹の事

鷹の事に能く通じたるは、古の根津と云者なり、鷹の羽を續ぐ事、根津が娘より起れりと云傳ふ、根津が留主に、鷹の羽を損ひて、前の羽を以て續置しを、根津歸りて手に据ゑて不審し、鷹常より羽をひきて重しとて問出しけるとぞ、奇特なる事なりと云ひ傳ふ、

○宣長老惺窩を崇敬せし事

相國寺普光院の宣長老は、大德寺の僧董甫の弟にて、惺窩の伯父なり、當時五岳第一の學者なり、宣甞て云、蕣首座に逢ては、物がいはれずと云り、其儘こみつけらるゝ故なり、當時の人宣をすぐれたる人としる其人かくいふ故に、扨は惺窩傑出なる人といふ事を初て知れり、蕣首座は惺窩の事なり、

翁草　巻之六十二

享保之初畿內諸組與力名前有增（安永三年より五十有餘年）

（京所司代）水野和泉守組
（同心支配）羽太半右衛門
（同）大島儀右衛門
（同）岡田平左衛門
田中權太夫
佐合五郎右衛門
佐竹平藏
戸田彌次右衛門
安藤惣太夫
太田源次郎
佐藤萬右衛門
山口與左衛門
安藤十右衛門

（同）眞木十助
（外側破損方）戸田又右衛門
（從是以下次第不同）星野善太夫
伊藤權右衛門
岡田藤兵衛
小川左一郎
神應市兵衛
赤林八左衛門
岡本平兵衛
吉田太郎左衛門
大野市右衛門
辻平內

（同）高岡十平太
（同）宮本助六
小菅忠右衛門
加藤久左衛門
奥村權之進
古在彌五右衛門
森山三左衛門
高田甚左衛門
柳下藤左衛門
相原定右衛門
加藤杢之進
富田藤藏

（同）大岩半兵衛
（御金方）廣瀨金左衛門
安井左太夫
今村武兵衛
芦谷數右衛門
都筑藤九郎
並河新右衛門
戸田勘左衛門
柳下忠次郎
竹內佐五兵衛
石川藤右衛門
上皮貞之丞

小野徳右衛門　拓榴角兵衛

（京町奉行）山口安房守組（東組と稱）席順（古新之列を以す）

目付新家方 石崎喜右衛門　勘定方 山田源兵衛　缺所方御番方より兼役 眞野孫之丞　公事方 石島半助
勘定方同心支配兼 四方田董之丞　御番方上同 鹽津又左衛門　目付新家方 草間五右衛門　勘定方 山上藤右衛門
證文方 田中七右衛門　御番方 西尾甚右衛門　上同 加納武助　上同缺所方兼 神澤彌十郎
公事方 上田權右衛門　御番方 久保丹左衛門　目付新家方 木村勝右衛門　御番方 蘆谷藤左衛門
上同 村上新右衛門　證文方 田中郡右衛門　御番方 本田金五右衛門　上同 石黑平八郎

（京町奉行）諏訪肥後守組（西組と稱）席順（役列を以す）

公事方 深谷平左衛門　上同 熊倉市太夫　上同同心支配兼 眞野八郎兵衛　勘定方同心支配兼 野村與一兵衛
勘定方 下田忠八郎　目付新家方 石橋嘉右衛門　上同 才木喜六　上同 中井孫助
證文方 本多文助　上同 三浦儀右衛門　御番方缺所方兼 手島織右衛門　上同 棚橋源左衛門
御番方 入江安右衛門　上同 砂川金右衛門　同上 鵜飼治五右衛門　同上 渡邊熊右衛門
上同 飯室十右衛門　上同 木村源右衛門　上同 比良甚兵衛

（御門番）小宮山傳右衛門（南組）

中川數右衛門　早苗甚左衛門　岡山翁助　內藤庄太夫
鈴木重助　須賀井三左衛門　佐治丈右衛門　村田團七郎
藤田武兵衛

（右同） 曲淵重左衛門組（北組）

小倉源八郎　渡邊勘右衛門　小倉丈之助　丹羽角兵衛
野條忠右衛門　金原政之丞　加藤益之進　石川三助
鈴木八郎右衛門　小野宇右衛門

（伏見奉行） 北條遠江守組

岡田助之進　律田順右衛門　大島七郎右衛門　長瀬久右衛門
横田彦兵衛　杉山六郎兵衛　伊出忠左衛門　小泉貞右衛門
村井傳之丞　三輪伴五郎

（奈良奉行） 中坊美作守組

中條甚五右衛門　橋本龜右衛門　齋藤甚右衛門　中條
玉井與一右衛門

（大阪町奉行） 鈴木飛彈守組（東組と稱）

同心支配 由井助太夫　上同 大西作左衛門　宗旨役 八田軍平　上同 西田清太夫
川方 羽津元右衛門　上同 小泉伊左衛門　地方 田中仁左衛門　上同 寺西諸左衛門
從是次第不同 淺羽又左衛門　工藤七郎左衛門　牧野平左衛門　寺西儀左衛門
朝岡三左衛門　八田伴右衛門　金井與一右衛門　弓削權左衛門
早川安左衛門　關根庄右右門　由井喜右衛門　吉田源太左衛門

阿部伊右衛門	大垣喜内	田中源右衛門	桑原信右衛門
瀬田八右衛門	牧野金左衛門	磯矢市左衛門	中島民右衛門
服部平右衛門	荻野勘左衛門		

（右同）松平日向守組（西組と稱）

同心支配 三宅三郎右衛門	同上 古屋金左衛門	宗旨役 小島甚五右衛門	同上 松井與五右衛門
川方 永田官兵衛	同上 田坂重左衛門	地方 大森與右衛門	同上 成瀬勘右衛門
從是次第不同 葛山久之丞	安井新十郎	生駒五左衛門	大須賀萬右衛門
淺井藤七郎	仁木右近右衛門	仁木八郎右衛門	川方官右衛門
勝部六郎左衛門	黑崎政右衛門	黑崎岡右衛門	伴藤右衛門
安藤保兵衛	近藤吉右衛門	內山林右衛門	片山
三國岡之丞	大森與惣兵衛	杉山丹左衛門	吉田勝左衛門
山本	丹羽		

右兩組の名前少々混雜宥之可追改

享保六年巳來京町奉行組與力役替前錄（但所司代町奉行等の前錄は武鑑に見えたる故爰に略す）

享保五年山口安房守組同心出役着用の儀に付、安房守下知を令違背に仍り、同心支配石崎喜右衛門山田源兵衛を以て、被穿鑿處に同心四十八人の內十餘人は無別條、其餘三十餘人の者共、頭の差圖を强く及難

謐、一統に御暇を相願に付、同心支配の者色々理害を爲申聞、漸相鎭候得共、兼々支配の取計不行屆故に、加様の不法に及候越度に寄り、石崎喜右衛門山田源兵衛兩人共逼塞被申付置、同年安房守は定式の參府有之候處、在府中病死に付、跡町奉行佐渡奉行より河野勘右衛門へ被仰付、豊前守に被任、翌年上京の上、石崎喜右衛門山田源兵衛兩人共同心支配被差免、四方田重之丞田中源右衛門西尾甚右衛門三人を被召呼被申渡候は當組同心風俗不宜趣粗相聞候、因慈向後同心支配の名目を相改め、右三人を同心頭に被仰付候間、同心四十八人を組分致し、十六人宛右三人組と唱不作法無之様に、急度加下知相預可申候、右に付同心小頭も是迄脇山治左衛門上林平兵衛兩人に候處、此度中川小助を被加役名を與頭と相改め、則鬮取を以て同心十六人宛三組に分り、四方田重之丞組與頭脇山治左衛門田中七右衛門組與頭上林平兵衛西尾甚右衛門組與頭中川小助に定め、且亦西組者是迄の名目にて、同心支配一人相增、入江安右衛門被仰付同心與頭も　柏原治郎右衛門增役に加る、

東組役替前錄

享保六年缺所方眞野孫之丞儀下役同心鈴木元右衛門自殺の儀に付、役儀被召上逼塞、右御免以後引退相願、養子久次郎へ番代被仰付、缺所方跡影鹽津又左衛門へ被仰付、同七年公事方石崎半助死、悴助右衛門番代組入、

（石島半助跡公事方）石崎喜右衛門　（石崎喜右衛門跡目付新家方）田中七右衛門　（田中七右衛門跡證文方御番方より）西尾甚右衛門

同八年山田源兵衛勘定方より公事方へ增影以後公事方三人に相成勘定方一人減、

同九年石島助右衛門病死悴無之に仍り、弟半之丞被召出、幼年に付草間五右衛門門悴同甚助儀石島半之丞代番相勤、

同年妻木市之進儀、稍及成長代番村上彦太夫（新右衛門事）儀引退、市之進出勤、

同十年缺所方鹽津又左衛門死、養子要助組入缺所方、跡役蘆谷藤左衛門、

同年缺所方蘆谷藤左衛門義病身に付相願退役歸番、跡役加納武助、

同十六年蘆谷藤左衛門病氣に付退番、養子祐四郎組入、

同年久保彌三右衛門養子の儀に付越度有之、御暇、石島半之丞義稍及成長、番入被仰付、是迄半之丞代番相勤候、草間甚助儀、久保彌三右衛門明跡へ御抱入に成、

同年與力席順是迄新古の列を以て着座候得共、向後は役順に列候樣に相定、同十八年公事方上田權右衛門退役、養子源右衛門組入、跡公事方御番方より石黑三十郎（平八郎事）

同年勘定方山上藤右衛門忰兵藏組入、跡役替左の通、

役替組入の分朱にて記

公事方	目付新家方	缺所方	御番方
石崎喜右衛門	草間五右衛門	加納武助	蘆谷祐四郎
同 山田源兵衛	同 田中七右衛門	同 彌十郎アト （朱）石川金五右衛門	同 石島半之丞
同 石黑三十郎	同 勝右衛門アト （朱）田中郡右衛門	御番方本多事改 眞野久次郎	同 草間甚助
勘定方 四方田重之丞	證文方 西尾甚右衛門	同 妻木孫十郎	同 上田源右衛門
同 藤右衛門アト （朱）木村勝右衛門	同 郡右衛門アト （朱）神澤彌十郎	同 鹽津要助	同 （朱）山上兵藏

加役同心支配前錄可追考

闕所方以前者御番方より兼役に候處享保の中頃より御番御免本役に定る

同十九年山田源兵衛（公事方）死、忰左内組入跡役替左の通

公事方	目付新家方	缺所方	御番方
石崎喜右衛門	田中郡右衛門	石川金五右衛門	上田源右衛門
同 石黑三十郎	同 五右衛門アト （朱）西尾甚右衛門	同 武助アト （朱）蘆谷祐四郎	同 兵藏事 山上五兵衛

同源兵衛アト　(朱)木村勝右衛門　同七右衛門アト　(朱)加納武助　御番方　妻木孫十郎　同　(朱)山田左內
勘定方　四方田重之丞　證文方　神澤彌十郎　同　鹽津要助
(朱)草間五右衛門　(朱)眞野久次郎　同　石島半之丞
同　草間甚助

同年證文方神澤彌十郎死、養子平藏組入、
同年目付新家方田中郡右衛門死、悴粂之助幼年に付、上田源右衛門弟上田與一郎代番相勤、役替左の通

公事方　石崎喜右衛門　目付新家方　西尾甚右衛門　缺所方　蘆谷祐四郎　御番方　山田左內
同　石黑三十郎　同　加納武助　(朱)山上五兵衛　同　神澤平藏
同　木村勝右衛門　同郡右衛門アト　(朱)石川金五右衛門　御番方　妻木孫十郎　同　(朱)上田與一郎
勘定方　四方田重之丞　證文方　眞野久次郎　同　鹽津要助
同　草間五右衛門　同　上田源右衛門　同　石島半之丞
田中七右衛門　草間甚助

同年御番方鹽津要助死、悴千太郎若年に仍り要助弟(朱)「鹽津又十郎」千太郎代番相勤
同二十年勘定方四方田重之丞退役、悴重內組入跡役替左の通

公事方　石崎喜右衛門　目付新家方　加納武助　缺所方　山上五兵衛　御番方　上田與一郎
同　石黑三十郎　同　石川金五右衛門　同祐四郎アト　(朱)妻木孫十郎　同　鹽津又十郎
同　木村勝右衛門　同甚右衛門アト　(朱)蘆谷祐四郎　御番方　石島半之丞　同　(朱)四方田重內

勘定方 草間五右衛門
同 田中七右衛門
同重之丞アト (朱)西尾甚右衛門
證文方 眞野久次郎
同 上田源右衛門
同 草間甚助
同 山田吉助
同平藏事 神澤與兵衛

同年勘定方草間五右衛門退役、忰源五右衛門組入

勘定方跡役當分闕

同年勘定方田中七右衛門退役萬平組入

勘定方跡役(朱)石川金五右衛門跡目付新家方當分闕

同二十一年(元文改正)公事方石崎喜右衛門退役、養子左五郎組入、跡役左の通、

公事方同心支配 石黒三十郎
同 木村勝右衛門
同喜右衛門アト (朱)西尾甚右衛門
勘定方同心支配 石河金五右衛門
同甚右衛門アト (朱)加納武助
目付新家方 蘆谷祐四郎
同武助アト (朱)妻木孫十郎
同增役 (朱)神澤與兵衛
證文方 眞野久次郎
同 上田源右衛門
缺所方 山上五兵衛
同彌十郎アト (朱)田中萬平
御番方 石島半之丞
同 草間甚助
同 山田吉助
御番方 上田與一郎
同重内事 鹽津又十都
同 四方田重之丞
同 草間源五右衛門
同 (朱)石崎左五郎

元文三年勘定方本多金五右衛門死、養子金藏組入、跡役替左の通、

公事方同心支配兼 石黒三十郎
同 木村勝右衛門
同 西尾甚右衛門
目付新家方 蘆谷祐四郎
同 妻木孫十郎
同 神澤與兵衛
缺所方 田中萬平
同 (朱)草間甚助
御番方 石島半之丞
御番方 鹽津又十郎
同 四方田重之丞
同 草間源五右衛門

勘定方同心支配兼 加納武助　證文方 眞野久次郎　同 山田吉助　同 石崎左五郎
同 (朱)山上五兵衛　同 上田源右衛門　同 上田與一郎　同 (朱)本多金藏

同年加役川方新規に被相立東組にて(朱)石黑三十郎(朱)加納武助西組にて(朱)中井孫助(朱)不破伊左衛門被仰付候、是は御支配國の内に有之大川筋諸御用相勤候趣也、

但加役川方名目の儀、已前闕所方の兼役に、賀茂川筋御修覆御用相勤、是を川方と相唱候、然處其頃角倉平次御奉公願の儀願の通相濟、賀茂川筋堤奉行被仰付候故、夫迄闕所方にて取計候右川筋御用の儀は其節品分有て御用の筋に寄目付新家方へ相分り、闕所方にも少々支配相殘り共餘は平次方へ引渡候、此度被相立候川方とは、格別趣意違候事、

同五年目付新家方妻木孫十郎死、甥良助組入跡役替左の通、

公事方同心支配川方兼 石黑三十郎　目付新家方 蘆谷祐四郎　缺所方 草間甚助　御番方 草間源五右衛門
同同心支配兼 木村勝右衛門　同 神澤與兵衛　同萬平アト (朱)石崎左五郎　同 本多金藏
同 西尾甚右衛門　同孫十郎アト (朱)田中萬平　御番方 石島五三郎 半之丞事　(朱)妻木良助
勘定方同心支配川方 加納武助　證文方 眞野久次郎　同吉助事 山田源兵衛
同五兵衛事 山上藤右衛門　同源右衛門アト (朱)鹽津又十郎　同 上田與一郎
同増役 (朱)上田源五右衛門

寛保二年公事方西尾甚右衛門退役、悴新太郎組入、跡役替左の通、

公事方同心支配兼役 石黑三十郎　目付新家方 蘆谷祐四郎　缺所方 草間甚助　御番方 本多金藏
同同心支配兼役 木村勝右衛門　同 神澤與兵衛　同 石崎左五郎　同良助事 妻木孫四郎

同 甚右衛門アト (朱)眞野久次郎　　同 田中萬平　　御番方 石島五三郎　　同 (朱)西尾新太郎
勘定方同心支配川方 加納武助　　證文方 鹽津又十郎　　同 上田與一郎
同 山上藤右衛門　　同 (朱)山田源兵衛　　同 四方田重之丞
同 上田源右衛門　　同 草間源五右衛門

寛保三年目付方田中萬平死、悴傳五郎組入跡役替左の通、

公事方同心支配川方 石黒三十郎　　(役名此時分より改る)蘆谷祐四郎　　目付新家方改兼缺所方 草田甚助　　御番方 妻木孫四郎
同同心支配 木村勝右衛門　　同 神澤與兵衛　　同 石崎左五郎　　同 西尾新太郎
同 眞野久次郎　　同 (朱)山田源兵衛　　御番方 上田與一郎　　同 (朱)田中傳五郎
勘定方同心支配川方 加納武助　　證文方 鹽津又十郎　　同 四方田重之丞
同 山上藤右衛門　　同 草間源五右衛門
同 上田源右衛門　　同 本多金蔵

同年田中權八郎稍及成長に付上田與一郎引退、權八郎出勤、
寛保二年公事方石黒三十郎義江府へ被召御用被仰付候上、御目見勘定へ被召出、三十郎明跡へ木村郡次
御抱入

石黒三十郎跡公事方へ (朱)加納武助　　同人加役同心支配跡 (朱)蘆谷祐四郎
同人加役川方跡 跡勘定方當分缺 (朱)山上藤右衛門
加納武助加役川方御免役 (朱)上田源右衛門

延享三年公事方木村勝右衛門退役、忰八郎組入、跡役替左の通、

公 久次郎事 眞野嘉右衛門
同支 加納武助
同 勝右衛門アト (朱)蘆谷祐次郎
勘支川 山上藤右衛門
同川 上田源右衛門 權八郎事
目 神澤與兵衛
同 山田源兵衛
同 又十郎事祐四郎アト 鹽津太郎兵衛
證 石島五三郎
同 太郎兵衛アト (朱)四方田重之丞
缺 甚介事 草間五右衛門
同 石崎左五郎
番 源右衛門事 草間安兵衛
同 本多金藏
同 妻木孫四郎
番 西尾新太郎
同 田中傳五郎
同 田中權八郎
同 木村郡次
同 (朱)木村源八郎

同年御番方田中郡右衛門死、同苗彌五左衛門組入、

同四年役替左に記、

公 眞野嘉右衛門
同支 加納武助
同支 蘆谷祐四郎
勘支川 山上藤右衛門
同 上田源右衛門
同増役 □□□ □□□
目 山田源兵衛
同 鹽津太郎兵衛
同 與兵衛アト (朱)石橋五三郎
證 四方田重之丞
同 五三郎アト (朱)本多金藏
缺 草間五右衛門
同 左五郎事 石崎吉右衛門
番 草間安兵衛
同 妻木孫四郎
同 西尾新太郎
番 田中傳五郎
同 木村郡次
同 木村源八郎
同 (朱)田中彌五左衛門

同年目付方石島五三郎死、養子五三郎組入、跡役替左に記

公 眞野嘉右衛門
同 加納武助
目 山田源兵衛
同 鹽津太郎兵衛
缺 石崎吉右衛門
同 (朱)草間安兵衛
番 木村郡次
同 木村源八

同 蘆谷祐四郎　(朱)同 五三郎アト 草間五右衛門　番 妻木六郎兵衛　同 田中彌五左衛門
勘支川 山上藤右衛門　證 四方田重之丞　同 西尾新太郎　(朱)同 石島五三郎
同 上田源右衛門　同 本多金藏　同 田中七右衛門
同 神澤與兵衛

同五年公事方加納武助退役、悴小十郎組入、跡役替如左、

公支 武助アト 眞野嘉右衛門　目 鹽津太郎兵衛　缺 草間安兵衛　番 木村源八郎
同 支 蘆谷祐四郎　同 草間五右衛門　(朱)同 吉右衛門アト 妻木六郎兵衛　同 田中彌五左衛門
(朱)同 支川 武助アト 山川藤右衛門　(朱)同 源兵衛アト 四方田重之亟　番 西尾新太郎　同 石島五三郎
勘川 上田源右衛門　證 本多金藏　同 田中七右衛門　(朱)同 加納小十郎
同 神澤與兵衛　(朱)同 重之丞アト 石崎吉右衛門　同 木村郡次
(朱)同 藤右衛門アト 山田源兵衛

同年山上藤右衛門儀御用向手違有之に付、加役川方被召上、跡川方(朱)神澤與兵衛

寛延三年公事方蘆谷祐四郎山上藤左衛門儀常々勤方不宜、其上譯も有之に付、永の御暇被下、京都徘徊御構の旨被仰渡、祐四郎明跡へ平塚彦右衛門、藤右衛門明跡へ鹽津惣五郎御抱入、並に跡役替如左、

公支 眞野嘉右衛門　目 鹽津太郎兵衛　缺 草間安・兵衛　番 田中彌五左衛門
(朱)同 川祐四郎アト加役同心支配 上田源兵衛　同 四方田重之亟　同 妻木六郎兵衛　同 石島五三郎
(朱)同 藤右衛門アト 山田源兵衛　(朱)同 五右衛門アト 西尾新太郎　番 田中長右衛門　(朱)同 鹽津惣五郎

勘川 神澤與兵衛
同源右衛門アト (朱)草間五右衛門
同源兵衛アト 本多金藏

證 石崎吉右衛門
同金藏アト (朱)加納小十郎

同 木村郡次
同 木村源八郎

同 (朱)平塚彦右衛門

同四年公事方眞野嘉右衛門退役、悴彌三郎組入跡役替如左、

公支川 藤右衛門アト加役同心支配 上田源右衛門
同 嘉右衛門アト加役同心支配 (朱)山田源兵衛
同 川嘉右衛門アト (朱)神澤與兵衛
勘 草間五右衛門
同支 本多金藏
同 與兵衛アト (朱)妻木六郎兵衛

目 鹽津太郎兵衛
同 四方田重之亟
同 西尾新太郎
證 石崎吉右衛門
同 加納小十郎

缺 草間安兵衛
同 六郎兵衛アト (朱)木村郡次
番 田中七右衛門
同 木村源八郎
同 田中彌五左衛門

番 石島五三郎
同 鹽津惣五郎
同 平塚彦右衛門
同 (朱)眞野彌三郎

寶暦三年公事方神澤與兵衛闕所方木村郡次退役、郡次悴貞之亟與兵衛養子彌十郎組入、(但席順不巡に相見候得共貞之亟は是迄見習出勤致候に付席順先へ出る) 跡役替如左、

同年勘定方草間五右衛門退役、悴甚助組入、

右三人の跡役同年冬一緒に被仰付

公支川 上田源右衛門
同支 山田源兵衛
同 與兵衛アト (朱)本多金藏

目 四方田重之亟
同 西尾新太郎
同 太郎兵衛アト (朱)草間安兵衛

缺 郡次アト (朱)田中七右衛門
同 安兵衛アト (朱)木村源八郎
番 田中彌五左衛門

番 (朱)木村貞之亟
同 (朱)神澤彌十郎
同 (朱)草間甚助

勘　妻木六郎兵衛　同　石崎吉右衛門　同　石島五三郎
(朱)同金藏アト　鹽津太郎兵衛　(朱)同小十郎アト　眞野彌三郎　同　鹽津惣五郎
(朱)同　加納小十郎　同　平塚彥右衛門

同五年證文方石崎吉右衛門病氣に付退役歸番、跡役(朱)石島五三郎
同年石崎吉右衛門退番、養子藤三郎組入、
同九年公事方上田源右衛門死、孫源之助幼年に付上田七兵衛代番、跡役替左記、

公支川　山田源兵衛　目　四方田重之亟　缺　田中七右衛門　番　神澤彌十郎
(朱)同源右衛門アト川方　本多金藏　同　西尾新太郎　同　木村源八郎　同甚介事　草間五右衛門
(朱)同源右衛門アト同心支配　妻木六郎兵衛　同　草間安兵衛　第　田中彌五右衛門　同　石崎藤三郎
勘　鹽津太郎兵衛　證　石島五三郎　同　鹽津惣五郎　(朱)同　上田與七兵衛
同　加納小十郎　(朱)同貞之丞事彌三郎アト　木村九郎兵衛　同　平塚彥右衛門
同　眞野彌三郎

此一行本ノマヽ
同七年御番方草間五右衛門(甚介事)自殺、弟甚助組入、
同年目付方草間安兵衛退役、悴源五左衛門組入、役替左の通、

公支川　山田源兵衛　目　四方田重之亟　缺　木村源八郎　番　上田與七兵衛
同支川　本田金藏　同　西尾新太郎　同　田中源五右衛門　同　草間甚助
同　妻木六郎兵衛　番　石島五三郎　同　鹽津惣五郎　(朱)草間源五左衛門

勤 鹽津太郎兵衛
同 加納小十郎
同 眞野彌三郎
證 木村九郎兵衛
(朱)同 田中七右衛門
同 平塚彦右衛門
同 神澤彌十郎
同 石崎藤三郎

同年御番方草間甚助自殺無嗣、跡役へ妻木六兵衛悴丈五郎御抱入、
同年御番方上田與七兵衛死、因茲上田源之助後見代番後四方田重之亟、悴九十太相勤、
明和□年公事方山田源兵衛死、悴吉助組入跡役替左の通、

公支川 本多金藏
同 源兵衛アト同心支配 妻木六郎兵衛
同川方 (朱)加納小十郎
勤支 鹽津太郎兵衛
同 眞野彌三郎
同 小十郎アト (朱)木村九郎兵衛
目 四方田重之亟
同 西尾新太郎
(朱)同 石島五三郎
證 田中七右衛門
同 九郎兵衛アト (朱)鹽津惣五郎
缺 木村源八郎
同 田中彌五左衛門
番 平塚彦右衛門
同 神澤彌十郎
同 石崎藤三郎
同 草間源五右衛門
番 妻木丈五郎
同 四方田九十太
(朱)同 山田吉助

同年目付方四方田重之丞退役、悴九十太被召出
但九十太事是迄上田源之助代番相勤候に付、右替本多金藏悴豊三郎源之助代番勤之、跡役替左記

公支川 本多金藏
同支 妻木六郎兵衛
同川 加納小十郎
目 西尾新太郎
同 石島五三郎
同 重之丞アト (朱)木村源八郎
缺 田中彌五左衛門
同 彦右衛門事源八郎アト (朱)平塚彦十郎
番 神澤彌十郎
番 山田吉助
同 (朱)四方田九十太
同 (朱)本多豊三郎

勘支 鹽津太郎兵衛
同 眞野彌三郎
同 木村九郎兵衛

證 田中七右衛門
同 鹽津惣五郎

同 石崎藤三郎
同 草間源五右衛門
同 妻木丈五郎

同年上田源之助番入、但是迄代番相勤候、本多豊五郎并眞野彌三郎悴嘉右衛門儀與力并に番入被仰付、本多豊五郎眞野嘉右衛門上田源之助と席順相定、

同五年御番方四方田九十太死、養子重之丞組入、

同年目付方西尾新太郎死、養子新太郎組入、跡役替左に記、

公支川 本多金藏
同支 妻木六郎兵衛
同川 加納小十郎
勘支 鹽津太郎兵衛
同 眞野彌三郎
同 木村九郎兵衛

目 石島五三郎
同 木村源八郎
同 (朱)田中彌五左衛門
證 田中七右衛門
同 鹽津惣五郎

缺 平塚表十郎
同 彌五左衛門アト (朱)神澤彌十郎
番 石崎藤三郎
同 草間源五右衛門
同 妻木丈五郎
同 山田源兵衛

番 本田豊三郎
同 眞野嘉右衛門
同 上田源之助
同 四方田重之丞
(朱)同 西尾新太郎

同年御番方上田源之助病身に付退番、其跡へ親類上田彌右衛門組入、

同九年公事方本多金藏妻木六郎兵衛勘定方眞野彌三郎退役、金藏悴豊三郎彌三郎悴嘉右衛門は、是迄の席順の通、六郎兵衛悴、六郎兵衛（本次郎事）組入被仰付、跡役替左に記、

公川支 加納小十郎
目 木村源八郎
勘 神澤彌十郎
番 四方田重之丞

同支 (朱)木村九郎兵衛　同 田中彌五右衛門　番 妻木市之進　番 西尾新太郎
同支 (朱)石島五三郎　同 (朱)草間源五右衛門　番 山田源兵衛　同 上田彌右衛門
勘金藏アト川方 鹽津太郎兵衛　證 鹽津惣五郎　同 豐三郎事 本多金右衛門　同 (朱)妻木六郎兵衛
同 (朱)田中七右衛門　同 (朱)石崎藤三郎　同 眞野嘉右衛門
同 (朱)平塚表十郎

安永二巳年闕所方神澤彌十郎退役、養子条之助組入跡闕所方、(朱)西尾新太郎

西組役替前錄

享保九年同心支配（御番方）入江安右衛門死、悴安右衛門（金彌事）幼年に付、元木平次右衛門代番相勤、跡同心支配(朱)渡邊熊右衛門、

同年闕所方（桂友之進代番）棚橋源左衛門退役、桂元右衛門（友之進事）番入

跡闕所方(朱)棚橋八郎右衛門

同年證文方本多文助死無嗣、一家續の內より八田新左衛門被召出、

跡證文方(朱)鵜飼次五右衛門

同十年公事方深谷平左衛門退役、悴平左衛門組入跡役替左記、

公 熊倉市太夫　目新 石橋嘉右衛門　缺 手島織右衛門　番 比良甚兵衛
同支 眞野八郎兵衛　同 中井孫助　同 棚橋八郎右衛門　同 元木平次右衛門
同市太夫アト支 (朱)野村與一兵衛　同喜六アト (朱)砂川金左衛門　番 渡邊熊右衛門　同 桂元右衛門
勘 下田忠八郎　證 三浦儀右衛門　同 飯室十右衛門　同 八田新左衛門

同年闕所方棚橋八郎右衛門死悴龍助幼年に付棚橋八太夫代番被仰付、

(朱)同与兵衛アト才木喜六	同 鵜飼次五右衛門	同 木村源右衛門	(朱)同 深谷平左衛門

跡闕所方(朱)下田庄蔵番代渡邊熊右衛門

同年勘定方下田忠八郎死、下田庄蔵事庄右衛門番入、跡役替左記、

公 熊谷市太夫	目新 石橋嘉右衛門	缺 手島織右衛門	番 元木平次右衛門
同支 眞野八郎兵衛	同 中井孫助	(朱)同熊右衛門アト 深谷平左衛門	同 桂元右衛門
同 野村與一兵衛	證 砂川金左衛門	番 飯室十右衛門源右衛門事	同 八田新左衛門
同 才木喜六	同 鵜飼次五右衛門	同 木村定十郎	同 棚橋八太夫
同忠八郎アト 三浦儀右衛門	(朱)同支儀右衛門アト 渡邊熊右衛門	同 比良甚兵衛	(朱)同 下田庄右衛門

同年闕所方手島織右衛門退役、悴平七事郷右衛門組入、

跡闕所方

同年公事方熊倉市太夫死、悴小膳幼年に付眞野八郎兵衛悴豊次郎事六郎左衛門代番被仰付、跡役替左記、

公支 眞野八郎兵衛	目新 石橋嘉右衛門	缺 元木平次右衛門	番 桂元右衛門
同支 野村與一兵衛	同 砂川金右衛門	(朱)同平左衛門アト 比良甚兵衛	同 棚橋八太夫
同 中井孫助	(朱)同源助アト 渡邊熊右衛門	番 飯室助左衛門	同 下田庄右衛門
勘 才木喜六	證 鵜飼次五右衛門	同 木村定十郎	同 手島郷右衛門
同 三浦儀右衛門	(朱)同熊右衛門アト 深谷平左衛門	同 八田新左衛門	(朱)同 眞野六郎左衛門

同十八年闕所方元木平次右衛門比良甚兵衛儀、闕所藏へ盗賊入候御穿議に付、越度有て兩人共永御暇被下、平次右衛門儀は入江安右衛門代番の儀に付、平次右衛門一分の御暇被下安右衛門事未若年故、代番立替被仰付、野村與一兵衛悴彦三郎安右衛門代番相勤、且比良甚兵衛明役へは不破伊左衛門御抱入に成

跡闕所方(朱)木村與惣兵衛（定十郎）(朱)八田新左衛門

同年御番方飯室助左衛門死同苗文左衛門組入、

同十九年八月公事方眞野八郎兵衛死豐太郎（悴六郎左衛門事）組入、跡役替如左、

但眞野豐次郎事、是迄熊倉小膳代番相勤居候處小膳義稍致成長候に付番入被仰付市右衛門と致改名出勤、豐次郎儀は八郎兵衛と改名執八郎兵衛跡へ被召出候事

公同心支配 野村與一兵衛	目新 砂川金左衛門	缺 八田新左衛門	番 野村彦三郎
同八郎兵衛跡同心支配 中井孫助	同同心支配 渡邊熊右衛門	(朱)同 手島郷右衛門	同 不破伊左衛門
(朱)同 才木彦六	(朱)同 深谷平左衛門	番 桂元右衛門	同 飯室文右衛門
勤 三浦儀右衛門	證 鵜飼次五右衛門	同 棚橋八太夫	(朱)同 熊倉市右衛門
(朱)同 石橋嘉右衛門	(朱)同 木村與惣兵衛	同 下田庄右衛門	(朱)同 眞野八郎兵衛

同二十卯年十一月公事方野村與一兵衛死、悴彦三郎組入、與一兵衛と改名、但是迄彦三郎儀入江安左衛門代番相勤居候處、安左衛門事稍成長に付、番入被仰付與一兵衛儀は親跡へ被召出候事、跡役替如左、

新公支 中井孫助	新目 砂川金左衛門	缺 手島郷右衛門	番 飯室文右衛門
同與一兵衛アト支 才木喜六	同支 渡邊熊右衛門	(朱)同 不破伊左衛門	同 熊倉市右衛門
(朱)同 三浦儀右衛門	(朱)同 木村與惣兵衛	番 桂元右衛門	同 眞野八郎兵衛

賦 石橋嘉右衛門　證 鵜飼次五右衛門　同 棚橋八太夫　同（朱）入江安右衛門
同（朱）深谷平左衛門　同（朱）八田新左衛門　同 下田庄右衛門　同（朱）野村與一兵衛

同二十一辰年四月御番方桂元右衛門死、悴元次郎幼年に仍り、爲代番棚橋源右衛門再勤、同年（元文改元）十一月棚橋源右衛門儀老年故桂元次郎代番立替之儀相願引退、右代番河合次右衛門被召出、元文二年巳正月役替左の通、

勘定方増役（朱）不破伊左衛門　跡闕所方（朱）飯室文右衛門

同三年八月目付新家方砂川金左衛門退役、悴右源次事金左衛門と改名組入、跡役替加左、

公支 中井孫助　目新支 渡邊熊右衛門　缺 飯室文右衛門　番 入江吉兵衛 安右衛門事
才木喜六　木村與惣兵衛　（朱）眞野八郎兵衛　野村與一兵衛
三浦儀右衛門　（朱）手島鄕右衛門　棚橋八太夫　河合次右衛門
石橋嘉右衛門　鵜飼次五右衛門　下田庄右衛門　（朱）砂川金左衛門
深谷平右衛門　八田新左衛門　熊倉市右衛門
不破伊左衛門

同四未年四月勘定方石橋嘉右衛門退役、悴友之丞組入、跡役勘定方當分闕、

同年證文方八田新左衛門闕所方飯室文右衛門儀役儀御免、跡證文方（朱）野村與一兵衛跡闕所方（朱）河合次右衛門被仰付、

同五申年九月役替如左、

公支川 中井孫助　目新 木村與惣兵衛　缺 河合治右衛門　番 熊倉市右衛門

同支 才木喜六
同 三浦儀右衛門
勘 深谷平左衛門
同川同支 不破伊左衛門

同 手島郷右衛門
（朱）同 眞野八郎兵衛
證 鵜飼次五右衛門
同 野村與一兵衛

同 棚橋八太夫
番 八田新左衛門
同 下田庄右衛門
同 飯室文右衛門

同 入江吉兵衛
同 砂川金左衛門
同 石橋友之丞

同年同月勘定方渡邊熊右衛門死、悴十郎兵衛組入、跡役左記、

公支川 中井孫助
同支 才木喜六
同 三浦儀右衛門
勘 深谷平左衛門
同川 不破伊左衛門
（朱）同 木村與一兵衛

目新 手島郷右衛門
同 眞野八郎兵衛
（朱）同 野村與一兵衛
證 鵜飼次五右衛門 熊右衛門アト同支
（朱）同 河合次右衛門

缺 棚橋八太夫
（朱）同 飯室文右衛門
番 八田新左衛門
同 下田庄右衛門
同 熊倉市太夫 市右衛門事

番 入江吉兵衛
同 砂川金左衛門
同 石橋友之丞
（朱）渡邊十郎兵衛

延享二丑年四月公事方才木喜六越度有之永御暇被下、明跡へ前田五郎右衛門御抱入、跡役替如左、

公支川 中井孫助
同同支 三浦儀右衛門
（朱）同川同支 不破伊左衛門
勘 深谷平左衛門

目 手島郷右衛門
同 眞野八郎兵衛
同 野村與一兵衛 治右衛門事
證 河合理右衛門

缺 棚橋八太夫
同 飯室文右衛門
番 下田庄右衛門
同 熊倉市太夫

番 砂川八左衛門 金左衛門事
同 石橋友之丞
同 渡邊十郎兵衛
（朱）同 前田五郎右衛門

同　木村與三兵衛
(朱)同　鵜飼次五右衛門
(朱)同　本多新左衛門
公　入江吉兵衛

同四卯五月公事方中井孫助退役、悴直次郎組入、跡役替如左、

公支　三浦儀右衛門
同川支　不破伊左衛門
(朱)同　手島鄕右衛門
勘　深谷平左衛門
同同支川　木村與惣兵衛
同　鵜飼次五右衛門

目　眞野八郎兵衛
同　野村與一兵衛
(朱)同　飯室文右衛門
證　河合理右衛門
同　本多新左衛門

缺　棚橋八太夫
(朱)同　入江吉兵衛
番　下田庄右衛門
同　熊倉市太夫

番　石橋友之丞
同　渡邊十郎兵衛
同　前田五郎右衛門
(朱)同　中井直次郎

同年九月公事方三浦儀右衛門退役、悴小藤太組入、跡役替如左、

公支川　不破伊左衛門
同　手島鄕右衛門
(朱)同支川　木村與惣兵衛
勘同心支配　深谷平左衛門
同　鵜飼次五右衛門
(朱)同　眞野八郎兵衛

目　野村與一兵衛
同　飯室文右衛門
(朱)同　河合理右衛門
證　本多新左衛門
(朱)同　砂川八左衛門

缺　棚橋八太夫
同　入江吉兵衛
番　下田庄右衛門
同　熊倉市太夫
同　石橋友之丞

番　渡邊十郎兵衛
同　前田五郎右衛門
同　中井直次郎
(朱)同　三浦小藤太

同年十月勘定方鵜飼次五右衛門退役、悴吉之丞組入、跡役替如左、

公支川 不破伊左衛門　目 飯室文右衛門　缺 棚橋八太夫　番 前田五郎右衛門
同 手島郷右衛門　同 河合理右衛門　(朱)同 渡邊十郎兵衛　同 中井直次郎
同 木村與惣兵衛　(朱)同 入江吉兵衛　番 下田庄右衛門　同 三浦小藤太
勘支 深谷平左衛門　證 本多新左衛門　同 熊倉市太夫　(朱)同 鵜飼吉之丞
同 眞野六郎兵衛　同 砂川八左衛門　同 石橋友之丞
同次五右衛門跡 (朱)野村與一兵衛

延享五辰年（寛延改元）十二月御番方下田庄右衛門退番、悴菅五郎組入、

寛延四未年（十一月寶暦改元）五月御番方熊倉市太夫退番、養子藤兵衛組入、

寶暦二申四月公事方不破伊左衛門死、悴喜間多組入、跡役替如左、

公同心支配川方 手島郷右衛門　目 飯室文右衛門　缺 渡邊十郎兵衛　番 三浦小藤太
同支川 木村與惣兵衛　同 河合理右衛門　(朱)同 石橋友之丞　同 下田菅五郎
同伊左衛門アト (朱)深谷平左衛門　同 入江吉兵衛　番 前田五郎右衛門　同 熊倉藤兵衛
勘同心支 眞野八郎兵衛　證 砂川八左衛門　同 中井直太郎　同 不破喜間多
同 野村與一兵衛　(朱)棚橋八太夫　同 鵜飼吉兵衛
同 (朱)本多新左衛門

同十月御番方前田五郎右衛門退番、悴彌四郎組入、

同三酉年三月勘定方野村與一兵衛死、養子彦三郎組入、跡役替如左、

公支川 手島郷右衛門
同 支川 木村與三兵衛
同 深谷平左衛門
勘 眞野八郎兵衛
同 本多新左衛門

目 支 飯室文右衛門
同 河合理右衛門
同 入江吉兵衛
證 砂川八左衛門
同 棚橋八太夫

缺 渡邊十郎兵衛
同 石橋友之丞
番 中共直次郎
同 三浦小藤太
同 鵜飼吉之丞

番 下田菅五郎
同 熊倉藤兵衛
同 不破喜間多
同 前田彌四郎
(朱)同 野村彦三郎

右跡役當分闕

同九月公事方手島郷右衛門死、悴平七幼年に付本多新左衛門悴祐次郎平七代番相勤、跡役替如左、

公支川 木村與惣兵衛
同 深谷平左衛門
(朱)同 郷右衛門アト支 眞野八郎兵衛
勘 本多新左衛門
(朱)同 支 八郎兵衛アト 飯室文右衛門

目 河合理右衛門
同 入江吉兵衛
(朱)同 文右衛門アト 石橋友之丞
證 砂川八左衛門
同 棚橋八太夫

缺 渡邊十郎兵衛
(朱)闕
番 中井直次郎
同 三浦小藤太
同 鵜飼吉之丞

番 下田菅五郎
同 熊倉藤兵衛
同 不破喜間多
同 前田彌四郎
同 野村彦三郎
(朱)同 本田祐四郎

同十二月公事方深谷左衛門退役、養子平四郎組入、跡役替左記、

公支川 木村與惣兵衛
同支 眞野八郎兵衛

目 入江吉兵衛
同 石橋友之丞

缺 渡邊十郎兵衛
同 友之丞アト 鵜飼吉之丞

番 前田彌四郎
同 野村彦三郎

同川平左衛門アト（朱）本田新左衛門　番（朱）中井直次郎　同　下田菅五郎　同　本多祐四郎
勘支　飯室文右衛門　證　棚橋八太夫　同　熊倉藤兵衛　（朱）同　深谷平四郎
（朱）同與一兵衛アト河合理右衛門　（朱）同八左衛門門安三浦小藤太　同　不破喜間多
（朱）同新左衛門アト砂川八左衛門

同四戌年二月目付方石橋友之丞儀常に勤方不宜に付永御暇被下、右明跡へ友之丞縁者東組上田源右衛門悴權右衛門御抱入、目付方跡役（朱）渡邊十郎兵衛鬮所方（朱）不破喜間多、同六子年三月證文方棚橋八太夫退役、養子爲次郎組入、跡役證文方（朱）不破喜間多鬮所方（朱）下田菅五郎同年手島平七儀稍及成長候に付番入被仰付、代番本多祐次郎儀代番御免、同八寅年、十二月公事方本多新左衛門退役、悴助次郎新左衛門と改名組入、跡役替左記、

公支川　木村與惣兵衛　目　中井直次郎　番　下田菅五郎　番　上田權右衛門
同支川　眞野八郎兵衛　同　渡邊十郎兵衛　（朱）同　熊倉市太夫　同爲次郎事　棚橋與右衛門
同支新左衛門アト（朱）飯室文右衛門　同吉兵衛アト　鵜飼吉之丞　番　前田彌四郎　同　手島平七
勘　河合理右衛門　證　三浦小藤太　同平四郎事　野村與一兵衛　同（朱）本多新左衛門
同　砂川八左衛門　同喜間多事　不破伊左衛門　同　深谷平左衛門
同（朱）入江吉兵衛

同十一巳年目付方渡邊十郎兵衛死、悴甚之丞組入、跡役替左記、
公支川　木村與三兵衛　目直次郎事　中井孫助　缺　熊倉市太夫　番　棚橋與右衛門

同支川眞野八郎兵衛　同　鵜飼吉之丞　(朱)同勘右衛門アト前田彌四郎　同　手島平七郎
同支飯室文右衛門　(朱)三浦小藤太　番　野村與一兵衛　同　本多新左衛門
勘　河合理右衛門　證　不破伊左衛門　同　深谷平左衛門　(朱)渡邊甚之丞
同　砂川八左衛門　(朱)同　下田勘右衛門　同　上田權右衛門
同　入江吉兵衛

同九月勘定方河合理右衛門死、右跡へ桂大藏被召出、元右衛門と改名、跡役替左記、

公支川木村與三兵衛　目　鵜飼吉之丞　缺　熊倉市太夫　番　手島平七郎
同支川眞野八郎兵衛　同　三浦小藤太　同　前田彌四郎　同　本多新左衛門
同支飯室文右衛門　(朱)同孫助アト不破伊左衛門　番　深谷平左衛門　同　渡邊甚之丞
勘　砂川八左衛門　證　下田勘右衛門　同　上田權右衛門　(朱)同　桂元右衛門
同理右衛門アト入江吉兵衛　(朱)同伊左衛門アト野村與一兵衛　同　棚橋與右衛門
(朱)同　中井孫助

同十二年七月公事方飯客文右衛門死、養子直次郎文右衛門と改名組入、跡役替左記、

公支川木村與三兵衛　目　鵜飼吉之丞　缺　熊倉市太夫　番　本多新左衛門
同支川眞野八郎兵衛　同　不破伊左衛門　(朱)同彌四郎アト手島平七郎　同　渡邊甚之丞
(朱)同久右衛門アト中井孫助　(朱)同小藤太アト下田勘右衛門　番　深谷平左衛門　同　桂元右衛門

勘 砂川八左衛門
同 孫助アト 入江吉兵衛
(朱)三浦小藤太

證 野村與三兵衛
(朱)同 勘右衛門アト 前田彌四郎

同 上田權右衛門
同 棚橋與右衛門

(朱)同 飯室文右衛門

同十月公事方木村與三兵衛死、悴政十郎組入、跡役替左記、

公支川 眞野八郎兵衛
同 中井孫助
(朱)同 與三兵衛アト 三浦小藤太
勘支 砂川八左衛門
同 入江吉兵衛
(朱)同 小藤太アト 不破伊左衛門

目 鵜飼吉之丞
同 下田勘右衛門
(朱)同 伊左衛門アト 熊倉市太夫
證 野村與一兵衛
同 前田彌四郎

缺 手島平七郎
(朱)同 市太夫アト 棚橋與右衛門
番 深谷平左衛門
同 上田權右衛門

番 本多新左衛門
同 渡邊甚之丞
同 桂元右衛門
同 飯室文右衛門
(朱)同 木村政十郎

同十三未年三月公事方眞野八郎兵衛退役、養子兵之進組入八郎兵衛と改名、跡役替左記、

公支川 中井孫助
同 三浦小藤太
(朱)同 八郎兵衛アト 入江吉兵衛
勘支川 砂川八左衛門
同 不破伊左衛門

目 下田勘右衛門
同 熊倉市太夫
(朱)同 吉之丞アト 深谷平左衛門
證 野村與一兵衛
同 前田彌四郎

缺 手島平七郎
同 棚橋與右衛門
番 上田權右衛門
同 本多新左衛門
同 渡邊甚之丞

番 桂元右衛門
同 飯室文右衛門
同 眞野八郎兵衛

（朱）鵜飼吉之丞（同吉兵衛アト）
同五月御番方飯室文右衛門病身に仍り御暇相願退番、右跡へ眞野嘉傳次被召出、
明和三酉年九月闕所方棚橋與右衛門永御暇、右跡へ鹽津大次郎御抱入、跡闕所方、
同十月御番方木村政十郎儀逆上勤相成難に付永御暇、右跡長尾十郎助御抱入、
同月勘定方砂川八左衛門退役、悴健次郎組入、跡役替左記、

公支川　中井孫助
同支川　三浦小藤太
同支　入江吉兵衛
勘支　不破伊左衛門
同　鵜飼吉之丞（八左衛門アト）
（朱）同　下田勘右衛門

目　熊倉市太夫
同　深谷平左衛門
（朱）同　野村與一兵衛（勘右衛門アト）
證　前田彌四郎
（朱）同　眞野八郎兵衛（與一兵衛アト）

缺　手島平七郎
同　上田權右衛門
番　本多新左衛門
同　渡邊甚之丞
同　桂　元右衛門

番　眞野嘉傳次
同　鹽津大次郎
同　長尾十郎助
（朱）砂川健次郎

同五子年公事方三浦小藤太死、跡役替左記、

公支川　中井孫助
同支川　入江吉兵衛
（朱）同　不破伊左衛門（小藤太アト）
勘　鵜飼吉之丞
同支　下田勘右衛門

目　熊倉市太夫
同　野村與一兵衛（平左衛門アト）
（朱）同　手島平七郎
證　前田彌四郎
同　眞野八郎兵衛

缺　上田權右衛門
（朱）同　本多新左衛門（平七郎アト）
番　渡邊甚五右衛門
同　桂　元右衛門
同　飯室嘉傳次（眞野改）

番　鹽津大次郎
同　長尾十郎助
同　砂川健次郎

同伊左衛門アト
（朱）深谷平左衛門

同八月勘定方下田勘右衛門死、跡役替左記、

公支川 中井孫助　目 熊倉市太夫　缺 上田權右衛門　番 長尾十郎助
同支川 入江吉兵衛　目 手崎平七郎　同 本多新左衛門　同 砂川健次郎
同支 不破伊左衛門　同與一兵衛アト（朱）前田忠次郎　番 渡邊甚五右衛門
勘 鵜飼吉之丞　證 眞野八郎兵衛　同 桂元右衛門
同 深谷平左衛門　同忠次郎アト（朱）飯室嘉傳次　同 鹽津大次郎
同勘右衛門アト（朱）野村與一兵衛

同十一月三浦小藤太悴梅藏下田勘右衛門悴菅五郎御抱入、梅藏儀病氣に付、中井直次郎代番相勤、菅五郎儀若年に付鵜飼孫之進代番勤之、

同年中井直次郎（孫助悴）入江判次郎（吉兵衛悴）鵜飼孫之進（吉之丞悴）野村鐵藏（與一兵衛悴）儀與力並番入被仰付、

同六丑年十二月勘定方鵜飼吉之丞退役、悴孫之進御抱入、且亦孫之進儀是迄下田菅五郎代番相勤候處右之通に付、下田代番入江判次郎へ被仰付、

公支川 中井孫助　目 手島平七郎　缺 上田權右衛門　番 砂川健次郎
同支川 入江吉兵衛　同市太夫アト 前田忠次郎　同 本多新右衛門　同 中井直次郎
同支 不破伊左衛門　（朱）眞野八郎兵衛　番 桂元右衛門　同 入江判次郎

勘 深谷平左衛門　證 飯室嘉傳次　同 鹽津勝右衛門　同 鵜飼孫之進
同 野村與一兵衛　同八郎兵衛アト（朱）渡邊甚五右衛門　同 長尾十郎助　同 野村鐵藏
同吉之丞アト（朱）熊倉市太夫

同九辰年二月三浦梅藏儀番入、儀左衛門と改名、
安永二巳年闕所方、本多新左衛門退役、養子高四郎、實弟御抱入、
跡闕所方（朱）桂　元右衛門
同三午年野村與一兵衛退役、悴彦三郎（鐵藏改庄太兵衛又彦三郎と改）被召出、役替左記、

公支川 中井孫助　目 前田忠次郎　缺 桂　元右衛門　番 鵜飼孫之進
同支川 入江吉兵衛　同 眞野八郎兵衛　同權右衛門アト鹽津改（朱）棚橋勝右衛門　同 野村彦三郎
同支 不破伊左衛門　同郷右衛門アト（朱）飯室嘉傳次　番 長尾十郎助　同 三浦儀右衛門
勘 深谷平左衛門　證 渡邊甚五右衛門　同 砂川直右衛門（健次郎事）　同 本多高四郎
同 熊倉市太夫　同嘉傳次アト（夫）上田權右衛門　同 中井直次郎
同與一兵衛アト（朱）手島郷右衛門　同 入江判次郎

同年下田定之進事漸及成長候に付、番入被仰付、
同年七月御番方長尾十郎助儀病死、無嗣に仍り、親類前田忠次郎悴長藏事、木村源右衛門と改名、十郎助跡へ被召出、

翁草　巻之六十三

○大阪貨殖家辰巳屋久左衛門家噪動の事

攝大阪西横堀に辰巳屋と云ふ近世の豪家有り、元來は僅の炭問屋なりしが、先久左衛門（同商賣木津屋吉兵衛四男）先年辰巳屋へ養子に來、家相續して後、剃髮して休貞と號す、享保十六年亥六月二日死す、此の休貞天性質朴にて、家を能く治め、運に乘じて渡世無怠慢、日を追て富有の名を得、忰久左衛門代、享保十七年壬子年關西虫入飢饉の節も、公儀より飢人へ御救米を賜ひ、幷に其所々の富有の者へ一分の救を仰付られ、大阪にては大和屋三郎左衛門、平野屋五兵衛、和泉屋吉右衛門、辰巳屋久左衛門抔へ御下知有之に仍て、相應に銘々救を差出し、且又諸大名衆へ公儀より拜借米を仰付られ、尤米渡返納等之支配、此の四人相勤候故、諸國に名を發し、時めきける處に、久左衛門重病を受て元文四未年正月八日死す、歿期に大和屋三郎左衛門を招て、跡の儀萬端頼置候由なれ共碇と遺旨無りければ、古き手代共歎之、久左衛門養子未だ若年の事なれば、久左衛門弟木津屋吉兵衛【割註】親休貞の實家へ休貞二男を養子に遺木津屋を相續す」辰巳屋の遺跡後見致させたき者ながら、吉兵衛事、日頃の行跡不宜、木津屋の身上も薄く成り、家も家質に差入程の體にて、自分が少々文才に慢じ、別屋敷に學校を建て、公儀へ達して志の書生などを集め扶助し、上を不憚異體多き故に、加樣の族を久左衛門死後に入込せ、萬づ我儘に擧動せなば、亡家の基なりと潛かに計つて、辰巳屋跡式吉兵衛取締申間敷の僞遺書を調けるを、手代に吉兵衛內應の者有ける故、吉兵衛、大に怒て、辰巳屋重手代共を悉く追出し、自ら辰巳屋吉兵衛と名乘、中陰を勤め、忌明後、華麗を盡して、芝居遊里抔に入込て、目覺敷所行をなして、公儀へも家相續の御禮を勤め、諸事大和屋三郎左衛門を賴み表向き、相濟ける所に、其後久左衛門に右古き手代

共附添、吉兵衞を相手取、訟出に仍り、御穿議に成り、謀書の事尤も六ケ敷、先久左衞門實女いわ名代として罷出候當久左衞門實家唐銅屋より附來候手代新六と申者、牢舍被仰付、猶大和屋三郎左衞門へ公儀より下知有之、吉兵衞儀は隱居の格に相成り、當久左衞門致相續候樣內分の取計にて、先は表向相濟と雖、中々萬事辰巳屋方の取計には相成不申、兎角吉兵衞心儘に榮華を極め、驕の餘り其身は洛に登りて堂上方の家人と成り、圖書と改名しカンセイの圖子に大屋敷を求め、堂上方を招請し、帶刀打物を持せ、大阪往來致候處に、大阪御番所へ何の御屆も不致、右の所行故、大和屋より路次へ人を差出し、內分にて是を差留、俄に元の町人と成て、大阪へ立戾候由、加樣の類不可勝計、因玆京大阪の事を好む物師共、時を得て取入無用の金銀を費させ、將に辰巳屋浮沈の時節と見えければ、無慚や久左衞門娘いわは、若年ながら伯父の行跡を悲しみ、家の破滅と痛く歎て、是が爲に煩ひ付て果ぬ、依之久左衞門妾腹に今一人女子有を、吉兵衞悴綱次郎に娶んと披露し、久左衞門方貸附諸證文名前も、綱次郎に改候所々多有之由、偖暇を出されたる手代共は、件の趣を委く書調べて、東府へ下り、評定所の御箱に入る、是故に評定の上、台聞に達し元久五年庚申正月五日、同二月上旬、兩度に大阪表へ命令に依て右懸り合の者共、悉く東武へ被召呼、就中町奉行稻垣淡路守用人馬場源四郎は、網懸乘物にて與力兩人同心四人付添、二月三日大阪發出、東武へ參着す、段々御穿議の上、同四月左の通御仕置被仰渡、

申渡

（大阪橋町二町目）木津屋吉兵衞（三十八歲）

申正月九日入牢

右吉兵衞儀、兄辰巳屋久左衞門死後、辰巳屋へ入込居候て、久左衞門同樣に可存旨、手代共へ申渡致後見の由屆出候節、稻垣淡路守幷に家來共へ過分の音物致候、其上淡路守家來馬場源四郎に便りて、公邊の事可承合爲に、まいなゐ品々贈物いたし、辰巳屋身上向を成儘に取計ひ、手代の六人無體に暇を出し、當久左衞門儀は、自分の了簡を以て出訴致候日より、座敷牢へ入れ置、先久左衞門娘いわ義、實姪の事

に候處、重病に懸居候を見捨て、其身は爲遊興上京致し、いわ死後辰巳屋を綱次郎に相續させ可申爲に、いわ妹ちうと綱次郎盃事被致、先久左衞門より所々貸付置候銀子百貫目以上の分は、當久左衞門と吉兵衞連名に證文仕替、或は貸增いたし、吉兵衞又は綱次郎名前に改させ、且亦手代平兵衞に辰巳屋の銀子を以て家屋敷調くれ、其外夥多金銀自分の放埒に遣ひ捨て、諸道具等買込み木津屋の商仕入家質借銀内拂等に引取り、時節を見合せ、當久左衞門に非難を附け、實父方へ相返し、辰巳屋の家督可致押領と相巧候旨申し、重々不屆至難に付遠島申付候、

申二月十五日揚り屋入　（大阪町奉行）（稻垣淡路守用人）馬場源四郎

右源四郎儀、木津屋吉兵衞と致心易同道茶屋等へ罷越、吉兵衞振舞にて遊興いたし、吉兵衞辰巳屋へ引越致後見候儀、淡路守へ申達與候樣相願候處、久左衞門弟の事に候得者、尤の由及挨拶、彼是取持候て無滯相濟候上、淡路守方へ差出候祝物品々、幷家老用人共へ相贈候品、何も過分に候間、樽一品は留置、其餘は差返候樣淡路守申付候故、外役人共は肴代等指返候處、源四郎儀は、淡路守申付を不相用、其品々を不殘留置、其上淡路守へ申聞、取成いたし不目立樣、品々贈物致させ、且又悴吉三郎へ金拵の小脇差一腰、吉兵衞より遣し候を致受納、其外自分湯治致候路金五拾兩、吉兵衞へ無心を申、貰候儀共、奉行所に相勤ながら重々不屆至極に付、松平左近將監殿御指圖に仍死罪申付候、

申三月十五日　（大阪平右衞門町　具足屋次兵衞　五人組）近江屋十兵衞
（同所山本町年寄）荒物屋七郎兵衞

右の者儀五人組支配の內、具足屋次兵衞、奈良屋源右衞門儀、辰巳屋先久左衞門方より、家質にて銀子借請居候處、久左衞門死後、借增いたし、吉兵衞幷に綱次郎宛名前に證文を書替候儀、得と不遂吟味巧成證文に役判致候段不埒に付、過料五百貫文宛申付候、

覺

遠島　入牢　（大阪橋町二丁目）木津屋吉兵衛
死罪　揚屋　（稻垣淡路守家來）馬場源四郎
入牢　（辰巳屋久左衛門手代）與兵衛
平兵衛
（牢死）庄右衛門
五十日戸〆　預け（重病に付不召出）（中の島）大和屋惣左衛門
同　同　三郎右衛門
急度叱　同　（手代）作兵衛
同　（家守）喜兵衛
無構　同　（手代）仁兵衛
同　喜兵衛　忠兵衛
同　九右衛門　庄助
無構銀子は久左衛門方へ追々可相返候　（同所南新町二丁目）大和如軒
於大阪五貫文宛過料　（同所平右衛門町）十兵衛
（山本町）七郎兵衛
急度叱　同　（同所吉野屋町）年寄喜右衛門
同　（月行事）市郎兵衛　太郎兵衛
同　（曾根崎村）高渡壽八郎
無構　同　庄屋年寄
辰巳屋親類　（大阪內兩替町）布屋卯之松

同先久左衛門舅 （大阪内平野町） 森田藤右衛門
同親類 （同一丁目） 河内屋太郎右衛門
同 （同道修町一丁目） 紙屋吉右衛門
當久左衛門實父 （泉州佐野） 唐銅屋興茂作
（大阪吉野屋町） 辰巳屋久左衛門

久左衛門事構無く、家督の儀、彌相續致、元手代共呼戻し、家質名前等の儀、勝手次第改可申候、

入牢 （木津屋吉兵衛手代） 惣助
（同龜井町） 橋屋久兵衛

此度の儀に付以後我儘不仕樣可申付候 （辰巳屋久左衛門手代） 半兵衛 萬兵衛 嘉兵衛 源兵衛 新六 惣兵衛

申渡 （大阪橋町二丁目木津屋吉兵衛手代） 惣助 元助 左助

其方共主人吉兵衛罪輕成候樣に、深川八幡町知岩神田永井町宇治川正順へ相賴候處、取持可遣由相僞候を誠と存、此度吉兵衛致持參候辰巳屋所持の金子を以て、公邊の役人まいなゐとして、金子反物差遣、芝神明前、或新吉原町にて遊女野良抔を呼、振舞いたし候由、主人吉兵衛牢舍致居候折柄に候得者、萬相愼可罷在候處、右振舞に事寄せ自分の遊興等を催し主家の金銀猥に遣舍不法の事共不屆の至に付重き追放申付候、

（深川永代寺門前八幡町 久右衛門店） 禪僧 知岩

其方儀木津屋吉兵衛科輕く成候樣取持可遣旨相僞、吉兵衛の手代共より過分の金銀を出させ、重き役人

の家來、或は此度吟味掛の役人の名を指、まいなおに遣候由相僞、金銀反物數多かたり取、重々不屆至極に付、町中引廻獄門に申付候、

（大傳馬町二丁目家主）　蛤屋　勘右衛門

其方儀木津屋吉兵衞手代共を知岩方へ同道致し引合、其上知岩賴に任せ吉兵衞方より辰巳屋の金參拾兩近江屋嘉兵衞と申宛名にて借遣候儀ども不埒に付、江戸拂申付候、

（神田永井町茂兵衞店）　宇　治　川　正　順

其方儀木津屋吉兵衞手代宿預の儀相談申懸候に付、掛り役人の内に知人有之候間、承合可遣由申聞、金貳百疋貰候故、與力共の名を書付見せ候て、掛りの役人振舞候由、手代共へ相僞、聖天町喜八を以水野備前守組與力福島佐太夫へ申込、兩度迄新吉原町にて振舞せ、佐太夫を吉兵衞手代共へ引合、宿預の儀相賴遣、右兩度共其方儀も遊與所へ出合、遊女を呼事相調、吉兵衞宿預にも成候者、禮金過分取可申相巧候段、不屆至極に付、死罪申付候

（淺草聖天町家主）　喜　八

其方儀宇治川正順申合、福島佐太夫方へ罷越、木津屋吉兵衞宿預の儀申聞、手代共致面談候樣に相賴、新吉原町にて振舞爲致、其節間違候に付、翌日正順申合せ、吉兵衞手代共を佐太夫方へ召連參、宿預の儀猶又相賴、又々新吉原にて振舞爲致、右兩度共其方儀も、其場に罷越願之通に濟候はゞ、禮金過分に取可申相巧候段、重々不屆に付、重追放申付候、

（本石町三丁目太右衞門店）　嘉　兵　衞

其方儀木津屋吉兵衞宿預の儀、功者成者へ賴度由、吉兵衞手代共に付、宇治川正順へ引合新吉原町にて致振舞候節も、致案内罷越、其上正順方より吟味に掛候與力共の名を書付、手代共へ見せ候節も使致不屆至極に付、江戸拂申付候、

（本石町三丁目家主　木津屋吉兵衛江戶宿）　清　兵　衛

其方儀宇治川正順取持にて、役人を振舞候間參呉候樣、吉兵衛の手代共申に付、同道にて遊興所へ參り、手代惣助より請取候金子を以、右雜用爲相拂、彼是取持いたし、其上吉兵衛入牢已後、金子參百兩手代共より預候節、早速可訴出處、吟味の上、右の段及白狀不屆に付、江戶拂申付候、

（水野備前守組與力）　福　島　佐　太　夫（二十八歲）

其方儀令吟味之處、町人喜八申旨に任せ、木津屋吉兵衛手代共へ於新吉原町出合、右遊興所の入用金壹兩壹步、自身方へ請取入用に遣候由、總て御穿議に相懸り候者は、談事可相愼儀勿論に候處、神文を背き右の條不屆至極に付死罪申付候、

四月六日

右の外

（石河土佐守組與力）　藤田清兵衛　平塚伊右衛門

右兩人福島佐太夫一件に付永御暇

（御本丸御扈從）　小　出　相　模　守

右御役柄不相應の儀有之靑山大膳亮へ御預

小　出　右　近

右父相模守行跡不宜に付改易

（御醫師）　丹　羽　正　伯

右小普請入

（加納遠江守用人）　富　樫　彌　助　　永暇

（同目付）　永　井　兵　右　衛　門　　無構

右両人も辰巳屋掛合にて遠慮致居候上右の通相濟

（大阪順慶町近藤自短方に居候）與　兵　衛（四十五歳）

右與兵衛儀、傍輩仁兵衛并辰巳屋久左衛門親類共、吉兵衛を可久離旨共々申合置、裏返り吉兵衛儀に致内通、仁兵衛儀久左衛門印判を盗出し、且亦召仕女抔と致密通候由、無證據儀共、吉兵衛へ僞り申聞候に付、吉兵衛此儀を忠節と存、家屋敷并商仕入銀等迄呉可申旨致約束候處、其後吉兵衛氣に違候故、又々裏返り、吉兵衛不埒の儀共を、佐々美濃守番所へ密に訴出、又此度吉兵衛呼下し候跡より慕ひ參、道中にて佗言扱し、非分の吉兵衛に荷擔致吟味之節も不埒成書付差出、表裏至極、重々不屆に付重追放申付候、

（辰巳屋久左衛門手代）平　兵　衛（三十九歳）

右平兵衛儀、辰巳屋有銀にて、家屋敷一ヶ所、木津屋吉兵衛調呉候に付、慾心より吉兵衛に荷擔いたし、辰巳屋の金銀心次第に吉兵衛へ渡、其上咎輕く成候樣にと存し、吉兵衛遣ひ捨候金銀の高申爭ひ、且又久左衛門居間釘〆に致候儀は無之候由、傍輩庄右衛門と申合、僞成る書付差出、并吉兵衛致出牢候は可遣と金七百兩久左衛門へは不申聞持下り、雜物の內に隱し置、吉兵衛仕置申渡候上にても、其段不申出、畢竟盜取候同前の仕形、重々不屆に付重追放申付候、

（中の島）

大　和　屋　惣　左衛門

同　　三郎左衛門

右両人儀吉兵衛と久左衛門手代共及出入候節、取扱掛り落着不致內に退候段、未熟の致方不埒に付戸〆申付候、日數五十日

（右手代）　作　兵　衛

右手代作兵衛儀、吉兵衛儀手代共暇遣候節、立會取鎮め、何事も存寄の儀申間敷旨主人三郎左衛門申付

遣候處、吉兵衛共に暇の儀申渡候由、主人申付の趣を背き、不埒に付急度叱、

（大阪町奉行）稻垣淡路守

此度大阪町人辰巳屋久左衛門養子當久左衛門と、木津屋吉兵衛出入の儀、遂吟味候處、吉兵衛不屆の條々相決し、一件夫々御仕置相濟候、并發端去未二月二日吉兵衛より共方役所へ屆候は、木津屋吉兵衛事辰巳屋吉兵衛と改名致し、當久左衛門致後見候段御達候由、此儀先久左衛門遺狀并諸親類等の存寄も承糺、共上にて可承置儀の處、爲共儀不吟味の至に候、且亦五月朔日、當久左衛門に、手代新六差添願出候節、新六儀入牢申付候由、是は家來馬場源四郞申候を承込、取捌候事と相聞え、奉行人に不似合事に候共上申付ゆるかせに候故、源四郞事吉郞衛と馴合、或は金子の無心を申、或は音物品々受納致、共方儀も吉兵衛賄物受納致候段、自分の職分第一可相愼儀、致犯逆候條重々不屆に被思召候、依之御役被召放知行半知被召上閉門被仰付者也

（大阪町奉行）佐々美濃守

大阪町人辰巳屋久左衛門手代共より木津屋吉兵衛事、押領の仕形と相見え候由共方役所へ訴出候處、大和屋惣左衛門同三郞左衛門取扱致度旨願出候故、訴狀下げ遣候由、此儀先久左衛門より證文も無之儀に候へば、篤と可遂穿議の處、取扱人共の申旨に任せ、訴狀下げ遣候段等閑の仕形に候、依之逼塞被仰付者也

又御書付の寫

奥向の面々奉行役人へ訴訟人願等の儀、頼がましき事無之樣との儀、前々より心得有之候事に候得共、若左樣の義有之候歟、且亦老中若年寄共外役人の家來等より、願人等の儀に付、願がましき儀候はゞ、老中又は支配迄無遠慮可申聞候、右の趣可相達旨、御沙汰有之候に付可申達候、此段可申通候、

五月十二日

如斯御裁許相濟、一件四月中旬迄に悉落着す、大阪町奉行兩人共、右故障に仍り、當分堺奉行水谷信濃

守出阪、暫く町方の支配せられ、無程佐々美濃守は、逼塞御免當役其儘相勤られ、淡路守跡役松浦與次郎被仰付河内守に被任被相勤候事、

○京師豪富町人喪家并に衰廢の事

石河自菴

先祖尾州犬山城主の由浪人後京師に來て町人と成る、八九十年前身上潰當時跡無、

袋尾常皓

弟 與左衛門

先祖は室町三條邊長崎商人の手代にて、其後自分に長崎商を致富裕に成る、六七十年以前身上潰れ僅に殘、

高屋清六

姓は田中先祖は公儀直參の士なる由、浪人後京の町人と成る、居宅は丸太町兩替町の行當今の彥根屋敷の隣、當時錢屋了喜舗是なり、先年身上潰、淸水寺奥の御堂は此高屋の建立なりとぞ

二村壽安

元越後浪人の由、居宅は下立賣室町兩替善六が屋敷、元此壽安が宅地なり、石河自庵と同時身上潰、當時無跡、

平野祐見

御代官平野藤次一家なり、居宅は西洞院六角下る町、今の三井宗竺の屋敷なり、其後兩替町に移住す、先年身上潰、

糸屋十右衛門

出所越前敦賀回米にて富有に成り後京に住す、居宅は烏丸三條下る町なり、是も石河自庵同時に身上潰、

上京聚樂へ引籠、三代目に至りて行衞なく果る、此糸屋十右衞門西鳴瀧に禪院を建立す、今の妙光寺是なり、世に印金堂と云、

兩替善六

是は元來輕き兩替より段々立身致、七八十年以前は京第一の兩替屋と成り、二代目善六に至る、元祿の頃身上潰、居宅は下立賣烏丸西へ入町にて、凡一町四方程の地面なり、後には銀座中村內藏內爰に住す

兩替善四郞

所は室町大門町に住す、三代目にて先年身上潰、

阿形宗珍

此先祖は江戸大火事後京へ引越、三代目に至り身上潰、宗珍悴甚兵衞は仙臺へ引越家士と成る、當時阿形が一家多有之處悉潰、京都には一軒も其跡無之

小牧宗左衞門

出所は勢州松坂より西南小牧と申在所なり、居宅は三條武藤町兩替初代の宗左衞門は後順古と號、二代目に至り身上潰、

平野淸左衞門

居宅衣之棚二條下る町後下の町に住す、二代目に至り身上潰、

圖子口

是は長崎問屋にて室町御池上る町西側なり、町人の借銀千四百貫目も引負候故、時の所司代板倉周防守裁斷に、町人の分際にて、過分の銀子引込不屆の旨にて、圖子口磔罪に被行跡斷絕、

大黑屋德左衞門

居宅は新町二條下る町東側上角、長崎問屋にて方々の借銀千貳參百貫目に及ぶ、所司代板倉內膳正、任先

例徳左衛門を被梟首

三宅五郎兵衛

居宅は中立賣五郎兵衛、後宗因と云、其子五郎兵衛後に宗也と云、關ヶ原御陣の節、立花宗茂當分三宅方に滯留す、其賞として宗茂より千とせの硯筥を與ふ、この硯筥近世銀座深江庄左衛門所持せしを、銀座御咎のとき、公儀へ上る、外道具は御拂に成候へ共、此硯筥と片輪車の手筥、是は和州法隆寺の什物なり、若狹盆右三色は、二條御城へ納る、扨宗也事は身上潰以後筑後柳川へ立越、立花家の養ひを受る京地に無跡、

新屋伊兵衛

居宅三條、後の伊兵衛遊藝にふけり、身上を喪ひ、阿州へ能太夫に有付無跡

米澤屋　久左衛門

三條柳馬場西へ入町、麻苧問屋三四代繁昌に相續し、其後久左衛門山事に掛り、身上潰、先祖は京白川口の床髪結成しが、米澤飛脚金貳百兩落したるを拾ひ、彼國の使に戻す、上杉家に聞之、其廉直を賞し、彼等を取立上方用事被申付と云、

那波屋九郎右衛門

先祖は播州那波より出る剃を常有と云、總領九郎左衛門、後に壽順弟十右衛門後正齋と號す、兩家一旦は繁昌せしが、正齋家は先年潰、九郎右衛門方も段々衰微して諸家の大名より滯銀の訟有之により、先年公儀より閉門仰付られ、今於其分に蟄居す、

兩替善五郎

苗名は井川室町下立賣上る町に住す、昔は京大坂にて第一番の大兩替成しが、大名借しに身上潰、當時逼塞の身分なり、

辻　次郎右衛門

是も兩替善五郎以後の大兩替にて、室町出水上る町に住す、先年身上潰、當時逼塞なり、

金屋　勝右衛門

二條室町西へ入町に住す、長崎問屋なり、以前は唐人京迄も參り、右の宿致候處、其後切支丹御制禁に成候故、唐人も京都へ不來、其砌唐人より預り置候代物銀子等、悉く金屋が得分と成る、夫より益富有に成候由、三代目祐竹其子勝右衛門に至り新田事に掛り身上潰、

八文字屋　宗貞

八文字屋淨巴弟は宗貞と云、淨巴は四條通に住す、宗貞は三條東洞院西へ入町なり、兄の家は先年潰、宗貞方は悴彥三郎迄は無恙相續せしが、其子藤五郎代に至り、借銀重り、口々分散にて逼塞す、

久住　權兵衛

先祖は勢州神戶より出る、西洞院二條上る町、那波町の隣、今の雲州屋敷是なり、長崎商致大名借しにて身上潰

和久屋　九郎右衛門

室町二條上る町に住す、長崎商人なり、後の九郎右衛門に至り大名借にて身上潰、

三井　三郎左衛門

居宅は室町御池通近頃迄押小路通無之藥師町と並有之所今の居宅と北隣藥師町百足屋が屋敷と同一所にて凡二十間口程の地屋敷計を百貫目に買得して住す、元祖紹貞二代目三郎左衛門後に淨貞と云、飽迄奢侈高くして、世に其名を呼る、三代目三郎左衛門は、不器量者にて、次第に店振も惡く成り、大名借も滯り、諸向借銀重り、年賦の斷を立て逼塞す、

三井　六右衛門

元祖紹貞が弟助三郎の子なり、紹貞養て二代目三郎左衛門が弟とす、所は御池町三郎左衛門が南に住す、六右衛門後に道惠と云、究て奢ものにて後は鳴瀧の山莊に籠る、時の人鳴瀧の龍宮と呼ぶ、竟に後年借金重り身上潰、

浦井七郎兵重

同　彦右衛門

右兩人は兄弟なり、親常貞代には富有の名有り、兄弟が代に至り、奢甚く、大名衆よりの返銀は滞り、身上潰、詮方なく兄七郎兵衛は、酒井雅樂頭家士と成り、彥右衛門は姓を星合と改め、奥平家の家士と成り候由、

千切屋　惣左衛門

居宅は烏丸三條下る町衣金入の商より段々富有に成る、先年は京三條より江戸迄街道一番の身上と沙汰致けるが、其後子惣右衛門代に至り借銀方年賦斷を申立、今幽に相續す、

三木權太夫

先祖は播州三木より出る、居宅は下立賣室町東へ入町なり、元浪人にて京へ引越、町人と成る、黒田家の家老栗山大膳と緣者にて、其頃は筑前屋と號す、然るに栗山事主人と出入事有て公裁に及に仍り、其砌より權太夫も黒田家の出入を被止、然共分地甲斐守家へは今以て出入す、中頃長州表の紙を藏本致候處、相使松坂屋又左衛門が引負に仍り三木家も身上半潰に成る其上甲斐守家の仕送りに、大分金銀を失ひ、諸方借銀重り當時逼塞の身分なり、

玉屋忠兵衛

居宅は室町中立賣下る町なり、親好叔は大名借にて大に富榮たり、後の忠兵衛好意と號す、名高き遊人にて、過分の金銀を失ひ、其上諸家の大名返銀相滞り身上潰、

上澄屋次兵衛

室町佛光寺下る町に住す、元蒔繪粉の上澄商賣にて、先祖は輕き者に候處、段々繁昌致し、大名借の仲間に入り、其後諸家の返銀相滯り、二代目に至り身上潰、而れ共外よりの借銀無之故、三代目は元の上澄商賣相續す、

百足屋久左衛門

室町御池町西側に住す、其後西洞院御池西へ入町へ移住す、大名借或は兩替等へ手廣く銀子を出し候處、先々相滯身上潰、今無跡、弟仁左衛門跡は、於今無恙、室町御池町に住す、

丸屋事花房一黨

室町蛸藥師町に丸屋とて一家同町に五六軒有之、苗字を花房と云ふ、公儀直參士にも同姓多有之、右各大名借致候處、皆々身上潰、當時一軒も無之、

田邊屋平三郎

四條通に住す、元は江戸通ひの道具屋にて、段々身上宜く成り、大名借しを致し、四條の內にては第一番の分限と申けるが、二代目平三郎に至り身上潰、

藤屋市兵衛

室町御池に住す、元祖市兵衛は同町藤屋淸兵衛手代にて、主人より元手銀五百目貰ひ僅の身上にて候を、袋屋より市兵衛が性質を見屆、銀百貫目貸遣し、夫を以て長崎商致臨機應變の計略を以て、過分の金銀を貯へ、二代目迄は慥成身上成しが、三代目市兵衛奢者にて大名借しに掛り、竟に身上潰、

津久井太郎右衛門

東洞院三條下る町に住す、元祖太郎右衛門は、勢州白子より出る、江戸本町四丁目に小間物店出し、段々仕出し、二代目迄無恙相續し、三代目に成り身代を二つに分候處、店向不商に成り、上州の質店迄も

相仕舞兩家共に身上潰、

播磨屋　長右衛門

二條新町西へ入町藥種商賣にて京一番の藥師成しが、二代目の長右衛門榮耀者にて遊藝を事として家業を忘れ、後には山事に掛り、和州金峰山の金山を願ひ竟に身上潰、

薩摩屋　新兵衛

後素朴と號す、親を道甫と云、若年より行跡惡く女色に耽り、法體して小川中立賣下る町に引込、茶を業とし、中年にて死し、身上も段々衰へ大名方返銀は滯り身上潰に相成り、弟宇兵衛共跡相續すと雖、是亦不行跡故、他より金銀を取組無之、漸く幽に相續す、但し此總領室町中立賣上る町薩摩屋祐仁幷錢屋了喜抔は、薩州の用向を無滯勤め、隨分無事に相續致居候、

家原　自元

親は自仙と云、西洞院竹屋町上る町に住す、細川家立花家抔に大分の損銀有之、居宅を明逼塞す、

大黑屋　九右衛門

一名富山と號す、祖父を淨圓と云、勢州伊澤の住人なり、江戸本町一丁目に吳服店有之、三代目九右衛門幷弟助右衛門伯父六郎右衛門抔示合、積もなく安賣の手法を立候故、店表は賑く繁昌の體に相見え候得共、內分損銀多く、借金重り、竟に亡滅す、其跡店を大阪の一家大和屋より取立て、江戸本町二丁目にて、吳服商を興立す、

片木　勘兵衛

大宮絲屋町樋口に住す、絲商第一番の者にて、又手代迄㊤の暖簾をかくる家百餘軒有之時めきけるが、其身の奢より身上薄く成り、後は色々の事に掛り竟に身上潰、

家城　太郎次郎

江戸店は本町二丁目京仕入店は御池町兩替店は名代十郎兵衞新町姉小路上る町大阪兩替店は今橋筋なり勢州伊澤の住人、於江戸伊豆藏富山家城とて、其頃の大店なりしが、元來身上名代程には無之故、竟に借銀重り、年賦斷を立僅に相續す、

中川清三郎

出所勢州松坂なり、京兩替店は新町三條下る町、江戸兩替店は、元兩替町、米店は伊勢町、大阪兩替店は會所町なり、江戸町屋敷も、十ヶ所計致所持、御爲替御用を勤め、親常故伯父常印より打續き慥成る身上なりしに、清三郎幷に孫三郎兩人共に佛道に深く思入、其身も出家し、妻娘をも尼に致し、兄を常有弟を常立と號す、居宅を去て銘々に遁世し、家業は手代任せに致し幼子を立置候故、自ら身上向取しまらず、手代は引負致し段々衰へ、借銀方斷を申、身上潰、

日野屋長左衞門

間之町二條下る町に住す、關東問屋なり、幼年にして孤と成る其身の才智に慢じて手代共を疑ひ、十七歲より自ら諸勘定をして家業を專に致候得共、若氣故手違多き故後には行跡も惡く成る、竟に相續成難く、家株迄も外へ渡して逼塞す、

柴田宮内

堺町二條下る町に住す、養父は下玄と云浪人にて貯有之、右宮内を養子として娘に娶合す、宮内は水野美作守家老水野玄蕃二男にて主家斷絕して浪人して居たるを養子とせり、下玄死後宮内が內證の借金のさしひきに、北脇市兵衞方へ大分の金銀を取られ、自是北脇は立身し、宮内は散々に成て家を失ふ、

菱屋十兵衞

御池町にて卷物商賣致し、親代には富裕の聞え有しが、後千右衞門不行跡者にて身上潰、

吉野屋惣右衞門

押小路柳馬場東へ入町に住す、親は嘉右衛門後宗吾と云、實父にては無之、宗吾妻の弟なり、惣右衛門氣かさ者にて、長崎會所の兩替を致し方々勤廻候故、其身の分限よりも名高く手廣く取引致候所に、中頃より大名衆の取引滯に仍て諸向年賦の斷を立、漸くに相續す、

銀　　座

元祿吹替より日本の銀數度吹改り、其度毎に賃銀を被下有增考申處、凡四五拾萬貫目と立、此吹賃四分より六分まで被下、是を平均五分と見て、一度に貳萬五千貫目なり、是を五度合拾貳萬貫目なり、而るに僅十年計の内に、銀座中家材共に沽却し、今日續がたく相成は如何成故ぞや、全く奢超過するのみなり總じて銀座の風俗昔より如此、盛衰手の裏を返す如くなる事可笑、

絲　割　賦

元來割賦は長崎にて京へ百丸の絲を被下、右の絲を賣拂ひ、其餘分を以て仲ケ間の雜用を引、跡を夫々配分致す事なり、仲ケ間は大勢なれば、先年時節よき頃だに、中々割賦計にては格別の家督にも無之候去に仍り寶永の頃錢座を願ひ、錢を吹出し候處、其後大錢を吹き無程大錢御停止に成候に付、大分の損失を致し、其上近年長崎の仕法も改り候故、益割賦人共困窮に及び古き家の者共當時大分跡もなく成り僅に殘る者共は逼塞す、

吳　服　所

公儀吳服所を始、諸家の吳服所用達抔云者、何れも身上宜きは無之、段々困窮に及候、元來商人に非ず合力扶持方等を家々より貰ひ、町人の心を失ひ、武士の眞似する樣に成て、自ら世渡りに疎く、其上其家に由緒有之用達共も、當時は表向看板の樣に成て、調物に店々を問合せ、下直なるを專に調へ、或は入札を以て買上らるゝ故、用達は名計にて追々困窮す、

兩　替　屋

兩替商賣の儀は、百有餘年以來、上品の身上は右に記、中分の者不知其員、今に相續するは無之、其所以は兩替と申者は、餘の代呂物は無之、金銀錢のみを取扱ひ、大名豪家の貸引を肝煎、世上にても安利にて金銀を持込候故、自然末々手代迄も金銀を大切に不存、且相場の思入米商同前に相成り、偏に大博奕を打に同じ、故に多くは家風惡く成て、永く其家不相續、穴賢よく守り愼むべし、

右は商家三井が家書にして各家衰廢の所以を詳に記して自家教誡になせし趣なり、奧書に高房と有り、爰に記するは其大略而巳なり、本書に年曆を不記故、各家興廢の時節分明ならず、可追考、夫より下つかた當世に及迄を倩考るに、さしも人に知られし豪家の衰る事不可勝計、况泛々の家に於てをや、翁が物覺初めし後の事を指を折らば、其限なからまし、去れば迚、興家の類は、其十が一にも及び難し、盛衰は世の有樣なれば、こもじ＼／なるべきに、などや斯く偏よる事は、世の衰るに似たれ共、更に左に非ず、唯御代の盛んなる德化に誇り、奢の超過と貪欲の熾盛とのなせるならん、穴賢餘所事と不思して、貴と無く賤となく大となく小と無く、啻自の脩身を宗とするに如かざるべけんや、

昭和六年一月三十日印刷
昭和六年二月五日發行

日本隨筆大成第三期第十一卷

不許複製

編纂者　日本隨筆大成編輯部

發行兼印刷者　櫻井庄吉
東京市本鄕區森川町一番地

發行所　東京市本鄕區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京一八八九〇番
電話小石川六二五〇番

發賣所
東京市日本橋區吳服町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社